文學博士 村上專精
文學博士 辻善之助 共
帝國大學史料編纂官 鷲尾順敬 編

上巻

明治維新

神佛分離史料

株式會社 東方書院

例言

一、本書の主要部分を成せる調査報告は、大正九年以來帝國學士院の推薦により、東照宮三百年祭記念會の研究費補助によつて成れるものである、こゝに先づ特記して感謝の意を表す、

一、本書編成の趣旨は、專ら維新當時神佛分離廢佛毀釋に關する史料を保存して、後の研鑽に資せんが爲めである、故に零細なる資料と雖も、なるべく之を收録して異聞を博うするにつとめた、

一、神佛分離廢佛毀釋については、さきに明治四十四年より大正元年にかけて、雜誌「佛教史學」に掲載せられたものがある、今はすべて之を併せ收めて、この事件についての研究の便に備へた、

一、本書の主題に關係ある書類は、その既に上木せられたものと雖も、坊間に稀なるものは、なるべく之を收録した、

一、仁和寺記録、世益新聞等は直接本書の主題を扱つたものではないが、多少關係する所あるを以て之を收載した、

一、本書主要部分の調査報告は、それ〲その報告者の厚意盡力によつて成つたものである、こゝに記して謝意を表す、

一、本書發行は東方書院が營利を度外視せる厚意によるものである、これまた深く謝意を表す、

大正十五年三月

編　者　識

明治維新神佛分離史料　卷上

目次

挿入圖版目錄

目次（終）

明治維新

神佛分離史料

序辭

村上專精

今此に神佛分離事件の史料を公刊し、天下有志の諸君に配布することゝなれるは、吾輩の欣喜に堪へざるところである。抑此の神佛分離の事たるや、今日となりては、世人殆んど之を忘れたるものゝ如くなれども、明治の初年に立ち歸つて之を考ふるに、眞に容易ならざる國家の大事件であつた、國史として之を考ふるに、明治維新史中頗る其の要部を占むるものである。又宗教として之を言はゞ、佛教渡來以後、一千幾百歳の間に、未だ曾て見ざる空前の大椿事であつた、故に其の史實を後代に留むべきは、現代人の義務である。然るに事は世に閑却せられ、今や已に其の史料も漸く湮滅に歸せんとする時に際會し、此に上中下三卷の史料を公刊することになつたのは、吾輩多年の宿志の幾分を成し遂げたのであつて、眞に滿足するところである、依て此に聊其の顚末を記し、以て序辭となすことにした。

海にあれ、山にあれ、又里にあれ、凡そ地球上に生育するものは、其の生育する處に依て必ず一種の特色を帶び來たれるのが、自然の法則のやうになつてゐる。其は須らくまづ彼の植物に就いて之を見るがよい、又彼の動物の類に就いて之を見るがよい、又人類の言語風俗性格等に就いて之を見るがよい、殊に社會全體の文明史に就いて之を見るがよい、一々其の例を擧ぐるのは、餘りに煩雜に過ぎる虞あるから、今之を略することにした、實に地質其の者と地上の萬物とは相離るべからざる關係あるものだ。今此に世界の佛教史を大觀するに、又此の法則の自然に行はれ來たれるもののあるを見ることだ。佛教は固より唯一のものである、然るに各地に傳播し、其の處を替へて發育するに隨ひ、必ず一種の特色を帶び來たれることは眞に事實である。卽ち南方佛教は南方佛教の特色を有し、北方佛教は北方佛教の特色を有して居るばかりでなく、同じ北方佛教の中にあつても、印度に、月支に、中央亞細亞に、支那に、朝鮮に、又我が日本に、委しく之を尋ぬれば、孰れも皆必ず多少の特色を帶びつゝ、漸次發展し來たれるものである、されど今や他國の事は敢て之を語ら

ず、唯我が日本佛教の特色となすべきものを擧げんとするに、又決して二三に限るものでない、政治的方面に於て一の特色を有し、社會的方面に於て一の特色を有し、教義の內容に就いて一の特色を有し、儀式制度の上に於て一の特色を有すといふやうに、種々の特色を帶びて發展し來たれるものであるが、今吾輩が特に日本佛教の特色として擧げたいのは、此の佛教が、渡來してより以來、玆に一千四百年の久しきに及ぶと雖も、未だ嘗て廢佛毀釋の難に遇へることとなしといふ、歷史上の事實である。

佛教が、本國の印度に於て、政治上の迫害を蒙つたことは幾回なりしや、殆んど知るべからざるほど、度を重ねたことに相違ない。其の他月支及び中央亞細亞の各地に於て、一時は非常な勢を以て興りしも、其の國の滅亡と共に廢滅に歸した。尋いで又彼の支那にあつては、所謂三武一宗の難といふやうな、激烈なる廢佛毀釋の暴政に遇つたことがある。朝鮮も又李朝の初めに來たつて、殆んど佛教は社會的に葬むられて仕舞つたのである。然るに我が日本は、古來未だ曾て斯くの如き厄難に遭遇することなく、政治上の革新ある每に、佛教は之を機會に益〻榮え來たる

ばかりであつた。初め推古朝の時に於て其の先例を開き、尋いで大化の革新に於て其の轍を履み、之を機會に一段の盛況を示し、更に奈良朝の繁榮に遇うて、時の政治と一致し、政治と其の榮えを一にすることになつた。其れが平安朝の革新となり、尋いで鎌倉及び室町の幕政となるや、いつも相當に政治上の優遇を蒙むるばかりにて、未だ曾て迫害の難に遇へること一回もあることなかりしは、實に日本佛教特色の一である。適〻廢佛毀釋するものありといふも、唯是れ一私人の上にあることにして、政治上の公人としては、古來未だ曾て其の現象を見るに至らなんだのである。

二　宗教統一の美風

説き來たれば、何故に他邦には廢佛毀釋の事ありしに、我が日本國に限り、廢佛毀釋の事あるに至らずして、無事に經過せしものなるや、疑問が當に起るべきところだ。吾輩は一言以て之に答ふるに、古來本邦の美風として、宗教の統一あるに由るものと言ひたい。他にも又其の原因となれるものがないでもあるまい、されど吾輩は宗教の統一是れ其の重もなる原因であると思ふ。

票書臨

※印ある部は拂込人に於て記載せらるべし

東京六八六壹壹番

株式會社東方書院

※一金

※

拂込票

※印ある部は拂込人に於て記載せらるべし

東京六八六壹壹番

株式會社東方書院

※一金

※

拂込通知票

東京六八六壹壹番

株式會社東方書院

※一金

※

受領票

東京六八六壹壹番

株式會社東方書院

一金

※印を附しある部は拂込人に於て記載せらるべし

受領票

口座番號	東京六八六壹壹番
加入者氏名	株式會社東方書院
受付局日附印	

一金

御注文主の住所氏名は表面へ詳しく明瞭に御記入下さい

前に言ふ如く、各國孰れも廢佛毀釋の事あるは、決して珍しいことでない、殆んど其の常例の如くになつてゐる。是に由て試みに各地廢佛毀釋の由て起れる本を討ぬるに、其の之を爲すものは、時の政治にして、其の之を爲さしめたるものは、必ず異教徒であるといふのが、殆んど其の常例になつてゐるといふも、恐らくは不可あるまい。故に若し此に「春秋」の筆法を應用すれば、古來各國の廢佛毀釋は、異教徒の廢佛毀釋にして、政治上の廢佛毀釋でないといふことを得るのだ。其の最著しきは、印度であると言はねばなるまい、印度は實に宗教の本場である、殊に古代の印度は、世界宗教の博覽會場であつたと謂つて不可あるまい、種々樣々の異宗教が競起勃興して、恰も彼の異人種が同一の國に住して相互に軋り合ひするが如く、多數の異教徒が軒を並べて住んで居たのであるから、異宗教相互間の軋轢の最甚だしかりしは、想像に餘りあることだ。其の結果として、相互に他の宗教を壓服し、自己の宗教を擴張せんとするの手段として、成るべく時の君主を我が藥籠中のものとなし、其の君主をして他教を排斥せしめ、之に代へるに自教を以てせしめんとする策略を回らす者が多かつたに相違ない、其の結果として佛教が數々排斥の難を蒙む

り、今や本國の印度は、異教徒の奪ふところとなつてゐるのだ。

此の事は必ずしも獨り印度の宗教史に限ることでない、支那の宗教史上にあつても又同じく見ることとである。即ち彼の三武一宗の法難の如きが是れだ。支那の宗教史上、佛教の上に於て三武一宗の難といふことがあるのだ、即ち支那歷代の皇帝中極端なる廢佛毀釋を斷行せし者が四人あるので、其れを三武一宗の難といふのである。其の第一は北魏の太武帝である、其の第二は北周の武帝である、其の第三は唐の武宗皇帝である、其の第四は後周の世宗である。中に於て第一北魏の太武帝の廢佛毀釋は眞に殘忍を極めたる悲慘な廢佛毀釋であつた。其の状況は「魏書」釋老志の中に出づる兩度の詔勅文を以て知るべしだ、第一の詔勅文は實に左の如くである。

詔曰、沙門者、假西域虛誕妄生妖孽非所以一齊政化淳德於天下也、自王公已下、有私養沙門者、皆送官曹、不得隱匿、限今年三月十五日、過期不出、沙門身死、容止者誅一門

更に第二の詔勅文の中には「佛像圖形及胡經、盡皆擊破焚燒、沙門無少長悉坑之」といふ語が見えて居る。横暴も又極まれりと言はねばならぬ。于時太武をして斯く

の如き暴擧を敢て爲さしめたる者は、司徒崔浩であるが、さて又其の崔浩を使つた者があるのだ。其れは實に道士寇謙之といふ者であつた。されば北魏太武帝の廢佛毀釋は、其の實道士寇謙之の廢佛であつたといふも敢て不可あることないのである、第二北周武帝の廢佛毀釋は、北魏太武帝の處置に比するに、稍〻文明的態度を取つたと言はねばなるまい、如何に文明的態度であつたかといふに、武帝は自ら道士張賓の所說を信じ、佛教を廢して、これに代へるに道教を以てせんといふ考へなりしも、初めよりして此の事を判斷せず、まづ時の佛教家と道教家とを招き、自ら臨席して廢佛の可否を對論せしめた。處が佛教家の中には、知炫の如き、又慧遠の如き英傑ありて、廢佛の不可なる所以を論駁して、敢て讓らず、大いに武帝を面折して少しも恐るゝところなかつた、遂に武帝をして口を開くこと能はざらしむるに至つたのである。されど武帝は初志を飜へさなんだ、初志を飜へすに至らなんだけれども、其の名を公平に假りて、道佛二教共に之を廢すべき達令を發して、從來の道佛二教に代へるに、通道觀の設立を以てし、之を監護するに通道館學士一百二十名を以てし、其の人物は道佛二教の中より撰擇することにした。名分上其の處置

は如何にも公平である、併しながら、其の實を極むるに、廢佛毀釋の實行であつたのだ。故に所謂通道觀學士なるものは、其の服裝も道士の服裝たらしめ、其の所作も又道教の所作を爲さしめたものと見える。思ふに、本邦明治五年三月を以て、教部省設置せられ、尋いで又大教院の設立を見ることになつたのであるが、彼の教部省の制度は、全く此の通道觀の制度に倣つたものである、卽ち支那往古の歷史を我が日本に於て繰返へしたものであつた。然るに當時の佛教徒は、其の祕扃を知らずして、却て之を謳歌し、恰も佛教恢復の感を懷いたことであつたが、吾輩今を以て彼の時の事を顧ふに、眞に抱腹に堪へざるものが多いのだ。兎にも角にも、さういふ事情のあつたことであるから、繁きを厭はずして、此に其の時の詔勅文といふものを擧ぐることにした。

詔曰、至道弘深、混成無際、體苞空有、理極幽玄、但岐路既分、派源逾遠、淳離樸散、形器斯乖、遂使三墨八儒朱紫交競、九流七略、異說相騰、道隱小成其來久矣、不有會歸爭騙靡息、今可立通道觀、聖哲美言、先賢典訓、金科玉篆、祕賾玄文、所以濟美黎元扶成教義者、幷宜弘闡一以貫之、俾夫翫培塿者、識嵩岱之隆崛、守磧礫者悟渤澥之泓澄、不亦可乎、

所司量置員數、倖力務異恒式、主者施行
于時員置百二十人監護、吏力各有差、幷選擇李門人有名當世者、著衣冠笏履、名通道
觀學士（下略）　廣弘明集第十卷

「佛祖統紀」には、沙門道士幷令還俗、時國境僧道、變服者二百餘萬」と書いてある、然るに「佛祖通載」の方には、除廢釋氏、毀寺院四萬餘所、僧三百萬悉令還俗」とあつて、其の數字に不同あることだが、兎に角大いなる廢佛毀釋であつた。而して其の之を爲せる者は北周武帝であつたが、其之を爲さしめたる者は、實に道士張賓なる者であつたことを忘れてはならぬ。

第三は唐の第十五主武宗皇帝の廢佛であるが、此の人と第十六主宣宗皇帝とは兄弟である、兄弟でありながら、弟の宣宗帝は、卽位前に禪僧となりて、黃蘗と同窓の友となれる程の奉佛家であつたが、兄の武宗帝は、卽位前よりして佛を好まず、道教の方に心を寄せて居た人である、卽ち道士趙歸眞等の言ふ所に惑つて居た人である。故に武宗帝の卽位するや、忽ちに趙歸眞等八十一名の道士を禁中に招き、親しく其の法籙を受けられた、以て其の熱心の程知るべしだ。法籙とは佛教に所謂受

戒のやうなもの、基督教に於ける洗禮のやうなものである、卽ち歸敎の儀式を行ふのだ。爾來日を重ね月を重ぬるに隨ひて、意を道教に傾けること益〻深刻を極め來たり、適〻有志の諫言をなす者ありと雖も、少しも其の說を聽くことなく、却て道士等の說ばかりを容れ、遂に廢佛毀釋を斷行さるゝことになつたのであるが、通鑑綱目の中に記すところ實に左の如くである。

上惡僧尼耗蠹天下、欲去之、道士趙歸眞等復勸之、乃先毀山野招提蘭若、至是勅、上都東都、各留二寺、每寺留僧三十人、天下節鎭、各留一寺、寺分三等、留僧有差、僧並尼歸俗、寺皆立期毀撤、仍遣御史分道督之、財貨田產並沒官、寺材以葺公廨驛舍、銅像鐘磬、以鑄錢、凡天下所毀寺四千六百餘區、招提蘭若四萬餘區、歸俗僧尼二十六萬五百人、收良田數千萬頃奴婢十五萬人、五臺僧尼多亡、奔幽州

さればこれも又唐武宗帝の廢佛毀釋であるとはいふものゝ、武宗帝をして遂に此の舉に至らしめたる者は、道士趙歸眞等であるから、道士趙歸眞等敢て此の事をなすと謂つてよいのだ。

第四は後周の世宗であるが、後周とは唐末五代の隨一である、此の世宗に限り、他

に道士等の關係する者あつて、其れ等の說に迷ふたのでない、全く世宗一人の獨斷に出でたものと言はれて居る。既に「佛祖統紀」の中にも志盤これを評して

周世宗、天性毀佛而不得其佐、韓愈、歐陽修、天性排佛而不得其君、使世宗得崔浩、則按誅沙門、當有甚於太武之虐、使韓歐逢三武、則毀佛像滅僧、當不減於崔李之酷

と謂つて居るくらゐだ。併しながら、是れ果して言ふところの如くであるか、多少疑へぬでもない。思ふに假令直接に世宗に說いて、世宗の心を動かす者あることなしとするも、又間接には、佛教の外に道教あり、又儒教ありて、相互に其の是非を爭ひ、宗教の統一あることなきところよりして來たれるもの全くないとも限るまい。

其の廢佛毀釋の概況は、「佛祖統紀」に依るに、左の如く記してある。

九月以久不鑄錢、勅令除縣官法物軍器、寺觀鐘磬、鈸鐸之類聽留外、自餘民間銅器佛像、五十日內、悉令輸官、給其直、過期不輸、五介已上其罪死、上謂侍臣曰、卿輩勿以毀佛爲疑、夫佛以善道化人、苟至於善斯奉佛矣、彼銅像豈謂佛耶、且吾聞、佛志在利人、至頭目猶舍以布施、若朕身可以濟民、亦非所惜也、是歲廢寺三千三百三十六所以所毀像鑄周通錢

然るに「佛祖通載」には、二月詔廢天下無勅額寺院、凡三萬三百三十六所、存者二千七百所、廢銅像爲錢」と記してある、是れ恐らくは數字の寫誤より來る相違であらう。

以上之を要するに、三武一宗の法難といふも、其の實を刻するに、印度の其れと同じやうに、國家に宗教の統一あることなき所よりして來たれる異教徒の廢佛毀釋である、其の實政治上の廢佛でない。是に由て印度でも、又支那でも、本邦の如く宗教の統一が出來てゐたなら、前述の如き事はなくして濟むことであらう。支那も宋朝以來儒教道教及び佛教の合同論が、學者の間に於て漸く行はれ來つたことである、吾輩必しも其の影響であるとはいはぬ、兎にも角にも宋朝以後は三武一宗の時のやうなことあるを見ぬのは事實である、但し宋徽宗皇帝は前の三武一宗に次での廢佛家であつた。

然るに我が日本帝國は、外國に於て其の例あることなき皇統一系といふ芽出度き國體上の美風あると共に、又此に宗教統一といふ信仰上の美風が久しく存在して居た、是れ又外國に其の例の希れなことである。吾輩此の國體上の美風と宗教上の美風とが結び付いて、彼此相扶け合ふところがあつたやうに思ふ、又是れが國

民の思想統一上に影響することも少からなんだことゝ思ふ。今他の事は孰れにしても、國に異る宗教が同時に存在しながら、其れが工合よく調和して、恰も水魚の交はりをなし來たり、雙方共に何等の不平もあることなかりしは、實に萬國に於て其の例を見ることの希れなことである、是れ實に日本宗教史特徴の一である。暫らく神道を以て日本固有の宗教と假定するに、尋いで儒教來たり、又佛教來たり、其の後に來たれる佛教が、推古朝の時に於て、殆んど國教の形を以て、勃然として起ると同時に、在來の神道と儒教と能く融和し、而も佛教が三教中の盟主なるが如く、神儒の二教を以て、恰も左右の兩大臣となせるが如く、誠に異身同體の形を以て、一千有餘年間、何等の衝突もあることなかりしは、實に日本の美風として、外國に對し誇るに足るべきことであつた。

三　宗教統一の破綻

前述の如き日本宗教史の美風も、無限に繼續する譯には參らなんだ、遂に破綻の時を迎へたのである。いつ之を迎へたかといふに、德川幕府の時に來つて此の時節を迎へたのである。凡そ物本來單一なるものと雖も、發展の結果として分裂を

免かれぬものである。彼の基督教の中に於て多くの派を分ち、又佛教の中に於ても、同じく幾多の宗派を生ずることになれるものゝ如きは、實に此の例である。今夫れ神道と、儒教と佛教と、元來其の發生地を異にすると共に又其の歷史を異にし、又其の內容をも異にするものが、よく融和し來たれるは只事でない、これには皇室の關係もあつたであらう、兩部神道本地垂迹說の力もあつたであらう、より以上此の調和に力のあつたものは、人の關係である。今王朝時代の事を顧ふに、佛教の旺盛に引かれ、天下の人才は多く佛道に入るの風習を造つた。後ち武家時代となるや、學問の事は僧に委任し、武人は唯武を講ずるを以て本務となすことになつた、故に儒教も佛者これを研究し、神道も佛者これを講習すといふやうな有樣であつた、隨つて神儒佛の三教が、よし本來の歷史を異にし、又其の性質を別にしてゐても、和合せざるを得なんだのである。

然るに德川時代となるや、神儒佛の三教孰れも自家專門の學者を生ずることになつて來た、從前の如く、佛教徒の硏究に之を委任せぬことになつて來たのである、是に於て乎、三教一致の上に於て、破綻を來たすべきは誠に自然の數である。今其

の概況を一言するに、德川時代の初めに當り、天海及び崇傳の如き佛教家を前に置いて、儒教の專門家として彼れ等に對峙せし者は、藤原惺窩、林羅山である。此の二人は宋儒の遺風を學びし朱子學の泰斗であつた、故に彼れは常に佛教を見るに、異端邪說の眼を以てしたことは言ふまでもないことだ、惺窩羅山必ずしも廢佛家ではなかつた、廢佛家でなくとも、旣に儒家を以て立つ以上、時に廢佛的語氣の流露することあるは自然の結果である。隨つて德川二百五十年間に於て、儒者としての廢佛の先驅をなせるものは、此の二人であつたといふも恐らくは不可あるまい。

さてこれに次いで、羅山以上の廢佛家となれるものは山崎闇齋である、闇齋は惺窩羅山と同じく宋儒を修めし者なるが、彼れは儒教を以て滿足せず後ち神道を學び、遂に神道に於て一家を爲すに至れる大家であつた、故に彼れは宋儒の口調を假りて、佛教に對し異端邪說の批判を下だす位のことばかりでなく、國家の立場よりして佛教を論じ、一概に佛教は夷狄の宗教である、故に神國に生まれし本邦人の奉ずべきものでないといふことを主張したものだ。

以上惺窩羅山及び闇齋の如き碩學鴻儒が、自ら立つて廢佛毀釋の先鋒となつた

のである、故に其の結果として、後進の儒者及び神道者が、其の轍を履み、其の迹を追うて進まんとすることは自然の數である。是を以て中には彼の「護法資治論」を書いた不染居士のやうな人も、希れにはなかつたのでない、されど概して之を論ずるに、徳川時代の大儒徂徠の如き人物を初めとなし、新井白石、熊澤蕃山、貝原益軒、太宰春臺等の諸士、苟くも一家をなす儒者にして、陰に、陽に、多少廢佛的思想を有せざる者は、殆んどなかつたと謂つてよい。而して其の言ふところは大概千篇一律であつた、自ら孔孟の所説を以て立脚地となし、佛教は異端邪説であるといふのだ、妖怪の説を爲し、人倫の常道に違するといふのだ、仁義忠孝の教と相容れぬといふのだ。但し中井積善の「草茅危言」の如き、又正司考祺の「經濟問答祕錄」の如きは、國家の經濟上よりして廢佛の必要を論じたものである。又富永仲基の「出定後語」幷に服部天游の「赤裸裸」の如きは、佛教の經典に就き本文批評を試みたものである。當時の佛教家は富永仲基の「出定後語」を見て、佛教の根柢より破壞し來たれる、一大鐵鎚のやうに感じたことであつたが、今となりては、却て是を以て佛典研究の材料を與へてくれたものゝやうに感ずることになつた、蓋し是れ研究思想の進歩は期せずして

此に至つたのである。

如上は儒者の方に於ける廢佛毀釋の概觀なるが、此の外に又神道家としての廢佛毀釋の氣焰は、實により以上のものであつた。但し其の端緒となれるものは、前に擧げたる山崎闇齋であつた、彼れを以て先驅となし、中頃に來つては賀茂眞淵本居宣長の如き者が出でた、但し是等の人は皆國學の泰斗にして、孰れも各自專門の學に孜々汲々たるばかりで、顯はに廢佛毀釋の方面に手を出した人でない。併しながら本佛家ではなかつた、どちらかといへば、廢佛家の方であつた。是れ其の專門の學の然らしむるところなるのみならず、當時の佛教徒が多年の積弊と共に、又僧中無學の徒の最多かりしは、彼れ等學者の身として之を忌避せざるを得なんだのも、誠に無理ならぬことである。既にして德川時代の晚年に至るや、此に彼の平田篤胤なる者が出た、此の篤胤は著書一百部、門人一千名を有するに至つたと言はれて居る人物である。彼れは專門の學問としては、固より眞淵及び宣長等に伍すべき器でない、併しながら、口と共に筆を以て當時の社會に向ひ、大々的に活動せしことは、殆んど他に其の類あることなしといふも、恐らくは過言であるまい。彼れ

篤胤は唯一神道を以て自己の立脚地となし、此の立場よりして唯佛教を排斥したばかりでない、又儒教をも併せて排斥した、我が日本國は神國である、故に唯神道ばかりを奉ずれば事足れり、何の必要ありて乎、外來の佛を奉じ、又儒を用ひんやといふのが、根本的精神である。此の精神を以て、著書と講演とに依り、終生佛を排し、又儒を斥するを以て、畢生の能事となせるものであつたが、中に就く儒よりも佛を排することに力めた、佛を排する中に於ても、殊に眞宗及び日蓮宗を敵視することが強かつた。著書として最廣く行はれしものは「出定笑語」三卷、「出定笑語附錄」二卷、幷に「神敵二宗論」の如きものであらう。實に俗談平話、以て成るべく一般の人に之を讀ませんとし、加ふるに惡口雜言、以て國民奉佛の思想を除却せんことに注意したものである。故に徳川時代に來たり、廢佛毀釋の著書の出づるもの頗る多しと雖も、其の效果の最著しきものは、實に此の篤胤の著書であつた、彼れが著書は、廢佛毀釋の爆裂彈でなくとも、速射砲位の力は慥かにあつたことゝ思ふ、これが徳川時代に於ける日本宗教破綻時代の概觀である。

四　宗教統一の破裂

破綻は破裂の甚である、德川時代にあつては前述の如く破綻した、破綻はしたが未だ破裂には至らなんだ、國法上にあつては、依然として宗教統一の形を維持して居た、卽ち從前の如く佛教を以て神儒二道を統一して居たのである。例せば當時は神道家も儒者も、共に死ねば必ず佛教家の手にかゝらねばならぬことになつて居た、葬式は一に佛教家の占有する權威であつた、のみならず、國民は擧つて宗門改の制度に服せねばならぬことになつて居た、今の送籍は當時にあつての寺送り狀である、思へば德川時代に於ける佛教の權威は、尙ほ以て偉大なものであつた。前に言ふ所の儒者及び神道家の廢佛毀釋は、唯是れ私人の上にあつたことで、政治上にあつては未だ嘗て何等の徵候もあるを見なかつた、故に吾輩此の間を以て破綻時代といふと雖も、破裂とは言はぬのだ。併しながら、破綻は破裂の初めである、一度破綻したものは、早晩破裂の時の來るべきは自然の數である、例へば陶器類に罅が入れば遂に其の處から破れるやうなものである。果して其の時は至つた、明治の新政卽ち是れである。

抑明治の新政は何に由て起れる乎、是れ固より容易に語るべきことでない、併しな

から、時勢の産物であるといふこと丈は許さねばなるまい、但し世界的に海外より輸入し來たれる時勢の産物もあつた、又國家的に內地に於て發生せし時勢の産物もあつた、畢竟內外兩方面よりして生じ來たれる時勢の産物、是れ實に明治の新政である。是に於て言ふ所の時勢とは何ぞやと問ふ者あらば、何んと答ふべき乎。時勢とは畢竟人氣である、人氣とは多數人種の輿論である。時に多數人種とはいふもの丶、普通教育の未だ開けざる時、階級制度の未だ破れざる時の輿論は、唯是れ士族であつたと謂つてよい、士族にあらざるもの、卽ち當時百姓町人といはれし者は、國是問題を議するの資格もあることなく、又其の知識もあることなかつたのだ。是を以て明治の新政を喚び起した天下の輿論は、唯是れ士族であつたといふも不可あることとないのだ。然り而して其の士族の精神教育は、何者乎、之を爲せるやといふに、書物に就いて之を言はゞ、山陽の「日本外史」「日本政記」、又は松苗の「國史略」の如きものであつた。當時書を讀む者にして、是等の本を開かざる者は殆んどなかつたであらう。但し是れよりも尙ほ多くの人に讀まれ、且つ當時の思潮に影響を與へしことの最多大なりしものは、平田篤胤の著作であつた、卽ち「出定笑語」又は「俗神

道大意」の類であつた。是等の書籍が、當時の士族社會を教育したのであるが、其の士族が遂に明治の新政を造ると同時に、又其の新政に參與することになつたのだ。是に由て此を思ふに、非佛教說が明治の新政と共に、政治上に於て發るべきは、實に自然の數である。

加ふるに、嘉永六年六月を以て、相州浦賀に米國水師提督ペリー來つて、開港條約を申込むところあるや、幕府は天下の輿論を顧みず、其の翌年四月、相州下田に於て條約締結をなすに至つたので、天下の有志は、憤然とし此に立ち、大いに國是問題を議することになり、對外思想と同時に愛國心を見ることになつて來た、然るに當時の人は歐米の事情に於ては全くの盲人であつた、中ん就く世界の宗教に於て盲目であつた、宗教の人心に及ぼす影響の如き、一向に之を考へなんだ、よし之を考ふる人があつても、日本の神道を以て足ることゝ思ふてゐた人が多かつた。隨つて佛教は無用の長物である、僧侶は天下の遊民である、國を害し民を毒するものは實に此の佛教である、故に國家のために先つ以て除くべきものは此の佛教であると考へた。是れ元治慶應時代に於ける士族、殊に知識階級の人の輿論であつた、如上は

吾輩たゞ傳説に依て之を知るのでない、又記錄に依て之を知るのでない、自ら目擊して、之を知るのだ。

回顧するに、吾輩が少年時代よりして青年期に移る頃の書生論は、實に氣焰萬丈であつた、自ら天下を併呑するの概あつたと謂つてよい。而して其の論ずるところを聞くに、廢佛論にあらざれば討幕論であつた、討幕論にあらざれば攘夷論であつた。唯獨り青年の者ばかり之を論じたのでない、中年の人も之を論じた、老年の人も之を議した、三人五人相會することあれば、席上の座談は必ず此の三問題の中の一を選んで、口角沫を飛ばすと言はんが如き狀況であつた、顧へば眞に壯快なことであつた、今日の書生論とは天下懸隔である。

然り而して明治の新政は實に是等の人に依て成つたのだ、言ふまでもなく、上みに叡聖文武なる　聖天子の御在すありと雖も、如上の人の輿論を御參酌あつての御英斷であつたことは疑へぬのだ。處が　天皇の英斷を以て、討幕論と攘夷論とは即時に御解決に相成つたことは天下衆人の知る所である。但殘るところは廢佛論であつた、若し此の時に當つて、時の　天皇陛下が、彼の三武一宗の如き不明の

君で御在したなら、我が大日本帝國に於ても、又彼れが如き慘事を繰返すことがないとも限らない場合であつた。然るに叡聖文武なる我が　天皇陛下は、容易に之を解決せずして、廢佛毀釋の事は、よし臣下の言上する者があつても、容易に御採用なかつたものに見える。廢佛毀釋の事は容易に御採用なくても、時の趨勢を御監察あつてのことか、兎にも角にも、明治の新政は、唯一神道主義を以て生まれたものであることは明かである。其は明治元年三月十三日の布告を以て知るべきことだ。參考のため其の全文を呈出することにした。

此度　王政復古神武創業の始に被爲基諸事御一新、祭政一致之御制度に御回復被遊候に付ては、先第一神祇官再興御造立の上、追々諸祭奠も可被爲興儀、被仰出候、依て此旨五畿七道諸國に布告し、往古に立歸り、諸家執奏配下之儀は被止、普く天下之諸神社神主禰宜祝神部に至迄、向後右神祇官附屬に被仰渡候間、官位を初、諸事萬端同官へ願出候樣可相心得候事

「王政復古神武創業の始に被爲基」といふ言の下たに、神祇官再興せられしは、神儒佛三教の中に於て、唯一神道を以て政治の基礎となすの御趣意にして、廢佛毀釋の

ことは問題にしてない。但し從來神儒佛の三教が、殆んど異身同體の形をなしてゐたのに、今や儒佛二道を棄てゝ唯一神道を採用し、以て國政の基礎とせられしところには、既に神佛の分離である、語を換へて之を言はゞ積極的廢佛とはなかつたが、消極的には廢佛であつた、神儒佛三教の中、神の一を取つて他を廢したのであるから、廢佛と同時に又廢儒であつた。即ち神祇官といへば、宗門の本山のやうなものであるが、其れを王政復古の口實を以て、太政官の上に之を置き、神主禰宜等の類は、皆此の神祇官に付屬せしめ、佛教各宗の僧侶の如きは、之を民部省の所轄となし、一般の平民と同樣の取扱をなさしめ、何等の特典をも之に與へることなかつたのは、殆んど佛教を眼中に置かざる政令であつたと言はねばならぬ。加ふるに四月十七日を以て、社僧禁止の達令を右神祇省より發布せられた、從前は相當の神社になると、社僧なる者があつて全權を有し、神人は其の下たに隷屬せしものなるが、右神祇官設立より五日目に其の社僧を廢せられた、又二十八日を以て、愈〻神佛判然の御沙汰と稱するところの布告が出た。然るに當時は人心恟々として、百度革新の政令を歡ばざる傾あるところよりして、右神祇官設立の趣旨を貫徹せしめんが

ため、明治二年九月を以て宣教使を置き、これと同時に又左の詔勅を渙發したまへることになつたのである。

朕恭惟、天神天祖立極垂統、列皇相承、繼之述之、祭政一致、億兆同心、治教明于上、風俗美于下、而中世以降、時有汚隆、道有顯晦、治教之不洽也久矣、今也、天運循環、百度維新、宜明治教、以宣揚惟神大道也、因新命宣教使、以布教天下、汝群臣衆庶其體斯旨

吾輩謹みて此の詔勅を拜讀し奉るに、御趣意の存するところは、全く平田篤胤の嘗て主張せしところである。是に由て此を思ふに、嘗て篤胤の教育を直接に又は間接に受けし者共が、今や廟堂に立て同志相依り、遂に時の　天皇陛下をして、斯くの如き詔勅を渙發せしむることになつたのであるまいか。思へば誠に恐れ多いことである。尋いで明治四年正月には、從來付屬せられたる寺領は皆悉く沒收せられた、同五月には從來宮中に安置せられたる佛像佛具の類を皆悉く泉涌寺に移された、同六月には御所門跡院家等の稱號を禁止せられた、同九月には宮中及び諸寺に於て毎年行はれ來たる勅會の御佛事を皆悉く廢止せられた、五年二月には僧位僧官を廢せられた、是より先き輪王寺宮知恩院宮の如き宮門跡を廢せられた、又

此の年を以て、徳川幕府の政策の一で、佛教家に與へられし宗門改めの特權を廢せられた。斯くの如く一方には神道を優遇すると同時に、一方には從來佛教に與へられし物質上、名譽上、及び權力上の保護援助は、明治の新政と同時に、殆んど全廢せられたと言はねばならぬ狀況である。故に吾輩は、積極的廢佛毀釋ではなかつたが、消極的には廢佛毀釋の處置であつたと言はねばならぬといふのだ。

今之を思ふに、天皇陛下は固より廢佛毀釋の叡慮で御在しまさなんだであらう、然るに先きに述ぶるが如く、天皇の御親政に參與するの光榮を有せし人々の最大多數が、擧つて非佛教家であつた、無宗教家であつた、豫て平田又は松苗等の所說に惑はされて居た人が、頗る多かつたのだ。是を以て、參政者の意見が、いつの間にか施政の上に現はれて來ることが多かつたのだ、是を以て遂に時人をして、廢佛毀釋の叡慮であるかの如く、疑はしむることも往々にして之あつたのである。

以上之を要するに明治維新の際に於ける中央政府の態度は、積極的廢佛毀釋ではなかつたが、消極的廢佛毀釋であつたといふことは、諍ふべからざる事實である、中央政府に於て、既に消極的廢佛の事あるが故に、地方に於ては、往々にして積極的

廢佛の擧に出でた處があつたのだ。當時は未だ維新創業の際であつたから、政令の一致し難い事情が隨分多かつたやうに思ふ。併しながら之を概說するに、中央政府の消極的廢佛毀釋が、各地方に於ては、積極的廢佛毀釋となりて現はれたといふこと丈は事實である、而して消極であれ、又積極であれ、是れぞ實に德川時代に於ける神儒佛三教の破綻が、明治政府になつて神儒佛三教の破裂となつたところである。

五　神佛分離事件に對する感

先きに已に言ふ如く、佛教渡來以後、此に一千四百年といふ長日月を經過する間に於て、未だ曾て廢佛毀釋の法難あることなかりしは、實に外國に於ても、其の例を見ることの希れなる日本佛教史の特徵であつた。然るに金甌無缺の我が國體でさへ、時に承久の難あり、又元弘の事あるが如く、佛教も又時に又多少の厄難を蒙むることなきにしもあらずだ、卽ち明治新政の初めに於ける、神佛分離事件と同時の廢佛毀釋が是れだ。吾輩は當時恰も播磨國姫路市西鹽町善教寺住職天外先生の門下生として、其の私塾に居たものである。年は十八歲十九歲二十歲の頃であつた、

思へば當時の吾輩は元氣頗る旺盛であつた、討幕論も贊成であつた、攘夷論は尙ほ贊成であつた、隨つて擊劍は最熱心に稽古した、武者修行となりて天下を漫遊して見たいといふやうな心も起したことがある。併しながら排佛論には大不贊成であつた、當時の吾輩としては、固より天下の大勢が解るものではない、解らずして而も解つた氣になつて居たのが當時の吾輩であつた、故に心竊に天下の形勢を觀察しつゝあつたものであるが。時は至れり、慶應四年正月一日を以て、鳥羽伏見の間に於ける戰ひを機會に、德川慶喜公の政權返上となり、明治の新政は突如として生まれ出た、國民は擧つて新春を迎へたる心持になつたかといふに、必ずしもさうでなかつた。

吾輩又是の時に當つて、悲喜相半ばしたことであつた、其の心を傷ましむるもの又隨分多かつた、前に擧げたる神佛分離に伴ふところの達令の如きは、皆吾輩の心を傷ましめたものである、士族に對しての帶刀廢止令も吾輩の心を傷ましめたる一事であつた、一般人民に對し斷髮令實行も吾輩の心を傷ましめたる一事であつた、より以上吾輩の心を傷ましめたるものは、日本全國の各町村に必ず建てられて

あつた切支丹邪宗禁止の高札を取り除かれたことであつた、更に又より以上吾輩をして憤懣せしめたるものは、或神社に參詣すれば、其の社前に「僧尼不淨の輩入るべからず」の張り札あるのを見た時であつた。是に於て乎吾輩、一時は我が日本をして魔國たらしむるのかと思ふた、此の事のために一度信濃善光寺に參籠し、本邦佛敎の將來に關する豫言を仰がんとしたこともあつた位である。故に神佛分離事件及び其の結果として起れる廢佛毀釋に對しての感想は、尋常の人と同席に語るべからざるものがあるのだ。

是を以て明治の維新史の一部にして、而も日本の宗教史として、忘るべからざる此の神佛分離事件を少しでも調査して、之を後代に遺すのが現代人としての義務であると考へたことは實に數十年の前であつた。然るに自ら敢て其の任に膺らざることを知ると共に、又其の時間を得るに至らなんだ、由て嘗て大内青巒君に說くに此の事を以てしたことがある、然るに同君も終に之を爲さずして終はられた。爾來荏苒空しく日を送つて居たことであつたが、幸にして去る大正七年二月、忝くも帝國學士院會員を仰せ付けられたので、初めて同學院中に東照宮三百年祭記念

會よりして依託せられて居る研究費の金が若干あることを知つたので、其の金子の幾分を貰ひ受け、多年の宿題たる神佛分離事件の史料を蒐集致したいものであると考へた。されど新會員の吾輩單獨力の及ぶことでないといふことに氣付き、先づ以て三上參次上田萬年の兩會員に計り、其の賛助を得て、右願書を呈出すると同時に、又他の一方には、辻善之助博士に此の業の擔任を請求するにあらざれば、成功不可能なりと考へた、乃て早速此の事を同博士に計つた處が、博士は速に之を快諾せられた、爾來同僚の鷲尾順敬君等と協力し、今日まで其の調査を繼續せられたので、今日之を公刊することになつたのである。前說を繰返へすやうだが、吾輩實に多年の宿志の幾分を、今此に滿足するの感を得て、誠に歡喜に堪へざることである、故に此に自己の所感を述べ、併せて本史料蒐集に關して助力せられし人々に對し、感謝の意を表する次第である、但し此度の刊行にて、滿足するのでない、尙ほ進んで廣く本史料を蒐集し、續いて發刊致したい考へである。

大正十五年三月十日

村上專精記

明治維新神佛分離史料 巻上

村上専精
辻善之助
鷲尾順敬 共編

神佛分離の概観

辻善之助

目次

緒言

佛教が我國に渡來してより後、暫くの間は我固有の神祇思想と衝突して、その爲めに種々の紛爭を惹き起したのであるが、その後時を經るに從つて、漸くその調和が成り、兩者全く相混合し、つひには神佛同體本地垂迹の思想が、民衆一般に深くしみこみ、廣く行き亘るやうになつた。

その神佛同體の思想は、奈良時代に於てその端を發し、藤原時代に於て大に成熟し、鎌倉時代に於ては學說としての組織をも見るやうになつた、この事については、嘗て、愚說を公にし、「日本佛教史之研究」の中に載せておいたことがある、この神佛習合といふことは、我國史の上に於て、殊に思想史の上に於て、國民的特色の現はれたるものとして、我國文化の世界における地位を考へる上にも、最も重要なる事項の

一として、研究を要すべきものである、然るに明治初年に神佛分離の令が一たび出でゝより、千有餘年民庶の信仰を支配したる神卽佛といふ思想の形式は一朝にして破壞せられ、之について廢佛毀釋の議が盛に行はれ、歷史に富み由緒の深き神社佛閣が、この破壞的蠻風に荒されたるものが少くないのである、其の當時分離實行の實況、その結果等については遺憾ながらあまり明かにせられてない、此れは各地方の主なる神社佛閣について、その材料を集めて冷靜に判斷し研究すべきであるが、その材料は古老の見聞によるものが多いので、今の內に集めておかなければ、當時實際に見聞したる古老も追々物故して、爲めにその材料も終に亡佚して、また再び得るの機會がなくなるの虞がある。

この事については、村上專精博士は夙くより、この材料蒐集の急務なることを唱へられ、三上博士とも相談して、予にその調査に從ふべきことを慫慂せられた、卽ち、兩博士の斡旋により、大正九年以來、帝國學士院の推薦を以て、東照宮三百年祭記念會より研究費を支辨せられ、村上專精博士指導の下に、鷲尾順敬君と共に調査研究のことに從ひ、以て今日に及んだ、然るにこの問題たるや、名は研究とはいひながら、實はたゞその研究に必要なる材料を將來の爲めに蒐集しておくといふ丈のこと

で、學術的には特に組織だちたるものでもなく、まとまりたる結果を得ざるを遺憾とする、かやうなわけで、左に述ぶる事も、特に興味の多いものでないことを斷つて置きたい、今一つ斷つて置きたいことは、この研究調査に伴うてかなり困難のあるといふことである、この調査については、各地方へ種々の手蔓を求めて、その調査を依託したのであるが、先づ其人を得ることにかなりの面倒があり、また其人を得るとしてもなか〳〵思ふやうにその報告が集まつて來ないのである、それも一方より見れば無理もないことで、この調査といふが元來記錄にのこるものよりは、寧ろ古老の傳聞等にのこるものが多いからで、その傳聞口碑を集めるといふことは頗る手數のかゝることであり、且、今が今といつてすぐに之を集め得るものでは無いからである、又、その記錄にのこるものとても、ずつと古い時代の文書記錄は、比較的世間でも重寶がり大切にする傾向はあるが、明治維新前後のものになれば、世間でもあまり注意深く保存するものは少い傾きがある、爲めに、却て之を集めることに困難があるのである、かやうな困難はあつたけれども、とにかく、諸地方へ依賴し、調査の要項を摘記して、之を目安として報告を求めた、その要項は左の通りである。

神佛分離調査事項要目

一、神佛分離發令當時に於ける狀況一般、幷に分離實行の顚末
二、神佛分離以前、神社に於ける佛教關係の〔又は佛寺に於ける神社關係の〕建築物の種類、沿革、及び分離當時における其處置
三、同佛教關係の〔又は同上〕圖像（垂迹神體本地佛其他附屬の圖像類）の種類及び分離當時に於ける其處置
四、同佛教關係の〔又は同上〕器具粧飾の種類、及び分離當時に於ける其處置
五、同佛教關係の〔又は同上〕官職位階及び其變遷
六、同佛教關係の〔又は同上〕祭禮行事儀式作法及び其變遷
七、神佛分離以前に於ける慣習の今日に殘存せるもの
八、同佛教關係の〔又は同上〕文書記錄の種類、及び分離當時における其處置
九、社人社僧の狀況（所屬宗派及本寺其人數等）日常生活、社僧と神官の關係、及び維新當時における社僧の實況
一〇、維新時代の地方當局の役人、及び直接關係者の人名經歷、特に分離に關する行蹟
一一、神佛分離に對する當時民心の傾向、幷に分離以前と以後における信仰狀態

の變遷

一二、神佛分離說の由來淵源についての古老の意見

一三、廢佛毀釋の狀況（寺院建築佛菩薩の圖像經卷佛具梵鐘等の處置寺領寺院境內地等に及ぼしたる影響幷に僧侶の還俗等）

かくの如くにして今日までに得た材料は、凡七八十點、無慮二千餘枚に達した、今之を刊行せんとするに當り、その概觀として、こゝに本書に收載せる材料に基づき、全國各地に亘り行はれた神佛分離の狀況について興味ある若干の例を陳述して見たいと思ふ。

一、神佛分離の由來

王政復古は神武の昔に復すといふを以て理想としたのである、これは岩倉具視の顧問となつて居た玉松操等の考であつて、その持論は維新の政が建武中興に則るなどゝいふやうではだめである、太古に溯つて神武の御創業を法とすべしといふにあつた、卽ち天皇を中心として、公卿之を輔佐し、大名武士等は之に屬すべしといふのであつた、既に神武の昔にかへすを以て理想とするが故に、自ら神道の復古

を考へざるべからざるに至つた、茲に於て神祇官の再興となり、神佛分離の計畫が起さるゝに至つた。

明治元年三月十三日の布告を以て、此度王政復古、神武創業の始に基づかせられ、祭政一致の制度に回復遊ばされるについては、先づ第一に神祇官再興あらせらるべき旨仰出された、依て此旨五畿七道諸國に布告し、普く天下の諸神社、神主、禰宜、祝神部に至るまで、神祇官附屬に仰渡さるといふのであつた、同月十七日を以て神祇事務局より諸社への達を以て、今般王政復古、舊弊御一洗在らせらるゝにつき、諸國大小の神社に於て僧形にて別當或は社僧抔と唱ふる輩は復飾仰出された、若し復飾の儀餘儀なく差支ふるものは申出づべしと命じた。

ついで同月二十八日太政官の布告が出た、其文は

中古以來某權現或ハ牛頭天王之類其外佛語ヲ以テ神號ニ相稱候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付、早々可申出候事（但書略ス）

一、佛像ヲ以テ神體ト致候神社ハ以來相改可申候事

附本地抔ト唱へ佛像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘佛具之類差置候分ハ早々取除キ可申事

といふのであつた。

この三月十七日、二十八日の二つの令が、所謂神佛分離の發端となつたのである、この分離令が各地方において如何なる事情の下に行はれたか、以下實例若干を擧げて之を示さう。

二、神社における神佛分離

これの實例としては、その數あまりに多く、煩はしきを以て、めぼしきもの若干に止める。

一　叡山坂本の日吉山王社における分離についての暴擧は、殊に有名なるものである、當時神官に樹下茂國といふものがあつた、分離令の出るや、樹下は時こそ到れ今や年來の宿憤を晴すべき時機到來せりと、雀躍して立ち上つた、四月朔日社司樹下茂國及び生源寺等の社司より、延暦寺執行代に對し、七社神殿の鍵の引渡を申込んだ、執行代は、之を一山の大衆に報じたので、一山衆徒の大會議となり、衆議沸騰して、血氣にはやる僧徒等は、みな殺氣を帯ぶるに至つた、執行代はこの實情を座主宮に言上し、その指揮を仰ぎ双方共に問答往復數回に及び、容易に解決するに至らな

かつた、爰に社司側はもはや猶豫ならず、此上は武力を以て決行せんとて、樹下茂國は、生源寺社司及び部下の祝部に、同志の壯士三四十名、幷に坂本村の人夫數十名を加へて、一隊となし、槍棒などの兵器を携へて、山王權現の神域内に亂入し、直に神殿に昇り、殿扉の錠を捻ぢあけて殿内に入り、神體なる佛像及び僧像始め經卷法器等、苟くも佛臭い物件は悉く之を階下に投げ捨てた、七社共に此と同樣であつた、其取除いた數多の佛像法器は、之を二宮社前に集積し、土足をもて蹴り、或は槍の石突や棒もて突き碎く抔、亂暴狼藉のうへ、終に火を放ちて燒き棄てたのであつた。

當時七社に渉つて神體たる佛像及び經卷法具等の破毀燒棄せられた點數は百二十四點、其中には大般若經六百卷、法華經八卷等が一點に計算になつてあるから、之を個數にいへば、數百點になる、猶其他に金屬品で社人等が各自に持去つた物が四十八點ある、

二　石淸水に於ては維新の際、社僧は皆復飾して、俗名に改め、急に妻帶することゝなつた、然るに山上の諸坊は、撤廢せられ、住宅もなく、諸大名の祈禱料は廢絶したから、日々の生活も支へられないことゝなり、大に窮迫するに至つた、そこで一同が協議して、本社の佛敎關係の堂舍器具等を處置することゝし、大阪の古物商人等を呼

びて、賣拂の入札せしめた、その賣拂入札の始末は、大阪の古物商人松浦善右衛門の記錄、及一社御用向日記に悉してある、翌二年十二月に、石淸水の開山行敎和尙の還俗復飾の儀式が行はれたのは寧ろ滑稽といふべきである、開山堂は神殿に造りかへられ、織弓社と號した、行敎和尙の木像の頭に、烏帽子が釘付にせられた、明治六年になり、この像は神應寺に移された、堂塔佛具の內、宋板一切經が八百五十兩で、江州町人何某の手にわたり、鐘樓堂にあつた鐘二面、大の方が百八十兩、小の方が八十五兩で落札し、この鐘は外國へ賣拂はれ、兵庫より船に積込んだ所、途中で難船して、海中に沈沒した、當時の記錄には、之を以て「實に不思議之有樣也」と、神罰の覿面なるを恐れて居る、賣拂代金は凡千兩で、その內百兩は非常用として備へ置き、殘の九百兩を以て、社人の疲弊を救はん爲め、無利息で、返納期限を定めず貸すことゝし、社務以下社士以上は、家別平均に十兩づゝ、以下それ〳〵その職によりて差があつた、內陣の圖像堂舍器具も同じく入札に付したのであるが、そのいよ〳〵入札の時に臨んで、立合の社司の內、林杢右衛門といふ者の家よりあはたゞしく呼に來り、本人退席して歸宅して見れば、實父が急病で吐血して終に死亡した、これ全く神罰によるものであると、一同大に恐縮し、商人等もこれは入札に致すべき品でないと恐れをな

して入札は終に中止となつた、時に元の御殿司松本坊といふ者復飾して名を松本親雅と改めて居たが、この內陣の品々を讓り受けて、自ら之を護持したいと申出で、冥加金八十兩を納めて、八幡大菩薩僧形像以下八點の品物を引受けたのである。

三　筑前筥崎宮に於ても、分離に伴ひ、佛像佛具を始め、所謂佛臭きものは、筥崎町大字鯨須磨に於て燒却した、內陣に祀つてあつた木像をも燒きすて、石燈籠は臺石蓮花を形作るを以て、放生池に沈め、又境內に埋めた、神宮寺の地藏及同寺本尊等は繩でしばり町中を引廻し、或は石像木像等の首を打落したといふ。

四　信濃諏訪神社については、上諏訪の庄屋笠原五右衞門の日記、並に宮奉行伊藤主膳の日記にその事情が詳に記してある、慶應四年六月十五日、神祇官の役人出張し、十九日に上諏訪宮の諸堂取拂を始め、不動堂大般若堂、經堂、藥師堂、五重塔、普賢堂、護摩堂等の破壞に取かゝつた、晝前の內は、その作業に取かゝつたが、辨當にいつてから、皆來なくなり、人足共が繩をもつて來た所、百姓等から、此に手をつけたらば、打殺すといはれ、皆々逃げ去り、人足一人もなくなつた、下諏訪に於ても同樣であつた、遂に社人等が人夫を促して破壞し、人夫は冥罰を恐れながら、勇氣を出して壞した、その狀は凄慘を極めたといふ、諸堂を破壞し了るまでは、よほど年月がかゝり、明治

二三年頃、尙半ば破壞のまゝ朽廢に委せられてあつたといふ。

五　日光に於ては、明治元年三月、神佛分離の令が出たので、護光院彥坂諶厚が、一山の總代となつて上京し、社寺裁判所について、日光山の神佛分離すべからざる所以をのべ、强て行はゞ分離却て混淆となるべき事情を訴へた、嘆願の主旨は容れられなかつたが、之が爲めに實行は遲延した、四年正月になつて、いよ〳〵分離實行の官命が下つた、僧侶の神勤は廢せられ、東照宮と二荒山とは、全く輪王寺より獨立した、而して僧侶には御門主宮の舊殿を賜ひ、一山の僧侶八十餘名、すべてこゝに合併居住せしめ、各院區々の寺號を廢し、たゞ一つ滿願寺を稱せしめ、當分現米百石を下賜せられた、東照宮並に二荒山境內の佛堂は、すべて滿願寺へ引取りを命ぜられたが、三年の延期を請願して許された、七年になつて、いよ〳〵堂塔移轉の計畫が立てられたが、これには日光町民が猛烈に反對し、吾等は山內の殿宇に賴りて、繁榮を致す者である、今之を毀たば衰頽を招くこと必然であるとて、多數の町民が滿願寺に押よせ、談判に及び、彥坂諶厚は町民と縣廳との間に立つて大に苦心した、その頃町民より出した願書の中に、「御宮中の諸堂は、海外萬國迄も光輝之御場所柄、壹ヶ所たり共取崩し相成候ては、無遠近一般に相響、當所衰微之基眼前に至り御座候間、前顯之

諸堂從前之通御据置相成候樣、只管奉歎願候」とある、その頃に、東照宮宮司よりも、栃木縣令への伺に、本地堂、護摩堂、輪藏相輪橖は、滿願寺へ引移し、五重塔、鐘樓、鼓樓、朝鮮鐘はそのまゝ据置きたいと、滿願寺より、願出て居るさうであるが、既に御一新の砌、神佛混淆相ならずといふを以て、佛體は滿願寺へ引移したことでもあり、且近頃芝の増上寺本堂を以て、大教院と定められ、四柱の大神を安座し、神官僧侶協議して、七宗の祖師畫像掛軸等を許された例もあることなれば、旁本地堂以下も、これ迄の通り据置かれたい、之を滿願寺へ引移しては、當市中は勿論今市鹿沼宇都宮邊迄も人氣に拘はり、騷ぎ立つべきにより左樣願ひたいと申出たことがある、八年三月に至り、遂に相輪橖を移轉し、九年には三佛堂の移轉に着手した、此年六月、明治天皇東北御巡幸あらせらるゝに際し、滿願寺は行在所と定められた、この時木戸孝允は、三佛堂の破壞せらるゝを實見して、其徒らに舊物古蹟を破壞するを歎じた、會ゝ日光町民の來りて、歎願するにあひ、その保存の爲に、大に盡力せんことを期した、卽ち六月九日を以て、京都府權知事槇村正直に送つた書中にも、「今日ハ日光ヨリ供奉イタシ候而、宇都宮へ宿泊イタシ申候、日光モ從前之談ヲ承リ見候得ハ、堂宇等モ追々破壞候由ニ御座候得共、東照宮其方(外カ)之建物殊之外壯觀、所詮今後容易ニ可出來モノニ有

之間敷、當時想像候ヘバ、幕威之盛ナル思ヒ遣ラレ申候、然ルニ、可歎息ハ西京ナドヽ反體ニ、神祇官一時暴論之餘波、邦縣廳ナドニモ殘リ居候歟、神佛混淆ハ出來ヌト歟何ト歟申處ヨリ、廣大ナル有名之堂宇ヲコボチ掛、爲其人民ナドノ歎願モ不一形、于時イカナル間違歟、內務卿モ縣廳同樣示令イタシ置、實ニ人民之中出候邊モ、至極之事ニ而、日光之一景色ヲ失シ、自然土地之不繁昌ニモ相成、且一ツニハ、如此モノコソ、後代之歷史ニ關シ候而モ、保存イタシ置度モノト、頻ニ殘念ニゾンジ、工夫イタシ居申候」とあり、また時の內務大丞品川彌二郎に書を送りて、日光堂宇の破壞によつて我が國の美觀の滅亡せんことを惜み、之が保存の要を說いた、その書簡が、今日光寶物館に保存せられてある、その文に、「于時頃日日光へ登山之處、東照宮之壯觀、實ニ意外ニ而、當時幕威之盛ナルモ、思ヒ遣ラレ申候、神祇官之暴論ニ而、段々堂宇等モコボチ、候由此頃モ三佛堂ト申第一之大堂ヲコワシ掛居申候、是ハ教部省之大分周旋ト甚遺憾存居候、人民ドモヽ、頻リニ歎訴イタシ居申候、ドウゾ周旋ニ而、日本ノ景色中之一ニ保存イタサセ度候ト相考居申候、乍去大久モイタシ方ナキ論ト、示令イタシ置候由ニ付、一難柄ニ御座候、日本人之開化ト申モノハ、始終如斯平仄ニ付、浩歎ノ至ニ御座候、東京ヲ離ルヽニ従ヒ、奥羽邊ノ光景モ、相像(マヽ)セレ(マヽ)申候、只々願ヒ候處ハ、日本

橋近邊之文明開化ニ無之樣ニト、頻ニ希望致候、田舍ニ而堤防ナリ學校ナリ、其外人民之廣益ニ二三萬圓モ民費等ニ而企候事、實ニ不容易モノニ付、偶企候モノ、又爲後來ニモ、乾度利益ヲ殘シ候モノ有之、一二ケ所見受ケ申候、乍去何分ニモ金ガ不足ニ而、十分ノ一モ不相屆、然ルニ東京ハ、百萬圓之二百萬之ト申而、折節不意之損失モ御座候處、ドフゾ專ラ、田舍ヘ力之入候樣有之度ト愚考仕候、先日條公ニモ、愚案差出シ置キ、折角懸御目可申ト相考候、失念イタシ申候、何分ニモ田舍ニ實之入候事、切望ニ而御座候」とある。この後二十六日、彌二郎は、木戸公の書に接し、濫りに神社佛閣を破壞するを憂へ、直に之に復書して、其意見を陳述した、其書中に「日光ハ實ニ壯現(マヽ)ナル堂宇ナルヨシ、追々傳承、西洋在留中ニモ、彼地ニ遊行セシ人々之賞歎談ヲ承リ候、然ルニ中堂トカヲ破損スル說モ有之候ヨシ、實ニ歎息ニ堪エザル次第ナリ、日本ニ今日在(マヽ)存スル神社佛閣ハ、卽チ日本ノ花ナリ、コノ花モ風雨ノ爲メニ散ルハ致シ方ナキ事ナレ共、例ノ武士刀ヲ提ゲテ墨地(堤カ)ノ櫻同樣ニ、堂宇花ヲ切リ倒スハ、イカニモ遺憾ニ堪エザル次第ナリ、別而陸奧ナドニテ、昔日ノ如キ堂宇ヲ建立スルハ、今日之形勢ニテ出來ル事ニテハ無之、何卒官ニテ、手ノ屆カヌ所ハ、其地之住民ニ任セ、ソレモ出來ヌトキハツマリ建朽リニシテモヨロシ、風呂屋ノ灰ニスルヨリ增ナリ、コレ等

ノ事ハ、野兒ノ喋々スルモ恐入候得共、乍此上御氣ヲ付ラレ候樣懇願ニ堪エ不申候」とある、斯くて木戸公は、歸京の後、此堂宇の保存に斡旋盡力し、朝議遂に其破壞を停めて、之を滿願寺に移すに決し、八月十日栃木縣令を召し、御手許金三千圓を賜はり、三佛堂移轉舊觀を失はざるやうにとの恩命を蒙つた、公の日記、七月三十日の條に「先達テ供奉中、日光山々(三)佛堂ヲコボチ、滿願寺へ移シ、縮小シテ建築云々ニ付、土地ノ人民云々苦情アリ、又如此堂宇ヲ容易破壞候モ殘念ナル事ト考ヘ、種々盡力イタシ、漸其儘滿願寺ヘ移スニ決セリ」とある同八月十日の條に「八字長三洲ヲ訪ヒ、直ニ宮內ヘ參向、日光山三佛堂舊觀ノマヽヲ不變、轉移云々ニ付、去々月來盡力、漸御手許金ヲ玉ハルニ決シ、今日栃木縣令鍋島ヲ呼出シ、御書付及金三千圓ヲ渡セリ」とある、かくて三佛堂移轉は十二年七月に落成したが、その土地は變つたにも拘らず、その輪奐は舊に變らざるのみならず、却て一層の美觀を添へたのは、全く木戸公の御蔭によるものである、十二年に宮司より內務卿伊藤博文へ宛て、現今存在の建物は去る九年に、辱くも天覽を經たるものにもあり、殊に外國貴賓も遊覽ある所なれば、舊觀を失はざる樣永遠に保存したしと伺を出した、十三年になり、堂塔移轉の事について、社寺の間に種々協議があり、その結果、東照宮の境內藥師堂卽本地堂、輪藏、五重塔

等、二荒山境内の立木觀音堂、妙見堂、阿彌陀堂、千手堂等はそのまゝ佛寺としての諸種行事の執行を許されることゝなり、それ〳〵本尊佛の遷座があつた、この年に、宮司松平容保より、別格官幣社東照宮の勅額下賜を願出たによつて、奏聞したるに、右は往時後陽成院天皇後水尾院天皇より下賜せられたる東照大權現の勅額を、從前通り揭ぐべき旨の御沙汰があつた、かやうにして、勅額までが舊の權現號をそのまゝに、一度撤廢して收納してあつたものを取出して揭げらるゝことゝなつたは皮肉である、この頃には、朝廷一般に神佛分離に對する考も、よほどおちついた樣子が窺はれるのである、かくの如くにして、日光東照宮は、兩部建築の殘存せる殆唯一の例となつたのである、外の社では、たゞ圖のみにて見るを得るものはあるが、實物建築の立派に殘つて見られるのは、先づこれ一と申してよろしいと思はれる。

三、寺院内における神佛分離

神佛分離は神社内におけるものゝみでなく、寺院内に於ても亦同じく行はれた、即寺院より、神社關係のものを分離するのである、明治二年四月七日、知恩院日鑑に、神佛混淆之御沙汰が嚴重で、增上寺山内の神社取拂被仰出との報告が載せられて

居る、增上寺に於ては、安國殿は分離して、村社となり、別當は復飾して神官となつた。增上寺の鎭守十二社を、その內の一社に合祀して、これで分離のことが濟んだ、これは廢寺にあらずして、廢社であつた、しかもこの分離は表面のみにして、實は然らざるものもあつた、綠山地主茅野天滿宮神體等は、そのまゝ別當寺に置かれた。

この外零細なるものではあるが、知恩院日鑑に、明治二年頃京都に知恩院末仲源寺の寺內に稻荷社が安置せられてあつたのも、他へ轉地を命ぜられ、町持になつたことが記されてあり、飯沼弘經寺には鎭守八幡、金毘羅社、延命稻荷等があつたのであるが、皆門前百姓持の場所へ轉地せしめられた、かやうにして、寺院の鎭守等はすべて撤去せられた。

寬永寺に於ても、神社關係建築物は撤去せられた、卽明治三年三月十五日に、東京府から一山の神社關係の建築物を、寬永寺に下附せられ、神佛分離の主意により、至急に撤去すべきことを命ぜられた、乃で一山協議して撤去することゝした、當時山王大權現社は、半壞の形狀で、殘存してゐたが、裝飾の金物等は、悉く剝ぎ取られて、殆ど一片も留められてゐなかつた、乃ち本社拜殿等を破壞した、同時に一山の神社關係の建築物を撤去した、卽ち穴稻荷、新門稻荷、隱殿境內稻荷等がそれである、此等は

何れも皆小さい建築物であつた、同月十八日に、山王大權現社等の建築物を、入札に依つて賣拂ふことゝし、賣上高金八百圓許を、三十五坊に分配し、各二十餘圓を受取り各住持が不意の收入に喜んだと云ふことである、德川家では、一時東照大權現社をはじめ、靈屋等を破壞撤却せんとしたとも傳へられる、現に靈屋數棟を破壞して、賣拂つたのである、卽ち明治三年十月に、長昌院靈屋は七千六百五十六兩、お七方靈屋は壹萬四千七百六十兩壹歩で、西洋人スネルと云ふ者に賣却し、其他附屬の器具裝飾等を諸商人に賣却した、明治四年二月、淩雲院前大僧正範海が、東京府に請願して、東照大權現を安國院殿と改稱し、佛教の儀式に依つて保存せんとしたが、東京府は、この請願を許可しなかつた、踰えて同六年八月二日に、東京府から府社としたので、同月七日本社にある佛教關係の器具裝飾を撤去し、德川家靈屋掛が全部引繼ぐことゝなつて落着した、不忍辨天堂も危く神社として破壞せられんとした、卽ち明治元年十一月に寬永寺の附屬である不忍池の生池院辨才天堂は佛寺に屬すべきものでなく、神社に屬すべきものであると云ひ、大總督府から破壞しやうとせられた、當時山内の養壽院行海が生池院請であつて、大に說明に努めたが、鳥居のあるのが、神社であることを證明してゐると云ふことで、聽入れられなかつた、かくて數年

の間決せられず、行海は百方苦心し、自ら金光明經を持參して說明し、遂に鳥居を撤去することゝなつて、辨才天堂は破壞せられずに濟んだ。

四、神佛何れか分明ならざるものゝ例

神佛分離とはいひながら、その神か佛か素性明かならず、何々權現と稱しつゝ、其何神なるかについては、尙大に研究を要すべきものが少くない、これ等はすべて神社に改められた、この例は山嶽崇拜とも見るべき神社に多い。

一　羽前羽黑　明治の初め神佛分離の朝旨が嚴達せられた時に、羽黑權現は、東叡山寬永寺の末寺であるによつて、何事も本寺の命令を待つて決斷すべきであるが、當時東叡山寬永寺は、騷亂のどん底にあつたので、その命令を請ふ由もなかつた、同三年に、酒田の民政局は、羽黑權現を改めて出羽神社となし、別當寂光寺寶前院以下復飾を嚴命した、乃ち俗名を羽黑寶前といひ、改めて出羽神社宮司に任ぜられた、修驗の十八坊も皆復飾せねばならぬが、彼等は協議して、十八坊の內三坊だけを舊の如く保存し、殘り十五坊の佛像佛具を三坊に移轉安置することゝした、乃ち十五坊は廢毀し、住持は一同復飾して、神社に出仕することゝなつた、然し表面は此の如く

であつたが、內實は矢張り舊來の風儀に任せた、羽黑寶前を首め、神社に出仕する時は、神職の服裝を著けたれども、平常は僧侶の服裝を脫しなかつた、十八坊の住持も、同樣であつた、羽黑權現は出羽神社となり、一切神社の儀式に依つて、祭祀せねばならぬことゝなつたけれども、それは容易に實行せられなかつた、神饌に魚鳥を供ふべきことを嚴達せられたが、羽黑寶前を首め大にこれを憚つた、從來は魚鳥等を不淨となし、嚴重に禁制したものであつたから、權現の靈威を恐怖し、何人もこれを供へんとする者がなかつた、然し朝旨には違背せられないとあつて、紙子の鳥木の魚を作つて供へたといふことである、明治五年二月七日、寶前が歿し、翌六年九月に宮司西川須賀雄が赴任してから、英斷を以て佛寺佛堂の處置をなし、數々亂暴の所行に及んだ、卽ち炎魔の大石像が、普賢堂の邊に安置せられてあつたが、西川氏は祝詞を讀聞かせて後板圍することゝした、けれども何人も同意しなかつたので、西川氏は石工等を呼び、破壞せしめやうとした、石工等は炎魔王の威靈ありと云ひ、恐怖して手を下さなかつた、西川氏も大に困り、後に竊に他所に運搬したと傳へられてゐる、羽黑山から月山へ登る山路の兩傍に、夥多の石地藏像が安置してあつたのを、西川氏は人足に命じ、悉く溪谷に突落さしめた、舊十八坊の復飾神職に就いた者等は、

殊に壓迫せられた、西川氏が酒宴の席で、彼等の或る者が、魚鳥の食味を嫌惡するを怒り、腕力で打伏せて、口中に突込んだことがあつたといふ。

二　愛宕山は、泰澄法師の勸請、慶俊法印の中興、本地勝軍地藏菩薩にて、白雲寺と號し、五六の社坊あつて、社僧が神仕して居たが、之を廢して、純神式とし、愛宕神社と改稱した、而して古來此山に登る者は、必らず樒の枝を求めて下山する習慣であるが、維新の際樒は佛臭いとて、榊の枝に代へたが、參拜者は榊を望まず、樒を求めて止まず、終には參詣人自から樒が原に往つて、樒を折取つて下山するに至つた、かくて已むを得ず榊を止めて樒に復したのは滑稽であつた。（羽根田文明氏佛教遭難史論）

三　大和金峰山は役行者之を開き、藏王權現を祀り、別に地主神と稱する金精明神と稱するものがあつた、神佛分離の際、中央政府に於ては、この金峰山寺を神社に引直す爲めに、地主神、金精明神を獨立の神社として、金峰神社と稱し、山下藏王堂を口宮、山上藏王堂を奧宮と稱せしめ、佛像佛具を取除かしめた、かくて佛堂は社殿に變じた、山上藏王堂の行者の像、並に藏王其他の佛體は、別に堂を建てゝ之を移した、金峰山寺一山の寺院僧侶は、大抵復飾したが、復飾しなかつたたゞの二ヶ寺善福寺と龍泉寺とが之を監守した、かくて藏王堂には、御幣を立て鏡をかけて、祝詞をあげる

等、形式上神社に改めたけれど、山上藏王堂の龍穴や、山下藏王堂の巨大なる藏王權現の像は、之を動かすことができず、また之を動かせば、信仰の禮拜者がなくなるので、藏王權現の前に白幕を張つて、其前に御幣や鏡をたてゝ禮拜した、然るにこの藏王權現を表に立てないでは、行者や信者が登山せぬ、それでは吉野が衰滅するといふので、終に藏王堂復舊となり、表に佛として藏王尊を立てることになつた。

四　相摸大山　延喜式神名帳に、阿夫利神社といふ名は見えて居るけれども、その祭神に關しては、後人の說が一樣でない、大山緣起には、天平勝寶七年に、東大寺僧良辨が、奈良より鄉里に歸り、靈威を得てこゝに不動明王を安置したより起ると傳へて居る、幕末に平田流の神官須藤內丸といふ者が、阿夫利神社古傳考一冊を撰し、平田鐵胤の序を請うて流布した、この書には阿夫利神社の祭神は、大山積神であると考證し、良辨が幻術を以て國人を眩惑し、阿夫利神社を昧し、佛地に成さんと惡巧を爲し、國人を率ゐて、攀登つたものだとして居る、要するにこれの祭神は明かでない、かやうにして、この山は、古くより修驗の行者が、之に住し、少くも鎌倉時代より大山寺といふ名で知られ、百餘坊の御師職があつて、八大坊が之を支配し、本堂即不動堂、本地堂、經堂、寶藏、鐘樓、樓門、仁王門以下數十棟の建物が、甍を並べて居た、明治元年の

分離令によつて、堂宇の移轉、圖像の賣却が行はれ、本堂は山上より數町下へ移され、寶塔を始め、八大坊の主なる建物は、破壞除去せられ、圖像器具は伊勢原と稱する村の古物店に山の如く積まれたといふ。

五　遠江秋葉山　　秋葉山の沿革に關しては、信ずべき記錄は全くないというても差支ない狀態であつて、現今沿革として世に出て居るものは、明治元年神佛分離發布の以後に於て、神社側は神社として好都合なる沿革を述べ、寺院側は寺院として好都合なる歷史を飾つて居るに過ぎない、神社側の主張する所では、秋葉山の祭神は火之迦具土神であつて、往古からこの山に鎭座まし〱て居る、或は和銅二年十一月十六日に、鎭座とも傳へて居る、秋葉の御山に鎭まりませるによつて、秋葉の大神と申す、古くは岐氣の保の神とも稱した、今の周智磐田兩郡の北部、即ち天龍川の峽谷方十里許の地は、古の山香郡の地であつて、和名抄山香郡の下に大峯、岐階、與利、氣多等の鄕名が見えて居るが、この中の岐階の階は、陛の誤りで、キべと訓むべきであつて、後その頭に「ア」の一母音を加へて、「アキへ」となり、終に「アキハ」に移つたのであつて、今の秋葉は古の岐陛の地に當り、岐氣の保の神とは、岐陛の鄕に鎭ります火の神といふ意味である、三代實錄貞觀十六年五月十日の條に、遠江國正六位上

岐氣保神に從五位下を授くとあるもの、卽ちこれである、爾來神威赫々人民靈驗を蒙るもの漸く多く、降りて慶應三年十二月二十七日に至り、正一位を授けられて、以て今日に至つたのである、中頃佛教の勢力猖獗にして、一時佛徒の冒すところとなつたのは遺憾であるといつて居る、寺院側の手に成る緣起沿革としては、秋葉寺の手に成つたものでは「秋葉寺書上」及び「秋葉山秋葉寺略緣起」があり、可睡齋の手に成つたものでは「遠州秋葉總本殿可睡齋緣起」がある、秋葉寺と可睡齋とは、現今なほ犬猿の間柄であるが爲めに、そのいふところもまた反するが如くであるけれども、その秋葉山を以て佛寺なりとする點に至つては、共に利を同うするを以て、殆ど同樣であるといつてよい、卽ち曰く、秋葉山は、行基菩薩開創の古道場であつて、菩薩自ら彫刻するところの、聖觀世音菩薩、十一面觀世音菩薩、將軍地藏尊、及び四天王等を奉祀するところである、而して三尺坊威德大權現は、觀世音菩薩の應身なるを以て、行基菩薩自彫の觀世音菩薩の靈像あるを幸として、迹を此山に垂れたのであるが、無碍の神通無量の慈悲歸依する者甚だ多く、寺號を靈雲院といひ、大洞山秋葉寺と號し、遂には後桃園天皇の勅願所となり、以て我國屈指の道場となつたのであるといつて居る、明治元年神佛分離令が發布になると、秋葉山にも、復飾の命令があつた、然

るに一山の僧侶達は復飾を厭うて、これが延期を計つて居る中に、かねて僧侶達と快くなかつたところの修驗の一派實相院以下の六箇院が復飾を願ひ出でゝ、秋葉山を以て神社なりと主張し、早く分離を實行せんことを、神祇官へ出訴に及んだ、ところが僧侶達は秋葉山を以て、寺院なりと主張して之に反對し、種々紛糾を重ねた、後、明治五年になつて、神祇省の處分の下に、秋葉山は神社となり、秋葉寺は廢寺となつて、濱松の官吏が秋葉山へ出張して、佛體佛具等佛敎關係の諸物品は悉くこれを秋葉山の支配をして居た可睡齋（江戸時代に於て駿遠參三ヶ國の曹洞宗僧錄司）へ遷して、分離といふ事件だけは結末を告げたのであるが、僧侶達は固よりこれに滿足せず、其の後種々運動の結果、明治十三年に至つて、遂に秋葉寺の再建となり、其の後秋葉寺は、更に官林拂下問題によつて、久しき間、秋葉神社と相爭ひ、大正元年の控訴院判決によつて、秋葉寺の敗訴となり、秋葉山に於ける神佛の爭ひは表面上一先づ終熄を見るに至つたのであるが、兩者の反目は現在に至つてなほ繼續して居ると見られるのである。

六　伯耆大山には、古くより大智明權現と稱して、地藏菩薩を祭り、少くとも千餘年來佛地として知られ、盛なる時には、僧兵三千人を擁し、一山の僧坊百餘に及び、江戸

時代にも、三院四十二坊あつたが、明治二年、鳥取藩の神社取調掛小谷融といへるものゝ建白により、この地の祭神を、大山祇命と定め、大山寺の稱號は、之を除かることゝなつた、之に對して、大山寺から一度は抗議を出して「元來彼大神山神社舊跡は、日野郡丸山村大神谷の踪迹、于今現然す、復古の御趣意に候はゞ……　神社は彼の地へ御移轉被成下、當山上は、悉皆千餘年の本に復し、永佛地に御決定可被仰付候、乍去、一旦御設立に相成候儀に付、神社御遷之儀難相成候はゞ、智明權現、地藏菩薩を合併せし大日堂、並子坊共神社と經界を區別し、同所に於て、其の儘大山寺永存可被仰付候、抑皇國二千年の古を論ずれば、尺寸の地も神國神地に非る無しと雖、佛法渡來の後は、神地を以、新に佛地の經界を定、神佛兩存は全國一般の公論にて、既に他村に於て、社寺双立の箇所不尠、當村に限、佛法廢絶せざれば、御政體に牴牾の廉も有之間敷候、然處、大山寺改革以來、御達に依、從前貯蓄の米金並所有の器物に至迄、悉皆神官へ引渡、其の上遠隔の地へ移轉被仰付候ては、其の處を失のみならず、忽路頭に迷、飢渇に及、誠以此上も無困難に立到候譯柄、銘々共同是皇國の人民、千百餘年相續の住居も難成、佛堂子坊、滅却の身分と相成、進退維谷、血淚難止奉存候」云々と、歎訴に及んだけれども、もとより採用せらるべくもなかつた、かくて、大智明權現の社殿以下を擧

げて、三里餘も隔絶せる、大神山神社に明け渡し、神佛何れに屬するか詳ならざるものは、之を破砕し、其他佛體佛具及び別當西樂院建物什器は、悉く僧徒の處分に任せたので、一時は大山物といふ名は骨董屋の間に有名なるものであつたと云ふ。

七　石徹白社は越前大野郡白山の麓にあつて、即白山の別宮である、開基は泰澄で、七社明神を勸請し、第一正殿本地十一面觀音以下それ〳〵佛菩薩を祀り、第七は泰澄を祀る、この地は、山間の僻地で、何處よりするも、二三里も上り、谷深く秋の土用より、春の土用まで、雪消えず、家數僅に百七八十計あり、皆吉田より免許を受けて、社人となつて居る、たゞ信仰の上には、眞宗に歸して、本願寺末威徳寺の門徒である、明治三年に至り、分離の令は、この地にも及び、いよ〳〵實行せらるゝことゝなり、この地を以て、社地と定め、泰澄の社を『ヤス丶ミ』の靈社などゝ稱し、社人をして悉く神葬祭に改めやうとした、然るに社人の內、百廿餘人のもの、同盟誓紙連判して、之に反抗して、代表者を選みて、京に上せ、本山本願寺に訴へ、神祇官に交渉を請うた、本山役僧等の返答はか〳〵しからず、是に於て、此等歸佛の徒は、自ら社人の籍を脫し、歸農せんことを請うた、その歎願書の中、神佛混淆廢止について論ずる所、頗る見るべきものがある、曰く

神佛混淆御廢止と申御趣意、兩道を被爲立、御愛憎は且而不被爲在、神の神たる道、佛の佛たる道を被爲分、神葬祭被仰出候も、道を道として、其人を人と被爲遊候公明正大深重至當之御趣意と深敬承仕云々

とある、彼等は、歸農して、業を勵み、精誠勤王尊奉の功を顯し、白山氏子としては、神事を大切に崇敬し、泰澄大師は、石徹白開闢の高僧知識にして、全く、我等の先祖なれば、其遺志を仰ぎて、大師堂を始め、佛像類は之を大切に守護し、給事せんことを請うた、神祇官に於ては、この請を許し、命じて檢地を行ひ、租稅を徴收せしむることゝした、百七八十軒の內、歸農せるもの百三十餘軒、殘り四十餘軒は神祇を奉ずることゝなつた、歸佛に反し、神祇を主張せる社人は、かくて石徹白を以て、全く神社と改め「此の度御一新の事故、取よけよと有からは、神樣を燒とも、埋みても、川に流しても、此神地にはおけぬものじや」とて、佛體佛具を取集め、川の邊に積みて、之を燒捨て、道々の石地藏を投棄てた、また安養寺といふ所へ踏込み、佛具を取除き、大野長勝寺、上在所圓周寺等に於ても、亂暴の所行に及んだ、尙進んで同所にある圓周寺威德寺の二ヶ寺を取拂はんことを、神祇官に請願した、其結末は明かでないが、恐らくそのまゝに置かれたらしい。

八　竹生島の如きもまたこの例に准ずべきものゝ一である、延喜式に都久夫須麻神社といふのがある、然し乍ら、其所在が明かでなかつた、強て之を求むれば、恐らくは島守大明神か、小島大權現かの內であらうといふのが、明治二年、竹生島役僧が大津縣廳に對しての答であつた、然るに、縣廳にては、辨財天を以て、淺井姬尊とし辨財天社を以て、都久夫須麻神社と改めた、役僧等は現在佛像の辨財天を以て、其儘都久夫須麻神社と改稱するは、却て神佛混淆になるべく、分離の趣意に違背するかと思はれ、將又神佛判然とは、敬神の趣意に出でたるものにて、廢佛毀釋の趣意には非るやうに承知せり、右都久夫須麻神社の古蹟は、辨財天社の外にあるやうに存ずれば、それを取調べられたしと歎願した、之に對して、縣廳にては、たとへ佛號佛像なりとも、皇國に安住するからは、朝廷より、辨財天は卽皇國固有の神であつて、是まで辨財天と稱したるを誤なりといはゞ、それに從ふべきものである、それを彼是いふは、朝敵同樣といふべきものである、明治初年、阪本山王の馬場に於て、山王社の佛體佛具を燒捨てたこともある、萬一左樣のことにならうとも限らず、こゝの所をよく〱考ふべし、たとへ白きものを黑きと仰出されやうとも、朝廷の仰を背くことはできず、其方等左ほど迄に佛法を信ずるならば、元來佛法は天竺より來た法なれば、天竺

國に歸化すべし、今縣廳より達する通り、御受けせざれば、如何なる處置にならうも知れぬと、强て御受けをせしめた。

九　讃岐金毘羅は、象頭山金毘羅大權現と稱し、別當を松尾寺といふ、明治元年三月、權現號の神社に佛語を用ひ、又佛體を拜すべからずと令せられ、四月神佛混淆を止めらるゝや、松尾寺々中、金光院法印宥常は、閏四月上京して、金毘羅權現は本邦の神祇にあらず、全く印度佛法の經典上に現るゝ所の神で、佛教專屬の神なりと上申した、然るに神祇官に於ては、勿論之を拒絕し、且その間種々の事情ありたるものゝ如く金光院宥常は、終にその主張を改めて、前の上申とは全く反對の主意を以て願書を差出した、その主意は、金毘羅大權現といふは、實は本朝大國主尊と申傳へて居る、舊記等は昔火災にかゝりて無くなつたけれども、口碑の傳もあり、ついては、梵語の神號並に權現號を廢止し、象頭山の古名を琴平山と改め、神號は勅裁を蒙りたい、一山僧徒復飾のことは、謹み畏り奉るといふのであつた、ついで、金光院は、御用獻金一萬兩を命ぜられ、六月に至りて、歸俗改名して、琴陵宥常と稱し、松尾寺の殿堂を悉く社殿に改め、また獻金の功によりて、自ら大宮司に任ぜられたしと願ひ出た、かくて神號は琴平大神と改め、古來金毘羅と稱したのは、天竺の金毘羅に附會したものだ

と届け出た、之に對して松尾寺々中普門院宥曉は、金光院宥常入京の際にも、同行して論爭する所あり、右の宥常の處置に對して、抗議を出し、當山は開山大行者以來千有餘年法燈傳持の伽藍地にして、宇佐、石淸水などの社僧地とは相違して居る、今般仰出された神佛判然の御趣意といふも、一般佛寺を變へるべしとの趣意ではない、其根元が神社で、中比社僧地になつたものを一新せらるゝの趣意であらうと思はれるから、當山の如き佛地を改める必要はない、大物主命を金毘羅に配するなどゝいふ口碑は、一山未曾有の事である云々と辯じたけれども、採用せらるべくもなかつた、かくて別當金光院は、住職宥常の還俗と共に廢滅し、其他の各院も追々琴平宮に彙併せられて、普門院のみ松尾寺の名に於て存續して居る、琴平宮に於ては、今も御守札には從前の金毘羅に類似する樣に、琴平を金刀比羅と書き、丸に金の字の印も以前の如くにして授けて居る、これは年々參拜する者がこの印なくしては受けないから、此の如くするのであるといふことである。

以上若干の例にも見ゆる如く、神佛何れとも區別することの困難なるものをも、強て之を分ち、之を神と改めたるによりて、こゝに神佛分離の弊を生じ、人心が之に歸服せぬものがある、出羽羽黑の如きは、今尙其年中行事に、兩部その儘の行事あり、

修驗の護摩を燒くことを、火の秡と稱する等、名は改めたけれども、その實際はやはり昔のまゝである、また昔から血の池地獄といひ傳へて居る小さい池があるが、參詣者はその池の上りで、小さい板塔婆を求めて、法名を記載し、池の水を注ぎ、亡者の冥福を祈願する習慣があつた、神佛分離以後、小さい板塔婆が附木のやうな小さい板片に替へられたが、參詣者は昔の如く、これを求めて、法名を記載して、池の水を注いでゐる、神社の方では小さい板片を一枚二錢で賣渡してゐるが、昔は小さい板塔婆の上部に、梵字が書かれたものであつたが、今は何とも判らぬ文字のやうなものが書かれてある、之を神代文字と稱して居る。

明治三年羽黑山の事について、會津の諸寺院よりの歎願書の中に論じて居ることは、よく神佛分離の弊を指摘して、傾聽に値するものがある、その趣意は、今般王政御一新の折柄、神佛混淆せざるやうにとの御命令あるについて、伺ひ奉りたきは、其神佛混淆せずと申すは、神佛兩道を立て置かせられての上の儀と存じまする、然れば堂又は社の主尊が、其體は神か佛か篤と御吟味あらせられ、若し其内に神體が在しまさば社であつて堂にあらず、若し其内に佛體が在しまさば、堂塔であつて社にあらず、依つて其主尊が佛體ならば其まゝ本に復し、其主尊が神體ならばこれを改

めらるゝが當然の理と存じまする、若し左なくして、主尊が神か佛かを擇まず、一概に復飾等を仕り、堂を改めて社とするは、還つて神佛混淆と申すものである、所謂萬民共威に怖れて共德に懷かず、已むを得ず一時の安逸を計り、當座を凌ぎ、御一新の命を欺き奉るものと存じまするといふのである、又右の歎願書に添へて出た、別の建言書にも、辨財天の如きは、神祭になされたけれども、これは釋迦佛經より出たもので、我朝に於て祖師達の初めて祀つたものではない、然るに今般改めて祭らるゝことゝなつた所では、辨天愛宕を始め、神體はその儘であり、また復飾の社人は、藥師地藏の類をそのまゝ注連を張り、神祭に致すものもあり、これは結句神佛混淆と申すものである、これが爲めに人心動搖し、半信半疑の狀態にあり、神佛の感應靈驗も自然薄らぐの恐があると陳べて居るのは、如何にも尤もの次第である。

五、廢佛毀釋

神佛分離の令出ると共に、各地方に於て、之を機として、廢佛を斷行したる所も少くなかつた。

一　信州松本藩　松本に於ては、時の藩知事戸田光則は、朱子學を奉じ、その下に大

參事稻村久兵衞といふ者があつて、これも朱子學を奉じ、殊に水戸學を尊奉して居た、その次に小參事神方神五左衞門及岩崎作樂などいふ國粹家が居た、藩主は先づ自らその家に關係ある諸寺院を廢毀して、範を領內に示した、卽明治二年七月、自家の祈願所たる彌勒院の住僧が常に戸田家の氏神五社神社の神前に讀經するの例を止めて、彌勒院を廢して、その住僧は復飾せしめて、五社神社の神官とした、又戸田家の菩提所たる全久院及前山寺をも廢毀した、全久院の住持惠亮は屢ゝ之に抗辯して、廢寺の妄を辯じ、寺門の存續を歎願したけれども、却下せられたので、遂に止むなく、本尊及開山像を奉じて、郷里越後に歸り、出雲崎に寺號を移して、一宇を建立した、次に藩士全般に廢佛を實行せしめんとするに當り、戸田藩知事は政府の承認を得んが爲めに、辨官に宛てゝ、願書を差出し、藩士悉く神葬祭に改め、ついで管內悉く神葬祭に改めたい、之については、當藩菩提寺全久院及前山寺は、旣に神葬願出で、承屆けたる上は、無檀地になり、無益の費物なるにより、之を廢却し、住僧は生活の道立つまで、家祿の內より之を給助し、兩寺共學校に改めたい、此他管內寺院無檀無住費物は、同樣に破却仕たしといふ主意であつた、辨官からの指令は、故障の筋なくば苦からずといふのであつた、これによりて、先づ葬事改良の爲めに、角田忠行の著葬事

略記を一般に讀ましめた、翌四年の頃より、いよ〳〵廢寺の實行に着手し、改典掛といふを設け、岩崎作樂等が之に任ぜられ、藩士は家老用人以下足輕に至るまで、殘らず改典し、次に町方役人も殘らず神葬に改めしめた、ついで掛役人は、村々へ出張して、村役人に命じて、小前の細民に至るまで、集めて說諭し、廢佛の必要を說き、神葬祭を出願せしめた、藩廳へは、毎日一村數百人づゝ三四ヶ村程づゝ、願書が到着した、寺院へも同樣に出張巡回して、廢寺歸農の理由と利益とを說明した、大町村の曹洞宗靈松寺安達達淳、同大町在平村曹洞宗大澤寺快龍は、此等役人に對して大に辯ずる所あり、之を閉口せしめ、終にその廢寺の厄を免れたといふ、松本の眞宗正行寺佐々木了綱は、廢寺歸農に反對し、其末寺寶榮寺等の諸寺と力を合せて、京都本山及淺草輪番の手により、東京府を經て、中央政府に反對運動を努め、苦心奮闘し、藩廳に對しては、本山の命令なき以上は、決して藩命に從ふこと能はずと、身命を賭して、抗議し、藩廳に出頭すること前後十七八回に及び、其間二ヶ年に亘りて藩よりの干涉壓迫を意とせず、知人親戚の勸誘をも斥け、節を守りて屈せず、遂に寺運を全うした、之が爲めに眞宗兩派の寺院は、唯一ヶ寺を除くの外は、廢寺の厄を免れたのである、此時廢佛の當事者たりし岩崎作樂は幼名を八百之丞といふたが、眞宗の御坊が獨り廢

寺とならなかつたに就て、時人落首を作つて「八百屋さん殘りの牛蒡はどうなさる」と嘲つた、松本市内には、廿四ヶ寺あつた、その内廢寺の厄を免れたものは、正行寺外三ヶ寺、殘二十ヶ寺は廢せられた、戸田領内淨土宗の寺三十ヶ寺あつた、その内廢寺二十七ヶ寺に及んだ、曹洞宗は四十ヶ寺の内九ヶ寺を除き、あとは皆廢せられた、眞言宗廢寺十ヶ寺、日蓮宗は四ヶ寺あつたが、全廢せられ、眞宗は八ヶ寺の内一ヶ寺だけ廢せられた、眞宗に廢寺の少なかつたわけは、別に女犯による罪跡の認むべきものもなく、殊に寺を出るに於ては、外に往く所もなく、生れた所の寺なれば、之に居住致すより外なきによるといふことである、廢寺に作ひて、佛體佛具の類は、何處にもある例の如く、火中に投ぜられたるものが少くない、中には他處に轉々して、その行衞の知られたものも若干はある、寺院外の石塔類の破壞も、盛に行はれ、松本の城山には從來無數の石塔が列んで居たが、神の世の中になつたから、佛に關したものは高處に置くべからずとて、血氣にはやるものどもが、力任せに崖より谷へと投げ落した、又辻々路傍の供養塔、巡禮塔等も路傍に倒されて埋沒し、或は堤防の下積、石垣の下積、溝の石橋となつたものも多い、かくの如く、廢寺の斷行につとめたる間に、四年七月廢藩置縣の令が出て、十一月十六日松本縣廢止せられ、藩主は東京に出で廢

佛の事は自然有耶無耶になつた。

二　伊勢山田　　伊勢の宮川と五十鈴川との間にある神領地域を川內といふ、其神領に、淨土眞言天台禪の寺院が凡そ百十餘ヶ寺もあつた、明治の初、同地方に度會府を置き、橋本實梁が知事に任ぜられた、橋本知事は川內神領地に於て、一切佛葬を禁止して神葬にすべしとの令を出した、次に各寺住僧を呼出し、今般佛葬禁止せられたるに就ては、最早各寺共寺を維持することもできぬによつて、住僧は檀徒總代と連署して、廢寺願書を差出し、住僧は歸俗すべし、卽今廢寺を願ひ還俗する者は、身分は士族にとりたて、且其寺院に屬する堂塔等の建造物及什器は、悉皆その住僧の所持に歸せしむ、若し猶豫する者は、近く廢寺の令出る時、すべての建築器物等皆官沒すべしといひ渡した、四月二十日頃、山田の淨土宗の寺院より知恩院に向て、歎願書を差出し、今般御一新について、神領內參宮道筋都合十八ヶ寺取拂の旨、勅使近々御參向の上御達がある由である、願くは知恩院宮と御當山へ願ひ、何卒是迄通りにあるやうになされたいと申出た、十一月廿五日にも、山田の淨土宗使僧が、知恩院に登山して、今般神葬祭或は自葬を營むもの多く、佛法廢棄同樣であるから、何卒御本山より嚴制ありたいと歎願に及んだことが、知恩院日鑑に見える、かやうな運動も其

功なく、各宗僧侶は、多く廢寺願書を差出した、各宗の寺の中で、相當の寺田を有するものは、別に檀家なくとも維持ができる所から、廢寺願書を差出さず、中にはまた歴迫に堪へかねて、他國に出奔したものもあり、またもとより無住のものもあつて、此等合せて十數ヶ寺は廢寺の難を免れた、明治二年二月、度會府よりの達に、今般天皇行幸參拜遊ばされるについて、神領中、參道にある佛閣佛像等盡く取拂ふべく、尙今後宇治山田町家に於て、佛書佛具等商賣致すこと相ならずといふのであつた、此時に、畫僧月僊を以て有名なる寂照寺は、もとより寺產を有するを以て、廢寺願を出さずに居たが、その所在が大道に面して居たので、府知事から、其寺、行幸道筋に當り、御目障になるから、今より十日以內に本堂、鐘樓、經藏、寺門等悉皆取毀つべしとの嚴命が下つた、そこで寂照寺は、府知事に日限の猶豫を願ひ、一方本山知恩院に歎願に及んだ、知恩院に於ては、山田に於て追々歸俗出願廢寺に及ぶ者あるにより、門主宮より朝廷へ伺を立てられた處が、朝廷では決して廢寺廢佛の趣意に非ずとの御沙汰であつた、之によつて本山より伊勢地方へ鎭撫の爲め、大慧院雷雨を遣して說諭せしめ、雷雨は五月二日を以て暇乞して出發した、寂照寺からは、右の朝廷の御沙汰を以て、府知事に上申に及んだ所、然らば取毀つには及ばぬが、御目障にならぬやうに、

寺門の前を板圍ひすべしと命じたので、寺は已むを得ず、之に從ひ、やう〳〵取毀の難を免れたといふ、廢寺の數は、增上寺の記錄によれば、淨土宗七十九ヶ寺、曹洞臨濟合せて凡六十餘ヶ寺、眞言天台凡十餘ヶ寺に及んだ、眞宗と日蓮とは寺がなかつたといふ(佛敎遭難史論、知恩院日鑑、增上寺記錄)

三　土佐における廢寺も、亦頗る激烈であつたやうである、同國の寺院は檀信徒の維持によるもの甚だ少く、小寺は格別として、稍大なる寺はその造營は藩廳の手に成り、寺領寺地皆藩より給せられた、然るに廢藩となりてより、寺領は廢せられ、造營は止まつたので、寺院の維持に窮したのと、一方には社寺掛北川茂長等が、熱心に神佛分離を厲行し、祖先の佛式祭儀を神式に改めしめたので、士民共に神道に歸する者多く、僧侶の復飾して神職となるものも多かつた、たゞ眞宗のみは、依然として繼續し、他宗の廢寺になつたものも、眞宗に聚り來るといふ有樣であつた、寺院の總數六百十五の內四百三十九は廢寺となつた、この內三百一ヶ寺丈は、南路志翼にその名を載せて居る、その內譯は眞言百八十六、曹洞九十八、眞宗八、日蓮六、禪三となる。

四　薩摩に於ては、慶應元年の頃より、夙く廢寺の具體案が作られて居た、其主張は、今や時勢は切迫してきた、寺院僧侶は不用のものである、僧侶もそれ〳〵國の爲め

盡させなくてはならぬ、僧侶の壯年の者が、只坐食しては濟まぬ、若い者は兵役に使ひ、老たる者は敎員に用ふる等、其分を盡さしめねばならぬ、寺院の祿高も、軍用に充て、佛具は武器に用ふべしといふのであつた、そこで之を藩公に建言に及び、直に採用せられて、廢寺に關する調査掛が命ぜられた、其調査によつて得た結果は、大小寺院總數一〇六六ヶ寺、僧侶總數二九六四人、此內十八歲以上四十歲迄の壯者で兵員に充つべき者、學識ありて敎員に充つべき者、老年にして扶養料を與ふべき者、農工商各所好に任すべき者の四種に分つた、かやうにして調査を進める內に、明治維新となり、神佛分離令も出で、廢佛の氣勢は天下に漲つた、二年三月藩主島津忠義の夫人照子の逝去にあふや、其二十五日、知政所の名を以て、從來藩の葬祭は、佛家の作法を以て行ひ來つたが、此度復古の盛典に基き、葬祭はすべて神國の禮式を以て行はるゝことゝなつたにより、此旨向々へ申渡すべしといふ令達を發した、六月に至り、また令を出して、中元盂蘭盆を廢し、領國中一同之を禁じ、祖先の祭は仲春、仲冬に行ふべき旨神社奉行に申渡した、十一月に至り、遂に廢佛の令を發布した、その文は

御領內寺院被廢候條、御佛餉米祠堂銀迄も引取被仰付、諸佛の儀、悉く被廢候旨被仰達候條、此旨神社奉行へ申渡、向々へ可申渡候

明治二年十一月　知政所

是に於て歷代藩主の廟號も、俄に神號に改められ、寺院內にある藩の墓地も、それぞれ寺號を稱して居たものを改めて、地名を以て稱することゝした、寺院はすべて廢せられ、僧侶は悉く歸俗を命ぜられた、佛像經卷及一切の佛具は、藩吏監視の下に燒却せられたものもあり、また石の佛像は打毀して、川々の水除けなどに用ひられた、今に鹿兒島の西南に甲突（コーツキ）川に佛淵といふ所あり、卽佛像を沈めた所である、中には密かに承塵の上に隱して、辛うじて發見の厄を免れ、或は地中に埋藏して、燒却の災を免れたものもある、朱子學を以て名あり、また關ヶ原前後德川氏と島津氏の交渉に與つて力あつた文學僧南浦文之の木像も、その一である、明治四十年頃、文之和尙の開創に係る大龍寺址に小學校を建てることになつて、地を掘つた所、端なくも一個の大木像を得た、これ卽開山文之和尙の像で、維新前には開山堂に安置してあつたものであつた、時の知事坂本彭之助は、有志と相謀り、之を南洲寺に安置して供養したといふ話が傳つて居る、坊津の一乘院の如きは、佛像佛器圖畫等甚多く、さながら薩南の美術館といふ姿であつたといふが、廢佛の嵐の爲めに全く吹散らされてしまつたといふ。

五　美濃苗木は一萬石の小藩であつたが、こゝにも廢佛は根底的に行はれた、藩知事遠山氏自らも村々を巡回して、廢佛歸神を勸め、寒村僻邑に至るまで、阿彌陀、觀音、地藏、藥師の小堂を毀ち、且藩より佛具を所有すべからず、若し所有するものは、科罪を申付くるとの達しにより、寺及檀徒の有して居た舊記佛具は或は毀たれ、或は灰燼となり、或は流され、或は賣却せられて、殆其影を止めなくなつた、遠山家の香華院臨濟宗雲林寺といふがあつた、其末寺十二ヶ寺は、外の宗派の寺と合せて、都合十七ヶ寺すべて廢寺となり、住僧は還俗したが、獨り雲林寺の剛宗和尙のみは還俗せず、國主多年の恩に報ずる爲め、遠山家歷代の位牌佛具を貰ひ受け、末寺下野の法界寺へ退去せんことを願うて已まず、時に藩よりは五人扶持を與へ、藩の學校の敎師にせん、故に還俗せよと勸められたけれども、聽かずして、位牌及佛具を携へて、法界寺に退去したといふ、妙心寺の坂上宗詮の自敍傳荊棘錄に、その頃苗木を通つた所、二三の人耳語して「此坊主未だ還俗せず、何地へ行くのか」といつた、蓋し彼等は苗木一萬石の廢寺を見て、日本全國悉く廢寺と思つたらしかつたといふことである。

六　隱岐　維新當時隱岐には正義派と稱する急進黨と、之に對して因循派といはれたものがあつた、島前には、因循派が多く、彼等は多く佛敎寺院の僧侶及び信徒で

あつた、正義派の首領といはれた者は、いづれも島後の住人で、中沼了三等は、その主なるものであつた、彼等は皆皇漢の學を修めて佛教を排斥した、その頃、島後西鄕港に松浦繁太郎といふものがあつて、後に改名して荷前と云うた、野々口隆正足代弘訓等の學風を慕ひ、常に書狀を往復し、西鄕港に私塾を開設し、靑年等を收容して、皇典の講義をなし、常に僧侶の横暴姦惡を罵つてゐた、慶應四年六月に、所謂正義派が全勝の際に、荷前等に率ゐられた壯士等は、一擧に佛教排擊を實行した、即ち全島に亘りて佛教の堂舍圖像を破壞し、各戶も皆これに倣ひて破壞した、明治二年三月以後、數月に亘つて島後の四十六寺は悉く廢滅に歸した、神社にある佛教の圖像器具は、皆取出して破却せられた、松浦荷前吉田倭麿等は神社改めを實行した、源福寺には本尊大日如來像を首とし、後鳥羽天皇の御手作と傳へてゐる佛像もあつた、歷代京都の諸公卿から納められた大般若經等も多かつた、壯士等は佛像、經卷を破毀し、糞尿を以て汚瀆するに至つた、これ等の佛像佛具等は仁王門の前の廣地に積上げて、燒棄せんとしたが、その夕大雨のため果さなかつたので、島民夜暗に乘じ、竊にその二三體を取出し、自家の床板の下に埋沒して置いたものが、今日僅に殘存してゐる、隱岐の全島に亘り、佛教の圖像器具類の金銅等の物は數ヶ所に積上げてあつた

が、隱岐縣で賣拂ふことゝなり、鳥取藩士の清水某と云ふ者が、全部を六百圓で買受けたといふ。同四年正月に、島民は佛教を改めて、神道に歸することゝなり、公文所に血判狀を出した。これは固より强制によるものである。佛教の僧侶は皆强制的に俗人にした。僧侶で俗人にならない者は、强制的に追放した。つまり隱岐には一人の僧侶も置かないことゝしたのである。京都知恩院記錄に、此頃隱岐の廢寺について、同國善立寺清樂寺等より、知恩院へ歎願し、使僧を派遣することが見え、次で又知恩院より政府へ歎願すべく、東寺觀智院へ文面の相談に及んだことがあり、次で山口善生寺を同國に遣すについて、政府に添翰を請ふ所の願書案がある。その結果か否かわからぬが、四年十一月に濱田縣は、佛教排擊の實行の狀況を調査し、横地官三郎を徒刑一ヶ年半、忌部正弘を自宅謹愼一ヶ年、他九名を百杖刑に處した。この後同國寺院は、明治十二三年頃より漸く再興の運に向ひ、明治四十四年には各宗寺院二十二ヶ所說敎所若干を數ふるに至つた。

七　富山藩に於ては、一派一寺の令を出して、爾餘の寺は、悉く之を廢合した。此廢合の擧は、主として藩の大參事林太仲によりて行はれた。明治三年閏十月廿七日付を以て、合寺の令を發し、此度、朝廷より萬機改新の布告もあり、追々時勢轉變の折柄、都

市の寺院は、すべて一派一寺に改正すべきにより、迅速に合寺すべし、若違背に及ばゞ嚴科に處すべしと令達した、卽その一宗一寺の名を定めて、いひ渡した、この令を出すと共に、兵を要所に置き、各宗の本山及檀越との連絡を斷ち、抵抗する者あらば、打殺すの勢を以て、兵卒をして市中を大砲を引かせて、晝夜巡回した、其勢を恐れて、何人も抵抗する者はなかつた、翌二十八日には、存置の法華宗の大法寺より、合寺は迅速に行はれ、配下の寺は今曉よりすべて合寺を了り、また梵鐘、金佛等は、差上ぐる旨同意を得た由を屆け出た、藩からは人夫を遣して、此等の金屬品を沒收し、之を富山城二の丸に輸送して、山の如くに堆積し、之を鑄潰して、銃砲製造の料に供せんとし、更に一向宗の正龍寺址に新設した鑄造工場に運んで、其作業にかゝつた、鐘鼓の類は、一切使用することを得ざるやうになつて、存置合寺に於て、法用にも困るやうになり、大法寺より再三願出で、看經の時に限り、太鼓を撃つことを許された、合寺の爲めに苦んだことは、一伽藍の中に數寺合併の爲め、不便の多いことであつた、由りて一舍合寺を改め、各寺別火に一境内に集寺して、寺を營まんことを願出たけれども、これは許されなかつた、十一月に至り、大法寺住職は、合寺に盡力したる廉を以て、賞を授かり、翌年七月各宗寺院に對し、合寺の命令を遵奉したるを賞せられた、當時

藩内の各宗寺院の數は、淨土宗十七ヶ寺、天台二ヶ寺、眞言四十二ヶ寺、臨濟二十二ヶ寺、曹洞二百ヶ寺、眞宗千三百二十餘ヶ寺、日蓮三十二ヶ寺、總計千六百三十餘ヶ寺が、七ヶ寺に合併せられたのである。この合寺の令によつて、最も困難を感じたのは、眞宗の寺院であつた、他宗と違ひ、妻子を有するにより、多くの寺が一寺に集合することは、實に困難なことであつた、明治三年に至り、眞宗專琳寺住職渡邊法秀は東京に出でゝ、合寺令の苛酷を政府に陳情に及び、又眞宗本派からは、佐田介石、大谷派よりは松本白華を派遣して、實況を檢分せしめ、兩人藩廳に至りて、その不理を陳じ、他宗の本山よりも續々之を訴へた、四年五月に至り、太政官より、富山藩に對し、合寺の爲め、下情怨屈の趣相聞え、不都合なるを詰り、更に穩當の處置方取調伺出づべしとの沙汰が下つた、藩からは寺院合併の儀は、既に半年も過ぎ、引拂の寺院は、堂宇殘らず取毀ち、地内は開拓したるもあり、更に前の如くせんことは入費も少からぬことにもあり、又合併のことは先般屆濟にもなりたることとなれば、此儘に差置きたい、但一向宗僧侶は家族もあること故、別段の見込を立てゝ、御伺申すべきも、外の各宗はそのまゝに差置きたしと伺ひ出た、幾許もなく、廢藩置縣となり、五年七月に至り、天台宗、淨土宗、禪宗、眞宗、日蓮宗、時宗の各代表者連名を以て、敎部省に宛てゝ、富山藩の寺

院數百ヶ寺合併にては、諸寺差支、其頃發布せられたる三ヶ條の敎則の敎導も行屆かざるにより、舊地を回復し、寺名相續せしめられんことを願ひ出た、十月廿七日に至り、檀家七十戶以上を有する寺院に限り、合寺を解き、同九年二月檀家七十戶以下のものも、合寺を解き、かくて各寺院は漸次復興の運に向つたけれども、中には廢寺の地は既に個人に拂下げられて、民家の軒を列べるもあり、或は田圃に開かれて、そのまゝになつたのも少くない。

八　佐渡に於ける廢寺もまた他の諸國に勝れて最も激烈なる一例である、卽ち判事奧平謙甫の命を以て、五百有餘の寺院を八十ヶ寺に合寺せしめたのである、その事情は、すみれ草一名佐渡廢寺始末に詳かに記されてある、その要を摘んでいへば、明治元年十一月二十一日、奧平謙甫は聽訟方役所へ諸宗本寺住職を呼出し、自國に本寺あるものは、すべて其本寺へ纏り、他國の末寺は最寄りの本寺へ一纏りになるべし、其期限は十二月十日限りとし、淨土眞宗のものは子孫もあることなれば、特別を以て十二月二十日まで猶豫致し遣はすべしと申渡した、東西本願寺派の寺々は延期を願出たけれども聽入れられず、遂に申渡された期限に、それぞれ纏り寺を定めて之に合寺することゝなつた、二年二月になつて、眞宗寺院に於ては京都行の幸

便を得て、本山へ願書を出し、今度合寺の命令で十三ヶ寺だけ立置になり、其餘は廢寺となつた事情をのべて、越後の御坊なり又本山へ訴へたいにも、出國ができず、脱走するものは鐵砲で打殺すとの御觸があり、強て出國の願を出せば、國境追放せらるゝといふので出られない、願くは本山の威光を以て太政官へ直願下されたいと申出た、この月の中旬頃から諸宗の僧侶は續々歸農の願を出した、獨り眞宗の僧侶には一人も歸俗者がなかつたといふ、三月になつて廢寺の梵鐘、佛具類はすべて河原田諏訪町へ差出さしめ、こゝに鑄錢所を設けて鑪鞴を備へて、大砲及天保錢を新鑄した、又、諸宗寺院の除地田畑は沒收すべきの處、寬大の處置を以て、立置寺の分は檢地の上そのまゝ所持せしめ、廢寺の分は歸農願出たものには之を給し、歸農願出でざるものは、農家に相當の代價を以て下附することゝした、四月になつて眞宗寺院に於ては會議を開き、總代を選んで京都本山へ歎願しやうとしたが、立置寺と廢寺との議合はず、もの分れになつた、その內に、東西兩派共各一名づゝ、策を以て越後の御坊より呼立により越後行の許可を得、ついで上京し、本山へ歎願することゝなつた、十一月になつて東派の總代本福寺了賢歸國しての報告に、歎願の結果として、新門主東上して直願せらるゝこととなり、九月晦日には辨官より、願の趣は佐渡縣

へ引合中に付追て何分の沙汰を待つべしとの指令があつたといふことであつた。この間に於て奥平謙甫は佐渡出張の任を解かれ、新五郎が佐渡縣知事となつた。

三年二月廿五日に至り、諸宗本寺住職を呼出して、國中寺院はすべて八十ヶ寺立置の積りになつて居たが、今度格別の憐愍を以て五十五ヶ寺を增し、すべて百三十五ヶ寺立置くことゝしたとの申渡があつた、眞宗の徒は尙も二三年廢寺延期を願出たけれども、採用せられなかつた、恰もその頃新門主蝦夷地開拓の爲め出張の途中越後高田に逗留であつたのを幸に、佐渡の總代因領寺寬海は信州まで出迎へ、願書を出し、その隨行者の添書を得て上京し、本山に於て國許の實況を語り、安心の成るやう取計を歎願に及んだ、本山役僧に於ても大に同情し、ともかくも東京へ申遣し、尙佐渡へも使を差遣すことゝした、かゝる處へ寬海の同宿佐渡の醫師并に新門主の出先よりの報によりて、四月に東京より鑑督司松井淸蔭の渡海に際し、佐渡の廢寺一同より直訴に及びたる結果、縣より達を以て、廢寺の什物田畑共其まゝ檀家へ預け、僧侶は堂番とするとも、又は歸農するとも檀家との申合次第たるべしといふことになつたことを知つた、之によつて寬海は一まづ歸國した、明治四年八月十六日眞宗廢寺のもの等より、廢寺の爲め村內死亡者あるとき之を遠方に持運び入

費も多分にかゝるにより、在來通り葬祭式會等を許されたいと願出たけれども、採用せられなかつた、五年三月佐渡縣戸籍掛から、廢寺の檀家は立置寺院へ改檀致すべしとの命を出した、之によつて諸宗寺檀は再騷ぎ出し、眞宗寺院は屢書を呈して歎願に及んだ、その爲にや、廢寺堂番のものは追て處置せらるゝ迄は改檀寺院代の心得を以て、檀用佛事取扱ふべしと達せられた、明治七年一月教部中錄鈴木大の出張した時にも諸宗より廢寺復舊の願書を出したけれども、教部省設立以前の廢立は教部省の所轄に非る旨を以て、願書を却下せられた、明治九年及十年にもまた屢願書を縣に出して、復舊の事につとめたけれども、採用せられなかつた、十一年十月二十日に至り新潟縣令よりの指令を以て、眞宗東派十二ヶ寺の再興を許され、翌十二年八月を以て、願により何寺住職と公稱することを得るやうになり、十五年には、この外尙六ヶ寺の復舊を許された、是に至つて廢寺として殘るものは極めて僅かになり、大概は復舊することを得たのである。

九　讃岐多度津藩に於ても、一宗一寺を斷行しやうとしたことがある、三年十月二十八日、同藩民政局の名を以て、此度當管內寺院一宗一寺に縮合申付くるにより、良策見込もあらば、來閏十月十日限、書付を以て申出すべしと令達した、之れに對して、

各宗寺院連名を以て、あまり至急の儀で、當惑仕るにより、暫く延引下されたしと歎願に及んだ、各村百姓等よりも、是迄長々崇敬仕りたるを俄に合寺せらるゝことは痛々敷存ずるにより、何卒在來の通にせられたいと願出た、閏十月五日に至り、藩の民政局より、告示を以て寺院縮合のことは、未だ決定したことでも無く、良策見込もあらば承るべしとの内意なれば、此段心得違なきやうにと達した、かくの如くにして、この縮合令は、遂に實行せられずに終つた、何故にかくの如く藩に於て、遽に折れて出たかといふに、當時四國に於ては、土佐藩は勤王の唱首となり軍を西讃岐に動かした、時に多度津藩は、眞先に其先鋒たらんことを請ひ、爲めに小藩ながら、大に幅を利かした、そこで土佐の廢佛案にも贊成して、自ら廢佛の模範を示さんといふ意氣込であつた、これによつて合寺の令を出さんとしたのであるが、これには、右にものべた如く、百姓等の反對があり、領民殆全部が蜂起せんとし、又寺院側に於ても、讃岐全體の寺院が、連日協議會を開いて、反抗の態度に出でやうとした、中にも西覺寺常榮光賢寺幽玄といふ二人は、最も强硬で、全部の寺院住職打揃うて靑竹に焰硝を詰め、それを背に負ひ、以て藩に强訴し、若し聽されなかつたならば、火をつけて自ら藩邸と共に焦土とならんといふ策を建てたといふ、かやうな氣勢であつた處へ、こ

の合寺案は、藩全部の意見でなく、少數の激論黨が、土佐の威を假りて主張した意見であつたので、かやうに領内が騷動を起すやうになつては、多數黨が承知せず、結局右の如く此案を撤回することゝなつたのである、かやうにして、多度津の廢佛は行はれず無事に終結した。

一〇　奈良に於ては、廢佛毀釋は興福寺に於て最も激烈であつたらしい、興福寺の兩院家一乘院と大乘院とは春日社の神司となりて復飾し、興福寺はしばらくは、その主を失うた、その間に於て、經卷佛器を始め多くの什寶は、或は隱匿せられ、或は賣却せられ、書籍の如きは宇治の茶の焙爐の張料となり、金泥銀泥の經卷は金銀を取る爲めに燒かれたものも多い、千體佛などは束ねて薪とせられた、寺有の山林などもも監督者のなくなつた爲めに濫伐盜伐せられた、五重塔は二十五圓とかに賣却せられたが、買主はその金具を得る爲めに、之を破却しやうとしたけれども、あまりに費用がかゝるので、火を放つてその燒落るのを待ち、金具を取らうとした、然るにこれは近傍民家から危險だといふので抗議が出で、つひに沙汰止みになつた、その塔は現在特別保護建造物として保存せられてある所のものである、食堂も破壞せられて、その跡にその材木を以て寧樂學校といふものを建てたが、暫くにして廢し、今

は礎石のみ殘つて居る、天平經が荒繩で縛られ一束數圓として古物商の店頭にさらされたこともあつたといふ、この他之に類する事件は少からずあつたやうである。

一　京都地方に於ても、廢佛の暴擧は頗る烈しかつたので、その實例は到る所に存して居る、その一二の例を擧げて見るならば、

方廣寺大佛鐘樓、德川十四代將軍家茂に降嫁せられた孝明天皇の皇妹和宮が、將軍薨去の後、靜寛院宮と稱せられたが、明治初年、御歸洛につき、恭明宮といふ御住居の御殿を、大佛境内に新造することゝなつた、卽今の博物館のある所である、その境内に、大佛の鐘樓があつた、これは秀賴が造營したもので、槻材の丹塗で、宏壯雄大なものであつた、大佛殿は前に寛政十年の雷火で、殿閣悉く燒失して、たゞこの鐘樓のみが、秀賴建立當時の俤を殘して居たのである、恭明宮建立の際、この鐘樓を毀して、之を以て同宮を營むの材料とした、爲めに有名なる國家安康の銘ある大鐘は、地に委して、露天に放棄してあつた、時に外國人が之を見て、世界の英雄たる豐太閤の歷史に大なる關係あり、特にその鐘銘に由緒深き、この鐘を何故かくの如く雨露に晒しておくか、實に惜むべきものであるといふものもあつたといふ、方廣寺住職村田

泰良は、深く之を慨歎し、其再興を企てた、村田寂順之を助けて、市街に托鉢して、其資を集め、後朝廷の思召を以て、金百圓を賜はり、諸方名門よりも寄附金あり、十七年四月再建の工を起し、九月に竣工した。（佛教遭難史論、隨緣迹）

京都新京極　寺町三條から四條まで、卽今の新京極の地は、北より誓願寺（淨土宗西山派本山）誠心院（和泉式部）圓福寺（淨土宗西山派本山卽ち蛸藥師）安養寺（逆蓮華）弓蓮寺、歡喜光寺（錦天神）金蓮寺（四條道場）の七個寺が並列して、各一寺の境域が完備してあつた、就中誓願寺は、三條から寺町へ角引廻しての寺境で、六角通の突當りが表門、三條通の今の京極へ降る所が裏門で、境内に諸興行物の常設があつて、京洛人の遊び所であつたのを、明治初年に右七個寺の堂舍敷地を殘して、他を悉く奪ひ取つて、今の新京極を作つたのである、之が爲めに右七個寺は境內の大部分を奪はれ、堂宇は劇場、寄席、商店の後部に潛みて、通路さへ狹められ、今は立退けがしに扱はれて居る。（佛教遭難史論）

黃檗一切經板木藏　黃檗の鐵眼が、寬文年間明藏を覆刻し、十數年の苦心を以て、やう／＼成功した一切經のことは、近頃國定教科書にも載せられて有名な事實であるが、その版木は、黃檗の山腹に、幾棟かの庫に格納せられて、今日に至るも尚需要

があり、たえず印刷職工が出入して刷つて居る、然るにこの版木の藏が、明治五年に明渡しを命ぜられ、火藥庫として徵發せらるべき旨、西京府より寺へ達せられた、寺に於ては大に驚き、再三歎願に及んだけれども、用ひられず、よりて更らに敎部省へ願出で、この一切經は、開山以來三寶護持の悲本として、諸宗諸山同心戮力して、流布したるものなれば、若萬一非常の事ありては、開祖の志願も空しくなり、法孫たるものゝ職掌を失ふべく、進退當惑致すにより、何卒特別の仁惠を以て、從前通り黃檗山に於て、板木藏を保護するやうにせられたいと願ひ出た、この願意も達せられなかつたか、その年十月の頃には、この藏に、焰硝を運ぶ牛車の往來がある、その後この火藥庫は、何時頃か廢せられ、その山の後の方に新設せられて、今日に及んだ、而かも聞く所によれば、その火藥の試驗の爲め發する爆音は、實に烈しいもので、寺の建築にも障害はないかと恐れて居るといふことである、寺のすぐ前には火藥製造所あり、後ろには火藥庫あり、黃檗山の危險思ひやらるゝ事であつたが、近頃新聞で見る所によれば、大正十三年の行政整理の結果、この火藥製造所は、板橋の方へ併合せられることになり、近々全く撤廢せらるゝことゝなつたといふことで、寺の爲には誠に幸のことである。

一二　この外廢佛廢寺は到る所に行はれたのであつて、知恩院并增上寺記錄にも、兵庫、平戸、佐倉、飯沼、瓜連、大多喜其他の諸地方に於て、廢寺のことが見える、

出雲の鰐淵寺は同地方に於て、有名な大寺で、後醍醐天皇の時勤王を抽でた由緒もあるが、この寺も危く廢佛の厄に罹らうとした、同寺の常行三昧堂の奥院に、鎮守摩多羅神といふのがあつたが、昔から素戔嗚尊と同體であるといひ、又は杵築大社の祭神、大國主尊と同神であるともいひて、鰐淵山は杵築の日隅神社の奥院といひならはし、歴代國主并に民間の信仰が厚かつた、之によつて、維新の際、鰐淵山は杵築日隅神社と同神で、同地域である、中世には、神佛同體本地垂迹の説行はれたけれども、既に神佛判然の令を發せられた上からは、鰐淵山は神地である、佛を混祭し僧侶をして之を祭らしむべき理由はない、速に佛堂を毀ち、僧侶を放逐し、舊來の寺領及加增の寺祿共、杵築大社に屬すべきものであるといふ議論が出た、神社調役木村庫右衛門といふのが、其首唱者であつた、一山の大衆は徹夜評議を凝し、村民は囂々として、形勢甚不穩であつた、時に村田寂順は、この山の本覺坊に住んで居つた、之を聞いて曰く、摩多羅神は印度の神である、摩訶迦羅天である、是れ即ち天台佛法擁護の神で、日本神祇の屬に非すといふ趣旨を詳記し、藩廳に出て辯論數回に及び、遂に神

祇調役を同意せしめた、然るに同二年になつて、鰐淵山を神地となすの論再燃し、東京神祇官に於て、審問對決あるべき旨、社寺奉行より達あり、此時寂順は前年より羅病して平臥し、出京し難きにより、一山の評決により、寂順の實弟密嚴院泰良を出張せしめた、泰良辯論大につとめ、終に勝利を得て歸國した、これによつて鰐淵山は舊態を保持することを得たのである。

六、廢佛反抗と地方の暴動

一、明治四年三河大濱の騷擾
二、五年信越の間における土寇蜂起
三、六年越前大野郡今立郡坂井郡に於ける暴動

明治四年三河大濱の騷擾については、夙く明治廿三年に平松理英氏の廻瀾始末といふ四六版凡二百頁許りの書が著されてある、この書の內容については、多少芝居じみた書き方の所もあり、且つその中心人物を囘護せんとした爲めに、筆を枉げたではないかと思はるゝ嫌もないではない、其の後、明治四十四年十月に、田中長嶺氏の明治辛未殉教繪史が出版せられた、これには廻瀾始末に見えぬ事も多く載せ

られ頗る詳かなものである、また近頃、滋賀縣堅田の羽根田文明氏が編せられた佛教遭難史論には、稍異聞もある、これは同氏がその地へ出張して、古老について聞き、親しく其實地に臨んで調べたものだらうである、こゝにこの一件の經過の大略を一言しやう、

駿河沼津城主水野出羽守の領地が、三河碧海幡豆兩郡にあつて、碧海郡大濱に陣屋を設けて支配して居た、維新の際菊間藩大濱出張所といひ、本藩より少參事服部純が來任して、新政を施行すと稱し、稱名寺藤井說岡、光輪寺高木賢立二名を教諭使に任命し、各村を巡回して、神前念佛を禁じ、神を拜する作法として、祝詞を讀み習はせた、三河の國は數百年來殊に眞宗の勢力最盛なる地であるから、この事を聞いて、信徒等は頗る喜ばなかつた、或は曰く、かの少參事服部某は、耶蘇であらう、彼の教諭使なるものは、其れと一しよになつて、佛教徒を耶蘇に引き入れやうとするものであらうと、其噂でもちきつた、明治四年二月十五日、服部少參事は、大濱部內一般各宗寺院の僧徒を呼出して、寺院の併合及僧尼の制限について、下問書を出し、強制的に其請書を差出さしめた、眞宗僧侶は、本山へ伺の上にしたいと日延を願出たが、許されなかつた、僧侶は夜を日にかけて奔走し、三月二日、幕戶會所に集合して議を凝し

た、蓮泉寺台嶺專修坊法澤の二人が、其盟首となつた、三月八日に、再莽戸會所に集合して、最後の所決をしやうとした、當日參集の僧侶は百有餘名に及んだ、衆議は、大濱西方寺、棚尾光輪寺が擅に合寺の請書を差出したのを難じた、台嶺は先づ大濱に赴き、兩寺に問責の上、當局に論議に及ばうといふ、衆僧之に贊成するもの多く、直に連判帳を作りて、之に署名捺印しやうとした、時に如意寺源致は今騷ぎ立るは却て不利である、本山を經て堂々と出るが得策であらう、今大擧大濱に赴けば、眞宗僧侶の亂一揆を起すと見られては、却て爲めにならぬと、かたく之を止めた、之が爲めに連判する者が減少した、台嶺は之にも屈せず、血判志士三十餘人と共に、翌曉七つ時(午前四時)出發して、大濱に向うた、途中信者が三人五人と加はり、耶蘇退治の爲めならば、我等も助勢に加はらんと漸く增して數十人となつた、夜があけて三月九日、群集は米津村龍讃寺に繰込み、休息した、台嶺は衆に對し、決して暴徒に類する振舞のなきやうにと注意した、同日午後には、夜の用意にと、提灯を高張に造る爲めに、近傍の籔に入つて、竹を切つた所、中には、この竹を竹槍に擬して、振つて居るものがあつたのを群集が見てわれも／＼と之に習うて、竹槍を作り終にその籔を切り盡したといふ、其日沒に、鷲塚村に至り蓮成寺外二寺に分屯した、この日、大濱出張所からは、杉

山少屬をして、四五の隨員を從へて鷲塚村の庄屋の宅へ派出せしめた、專修坊法澤は、台嶺及び七八名の僧侶と之に會して、願意を陳述したが、杉山等はたゞ、成らぬ出來ぬと答ふるのみであつた、その中に、僧侶の數は次第に增して、四十名近くとなり、加ふるに鷲塚には、信徒の集團があつて、聲援をして居る、その日日沒に至り、群集の氣勢益々張り、談判はまだか、押かけてぶち殺せなどゝ叫び、終に蓮成寺の鐘をつき始めた、住僧が之を制すれども、聽かず、終にその撞木の繩を切り放つた處、今度は麥打槌を以て亂打し、騷擾は極點に達した、夜に入つて群集は、庄屋の宅を圍み、折々鬨の聲を擧げて示威運動を起し、終に瓦や石を投げこむものあり、亂暴狼藉に及んだ、一方吏員と僧侶の談判は、終に破裂して、法澤等は斯くまで歎願しても御聽入れなくば、最早これまでなりと座を立つた、是時に當り吏員五名は恰も袋の中の鼠の如くであつた、杉山は大濱に急を告げんと欲し、杉浦某を遣すことゝした、杉浦は、袴の裾を高く括り、襷をあやどり、後鉢卷をし、玄關に現れた處、群集はそれ耶蘇が出た、ぶち殺せと、竹槍を突出すを、杉浦は刀を拔いて、無二無三に圍を衝いて、近傍の天滿宮の石橋の下に隱れて、辛うじて難を免れた、民衆は庄屋の屋內に亂入し、杉山は隨員と共に刀を拔いて躍り出で、逃れたが、その中一人の隨員は、終に竹槍で突殺された、

暴徒はその首をあげ、藁苞にして矢作川に流した、是に於て、三十餘名の僧侶は、無數の群集を從へ、大擧大濱に向ふた、菊間藩出張所にては、急を聞いて、少屬一人をして、士二人農兵十餘人を引率して、出張せしめ、鷲塚の村端に於て、群集に遭うた、藩兵狙擊して、民衆の内負傷漸く多く、終に右往左往に散亂し、藩兵その二十餘人を捕へた、三十餘名の僧侶も亦逃れて自坊に匿れた、既にして岡崎、西尾、刈屋等近隣諸藩の援兵續て至り、暴徒の嫌疑者數百人を捕へ、其巨魁蓮泉寺台嶺、專修坊法澤等を始め、悉く岡崎に移され、審判あり、同年十二月に至り罪科を宣せられた、台嶺は斬罪に處せられ、法澤は准流十年、其他卅餘名各差あり、俗人刑せらるゝもの九名、中一人絞罪、其他差あり、明治廿二年大赦を行はれ、これ等の罪名は悉く消滅した、

二、明治五年信越の間土寇蜂起

明治五年四月、信越の間に土寇が蜂起した、是より先、舊會津藩渡部悌輔、近藤慶治、吉田藤太郎、村上藤治、及舊庄内藩吉川大介、米澤藩竹田何某等、奥羽鎭定の後、信越の間に流寓して居つた、會々信濃川を北海へ疏鑿の土工の工事起り、官より地方民に課して、溝渠を鑿つて居た、又訛言あり、官廢佛を決すと、土民是を信用し、相屯集し、課役を停め、佛教を興し、或は新潟港を鎖し、租稅法を復する等を縣廳に請うた、官吏は

諭して潰散させんとした、士民等肯ぜず、是に於て、渡部以下四人機に乗じ、窃に月岡村安正寺の僧月岡帯刀と謀つて、其黨を煽動した、士民大に勢を得、遂に渡部以下月岡を推して主將とし、渡部等德川氏回復の五大字の旗章を樹て、共に一隅に據らんとした、其徒殆んど二萬人に及んだ、是月二日、遂に大河津の川口に向ひ、沿道の民家を火き、進んで新潟港に迫らうとした、時に松平參事南部權參事等賊中に入り、說諭したけれども、賊徒益猖獗を極め、官吏を傷け、大道盈伊之に死し、縣廳、鎭臺兵四小隊を請ひ平島村に派し、急に賊を炮擊し、賊辟易四散し、事平いだ、後渡部月岡以下數人を斬つた。

三、明治六年越前大野今立坂井三郡の暴動

維新の初、越前今立郡定友村に、眞宗本派末寺唯寶寺良嚴といふものがあつて、法主光澤の還により、長崎に至り、新知識を得て歸つた、終に歸俗して、石丸八郎と稱し、教部省出仕となり、五年十一月國に歸り、門末に寺院廢合の急務を說き、且神道を弘め、王政復古の實を擧ぐべきことを主張した、これによりて、信徒等は所々に會合して、如何にせんかと論談するものあり、一部の民心恟々たる有樣であつた、これが遂に暴動の導火線となつたのである、石丸の行動は同郡庄境村明光寺の住職から、大

野郡据村最勝寺櫊專乘に急報せられ、大野郡の信徒は大に動搖した、偶〻六年一月、太政官は令を發して、教導職の中に、東西兩部の名號を廢し、爾後一般に神道教導職と稱すべき旨を布告し、大野の町々に高札を建て、之を掲示した、事理に暗き信徒は、之を解して、兩部は東西本願寺の事、名號といふは、卽六字の名號と早合點して、全く佛法破却の世となつたと、村より村へ、人より人へといひ傳へ、家業を廢して、鳩首凝議した、二月一日、最勝寺專乘は、大野郡友兼村專福寺金森顯順幷に檀家竹尾五右衛門等重立つ者五六人と會し、石丸若し來郡して、廢寺毀釋を宣傳したならば、早鐘を撞き、信徒を召集して之を退くべしと約した、ついでまた附近の僧侶とも最勝寺に會議し、今立坂井二郡の門徒にも移牒して同意を得た、專乘はまた竹尾五右衛門等四十三ヶ村の檀徒と會し、若し一人と雖も就縛せらるゝ者あらば、直に出動すべきを議し、連判狀を作りて、最勝寺に保管しておいた、既にして大野出張所にては、この事を探り知つて、三月五日邏卒を遣して、竹尾五右衛門及專福寺顯順を捕へて往く途に、五右衛門は隙を窺ひ、邏卒を突き放して逃走した、邏卒は已むを得ず、顯順一人を引連れてゆく內に、五右衛門は附近の寺院にかけつけて、早鐘をつき立てたので、かねての謀し合せにより、忽ち遠近の寺々相傳へて早鐘をつき始め、村々の人々聞

き傳へて、それ取戻せ奪ひ返せと、竹槍手々に身構ひし、南無阿彌陀佛の六字の紙旗、蓆旗など押立てゝ、繰出した、邏卒は之を見て、事の意外に驚き、終に顯順をすてゝ逃げ失せた、かくて一揆の農民は、次第に其數を加へ、同月七日出張所を襲うて、之を破壞し、戸長其他商家の平生怨あるものゝ家を燒き、又上庄村木本領、下庄村菖蒲池等の區長戸長豪農等の家を襲ひ、勢猖獗を極めた、明けて八日には、尚遠方より馳せ加はり、一揆の人數幾萬とも計り難くなつた、縣廳に於ては、鎭撫の爲め、少屬天野精成を派遣し、舊大野藩士の中地方民に其名を知られた西川忍夫に、旨を含めて、暴徒の本據に遣し、謀を以て、先づ農民の願意を聞質し、三ヶ條の願意卽耶蘇宗門越前に入るべからざること、法談を差許さるゝこと、學校に於て洋學文を止めらるゝことの聽許の證狀を、天野少屬より出さしめた、之に欺されたとは知らず、農民等は、斯くなる上は我等の願望成就したと一同喜び引上げた、この間に、敦賀縣は、舊福井藩士を募り、また暴動の他郡に波及せんことを慮り、名古屋の鎭臺に出兵を請うた、果して、十二日に至り今立郡の暴民蜂起して、戸長區長の宅を襲ひ、富豪の宅を掠略し、唯實寺其他を燒いた、縣官等、舊士族と共に、之を擊退した同日に、坂井郡民も亦蜂起して、まさに福井に迫らうとするの報があつた、天野少屬等舊士族邏卒等と之を要擊し、

十四日村田參事等坂井郡を巡檢して、一揆を解散せしめた、その夜に入りて、金津に屯するもの一萬餘人、翌日福井に向て發したが、途に砲擊に會うて解散した、かくて縣廳に於ては、徐ろに暴徒の巨魁を捕縛し、諸家に侵入亂暴した農民を捕縛し、二十日には、名古屋鎭臺の兵も到着し、前後縛せらるゝ者約五百名、四月四日斷罪あり、樋專乘金森顯順竹尾五右衞門等五人は斬に、以下それ〳〵處刑せられた。

七、神佛分離の原因

神佛分離が、何故に右の如く容易く行はれ、且つ非常の勢を以て全國に一齊にひろがり、その餘勢廢佛毀釋を伴うたのであるか、これについて先づ第一に考ふべきことは、當時一般の趨勢として、復古的革命的氣運に伴ひ、舊を捨て新を喜ぶの傾向が根本にあつたといふことを認めねばならぬ、次に考ふべきことは明治政府の方針である。

神佛判然の令が必しも佛教排擊を意味せざることは、いふまでもなきことである、然るに前に列擧したる如く、全國到る處神佛分離の勢を以て、過激なる廢佛毀釋の暴擧に出た處が多かつた、明治政府は之に對して如何なる態度に出たかといふ

に夙く元年六月を以て、本願寺興正寺等に下した達書に、朝廷の意は、廢佛毀釋にあるに非ずといふことを明に示した。

先般神祇官御再興、神佛判然之御處分被爲在候は、專孝敬を在天祖宗につくさせらるゝためにて、今更宗門を褒貶せらるゝにあらず、然るに、賊徒訛言をもつて、朝廷排佛毀釋これつとむなど申觸し、下民を煽惑動搖せしむる由、素より彼等斯好生至仁億兆一視之叡慮を奉戴せざるのみならず、則宗門之法敵と謂べし、依而教旨說諭、便宜を以て、民心安堵、方向相定、作業等相勵可申樣、門末教育可致旨御沙汰候事、

六月　（廻瀾始末）（攝信上人勤王護法錄）

尙これに添へて、中山一位、正親町三條前大納言、德大寺大納言は共趣旨を演說し、東山道會津逆徒訛言して、良民を誘ひ、天下の蒼生罪無うして逆徒に陷るを不便さに、御仁恤の思召より仰出されたることなれば、精々盡力致すやうにといふことであつた、元年九月にも、行政官の布告を以て、神佛混淆禁止は、破佛の意に非ずと辨明し、妄に復飾を願出るを制した、卽ち

神佛混淆不致樣、先達而御布令有之候得共、破佛之御趣意に者決而無之處、僧分に

おゐて、妄に復飾之義願出候もの往々有之、不謂事に候、若も他伎藝有之、國家に益する義に而、還俗いたし度事に候得者、其願御取調之上、御聞届も可有之候得共、佛門に而蓄髮いたし候義者、不相成候間、心得違無之樣御沙汰之事、

九月　行政官　(增上寺日鑑)

明治四年にも、興正寺より寺院廢合のことについて、歎願して出たのに對して、太政官は、濫に寺院を廢合することは朝廷の本志でないと辨明して居る。

今般歎願申出候趣、兼而被仰出候御旨意に齟齬致候、素より廢佛之儀には無之、殊に昨冬中、無祿無檀之寺院にて、其本寺法類及び寺檀共、故障無之候て、廢毀合併致候儀等、總て伺出、朝裁を可請旨、御沙汰相成候條、篤と御旨意を奉じ、門末之者共疑惑を不生樣、說諭可致事、

太政官　(攝信上人勤王護法錄)

同じ頃、富山藩に對して、合寺令の爲め、下情怨屈の趣相聞不都合につき、更に穩當の所置方取調可伺出と令したのも、亦同じ趣意より出たことである。

政府がかやうに辨明につとめたるは、その裏面の意味もあつたことで、蓋し廢佛の爲め、民心激昂せんことを恐るゝによるので、殊に眞宗繁昌の地に於て、左樣であ

つたのである、維新の事業は、眞宗殊に本願寺の力に俟つこと多かつた、その信徒に騷ぎたてられては、政府は當惑したことに相違ない、これ政府の最も民心綏和につとめた所以であらうと思はれるが、何にしても廢佛の主義ではなかつたらしい、右の如く廢佛は明治維新當初政府の本意ではなく、たゞ神祇官一部の行動であつたことは、木戸孝允が日光の事に關して出した書狀に、神祇官の暴論云々といひ、また大久保もいたしかたなき論と示令致候由云々とあるによつても察せられる、當時神祇官には、白川資訓が、慶應四年正月より明治三年にかけて、神祇事務總督、神祇事務局督、或は神祇大副として居たが、これは舊神祇伯たりし緣故より任ぜられたることゝ思はれる、この外、公卿にして神祇官に奉仕した人はあつたけれども、何れも其家柄によつてなつたものらしく、特に注意すべきものはない、其の神祇官の方針を立つるに與つて力あつたかと見るべきものは、龜井茲監、福羽美靜等の人があつた、龜井茲監は舊石見津和野藩主であつて、慶應四年二月廿日に神祇事務局判事となり、二月廿七日同輔となり、ついで閏四月廿一日、神祇官副知事となり、明治二年五月十五日に罷めた人である、福羽美靜は慶應四年五月に神祇官判事となり、明治二年五月十五日神祇官副知事、同年七月八日、神祇少副となり、四年七月五日神祇大副、

同年八月九日神祇大輔を經て、五年三月十四日教部大輔となつた人である、これ等の人が主動となつて神祇官の方針を動かしたのであらう、龜井、福羽は後にものぶるが如く、それ自らの藩に於ても盛に廢佛行動に出た人である、この外には慶應四年には平田大角鐵胤は神祇事務局判事であり、平田延太郎延胤は同權判事であつた、谷森善臣も權判事であつた、この人は本居流の人である、苗木藩士青山景通、通稱稻吉も權判事であつた、これは平田流である、此等の人の考が廢佛に傾いたのは自然の勢であつた、かやうにして、神祇官の排佛主義は地方に大なる反響を與へた、地方の事務官、地方の神官は得たり賢しと盛に排佛行動に出たのである。

神佛分離廢佛毀釋が神祇官と地方神官の行動に出たものであることは右にのべた通りである、而して其排佛氣勢をして、かくの如く盛ならしめたについては、其由て來る所は更に遠いものがあるのである、其の原因は凡そ二つある。

其第一因はいふまでもなく、國學の勃興である、第二因は、排佛論の影響であり、之に附加へて、僧侶の墮落を數ふべきものと思ふ。

さて第一因國學勃興のことは、今特に說明するの要を見ない事であるが、今はたゞ各地方における神佛分離の實例の內、具體的に國學者が、その事に携はつた、二三

の例を擧げて見やう、

熱田に於ても、神佛分離に伴ふ蠻風は、容赦なく吹いたのであつて、神宮にある經卷の如きは、大抵燒棄てた、その中に一色滿範入道道範が神宮寺に施入した法華經があつた、道範は三河吉良莊の出身で、應永の頃若狹守護となつた人である、その施入にかゝる法華經は、紺紙金泥の燦然たるものであつたが、之をむざ〳〵燒棄てることを惜み、寺僧がその奧書のみを切り裂いて、潜に之を藏し、後に神宮寺の一坊不動院に納めたのが、今に殘つて居て、近く大正十三年十一月史料編纂官渡邊世祐君が、史料蒐集の爲め出張の時發見せられた、道範の筆蹟は甚稀なるもので、この奧書は殊に珍重すべきものである、この熱田においては、當時名古屋の藩校に、本居宣長の門人である植松茂岡といへる人が居た、神社には、矢張本居の門人で、林相撲守美香といふ人が居た、此等が神佛分離の主動者となつた。(渡邊博士史料蒐集復命書、佛教史學二ノ二松岡義彥氏談)

二、百姓僧侶の大騷動を起した三河菊間藩に於ける廢佛の主張者少參事服部某は、廻瀾始末によれば、若き時より平田篤胤の門に入つたものであるといふ。

三、相摸大山は、夙くより平田篤胤の學風が入りこんで居た、篤胤の古史傳に、高龗(タカオカミ)

神祭の條に、相摸國大住郡阿夫利神社も此神なるべしとあるを見て、感激したものも少くなかつた、文化十一年に、御師の守屋稻穗は、平田門人となつた、これより、その學風が大に行はるゝこととなり、御師等相競うて門人となつたのである、卽ち平田門人が、須藤內丸、內海巖、長野穗波、增田稻麿、神崎富江、逸見民衞、山田足穗等十一人あつた、彼等は專ら神典を講究したのである、嘉永二年に、須藤內丸は、阿夫利神社古傳考一冊を撰し、平田鐵胤の序を請うて、流布した、この書は阿夫利神社の祭神は、大山積神なりと考證したものである。

四、武州御嶽　幕末に、御師仲間に、國學の講習が行はれ、復古思潮はこの山間にも橫溢した、御師三十餘人の內一人二人は、國典を解釋する者もあつた、天保五年の頃、秩父の齋藤義彥といふ者が來て、滯留して居た、その著作「御嶽すけ笠」は當時滯留中に草したもので、御師等は交ゝ此人について敎を受けた、明治の初めには、林甕臣が來て、和歌の講義等を開いた、御師の內に敎を受けた者が多かつた、甕臣は本居の流を汲んだ學者である、明治の初め神佛混淆を禁止し、神佛習合と云ふことはないと云ふことを聞いて、神主御師は、齋藤義彥等から、聞いて居たことが全く事實となつたと思ひ、自ら奮うて、神社にある佛敎の圖像堂舍を撤去した。

五、美濃苗木藩には、前にものべた所の、青山景通、通稱稻吉が居た、景通の長男に、佐次郞直道といふがあつて、藩の大參事であつた、これ亦平田門に束修を納めた人である、この父子が、藩主に建議し、明治三年春、藩主以下藩吏擧つて、平田門に束修を納れて神道を奉じ、これと前後して、藩內一般に廢佛歸神を說諭せしめたのである。

六、松本藩に於ては、佛葬を廢し、神葬式によらしめ、葬事略記を一般に讀ましめた、この葬事略記は、國學者角田忠行の著である、角田は佐久の人で平田の門人であつた。

七、諏訪には幕末の頃に、社人の內神典の研究に志したものがあつた、上諏訪の松澤義章と云ふ者が、平田篤胤の學風を慕ひ、社人等にその說をひろめた、下諏訪の大祝金刺振古は、國學を興すことを努め、當時國學者漢學者の來遊する者があれば喜んで迎へた、飛驒の八田中大秀、上野の人飯塚久敏、薩摩の人金內角藏等が社人等に國學漢學を講義したことがある。

八、出羽羽黑　維新當時、出羽神社の新任の宮司西川須賀夫は、荒倉神社の土岐信風等の加勢を以て大に佛敎を排擊した、信風は平田篤胤の門人であつた。

九、隱岐に於ては、西鄕港に、松浦鑿太郞後に改名して荷前といふた人は、野々口隆

正、足代弘訓等の學風を慕ひ、常に書狀を往復して居たといふ、この荷前等が、佛教排斥の主力となつたのである、右の野々口隆正は、津和野の藩士今井秀馨の子で、平田篤胤の門人であつた。

十、鳥取藩には、本居の流を汲む飯田年平、門脇綾華、佐々木喜蔭、小谷融等の人々が居た、これ等の人が主となつて、伯耆大山其他に於て廢佛毀釋を行うたのである。

十一、石見津和野藩の藩學を養老館といふた、從來他の諸藩の藩學の如く、專ら漢學を講じて居たが、嘉永二年に藩主龜井玆監が大に改革し、國學漢學禮式數學醫學を講ずることゝした、殊に國學を重んじ、出雲の千家清主の門人岡熊臣と云ふ人を教授に任じた、此人は本居宣長の孫弟子で、藩學に入つて專ら國學を講じた、次に平田篤胤の門人野々口隆正を教授に任じた、そこで一藩に國學の興隆を見るに至つた、藩主は福羽美靜等に命じて寺院を處理せしめ、藩主始め一藩の葬祭は神道によることゝした。

十二、土佐藩に於て、廢寺の衝に當つた北川茂長も、亦本居平田の學說を奉じて居た、濱田八束は平田鐵胤の門人で、神佛分離の際少屬となり、神祇改正掛を命ぜられた、近重八潮彥はまた本居の學を奉じ、濱田八束と共に、神祇改正掛となつて、東郡に

出張分離實行の事に當つた。
十三、鹿兒島に於ても夙くより平田篤胤の學風が流行して居た、慶應元年に、僧侶不用佛教排撃の説が出たのは、その爲めであつた。

以上を總括して見るに、國學の影響といふ内にも、平田篤胤の學風が、殊に大なる勢力をもつて居たやうである、この外純國學といふではないが、水戸學も亦固より大なる影響をもつて居たのである、江戸時代の末に、外國交渉の問題喧しく、國防論の盛なるに當り、梵鐘鑄換の太政官符が現れ出た、これは水戸齊昭の宿論を實現したものであつた、富山藩に於て、佛像梵鐘佛具等金屬品は鑄潰し、銃砲製造の料としたといふも、亦水戸學の影響と見るべきであらう、薩摩の廢佛も、亦水戸の廢佛に共鳴したもので、寺院の梵鐘を鑄潰し、大砲を造つたのは、正にその例證である。

右の如くにして、國學の勃興は、神官に刺激を與へ、覺醒を促した、今まで各神社に於て、社僧の下に抑へられて居た彼等は、遽に頭を擡げ始めた、是に於て、社僧と神官との軋轢は至る所に現れた、その實例の若干を擧げて見るならば、

一、京都北野神社には、上に別當があり、これは天台の曼殊院門跡が任ぜらる、その下に松梅院、德勝院、妙藏院といふ祠官三家あり、次に目代春林坊あり、その下に宮仕

といふものが卅二坊あつた、社人即神人（ジンニン）といふものは、廿四家あつた、この內宮仕の諸坊の社僧が社人を侮蔑したことは甚しいものであつた、祭會の時に、社僧が社人の列座する場所へ燈油を流して置いて、社人の淨衣が汚るゝのを興がつたり、社人が立て掛けておく榊を倒して興がつたりしたので、社人は憤懣したが、如何ともすることが出來なかつたのである。

二、石淸水には、もと社僧四十八坊があつた、然し漸く廢絕したけれども、尙幕末には二十三坊あつた、その內山上の豐藏坊瀧本坊などは頗る壯大のものであつた、神職は皆山下に住したもので、凡そ百戶許あつた、これには社領の分配が極めて少かつたから、何れも貧窮であつた、幕末の頃には、山上の社僧と、山下の神職とは常に協和せず、山下の神職等はいつも憤慨して居たが、つひに起つて本社の改革を計畫するやうになつたのである。

三、日吉山王に於ても、神官樹下茂國等は、年來社僧の下に立ち、下役に使はれて居たのを憤慨して居たが、神佛混淆禁止の令出るや、年來の鬱憤を晴らさんが爲めに、遽に起つて廢佛の暴擧に出たのである、されぱその頃出た太政官布告にも、

舊來社人僧侶不相善、氷炭の如く候に付、今日に至り、社人共俄に權威を得、陽に御

趣意と稱し、實は私憤を晴し候樣の所業出來候ては、御政道の妨げを生じ候のみならず、紛擾を引起し可申は必然に候、

とある。

四、近江多賀神社に於て、その神主禰宜が、慶應四年四月大津裁判所より、犬上郡中社家觸出しを仰付られた時の請書にも「自今犬上郡中社家觸出し被爲仰付候儀、冥加に相餘り、難有謹而奉畏候、右は德川氏已來之醜政に而、浮屠輩の爲に壓倒せられ、私共儀舊格取失ひ、有名無實之身分と相成、旦夕落涙悲歎之外、更に無他事、列座罷在候所、意外出格之奉蒙御沙汰候段、全く往昔之社格、漸〻及衰廢候儀深被爲聞食分候故と、社家一統重疊難有仕合奉存候、

とある、こゝにも社家と僧侶の軋轢、社家の擡頭を示して居る。

五、名古屋東照宮別當神宮寺を、尊壽院といふ、明治三年廢せられたが、その神官を吉見といふ、吉見家の家訓に、御城其外家老等の邸へゆくに、その家の門番は、別當には下座し、祠官吉見には下座しないとある、別當と祠官の權威に甚しき高下のあつたことが知られる、これでは神官の憤慨するのも尤と思はれる。(名古屋市史)

六、伊豆三島神社の別當に、愛染院といふのがあつて、高野山の末寺で大に勢力が

あつた、然るに夙く寛政の頃に、神主等が別當以下社僧の横暴を憤り、之を懲さんとし、幕府に出訴して、紛爭したことがあつた、その後神官等は漸く勢力を得て、社僧は次第に閉息したといふ。

七、相摸大山神社、幕末の頃、御師が百人計りあつて、いづれも社僧に對して不平を抱いて居たのであるが、直接には、何等の手段も取られなかつたが、竊に京都の白川家に至り、不平を訴へて居た、當時これを白川出入と稱し、社僧は尤も惡んだもので、數々これを制止した、それで常に悶著が絶えなかつた、明治元年三月布告で、神社は僧徒の手から離すべきものとなつた、御師等はこれを聞いて驚喜した、積年社僧に對する鬱憤が一時に晴らさるゝ心地で、今後は圣山が自分等の手に歸し、社僧に替つて支配することゝなつたと云ふので、感激の極、啼泣した者もあつたとの事である。

八、信濃諏訪に於ても、社人等は國學漢學を研究するに隨ひ、自ら佛教を排撃する思想を養ひ、社僧社人の間は親和を缺いて居た、併し乍ら、社僧は大に勢力があつた、一寺の住持は、いづれも僧侶の官位があつたから、社人の上位であつた、社僧社人列座の時は、社人は輕蔑せられたので、社人は常に列座することを厭ふ狀であつた、諏

訪藩は、常に社僧に加擔する傾向があつた、社人等が國學者漢學者を招いて、國學漢學の講義を開くことを喜ばず、それで社人等は益鬱勃の情があつた、當時下宮の神宮寺の屋上に火矢を放つた者があつたがこれは社人が神宮寺の社僧を憎惡の餘り、堂舍を燒かうとしたものであると風聞せられた、この一事で、當時の狀況が想察せらるゝのである、やがて神佛分離の令が出たときには、社人等は踊躍して喜び、佛教關係の堂塔器具等を撤去せんとした、併し乍ら一藩の人民は自ら進んで其事に當らうとしないので、社人等は小社人を京都に上ぼし、その實行に關して訴へたので、觀察使富饒夫と云ふ人が來り、その實行を督勵することゝなつた、富饒夫と云ふ人は、出雲の人で、極力佛教を排擊した、上宮下宮共にこの人の督勵により人夫を使役し、佛教關係の堂塔器具等を撤去することゝなつたのである。

かやうな例は尙全國到る所に見出されるであらう、かくの如くにして神佛分離は容易く實行せられたのである。

神佛分離が容易く行はれたことの原因の第二としては、排佛論の影響並に僧侶の墮落を說くべきであるが、これについては、古く室町時代より萌せる佛教の衰微、佛教に對する民心の離反、僧侶寺院に對する人民の輕侮、江戶時代の初より盛に起

れる排佛論、學說の上より、國家經濟の上よりの論議、檀家制度、宗門人別制度に對する反抗、本末制度による形式文化の弊、佛敎の貴族化、等論ずべき事項多くして、あまりに廣汎に亘り、煩雜に陷るの虞あるを以て、こゝにはすべて省略に從つておきたいと思ふ、尙又、神佛分離については、その一般信仰界に及ぼした影響についても考ふべきであるが、これまた未だ十分に具體的の材料を得ざるを以て之を後日の研究に讓つておきたいと思ふ。（大正十三年二月稿、同十一月補訂）

神佛分離に關する法令

太政官達　慶應三年十一月十七日

政權之儀、武家へ御委任以來、數百年、於　朝廷廢絕之舊典、卽今難被爲行屆儀者、十目之所視候、乍去被　聞食候上ハ、神祇官ヲ始、太政官夫夫舊儀御再興之　思召ニ候間、何レ八省其外寮司之內へ、諸藩ヲ被爲召加、年年交代可有勤仕、細目之儀者、追追可被仰出、朝廷御基本ニ被爲在候間、右ニ基キ見込言上可有之思召候事、

太政官布告　明治元年三月十三日

此度　王政復古神武創業ノ始ニ被爲基、諸事御一新、祭政一致之御制度ニ御回復被遊候ニ付テ、先ハ第一、神祇官御再興御造立ノ上、追追諸祭奠モ可被爲興儀、被　仰出候、依テ此旨五畿七道諸國ニ布告シ、往古ニ立歸リ、諸家執奏配下之儀ハ被止、普ク天下之諸神社、神主、禰宜、祝、神部ニ至迄、向後右神祇官附屬ニ被　仰渡間、官位ヲ初、諸事萬端、同官へ願立候樣可相心得候事、

但尙追追諸社御取調、幷諸祭奠ノ儀モ可被　仰出候得共、差向急務ノ儀有之候者

ハ、可訴出候事、

神祇事務局ヨリ諸社ヘ達　元年三月十七日

今般王政復古、舊弊御一洗被爲在候ニ付、諸國大小ノ神社ニ於テ、僧形ニテ別當或ハ社僧抔ト相唱ヘ候輩ハ、復飾被　仰出候、若シ復飾ノ儀無餘儀差支有之分ハ、可申出候、仍テ此段可相心得候事、

但別當社僧ノ輩復飾ノ上ハ、是迄ノ僧位僧官返上勿論ニ候、官位ノ儀ハ追テ御沙汰可被爲在候間、當今ノ處、衣服ハ淨衣ニテ勤仕可致候事、

右ノ通相心得、致復飾候面面ハ、當局ヘ屆出可申者也、

神祇事務局達　元年三月二十八日

一中古以來、某權現或ハ牛頭天王之類、其外佛語ヲ以神號ニ相稱候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付、早早可申出候事、

但勅祭之神社　御宸翰　勅額等有之候向ハ、是又可伺出、其上ニテ、御沙汰可有之候、其餘之社ハ、裁判、鎭臺、領主、支配頭等ヘ可申出候事、

一、佛像ヲ以神體ト致候神社ハ、以來相改可申候事、
附、本地抔ト唱ヘ、佛像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、佛具等之類差置候分ハ、早々取除キ可申事、
右之通被　仰出候事、

太政官達　明治元年四月

此度大政御一新ニ付、石淸水、宇佐、筥崎等、八幡大菩薩之稱號被爲止、八幡大神ト奉稱候樣被　仰出候事、

太政官布告　元年四月十日

諸國大小之神社中、佛像ヲ以テ神體ト致シ、又ハ本地抔ト唱ヘ、佛像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、佛具等差置候分ハ、早早取除相改可申旨、過日被仰出候、然ル處、舊來、社人僧侶不相善、氷炭之如ク候ニ付、今日ニ至リ、社人共俄ニ威權ヲ得、陽ニ御趣意ト稱シ、實ハ私憤ヲ霽シ候樣之所業出來候テハ、御政道ノ妨ヲ生シ候而已ナラス、紛擾ヲ引起可申ハ必然ニ候、左樣相成候テハ、實ニ不相濟儀ニ付、厚ク令顧慮、緩急宜ヲ考ヘ、穩ニ

可取扱ハ勿論、僧侶共ニ至リ候テモ、生業ノ道ヲ可失、益國家之御用相立候樣、精々可心掛候、且神社中ニ有之候佛像佛具等取除候分タリトモ、一々取計向伺出、御差圖可受候、若以來心得違致シ、粗暴ノ振舞等有之ハ、屹度曲事可被　仰出候事、

但　勅祭之神社、御宸翰、勅額等有之向ハ、伺出候上、御沙汰可有之、其餘ノ社ハ、裁判所、鎭臺、領主、地頭等ヘ、委細可申出事、

太政官達　元年閏四月四日

今般諸國大小之神社ニオイテ神佛混淆之儀ハ御廢止ニ相成候ニ付、別當社僧之輩ハ、還俗之上、神主社人等之稱號ニ相轉、神道ヲ以勤仕可致候、若亦無據差支有之、且ハ佛教信仰ニテ還俗之儀不得心之輩ハ、神勤相止、立退可申候事、

但還俗之者ハ、僧位僧官返上勿論ニ候、官位之儀ハ追テ御沙汰可有之候間、當今之處、衣服ハ風折烏帽子淨衣白差貫着用勤仕可致候事、

是迄神職相勤居候者ト、席順之儀ハ、夫々伺出可申候、其上御取調ニテ、御沙汰可有之候事、

太政官より法華宗諸本寺へ達　元年十月十八日

王政御復古、更始維新之折柄、神佛混淆之儀、御廢止被　仰出候處、於其宗ハ、從來三十番神ト稱シ、皇祖太神ヲ奉始、其他之神祇ヲ配祠(マヽ)シ、且曼陀羅ト唱ヘ候内ヘ、天照皇太神八幡太神等之御神號ヲ書加ヘ、剩ヘ死體ニ相著セ候經帷子等ニモ、神號ヲ相認候事、實ニ不謂次第ニ付、向後禁止被仰出候間、總テ神祇之稱號決テ相混ジ不申樣、屹度相心得、宗派末々迄不洩樣、可相達旨　御沙汰事、

但是迄祭來候神像等、於其宗派設候分ハ、速ニ可致燒却候、若又由緒有之、往古ヨリ在來之分ヲ相祭候類ハ、夫々取調、神祇官ヘ可伺出候事、

（法規分類大全）

神祇事務局ヨリ諸國神職ヘ達　元年閏四月十九日

一神職之者、家内ニ至迄、以後神葬相改可申事、

一今度別當社僧還俗之上者、神職ニ立交候節モ、神勤順席等、先是迄之通相心得可申事、

宣布大教詔

明治三年正月三日

朕恭惟、天神天祖立極垂統、列皇相承繼之述之、祭政一致、億兆同心、治教明于上、風俗美于下、而中世以降、時有汚隆、道有顯晦、治教之不洽也久矣、今也天運循環、百度維新、宜明治教、以宣揚惟神之大道也、因新命宣教使、布教天下、汝群臣衆庶、其體斯旨、

佛門蓄髮の禁と宗旨印形改及神道葬祭について

知恩院の願書

〔知恩院書簡〕慶應四年

神佛混淆不致樣先達而御布令有之候得共、破佛之御趣意ニ者決而無之處、僧分ニ於て妄ニ復飾之儀願出候もの往々有之、不謂事ニ候、若も他ニ伎藝有之、國家ニ益する儀ニ而還俗いたし度事ニ候得者、其能御取調之上、御聞屆も可有之候得共、佛門ニ而蓄髮致候儀者不相成候間、心得違無之樣御沙汰候事、

九月　　行政官

右之通御布令ニ候間、其觸下寺院弟子隨從ニ至迄、嚴重相守候樣敎諭可有之此段申達候、以上、

十月　　惣本山役者印

肥前國唐津

淨泰寺

惣門中

宗旨印形改之儀舊來之通諸寺院ゟ被仰付候樣、先般書面を以奉懇願候處、願之通御聞屆被爲成置、難有一同奉感佩候、然ル處、方今邪教蔓延之折柄、防禦盡力仕、宗旨印形改之儀、嚴重行屆候樣末々寺院ニ至迄申付置候處、於所々從來之本宗を差置、猥ニ神道祭ゟ歸入之族往々有之趣ニ而、宗旨印形改差支、取締向苦慮仕候、此段御賢慮被成下、何卒猥ニ本宗改轉不仕候樣、急速夫々ゟ御布令被成下度奉懇願候、

右宜御執奏奉願候、以上、

辰九月　　知———

役者

朝政御一新神祇官復古御取建ニ付、神佛不相混候樣被仰出候得共、全佛法を被廢候御趣意ニ者無御座候處、神職之輩私意を以暴卒之擧動不少、依之先般御布令之趣も御座候得共、猶以於國々神道葬祭を唱へ、民間ニ安置候佛像類棄破仕候もの御座候趣相聞候、元來神職之者、其一家限神道葬祭ニ仕候儀者可然相心得候得共、土地之人民迄神道葬ニ爲相改、菩提所を令離檀候等者如何之事ニ奉存候、寛永以來邪教防禦

ニ付、宗門改之儀寺院之所務と相成、方今ニ至迄連綿勤來候處、宗旨印形棄廢候樣ニ而者、防禦之弛と相成可申段恐慮仕候、殊ニ近來外國人渡來邪教傳染可仕形勢之折柄、破佛を專務之樣相心得候ゟ、佛像靈牌を毀破し、歸佛之者を令改心候樣、稍邪教之徒ニ類候事共追々相蔓可申趣ニ候、既ニ近年長崎地方ニ於て、繪踏之嚴禁被止候ニ付、宗旨改相弛候、其機ニ乘し、邪教之黨類數千人蜂起之由相聞、旁以後來之異亂深恐懼仕候、依之向後、累代神職之外、都而如古來佛道葬儀ニ仕、各々宗旨印形嚴重不相亂候樣可仕、將又於國々年番を以神祭相勤候もの、年番中ニ死去候はゝ、於社家葬儀取行候後、菩提所に相送、以佛道埋葬可仕候樣、被仰付被下候樣奉願候、且又先般宗旨印形之儀、古來之通被仰付被下候樣奉願候之處、願之通被仰付難有奉感佩候、然る處猥ニ神道葬祭仕候樣相成候而者、宗旨印形之弛と相成可申候、何卒庶政御一新之折柄、先般被仰渡候御趣意通貫仕、彌以邪教防禦盡力仕候樣被仰出被下候樣、只管奉願候、此段宜御執奏奉願候、以上、

十月　　知恩院

太政官より興正寺への達

〔攝信上人勤王護法錄〕慶應四年

六月

二十二日時々白雨　陰晴不定、

一、辨事役所より未半刻許文通、

御用之儀候間、唯今早々參朝可有之候也、

六月二十二日　　辨事

興正寺殿

追而所勞に候はゞ、爲名代、重職可被差出候也、

早速供方命之、不待駕丁、歩行にて新門、予所勞名代、參上の事、

編者曰、新門主猊下の決死參朝は、正月に非ずして、恐らく當時の事ならんか、某氏に聞く「あの時は前住さんは御病氣ではなかりし、朝命を蒙り、進退維谷つて、御座るのを見兼ねて、貴方が御參朝遊ばしては事態が六ヶ敷い、私が御代理を申しましやうと、自ら進んで御參朝遊ばしたのである、然に、後に承れば、劔を懷にし死を決しての御參朝であつた云々」以上の傳說、又は正月と當時との事情を比較するに、或は當時の事ならんか、暫く疑を存す、

中山一位殿、正親町三條前大納言殿、德大寺大納言殿御面會、御達書、

興正寺

先般神祇官御再興、神佛判然之御處分被爲在候は、專孝敬を在天　祖宗につくさせらるゝためにて、今更宗門を褒貶せらるゝにあらず、然るに賊徒訛言をもつて、朝廷排佛毀釋これつとむなど申觸し下民を煽惑動搖せしむる由、素より彼等斯好生至仁億兆一視之　叡慮を奉戴せざるのみならず、則宗門之法敵と謂べし、依而教旨說諭便宜を以て、民心安堵方向相定、作業等相勵可申樣、門末教育可致旨御沙汰候事、

六月

三卿御演說、御書付の通、東山道會津逆徒訛言して、良民を誑誘候に付、天下蒼生無罪にて、逆徒に陷候事、不便にて、御仁恤の思召より、仰出され候間、精々盡力可仕樣との事、澤好早速に御請、

被　仰出候旨、實に以畏入存候、僧正へも申聞、御請可申上候、猶一分の所存は、越後奥羽には、末寺門徒一ヶ寺も無之候間、如何可仕哉、他方にても、此御趣意教諭仕候て宜敷き儀にも候はゞ、一分の御請可申上候旨申上候、

三卿被仰合、末寺無之候得者、末寺有之候國々へ說諭而も可然候旨、依て近より遠に及ぼし候邊にて、御書取頂戴、歸寺、彌朝廷被　仰出にて、明に排佛に非ざる次第、門末一同安心可仕、大歡喜、

神嘗祭につき撞鐘停止

〔知恩院日鑑〕　慶應四年

十一月十七日

一來ル十八日、新嘗祭於神祇官代被爲執行候ニ付、十七日暮六ツ時ヨリ、十九日朝五ツ時迄、佛事類鐘等停止被仰出候事

右之趣山內觸差出候、

社寺復飾取扱方伺書

〔茨城縣中里圭作氏所藏記錄〕

社寺復飾等之儀取扱方窺書ヒ

御附札御渡之書面之寫

社寺方　中里以都茂控

明治元年十一月廿五日、東京城江差出、官掌藤本駿馬落手、十二月四日御附札濟、安藤權兵衞を以て御渡、

但事長之伺書ニ付、美濃紙帳ニ致し、袋綴ニ自之印居候而差出、寫之方假綴ニ而差出候事、

今般駿河以東拾三ヶ國社寺之儀、府藩縣ニ於而取扱候樣被　仰出候趣も御座候ニ付、心得方左ニ奉伺、

一神佛混淆不致候樣、分別之儀、被仰出之趣御座候ニ付、大炊頭領分武州埼玉郡上中條村雷電宮權現別當三寶院之宮樣御末流當山修驗寶生院ゟ、神號之儀雷電大神ト相改申度、并右同院儀復飾之上、神主ニ轉し、姓名申參、右近ト相改、神道を以神勤仕度、就而は以後家族一同自身神葬祭仕度旨願書差出申候、右之御布告之趣も御座候ニ付領主限承屆置、追而姓名等御屆仕候心得ニ而可然哉、

御附札

可爲伺之通事、

一右之外領内之別當社僧復飾家族自身神葬祭神號改等之儀願出候向者、承屆置、追而姓名等御屆申上候心得ニ而可然哉、

家族ト有之候而は、一族他家にも相及候名稱ニ而、家内は爲相願可申、此ケ條別段相屆候ニ不及事、

一神號改之廉

山王權現

何之宮

何之天

牛頭天王

右等之神號は、此度神佛分別之儀被　仰出候ニ付而者、相改候儀ニ御座候哉

但右之外相改可申神號之廉々不案内之儀ニ付、奉窺候、

御附札

山王權現日枝大神牛頭天王者、八坂大神ト改可稱、何之宮何之天之如きは實號を以可伺出事、

一領内寺院之内ニ而、村方鎮守別當致居候者有之候節は、其身復飾致、神職ニ相成、社地ニ引移、寺務相續之儀者、弟子僧ニ相讓り候歟、又者弟子僧を復飾爲致、神職ニ仕候而も、神佛混淆不致樣相成候はヽ、苦かる間敷哉、若し復飾可仕心底無之者有之候節は、是迄支配致居候神社取放し、別段神職之者相撰爲取建候義不苦候哉、且又右社地ニ別段神職取建候程之收納無之分は、最寄神職之者ニ支配爲仕候而可然哉、

但是迄別當致來候社地引分け候而者、寺相續致候程之餘地無之分は、寺破壞致、滅罪之檀家等有之分者、本寺末寺或は同流之者ニ讓り候儀不苦義ニ御座候哉、

御附札

寬之通たるへき事、

一領内之寺院滅罪檀家無之、竈〆与唱へ、祈願檀家而已ニ而寺務相續致居候者有之候節者、僧形ニ而竈〆与唱、祈願は難相成儀ニ御座候哉、右難相成筋ニ御座候はヽ、復飾爲致候哉、若復飾不致者は、右業體差留、最寄神職之者へ祈願爲致候而不苦候哉、

御附札

寵ゝ与唱候儀、寵神を相祭所作ニ而、僧形ニ而は不都合ニ付、相改させ可申事、

一社地ニ有之候觀音不動其外佛體之堂、幷寺院境內ニ有之候稻荷其外之神社は、爲取拂候筋ニ御座候哉、又は社は神職之方へ、堂は寺院之方へ、相互ニ讓り渡、遷座爲取計候而不苦候哉、

但境內場廣ニ而、社寺共其儘差置、地之境界を分け候は不苦義ニ候哉、

御附札

伺之通たるへき事

但書假令廣場ニ候共、社內之寺院は必取除可申事、

一百姓共之內ニ而、心願有之、是迄神道學ひ居候者御座候而、是迄鎭守等之別當仕居候者、社僧ゟ示談之上、神職相成旨願出候はゝ、糺之上故障無之候上は、願之通承り屆、復飾之者同樣、姓名追而御屆仕候心得ニ而可然哉、

但神職与相成候上者、家族男女共、神葬祭ニ爲仕候儀勿論ニ候得共、其身別家罷在候者、家內之者、是迄之家ニ相守居不苦候哉、

御附札

伺之通申附候而不苦候事、

一百姓共之内習合神道學居候者御座候節は、神佛御取分之處ニ而は、如何相心得可申哉、

御附札

百姓ニ而も、習合神道之名目は爲相止可申事、

一領内在方鎮守等之内ニ、佛體を勸請し、神號唱來り候分有之節者、神號を除き候儀勿論ニ候得共、右佛體を取除候而、右跡へ改而幣神を勸請いたし、元々神號を相唱祭置候儀は不苦儀ニ御座候哉

但元々神號相唱候儀難相成儀ニ御座候は、神號も改候得共、不苦儀ニ御座候哉、

御附札

總而鎮守等ニ而、内陣佛體有之候は、取除候之上、祭禮可致、佛像を取立、社號を廢止致し候儀ニ者難相成事、

一家中之者幷百姓町人等、神葬祭之儀願出候はゝ、領主限承屆、追而御屆仕候心得ニ而可然哉

御附札

邪宗門ニ無之旨分明ニ候得は、承屆不苦、追而神祇官へ可屆事、

一三拾番神體之儀取計方之儀伺出候ハヽ、御布告之趣御座候ニ付、引直ニ不及、燒捨候樣申渡候而も不苦候哉

御附札

伺之通たるへき事、

一別當寺無住相成居、相續方難出來分は、取拂候而も不苦候哉、

御附札

伺之通たるへき事

一領分社寺之內、許狀之類取計方之儀、伺出候ハヽ、如何取計候而可然哉、

御附札

神職繼目之儀は、支配副管を以願出べく事、

一祭神不分明ニ候共、社號相定居候分は不苦候哉、

御附札

伺之通たるへき事、

一修驗社僧等、御布告に隨ひ、復飾申付候而も、領主よりは本寺本山ニ沙汰ニ不及心

得ニ而可然哉、
但修驗社僧よりは、本寺本山に屆爲致候方ニ可有之哉、
御附札
何迄も本寺本山に屆出ニ不及候事
一神社中ニ有之候佛像佛具之儀者、於領主、銃砲其外要器ニ鑄潰候儀不苦間敷哉、
一神領内佛寺有之候而も、社内ニ無之候は、不及取拂候哉、
但寺領之内神社有之分、寺内無之候は、不及取拂候哉、
御附札
伺之通りたるへき事、
一領内寺院之内、僧位僧官返上之窺申聞候は、如何取計可申哉、
御附札
僧位僧官之儀者神祇官に返上可致事、
一領内寺院之内萬一
御宸筆經文之類所持罷在、窺申聞候は、如何取計可申哉、
御附札

御宸筆之儀ニ付、神庫ヘ相納可申事、

一領內寺院之內、御由緖有之候由ニ而、菊御紋幕提燈等用來候分、萬一有之候節は、糺之上、不正之筋も不相聞候は、其儘差置不苦儀ニ御座候哉

御附札

別當社僧ニ而、菊之御紋等相用候分は、改而神祇官ヘ可相窺、其餘は、其餘之寺院は、辨事官ニ而差圖可有之事、

右之廉々衆而心得罷在度、此段奉窺候、以上、

何々守家來

何々誰

月日

辨事

御役所

維新之際諸宗同盟會議

〔仁和寺記錄〕

方今妖邪蔓延、國體危急ニ相迫リ、諸宗一同令會議、不惜身命之誓約ヲ以テ、　天朝ニ上表之處、不日ニ可有　勅許、然ル上者、各自己之私意ヲ抛、鎭護皇國、可抽丹誠、就中知法有志之輩、各僧使之指揮ニ從ヒ、登京可有之、委曲不能紙表、深可被得其意者也、

明治二年三月

仁和寺

皆明寺僧正

判

諸國

眞言諸寺院中

方今妖邪蔓延、國體危急之時、會自宗本山一同令會議、不惜身命之誓約ヲ以、天朝ニ上表候、然ル上ハ鎭護　皇國之祈願可被抽丹誠之條如件、

六 智山總代 ――

五 豐山總代 ―― 雲井坊

四 高野山總代 ――

一 東寺總代 ―― 觀智院僧正

三 嵯峨總代 ――

二 御室 ――

大覺寺

覺勝院

大僧都

仁和寺

智明寺

新古眞言一派

諸寺院中

右之通八通御願申上候

方今妖邪蔓延國體危急之機會ニ付、諸宗本山一同、客冬已來、數度令會議、不惜身命之誓約ヲ樹立シ、保國護法之誠念ヲ以、奉奏　天朝上ハ、別而自宗之僧侶ハ、祖蹟之芳蹤ヲ遵奉シ、古轍淸規ヲ修練シ、無令辱祖先、皇化之萬一ヲモ神翼シ、國恩ニ報答シ、後進晩學之陋習無識ヲ勸誠シ、宗乘之方向ヲ令領知、無令爲國家之游民、且鎭護　寶祚之御祈願、可抽丹心旨、急度諸國知法有志之碩德、於東寺眞性院會議之上、急度取締有之度單所希候、以上

偏(マヽ)ニ

金剛峯寺

諸本山

大覺寺

連名

仁和寺　　東寺眞性院
東寺　　　　會議衆中

近頃世評ヲ傳聞スルニ、僧徒者總テ爲天下游民之不免汚名云々、尋其大故、吾佛法基本、諸宗綱要ハ倚置キ、一宗顛末要領ヲモ不領解輩(者)依有之也、殊ニ方今動モスレハ、御一新之擧ニ乘シ、復飾之輩モ不少々、廢寺毀佛ヲモ嘗テ不嘆息、安眠平食ス、是全ク毀佛廢寺之興起スル根源也、依之今般勸誡使某令巡國、從前弊習令悔悟度、各宜護法之誠念ヲ發起シ、勸誡使之指揮可被恭順候以上、

諸本山連名

諸國
　眞言諸寺院中

方今妖邪蔓延、正法危傾、國體危急ニ相迫リ、諸宗一同令會議、以不惜身命之誓約、　天朝ニ上表候、然ル上者、於當山奉爲鎮護皇圖、屈持律高行之諸德、欲修仁王之大法、希同心隨喜速ニ請來赴者也、

新別處律藏院
榮嚴和尚
阿彌陀寺
朝傳和尚
贊(讃カ)多度津
慈明和尚
道隆寺
諸國
諸律虎平(衆中カ)

文面推蔵伏而乞

方今妖術紛然
御國體危急之時會ニ付、我佛ニ無論、隨テ一宗會議之上、爲總代
勝功德院大道
福壽院　雲照

慈眼院　行善
文殊院　玉峰
遍照院　信元

右五ヶ院指下候上ハ、上書建言（之情態且）申迄モ無之、一派取締等令委任候條、參謁候ハヽ、各院配下之處可然熟讀可給候、（賴存候也）以上

仁和寺僧正
眞福寺法印御房
根生院――
彌勒寺――
圓福寺――

奉伺上候事

當御所舊弊御一洗、復古之儀ハ、過日御末下數ヶ院ヨリ、連署ヲ以テ粗上言仕候故、今更贅シ奉ラス候、右ニ付、諸本山方　當御所ヲ始メ、嵯峨王府及ヒ東寺醍醐并御寺務所、其他高野山智豐兩山等ニ、自然大事件沸騰仕候節ハ、諸山一同坐視傍觀無ク、邊

土寒郷之結衆、又ハ組合抔ト唱ヘ候如ク、同盟誓約シテ、互相ニ連衡致シ、共山々ノ軌律ヲ正シ、協和ヲ以テ懇懃ニ糺問致シ、或ハ奏問ニ及ヒ候迄モ、戮力挽回セシムル時ハ、方今　當御室之如ク、斯ク迄習俗ニハ陷ラレ間舗哉ニ奉存候、右ノ御形勢ニテハ御末下ノ僧徒、何ヲ歟奉戴可仕哉、殊更當今執政之諸吏姑息因循ニシテ、總法務ノ淨刹タル事サヘ辨ヘサル哉ニ被奉存候間、自今以後議定評席舊ノ如ク、僧衆關係被爲在度候、且又當今僧官御免、　御令旨、俗吏之奉書ニ有之趣、是等尤如御舊例、僧綱方之御直奉ニ無之候テハ、御室之御舊格ニモ相振レ、追々御末下中ヨリ可申立儀歟ト恐察仕候、併官寺之條理ハ、僻地之僧坊トハ差排モ可有之事ニ候得共、憂慮歎慨之至リニ耐ヘス、言路洞濶ノ時勢ニ乘シ、忌諱ヲ顧ミス、草莽ノ小僧聊微衷ヲ獻言仕候間、諸山ノ道德　御諒察被爲成下、宜奉仰御評決候、誠惶頓首敬白、

明治二年己巳年八月

志州

庫藏寺

諸山

尊襄

御會議

道德

御中

建白　讚州丸龜金光寺信元

凡神儒三教、勸善懲惡之正路、而所以資治王法之大經大法也、然而三教本源在究自己一心、究自己一心、則心外更無一法、雖然心素備衆德而含多義、故百家異色爭紫朱職此由也、就中佛家獨得其精妙、得其精妙而後一心明、一心明則教理明、教理明則事物明、事物明則忠孝明、忠孝明則修身齊家治國平天下亦然矣、應識以究一心爲指南之限、故名心曰身體支分主宰、若心動搖、則晉害身體、又國家大事也、爰以列聖和動搖垂三教、三教自有淺深、有主伴、爲其主者我佛教是也、故被擇在和動搖之任、而懲耶蘇僻執、大開正路、如餘教補翼而未盡理、蓋佛法流傳者必待人弘、人必依法弉、人有邪正、故以法爲天下師、若人避法必至憂慮歟、雖人與法有先後、事必依人與法而成歟、法者嚮所謂吾佛法、而在究一心、一心究則施諸天下、天下弉平也、若以是低(底カ)事于神明、則神明有冥感而威光增榮也、故吾宗祖弘法大師、從　嵯峨天皇傳授

已來、神道日昌榮、顯然于閭巷、蓋兩部神道者本地與垂迹也、昔　聖武皇帝、欲創東大寺、卽思念、我國家歷代奉神、今營佛宇不知戾神意否、欲試機宜、天平十三年勅行基法師、授佛舍利一粒、詣勢州献皇太神宮、基、於內宮南門大杉下結廬而居、期七日持念、告上旨、第七夜神殿自開大聲唱曰、實相眞如之日輪、照却生死之長夜、本有常住之月輪、爍破煩惱之迷雲、我今逢難遭大願、如渡得船、又受難得寶珠、如暗得炬、師其持舍利藏埋飯高郡、以賴邦家、基捧舍利藏彼所、歸都奏事、皇情大悅、上又謂、朕以行基爲廟使、恐不協朝儀、十一月三日、重勅特進右僕射橘公諸兄詣勢州、十五日僕射復奏、其夜上夢皇大神宮告曰、日輪是毘盧遮那也、帝得此意爲營興、言已現日輪相、其光赫如也、帝覺感激、以故東大寺大像高一十六丈、蓋擬毘盧也、數百歲後吾密教渡來此土、而彼與詫宣符合、此卽本地垂迹之的證也、又神事式權輿、則南都春日供僧是也、別當職權輿則鶴岡八幡宮供僧是也、神書權輿則　聖德太子舊事記、安丸古事記、舍利(マヽ)親王日本記(マヽ)是也、以上三部書、皆是神佛兼學、而兼用製作、然則諸社造營神體幣祝詞幣花標瑞垣其他莊麗、決非僧侶私營、若兩部式、戾神慮則神罰之歟、若緇徒諂神、則何榮隆、應識、佛法盛則神威盛、神威盛則王政盛、而無横行于天下者歟、近日天下民心不安者、人將罪法、予之不肖雖不得風鑑、唯恨佛法沈沒、望兩部復古、以晝夜泣血漣如、爰述愚衷以布所願、誠恐誠惶謹言、

不顧忌諱鄙見奉言上候

今般御一新ニ依テ、神佛混淆ヲ被禁候旨、
御布告有之候以來、甚混雜之儀不少、右者全ク有司狹隘偏執之私意ヨリ相起リ、却テ
公明正大之叡慮ニ相戾リ候樣奉存候、元來唯一神道ト申モ、兩部ニ相對シ候テ之稱
謂ニテ、唯一ト申文字モ、佛家ヨリ出テ候文字ニ候得ハ、純粹之神道ト申ニモ無之、其
上儒道佛道ハ不及申、心學者流ヨリ、歌舞戲狂言淨瑠璃等賤陋之所業ニ至リ候テモ、
何レモ勸善懲惡ヲ以テ、人心ヲ善道ニ誘引致シ候道具ニテ、勝劣緩急之差異ハ有之
候得共、人道ヲ相辨ヘ、聊ニテモ善心培養候テ、此　皇國正直之道ヲ輔翼候事ニ御座
候ヘハ、益　皇國之御敎道ヲ輔翼爲致、
御威光彌相耀候樣被爲遊度、就テハ神佛混淆御引分ケ之儀モ乍恐　御失錯歟ト奉
存候、其故ハ、是迄諸寺院中鎭（附箋）

附箋文（此所ノ餘情、假リニ社地ノ佛堂ヲ畫外（ニ脫カ）出シ、寺内ノ社ヲ畫外ニ移シ候トモ、只少分ノ判然ニテ、一町一里ヲ隔テ、乃至一郷一國ヲ隔ルトモ、海内ヲ出ザレバ取除候詮モ無之、矢張神國内ニ佛等有之候テ、判然トテ取除引移シ候詮無之、此所御着眼之事、）

守ヲ安置仕、銘々護法ノ神トテ、尊崇敬禮仕、鎭（附箋）
々タル小家矮屋ニ至迄、神ノ棚ヲ設ケ、銘々信仰ノ（附箋）

附箋文〔此所ノ條情ニハ、又一々佛境ヲ設ケ、夫々宗門ノ佛像ヲ安置崇敬、禮ヲ盡シ候、然レバ社地ノ佛堂寺内ノ神社而已ヲ判然候トモ、滿天下ノ小家矮屋迄ノ判然ハ、中々以テ行屆不申、此邊御着眼緊要ノ事〕

神ヲ勸請シ、尊崇敬禮ヲ盡シ候儀ハ、全ク〔附箋〕

附箋文〔此所ノ條情國常立尊ノ御末ヲ不出儀、是モ亦御着眼之事、〕

皇國ニ生ヲ禀ケ候　皇國之人故、銘々祖神ヲ尊崇敬禮致候儀ニテ、可然儀ニ有之候所、一向宗門ニ於テハ、諸神ヲ不相祭宗門之掟ニ有之、從來不本意之儀ニ存候所、此度ニ於テハ、却テ御趣意ヲ以テ、僧家ニ於テハ神祇祭奠等不相成樣之次第ニテ、甚以歎ケ敷奉存候、儒道佛道共ニ、異邦之敎道ニハ御座候ヘ共、前件之通リ、

皇國正直之敎道輔翼奉リ、殊ニ其人體ニ於而ハ、皇國之口數ヲ不出儀ニ付、彌

皇國之神祇ヲ尊崇敬禮致シ、是迄一向宗門之如キ、

皇國之口數ニ乍有之、

神祖ヲ尊崇モ不致モノ迄モ、以來ハ尊崇敬禮致シ、實ニ海内之人民一人モ尊崇敬禮ヲ不盡モノ無之樣相成候テコソ、

皇國之　皇國タル所ニテ、海内之人民如何ニモ

皇國之人民ト可申、如此被爲遊候ハヽ、彌
皇威之不至所ナク、神祖之
神祖タルヲ不知モノ無之樣可相成ト奉存候、從來歎ケ敷存居候折柄、神佛混淆御引
分ケニ付、益神職僧侶之、水火ヨリ根底本意ヲモ忘却致シ、狹隘偏執ノ私意ヲ以テ、公
明正大ノ叡慮ヲ掩蔽仕候段、重々歎ケ敷奉存候、依テ不顧忌諱、固陋管見奉言上候、萬
一御採用被成下、彌公明正大之
叡慮ヲ以、海內不殘
神祖ヲ尊崇敬禮仕候樣相成候ハヽ、無此上難有御事奉存候、誠恐誠惶頓首謹言、

慶應四年戊辰七月

奉書　有栖川親王殿下、

皇國者醇然正直、而人心朴實、不敎而能知
王化之尊、不誘而能盡至誠之道、是無他、
聖天子遵奉累代之
帝紀、歸崇最乘之佛道者、千數百年于玆、不意近來倡太古學者、擅戴頂

至尊興復神道之説、欲以蹂躪我僧徒、吁朝變佛者夕及神者、是唇亡齒寒之謂也、加之、妖教在後而窺、兄弟鬩墻之秋也、諺曰兩虎相鬪必兩傷、終墜獵人之手、盍少省、雖然、閑花野艸之我等、

九天至高、奚楷(マヽ)而訴之、痛哭泣涕切齒而已、誰言四海如兄弟、於吾佛奚獨酷哉、伏惟、

殿下仁惠忠孝、天下所仰、苟莫愛左兒惡右兒、則庶幾扶將倒法幢、揭將滅佛燈、令震古并立之神佛二道、無相競有相和、則共護

皇國共利群萠、是臣僧等之小心弘誓之源底也、日月以鑑、江海以容、千祈萬禱、誠恐誠惶叩頭敬白、

右美濃州長柄崇福寺主以有由緒上

有栖川宮建白之寫

王政御一新ノ折柄、妖教潜傳、吾徒ノミ悱憤センヤ、已ニ有志ノ徒彈斥ノ説不少、今其一二ヲ鈔出シテ、左ニ錄ス、文ノ百拙ヲ捨テ、至誠ノ一分ヲ取玉ハヽ、幸甚幸甚、

切支丹耶蘇提宇子等ト、名ハ異ナレトモ、其實ハ一ツノ邪教ナリ、然レトモ、人氣ヲ取

ランカ爲、表ニハ五倫五常ノ道ヲ唱ヘ、佛菩薩ノ名ヲカリ、種々無量ノ方便ヲ以テ引キスレルコトハ不及申、金銀財寶マテ施シテ勸メコム、竟ニハ奇玅ノ術ヲ授ク、其術ハ人ノ藏ニアル金銀モ、自由自在ニ偸取リ、或ハ深夜ノ交會トテ、人ノ妻妾娘子迄モ、自在ニ惱亂スルニ至ルハ、人道ニモ天道ニモ有間敷事ナリ、禽獸ヨリモ可惡者ナリ、其見識ヲ論スレハ、彼曰、吾祖天帝ハ千八百年前ニ天ヨリ降テ、六日ノ間ニ此天地世界、并ニ人間萬物ヲ造作セリ、是レ天地造物ノ主ナリト云フ、其ヨリシテ、今日ニ至ル迄ノ天子ハ、假リノ天子、君モ假リノ君、父母モ假リノ父母、兄弟朋友モ假リノ者ト云フ、只耶蘇ノ天帝ノミ本頭ノ者ト云フ、カク申ス時ハ、今日ノ　天子君父母等ハ、藁人形伏見人形同樣ニ思フタモノナリ、ソノ藁人形伏見人形カ、修身齊家治國平天下カ出來ル道理ナシ、イカニモ眼前ノ

天子始君父子等ヲ馬鹿ニシタコト、輕蔑シタコトナリ、ケ樣ノ教ヲ崇メ尊フモノハ、決シテ無之道理ナリ、是ヲ天竺ニテハ、外道ト云フ、其譯ハ、千八百年前ニ天主降テヨリ、今日ニ至ル迄、天主ノ外ハナシト思フハ、斷見外道ナリ、其後御代々ノ

天子君父母等ハ假リノモノト思フハ、常見外道ナリ、其外道ト申スハ、心ノ外ニ別ニ物カ有ルト思フ、是ヲ外道ト申スナリ、シカノミナラス、彼本尊ハサカハリツケノ容

ナリ、ソノ故血ヲ見テ死スルヲ成佛ト云フ、佛法中ニテハ地獄ノ有樣ナリ、佛深ク誡メ玉フ、

附タリ吾　朝ハ、

天照大神ノ神孫ナレハ、今ノ

主上御身ハ卽神體也、御口ニ五倫五常ヲ御唱ヘ玉フハ、卽儒道也、共　御心ハ大日輪ノ如ク、圓明ニ安住遊ハサレテ、億兆ノ人民ヲ赤子ノ如ク被爲憐玉フハ、卽チ大日如來ノ慈悲無量ナレハ、佛道也、如是キ心口意ノ三輪ハ、神儒佛ノ三道也、然レハ此國ニ生タル者ハ、人々三道ヲ一體ニ備タル事ハ、外夷ニハ無之、吾

朝ノ良教美政也、

前文之通リ、

此御身ハ神儒佛之三道也ト御領解被爲遊、必ス彼耶蘇ノ者ニ惑亂不被遊樣、懇祈至禱ニ奉存ソロ、誠恐誠惶叩頭敬白、

右從東福寺上

大宮御所建言之寫

山門改正十條式

一宗改正五條

第一、本山末山大寺小寺自宗他宗、舊弊執情蕩滌、學業勉勵、天下泰平之祈念、無怠慢可凝丹誠候事、

第二、大山之向者、勿論、國々郡々組寺組合學業勉勵、爲各知事相立、人材登庸、碩學拔擢、更始一新、叡旨遵奉致候仕度候事、

第三、學力行德拔群人於有之者、早々撰出、大寺住職勿論、諸國講師本山大學頭致撰擧度候事、

第四、新得度者、大行之發軫、大果之初因候間、弘仁勅裁之式法據嚴重執行候樣仕度候事

第五、僧侶本分失不行狀徒無之樣、且舊弊泥、尊大驕奓(マヽ)移已其德無、而大寺大山住職及高位高官希望、美服纏美食營等、非分振舞一切無之樣仕度候事、

學堂條制五箇

及第試業第一

未度之習學已度之練行、須據山家八條式之文意、而又開大小經論外典諸學之課、而

得度之前後宜勉强也、

持戒清淨第二

世俗指無戒者謂道心者、然此輩不預僧數也、宜依式(山家)意當新得度之時、授圓十善戒、而又其授戒之年更可受大式也、

學業類別第三

遮那業　孔雀佛頂等

止觀業　四種三昧等

撰擇國寶第四

能言能行之師謂之國寶、願可得此輩、以各令在顯位、至不能言不能行之者、乃不獨國賊、實吾道之罪人也、宜擯出驅逐也、

衣食節量第五

八條式(山家)中之六階、第三第四第五第六之文意、可謂最著明也、宜應其機根而任用之也、

衣

縱令有施主、容易不可着用錦衣繡服、而綿服麻衣以可常用也、

食　縱令有僧中淨物等、宜以常乞食爲最要也、

住　天下之寺院者、政府所置之伽藍、而非我之有也、近年爭願其住職者、大平之氣習、而不知何心、宜猛然省悟、各量已德行、而後始可應其請、其常住之房草庵最可也、須檢山家學生式以知意也、

右兩箇合十條者、謹奉依準

王政維新之良、則各繼紹宗祖之本誓、守護國家報謝國恩仕度微意御座候間、宜御察納奉願候以上、

三御門室執事

檀那院大僧都

辨官

御中

願書草案

當年外國條約結替期限ニ付、切支丹開宗之義、相逼候共、御許容被成間敷儀ハ、一昨年

諸宗有志之者、建言仕候節、御沙汰ニ、斷然開宗御許容無之御趣意敬承安心罷在候、然ニ當期限彼必強請可致哉ト、杞憂之餘、不堪恐懼候、彼教

御國體ヲ妨害候儀ハ勿論、萬一開宗之場ニ立至候ハヽ、天下之人心恟々、紛紜相釀候哉與、彼是焦心苦思仕候、仰願斷然御拒妨被爲在度、奉懇願候、

東京詰合ヨリ歎願口上之寫

耶蘇天主之邪教ハ、　皇國大害有之、從前御國禁之處、昨春改而嚴禁之掲示炳然ニ御座候處、尙外夷ヨリ追々強願仕候哉ニ付、去ル三月廿日、於西京、諸宗僧侶連名ヲ以、御國體ト俱ニ、死生ヲ期、盡力防禦仕度旨、奉懇願候處、同廿五日、御達書ヲ以、外夷ヨリ何程申立候共、御採用無之間、安心候樣御沙汰被仰出候段、奉拜承候

然ル處、彼等彌諺（詐カ）僞奸巧ヲ以、愚民ヲ令煽惑、高士ヲ以携引仕候哉ニ付、不圖海內邪教ニ陷リ候而、若シ於　皇國強而妨碍無之樣心得候得者、實以奉恐入候間、何卒重而迅速至重之嚴禁被爲仰出、猶僧徒江茂、右邪教取締方、改而綸命被爲下候樣、伏而奉懇願候以上、

東寺惣代　大覺寺惣代

文殊院　不壞化身院

仁和寺惣代　高野山惣代　同

福壽院　明王院　如意輪院

有之通歎願草案仕、明朝(廿四日)決定出願之都合ニ御座候、

三月廿四日大雄へ遣ス

神佛混淆之布令有之以來、令假托一洗之形勢、不辨事實、猥復餝之輩モ有之趣相聞、悖天朝之御趣意、不容易候、依之今般以役寺、及鑒誨候條、屹度無心得違、可從示諭之指揮者也、

明治二年三月　仁和寺僧正

在判

讃州小豆島

諸寺院へ

待招局長

渡邊昇第二建白

凡大事ヲ爲ント欲スル者、奇策ノ能ク成ス可キニ非ス、頽瀾ヲ挽回セント欲スル者、詭計ノ能ク赦(救)フヘキニ非ス、必ヤ天下ノ大體ニ明ニシテ、目前奇詭ノ事故ニ拘泥セス　朝廷ノ議論ヲ確定シ、富岳ノ動カス可ラサルニ非ルヨリハ、大事決シテ成ルヘカラス、頽瀾決シテ挽回スヘカラス、方今天下騒擾之餘、外夷交接ノ除(際)、寒心スヘキ者一ニシテ足ラス、就中後世ノ患ヲ爲ス者、天主耶蘇ノ二教ニシク者ナシ、是其未タ大タ蔓延セサルニ及ンテ、源ヲ塞キ根ヲ絶サルヘカラス、其根ヲ塞絶スルニ、豫メ成敗利鈍ヲ顧ミ、躕躇姑息一日ノ安ヲ偸ム時ハ、堂々タル神州不久シテ神器ヲ置クノ地無ラントス、在位ノ君子希クハ、コレヲ洞覧シ、必ス塞絶スヘキノ朝議ヲ決定シテ、忠信朴實ノ士ヲ精選シ、心ヲ一ニシ、力ヲ戮セ、百折不撓、至誠鬼神ヲ感スルノ勢ヲ以テ、之ヲ從事スルニ非レハ能ハサルナリ、世ニ所謂輕俊子弟ノ如キハ、他自ラ用ユル所ナリ、庶幾ハ棄才ノ譏リナカランカ、今寒心スヘキノ本ヲ推スニ、流涕長大息スヘキモノ三アリ、請試ニ是ヲ論セン、竊ニ皇國ノ勢ヲ察スルニ、人ノ外國ニ媚從スル者、十ニ三四、國體ノ彼ニ傾モ十ニ四五ニ居ル、是ヲ以迎合希旨、彼ノ言ントコロノ者ハ、皆

萬國ノ公法ト稱シ、我ニ不拔ノ確論アリト雖モ、惴々焉唯其歡心ヲ失ハンコトヲ是恐ル、惴心一ニ坐ス、蓋シ至ラサル處ナシ、彼カ歡フ所ノモノアレハ、天下ノ大患機密ノ大事ト雖、必ス是ヲ通スルニ至ル、事或ハ正ニ成ラスンハ、平生ノ持論ニ逆フヲ憂ヒ、私心ヲ以テ其跡ヲ實ニセント欲シ、竊ニ彼ヲ煽動シテ、以テ難事ヲ言ハシメ、終ニ兵力ヲ以テ迫ルノ言ニ至テ、而後止ム、然則萬國公法ノ稱、果シテ何ノ設クルトコロソヤ、是其流涕長大息スヘキノ一也、其教師一日竊ニ或人ニ告テ曰、余日本ニ來ルヨリ、星霜玆ニ十稔、其淹滯ノ久シキ者他ナシ、唯我道ヲシテ、大ニ流布セシメント欲スレハナリ、草莽卑賤ノ流ニ至テハ、隨テ信シ隨テ奉スル者甚多シトイヘトモ、其志速ニ遑シウスヘカラス、吾日夕願フトコロノ者、此ヲ書ヲ以テ、上　天皇ニ勸メント欲ス、吾兄幸ニ其策ナキヤ、果シテ其策ヲ得ハ、我金楮ヲ制(マヽ)造シ、其書ヲ寫シテ以テ奉セン、列藩諸侯ニ至テハ、之ヲ讀ム者決シテ三四名ニ下ラスト云々、是寒心スヘキノ甚キニ非スヤ、然ルニ其(マヽ)氏之ヲ察セスシテ曰、彼決シテ其道ヲ皇國ニ流布セント欲スルノ意ナシ、何トナレハ、其人ニ書ヲ授クルヲ見ルニ、耶蘇ノ道ニ關係スルモノニアレハ、則チ嚴ニ禁シテ之ヲ讀マシメス、是其胸中一點ノ私ナク、深切ノ著ルシキ者ニ非スヤ、先入既ニ精神ヲ暗襲シ、一是ニ彼ニ心醉シ、其着眼ノ大ナルヲ諒セス、之ヲ信

奉ス、鬼神ノ如キ者アリ、是亦邪教範圍中ノ人ト言フヘシ、是其流涕長大息スヘキノ二也、方今王政復古、萬事一ニ新ナリ、天下ノ一大快事ト謂フヘシ、然ルニ創業守成孰カ難キノ論、古ヨリ是アリ、守成ハ易キニ似テ反テ紛紜ヲ生シヤスキモノアリ、伏テ惟フニ、彼其間ニ乘シ、大ニ欲スルトコロヲ逞セントス、是ヲ防クノ道、必其之ヲ憂ル尤深キ者ヲシテ、徒（從カ）事セシムルニ非サレハ、能ハサルナリ、之ヲ憂ル尤深キハ、神儒佛ノ三家ニ如ク者ナシ、一ハ天下ノ爲ニ憂フ、一ハ道ノ爲ニ憂フ、今此大事ヲ以テ、三家者流ニ托セントス、輕俊子弟ヨリ之ヲ觀レハ、必迂腐ノ極トイハン、獨（猶歟）コレヲ三家者ニ托シテ、朝廷之ヲ顧ミサルトキ、迂ト言腐トイフモ固ヨリ其處ナリ、朝議已ニ定リ、處分已ニ立、三家者ヲシテ之ニ從事セシム、何ノ迂腐カコレアラン、且諺ニ、器械ヲ制（マヽ）セハ須ク其成ルヲ見ルヘシト、此言小ナリトイヘトモ、以テ大ニ譬フヘシ、吾其害ヲ除クヲ要トス、目シテ迂腐ト稱スルモ、固ヨリ辭セサル處ナリ、三家者流ノ爲ス處不可ナルモノアラハ、事成ルノ後之ヲ處スル、必其道アルヘシ、今其害未タ除カサルニ當テ、先後スル處ヲ顧ミス、叩クニ説見異識ヲ以テ之ヲ排セントスルハ如何、今天下ノ形勢、譬ヘハ灰燼ノ餘ノ如シ、造室ノ設ケ其急務タラサルヲ得ンヤ、然シテ、其造室ノ急ハ、則亦其基柱棟梁ヲ先ニセサルヲ得ス、世ニ好事ノ人アリ、瑣々タル茗莚酒室

ニ力ヲ專ニシ、大本ノ棟梁ヲ忽ニスルトキハ、經營ノ中蠹兒既ニ釀シ成シ、一旦暴風地ヲ捲カハ、則其頽敗立テ而待ツヘシ、棟梁既ニ如此ナル時ハ、茗莚酒室豈獨全ヲ得ンヤ、是レヲ之ヲ(マヽ)顧ミス、世ノ輕俊子弟、天下既ニ平定ノ思ヲナシ、自家ノ說ヲ持重シ、千載ノ一時ト僥倖ス、思ハサルノ甚キト謂フヘシ、是其流涕長大息スヘキ三也、是故ニ邪教ノ源ヲ塞ント欲セハ、前ノ三件ヲ除クニ非レハ能ハス、三件ヲ除カント欲セハ、目前奇詭ノ事故ニ拘泥セス、忠信朴實ノ士ヲ精撰スルニ非ンハ、能ハサルナリ、

明治二年巳六月

願意口上書

一先達洋教亂入之風聞有之趣ニ付、諸宗中ヨリ建言仕候處、兼テ御國禁之義、決而無其儀候間、安心可仕候樣、皇國萬民之大慶、諸宗一同難有奉存候、已後益出精仕、洋教之是非長短等、追々研究セシメ、盲昧之下民ニモ、慥ニ爲心得申候樣、其宗々ヨリ諸國一統ヘ急度行屆候樣、申達度奉存、依之今般　御一新之御明時ヲ以テ、右破邪顯正益出精教導可仕趣、別段御沙汰被成下置ニヲイテハ、海內諸宗之者共、一同別而難有感戴仕、諸抽丹赤奉命可仕段者勿論、年來宗々之舊弊モ一洗仕、永ク如法堅固

學道執行爲仕、諸法律ノ規定モ、嚴重ニ爲相守度奉存候、此段宜御執奏伏而奉懇願候、
誠惶頓首、

諸宗總代

明治二年巳五月　拾壹ヶ寺

連印

辨事

御中

卽今東幸、衆議ヲ以國體ノ鴻基ヲ定玉フノ叡旨、臣等千懽萬喜、敢テ卑懷ヲ呈シ、高聞ヲ汚上ル、伏請照瞭、

禁邪

蓋シ神道ハ、皇國ノ本教、萬法ノ根、固有ノ天命也、翼之儒釋ヲ以テス、儒ハ以テ人事ヲ治メ、釋ハ以テ幽事ヲ明ム、三教並行レテ一極ニ歸ス、故ニ傳ニ云、正教在學、學ノ本ハ儒釋神也、三教本一道、委物精斷、共ニ述神史玄幽、好其一者枉政、兼學則盡理云々、然ルニ中世衰運敎綱漸弛、異端幾兆シ、邪教濫(マヽ)ヲ入ス、蓋シ僧人徳(マヽ)ヲ菲ク神天祐ケ無レハ

ナリ、豐臣德氏繼興リ、邪ヲ斥ケ正ヲ扶ケ以テ皇室ヲ尊ム、近世皇民業ニ怠リ僧侶戒ヲ慢ル、夷輩釁ヲ覬テ祓教ヲ先驅トシ、國礎ヲ動サントス、冀クハ早ク胡神ヲ驅リ、綸踏ヲ令シ、前代未聞ノ嚴制ヲ立玉ハンコトヲ、是臣等愚願ノ一也、

督責

外侮ヲ禦ント欲セハ、先ツ其内ヲ固スヘシ、其内ヲ固クスルハ、民ヲ和スルニアリ、民ヲ和スルハ、政教ヲ正スニアリ、政教民ノ所好ムニ從ハ、水ヲ卑ニ決スル如シ、或ハ云、皇國ハ神道ヲ國體トス、政教何ソ他ニ假ラン、或ハ云、先皇ノ政教ヲ設ル、豈徒然ナランヤ、必スヤ神人ノ和スルニ從ヒ玉フ、此ニ及スンハ善政ト雖モ亦不可行ハル、然ルニ上世ハ教道朝ニアリ、帝臣道本ヲ究メ、以テ天下ニ教ユ、民得テ稱スルコトナシ、中世國家漸ク多事ナリ、而トモ亦王公時ニ臨テ法會ニ與カル、當知、先皇古賢卓識洞視スルアリテ、以テ民ヲ教ユ、近世法衰天下ノ名藍其人ニ乏シク、儒生巫祝口ヲ極テ佛ヲ謗ス、朝廷政家佛理ヲ聞カス、僧弊日甚フシテ、實相還テ妄トナル、時ニ哲人アリテ之ヲ一掃セントスレハ、蠶食ノモノ嗷々シ、民心動搖シテ治功還テ害ヲナス、默止ントスレトモ亦不可忍、政家ノ憂慮實ニ窮レリト云々、臣等熟ラ案スルニ、盛者必衰ハ物ノ理リ、勸懲賞罰ハ王者ノ權ナリ、若佛教國ニアリテ功ナク、天斯道ヲ亡シヤク欲

セハ、斷然廢シ玉ヒテ可ナリ、道佛教國ニ益アレトモ僧自ラ害之、道ノ過ニアラスト
ナラハ、道ハ是レ先皇ノ道、僧何ソ私之、伏冀クハ、僧徒ノ弊ヲ督シ、其人ヲ人ニシ、其道
ヲ道ニシ、以國家ノ大典ヲ補ヒ玉ハンコトヲ、三綱ヲ置點（黜）陟ノ典ヲ正サント、是臣等
愚願ノ二也、

勸學

僧弊ヲ一洗シ、眞道ヲ再輝セント（マヽ）、勸學ヨリ先ナルハナシ、故ニ宜シク天下ノ僧祿ヲ
校量シテ、三寶營繕勸學等ノ要費ニ宛テ、其勸學ノ資糧若干員ヲ以テ、三藏群書及學
生薪水ノ料トシ、正法相應ノ淨刹若干所ヲ撰定シ、勸學所ヲ鼎建スヘキノ綸旨ヲ賜
ンコト、是臣等愚願ノ三也、

戒壇

佛教ニ三學アリ、戒ハ是正法ノ命脈、正順解脱ノ本ナリ、戒若澌失セハ、白衣信ヲ失、政
家妨ヲ生ス、當今ノ弊尤此科ニアリ、願クハ、天平ノ聖典、承知（和カ）ノ官符ニ倣ヒ、天下ノ僧
徒ヲシテ大小ノ二戒ヲ受持シ、以テ邦家ノ無恙ヲ祈ンコト、是愚願ノ四ナリ、

證案

朝廷ノ聖典御修法等ノ法會、龍顏親臨、法事ニ預リ玉フ、諸寺ノ勅會勅使ヲ遣シ玉フ

等、願クハ從前ノ古典ニ倣ヒ、朝廷講經學堂談論公卿百官親臨シ、佛理ノ精粗虛實三寶福報ノ許多ヲ諳知シ、僧徒ノ勤怠ヲ檢察シ玉フトキハ、先皇臣佐（マヽ）ノ奉佛妄誣アラサルヲ證セント、是臣等懇願ノ五也、

蓋聞ク王政ハ不欲高名、不欲王好、唯欲平政安民、今也王政朝ニ復シ、萬機一ニ歸ス、是神道地ニ不墜、皇胤天地ト共ニ永キ所以也、然ルニ神國ニ佛教弘通セシメ玉フヲ、邪學ノ者妨之、是レ名ヲ神道ニ假テ、實ニハ皇國ノ神道ヲ壞亂スルモノナリ、所以如何ントナレハ、天滿大自在天神ノ如キハ、朝廷ノ崇メ玉フ所、衆庶ノ歸スル所也、故ニ林羅山曰ク、竊ニ惟レハ、我國ノ儒術、專ラ詫聖翼佐焉、事於筆研之間、遊於翰墨之場者、不可不以仰共德嚮共化云々、爰菅聖ノ所安所行ヲ察スルニ、三教一致ニシテ、時ニ佛教ヲ以宗教トシ玉フコト、

上宮太子ト更ニ異轍ナシ、故ニ常ニ龍管ヲ振フテ佛經ヲ騰（マヽ）寫シ、或ハ寄セテ物懷ヲ述ヘ、眞乘ヲ讃シ玉フ、延喜元年百韻詩曰、

反覆更遺恨　辛酸是宿緣　微々抛愛樂　漸々謝葷膻
合掌歸依佛　廻心學習禪　厭離今罪網　恭敬昔眞筌

皎潔空觀月　開敷妙法蓮　誓弘無誑語　福享不唐捐
却待初營仕　追計昔鑽堅　射毎占正鵠　烹寧懷小鮮
祖業儒林登云々

二年正月感懷詩曰

齋盤青葉菜　香案白花梅　合掌觀音念　屠蘇不把杯

齋盤トハ齋ノ供ナリ、青葉菜トハ魚肉ヲ辭スルナリ、不把杯トハ齋ノ中第五不飲酒戒ナリ、

二月午種菊詩曰、

青膚小葉白牙根　茅屋前頭近遁軒
將布貿（貨）來孀婦宅　與書要得老僧園
非（未）曾種處思元亮　爲是花時供世尊
不計悲愁何日死　堆沙作（通）堰荻編垣

三年二月菅聖示微疾、有偶成詩曰、

病追衰老到　愁趂誦生來　此賊逃無處　觀音念一回

右聖作如此、今擧其三、菅聖神心ノ託ル所、此聖作ヲ以推之、灼然トシテ見ツヘシ、佛ニ

歸玉フコト既如此、然ルヲ一天擧神明ト仰キ、三歳ノ童モ能ク是ヲ知ヘシ、神佛一體本跡不二ナルコトヲ、神若シ佛ヲ忌玉フコトヲ、僧人強テ一體トセハ、神必罰之玉フヘシ、若神忌ムト雖、僧ノ誣ルヲ何ントモスルコト不能云ハヽ、神既ニ威力ナサシ(マヽ)メ、徒ラニ僧者ニ誣ラル、祭之何ノ幸福カアルヘケン、故渠ノ邪說、神州ノ國體ニ大害アル、亂臣逆賊ノ炮火鎗釼ヨリモ甚シ、鎗釼ハ一旦ノ害ヲナス、邪說ハ毒ヲ萬代ニ流サン、蒼生ノ神魂ヲ奪ヒ、神ヲ罔シ皇ヲ蔑シ、以言ヲ不可述、伏冀クハ、天威照察メ、速ニ彼ノ邪說ノ本根ヲ斬チ、神道永明ニメ、王化ヲ萬葉ニ輝シ玉ハン事ヲ、懇願ノ至ニ不堪、

日本諸州諸廟供僧等誠恐誠惶謹言、

慶應四年七月

天外之沙門終宵閲書、倦來テ不覺、發聲曰、大道異名、理一也、有客問曰、何ノ謂ソヤ、答曰、一人施ヲ行ヘハ、隣里盜ヲ愧ツ、一家殺ヲ禁レハ、鄕人善ヲ稱ス、不婬不妄乃至不邪見亦爾ナリ、民善ヲ好ムコト、水ノ下ニ就クカ如シ、其善ヲ善トシテ、感格スルノミ、未必シモ可論三敎ノ異矣、客曰若爾ラハ何ソ三敎ヲ用ン、

答曰、理一ナリト雖、敎道異ナキニアラス神道ハ神明ニ推テ敢テ忍度ヲ專ニセス、儒

ハ日庸ニ務テ幽事ヲ不語、佛ハ人乘ヲ說クト雖、精ク因果ヲ談シテ、三世ニ及フ、廣ク十善ヲ勸テ四恩ニ報ス、神乘ヲ明スト雖、亦深ク眞理ニ本ツク、而レトモ其近キニ諭ルモノハ、其遠ニ迷ヒ、遠ヲ務ムルモノハ、還テ近キニ失ス、三敎一貫、幽顯並明ニシテ、方ニ治ヲ萬世ニ致ヘシ、客更ニ問曰、神國本外敎ナシ、人皆純善ナリ、佛敎來ルニ及テ、民ニ叛賊多、朝ニ奸臣多シ、王室爲之衰微、遂ニ近時ノ甚キニ至ル、方今維新際、外誘之蠱惑ヲ擯テ、固有ノ大典ヲ布カンコトヲ要ス、而ニ浮圖氏三敎鼎立之說ヲ主張スルコト、深ク朝旨ニ乖ケリ、答曰藥ハ疾ヲ待テ設ケ、敎ハ機ヲ逐テ來ル、好世ニハ人皆純善ナレハ、輪王垂敎、濁世ニハ好惡者多ケレハ、廣ク因果業報不可免之理ヲ諭シテ、民ヲシテ愧アリテ且格ラシム、此身ノ无常卽空ナルコト、泡沫雲烟ノ如クニシテ、貪著スヘカラサルノ理ヲ說テ、强剛猛惡ノ心ヲ蕩滌シ、先我悅樂ノ心ヲ生セシメ、慘毒變シテ良藥トス、豈至敎ニアラスヤ、若國家ヲ治メント欲シテ、而佛理ヲ嫌フハ、飢ニ臨テ飮ヲ厭フニ不殊、其衰敗俗何ソ佛敎ノ咎ナラン、抑佛經東漸、漢明ヲ始トシ、賢明ノ君櫛ノ如ク興リ、高僧並出セリ、陳隋魏等ノ主、智者賢首等ヲ拜シテ受戒、太宗顯宗玄奘ヲ請シテ、經ヲ譯シ、自ラ聖敎ノ序ヲ製シ、群臣譯場ニ列ル、玄宗代宗金智廣智ニ隨テ、灌頂之壇ニ登ル、遠明靈運子厚樂天、並ニ皆當初メ名儒ニシテ、而佛理ヲ究メ、禪那

ヲ學ヒ、僧ヲ拜シテ弟子ノ禮ヲ取ル、吾朝　應神傳儒、欽明奉佛、遂ニ三教一貫之政ヲ爲ス、朝廷ノ鴻基傚（マヽ）日若宮深ク佛理ニ合シ、桓武、嵯峨、文徳、淳和、延喜、白河等ノ主、其奉佛轉深轉盛ナリ、豈凡慮所測ナランヤ、和氣清麿勅ヲ奉テ宇佐ニ詣シ、神ニ誓テ伽藍ヲ建テ、神護國祚寺ト號ス、菅公學佛寫經等尋常ニ非ス、薨後神託メ、祝四菩薩ノ像ヲ刻シ、北野ノ廟ニ安ス、楠公常戴天像、自ラ多聞兵衛ト稱ス、田村丸義經等、其奉佛形跡傳記縁起等ニ詳ナリ、如斯聖賢神謀卓絶豪邁雄斷ニシテ、不義ノ富且貴ヲ貪ルモノニアラス、豈其所識見ナクシテ、徒ニ人面ヲ飾テ醜婦ノ顰ニ効（傚）ヒ他ノ不偶ヲ拜戴スルコトヲ爲ン、若所見ナクシテ、徒ニコレヲ爲サハ、佛何ソ其非禮ヲ享ンヤ、必罰之、若無福罰、然ルヲ敬禮スルハ、君子之所爲ナランヤ、況ヤ菅公ハ朝廷其聖徳ヲ尊テ神明ト崇玉フ、方今天下三歳ノ童子ト雖、皆能菅聖ノ神ナルコトヲ知ル、而ニ其神聖ヲ以、膝ヲ三寶ニ屈スルハ、何ソ神聖僧ニ黨シ佛ニ侫ストセンヤ、嗚呼何ンソ不思之深キ乎、

謹テ惟ルニ、當今開化ノ明時、人ヲ得善ヲ求ルニ急ナリトス、臨湯不擇井而飲、苟クモ善言美行アラハ、何ソ必人ノ楚夏性ノ尊卑ヲ問フコトヲ須ン、況ヤ佛ハ是レ三界之法王大師ナリ、禹ハ聞善言則拜ス、顏子ハ得一善則拳々服膺ス云々、噫禹王顏子ヲシ

テ、佛會ニ逢ハシメハ、互相禮拜シテ拳々服膺セン

淨土宗

增上寺建白

曹洞宗總持寺建白

○淨土宗門ヨリ建言

臣僧俊光等謹奉建言侯(候)、今般

御東幸被爲　在、天下之衆議公論を以、國是大基礎

御確定可被爲　在

叡慮ニ付、意見之儀不憚忌諱可建言之旨、既

御布告ニ相成、萬民維新侯(候)

聖德を仰、奉感戴候、恭惟、頃日於公議所、御下問一十有七科之中、第十五條宗門科目之義は、諸宗教道之基本にして、天下諸寺院に關係致し、千有餘載流布し、正法故、官僚群賢之公論も可有之候間、姑置之候、但邪宗防禦之一事は、素より共任に預り候間、不得默止、奉建言候、蓋し耶蘇教は

皇國之大禁、殊に近時西洋條約書にも、彼此混亂致間舗之旨嚴約有之候間、絕而是非を論ずるに不及儀には候得共、彼徒近に致跋扈、東西諸港に於て、天主堂耶蘇堂を致建立、既に長崎浦上村之人民三千餘人も及煽惑候趣致傳聞、寔に驚愕慨嘆仕候、彼等の誘引する方略、其巧なる事千變萬化、筆舌に盡難く、今其大略を擧て、此を論せは、萬國一家四海一教と申事を主張して、他の神儒佛之三道者不及申、其餘之敎法悉く泯絕し、剩へ上は

宗廟社稷之神明を蔑如し、下者庶民祖先之祭祀を廢棄し、人倫の大禮を壞亂致候間、苟如此之邪法蔓莚（マヽ）致候時は、乍恐

皇國之威德を瀆し、萬民之禮義を破り、無君無父の勢に推移、大經大法不相立、人心方向を失ひ、大に天下之災害を釀し可申、今日至急之憂患此事に御座候、尤國禁を破り條約に背候間、右之庶々急度譴責被爲　在、

皇國之民壹人たりとも誘引難相成旨、

御告諭被爲　在、若相背候はゝ、

御國法之通、斷然御所置可然奉存候、將又宗門改之儀は、是迄之通、相心得罷在候得共、近年踏繪御廢止に相成候以來、自然相弛候哉に相見候間、更

御布告有之、諸寺院之僧徒爲報　國盡忠、下々敎諭方行屆候樣、
嚴命被成下候は、各宗相勵、實効相立可申と奉存候、
猶邪宗之世敎を害し候事は、水府藏板之破邪集幷海國圖誌等分明に相見候、杞
憂之餘獻芹之微衷奉獻言候、萬一芻蕘之鄙言御採用に相成候は、法門之幸慶不
過之、奉感佩候、誠恐誠惶頓首謹言、

明治二己年四月

常州江戸崎 大念寺貞海印
東京本所 靈山寺大順印
上州館林 善導寺滿成印
武州瀧山 大善寺觀空印
同 鴻巣 勝願寺了道印
同 川越 蓮馨寺順恭印
總州生實 大巖寺靈瑞印
武州岩槻 淨國寺徹定印
總州結城 弘徑（マヽ）寺密翁印
東京淺草 幡隨院滿翁印

總州小金　東漸寺豐舟
東京深川　靈巖寺巖城印
上州新田　大光院愍徹印
總州飯沼　弘經寺專達印
常州瓜連　淨福寺順圓印
相州鎌倉　光明寺諦善印
東京小石川　傳通院俊光印

〇能州總持寺ヨリ建言

謹奉建言、

太政維新以來、幽明黜陟ノ道自ラ明カニ、加フルニ、寛大ノ叡慮ヲ示サレ、芻蕘ノ言ト雖トモ、獻策可致ノ旨降リ、衆庶覆載ノ洪恩ニ沐澤ス、恭惟フニ、皇國盛典ハ神儒佛ノ三教ヲ以テ、治世ノ綱領トシ、黎民ノ規矩トナセハ、臣僧等制度ヲ堅ク守リ、各々宗門ヲ表シ、正法ヲ以テ諸民ヲ教諭セシニ、豈料ンヤ、諸夷通商以來、耶蘇ノ徒航海シ、諸港ニ於テ荐ニ其宗ヲ煽揚シ、近年ニ至リ益々甚シク、殆

ント
國禁ヲ犯サントス、之ヲ要スルニ、耶蘇邪僻ノ義ハ、古今ノ鉅儒碩徳詳カニ辨セシ
諸本數部有之ハ、其正邪
官ノ明鑒昭々タレトモ、今日ニ至リ、
國家之大患譬ヘハ頭上ノ火ヲ救カ如ク、實ニ方外ノ臣等モ默止シ難キ秋ナリ、因テ耶蘇ノ宗トスル所ヲ、略々摘撮シ、謹テ献言ス、蓋シ耶蘇ノ宗タルヤ、臆說膚見ヲ以テ、猥リニ、
王法ヲ蔑如スル而已ナラス、肆ヒマヽニ神儒佛ノ正教ヲ誹謗シ、奇怪幻術ヲ示シ、仁義忠孝ヲ蔑毀シテ、一タヒ彼宗ニ入レハ、假令極刑ニ遘フト雖トモ、決シテ其誓盟ニタカハサラシム、其海外ニ於テ擧動スル所ヲ詳察スルニ、遂ニハ我國ヲモ奪ハントスルノ術計ナラン歟、然レハ衆民ヲ蠱惑シ、
國家ノ荼毒是ヨリ大ナルハナシ、且ツ彼徒著述セル舊譯書幷ニ小冊子裒然トメ、人目ヲ眩シ、皆ナ淺薄偏執ノ妄見ニシテ、一言下ニ他ノ深省ヲ發セシメ、一念上ニ他ノ永刧ノ迷ヲ救フ頓機自他受用ノ活作略ハ、且ク置キ、事理圓融正偏回互ノ妙用モ亦無之、況ヤ復タ諸佛所詮ノ王三昧ハ、彼等カ輩ノ能ク窺フ所ニ非ス、

故ニ
皇國世世之
聖主賢君古來大禁アリテ、今日ニ至リ、誠ニ的證シ、感奮ニ不堪ヘ、彼徒銃艦ノ力ヲカリ、我カ
國政ヲ擾亂ス、然レハ
聰明叡智ヲ以テ、嚴禁ヲ加ヘラレ、是ヲ拒絶シ玉フヘシ、冀クハ越俎ノ僭言ヲ容恕シ、負暄ノ微衷ヲ哀憐セラレハ、啻桑門ノ幸ノミナラス、抑モ亦黎庶ノ大利ナラン哉、誠恐誠惶拜手頓首、

曹洞宗大本山
能州
總持寺代
某甲印

奉呈
待詔局

四月廿五日芝山内ニ同盟會

曹洞宗

加州天德院奕堂
下總長新寺寛庭

天台宗

常州黒子　寒松院孝泉
山門　十願院隱居
大行滿願海
常州黒子　瑞應院全靜
同江戸崎　不動院孝俊

眞言宗

高野山　如意輪寺　圓我
同　明王院　恒隆
同　雲照　大雄
同宗
相州　金剛頂寺　快全

眞言宗

京都東寺　文殊院玉峯
同　善義坊
遍照坊

日蓮宗

二本榎　朗惺寺日因
蓮華寺日遼
關口　池上山內文嘉

一向宗

築地山内　得聞院舜超
轉入寺彰明
孝慈院淸讓
歡名寺叡城
貞光寺盛誘
明西寺寶炬

一向宗

稱名寺辨城
根生院代　養學

芝山內寮主

聽道
諦玄
了寛
現有
心海
崇禪
周智

武州岩槻
盟主　淨國寺徹定

當月朔日には四五人相增候、後會は
當月十日淺草一向宗唯念寺お（マヽ）いて
御座候事

會議處

釋家正風政教ニ違害無之

旨恩考奉建言候事

上書

大道無名、無名之道ハ、同同相融シテ、唯善ヲ善トス、誰カ彼我ヲ其間ニ容ンヤ、佛成道第二七日ニ、提謂長者等ノ爲ニ、五戒十善ヲ説テ、人天因果ノ理ヲ示ス、是ヲ人天乘トス、五戒トハ儒ニハ五常ト曰フ、名異ニ義融セリ、先儒曰、道一而已矣、道之在天下也、猶日月也、日月者天下之日月、非一國所私有也、道亦然、君臣父子夫婦無國無之、而慈孝忠義皆存於自然、非有待於人作也、我邦列聖保民如子、其俗尊君親上、相愛相養、雖無經籍、其道固具在、特未有名而教之曰仁曰義者耳、道豈有彼此哉、載之以文、彼來而貢之、先王取而用之、著爲令典矣、而敢非議之、是議先王之典者矣、而幸免於誅也云々、佛教戒善報應之理モ亦然ナリ、三世ニ通シ十方ニ亘リ、何處ニカ不在、物皆此理ヲ具、人自ラ此理ヲ感ス、興廢治亂之運、盛衰榮辱之際、歷トシテ此理ヲ見ルニ足ル、故ニ佛教來ルニ及ンテ、天下翕然トシテ歸之、先皇采テ以國家大典輔翼トシ玉コト、佛教若國理ニ契ハスンハ、人之ヲ弘メントストモ、豈能王臣庶人ヲシテ信從スルコト、如斯百世ニ至ラシムヘケンヤ、人ト因果ヲ信シ、五戒ヲ得テ、而倫理ヲ敗リ、典律ヲ犯スモノハ、未タ之アラス、苟モ能ク因果ヲ信シテ、天子尊ヲ知リ、父子親ヲ知リ、知テ而能ク行之、倫

理ヲ治メ和睦ヲ致サハ、何ヲ以テカ、　皇道ニ達セン、宋文帝曰、佛理開弊人意、若使率土之濱皆感此化、朕則垂拱、坐致太平、何尚之、進曰、夫百家之郷十人持五戒、則十人淳謹、千室之邑百人修十善、則百人和睦、持此風教、以周寰區、編戸億千而仁人百萬、天能行一善、則去一惡、去一惡則息一刑、一刑家息、萬刑國息、則陛下之言、坐致太平是也云々、寔ニ惟ルニ、聖々治經之理一ナリ、而シテ佛教ノ世教ニ殊ナリトスルモノハ、因緣報應之理ノミ、一微善ト雖、作セハ必ス福ヲ感ス、一微惡ト雖、犯セハ必殃ヲ招ク、善惡報感毫モ免ルヘカラス、智者ヲシテ能ク悟リ、愚者ヲシテ能ク恐レシム、是故ニ一人施ヲ行ヘハ、隣里盜ヲ愧ツ、一家殺ヲ禁スレハ、郷人善ニ移ル、而因果之理他ナシ、祇タ積善餘慶積惡餘殃之理ヲ推竅詳明ニシテ、壅滯ナク、天命ノ可畏、　神明ノ可敬ヲ體信シテ皇道ニ契ハシムルノミ、唐李師政辨傳奕惑云、　佛法出於西胡、不應奉之於中國、余昔同此惑焉、今則悟其不然矣、由余出自西戎、輔秦穆以開葉、日磾生於北狄、侍漢武而除危害、師以道大爲尊、無論於彼此、法以善高爲勝、不計於遐邇、若夫尚仁爲美、去欲稱高、戒積惡之餘殃、勸爲善以邀福、百家之所同、七經無以易、但褊淺而未深至、齷齪不周廣、其恕己及物、孰與佛之弘乎、其視未知本、孰與佛之遠乎其勸善懲惡、孰與佛之廣乎、其明空折有、孰與佛之深乎、由之觀之、其道妙矣、聖人之德何以加焉、豈得以生異域而賤其道、出於遠

方而棄其寶、漢求西域之名馬、魏收南海之明珠、物生遠域、尙於此而爲珍、道出遐方、獨奈何而可棄云々、

李子初儒ヲ學フ、佛ヲ抑ス、後佛理ヲ學フニ及テ、深ク一貫之大道ニ通ス、李子豈佛ニ黨スルモノナランヤ、楊文公、柳子厚、朱子等ノ諸儒、皆亦後チ佛理ニ依テ開悟スルコトアリ、菅公ハ本朝ノ儒宗タリ、筆硯ヲ事トシ、文場ニ列ナルモノ、以祖トシ仰カサルハナシ、而シテ菅公佛理ヲ窮ムルコト最深シトス、和氣淸麿楠子等ノ　皇室ヲ擔スルモノ、亦咸ナ爾リ、於是乎、益佛理ノ皇道ニ乖カサルヲ證スルニ足レリ、且釋典專ラ四恩ヲ報スルヲ明ス、守護國界主經ニハ、國王ノ恩、餘ノ一切ノ恩ニ勝ル故ニ、佛常ニ國王ヲ守護スト說ク、梵網戒品ニハ、孝順至道之法、孝名爲戒ト云ヘリ、因之觀之、佛經ハ亦祇タ細ク君臣父子ノ由テ來ル所以ヲ推シテ、　皇道ノ可尊、父母ノ可親、一切衆生ノ等閑ニスヘカラサルノ理ヲ究テ、忠恕ノ心ヲシテ倍深ク倍厚カラシムルノミ、然ルニ沙門君父ヲ辭シテ、不織不耕三寶ニ奉事スルモノハ、蓋シ平等ノ大慈愛惡ヲ忘レ、精戒深禪、以テ四恩ニ酬フ、一ヒ難辭恩愛ヲ辭シテ、孝ヲ七世ノ父母ニ致ス、一ヒ難捨臣子ヲ捨テヽ、仁ヲ十方ノ群生ニ及ス、是故ニ君父ヲ辭スルハ、永ク恩ヲ報スル所以ナリ、臣子ヲ捨ルハ、永ク愛ヲ致ス所以ナリ、無畏三藏ハ、王位ヲ棄テヽ、遠ク來テ、

護國ノ秘經ヲ傳ヘ、行基弘法ハ、四海ニ周游シテ、濟生ノ業ヲ播ス、並ニ皆國家ノ廣德ニ答、蒼生苦厄ヲ救ンカ爲ナリ、況復一句ノ妙法ハ、億劫ニモ難遇、攘災興福ノ眞詮、能ク天ヲ感シ龍ヲ伏ス、

先皇祕シテ國家ノ至寶トナシ玉フ、末代ト雖、能ク信シ能ク修スレハ、効驗不匱、伏請

睿明洞監、佛子從前ノ弊習ヲ濤(淘)汰シ既ニ廢レル正法ヲ興復シ、以

皇道ノ聖典ヲ輔弼シ、教道偏ク布キ、

皇澤ヲ宇內ニ盈溢セシメ玉ハンコトヲ、不耐悚慄之至誠恐誠惶謹言、

謹奉懇願候事

佛子從來禁邪蒙委任候處、當今漸怠弛ニ及、往々邪徒ニ被誑惑候者不少ニ付、今改而嚴命被爲垂度奉懇願候、其旨左ニ書、

一僧當任タルヘキ事

僧モト教道ヲ專ラトス、故ニ倫理ヲ明シ、因果ヲ諭トシ、人ヲシテ邪僻ノ見ヲ生セサラシム、是故ニ邪教禁拒ハ最モ僧徒ニ適任タルヘキ歟、然ルヲ方今國家多難ノ節ニ當テ、還テ其職ニ任セサラシムル時ハ、天下星散ノ僧ヲシテ、只空シク無用タ

ラシムヘシ、事其謂レ無ニ似タリ、有用ヲ反シテ無用トシ、無用ヲ反シテ有用トス、向背損益只此擧ニ有リ、

二直ニ嚴刑以テ不可防事

凡ソ事ハ嚴刑以テ防ヘキ有リ、嚴刑ヲ以テ不可防有リ、彼ノ邪教ノ徒ノ如キハ、鄕里ノ會集ニ托シ、神符默契シメ(マヽ)、心ニ相ヒ傳フ、如是類ハ刑ヲ以テ加フヘキ無シ、且ツ曉喩(諭)ヲ盡サスシテ、刑スルハ、恐クハ仁無キニ近シ、故ニ邪正旨趣弁ニ彼教ノ皇道ニ害アル由ヲ、懇切ニ教喩(諭)シ、說得シテ、蚩々ノ賤民ニ至迄、中心ヲシテ彼教ヲ厭ハシメ、此上ニ猶犯ス者有テ、而テ后ニ刑ヲ施スヘシ、然ルニ皇國人民、佛教深染スル事久シ、故ニ今天下ノ僧ヲ鞭撻シテ、其職ニ努セシメ、専ラ教道ヲ布キ、此ニ加ルニ刑ヲ以テスレハ、妖根芟ラスシテ自ラ枯槁スルニ至ラン、

三人心動搖スヘカラサル事、

皇國佛教ヲ以テ邪教ヲ禁拒スルコト久シ、故ニ民克ク其曲令ニ慣レ、佛教ヲ仰クコト父母ノ如ク、妖教ヲ怖ルコト虎狼ノ如シ、爾トモ其邪正旨、利害ノ理ヲ糾察シテ、此如クナルニ非ス、只不知不知帝則ニ隨フ而巳、然ヲ今若シ舊典ヲ改ル時ハ、佛子ヲ斥ケ其職廢セシムルハ、民恐クハ佛亦信スヘカラスノ心ヲ起シ、其弊ヤ妖教

亦遮スルニ不足ノ疑惑ヲ生セン、其隙ニ乘シ、彼黠智妖從利餌辨佞ヲ以テ勾引スル時ハ、竟ニ彼ニ沒溺スルノ患有ルコト必セリ、

但シ防邪ノ籌策ニ至テハ、從前ノ典律モ有之、然共敎道說喩(諭)ヲ以テ先務トスルニ如カスト奉存候、當今妖徒日々(マヽ)一日ヨリ熾ナルノ勢、急切驅逐セサル時ハ、國家ノ安危ニモ相拘ルヘシ、臣輩雖不肖、同心强戮(マヽ)仕、彼根株ヲ絕、國恩萬分之一ニ酬ント欲、伏願ハ急速仁命被仰付度奉懇願候、誠恐誠惶謹言、

己六月

條々

一前仁和寺兵部卿宮、去ル卯年十二月、御復飾被爲有、客歲戊辰年正月、伏水戰爭ノ擧動ニ付、征討將軍ノ　仰ヲ蒙ラセラレ、御凱陣後、御舊室ニ於テ、獸肉等ノ饗薦ヲ以テ、軍士ヲ勞セラレ候由、

御開祖寬平法皇以來、滔々タル御淨室ヲ觸穢セラレ候義、御先代ヲ不被爲恐候義ト、深ク歎慨ノ至リニ奉存候事、

一高祖大師ノ尊像ヲ外室ニ遷シ、其迹ヘ光孝天皇ノ尊像ヲ安置セラレ、御開祖　法

皇幷ニ第二世大御室ノ尊像、各御持物ノ念珠ヲ切除、御法體ノ尊像ヲ以テ、直ニ宗廟ト稱セラレ、魚肉献備ノ由、佛法中ニ腥肉ノ不淨タルコト辨ヘサセラレス、殊ニ法皇等歸佛ノ聖靈、如何納受シ玉フヤ、是等全ク破佛毀釋ノ御策略、現前ノ御事、尤乖而　御布令ニモ戻ラセラレ候義ニハ無之哉、配下ノ寺院抔、御所置傳聞仕、仰天慷慨不過之、是等ノ義ハ、急度乍恐　天朝ヨリ御糺彈モ有セラレ候御義歟ト、奉恐察候事

一勅願恒規御修行ノ密場ノ大伽藍內ニ、泰然ト炮臺ヲ築造セラレ、殊ニ練馬之埒抔結構セラルヽ義ハ、如何ノ御事哉、尊奉ノ諸末下、僧侶等拜禮仕候テモ、深ク歎慨セサル輩無之、尤緇素ノ嘲リ脱レカタキ御事ト奉存候事

一當正月廿四日、兵部卿宮寺務職被免候由、大政官日誌ニモ所見ノ所、其後傳承仕候得者、當時仁和寺御室モ、御借住ノ由、乍去今以配下ノ寺院、其外御館入等ノ御支配、是迄通有之候ハ、如何ノ御模樣ニ御座候御事哉、一圓愚慮辨別難仕候事、

一總法務ノ御稱號ハ、自宗ノミニ限ラサル義、尤他門ニモ相拘リ候得者、御復飾後、御室內ニ方今ノ如ク御住居ニテハ、自他宗一圓ノ障碍不少御事ニ奉存候事、

一前條之御體相、御風(諷)諫モ不致、坐視仕候府臣共、不實ノ進退ニ無之哉、且配下之寺院

應接ノ振合ヲ以テ、推察仕候ニ、全ク聚斂ノ奸吏執政仕候義ト諒知仕候事、
前件ハ、全ク去ル十八日諸宗道德會議ノ論目ニ差響、且ハ實ニ配下ノ寺院見聞ニ難耐、無據建言仕度、尤末下有志之寺院連署ヲ以、當今ノ寺務職御山內菩提院殿ヘ申建度、示談モ仕候得共、何分右菩提院殿義ハ、未タ黃口殊ニ未灌頂ノ由ニテ、迚モ右等宗義ノ趣意辨別難相成ト奉存候、依之諸宗同盟ノ評議ヲ蒙リ、其上道德ヨリ、
天朝ヘ御奏達ニモ相成候得者、人法ノ爲メ、本懷ニ可奉存候、餘事多端ニ候得共、枚擧ニ遑ナク、猶御推知奉仰候、敬白、

仁和寺直末
勢州丸山
庫藏寺

明治二年

諸宗道德御會議中

此書太政官重役より、御筋に伺之寫、御祕し可被下候、

覺

一邪宗門御改之事
右者、國中寺院之請判ヲ以、紙面指出候處、向後各支配頭之者、請判致し、寺院之判形相止候而可然哉、
御附紙
寺院掛リ辨事ゟ可相伺候事、
一兩部祭式之事
右者、越方、於諸社兩部祭方有之候處、此度神佛御取分ニ相成候上者、都而兩部之道
一切御停止ニ相成候而可然哉、
御附紙
兩部習合之義者一切被廢候事、
一山伏陰陽師之事、
右者平道神佛兩部之說ヲ以、業と致し候處、前件御取分ニ相成候而者、何レ之道に
屬候哉、且悉皆還俗爲致、神職或者兵隊ぇ編入等被仰付候而者如何候哉、
御附紙
兩部混交御制禁之上者、何れ共純粹之道を以、勤仕候義、勿論に候、乍去神職或者兵

隊編入等之義者、其藩之見込次第ニ可仕候事、

一神社附之別當職之事、

右者此度悉皆被相止、爾來神職無之社ニ候ハヽ、神職ニ爲致、萬一精々願望不仕輩者、還俗爲致而可然候哉、

御附紙

別當社僧者、悉皆歸俗爲致可申候、不得心之輩者、神職相止退去可爲致、左候而、其社ニ奉仕之者無之候ハヽ、人品相撰、神職可申付候事、

一往古より社内ニ有之佛體佛具經文梵鐘等之類、取除候事、

右者此度悉皆取除、右物品納方之例、如何取扱候哉、古銅器類ニ至候而者、政府へ取上鐵砲鑄造ニ致候而も可然哉、

御附紙

可任其藩之意事、

一佛體ヲ以神体と致し候社之事、

右者往古より、佛體ヲ以祭候社に有之候而者、向後右佛體取除、鏡幣之中ヲ以奉齊（齋）可然候哉、

御附紙
書面之通可仕候事、
一神社に有之樓門二王門之事、
右樓門之義者、神道之制に候哉、二王門に至候而者、必佛家之制造ト存候上ハ、速に取毀候而可然哉、
御附紙
樓門二王門等、佛體佛具取除候ハヽ、右門者不及取毀、秡淸之上御門之神可奉安置候事、
一佛名と紛敷神號之事、
右ハ此度改正或者土地之名ヲ以、云々神社ト仕度、爲神號確證有之候ハヽ、其神名に相改可然哉、
御附紙
書面之通相改候事
一社內ニ有之佛堂寺內有之神社之事、
右扱振如何可然哉、或ハ寺內之於神社者、土地ヲ撰可然處へ奉遷、社內之佛堂に於

而者、取毀可申哉、又者寺內ゟ送り可然哉、
御附紙
寺內之神社ハ、土地ヲ撰可奉遷、乍併大寺等にて、半場に候ハ丶、社と共其儘指置、土地之境界ヲ相分可申事、社內佛堂者取毀勿論之事、
一妙見權現と相唱候事、
右者何神ヲ奉祭候哉、正敷神體に候ハ丶、勿論、神號相改可然哉
御附紙
相改可申事、
一大明神之事、
右者佛書より出候樣心得候輩も有之哉に御座候、往古始而奉唱候出處、御詮義如何相成候哉、
御附紙
大明神號之事、純粹之譯に者無之候得共、御禁制無之事故、先其儘に指置可申事、但し新規に大明神と唱候得者、不相成候事、
一神祇官御規則之事、

右ハ此度御改革ニ相成候樣、御規則書御改にも相成可申、弊藩神祇取扱候ニ付、一應奉伺申度、大略之處拜見仕候而可然哉、

御附紙

御規則相立候得者、沙汰に可及事、

一國中寺院員數ヲ減候事、

右者土地最寄ヲ以相縮、或ハ五ヶ寺有之之處、一ヶ寺ニ致し可然哉、

御附紙

寺院之儀は寺院掛りに可相伺事、

一御改革御手順之事、

右は此度神佛御改革被仰出候上者、寺院本山に御布告に相成候儀にて有之、右は布告書之寫拜見仕申度、若本山等に御手順不及、於各藩斷然所置致可然哉、

御附紙

惣而滿天下御布告之儀に付、別段本寺本山へ不及沙汰候間、其藩見込次第不都合無之、御趣意相立候樣、取計可申事、右件々奉伺候間、御附紙ヲ以御示諭之奉願上候、

實に右者廢佛之御姿に無之、神佛兩流之御詮議振と奉察候上は、純粹たる齋道之

儘にも、急速被相行かたく、且僧徒之人心にも關係仕候に付、若哉沸騰にも立至候而者、當時不容易御時節之折柄、却而御政道之御妨とも相成可申、弊藩におゐて取扱難澁仕候間奉伺候、

日宗會議

仁和穆堂記

方今ノ大變態、古來未曾有ナル所ナリ、豈ニ從前ノ定憲ヲ以テ是ニ應セサルヘケンヤ、廣ク宇内ノ形跡ヲ洞察シ、數百年來一塊シタル舊弊ヲ一洗シ、堂上地下ノ別ヲ放棄シテ、諸國同心一宗協和ノ實行ヲ顯サスンハ、令法久住ノ籌策行フヘカラス、是マテノ如ク、堂上ノ寺院ハ地下ノ僧侶ヲ視ルコト土芥ノ如ク、同席ノ成ラサル者ト心得ラレテハ、上下隔歴志ヲ通シ難ク、四姓出家同名釋種ノ金言ニモ乖戻シタル譯ナレバ、更始一新ノ今日ニ至リ、是等ノ舊弊ヲ斷然シ、共ニ法命（マヽ）久住ノ實行擧ケ玉ハルヘシ、熟ラ方今ノ形勢ヲ察スルニ、開港以來西洋漸クニ襲ヒ、近クハ各國交際ノ道立テ、　皇國ノ大政多ク萬國ノ公法ニ出ツ、耶蘇ノ嚴禁、海内ニ掲示スト雖モ、政行專ラ洋典ヲ基本トスル時ハ、淺ヨリ深ニ入リ、畢ニ政教一致ノ機會ニ押壓スコト必然タリ、頃日潜カニ聞、東京ニ大議事有テ、公然ト洋教ヲ主張スト、

若爾ラハ詔命一タヒ降テ、天下ヲ動スル時ハ、何ヲ以テカ防禦セン、所詮蔕ヲ堅メ根ヲ深フシテ、邪教ノ凶害ヲ防クニ若サラン、客載戊辰ノ如キ、神佛判然ノ普告出テ、台密ノ兩宗、是カ爲ニ央ハ滅寺ス、矧ヤ洋教ノ奸教ナル、元ヨリ佛法排斥ヲ旨趣トスレハ、終ニ法滅ノ期ニ及ホサル可シ、內ニ僻神ノ患、外ニ耶蘇ノ害アリ、內外ノ彊敵釁ヲ覗フテ、法城ヲ壓到（マヽ）セントス、釋家ノ危急未タ當今ノ如キハアラシ、是等ノ根本推明メテ、大變革セラル可ハ、一宗一塊ノ舘舍ヲ措ヘシ、其一塊ノ舘トハ、眞言議事院ヲ締搆シテ、自宗ノ告令一ヨリ出テ、以テ諸州ニ及ス時ハ、易簡輕便ニシテ、各國同心一味協和シ、遍ニ內外ノ大患ヲ禦クニ利アラン、當今ノ如ク、自宗ノ本寺各別ニシテ、自己ノ情熱ニ羈カレ、一味協和セサル時ハ、急務ノ事件普告シ難ク、憂ヲ遐境ノ寺院ニ懷カシメン、其局論有ヘケレハ、後ニ誌ス上件、今日ノ急務ノ急タレハ、眼前ニ些少ノ故障ヲ懷ヒテ、他日ニ讓リ玉ハヽ、行ル可キ機會ヲ失ン、仰願クハ諸山ノ碩德大活眼ヲ以テ一斷シ、卒急御企行有ンコトヲ、千祈萬禱シ奉ル、頓首死罪、

明治二年巳三月

議事院創建ノ事、

眞言議事院假館以東寺寶菩提院充之、

長官一人　僧正以上三學兼備之人、涉獵內外典籍、有人望之徒充之、
掌奏　詔命、總裁一宗事務、

次官一人　職同上、總裁欠時代之、

判官事一人　上職次補、已上三人僧正以上任之、

議長五人　兼史官　院家住侶幷智豐南山以衆議席充之、

議衆五人　兼史官　諸國有才之徒登庸之、

已上十員者、掌制奏文、作詰書、詮衡諸國訟事、
應接府藩縣及正僧制、

筆生二人　緇素隨宜、有多事時別用人、

一勅裁普告幷眞言一宗關係之事件者、諸末ヲ撰ハス、議事院ヨリ布告ス、其餘諸國ノ
枝院住職進退各本寺ニ關ル條理ハ、舊例ニ布令スヘシ、

一會計

日用雜費等ハ、諸本寺ノ秩祿末寺ノ員數ヲ檢校シテ、是ヲ償フ、

一學館

議事院定ッテ自宗學館ヲ建ヘシ、

上件衆議決定ノ後、官ニ係ルノ事件ハ、速ニ奏聞ヲ遂ケ、官許ヲ經テ、議事院ヲ結構シ、朝命布告等此院ヨリ出ツ、

一諸國觸頭ノ事

一國ニ惣觸頭ヲ置キ、又一郡ニ其頭ヲ置キ、布告等ハ京都用達處ヨリ、各國惣觸頭ヘ達シ、夫ヨリ各郡ノ觸頭ヘ達ス、廻達ノ捷徑專要ナリ、

禪家本山建言

謹而献言仕候、方今之形勢、今更申上候迄も無御座、奉恐入候、就而者妖教師フルヘツキ等、東京ヘ罷出、邪教弘通之儀、强訴致願仕候由、竊に承及候、固より邪教　御採用ハ決而無之儀與奉存候得共、彼夷風之習、敢而兵力を以て相逼り候模樣を相示し候哉も難計候得共、所謂虛喝欺人候者、戎狄之常ニ御座候得者、乍恐御驚動被爲遊間敷段、伏而懇願仕候、貧道等(マヽ)本學無識固陋寡聞は今更申上候迄も無御座候得共、聊而爲報國、彼等如何樣に弘通懇願申募り候共、　皇國之神道者不申及、倫理綱常及寡欲知足之道理ヲ以、幾度も說諭教導仕、終には捨邪歸正之域ニ至らしめ度奉存候ニ付、彼等へ教諭談判之儀、新に蒙　朝命度、偏に奉懇願候、尚又去春献言上書之節、僧侶相應之

御用命被爲　仰付度と申上置候儀も御座候得者、今般右之事件　御許容被成下候ハヽ、宗門一同難有仕合ニ奉存候、何れ台密二宗よりも、懇願仕候儀も可有之候間、彼二宗共申談し、戮力同心仕候而　皇國御安全之御基本相立候樣仕度、此段宜敷御憐察之上、御採用被成下候ハヽ、法門之大幸不過之奉存候、恐惶頓首死罪謹言

巳四月十七日

萬壽寺

平山昇長老

修山戒西堂

先敬恕西堂

龜礎柱西堂

探海訦首座

東福寺

春嶺貞長老

武鄉文長老

玉潤俊長老

岫雲莊西堂

洞陰文首座

建仁寺

荊叟玖長老
了堂穏長老
圭洲璋長老
天章英長老
鄧林材西堂

相國寺

憲道穎長老
獨園珠西堂
玉岫寔西堂
桂莊圓西堂
介巖悟西堂
清陰昆長老
鍾山瑜長老
滴水牧西堂
心田璘西堂
遂巖奬西堂

南禪寺

可庭亘長老

高峯堅長老

大江演西堂

祥巖承西堂

靜山穩首座

前輔相岩倉公閣下

御執事中

三月廿四日辨事へ差出、四ツ折大雄へ相渡

口上書

去年四月神佛混淆判然被

仰出候以來、紛亂不一方、右ニ付、同十二月十五日幷當正月廿七日兩度、高野出雲照ヨリ、右御取糺之儀相願候所、御多端故歟、御沙汰無之ニ付、猶又去二月七日、右　御沙汰被爲在候迄、堅く相愼ミ、双方違亂粗暴之振舞無之樣、急度取締致度旨、同人より相願候所、追而御沙汰有之迄、精々取締可致旨、御付紙を以御達し有之候、然ル處、雲照一人

ニ而ハ野山而已ニテハ、迚モ難行屆、諸本山より夫々末寺末派取締之爲メ、諸國へ鑑誡使僧差遣度、此段奉願候、宜御沙汰相願候也、

仁和寺 大覺寺
或ハ山之一﨟 之座次ニ依歟

仁和寺
皆明寺僧正判

東寺
觀智院僧正判

辨事
御中

奉書半切

別段口上書

別紙之通、夫々鑑誠使諸國に差遣候ニ付而者、何れも府藩縣之支配下之儀ニ付、右鑑誠使差遣候段、相心得、猶鑑誠使より依賴可致儀も可有之、旁府藩縣へ、右之趣御達し被成下度、此段宜御沙汰相願候也、

三月

連名

前同斷

兩山連名如上

辨事

御中

四月二日辨事へ差出口上書　使東仁

去年四月、神佛混淆判然被　仰出候以來、

御一新ニ假托し、種々不法相企、佛門之軌律を亂し、紛亂不一方、右ニ付諸國末寺末派追々上京登山致し、右不法之事件御取糺ニ相成度段申立、甚當惑致候、右紛亂致候邊、

御取鎮メニ相成、双方御趣意ヲ奉戴認、不法之儀共無之樣、御處置奉願候、此上延引相成候而、如何樣之事件ニ立至可申哉も難計と、甚以苦心致候、（張紙ニテ蔽フ）殊ニ東寺ハ一家總本寺仁和寺ニ於テハ多分之之儀ニ付末寺末派も有之、諸國一般ニ關係致候事故、右等　御諒察被成下、速ニ　御處置を蒙度奉願候、右宜御沙汰相願候也、

明治二年四月

仁――

皆――

東寺

觀智院僧正――

辨事御中

（挿紙）

追而府藩縣管轄御治定迄ハ、　勅願ハ執奏、其他ハ直達可致樣被仰付候ニ付、別段兩寺より願出ニ不及候、勿論雲照同樣之事件願出度候ハヽ、筋之（マヽ）以別ニ差出可申候

寺院總裁之事
海內諸宗ノ寺院幾千萬ト云フ事ヲシラス、仍テ今
皇都ニ於テ、寺院局ヲ開構シ、宗每ニ一人ノ傑才ヲ撰定シテ、惣裁職トシ、其外一國ニ又諸宗ノ綱領職ヲ置テ、僧道ヲ糺問セシメ、護法資治勤王ノ要道ヲ專務トセン、然ルトキハ自ラ僧道ヲ明分シ、偏ニ　皇國ノ鴻基ヲ計リ、治ヲ資ケ奉ンコトヲ願フ、

宗門之事
德川家康公昇平以來ノ制令ニテ、海內ノ貴賤隔別ナク、所歸ノ宗門ニ屬託シ、亡祭檢葬ノ事、全是妖敎　皇國ニ萠サルノ策法ナリ、然ルニ、當今御一新ノ擧ニ乘シ、神職ノ輩神葬祭ト稱シ、私ニ埋葬ノ趣キ、　上ヲ恐サル擧動、此等舊制ノ如ク、心得違ナキ樣、更ニ　御布令有セラレ度事、

邪教之事
□海內上下ノ俗評ヲ以テ推考ルニ、妖教神國ニ播滿スルコト遠キニ非ルヘシ、既ニ近海ニ開港通商ヲ　官許セラレ、剩和親ノ條約ニ任セテ、蠻夷入　朝ヲ聽サレ、專ラ朝廷ニ於テ蠻服ヲ用ヒラルヽニ至テハ、豁開ト云ヘキヤ、又皇國ノ人心夷狄

ニ蠱惑セラルト云ヘキカ、吾神洲ノ萬國ニ超過シテ、尊キ所以ヲ失フ、早ク眼眩心醉ヲ豁開シ、衆民ヲ皇國ノ直心ニ勾引セン、若シ攘斥延滯セハ、一瞬ヲ不俟シテ、王公侯伯士太夫皆彼ニ眩惑セラレテ、　本朝ノ國律敗壞シ、聖祚モ終ニ尋テ滅ニ至ル、惶サルヘケンヤ、仍テ先諸宗博識英辨ノ僧徒ヲ撰出セラレ、彼妖教ニ醉溺スル人民ヲ、日夜教諭怠慢ナクシテ、本□ニ歸ラシメンコトヲ勉強セハ、自ラ歸本スヘキ乎、併ラ己レヲ忘レテ深信歸投ノ族ハ、據ナク捕テ獄牢セシメ罰罪セラレテ是可ナラン乎、

復飾之事

法中宮ノ復飾ハ、深重ノ　叡慮ト相窺、姑ク是ヲ閣キ、凡僧復飾、其器ニアラスシテ、出願ノ義ハ、尤不心得ノ條、先頃御布告ニテ、　官局ニハ辨別セラレ候ヘトモ、動モスレハ破戒不律ノ僧徒、色食等ノ二途ニ昏迷シ、私ニ蓄髮或　官許ヲ僞リ、復飾ノ輩少カラス、此等尙モ屹度御布令ヲ蒙度候、

名實之事

名ハ實ヲ以テ顯レ、實ハ名ヲ以テ揚ルコト、古今ノ的推也、然ルニ方今辨天、荒神、金毘羅、妙見、藏王權現等、既ニ梵天ノ權迹ニシテ、崇尊スル處、尤佛境示現ノ天神ナリ、

更ニ神國ノ神位ニアラサルコト現然タリ、且宇佐雄山等ノ八幡宮神モ、梵緣依賴ノ尊形タルコト明ナリ、今神佛混淆分離スヘキ布告ヲ出サレタリ、竊ニ考ルニ、神慮ノ協悖ヲ知ラス、却テ　朝廷ニ於テ、只管倭梵神位ヲ渾淆セラレタルニ非スヤ、皇國ノ聖運ヲ覬覦スルニ、佛法ハ是我カ佛法ニ非ス、　神國ノ佛法ナリ、崇尊スル處ノ神ハ、我神國ノ神ニ非ス徒（從カ）本迹（垂カ）跡ノ神ニシテ、倶ニ皇國ヲ護シ、　天皇御卽位ノ大事御作法ヲ以テ推知シ奉ルニ、　王法佛法不二ニシテ、神ヲ表トシ、儒佛ヲ補（輔）翼トスルノ深意、諸夷ニ異ル所以ナリ、故ニ知ヌ、往昔ヨリ妖邪國ニ入サルコトヲ、今天下ノ神祠大小トナク、其從本垂迹ノ社緣ヲ明ニシ、揆一至當ノ布令ヲ施シ給ハヽ、天下ノ昇平疑ナカラン事ヲ嘆嗟、

附箋

東寺詰合中
玄俊房

十二月二日以使僧問訊

上

從
天朝御掛紙之御趣意を以、一般僧侶督責、基本相立テ申度儀ニ付、闔局示談之上、惣代として、善通寺大雄兩人登山、右改正願出候內、十月晦日爲御使僧、自性院上人御差向、當今之時會から、御山拂底、殊ニ管轄御差合之廉を以、解局御申入、局中一統奉承服、敢違背の儀者無之候得共、固より我等におゐては、前件申上候通、諸山一揆改正之規則相願、邊地草莽に至迄、其澤に沐し、弊風改厲(マヽ)候得者、自然佛家再盛之秋に可至義与奉存候間、右規律相立迄、於當地是迄通り、結局致居申度候に付、其旨自性院樣へ反覆申出候得共、的當熟成ニ難至ニ付、猶再考候處、强而此儀申立候而は、御使の職掌を妨、且本山之命拜承之廉も不相立、空數日を過候事、無其謂義与存候間、先何分一端御使之命ニ隨ひ、解局承服仕、記錄印判相渡、其上早〻登山致し、局中之素意直願仕、尙局之用否解結義論重〻鍊熟候得者、双方恊和之上、所願之旨相立義与存、猶又縱令解局ニ落居候共、熟論之上ニ候得は、自然自得可仕儀ニ御座候、左候得者、御使にも妨す、且我宿願も相遂ケ可申義与奉存候間、卽其旨に取計、金光寺眞福寺無動寺代登山仕義に御座候、隨而是迄借財之處、御使之命ニ隨、解局ニ落居候得者、我輩ニおゐて、致方無之、固より、於御山も、御引受被下可申との御趣意、乍併我輩登山直願之上、右規律相立迄、局

相續致度存旨故、に當方に而相辨可申与、御答候得共、是非〻〻、當局御山之便利不成時者、片刻も引拂可申義ニ候、左候得者、如前段借財之處者、御山に奉願之外は無之候間、御使へ御答之趣と、卽日三人登山直願之主意と、兩端較御察被　仰付、解局ニも相成義ニ候得者、借財何分御山ニて御辨被　仰付候樣奉願上候、若又諸山共事規律も相立、局相續ニ相成儀ニ候得者、當方相辨度候間、兩條之內何歟宜敷奉願上候、

僧風改正建言

方今　寺院寮ヲ設ラレ、宗規僧風ヲ御釐正ニ相成候條、今般銘銘自分僧律ヲ守、文明維新之　御趣意ヲ奉體可致旨、被　仰出、廣大之御仁恤、誠ニ難有奉存候、然ルニ吾眞言寮宗僧律ノ儀ハ、弘仁承和已來、　先帝格別之叡旨ヲ以、數通ノ官符賜之、宗規僧律明著ニシテ、更ニ異路無之候故、往昔　官符ノ御旨ニ復シ、宗風改正仕度申合候得共、不肖ノモノ數百年ノ弊習ニ泥ミ、種々異端中立候儀モ不少、當今維新之　御趣意ニ戾候段、甚奉恐入候、依之、何卒諸本山之內法義相心得候僧徒御召出シ、中古已來ノ弊儀ニ不依、眞言密宗最初創建、可奉祈鎭護國家、　勅詔之本旨ニ契ヒ候樣、一一官符典據ヲ以、宗規學則明細御試問之上、的當ノ學則奉行仕候樣、御指圖ノ程偏ニ奉懇願候、

左樣無之候テハ、天下數萬個ノ本末寺院銘々舊弊ニ任セ、遊惰ニ打過候段、莫大ノ祿位ヲ賜リ、鎭護國家ノ綸命ヲ蒙候儀、有名無實ニ相成、深奉恐入候間、此段被爲加至仁、卽今斷然宗風改正、國家ノ御用ニ相立候樣、　御仁計ノ程伏シテ奉願候、恐々謹言、

仁和寺直末寺
雲州岩屋寺弟子
徹明判
雲照判

明治四年
西京
御政府

別紙之通上書仕度候間、御添書御指出之程、宜奉願候已上、

徹明 外ノ連署御求可然ト存候
雲照

仁和寺
興敎館

右建言四月四日四ツ半時、徹明政府ヘ持參、大西大屬ヘ請取ニ相成候、
但山料(科)安祥寺トシテ印形イタシ差出候事

東京在府中

上書

佛祖之正風皇化之少補ト可相成哉之旨
御下問被仰付候樣奉願上候事

謹奉懇願候事

皇國佛敎之布蔓既ニ尙シ、尙ケレハ流弊自ラ生ス、此ニ依テ政敎ヲ汚瀆シ、民心ヲ傷賊シ、　聖化ヲ妨ケ候事、夫々申上候迄モ無之ニ付、當今御維新之折柄、斷然御廢止之御議論モ被爲在候事、實ニ至當ノ義ト奉存候、乍併臣僧伏惟ルニ、無賴放逸ノ奸僧ヲ斥ケ、弊風私貪ノ敎誘ヲ停、釋家之正風ヲ糺シ、因果報應之道理ヲ以テ、勸善懲惡ノ敎道致ス時ハ　皇化ヲ奉資之萬一トモ相成義ト奉存候、且當今外夷逼切、妖敎闌侵ノ萌有之砌、此迄被爲立置候道御廢止被爲在候テハ、猶墻ヲ毀テ盜ヲ牽クカ如ク、還テ夷賊之術籌ニ相的候哉ト奉恐縮候、此段御洞察被爲下、釋敎之正風世敎ニ利害御下問被　仰付候モ、夫々御取糺之上、若シ皇政之一少補トモ相成義有之候得者、敎道ヲ以テ、當今　維新之皇化、卒土末々至迄、人心悅服セシメ候樣仕度奉存候、且此上如何程之事件被　仰付候トモ、盡力勉强仕度奉存候間、前條申上候通、　御下問之段、重々

奉懇願候、誠恐誠惶謹言、

巳六月

高野山　沙門宏淳
同　沙門忍雅
東寺　沙門戒玉
仁和寺　沙門信元
高野山　沙門雲照

舊弊一洗改革之條々

一當今　御維新之聖旨ヲ奉戴シ、御遺告及官府ノ旨ニ基キ、專ラ宗法ヲ護、佛法ヲ以、奉裨益王化候樣、可抽丹誠事、

一高祖ノ遺告ニ復シ、地下堂上ヲ不論、最初成立ノ僧ヲ以、一ノ長者ニ可任事、

一學業之軌則可開成事、

但シ講學校入塾之僧侶ニ、食輪ヲ宛行ヒ、人材成立候樣精々令世話事、

一人材登庸碩學拔擢、本寺法頭ヘ令住職、講師ニ任スヘキ事、

但人材登庸之法、或ハ學力有テ後進ヲ成立セシムル有德ノ僧、大衆ヨリ撰出ス

ヘシ、若シ撰出ノ法、僭踰之者於有之者、監司ヨリ治罰之法ヲ可取行、猶不聞入者、
政府之沙汰可受事、
一沙彌ノ十戒及年滿進具ノ後灌頂ヲ可授事、
一五年依止、六年住山ノ官符之旨ニ準シ、六年學林勤學ノ僧ニ非ンハ、本寺住職タル
ヘカラサルコト、
一於諸國監司ヲ立、地方ノ勸誡糺正可委任事、
但假令小寺タリトモ、隨分學林出精之僧ニ非スンハ、住職免許スヘカラサル事、
但人體撰擧之儀ハ、地方之結衆等ヨリ可相定、尤監司取行之法式ハ、大底ハ高野
山三十人之法式ニ可準事、
一寺院者三寶之所在、政府之所置向毫モ非我有私情、及賄賂ノ沙汰ヲ以不可讓與事、
一衣服之事、
一修學之僧侶、通行之節、必一派之寺院ニ可令投宿事、
但學林之監札所持セシムヘキ事、
粥齋之義ハ、平等ニシテ主客ノ差別不可有之事、
一舊弊一洗之條々、

三寶之事ニ假托シ、不淨財ヲ募申マシキ事、

常樂會、佛生會、誕生會、月次御影供等不可缺如事、　但經營精々省略可致事、

於寺內酒器取扱一切停止之事、

脫衣ニテ入堂又ハ對人往來等不可致事、

奴僕ヲ省略シ、僧侶ヲ增益、懇切ニ可取立事、

　但掃除作務等、一切僧侶ニテ可辨之事、

圍碁將棊等之諸勝負及販賣等之作業、一切停止之事、

見物遊覽及寺內ニ於テ遊藝一切停止之事、

寺內ニ女人投宿可禁事、

　但親族姉妹トイヘトモ不可過信宿事、

舊弊一洗改革之條々

一官符之旨ニ準シ、得度受戒進具五年律學、六年住山之軌則可再興事、

　但講學地淸規之事、

一奴僕ヲ省略、僧侶益可取立事、

一人材登庸、碩學拔擢、諸國之講師及本寺住職ニ可任事、

一諸緣務ヲ省キ、三學ヲ勵候樣、仕方可相立事、

但シ末寺住職繼目等世務ハ一切惣宰廳ニ相預ケ可申事、

檀緣經營等之事同前之事、

院料供料等同斷之事、

一伽藍諸堂行法讀經等、如法之修行者、人撰委任可申事、

付リ諸法會威儀斷然如法ニ可相改事、

僧制箴規

一當今

御維新ノ聖旨ヲ奉戴シ、御遺告及官符ノ旨ニ基キ、專ラ宗法ヲ以テ奉裨益

王化樣可抽丹誠事、

一沙彌ノ十戒及年滿進具ノ後、灌頂可受事、

一其國ニ於テ鑑司ヲ立テ、取締ノ法式可委任事、

但シ人體撰擧ノ義ハ、地方ノ結衆等ヨリ可相定、

一人財(マヽ)登庸、碩學拔擢、本寺法頭へ可令住職事、
但シ人財(マヽ)登庸ノ法式ハ、有德ノ僧ヲ、大衆ヨリ可撰出、尤モ撰出ノ法僭踰無之樣
鑑司必可察、
一修學ノ僧侶經暦(歷)ノ節ハ、必ス一派ノ寺院ニ可令投宿事、
但シ粥齋ノ義ハ、平等ニシテ主客ノ差別ニ不可及事、
一三寶ノ事ニ假託シ、不淨財ヲ募リ間敷事、
一常樂會、佛生會、誕生會、月次御影供、朝暮例時等不可闕如事、
一於寺院、酒器取扱一切停止ノ事、
一脫衣ニテ入堂又ハ對人旅行等不可致事、
但シ旅中ニテ、僧侶向背ノ節ハ一揖ノ事、
一奴僕ヲ省略シ、僧侶ヲ增加シテ、懇切ニ可取立事、
但シ掃除等精々僧侶ニテ可辨事、
一爲僧侶俗家ノ公事訴訟等ニ不可關係事、
一圍碁將棊等ノ諸勝負及販賣等ノ作業一切停止ノ事、
一見物遊覽及於寺內妓(マヽ)藝一切停止ノ事、

一寺内ニ女人投宿可禁事、

右條件

舊臘諸宗會盟之催有之、皆明寺僧正御方より、當寺にも御勸誘有之、先妖教使入之沙汰破斥之策急務ト存候ニ付、當山モ御同意之寸衷ヲ表セン爲ニ、平々タル大綱ノミナカラ、草春書取置候得共、未差出時ヲ不得候處、今般自宗諸宗共ニ、會議既ニ破邪之到（マヽ）論相成、素懐ヲ得候、然ル處有志之驗トシテ、差出候樣、被示聞方モ有之ニ付、自宗會場に收置候、不及御復論如左、

三月

今般諸山會盟合同之上、建白可仕五ヶ條之内、餘條者猶篤与愚考之上可申出、抑邪教防禦之儀者、日本國中諸宗諸派不殘一味同心いたし、共ニ盡力不致候而者、相成不申儀者勿論、傍ラ神儒兩道ニも加勢有度儀ニ候處、自然一派又一ヶ之無本寺ニ而も同心無之、却而邪教ヲ引入候手段等、萬一有之、或者共宗意ニ傳會混淆等いたし候儀抔有之候而者、所謂蟻之穴より堤を崩し候俗諺ノ如ク、存外之大患ヲ生シ、終ニ者

皇國瓦解土崩之禍階と相成可申儀者必定之事ニ付、
皇國中諸宗諸派一ケ之無本寺ニ至迄、不殘勸誘相成度存候、自然一ケ寺ニ而も、不同心之者有之候ハヽ、官ヨリ御處置を相受、其人體者閉居被　仰付、其寺者緣寺に御預ケ等ニも相成候樣奉願度儀ニ候、左樣無之候而者、
皇國之御基本大ニ相動ルキ、御危殆ニ被爲及候儀ニ付、我等平日抽丹誠、鎭護國家之御祈念仕罷在候旨趣ニも不相叶、會盟第一之儀与奉存候事、尤國家彌是迄通、邪敎嚴重御禁止之
御趣意御貫徹被爲在候御儀(マヽ)ニ奉補助、區々たる寺院も懸念仕、戮力防禦有之度候、尤諸宗共宗意ニより、各自不同之法門も可有之儀ニ者候得共、從來兄弟同樣之儀ニ付、邪敎ニ對し候而者、一致同樣排撃仕候者勿論、今後兄弟私爭訟之議論等一切廢絕、和親合同、公論を主意とし、確乎と盟約相立申度儀与奉存候、仰願者、諸宗同會之方々、自然御同意之上者、此旨趣を以て、
朝廷に奉願、
勅使御前ニおゐて、嚴重誓約相立申候得者、正敎之振起條理者自然与相究り可申存候事、猶御異見も御座候ハヽ、聊無御斟酌被仰聞被下度、仍而此段先爲結盟申出候也、

正月　　　　　　　　　　　　　　廣隆寺

御同會中

王政維新之際、僧弊一洗、誓護　國家、可
奉報　天恩之旨、蒙　官裁、勸學淸規十二條、
第一、官符詔書及地方禁令堅可相守事、
第二、切事依遵經律之本制、不須人情臆度之沙汰事、
第三、三學練磨可爲專務事、
憲法云、戒定惠者、佛典之大綱也、三學盛則佛門興、三學廢則佛門壞也、弘仁官符云、令
住東寺僧、一依大毘盧遮那金剛頂等二百餘卷經、蘇悉地蘇婆呼根本說一切有部等
一百七十三卷律、金剛頂菩提心論、釋摩訶衍等一十一卷論云云、
延喜七年官符云、受戒之後、各栖二寺、出山之期令終、六年不闕三時作法之勤、奉爲一
人、令祈其福、依御願特置之云云、當今僧徒游惰シテ、國賊之訕難遁、何ソ邪敎捍禦之
任ニ堪ン、自今學林ニ入リ、六年三學薰修之僧ニアラスンハ、不可爲一寺之住職也、
但本寺住山古法ノ如ク修學セハ、最善トス、若本寺住山難成者ハ、地方ノ學林ニ

於テ、精練薫修誓護國家、必年限ヲ滿ヘシ、尤二十未滿ノ者ハ、講壇所ニヲイテ、外典等ヲ習ヒ、而後內典六年修學スヘシ、

第四、每年夏中請本山講師、受戒安居、專習戒律、奉祈年穀誓護國家事、

右承和官符云、眞言法敎雖行京域、而未遍邊境、宜撰彼宗堪講讀及修法者、任諸國講讀師、依法薰修、延曆官符云、攘災殖福、佛敎尤勝、誘善利生、無如斯道、受戒之後、皆令先必讀誦二部戒本、差任立義及諸國講師、雖通本宗之業、不習戒律者、不聽任用、自今永爲恒例、仁壽官符云、授戒之後、一依律文、令勤五年律學結夏安居祈年穀誓護國家云云、

貞觀七年官符云、請集傳戒大小十師於東大寺、登壇受戒、後安置戒壇院、差敎授師、令修學比丘二百五十戒三千威儀、誓護國家、或在各本寺、請依止師、細學律相、同誓護、登壇已後不學律相、不知持犯、不修安居者、何稱比丘乎、望請惣據舊例、兼遵佛敎、然則緇徒感激、濫惡自止云云、然ルニ大僧ノ戒ハ、末代劣機所不耐ナレハ、大底四十歲未滿ニハ不可授與、但上根ノモノハ、年限ヲ不論、衆議ヲ遂、大衆ヨリ推擧メ、慇重ニ懺摩ヲ修シ、而後如法受持セシハヘシ、沙彌ノ十戒ハ十四五歲後、精々可令受持、安居ノ作法受戒ノ法式等、具ニハ如別記、

第五、春秋二季、須講讃顯密經論章疏事、
右惠學ハ萬行ノ導首、開解立行ハ顯密ノ通軌、惠目ナクンハ何ゾ法ノ邪正ヲ辨セン、故ニ曩昔　官符試度ノ淸規ニ准倣シ、特ニ勉勵スヘシ、淸規如別記、
第六、毎月布薩如法可勤行事、
經云、正法住世、至衆僧說戒羯磨之時、又云我半月一來云云、天平年中、勅シテ布薩田ヲ置キ、歷世菩薩大戒及大乘布薩ヲ行シメ玉フ、努力々々怠ルコト勿レ、
第七、以寺祿信施十分之一、可充勸學資糧事、遺告曰、闔大衆所得十分之一、可充諸童子筆墨料云云、凡ソ出家三衣一鉢之外、更無所有、其寺祿料田ハ、十方三寶之所有、政府之所置ナリ、近世一寺ノ住職ト稱スル者、寺祿ヲ以テ我有之思ヲ成シ、信心之檀施ヲ以テ、破戒法滅之因緣トス、自他ノ罪失何ソ過之、自分彌少欲之道ヲ護リ、寺祿信施ノ十分一ヲ以テ學館ニ收メ、其餘ヲ以テ三寶供養及日用雜費ニ充ヘキ事、
附非法ニ三寶物ヲ費スモノアラハ、事ノ應否ヲ正シ、速ニ擯出シ、寺祿ハ深信ノ施主ニ可令支配事、
第八、法衣須禁法體裁事、
貞觀十六年九月詔云、應僧尼法服不用綾羅錦綺等、違法之色事、案僧尼令云、僧尼聽

着木蘭青碧皀黄及壞色衣、餘色又綾羅錦綺無不將服用、又佛以被服錦綺爲天魔化比丘、而今或檀越等好綾羅錦綺及諸美麗色、充其布施法服、貧者耻其不及、富者競鋭其華、不顧家之有無、寧知國之損耗、今以爲世尊違法附属國王云云、違佛敎乖王法、不顧其非、甚無謂矣、然後若有違法布施者、不論施受、必加科責、又云、今須一切禁斷蘇芳染紫青赤白橡等之色、專以壞色爲其衣裳、若有違犯者、不預衆列、右法服ハ是解脱ノ儀相、出家ノ本標ナリ、其制詳ナルコト諸律ノ如シ、豈忽諸ニスヘケンヤ、自今佛祖ノ遺戒ヲ護リ、質素ニシテ而モ如法ナルヲ要ス、

第九、飲宴及贈物等堅禁止之事、

貞觀勅日(曰)、然恐有破戒濫行之輩、違佛敎乖王法、非因療病妄自飛觴、不知有識之嘲、無顧護法之歴、宜令所司、牒示僧綱、下知諸寺、嚴加禁遏、勤令淸愼、若有違越者、必録其名、令送所司、科罰一如法條、又出家之人、理無生産、唯仰一鉢、當有何蓄、而今有聞、複試業之時、資供豐盈、贈遺煩費、是以身素淸貧、無階營設者、雖有高才、難果其業、豈云釋迦之元意緇徒之淑業乎、自今宜禁僧尼飲酒及贈物、若有懲犯、其罪準上、僧綱三綱知聞不糺、及隱忍不言、即與同罪、曾不寛宥云云、自今飲酒贈物及賄賂等ノ聞アルモノハ、速ニ嚴戒ヲ加ヒ(へ)、若シ異見ヲ用サルモノハ、屹度其所置アルヘキ事、

第十、佛戒重禁違犯者速擯寺門不可與佛食事、

憲法曰、戒諸佛立極之大門也、衆僧受戒入手僧、破戒非僧、在戒是僧、退戒非僧云云、官符遺戒、殊ニ嚴重也、自今凡寺內ニ居住ノ者、一切五戒已上ヲ護持スヘシ、若破戒濫行ノ者アラハ、一派ノ僧又ハ檀越見聞ニ及次第、鑒司觸頭等ヘ訴ヒ(ヘ)、事ノ實否ヲ糺シ、如法ノ滅擯羯磨ヲ行スヘシ、

第十一、講會中須乞食分衛說法勸導事、

右乞食ハ、出家忍辱ノ梵行ナリ、故ニ六齋日ニ於テ行乞スヘシ、五戒十善ハ人道ノ常典、入佛道ノ初門ナリ、故ニソノ功德ヲ說テ、檀越ヲ化導シ、　王化ヲ弼ケ奉ヘシ

第十二、登庸人才、可匡正僧儀事、

古典云、凡施法事、貴在首領、衆主上座、先須約勤、但見非法卽須糺正、不得默坐、致招罪失云云、然ルニ近世ノ弊儀破戒放蕩ノ者アレトモ、衆首曾テ其罪ヲ問ハス、遂ニ佛家危急ノ時ニ至レリ、自今已後各郡寺院觸頭本寺及大寺名藍ニハ、必ス進具已上ノ人才ヲ擧テ、僧徒ノ行儀ヲ糺正勸勗スヘシ、若其任ニ不堪モノハ、住職相辭シ、有力ノ僧ニ讓與スヘシ、

附各郡置鑒司、檢察僧行事、

右依　官符遺誡之嚴旨、略示如此、

明治四年辛未二月

高野山金剛峯寺勸誡講師
權僧正旭雅
苾芻　雲照

佛法不可斥論

杞憂道人著

蓋シ萬法ハ惟一心ニ本ツク、此一心ヲ推シ原ルニ、神ト云、儒ト云、佛ト云、其本ハ一理ナルノミ、故ニ三教聖人ノ彝訓、皆以テ世ヲ導クニ足ル、然レトモ各々權衡シテ、通塞アリ、亦時ノ勢ヒ之ヲシテ然ラシムルノミ、近時洋學荐リニ行レテ、三武ノ變將ニ與ラントス、余之ヲ坐視スルニ忍ヒス、遂ニ鄙見一十有五條ヲ攄テ、之ヲ世ノ君子ニ質ス、昔シ唐ノ柳子厚言ルコトアリ、曰佛經與易論語合、雖聖人復生、不可得而斥也ト、余竊カニ之ヲ取ル、故ニ目シテ佛法不可斥論ト云、

一、皇國ノ佛乘ヲ崇フコト、其源ト歷世

帝王ノ宸衷ヨリ出ツ、而シテ名相賢臣實ニ心ニ心ヲ傾テ、之カ羽翼ヲナシ、之カ金湯トナル、固ヨリ隋唐ニ倣フテ然スルニ非ス、蓋シ慈悲仁讓ノ教、ヨク風土ニ潤洽シ、善惡報應ノ理、ヨク民心ヲ感動ス、是ヲ以テ萬世一統ノ域ヲ開ヒテ、
列聖運祚ノ永キ、文明治化ノ久キ、全世界中更ニ比較スヘキナシ、是三寶翊護ノ力ヲ假ルニ非ルヲ得ンヤ、栁子曰、陰翊王綱、補於政化之功、是レナリ、是不可斥ノ一也、

一、天下ノ寺院、或ハ
列聖ノ勅制ニ出テ、或ハ公侯ノ宿願ヨリ起ル、所謂國分寺並ニ各藩ノ功德院ノ類是ナリ、皆國ノ爲メニ福ヲ祈リ、家ノ爲メニ災ヲ禳フ、其効驗載テ方册ニアリ、今之ヲ廢スル時ハ、
宗廟社稷ノ禮ヲ廢シ、仁義孝敬ノ道ヲ敗リ、
古先聖王法トルニ足ラストシテ、忌憚ル所ナリ、大ニ聖化ノ盛德ヲ累シ、民心ヲ傷ハン、是不可斥ノ二也、

一、祭政一致ハ、 皇國固有ノ法ニシテ、報本反始ノ妙旨ナリ、然レトモ中古以還、上
天子ヨリ下庶人ニ至ルマテ、佛事ヲ以テ、祖先祭祀ノ典型トス、億兆ノ人民、三世ノ理ヲ信シ、覆載ノ恩ヲ感スルコト、卽チ祭政一致ノ旨ニ叶フト謂ツ可シ、然ルニ今新

ニ、巫覡祭祀ノ説ヲ倡ヘ、神ハ穢レヲ忌ト云テ、窀穸ノ儀ヲ行ヒ、神ハ不潔ヲ享ケスト云テ、腥羶ノ物ヲ薦ム、是人心ヲシテ方向ヲ謬ラシムルノミニ非ス、鬼神ヲシテ方向ヲ謬ラシム、在天ノ靈之ヲ何トカ謂ン、夫祭祀ノ禮ハ、三教共ニ重ンスル所ナリ、然レトモ我佛教ニハ、懺悔ノ法アリ、拔濟ノ法アリ、回向ノ法アリ、是巫儒ノ知サル所ナリ、禮云、君子行禮、不求變俗、一千五百餘歳ノ禮ヲ變シテ、一旦更メテ奇僻ノ禮ヲ始ム、寧ロ
聖治ニ戾ラサランヤ、是不可斥ノ三也、

一、名將大家ノ功ヲ旌シ、忠臣義士ノ蹟ヲ彰スハ、
先王ノ令謨ナリ、今天下ノ寺院、多クハ其古跡ナリ、西東兩京ノ名山巨刹、及ヒ諸國ノ大小寺宇道觀、皆其起緣ヲ存ス、若シ之ヲ破却セハ、古人ノ事蹟湮沒シテ、文獻徵シトスル所ナカラン、是不可斥ノ四也、

一、因果輪廻ノ説、自ラ蚩々ノ民ヲシテ、惡ヲ舍テ善ニ趣ヒテ、生テハ父母ニ孝順シ、死シテハ幽魂ヲ安穩ナラシム、乃チ孝悌忠信ノ道ト並ヒ行レテ相助ク、然ルニ今之ヲ排スル時ハ、恐ラクハ君子仁ヲ施シ善ヲ好ムノ德言、竟ニ畫餅ト爲テ、暴逆殘酷ノ徒、日々ニ繁カランコトヲ、是不可斥ノ五也、

一、世ニ公論アリ、私論アリ、天地一體、萬物同根ニシテ、一視同仁ノ理ハ、是天下ノ公論ナリ、或ハ三教ニ僻シテ、各意見ヲ異ニスルハ、是私論ナリ、唐宋ノ諸儒務テ佛ヲ闢スレトモ、之ヲ撲テハ益熾ナリ、是私論ナレハ也、故ニ唐宋ヨリ元明清ニ至マテ、凡ソ創業ノ主タル者、一人モ佛教ヲ輕ンスル者アラス、徒ニ之ヲ輕ンセサルノミニアラス、大ニ福田ヲ興シテ、人心ヲ結フノ良法トス、我土ニ於ケルモ亦然リ、歴世ノ
帝王賢臣、一モ之ニ由サルハナシ、是一視同仁ノ公論ニ本ツク故ナリ、彼ノ三武ノ佛ヲ排スルカ如ハ、道士輩一時ノ勢ヲ恃ンテ、私憤ヲ詆フ、故ニ長ク行ルヽコト能ハス、豈私論ヲ以テ、天下萬世ノ紀綱ヲ維持ス可ンヤ、是不可斥ノ六也、

一、祖先ノ墳墓ハ、庶民孝敬至誠ノ歸スル所ナリ、天下ノ寺院皆墳墓アラサルハナシ、然ルニ今恣マヽニ祭祀ヲ革ムル時ハ、孝敬ノ道ヲ絶滅シ、追遠歸厚ノ徳ヲ失ハン、是不可斥ノ七也、

一、佛教ハ慈悲ヲ基トシテ、衆生ヲ濟度ス、故ニ寺ヲ仁祠ト云、又ハ道場ト云、昔シ源頼朝ハ法華堂ニ遁レ、大塔宮ハ般若寺ノ經函ニ匿レ、上杉謙信ハ、厄ヲ春日寺ニ避テ、一時ノ虎口ヲ免ル、又唐ノ宣宗明ノ建文帝ノ如キ、髮ヲ削リ、緇ヲ被テ、萬死ヲ出ツ、是皆無用ノ用ヲ爲ス所ニシテ、天下亾命窮迫ノ者ノ跡ヲ隱ス地ナリ、或ハ讒ニ遭

テ冤ヲ訴フル者、或ハ軍陣敗レテ降ヲ乞フ者、或ハ仇ヲ避ル者、或ハ瞋ニ觸ル者、皆寺院ニ就テ、和儀ヲ謀ル、是仁祠ノ一美事ニシテ、刑法ヲ滅スルノ良策ナリ、徒ニ人ノ危急ヲ救フノミニ非ス、六趣四生蜎蠕ノ類ニ至マテ、苦ヲ拔キ樂ヲ與フルコト、我佛教ニ若クハナシ、是不可斥ノ八也、

一、葬祭ハ人ノ大禮ナリ、然ルニ巫葬儒葬ノ說世ニ行ル、其式ヲ視ルニ、慘憺ノ情アルコトナク、孝敬ノ狀アルコトナク、唯埋瘞シテ鳥ノ如ク合シ、鳥ノ如ク散ス、羶血ノ肉ヲ薦テ、家族相集テ、饕餮シテ止ム、蓋シ西洋狡黠ノ風俗浸淫シテ、此ノ如ク陋習ヲ釀ス、痛ヒ哉、我佛ノ教ハ、中陰ヲ說テ、七日一變ノ理ヲ究メ、（余累七辨ヲ著シテ、中陰ノコトヲ論ス、今此ニ贅セス、）未來ヲ論シテ、報應ノ旨ヲ明ス、是儒洋ノ未タ到ラサル所ニシテ、其教古今ニ彌布シテ、民心ヲ感動スル所以ナリ、蓋シ教ノ極ハ死生ノ理ヲ究ムルニ在リ、生ヲ知テ死ヲ知ラス、焉ソ教トスルニ足ン、易云精氣爲物、游魂爲變、鬼神ノ情狀明ラメスンハアル可ラス、是不可斥ノ九也、

一、永祿天正間、西洋ノ妖教都鄙ニ闌入シテ、蠢民ヲ蠱惑ス、豐太閤東照公、嚴ニ之ヲ禁シテ、其徒ヲ驅逐ス、遂ニ僧徒ヲシテ天下ノ戶籍ヲ檢シテ、其奸邪ヲ拒カシム、是民ノ爲メニ教ヲ正フスル美事良法ニシテ、萬國之ヲ艷賞ス、然ルニ今佛ヲ斥クル時

ハ、邪徒忽チ虚ヲ窺ヒ、天下ヲ蹂躪シ、滔天ノ災ヒ復方ニ起テ、竟ニ防ク所ナカラン、是不可斥ノ十也、

一、天下ノ寺院、堂宇幾百千ト云ヲ知ラス、皆是檀越、信心ノ力ヲ戮セテ成ル者也、平常ハ諸民教導ノ道場トシ、時有テ諸藩侯伯ノ館第トシ、時有テ萬國ノ賓客ヲ應接ス、其大厦高堂ノ如キ、假令ヒ百萬ノ兵ヲ徵スト雖ドモ、風雨ノ患ヒナカラシム、其治亂雨傘ノ策、之ニ過タルハナカラン、是不可斥ノ十一也、

一、府藩縣ノ學校、日ヲ逐テ盛ナリ、然レトモ僻境陬邑ニ至テハ、未タ文字書籍ヲ傳フヘキ師範ナシ、獨各宗ノ寺僧有テ、童蒙ヲ誘掖シ、禮節ヲ訓ユ、之ヲ寺子ト云フ、是乃チ小學校ノ遺意ナリ、里長莊酋モ、皆其門人ヨリ出ツ、是ヲ以テ驢事馬事、村僧周旋シテ、之ヲ和順セシム、之ヲ菩提寺ノ職掌トス、蓋シ深ク下情ニ通スル者ニ非レハ、此等ノ意ニ通スルコト能ハス、是不可斥ノ十二也、

一佛教ハ印度ノ法ニシテ、皇國ノ法ニ非ルカ故ニ、之ヲ廢ストセハ、文字ハ支那ノ法ニシテ、之ヲ則トリ、銃礮ハ西洋ノ法ニシテ之ヲ則トル、此等ノ類皆用ヒスシテ豈可ナランヤ、君子ハ博ク衆善ヲ取テ、政ヲ輔ク、是不可斥ノ十三也、

一、佛法ハ虚誕無實ナルカ故ニ、信スルニ足ラストス、是腐儒ノ常談也、モシ然ラハ、儒

ノ所謂天命ヲ說、上帝ヲ說、鬼神ヲ說、皆亦虛談無實ナラン、天人ノ際ヲ論シ、鬼神ノ德ヲ說クコト、三教ノ蘊奥ヲ究ムル者ニ非スンハ、之ヲ明ムルコト能ハス、談豈容易ナランヤ、是不可斥ノ十四也、

一、佛家ニ天堂地獄ヲ言フ、尤モ疑フ可シト云者アリ、是物ノ理ニ昧キ者ナリ、易云、積善之家有餘慶、積不善之家有餘殃、曾子云、出乎爾者、反乎爾者也、是乃チ天堂地獄ノ理、以テ見ル可シ、莊子云、爲不善乎顯明之中者、人得而誅之、爲不善乎幽閒之中者、鬼得而誅之、是乃チ天堂地獄ノ證以テ見ル可シ、外典猶之ヲ言フ、此ノ如シ、況ヤ內典ニ於テヲヤ、蓋シ心ヲ明ラメ性ヲ見ル時ハ、其理自ラ貫通セン、是不可斥ノ十五也、

右十有五條、不可斥ノ大略ヲ擧ルノミ、固ヨリ不可斥モノアリ、又可斥モノアリ、其可斥モノハ跡ノミ、寺院ノ驕奢、僧侶ノ濫行、及ヒ瞎證盲修、不學不明ノ如キ、是斥ケスンハアル可ラス、世儒ノ說、多ク跡ヲ論シテ、本ヲ論セス、故ニ今國體民心ノ本ツク所ニ就テ、蠡測スルコト此ノ如シ、

庚午三月　　未定稿

諸寺院連名建白書

建白緒言

諸寺院連名建白書

恭シク敬テ白ス、左氏傳ニ、皮之不存、毛將安傳トイヘルハ、是レ本有テ、末存スルノ謂ヒナリ、皮ハ是本ナリ、毛ハ是末ナリ、皮ナクンハ、毛何處ニカ止マルコトヲ得ンヤ、國ハ本ナリ、道ハ末ナリ、國家モシ存セスンハ、我佛道何處ニ存スヘケンヤ、國家先キニ立テ、而シテ後ニ我佛道モ亦存スヘシ、故ニ國家ノ安危ハ、須臾モ忘ルヘカラス、然ルニ佛道ノ興廢ハ、必ス國家ノ安危ニ關係セサルコトヲ得ス、ソノ故何トナレハ、已ニ千載已上ソノ國ニ行ハルヽニ至テハ、假令異邦ノ教ヘタリトモ、名ケテ固有ノ法トスヘシ、我佛教皇國ニ來テ、已ニ千有四百年ニ及フトキハ、且ツハ民心ニ薰信スルコト深ク、且ツハ天下ノ經濟ノ道ニ於テ、闇ニ扶クルトコロアルヘシ、然レトモ僧徒ノ時弊彌々盛ニシテ、ソノ勢ヒ己レヨリ排佛ヲ免カレカタシ、故ニ僧徒ノ世ノタメニ、衆益アル處隱レテ顯ハレス、若シ棄テヽ排佛ノ利害ヲ辨セスンハ、是レタヽ何ソ僧徒ノミノ憂ナラン、其禍延テ國家ヲ傾覆セシムルニ至ル、夫レ子ヲ視ルコトハ父ニ

如カス、病ヲ察ルコトハ誰カ醫ニ及ハンヤ、今コノ排佛ノ國家ノ大害タルコトヲ知ルハ、誰カ僧徒ニ及フモノアランヤ、故ニ僧徒ノ弊ノ改ムヘク、佛教ノ益ノ用ユヘキ所以ヲ、別本ニ詳細ニ之ヲ論ス、コノ旨趣領知シ玉ヘルコト、滿朝ノ急務タルヘシ、因テ忠告シ奉ルトコロナリ、誠恐誠惶敬白、

明治八乙亥年一月

東京府下兩國　回向院

權大講義福田行誡

齡七十二歲

山梨縣下甲斐國身延山　久遠寺

權少敎正新居日薩

同四十六歲

若山縣下紀伊國高野山　無量壽院

權大敎正密　道應

同七十歲

石川縣下能登國　總持寺

大教正　諸嶽奕堂

同七十一歳

京都府下西京　相國寺

大教正　荻野獨園

同五十八歳

左院

御中

建白御指令

大教正荻野獨園

外四名

僧侶之弊害ヲ除キ、佛法有益ヲ興スノ建白、爲參考、本書留置候、此旨相達候事、

明治八年四月廿四日　史官

正院建白掛印

建白條目

一　擧僧徒自招排佛之罪

二　問答排佛可否

三　問答僧徒衣食國財是尸位素餐否

四　問㆘答僧徒仰㆓官施㆒依㆓權施㆒是屬㆓國害㆒否㆖
五　問㆓答佛敎虛誕否㆒
六　問㆘答佛敎有㆓實效㆒否㆖
七　辨㆓勸懲之道敎法殊最勝㆒
八　辨㆓政敎一致㆒
九　問㆘答僧徒自信者寡而勸㆑人條理不㆑立
十　問㆓答火葬利害㆒
十一　問㆘答諸記傳但藏㆓僧徒之惡㆒不㆑藏㆑善
十二　辨㆓明僧徒立㆓十種國益㆒
十三　問㆘答僧徒出㆓父母之家㆒於㆓孝道㆒虧否㆖
十四　問㆘答明君賢臣碩學大儒古來不㆑信㆑佛否㆖

建白

恭シク敬テ白ス、夫レ火勢ノ小ナルハ薪小ナレハナリ、火勢ノ大ナルハ薪大ナレハナリ、世ノ排佛論ノ興ルモ亦然リ、僧家ノ弊害小ナレハ、排佛論ノ興ルモ亦小ナリ、弊

害大ナンハ排佛論ノ興ルモ亦大ナリ、コノ理タトヘハ、響ノ聲ニ應スルカ如シ、自然ノ勢ヒ必ス然ラサルコトヲ得ス、近年諸方ノ景況ヲミルニ、排佛ノ隆ナル、前朝未タ曾テアラサルトコロ、僧家ノ弊害ノ熾ナルモ、亦前代未タ曾テアラサルトコロ、僧徒己レヲ顧ミズンハ有ルヘカラス、若シハ釋迦若シハ宗祖ヲシテ、今日ノ僧徒ヲ見セ令メハ、必ス我弟子ニアラストイハン、排佛論ノ熾ナル實ニ宜ナリ、故ニ排佛ハ僧徒己レ自ラ釀スルトコロ、毫モ他ヲ怨ムル理ナシ、己レニ罪アリテ、排佛ノ報ヒヲ受ルハ、是レ佛家ノイハユル因果ノ常談、遁ルヘカラサルハ必然ノ理ナリ、嗚呼慚愧ノ至リナラスヤ、爰ニ倩思フニ、古今萬國ニ亘テ、千年久キヲ經ルニ至テハ、陽ニ無用ニ似タルモ、陰ニ國家ノ益ヲ興サヾルモノナシ、我佛教已ニ　皇國ニ行ハルヽコト、千有四百年ノ久キニ及フユヘ、天下ノ寺院タトヒ數萬ニ及フト雖、ソノ生活ノ道自ラ備ハルトコロアリテ、兼テ天下ノ經濟ヲ助クルトコロ無キコト能ハス、然ニ今モシ數十萬ノ僧徒、道ヲ易ヘハ、農商ニ歸スルヨリ外ニ道ナシ、モシ然ラハ、今日斯マテ夥シキ他ノ歸農歸商ニ相混シテ、互ニ相妨ケ、國家ノ進退如何トモ凌キガタキ大害ヲ生スルコト、鏡ヲカケテミルカ如シ、モシソノ日ニ至ラハ、天下ノ惡ミヲ增スコト、却テ排佛尚未タアラザル已前ニ百倍スヘシ、斯ル後ノ憂ヲ遠ク慮リ、豫メ排佛ノ利害ヲ

一々問答ニ施シ、以テ國政ノ輔佐ニ備ヘ奉ント欲ス、故ニ微事小功トイヘトモ、僧徒カ國ノ爲メニ益アルトコ、只悉ク拾ヒ集メテ、國家ノタメニ功アリトス、是レ、某等敢テ己レカタメニ僧徒ノ功ヲ誇張スルニハアラス、排佛論ノ天下ニ爭ヒ起ルユヘンハ、畢竟天下ノ僧徒無功無益ニシテ、尸位素餐スルト申ストコロニアルヘシ、依之、僧徒國ノタメニ竭セルトコロノ功一事顯ハルヽトキハ、一事ノ排佛薄ク相成リ、二事顯ハルヽトキハ、二事排佛薄ク相成リ、遂ニ尸位素餐ノ惡ミ消エサルコトヲ得ス、ソノ尸位素餐ノ惡ミノ消ユルモノ、是レ僧徒ノタメニアラス、是レ全ク天朝ノタメニ歸セサルコトヲ得ズ、故ニソノ仔細、コノ下ニ問答ヲ以テ之ヲ辨スヘシ、○問テ曰ク、排佛可ナリヤ否ヤ、答テ曰ク、不可ナリ、タヾ排スヘキハ弊ノミ、法ハ是レ排スヘキモノニアラス、　問テ曰ク、何ユヘニ不可ナルヤ、　答テ曰ク、先ツ國ヲ治ムルノ急ナルハ人ヲ治ルヨリ先キナルハナシ、然ニ戊辰以來農商ニ歸スヘキモノ、萬ヲ以テ數フヘシ、斯夥シキ歸農歸商ノ上ヘ、更ニ數十萬ノ僧徒歸農歸商イタサハ、舊農舊商マテ、ソノ新農新商ニ妨ケラレ、立處ニ兩潰レニ及ビ、天下悉ク一寸モ立チ行キガタキ困究ニ至ルヘシ、是レ排佛不可ナル一ノユヘンナリ、二ツニ天下ノ事五十年已上、ソノ國ニ行ハルヽニ至テ、タトヒ如何樣ノ法タリトモ、一個ノ商法ニ具ハラサルコトナ

シ、譬ヘハ、烟草ハ慶長十年ニ外國ヨリ始テ來レル品ニテ、日本固有ノモノニアラス、因テ元和元年六月廿八日ニ、之ヲ嚴禁セリ、然レトモソノ令行ハレズ、終ニ今日ノ繁昌スルニ至レリ、如此元禁セラレタル烟草ナレトモ、三百年ノ久シキヲ經ルニ至テハ、國産ヲ盛ニ起シ、生活ノ職業ヲ廣ク弘メ、國益ヲ成スコト、烟草ヨリ大ナルハナカルヘシ、故ヘ何トナレハ、烟草ノ田ヨリ産スルコト、天下ニ於テ凡ソ五穀ノ十ガ二ニ及フヘシ、烟管ヲツクルニハ、銅山ノ益ヲ生シ、地金屋ノ益ヲ生シ、烟管工ノ益ヲ生シ、又管竹工ノ益ヲ生シ、管竹山ノ益ヲ生シ、又烟草入ヲツクルニハ、烟草入工ノ益ヲ生シ、呉服屋ノ益ヲ生シ、織屋ノ益ヲ生シ、染屋ノ益ヲ生シ、皮屋ノ益ヲ生シ、金具屋ノ益ヲ生シ、緒締屋ノ益ヲ生シ、根附屋ノ益ヲ生シ、又烟草筒ヲツクルニモ、皮或ハ呉服或ハ木細工角細工等ノ益ヲ生シ、又烟草盆ニモ、客用ト常用トニ就テ、上中下ノ百種ニ分カレ、之レヨリ國益ヲ生スルコトモ亦夥シ、故ニ烟草一品ヨリ生スルトコロノ國益何ホド莫大ナルトモ計リ知ルヘカラス、然ルトコロ今モシ烟草ハ、日本固有ノ品ニアラズトシテ、之ヲ廢スルニ至ラハ立處ニ家ヲ失ヒ身ヲ亡スモノ、天下幾十萬ニ及フヘシ、佛法我皇國ニ來テ、已ニ千有四百年ニ及フ、況ヤ諸寺院ノ天下ニ蔓延スルニ至テハ、陽ニ無用ニ似タルモ、陰ニ大ニ國ヲ補益スル處アリテ、天下ノ大經濟法ヨ

リ詠ムレハ、必ス廢スヘカラサル處アルヘシ、　問テ曰ク、佛法ヲ以テ國ヲ輔益(マヽ)スト云ハ、イカナル無稽ノ妄談ナリヤ、汝知ラスヤ、國財ノ佛寺ノタメニ費ヘタルコト幾クゾ、先天下ノ銅ヲ以テ、佛像ヲ鑄、佛器ヲ鑄造スル處ノ費ヘ幾クゾ、又大材良木ヲ以テ、大堂伽藍ヲ建築スルトコロノ費ヘ幾ソ、　答テ曰ク、コノ責メ常人ノ論ニテ、天下ノ大經濟ヲ行フ法ニアラス、ソノ眼太タ窄シ、夫レ天下ノ大用タルハ、常人ノ無用トスル處ニ存ス、常人之ヲ見テ大益ト喜フモノニハ、果シテ大益ナシ、抑々國產ヲ製スルハ、是レ何ノタメゾヤ、百般ノ品ヲ製スル、一トシテ之ヲ用ル道ヲ目的トセザルハナシ、若シ用ル道ナクンハ、如何ホド珍器良品ヲ產ストモ、瓦礫ニ同シカルヘシ、コノ理ヨリ見レハ、如何ホド良材大木ヲ山ニ產スルモ、若シ之ヲ用ル道ナケレハ、柴薪ノ能ニモ及バザルヘシ、又金銀銅鐵ヲ產スル鑛山アルトモ、若シ之ヲ用ル道ナケレハ、糞土ノ能ニモ及バザルヘシ、然ニ三百年前ヨリ、千年ノ上ニ泝リミレハ、平民ノ家ハ勿論、タトヒ官人士族ノ家タリトモ、天井ヤ承塵ヲ設ル法サヘ未ダアラザル程ノ、開ケサル時ナレハ、固ヨリ良材大材ヲ用ル處アルヘカラス、又千年ノ古ハ、神社アリトイヘトモ、茅葺丸木柱ニテ、基礎モナキ程ノ質素ナルコトナレハ、良材大木ヲ用ユヘキ社ナシ、時ニ方テ、僧徒天下ニ遍ク、大堂伽藍ヲ立テ、良材大木ヲ用ル道ヲ創造セリ、

又天下ノ村々郷々ニ、兩部ノ大社ヲ創立シテ、大木良材ヲ用ル道ヲ大ニ隆ニ興セリ、兩部ノ社ハ、基礎ヲ布キ、瓦或ハ檜皮屋根ニテ大木良材ヲ用ユ、如此千年ノ古ヨリ、三百年以前ノ間ニ、大材良木ヲ用ル道ヲ開キシユヘ、大材良木ヲ產スル山ハ、是レ寶タルノ能始テ顯ハレタリ、之ニ就テ山林ノ益ヲ起シ、又材木屋ノ益ヲ起シ、又大工、木挽、左官、瓦屋、白灰屋、釘屋、鑿鋸等ノ百工ノ職ヲ隆ニ起シタルモノハ、是レ國益タルニアラズヤ、若シ大堂伽藍或ハ兩部ノ大社ヲ、千年ノ古ヘ以來創立セズンバ、良材大木ヲモ柴薪ノ能ニ及ハサルヘシ、又百工ノ職ヲモ起ラサルヘシ、然レハ三百年以前ヨリ、千年ノ上ニアリテ、大ナル土木ヲ興シタルハ、是レ國家ヲ補(マヽ)益シタルニアラスヤ、斯マテ開ケタル今日ノ眼ヲ以テ、千年ノ上ヲ詠ムルコト勿レ、又銅器ヲ用ルコトハ、千年已前ハ勿論、百年已前マデハ、眞鍮ノ燭臺、眞鍮ノ金盥、唐金ノ火鉢、唐金ノ手水鉢等ヲ用ルモノナシ、且ツ又三四十年マテハ炮器アレトモ、銅ヲ用キス、炮器ハ悉ク鐵ニテツクレルユヘニ、鐵炮ト名ケタリ、尙ソノ上ハ、銅鐵類ハ、近年マテハ外國ニ渡スコトヲ禁シタレハ、何ホト銅ヲ產スルトモ、金物屋ノ倉ノ中ニテ、錆ノ食トナスヨリ外ニ之ヲ用ル道ナシ、然ニ銅ノ寶タルハ、之ヲ用ル道アルガタメナリ、若シ銅ヲ用ル道ナクンハ、土石ノ能ニモ及ハサルヘシ、然ルトコロ、之レヨリ三百年五百年已前ヨリ、千年ノ上ニアリテ、銅佛梵鐘類ヲ鑄フノ

外種々ノ佛器ニ於テ銅ヲ用ル道ヲ廣ク弘メシニヨリ、銅ノ寶タルコト始テ顯ハレ、依之銅器ノ職ヲ、天下ニ隆ニ興シ、銅器ノ商人ヲ始メタルコト幾十萬人ナリヤ、又天武天皇ノ勅命ニヨリテ天下ノ民家ゴトニ佛檀(マヽ)ヲ安置シ、佛器ヲ用ル道廣ク開ケタルニヨリテ、銅ノ位百倍貴クナリテ、銅ノタメニ貨幣融通ノ道ヲ天下ニ通スルコト何ホト莫大ナリヤ、又天下ノ民家ゴトニ、佛檀(マヽ)ノ安置シ、佛器ヲ用ルニ就テ、漆膠ヲ産スル道ヲ廣ク起シ、砥粉ヲ産スル法ヲ大ニ起シ、木材等ヲ用ル法ヲ隆ニ起シ、金銀箔ヲ産スル法ヲ大ニ起シタルユヘ、國産ヲ盛ニ起シ、百工ノ職ヲ廣ク開ケリ、西京ノ如キハ、佛器ノ職人十ガ六分ニ過キタルナラン、ソノ佛器職ノモノ已ニ用ル衣食住ヨリ佛器ノ工材、一トシテ諸國ノ産スル物ニアラサルハナシ、故ニ佛檀(マヽ)佛器ノ隆ンナルハ、諸國ノ産物ヲ用ル道ヲ廣クシ、天下ノ益ヲ熾ンニスルニアラスヤ、我皇國ハ近年マデ、自國限リノ商法ノ國ナレハ、成ルヘキ丈、自國ノ産物ヲ、自國ニ用ル法ヲ廣クセザレハ、國産ヲ盛ニ興スヘキ道ナシ、コノ理ヨリイヘハ、佛堂伽藍ヲ立テ、大材良木ヲ用ル法ヲ起シ、銅像銅器ヲ用ル法ヲ始メタルモ、徒ラニ費スニハアラス、千年ノ古ヨリ山林銅山ノ益ヲ生シ、膠漆等ノ百品ノ國産ヲ熾ニスルノ道ヲ通シ、百工ノ職ヲ廣ク起シ、天下ノ貨幣融通ノ益ヲ大ニ弘メタルコト、佛堂佛器ニ肩ヲ並ブル大商法

モ亦稀ナリ、若シ經濟法ヲ掛ケ離レテ詠ムルトキハ、佛寺ニ大材良木ヲ用ヰ、銅像銅器ヲ費シ、且ツ又天下ノ民家ゴトニ佛檀（マヽ）佛器ヲ用ル如キハ、無用トモ奢侈トモ申スヘキコトナレドモ、經濟ノ眞術タル大濶眼ヨリ詠ムルトキハ、昔シ嚴禁ヲ蒙リタル烟草ナレトモ、三百年ノ久キヲ經ルニ至テハ、廢スヘカラザルモノト同類タリ、コノ理ヨリイヘハ、天下ノ寺院モ、亦一箇ノ商法ト詠メ成シテ可ナルヘシ、是亦排スヘカラザル二ツノ所以ナリ、三ニハ異教ヲ防クノ能ハ、教法ニ及フモノナシ、壁ノ破レハ土ニアラサレハ補フコト能ハス、宿醒ハ酒ニアラサレハ解クコト能ハサルカ如ク、教法ノ害ハ教法ニアラサレハ防クコト能ハス、ソノユヘハ、政ハ形ヲ治メ、教法ハ心ヲ治ム、故ニ民心ヲ固結スルコトハ、教法ニアラサレハソノ力及ヒガタシ、形ニアラハレタル已上ノ惡ハ、刑法ヲ以テ制スヘキモノナレドモ、心ノ中ニ竊（ヒソメ）ルトコロノ惡ハ刑ヲ以テ制スヘキ由シナシ、ソノ心ノ中ニ潛伏スルトコロノ惡ヲ制スルコトハ、是レ教法ノ長スルトコロナリ、今日異教蔓延ノ勢ニ至ントス、故ニ內ノ教法ハ、尙彌々盛大ニ興サスンハアルヘカラス、是レ亦排佛不可ナル三ノユヘンナリ、四ニハ排佛ハ天下ノ民心ヲ破リ玉ヘル害アリ、ソノ故ハ、佛教已ニ我日本ノ民心ニ染ムコト、一千有四百年ニ及ヘリ、故ニ民ノ佛ヲ信スルコト甚タ厚シ、因テ戊辰以來農民暴動

排佛ノコトニ係ルコト多シ、イハユル越前、三河、三田、大分縣等ノ如シ、如此身命ヲ拋テ、佛ヲ信スルモノハ、異教ヲ防止スルトコロノ良術ニアラスヤ、若シ如此、佛教ニ固結シタルトコロノ民心ヲ無理ニ解キ放シテ、之ヲ改メントセハ、神道ニハ入ラズシテ、却テ異教ニ驅リ入ルヽコトニ至ルヘシ、タトヘハ正宗國光ナドノ名刀ノ深錆ヲ磨キ落サントシテ、却テ刄先マデモ磨キ落スガ如シ、是レ排佛不可ナル四ナリ、

問、排佛不可ナリト申スコト、尙未ダソノ理聞ヘカタシ、何トナレハ、天下ノ僧徒無產無職ニシテ、或ハ官施ニ依リ、或ハ檀施ニ依ルハ、是レ國家ノ害ナラスヤ、答テ曰ク、筆ヲ以テ耕ニ代ルヲ筆耕トイヒ、講說ヲ以テ耕ニ代ルヲ舌耕ト云、然ラハ教法ヲ以テ人ニ教ルハ、是レ教耕ト名クヘシ、農人ノ耒耜ヲ把テ耕ス如キハ、是レ力耕ナリ、是レ孟子ニイハユル勞レ力モノナリ、民ヲ教ルモノハ、是レ孟子ニイハユル勞レ心モノナリ、勞レ力モノハ能食レ人、勞レ心モノハ所レ食二於人一、是レ天下之通義也ト、孟子ニイヘリ、然レハ教師タルモノハ、自ラ耕織ノ勞ヲナスヘキモノニアラス、故ニ教師タルモノハ、官施ニヨラスンハ、檀施ニヨルノ外ニ、生活ノ路ヲ求ヘキモノニアラス、魯西亞ノ寺院ノ歲費六百七十七萬四千三百五十二ルーブル、是レ官費ナリ、和蘭陀ノ寺院ノ歲費、天主教ニテ六十八萬二千八百七十六ギュルデル、耶蘇教ニテ百七十五萬三千八百

五十二ギュルデル、是レ亦官費ナリ、外國ニテモ民費ニヨラサルモノハ、官費ニヨルノ外ニ別ニ路ナシ、我皇國モ亦古來官施ト民施トノ二ニヨルノ外ナシ、時ニ世人僧徒ノ官施ニヨリ、檀施ニヨルヲ以テ、淵河ヤ泥田ノ中ニ棄テタルガ如ク、空ク消ユルト思ヘルハ、是レ以テノ外ノ心得違ヒナリ、官施ニセヨ檀施ニセヨ、一粒半錢タリトモ、空ク消ユルモノナシ、米ヲ買ヘハ米屋ノ錢ヲ生シ、又米ヲ産スル國ヲ潤シ、呉服ヲ求ムレハ呉服屋ノ役ヲ生シ、又織屋ヲ潤シ、染屋ヲ潤シ、又養蠶ノ國ヲ潤シ、炭薪ヲ求レハ、木屋ヲ潤ス、如此ソノ錢ソノ潤ヒ廻リ〳〵テ、終ニ檀那寺ヘ納メタル金錢ガ、二度ビ元ノ檀家ノ手ニ旋リ來レリ、是レスナハチ爾ヨリ出タルハ爾ニ返ヘルノ謂ナルヘシ、又ソノ檀家ニテ立チ行ク寺院ノ如キハ、設ハ五百軒ノ檀家ナレハ、五百軒ニテ一寺ヲ養フ、三百軒ノ檀家ナレハ、三百軒ニテ一寺ヲ養フユヘ、寺院ノ手元ニテハ塵ツモリテ岡トナル理ニテ、一寺ノ用度ヲナスヘキ働キヲナシ、之ヲ檀家ノ手元ヘ割リ戻シテミレハ、聊ヅヽノ出方ニテ、荷ニナルホドノ煩ヒアルヘキモノニアラス、

問テ曰ク、何ハ兎モアレ角モアレ、佛法ハ虛誕ナルユヘ、信スヘキモノニアラス、是レイカン、答テ曰ク、教法ノ虛實ノコトハ別ニ論アリ、若シ強テ之ヲ論セハ、神道ノ高天原ト云モ、儒ニ天ト云モ、耶蘇ニ地獄天堂ト云モ、悉ク虛誕ノ責メヲ遁ルヘカラ

ス、又之ヲ信スルニ至テハ、實ナラサルモノナシ、然ニ教法區々ナル中ニ、之ヲ民ニ施シテ、實效ノ益アルヲ以テ、勝レタル教法トセスンハアルヘカラス、　問テ曰ク、佛法ヲ民ニ教ヘテ、イカナル實效アルヤ、　答テ曰ク、勸善懲惡ノ道ノ民ニ行ハルヽヲ以テ實效トス、夫レ人ニ於テ善心ハ太ダ生シガタク、惡心ハ大ニ生シ易シ、故ニ朝夕孝經論語ノ講釋ニ染タル歷々ノ大儒サヘ、人ノ貧ヲ扶ケ人ノ危キヲ救フホドノ仁心ハ起リガタシ、然ニ青表紙一枚讀マズ、講釋一口聽カザル一文不知ノ愚夫愚婦ガ、他ノ貧苦ヲ愍ミ、人ノ病苦ヲ濟フヘキ心ノ生スルハ、是レ全ク地藏ヲ信シ、觀音ヲ念スルトコロノ信心ヨリ起ルモノナリ、曾テ乞食ノ繁昌イタシタル時、見聞スルニ、東京ナレハ淺草ノ觀音、兩國ノ橋ノ上、西京ナレハ清水ノ觀音、東寺ト北野トノ緣日、大坂ナレハ天王寺阿彌陀ガ池等ニ、毎日出ル乞食アリ、コノ夥シキ乞食、或ハ旅人ノ物貰ヒニ施シヲイタスモノ、千人ハ千人ナガラ、手ニ珠數ヲ持ツ人ニ限レリ、ソノ中ニ二十歲以下ノ小童少年ノモノニ能ク施シヲイタスモノアリ、何レモ地藏歟觀音ヲ信スルモノナリ、又從來世ニ慈悲屋善根屋ト名ルトコロアリテ、貧民ニ粥ヲ施スアリ、或ハ錢ヲ施スアリ、或ハ古衣ヲ施スアリ、或ハ宿ヲ施スアリ、旅行ノ貧民ニ宿ヲ施ス、之ヲ善根宿ト名ク、或ハ父母祖先ノ忌日年忌ニ當テ、道路ニ出張シテ赤飯或ハ茶湯

ヲ行路人ニ施ス、之ヲ接待ト名ク、是レ佛法ノ慈悲善根ノ教ヲ信スルトコロヨリ、起レリ、如此人ヲ愍ミ人ヲ救フ心アル故ヘ、惡ヲツクルニ方テ、ソノ後ヨリ今日ハ罪ヲ犯シタル迹悔悟イタシ、念佛囘向シテ、ソノ罪ヲ亡スヘキ法ニ充ツ、之ヲ佛家ニテ、隨犯隨懺ト名ク、（懺トハ悔悟ヲ云也、）ソノ惡ヲ犯スニ隨テ、一惡々々ニ悔悟スルヲ隨犯隨懺ト名ク、コレガ日本紀ヤ類聚國史ナドニ往々ミユルトコロノ佛名悔過、藥師悔過トイヘルモノナリ、又之ヲ懺悔トモ名ク、因テ深ク佛ヲ信スレハ、タトヒ惡ヲツクルトモ、ソノ惡增長シテ甚シキニ至ラス、是レ太田錦城カ梧窓漫筆ニ、佛法モ慈悲ヲ以テ說キ、地獄天堂ノ說ヲ以テ、世間ノ亂ヲ止ムルコト少カラス、珠數ヲツマグリ、地藏觀音ヲ伏シ拜ム人ニハ、人ト打チ合フホドノ甚シキ惡ナシトイヘルユヘン、爰ニアリ、佛教ニ能ク通セリ、 問テ曰ク、何ノ道何ノ教タリトモ、勸善懲惡ナラサルモノナシ、何ソ佛法ヒトリ勸善懲惡ノ法トイヘルヤ、勸善懲惡ノ最モ著ハナルコトハ、賞罰ヲ正ストコロノ政ニアラスヤ、 答テ曰ク、コレハ以ノ外ノ聞過チナルヘシ、誰佛法ヒトリ勸善懲惡ノ法トイヘルヤ、世上擧リテ佛法無益ト唱フルユヘ、勸善懲惡ノ實效ノ存スルトコロヲ以テ、世人ニ告ルノミ、因テ今コヽニ勸善懲惡ニ二種アルコトヲ辨スヘシ、ソノ二種トハ、一ハ形ノ勸善懲惡ナリ、コレハ形ニ顯ハレタル惡ヲ制スル法ナ

リ、タトヘハ手ヲ出シテ、人ノ物ヲ盗ミ、刀ヲ以テ人ヲ殺ス類ナリ、コノ形ニアラハレタル悪ハ、刑法ニアラザレハ制スルコト能ハス、故ニ形ノ悪ヲ制スルハ、是レ政ノ掌ルトコロナリ、二ニハ心ノ勸善懲悪ナリ、コレハ形ニイマダ露ハレズシテ、心ニ他ノ物ヲ盗マント思ヒ、或ハ人ヲ殺サンナドヽ思ヘルトコロノ悪ヲ制スル法ナリ、コノ心内ノ悪ハ、是レ刑法ノ力ノ及バザルトコロナリ、故ニ心ノ内ノ善悪ハ、地獄天堂ヲ説テ、死後ノ賞罰ヲ以テ、生前ノ善悪ヲ勸懲スルニアラサレハ、之ヲ制スルコト能ハス、何トナレハ、地獄極樂ノ法ハ、形ノ善悪ハ勿論、心ノ善悪ヲ能ク制スヘキ法ナレハ、己カ心ヲ以テ、己ガ心ニ恐レサルコトヲ得ス、若シ地獄極樂ヲ立テズンハ、陽悪ハ制スレドモ、陰悪ヲ制スルコト能ハス、又地獄極樂ヲ立テズシテ、死後ハ烟ノ如ク消ユルトシ、或ハ死後ハ善人モ悪人モ同ク善處ニ生ルヽトスルトキハ、善ハ造リ損、悪ハ造リ得ト申スコトニ成リ行キ、悪ノ恐ルヘキモノナク、善ノ求ムヘキ路ナケレハ、恣ニ悪ヲ造ルコトニ相成リ、善ノ勸ムヘキナク、悪ノ戒ムヘキ道ナケレハ、是レ眞ノ勸善懲悪ノ法ニアラス、故ニ心ノ悪ヲ戒シメ、心ノ善ヲ勸ムルコトハ、地獄天堂ノ説ニ如クハナシ、夫レ政ハ陽ノ善悪ヲ勸懲シ、教法ハ心ノ善悪ヲ勸懲ス、陰陽内外ノ勸善懲悪、並ビ具ハルニ至テ、眞ノ政整フヘシ、是レ政教一致タルユヘンナリ、政ト教ト元

ト是レ一物ナラハ、一致ニアラズ、本來別物ナルモノニテ、ソノ旨終ニ一ニ歸スルカユヘニ、政教一致トハ申スナリ、故ニ政ト教法トハ、鳥ノ兩翼、車ノ兩輪ノ如シ、苟モ政存スレハ、教法必スソノ政ニ隨ハザルコトナシ、是レ天地間自然ノ理ナリ、コノ理ニテ、萬國何處タリトモ政事ノアル國ニ教法アラザル處ナシ、因テ佛ヲ排セハ異教必ス代ハリ入ルヘシ、然ニ諺ニモ、先見タ鬼ト申シテ、千年以來ノ佛ヲ排シ、異教ヲ入ルルハ、先ツ教ノ正否ハ措テ、經濟ニ於テ大害アリ、

△各國教法表如左

日本	神道、儒教、佛教
支那	儒道、道教、佛教
滿洲	佛教、儒教
蒙古	佛教
新疆	回々教
西藏	佛教
朝鮮	儒教、佛教
越南	佛教、儒教
印度	佛教、耶蘇
俾路芝	未詳
阿富汗	回々教
波斯	佛教、回教、耶蘇
西伯利	回々教、大陽教、
亞剌比亞	回々教
東土耳其	耶蘇、回々、希臘、猶太
魯西亞	希臘、回々、耶蘇、猶太
比利時	天主教、耶蘇教
普魯社	天主教、耶蘇教
墺地利	天主、耶蘇、希臘、猶太
土耳其	回教、希臘
希臘	希臘
以太利	天主教、耶蘇教
瑞西	耶蘇教
是班牙	天主教
埃及	回々教、天主教
摩來隅	回々教
米利堅	天主教、耶蘇教
墨西哥	天主教
伯爾西	天主教
知利	天主教
伯路	天主教
澳太利亞	耶蘇教

暹羅　佛教	瑞典　耶蘇	葡萄牙　天主教
緬甸　佛教	嗹國　耶蘇教	佛蘭西　天主教耶蘇教
布魯克　佛教	和蘭　耶蘇教天主教	英吉利　天主教耶蘇教

コノ教法表ヲ以テミレハ、政ノ行ハルヽ程ノ國ナレハ、教法モ亦隨テ行ハレサル處ナシ、コノ理ヨリイハヽ、佛法モ我皇國ニ存スヘキユヘン無キコト能ハス、タトヒ他國ノ教トイヘトモ、之ヲ用ルニ至テハ、自國ノ教トナラザルモノナシ、コノ教法表ノ上ニテ、自國ノ教ヲ自國ニ用ルモノハ、三四ケ國ニスギズ、ソノ餘ハ悉ク他國ノ教ヲ以テ己カ國ノ教トス、　問テ曰ク、今日ノ僧徒、己カ行ヒ正カラスシテ、人ヲ教導スルハ、是レ誑惑スルニアラスヤ、　答テ曰ク、コノ事實ニ然リ、予モ爰ニ至テ答フルコト能ハス、サリナガラ、コノ澆季ノ弊ニ至テハ、獨リ僧徒ノミ咎ムヘキコトニアラス、且幕儒ヲ講スルモノ、仁義忠孝ヲ說キ乍ラ、ソノ教ヲ守ルモノ天下ニ幾クアルヤ、法律ヲ司ルモノ、ソノ律ヲ守ルモノ幾クアルヤ、然レトモコノ弊ヲ許シ置クニハアラス、仰キ願クハ、官力ヲ假テ之ヲ改正セント欲ス、コノ弊ノ改マル、三年ヲ出サルヘシ、因テ卽今コノ弊ノ委ノ儘ヲ詠メテハ、淨瑠璃カ歌舞伎芝居ノ類ニ等シク、詠メ倣テ可ナラン歟、カノ淨瑠璃ヤ芝居ノ悲シキトコロニ迫リテハ、歷々ノ智者學者トイハル

ル人サヘ、涙ヲ流シ、袖ヲ濕スニアラスヤ、是レソノ役者ヤ義太夫ハ、嘘八百ノ業ヲナセトモ、ソノ見聞ノ人ノ悲喜ノ人情ヲ解シ得ルニ至テハ、亦益アルニアラスヤ、僧徒ノ說教モ亦コノ理ニ等シカルヘシ、必ス說教者ノ手元ヲ詠ムヘカラス、タヾ愚夫愚婦ガ、ソノ說教ニテ勸善懲惡ノ實效ヲ得、且ツ又異教ニ移ラザルヤウニ、民心ヲ固結スルトコロノ益ノミヲ取テ可ナリ、　問テ曰ク、佛氏火葬ヲ始メ、君父ノ尊骸ヲモ焚ク、豈忠臣孝子ノ忍ブトコロナランヤ、佛法國害ナシトイフヘカラス、　答テ曰ク、コレハ火葬ノ名ヲ聞テ、尙未タ火葬ノ實ヲ知ラス、タトヒ火ニ焚キ刀ヲ以テ傷ルトモ、ソノ人ノ情願ニヨリテ、孝トモ不孝トモ成ル、ソノ父病ヒアリ、ソノ子醫ヲ雇フテ、父ノ身ニ灸ヲ居エ、或ハ針ヲ刺シ、或ハ刀ヲ以テ腫ヲ傷レル如キハ、火ヲ以テ父ノ身ヲ焚キ、刀ヲ以テ父ノ身ヲ切レトモ、之ヲ不孝トイフヘカラス、如此熱ヒ痛ヒノ覺知ノアル體サヘ、之ヲ焚キ之ヲ傷リ、之ヲ刺スニ孝道ガ立ツニアラスヤ、マシテ況ヤ熱ヒ痛ヒノ覺知ノ魂ノ脱去リタル、父母ノ遺骸ヲ久ク世ニ留メテ、追孝ヲ永クツクサンタメニ之ヲ焚ク、何ソ之ヲ不孝トイフヘキソ、　問テ曰ク、之ヲ焚ハ、久ク持ツト云ハイカナル譯ソ、　答テ曰ク、タトヘハ塀ヤ柱ヤ板垣ナドノ如キ、ソノ柱ヲ焚キ、ソノ板ヲ焚ケバ。ソノ焚カザルモノヨリハ、五倍七倍餘モ久シク持ツヘシ、都テ何品ニヨラ

ス。火ニ觸ルルトキハ、ソノ持チ久キモノナリ、米ノ如キモ、生米ナレハ二年ト持チガタケレドモ、乾飯ナレハ二十年三十年ノ久キヲ持ツニ至ル、山ノ界ヒヲ印スニ、炭ヲ埋メオケハ、百年モ二百年モ朽ツルコトナシ、火葬モコノ理ヲ考ヘ得ルヨリ出タリ、誰カ不孝ノ心ヲ以テ、火葬ノ法ヲ刱ムルモノアランヤ、昔シ燕軍ガ齊ノ卽墨城ノ墳墓ヲ堀テ焚キタル如キハ敵ヲ惡ムノ情ヨリ起ル、秦ノ儀渠之ガ國ノモノ、ソノ親戚死スレハ、之ヲ焚テソノ烟上ルヲ見テ、之ヲ登遐ト祝シ、上之ヲ政トシ下ハ之ヲ俗トシ、而シテ孝子ソノ中ニ存ス（列子ニ見ユ）、コノ儀渠之カ國ノ民、父母ノ身ヲ焚クカ如キハ、孝心ヲ以テ焚ク、然レハ孝不孝ハ、ソノ人ノ情願ニヨル、タトヒ焚カズトモ、不孝ノモノ多シ、焚クトイヘトモ、幾クノ孝子アリシコトナリヤ、然レハ火葬ノ起ルユヘンハ、父母ノ遺骨ヲ久ク留メテ、追孝ヲ永クツクサシメンタメナリ、程伊川ガ語ニ、孝子仁人不欲其父母遺骨速朽トイヘルヲ以テ、火葬ハ是レ父母ノ遺骸ヲ久ク留メテ追孝ヲツクスタメノ法タルコトヲ證スヘシ、コノ火葬ヲ始メシモノハ、僧道昭ナリ、道昭ハ天下ニ周遊シテ、至ル處益ヲ遺サヾルハナシ、渡リニ舟ナケレハ、舟ヲツクリ、橋ヲ架ケ、路ノ通セサル處ニ路ヲ造リ、曠野ノ水ニ乏キ處ニ井ヲ堀テ、路人ニ惠ミシコト、續日本記（マヽ）ニミエタリ、道昭已ニ千有二百年ノ古ヘ、世未タ開ケサル時ニ方テ、如此世ノ

タメニ心ヲ用キ力ヲツクス、何ソ世ニ害アル法ヲ遺スヘケンヤ、時ニ三都ノ如キ、人民輻輳ノ處ハ、人多クシテ土地足ラス、然ニ限リアル地ニ於テ、限リナキ人ヲ葬ル、モシ火葬ヲ改メテ土葬トナサハ、必ス葬地ツキテ天下ノ迷惑甚シカルヘシ、ソノ故ハ大坂ノ一昨申年ノ火葬ノ數ヲ承ハルニ、焚場ノ調ヘニテハ二萬人餘ニ及ヘリ、コノ大坂ノ見合ハセヨリミレハ、西京モ大略之ニ順知スヘシ、東京ハコノ大坂ノ割リ合ヒヨリミレハ四萬人已上ニ及フ理ナルヘシ、故ニ三都ノ死人ヲ凡ソ八萬トシ、之ヲ悉ク土葬ニ改メ、一坪半（一人ノ葬地ヲ三尺トシ半坪ハ墓間ノ路トス）ヲ以テ、四人ノ葬地ト定メ、四十年コトニ改葬イタストスレハ、三都ノ葬地總計四百八十萬坪ニシテ、一千六百町トナル、タヽ三都ノミニテ葬地ノ費ルコト如此、モシ之ヲ廣ク天下ニ及サハ、葬地ノタメニ費ルコト幾萬町ナルヘキヤ、然ニ火葬ナレハ、三尺ノ地ニテ五百七百ノ人ヲ埋メテ尚餘リアリ、況ヤ卑濕ノ地ハ、二尺モ堀レハ水涌キ揚リ、又北國ノ如キハ一丈以上ノ深雪アリテ、地モ亦氷レリ、如何ソ埋葬スヘキコトヲ得ンヤ、是ヲ以テ從來三都ノ如キ、葬地狹クシテ人民輻輳スル地、或ハ深雪ノ國ニ於テ火葬ノ益アリシコト、實ニ大ナリ、火葬モシ益ナクンハ、何ソ持統、文武、元明、元正、聖武、桓武、淳和、清和、宇多等ノ特拔ノ明主、火葬ヲ用ヰ玉フヘキ理アランヤ、火葬シ奉ルトコロノ皇帝國史諸記録ニミエタ

ルモノ三十八主アリ、　問テ曰ク西洋ニ近來火葬ノ法ヲ始メタリト聞ク、彼レカ火葬ト我火葬ト同シ趣意ナルヤ、　答テ曰ク、彼レト我トハソノ志ストコロ、水火ヨリモ甚シ、ソノユヘハ、西洋ハ生ヲ重ンシテ死ヲ輕ンス、故ニ彼レハタヽ誕辰ヲ賀シテ死後ノ祭祀ヲ禁ス、故ニ死後ハ、君父ノ遺骸モ犬猫ノ死骸ヲミルカ如クス、是レ耶蘇ヲ信スルガユヘナリ、我神儒佛ノ教ニテハ、死ニ事フルコトハ生ニ事フルニ同シ、故ニ我火葬ハ父母ノ遺骸ヲ久シク留メテ、追孝ヲ永クツクサンタメニス、ソノ志ストコロ同日ノ論ニアラス、　問テ曰ク、古ヘヨリ南都叡山ノ僧徒、シバ〳〵亂暴ニ及ヒシコトナドハ、記傳ニ多ク載セタレトモ、僧徒ノ國家ノ益ヲナシタルコトハ、未タ曾テ聞カス、之ヲ以テミレハ、僧徒ハタヾ國ノ害ヲナスノ外コレ無キニ似タリ、モシ國益ヲナスコトアラハ、何ソ記傳ニ之ヲ載セサルソ、　答テ曰ク、僧徒國ノタメニ益ヲ起シ功ヲナシタルコト、誠ニ多シ、而シテ記傳ニ載セザルニ、二ノ譯アリ、ソノ一ハ中古以來書ヲ著ハシ、記傳ヲ製スルモノ、佛ヲ好マサルユヘ、僧家ノ善事ハ之ヲ省キ、不善ハ悉ク之ヲ載ス、故ニ功ハ隱レテタヽ害ノミ顯レタリ、ソノ一ハ、古ヘノ僧ハ今ノ僧ト異ナリ、今ノ人ハ無功ヲモ有功トシ、小功ヲモ大功ト誇リ稱スレトモ、古ノ國ノタメ世ノタメニ功ヲナシ益ヲナスホドノ碩德ノ僧ハ、利名聞達ノ求メヲ離レタル

ユヘ、ソノ名ヲ傳ヘ功ヲ遺スコトヲ大ニ耻トス、是利名ハ佛道ヲ眞ニ行フモノヽ仇トスルカユヘナリ、昔シ金池(地)院ニ崇傳トイヘル僧アリ、徳川家康登用シテ、楓山ニ菴室ヲ結テ、之ニ居ラシメ、創業ノ事々崇傳ニ問ハサルハナシ、三代將軍家光ノ時ニ至テ、崇傳楓山ヲ辭シ去ラントス、家光大祿ヲ與ヘ、ソノ功ヲ重ク賞シ、老ヲ慰メント乞ヘハ、崇傳辭シテ曰ク、吾元家ヲ出ル時、功名利祿ノ望ミヲ絕ツ、恩賞ヲ喜フモノニアラス迚一首ノ歌ヲ詠メリ、

家ヲ出デシ身ハ水草ノ根ニ似タリ塵ヒトツダモ世ニモトメナシ

コノ崇傳ヲ以テ、古ノ世ニ功アル僧ノ名ト利トニ心ヲ留メサルコトヲ推シテ知ルヘシ、已上ノ二ツノ譯ニテ、僧家ノ功ハ顯レス、　問テ曰ク、僧家ニ功アリト云ハ、イカナル功ナリヤ、　答テ曰ク、僧徒國家ノタメニ功ヲ立テ、益ヲナシタルコトソノ數多シ、一々枚擧スルニ遑アラス、今コヽニ略シテ、十種ヲ擧クヘシ、一ニ開山起家成村墾田ノ功、二ニ穿義井設池沼築堤塘通道路架橋梁儲渡舟開藥園創病院起貧院創農具起瓦工定田畠畝數ノ功、三ニ扶危救難ノ功、四ニ創開桑茶ノ功、五ニ教授傳續ノ功、六ニ創設和訓令便日用ノ功、七ニ開勝地名場令其地繁昌ノ功、八ニ勸善懲惡ノ功、九ニ起銅山銅工之益開山林百工之利ノ功、十ニ廣開神社創起令平民祭拜神祇之道ノ功、

先第一ニ開レ山起レ家成レ村墾レ田ノ功トハ、コレヨリ五百年千年ノ上ニアリテ、天下ノ大山峻峯ヲ開拓スル、一トシテ僧徒ニアラサルハナシ、如此大山峻峯ヲ開拓シテ、佛閣梵宮ヲ立ルニヨリテ、ソノ四邊道路ヲ通スル處、自ラ人家ヲ立テ村落ヲナスニ至ル、ソレヨリ村落ノ人民相爭テ谷ヲ墾キ、山ヲ開キテ田畠トナシタルコト、廣ク天下ニ及サハ、幾百萬石ナルコト、ソノ數知ルヘカラス、ソノ故ハ、天下ノ諸山僧徒ノ開カザル處ナシ、大和ハ我日本ノ創開ノ國ナレハ、先ツ大和一國ノ僧徒ノ開キシ山ヲ出サハ、一ニ金剛山、（亦ハ葛城山ト名ク）役ノ小角コレヲ開ク、二ニ吉野山、コレ亦役小角開ク、三ニ大峯山、役小角コレヲ開ク、四ニ天ノ川、コレ亦役小角ニテ大ニ開ケタリ、五ニ二上山、是レ當麻（タヘマ）寺ナリ、役小角コレヲ開ケリ、六ニ信貴山、僧明蓮之ヲ開ケリ、七ニ多武峯、僧定惠（藤原鎌足嫡男）之ヲ開ケリ、八ニ泊瀬山、九ニ忍辱山、十ニ釋迦嶽、十一ニ生駒山、何レモ大山ナリ、ソノ中ニ葛城山ノ如キハ、三郡ニ跨リ、高サ三百丈、周廻三十里、如此ノ大高山ヲ、コレヨリ千二百年已前ニ在テ、之ヲ開拓シテ、コノ山ニ住居スルコト、妻子アルモノ行ハルヽコトニアラス、役小角ニアラスンハ、コノ開拓ノ功ヲ奏スルコト能ハサルヘシ、コノ山ニ一言主神神代以來在ストイヘトモ、別ニ神殿アルニアラス、タヾ老樹古木ノ間ニ幽在冥居シ玉ヘルノミ、此外ニ大和一國ニ於テ、僧徒ノ開キシ山凡ソ二十

ケ處餘ニ及フ、ソノ餘諸國ニテ僧徒ノ開キタル山多シ、一〻枚擧スルニ遑アラス、因テ今世人ノ知ルトコロヲ略シテ擧レハ、城州ニテハ比叡山、愛宕山、鞍馬山、高尾、槇尾、栂尾、嵯峨、鳴瀧、御室、栗生、柳谷等、又九州ナレハ、肥後ノ阿蘇山、天台ノ寺院三十六坊ヲ開ク釋迦院、山ニ入ルコト六里開テ千年ニ越ユ、飯田山、筑後ノ清水、高良山、豊前ノ彦山、紀州ノ根來、伯耆ノ大山、讃岐ノ象頭山、江州ノ高野、遠州ノ秋葉山、加賀ノ白山、僧泰澄之ヲ開ク、越中ノ立山、僧泰澄之ヲ開テ、已ニ千年信州ノ淺間山、常州ノ筑波山、僧徳一千年已前ニ開ク、日光山、僧勝道之ヲ開テ已ニ千年ニ過、出羽ノ羽黒山、月山、湯殿山、コノ三山僧弘海之ヲ千年已前ニ之ヲ開ケリ、弘海ハ崇峻帝第三ノ皇子ニテ、スナハチ日本紀ニ蜂子皇子ト稱シ玉ヘル御方也鳥海山、上リ九里、富士山ト肩ヲ並フル山也、眞言宗ノ寺ヲ開ケリ越後ノ八海山、奥州ノ金華山、松島等、悉是レ僧家ノ手ニテ開キシ處ナリ、

（頭注）都良香ノ記ニ役小角富士山ニ登リ初メシヨシミエタリ、役小角ハ登山スルトキハ開カスト云コトナシ、故ニ釋迦峯不動峯ノ名アリ、

コノ外、ソノ國々ニ就テ委數フレハ、僧徒ノ開キシ山數知レス、時ニ傳教叡山ヲ開キ、弘法高野山ヲ開ク如キ、千年ノ末ノ今日ヨリ詠ムレハ、サノミ骨折リモナキ姿ニ見ユレトモ、之レヲ千年ノ上ニ泝リミルニ、高野山ニハ弘法以前ヨリ神アリトイヘトモ、山ヲ以テ神ト名ルノミ、別ニ神殿等ノ社アルニアラス、タトヘハ三輪山ヲ以テ三輪明神ト名ルカ如シ、是レ山ノ姿ヲ以テ其儘神トス、三輪明神ハ大和ニアリ、故ニ高野山ニセヨ、

叡山ニセヨ、傳教弘法已前ニ、誰カ開拓スルモノアランヤ、神アリトイヘトモ、神ハ手ツカラ開拓シ玉フモノニアラス、時ニ傳教叡山ヲ開ク、江州城州兩國ニ跨テ、村落ヲ起シ、田園ヲ開拓シタルコト、ソノ益幾クソヤ、千年ノ古ヘ未タ遷都アラサル時ニ方テハ、八瀨大原邊ヨリ、西江州邊マテ、豺狼魑魅ノ巢窟ナリシコトナルヘシ、然ニ今日人家充塞シ、田畠大ニ開ケタルハ、是レ傳教ノ遺德ニアラスヤ、又弘法高野山ヲ開ク、ソノ山ノ周廻七里、ソノ外ヲ周匝スル八峯アリ、內ニ周匝スル八峰アリ、故ニコノ高野山ハ內外十六峰ニ圍マレタル大山ニテ、千年ノ古ヘ、人域ヲ離レタルコト凡ソ二十里許ナリ、（吉野ヨリハ二日ノ路程、）又坂路ヲ登ルコト五里、ソノ深山絕嶮言語ニ絕シタリ、已ニ斯マテ開ケタル今日トイヘドモ、高野山ノ時候ハ、梅櫻四月ノ始メ、（舊曆也）一時ニ開キ、六月筍（タケノコ）ヲ生ス、右樣ノ高山峻峰ナレハ、豺狼魑魅等ノ怪物畏獸充塞スヘシ、如此ノ大嶺嶮岨ノ山ヲ開拓スルコトハ、之ヲ千年ノ古ニ泝リミレハ天子將軍ノ力タリトモ、輙及ハサルヘシ、コノ高野山ノ開ケタルニ就テ、コノ山ヲ四周スルトコロノ、紀州大和ノ兩國ニ跨テ、人家大ニ開ケ、村落爭ヒ起リ、之カタメニ田畠ノ開ケタルコト幾十萬石トモ知レサルヘシ、如此天下ノ大小諸山ノ開ケタルヲ總計スレハ、僧徒ノタメニ、天下ノ人家村落ヲ廣ク起シ、山谷荒野ヲ開拓シタルコト、凡ソ全國ノ半バニ及フヘ

シ、夫レ古今ニ亘テ、天下ノ開拓ノコトヲ尋ルニ、海ヲ築キ立テヽ、新田トイタスコトサヘ、僅カ三百年已來ノ創法ナリ、況ヤ五百年千年ノ古ヘ、誰豺狼蟒蛇ノ巣窟タル深山幽谷ヲ開拓イタスモノアランヤ、山ヲ開拓イタスコトハ、古ヘタヾ僧徒ニ限ルカユヘニ、僧家ヲ開山トハ名ケタリ、故ニ開山トハ、山ノ開拓師ト申スコトナリ、時ニ弘法高野山ヲ開キシ時ノ借財ノ證文、今ニ大坂天王寺屋五兵衛カ宅ニ傳ヘテ、寶物トイタセル由シ聞及ヘリ、本ヲ忘レテ末ヲ詠ムレハ、自然ニ存スルトコロノ人家村落ノ如クミユレトモ、末ヲ以テ本ニ歸スレハ、深山幽谷ノ奥マデ、人烟簇カリ起リ、田畠盛ニ開ケタルモ、多クハ僧家開拓ノコトニ依ラサルハナシ、△第二ニ、穿(ホリ)二義井一設(ケ)二池沼一築二堤塘一通(シ)二道路一架(カケ)二橋梁一儲(マウケ)二渡舟一開(キ)二藥園一創(ハジメ)二病院一起(シ)二貧院一創二農具一興二瓦工一定二田畠(ノ)畝敷一ノ功トハ、是レヨリ五百年以上千年ノ古ニ溯リミレハ、山野トモニ開ケズ、豺狼蟒蛇ノ巣窟ノ地、多ク道路イマダ通セザル處多ク、諸渡ニ舟ナシ、諸川ニ橋ナシ、コノ時ニ方テ、僧家嶮岨ノ地ニ路ヲ通シ、諸ノ渡場ニ舟ヲ儲ケ、水ニ乏キ曠野ニ井ヲ穿テ、路人ニ惠ミ、（千年ノ古ハ水茶ヲ求ムヘキ茶店ナシ、）池沼ヲ設ケテ、田ヲ養フヘキ法ヲ起シ、堤塘ヲ築テ水害ヲ防キ、藥園ヲ開テ、藥草ヲ育ツル法ヲ創メ、（千年已前藥乏キユヘナリ、）貧院病院ヲ立テヽ、人ヲ救ヒ、農具ヲ作リ始メテ、農民ヲ扶ケ、國家ノ益ヲ起シ、世ノタメニ利ヲ施スコト多シ、

（頭注）衆力ヲ合ハセテ、衆人ノタメニ堀ルトコロノ井ヲ義井ト云

右等ノコト何ノ書ニ出タルヤ、曰ク、今數個ノ證ヲ擧テ、明ニ辨スヘシ、續日本紀二十一右云、道昭和尙於周遊天下、路傍穿井、諸津濟處儲船造橋、乃山城國宇治橋者和尙之所創造也、又續日本紀十七紙十三行基和尙周遊都鄙、敎化衆生、慕化者動以千數、行處聞和尙來、巷無居人、爭來禮拜、又自率弟子於要害處造橋築坡、見聞人咸來加功不日而成、至今百姓蒙其利焉、元亨釋書ニ云ク、行基和尙所過過險難架橋修路指點地之可耕墾、點其水之可潴灌、穿渠池築堤塘、計畫功績不日而成、民至今賴之、行基式目南都藥園院藏本也、永仁四年從五位下、左衞門尉孝久書寫シテ世ニ弘メシモノナリ、ニ云ク、聖武天皇行基菩薩ニ勅シテ、天下ノ田畠ノ廣狹ヲ定メ、田畝ノ歩數ヲ分タシメ、米穀ノ升ヲ定メ、民ノ器服ノ分限ニ應スル制ヲ具サニ載ス、地方落穗集一ニ云、聖武帝、吉備公僧行基僧泰澄ニ勅シテ、十年ノ間タニ諸國ノ郡鄕邑里村巷ノ境ヲ分タシメ、駿州ヨリ東ハ泰澄、駿州ヨリ中國マデ行基、中國ヨリ西ハ吉備公、之ヲ分タシメ、六尺四方ヲ一歩トシ、三百歩ヲ一段トシ、十段ヲ一町トシ、及ビ石斗升合ノ升目ヲ定ム、

（頭注）地方落穗集一八丁地ノ境ニ炭ヲ埋ムルハ、吉備公等三使ニ始マル、炭ハ永ク朽サルユヘ也、三使トハ僧行基、泰澄、吉備公ノ三人ナリ

攝州名所圖繪六（六十八紙）昆陽寺ノ鐘ノ銘ニ、行基ノ世ニ益ヲ興スコトヲ載ス、（昆野寺ハ行基手ツカラ荒野ヲ開拓スルトコロナリ）鐘ノ銘ハ、天平勝寶元年二月十五日ニ、行基ノ弟子記スルトコロナリ、鐘ノ銘ハ千載ノ古ヲ不朽ニ傳フヘキモノナレハ、行基ノ行ヒヲ證スルニ足レリ、ソノ銘文長ケレハ、ソノ要ヲ摘取シテ爰ニ載ス、銘ニ云ク、行基菩薩（勅賜菩薩號也）奏聞公家、申請猪名（ノ地名也）荒野、手自開發水田百五十町、毎年勤修七十二度之神事佛事、爲太上天皇御祈所、院家地利所與、爲聾盲瘖啞孤獨貧賤也、五箇國内所建僧尼院四十九所、布施屋九所、船息二所、橋梁六所、堀河四所、漑樋三所、池十四所、塼二十所、溝流七所、大井垣一所、（池ノ類ニテ貯水養田モノナラン、）欲令蒼生得其利、コノ鐘ノ銘ノ中ニ、七十二度（七十二候ヲ以テ祭）ノ神事ヲツトムルヲ以テ、行基敬神ノ厚キヲミルヘシ、又ソノ七十二度ノ祭祀ヲナスハ、太上天皇ノタメニス、之ヲ以テ行基勤王ノ渥キヲミル、又行基手ツカラ猪名（地名）ノ荒野ヲ開拓シテ、百五十町ノ田トナシ、廢民（聾盲瘖啞ヲイフ）窮民（鰥寡孤獨及ヒ至貧也）ヲ救恤スルハ、是レ仁心ノ深キニアラスヤ、

（頭注）日本後紀嵯峨天皇三年ニ云ク、勅曰攝津國惸獨田一百五十町者故大僧正行基法師爲矜孤獨所置也、コノ惸獨田トハ昆陽寺ノ水田百五十町ナリ、

又コノ中ニ、行基世ヲ益スル法ヲ起スニ就テ、布施屋九所ト云ハ、貧民廢人ニ施シテ

イタス處九ケ所ニ設ルコトナリ、是レスナハチ貧院ナリ、又鳥羽街道北陸道ナトハ、行基多ク開キシ由シ口碑ニ遺レリ、又行基手ツカラ薬園ヲ開テ、薬草ヲ植エシ處、南都ニ薬園院アリ、城州八幡村ニ薬園寺アリ、コノ兩寺トモニ、行基薬草ヲ栽エタル處ナリ、是レ病院ヲ創立スル意アルカユヘニ、薬園ヲ開キシコトナルヘシ、千年ノ古ヘ薬大ニ乏シ、是レ薬園ヲ開クユヘンナリ、又ソノ八幡村ノ薬園寺ニハ、今ニ農民鍬等ノ農具ヲ奉納スユヘンハ、鍬ナドノ農具、行基作リ始メシ由シ、土人言ヒ傳フ、（行基不便利ノ農具ヲ便利ナル品ニ改ル類）故ニ今ニソノ便利ヲ蒙レルニヨリテ、古ヘヲ忘レス、ソノ恩ニ報フナリ、農人ノ厚キヲモ亦知ルヘシ、　問テ曰ク、前ニ僧徒千年已前ニ貧院病院ノ創立イタシシトイヘルコトハ、何ノ證アリヤ、　答テ曰ク、聖徳太子、施薬院、療病院、悲田院、敬田院ノ四個院ヲ立テ玉ヘリ、（天王寺ノ乾ノ角ニ、施薬院ヲ立テ、北ノ中央ニ療病院ヲ立テ、艮ノ角ニ悲田院ヲ立テ、敬田院ハ東西南北ノ正中ニ立ツ、コノ四個院ノコトヲ大坂ノ俗四個ト云、ソノ悲田院ノ跡ハ今ニ艮ノ角ニ遺レリ、）コノ中ニ、療病院ト施薬院トハ是レ病院ナリ、悲田院トハ是レ貧院ナリ、何ヲ以テ知ルトナレハ、悲田トハ佛教ニ立ルトコロノ三田ノ一ナリ、（三田トハ敬田ト恩田ト悲田トノ三ナリ、佛法ヲ敬フヲ敬田ト云、父母ノ恩ヲ報スルヲ恩田ト云、貧民ヲ救恤スルヲ悲田トイフ、）貧院ヲ悲田院ト名ルユヘンハ、愛スル心ノ甚キヲ悲ト名ク、田ハ物ヲ生スル義ナリ、故ニ貧民ノ苦シムヲ見テ、愛愍ノ心ヲ生スルコトハ、喩ヘハ、田ノ上ニ五穀ヲ生スルカ如クナルトコロヲ悲田ト名

ク、此レハ聖德太子僧徒□ノ敎ヲ受テ、貧院病院ヲ我皇國ニ始メ玉ヘリ、聖武帝ハ南都ノ興福寺ニ悲田院ヲ立テ玉ヘリ、ソノ後興福寺ノ悲田院ヲ移シテ、南城戸（キト）町東側ニ之ヲ立ツ、コレハ聖武帝行基トヽモニ謀テ、貧院病院ヲ立テ玉フナルヘシ、又桓武帝ノ時、悲田院施藥院等ヲ立テ玉ヘルモ、僧傳敎ニ謀リ玉フトコロナルヘシ、故ニ傳敎モ亦カノ山門ノタメニ、叡山ノ大宮谷ニ悲田院ヲ立ツ、今尚遺跡アリ、桓武帝ノ創立シ玉ヘル悲田院ノ跡ハ、今ニ於テ西京南禪寺ノ門前ニ遺存ス、如此貧院病院ノ設ケアル、ソノ源僧徒ノ法ヨリ出タリ、前ニ行基布施屋ヲ九ケ所ニ立テタルモ、小貧院ヲ立テタルモノナリ、行基貧院等ノ世ニ益アル法ヲ設ルコト、天下ニ廣ク周遊スルニ至テ、幾千トモソノ數知ルヘカラス、時ニ西洋ノ貧院病院ヨリハ、我皇國ノ悲田院療病院ノ法ハ、千歲ホド遙ニ先ダツコトナレハ、ソノ精粗ハ固ヨリ同日ノ論ナラザレドモ、聖德太子悲田院療病院等ノ四ケ院ヲ立テ玉ヒシヨリ、已ニ一千二百八十八年ニ及（明治八年ニ至ル迄）フコトナレハ、西洋ノ病院貧院トイヘトモ、我皇國ニ對シテハ誇ルヘキコトニアラス、恨クハ亂世日久シフシテ、ソノ法ヲ興スモノナキコトヲ、又傳敎ハ桓武帝ノ遷都ノコトニモ、東奔西走シテ、力ヲ竭シ功ヲ献シタルコト、一朝一夕ノ談ニアラス、先ツソノ一ヲ擧テイハヽ、元亨釋書ニ云ク、最澄（傳敎也）闢遷都之事、西走東奔、

布教博濟人民、向化者殆及千萬人、劬功難勝而計、偶到信州、險難長坂往來無館、行客常患、乃募緣置廣濟廣拯二院于美濃信濃兩國、以充行客館、民受其惠矣、之ヲ以テミレハ、傳教遷都ノコトニ奔走シテ、天下ノ民心ヲシテ、王化ノ渥キヲ知ラシメ、以テ財ヲ聚メ、遷都ノ功ヲ扶ケ奉レリ、千年ノ古ヘ、事イマタ今日ノ萬分一ヲモ開ケス、和銅四年ノ頃マテハ、錢一文ニ米六升、百文ニ米六石ホトモ求メラルヽ時ナリ、故ニ千年ノ古ヘ、奈良ノ都ヲ遷シテ、平安城トナシ、大内裏ノ御造營ヲナシ玉フコト、豈容易ナランヤ、ソノ間タノコト、一トシテ傳教係カラザルハナシ、先ツソノ大内裏ノ形ヲ計畫シ、市中ヲ九條ニ分チ、阡陌縱横棊ヲ布クカ如ク、便利ノ法ヲ出ダス、悉ク傳教ノ指麾ナリ、一條二條三條ヨリ九條マテ、市街ノ狀チヲナスハ、是レ袈裟ニ五條七條九條アリ、ソノ九條ノ袈裟ノ縱横ノ縫目ノ容チナリ、是レ傳教御造營ノ事マデ關カレル證ナラスヤ、コノ中ニ美濃信州ニ到ルト云ヘルモ、遷都ノコトニ就テ、周旋ノタメナルヘシ、然ニ千年ノ古ヘ信美ノ二國ノ間ダニ、宿屋ナクシテ、往來ノ人大ニ難澁イタスガタメニ、處々ニ廣濟院廣拯院トイヘル宿屋ヲ立テタリ、廣濟トイヒ廣拯トイヘル名ハ、宿錢ヲトラス、施シヲイタシ、往來ノ貧民ヲ拯フト云義ナリ、是レ行基ノ設ルトコロノ布施屋ト全ク同シ、コレハ宿屋ノ貧院ト名クヘキモノナリ、傳教人ヲ恤レムノ

深キ、コノ一事ヲ以テ知ルヘシ、

（頭注）西京ヲ妙法府ト名ケシコトハ、遷都ノ時、僧傳教法華經ヲ一字一石ニ書寫シ以テ王城ノ界ニ布キ、帝都鎮護ノタメニシタルユヘナリ、是レ亦傳教遷都ニ預ルノ證ナリ、

又弘法世ノタメニ益ヲナシ、功ヲ遺シタルコト、是亦擧テ數ヘガタシ、然レトモ、近世妖僧ナドヽ悪シク申シナスモノ多シ、之レガタメニ、ソノ徳隠レテ顯ハレス、今一ツノ證ヲ引テ、弘法ノ徳アルコトヲ辨スヘシ、元亨釋書ニ、讃岐ノ百姓朝廷ニ願テ、弘法ヲ呼下ストコロノ上書ヲ引テ云ク、讃州里民奏曰、有萬能池、始自去年、築之堤封、工大少成功未期、沙門空海也（弘法）我土人也、（弘法者讃岐之産也、）山中坐禪、獸馴鳥狎、因玆道俗欽風、庶民望影、居則生徒成市、出則追從如雲、今也常住京師、百姓戀之、實如父母、若聞其來、必倒屣相迎、伏請之于朝、枉之杖錫、令濟此築堤封之功、乃制許之、及空海至州不日底功、秋七月新錢二萬施空海、是レタヾ讃州ノ民ノミナラン、天下ノ民ミナ歸スルコト如此、天下ノ民如此歸依渇仰スルニ非レハ、千載ノ古ヘ高野山ノ如キ絶嶮ノ大山ヲ開キ遂クヘキコト、安ンソ容易ニ得ヘケンヤ、又如此ノ歸依ヲ蒙リシユヘ、險難ノ地ヲ平ラケントシ、或ハ水ニ乏シキ處ニ井ヲ堀ラントシ、或ハ池沼ヲ設ケテ、田ヲ養ハン

トシ、或ハ堤塘ヲ築テ、水害ヲ防カントスレハ、立チ處ニ萬民雲霞ノ如ク集リ來テ、ソノ志ヲ扶ク、故ニ卽日ニ功ヲ遂ク、ソノ成功ノ餘リ甚シク神速ナルユヘ、世人之ヲ貴テ、傳敎弘法ノ行跡ニ、不思議ノ名ヲ施ス、是レソノ不思議ノ名ハ、傳敎ヤ弘法ノ知ルトコロニアラス、

（頭注）地方落穗集ニ云ク、弘仁二年菅淸公內麿僧空海等、勅ヲ奉シテ賦稅徭役ノ事ヲ制ス、

又千年已上、或ハ戰國ノ世ニハ、橋ヲ架ケ、路普請等多ク僧徒ノ手ニ出ツ、高僧傳六十四紙十四ニ云、釋光勝醍醐帝子也、剃髮於尾州國分寺、自稱空也、性無吝嗇、天下之靈區、足跡印遍所過道路、高者削之、窪者採之架橋梁修寺宇、無水地穿義井、荒原曠野逢無主骸、拾聚火葬、時人呼市聖、祇園社記幷ニ東寺執行日記ニ、寶德二年六月、四條橋三十六間、九州ノ住人僧正等作之トイヘリ、又西京淸水ニ勸進ノ聖ト名ルアリ、米錢ヲ勸進シテ、道路ヤ橋梁等ノ修覆ヲイタスユヘニ、勸進聖ト名ク、雍州府志ニ云ク、此四條橋每朽腐、淸水寺成就院勸進聖、請諸人聚米錢而經營、是謂勸進橋、又祇園社古帳ノ中ニ、勸進聖ヘノ朝廷ヨリノ御達書ヲ載セタリ、

洛陽四條橋令斷絕候處、進一紙半錢、結緣奉加有再興志旨、言上之段被　聞食訖、然

□以勸進可遂其志之由所被仰下也、執達如件、

永正十四年八月廿四日　　美濃守

上野介

勸進聖智源

永正年ノ頃、亂世久シクツヾキ、四條橋斷絶スルヲ再興スルモノナシト見エタリ、故ニ勸進聖度ニ修覆再興ニ及ヒシコトナルヘシ、又元亨釋書（本朝高僧傳）南禪寺圓伊傳ニ云ク、

平安城第五橋（五條橋也）比年以來積潦嚙沙、派分岸圻、河流失古道、橋梁亦朽壞、往來士民久困濟渉、爰有沙門慈鐵、克幹其事、京師衆庶起信、富者施財、貧者施力、橋工始乎戊子秋、橋成乎己丑春、大凡爲佛子者、以慈悲利物爲務、是以修治道路作橋梁、我佛爲之八福田之一、

問、古ノ僧如此橋ヲ架ケ道ヲ造リ、渡シ舟ヲ儲ケ、義井ヲ堀リ、堤塘ヲ築キ、險難ノ地ヲ平ケ、貧民ヲ救ヒ、危難ヲ扶ケ、病民ヲ拯フ如キハ、釋迦ノ教ニヨリテ致スコトナリヤ、又私ニイタスコトナリヤ、答テ曰ク、是レミナ一トシテ、私ニ致スコトニアラス、佛教ニ八福田アリ、コノ八福田ノ教ヘニ依テ、橋梁ヲ架ケ、道路等ヲツクレリ、ソノ八福田トハ、

一曠路義井（於之井水）　二建造橋梁　三治平險阻

四給ニ事病人一〔不能自療者也〕　五救濟貧民　六孝ニ養父母一
七恭ニ敬三寶一　八設ニ無遮會一
コノ八事ヲ行ヘハ、未來ニ至テ、コノ八事ヨリ幸福ヲ生スルコト、田ヨリ穀ヲ生スルカ如クナルユヘ、之ヲ八福ト名ク、△第三ニ扶危救難トハ、古來僧徒戰國ノ間ニ介テ、矢石彈丸ノ中ニ立チ、危キヲ扶ケ難ヲ救ヒシコト、勝テ數ヘカタシ、今ソノ五三ヲ擧レハ、毛利輝元、徳川家康ノ仇敵タルヲ以テ、天下ニ匿ルヽ處ナシ又匿クスモノナシ、獨リ西京興正寺ノミ輝元ヲ容レ、終ニ輝元剃髮セシメ、名ヲ宗瑞ト改メシヨリ、興正寺家康ノ陣中ニ至リ〔陣ニ于伏水一〕(井伊直)伊井尚政ヲシテ、家康カ怨ヲ解カシム、因テ興正寺、輝元ヲ導テ、家康ニ謁セシメ、且ツ興正寺直ニ家康ニ乞テ、舊領ノ内防長兩國ヲ領セシムルニ至ル、コノ由緒ニ依テ、興正寺二男ヲ招請シテ、長州萩ニ寺ヲ創立ス、今ノ清光寺是レナリ、　又肥前佐賀城主鍋島信濃守(直)尚茂、關ケ原ノ戰ノ故ニヨリテ、大坂ニテ捕ハレタリ、コノ時西京北山圓光寺開山元佶、之ヲ徳川家康ニ說テ、忽チ家康ノ怨ミ氷解セリ、因テ鍋島家本領安堵ニ至レリ、〔本願寺准如モ亦コノ事ニヨリテ、力ヲ竭シ周旋ス、〕依レ之元佶ヲ佐賀ニ招請シテ、一寺ヲ創立ス、只今ノ三岳寺是レナリ、家康モ亦元佶ヲ賞シテ、足利ノ學校ヲ與フ、只今ノ北山ノ圓光寺是也、〔古ヘ戰國ニハ書籍學統絕ヘ易キユヘ、寺ヲ學校ト定ム、〕又細川幽齋、丹後ノ田邊籠城ノ

危急ニ迫マリタル時、烏丸光廣ヲ以テ勅使ニ差シ向ケラレ、若シ幽齋死スレハ、古今三鳥ノ傳絶ユルニ由テ、幽齋ヲ殺ストキハ、朝敵タルヘシトノ勅命アリシユヘ、幽齋死ヲ免レタリ、コノ事ヲ謀リシモノハ、西京南禪寺天授菴雲岳ナリ、コノ由ニテ、天授菴ヲ以テ、幽齋夫婦ノ墓所トス、天授菴烏丸家ト曾テ通家タリシモ、コノユヘンナリ、

又豐臣秀吉朝鮮ヲ伐ントス、西京相國寺中興西笑、之ヲ諫ムレトモ秀吉從ハズ、終ニ出陣ス、故ニ坐視スルニ忍ヒス小西幸(ユキ)永ニ從テ、西笑朝鮮ニ至リ、小西カ陣ニ居テ周旋ス、後チ秀次ノ時、朝鮮ト和ヲ乞フニ至テ、西笑、宗對馬守祖先ト共ニ謀テ大ニ功アリ、西笑ニ於テ、コノ功アルヲ以テ、徳川家ノ時對馬ニ於テ、以酊菴［以丁酉歳立此菴故名以酊菴焉］ヲ立テ、相國寺天龍寺等ノ五山ヲ以テ、以酊菴ノ輪番トシ、以テ朝鮮人來朝ノコトヲ司サトラシム、

又高倉帝ノ時、南都ノ僧、勅ヲ受テ、平氏ノ軍ヲ防キ、王室ヲ扶ケタリ、又後醍醐帝ノ時、叡山ノ僧、皇居ヲ兩度山ニ移シ奉リ、兵ヲ擧テ賊ヲ防キシコトアリ、

又徳川家二百五十年ノ治世ヲイタシタルハ、家康ノ功タルコトハ申スマデモナキコトナレドモ、陰ニ家康ノ創業ヲ助ケタルハ、是レ僧天海僧崇傳ナリ、ソノ家康ヲ扶ケタル事蹟太タ多ケレハ、一々數ヘツクシカタシ、故ニ徳川家コノ二僧ヲ厚ク寵シ重ク用ヰタルヲ以テ、家康ノ創業ヲ扶ケ功アルコトヲ推シテ知ラシムヘシ、家康

病重シ、天海ヲ駿府ニ招キ、遺命シテ曰ク、予忝持天下付世於秀忠、偏是非師之所庇乎、右ノ如ク、家康ヨリ寵遇ヲ蒙レルトコロノ功アルヲ以テ、東照宮ノ神號ヲ賜ハル時、天海ヲ正使トシ、板倉内膳正源重正(昌)ヲ以テ副使トス、德川家天海ヲ優待スル尋常ニアラサルコト、以テミルヘシ、又寛永十癸酉年、家光曰ク、以天海是東照宮之師、我亦師之、然天海世壽甚高頽齡可惜、如此天海ニ於テ、家康家光ノ寵遇スルユヘンハ、國家ノタメニ益ヲナシタル大功アルユヘナラスヤ、是レ寛永寺及ヒ日光山等ノ大擧アルユヘンナリ、

又金池(地下同ジ)院崇傳ノ事ハ、家康楓山ニ庵室ヲ造リ、崇傳ヲ招請シテ之ニ居ラシメ、創政ノコト大小トナク、崇傳ニ謀ラサルハナシ、而シテ三代家光ノ時ニ至テ、尚城内楓山也ニ居ル、故ニ家光モ亦大小トナク、事々崇傳ニ問ハサルハナシ、德川家ノ政定マルヲ待テ、崇傳楓山ヲ辭シ去ル、ソノ去ル楓山ノ日ニ於テ、楓山ノ楓樹ヲ以テ、家光命シテ之ヲ金池院ノ庭ニ移シ栽ヱシメ、曾テ楓山ニ居留セシ遺蹤ヲ知ラシム、今ニソノ楓樹金池院ニ遺存ス、家光崇傳ヲ追慕スルノ深キ以テミルヘシ、又家光崇傳ノ功ヲ賞シテ、諸宗ノ僧錄トス、然レトモ謙遜シテ辭之、終ニ禪宗臨濟十山ノ僧錄トナル、時ニ人アリテ問テ曰ク、本願寺ノ如キハ、世ノタメニ害ノミアリテ、毫モ國益ナシ、ソノユヘハ、天

下ニ比類ナキ大殿巨室ヲ立テ、從來分限ニ過キタル人ヲ抱ヘ、驕奢尊大ヲ究メ、民ノ膏血ヲ絞リ取ル、如何ソ之ヲ益トイフヘケンヤ、答テ曰ク、末ヲ以テ始メヲ咎メハ、天下ニ善ト稱スヘキモノナカルヘシ、堯舜ノ末ニ桀紂出テタルヲ以テ、惡王トイハヽ、誰ヲカ聖ト云ヘキゾ、本願寺モ之ヨリ二百五十年已前ニ泝リミレハ、平々タル一小寺ナリ、西京ノ西山ノ久遠寺ノ今日ノ佛堂、卽是レ元和年已前ノ本願寺ノ開山堂ナリ、之ヲ以テ、元和已前ノ本願寺ノ微々タルコト推シテ知ルヘシ、然ルニ、德川家ノ初政ノ時ニ方テ、桃山ト聚樂トノ兩處ニ、豐臣秀吉ノ遺室アリ、ソノ大ナルモノハ、之ヲ分チ取テ、兩本願寺ニ配リ與ヘ、以テ王城ノ繁華ノ助ケニ充ツ、時ニ本願寺ソノ故將軍ノ大宅巨閣ノ讓リヲ受テハ、從前ノ小佛堂ノ儘ニテハ、佛堂ト居宅ト釣リ合ハザル處ヨリ、終ニ今日ノ大佛堂トハ相ヒ成レリ、佛堂居宅マデ、大堂大宅ニ改マリタル上ヘハ、少人數ニテハ諸事コト〴〵ク行ハレサルユヘ、終ニ多人數抱ヘオクコトヽハ相成レリ、之レヨリシテ自然ニ華麗奢侈ノ弊モ生レタリ、蓋シコノ弊ヲ釀シタルモノハ、德川家康ナラスヤ、然レドモ家康兩本願寺ヲ厚ク寵遇シタルヲ以テ、天下ノ民心草ノ風ニ靡クカ如ク、悅ヒ服ス、創業ヲ助ケタルノ功實ニ大ナリ、故ニ世人ハ本願寺ヲ詠メテ、驕奢トイハンモ、家康ヨリハ創業ヲ扶ケタル益法トイハスンハ有ル

ヘカラス、東本願寺ハ、屢々回祿ノ災ヲ經タレトモ、西本願寺ハ昔ノ儘ノ臺閣ヲ持チ傳ヘタリ、黒書院、白書院、玄關、對面所、虎ノ間、波ノ間、首級實驗ノ間、臺所、唐門、舞臺、飛雲閣等、一トシテ本願寺己レ自ッ壯大華麗ヲ好テ造營シタルニハアラス、秀吉遺室ノソノ儘ヲ全フイタシタルモノナリ、如此ノ名所舊跡アルヲ以テ、遠國近國ヨリ人民輻湊シ、毎年西京ノ繁昌ヲ扶クルコト、五百萬ヤ三百萬ノコトニハアラサルヘシ、コノ理ヨリイヘハ、本願寺ハ西京ノ第一等ノ商法タルヘシ、從來久シク王城ノ繁華ヲ扶ケ、西京ノ貨幣融通ノ大用ヲナシ來レハ、只徒ラニ本願寺大殿巨宅ナルニハアラス、又伊勢參宮ト本願寺參詣トニ依テ、毎年道中茶店宿々ニ至ルマテ、活計ヲ扶クルコト、ソノ益擧テ數ヘカタシ、又本願寺ニ民財ヲ投スルヲ以テ、物議群カリ起レトモ、本願寺ヘ納マリシ金ハ、一日モ本願寺ヘ脚ヲ止ムルニアラス、朝ニ入テ夕ベニ出テ、悉ク西京ヲ潤シテ、ソノ末又々元ノ諸國ヘ立チカヘルヘシ、一錢モ畜（蓄）積シテ私有スルニアラス、是レ兩本願寺ヲ古來借財ノ問屋ト稱シテ、借財ノ角力附ケニハ、兩本願寺ヲ大關トスルユヘンナリ、時ニ僧中ニ於テ、勤王ノ功ヲイヘハ、恐クハ本願寺ノ勤王ヨリ大ナルハアルヘカラス、ソノ故ハ後柏原天皇、後奈良天皇、正親町天皇、コノ御三代ノ時、朝廷必死ノ御困乏ニテ、素ヨリ戰國トイヒ、別シテ後柏原天皇御卽位前後、

天下ノ儀僅二十餘年ニ及ヒ、御卽位ノ式難被爲行、（明應年前後二十年餘ノ儀僅也）ソノ節西三條實隆ト謀テ、本願寺實如御卽位料ヲ調献ス、因テ大永元年十二月廿三日、後柏原天皇ノ御卽位ノ式行ハセラレタリ、ソノ時、コノ功ヲ賞セラレ、菊桐ノ御紋幷ニ紅衣ヲ賜ハル、追テ勅シテ門跡ヲ賜フ、又天文十九庚戌ノ正月十九日、勅シテ二品ニ叙セラル、又大永七年後奈良天皇御卽位料、大内義隆之ヲ調献ス、本願寺證如ソノ缺乏シ玉ヘルトコロ、悉ク之ヲ補助シ奉レリ、ソノ節本願寺ヘ直叙法眼ヲ以テ、永世ニ賜ハル、又永祿三年庚申二月十五日、正親町天皇御卽位ニ臨マセラレ、足利家衰ヘ、ソノ式行ハセラレガタク、依テ本願寺顯如、毛利元就ヲ勸メテ御卽位料ヲ調献セシム、又本願寺准如、鍋島信濃守尙(直)茂、大坂ニ捕ハルヽニ方テ、井伊尙(直)政ト謀テ、關ケ原ノ怨ミヲ說カシメ、家康ノ怒リ弛ムニ至ル、是レ本願寺ト鍋島家ト從來通家タルユヘンナリ、時ニ我朝ハ一千五百年ノ古マデハ、醫術藥方未タ開ケス、允恭帝巳後、新羅百濟ヨリ醫ヲ貢ルト雖、醫方尙未タ精ナラス、聖武帝ノ時、僧鑒眞醫術ヲ傳ヘ、製藥ノ法ヲ授ケショリ、我朝醫道大ニ開ケ、藥品精シクスルトコロノ道ヲ興セリ、皇國名醫傳前篇上ニ云ク、僧鑒眞能醫、寮(療)皇太后不豫有功、賜備前水田一百町、時未能精西土藥品、鑒眞爲辨定之、邦人倣之醫道益開、世傳鑒上人之秘方、又祀其鑒眞像、之ヲ以テ千歲ノ上ヨリ、我朝ノ醫

藥ノ道ノ開ケタルハ、僧徒ニ出テタルコトヲ知ルヘシ、僧中ニ醫ヲ能クスルモノ、何ソタヾ鑒眞ノミナランヤ、コノ名醫傳中ニ、僧中ニ醫ヲ能スルモノ四十二人ヲ載ス、（コノ中六人ハ、新羅百濟ヨリ歸化ノ僧也、）コノ外、諸傳ニ洩レタルモノモ定テ多カルヘシ、然ニ右ノ醫僧ハ、何レモ戒學俊秀ノ高德ナリ、何ユヘニ醫ヲ能クスルゾトイヘハ、夫レ佛敎ハ捨レ惡求レ善ノ外ナシ、ソノ善タル苦ヲ救フヲ最大トス、病ハ苦ノ最大タリ、故ニ八福田ノ中ニ給二事ス病人一之ヲ第四ノ福田トシ、有依ノ七福業ノ中ニ施二ス病人一之ヲソノ福業ノ一トス、是ヲ以テ古ノ高僧知識爭テ醫ヲ學ヘリ、今ヤ闕如ス可レ恨、△第四ニ創二産桑茶一ノ功トハ、此ヨリ五百年千年已上ニ泝リミルニ、絹服ヲ用ルモノハ、纔ニ天子百官アルノミ、コノ時ニ方テ、天下ノ寺院、綺羅錦繡ノ佛帳ヲ帳リ、袈裟法服ニ絹布ヲ用ル法、隆ニ開ケタル處ヨリ、養蠶ノ法モ亦大ニ起レリ、モシ用ル道興ラスンハ、何ソ産スル道大ニ興ランヤ、然レハ袈裟佛帳ノタメニ、天下ノ織屋染屋染具（藍紅花繪具）等ノ諸職諸産物ヲ大ニ興スモ、亦一箇ノ經濟法ナラスヤ、（桑ヲ栽ユルハ僧徒ノ創業ニアラス、茶ヲ始メテ造ル便ニ因テ語ヲナス、）茶ヲ僧徒ノ始メテ産シ出ストハ、茶ノ木ハ我日本ニ本ヨリアレトモ、是レ茶ノ木タルコトヲ知ルモノナシ、桓武帝ノ時、傳敎茶ノ木ヲ持チ歸テ、江州坂本ニ栽ユ（日吉社記ニミユ）大同元年、僧弘法モ亦茶ノ木ヲ持チ歸リ、弘仁元年ニ至テ、茶ヲ　嵯峨帝ニ獻ス、（コレモ日吉社記ニ見エタリ）又

建仁寺ノ榮西歸朝ノ時、茶ノ種ヲ持チ歸テ、之ヲ筑前ノ背振山ニ種ユ、（東鑑ニミユ）後チ栂尾ノ明惠ノ背振山ノ茶ヲ、栂尾ト宇治トニ分チ種エシ由シ、鳥鼠同穴集ニ見エタリ、而シテ明惠之ヲ蒸シ、之ヲ焙法ヲ發明シ、茶ヲ製スル法ヲ大ニ弘メタリ、故ニ宋人ノ詩ニ幸得二栂山信一初嘗二日本茶一、（栂山トハ栂尾ナリ）コレハ明惠手製ノ茶ヲ宋朝ニ贈ラレシユヘ、コノ詩アルヘシ、應仁文明ノ頃紫野ノ大德寺ノ眞珠菴ニ、珠光トイヘル僧アリ、始メテ茶湯法ヲ發明ス、故ニコノ珠光ヲ初祖トシテ、天下ニ茶道ノ宗匠タルモノ、二百四十五人出タリ、依レ之上ハ天子ヨリ、下諸侯庶人ニ至ルマデ、茶ヲ貴ヒ用キタルユヘ、茶ヲ上中下ニ分テ、百段ニ甲乙ノ製法ガ精ク相立テリ、茶道ナクンハ、製法モ精シカラス、又茶ヲ産スルコトモ、廣ク隆ナラサルヘシ、若シ茶ヲ製スルコト精シカラス、又茶ヲ産スルコト廣カラスンハ、今日萬國通商ノ時ニ方テ、何ヲ以テ至要ノ商品トシ玉ヘルヤ、幸ニ茶ト絲ト數百年已來之ヲ産スル道開ケタルユヘ、茶ト絲トノ二品カ、外國通商ノ第一等ノ品タルニアラスヤ、然ニ茶ノ種ヲ支那ヨリ我國ニ移シ種タルモ、僧ナリ、又茶ヲ製スル法ヲ始メタルモ僧ナリ、又茶道ヲ始メ、茶ニ上中下ノ別ヲ廣ク立テタルモ僧ナリ、然レハ通商第一ノ國益ノ品ヲ設ケタルハ、是レ僧ニアラスヤ、△第五ニ教授傳續ノ功トハ、千年ノ古ヘヨリ、三百年已前マテハ、習書讀書ノ教授ノコ

トハ、僧徒ニテ專ラ掌ドリシコトナリ、僧徒ニテ教授スルトコロハ今日ノ手習ヒ素讀ノ指南スル類ニアラス、タトヒ童蒙ニ教授スルトイヘトモ、ソノ教師タル人ハ、弘法安然ノ如キ高德ノ僧ナリ、ソノユヘハ、貝物知ヤ學者ニ育ツル教授ニアラス、一字一句ヲ教授スルモ、悉ク是レ勸善懲惡ノタメニス、故ニ安然童子教ヲツクリ、弘法いろはヲツクリ、及ヒ實語教ヲツクル類ヒニテ、一トシテ勸善懲惡ノ教授ニアラサルハナシ、尙又應仁ヨリ元龜天正ノ亂世ノ間タニ至テハ、人々ミナ武ノミニ志シテ、文ニ志サスモノナシ、コノ久シキ亂世ノ間タニ、學文ノ法ヲ傳ヘ續ケシハ、是レ僧徒アルノミ、故ニ今ニ生徒ノ始メテ師家ノ門ニ入ルヲ、寺入ト稱シ、生徒ヲ稱シテ寺子ト名ケタリ、亂世ニハ學術書藉二ツナカラ寺院ニアラサレハ傳ハザル(マヽ)ユヘ、足利家ノ學校ハ僧家ニ定メ置キタリ、一ハ西京北山圓光寺、一ハ野州吉連川(喜)ニ存ス、二ツ共ニ、足利ノ學校ニテ僧家ニテ持傳ヘタリ、然ニ吉連川ノ學校ハ戊辰以來僧ヲ廢セラレタリ

△第六ニ創二造シ和訓一令レ便二日用一ノ功トハ、和訓トハ、今日ノ日用ニ使フトコロノ言語ナリ、寒暖慶吊ヲ陳ル挨拶ノ語ガ、ソノマヽ和訓ナリ、漢字ヲ以テ、日本ノ語ニ譯スユヘ、和訓ト名ク、コノ和訓ハ僧徒ノ始メテ設ルトコロナリ、何ヲ以テ知ルトナレハ、都テ音韻ノ學ハ和漢兩國トモニ僧家ノ手ヨリ出テサルハナシ、ソノ音韻ノ學ハ悉曇(シツタン)ト韻鏡トノ二法ナリ、故ニ文献通考百八十九ニ云ク、音韻ノ學自二佛法行(ハレシ)於中國一、得二西域梵

書、能以十四字（四十一字ノ誤）貫一切音、又得三十六字母、而音韻之道始備、コノ中ニ、四十七字トイフハ悉曇學ナリ、三十六字母トイフハ、韻鏡學ナリ、同百九十ニ云ク、切韻之學、自漢以前、人皆不識、自西域（天竺）流入中國、釋氏能言之、七音序略ニ云ク、七音之作、起自西域、梵僧（稱天竺曰梵）以之教傳天下、事物紀原（書名）及ヒ沈存中筆談等ノ書モ、亦同ク音韻反切ノ學ハ、印度ヨリ始メテ支那ニ傳ハルトイヘリ、之ヲ以テミレハ、我　皇國ノ音韻ノ學ハ、僧徒ヨリ始マルコト分明ナリ、ソノ音韻ノ學ハ、是レアイウエヲ等ノ五十音ナリ、コノ五十音ハ、是レ悉曇ナリ、然ニ世人動モスレハ、五十音ヲ以テ我國固有ノ音トスレトモ、コレハ我國ヲ立派ニ致サントシテ、却テ贔負倒シヲイタスコトニ相成ルヘシ、タトヒ他國ノ法ヲ移シ用ルモ、何ソ愧ツヘキコトナランヤ、今日ハ外國ノ法ヲ以テ、國政ニ移シ用ルホドニ開ケタルニ方テ、音韻家ノ如キ小細ノ事ハ、他國ヨリ來レルヲ用ルトスルモ、何ソ國ヲ辱カシムルコトナランヤ、因テコノ五十音ハ、是レソノ本悉曇ヨリ出ルコトヲ辨スヘシ、夫レ千年已上ノコトハ、國典ヨリ外ニ取ルヘキモノナシ、然ニ千年已上ノ書ニ於テ、悉曇ヨリ外ニ五十ノ數ヲ整ヘタル音見エズ、（是一）又千年已上ノ書ニ於テ、五十音ヲ以テ、阿ノ行ヲ阿行ニ鏁合ハセ、加行ヲ加ノ行ニ鏁リ合セタル音韻ノ規則アルヲミス、（是二）又千年已上ノ書ニ於テ、五十音ヲ以テ反切ニ

用ル法則アルヲミス、是三、又千年已上ノ書ニ於テ五十音ヲ以テ五音脣舌牙歯喉ニ配當シタル法則アルヲミス、是四、又千年已上ノ書ニ於テ、五十音ヲ以テ、音便ニヨリテ用ル法則アルヲミス、是五、音韻ノ法ニ於テ、コノ五則アルコトノ知ラレタルハ、我國ニ於テ、悉曇ノ法傳ハリシ已後ニアリ、然ニコノ五則アラザル神代ヨリシテ、自然ニコノ五則ノ音韻ニ則ルモノ、是レ我皇國ノ音韻ノ妙ヲ具ヘタルトコロナリ、乍レ去悉曇ノ法開ケズンハ、神代ヨリノ音韻、コノ五則ニ則ルコト何ヲ以テ知ルヘケンヤ、タトヘハ我國ニ茶ノ木本ヨリ有リシコトナレドモ、僧榮西明惠茶ノ種ヲ移シ種エズンバ、是レソノ茶ノ木タルコト顯ハレサルカ如シ、夫レ和訓ヲ施スハ、是レ音韻ノ學ニヨラザルハナシ、ソノ音韻ノ學ハ、千年已上ニアリテハ、僧徒ヨリ外ニ知ルモノナシ、故ニ千年ノ古ヘ和訓ヲ設ケシモノハ、是レ僧徒タルコトヲ知ルヘシ、コノ和訓ヲ以テ、僧家ノ手ニテ創設シタルユヘンヲ、尙更ニ一段委シクイハヽ、コノ和訓ヲ設クルニ、四例一則アリ、ソノ四例トハ、一ニ有字無音訓、二ニ無字有音ノ訓、三ニ音便ノ訓、四ニ通音ノ訓、ソノ一則トハ、天竺語ヲ以テ往々和訓トイタスモノアリ、是レ僧徒ニテ和訓ヲ設ケタル一ノ證ナリ、先ツ一ニ有字無音ノ訓トハ、之ヲ辨スルニ國名ト郡名ト村名トノ和訓ノ例ヲ擧クヘシ、設ヘハ國ノ名ニ出雲トイルハ、字ノ如ク讀マバ、イヅルク

［モ］ノ五字ノ音ナリ、然ルニ［ル］クノ二字ヲ讀マスシテ、之ヲ［イヅモ］ト三字ノ音ニ讀ム如キハ、是レソノ［ルク］ノ二字ハ讀マザレトモ、［ル］クトイヘル字アルユヘニ、有字ト名ク、而シテソノルクノ二字ノ音ヲ省テ讀マザルユヘニ、無音ト名ク、之ヲ有字無音ノ訓ト名ク、是レ字ガ有リナガラ、ソノ字ノ音ヲ讀マザルユヘナリ、又郡ノ名ニ出石（イツシ）トイヘル如キハ、具サニイハヽ、［イヅルイシ］ノ五字ノ音ナリ、而シテルイノ二字ノ音ヲ省テヨマズ、又越中ノ村ノ名ニ今石動（イスルギ）トイヘル如キハ、具サニイハヽ［イマイシウゴキ］ノ七字ノ音ナリ、而シテ之ヲ四字ノ音ヲ以テ、ヨム如キハ、是レ有字無音ノ訓ナリ、○二ニ無字有音ノ訓トハ、設ヘハ國ノ名ニ美作（ミマサカ）トイヘル如キハ、文字ノ如クヨマバ、［ミサク］ノ三字ノ音ナリ、而ルニ［マ］ノ字ナクシテ、［マ］ノ音有リ、故ニ無字有音ト名ク、又村ノ名ニ田邊（タナベ）トイヘル如キハ、文字ノ如クヨマバ、［タベ］ノ二字ノ音ナリ、而ルニ［ナ］ノ字無クシテ［ナ］ノ音アリ、是レ亦無字有音ナリ、○三ニ音便ノ訓トハ、設ヘハ相模（サツマ）ヲ［サ］［ガミ］トヨミ、播磨（マヽ）ヲ［ハリマ］トヨミ、信樂（シンラク）ヲ［シガラキ］トヨム如シ、上ノ音ヨリ下ノ音ヘ讀ミ下ス響キノ便利ニヨリテ、異音（不二相通一音也）ニ轉シテ讀ムユヘ、音便訓ト名ク、コレニハ口授アリ、○四ニ相通ノ訓トハ、安積ヲ［アサカ］トヨミ、筑摩（チクマ）ヲ［ツクマ］トヨムガ如キハ、相通ノ同音ニ轉シテヨムカユヘニ、相通ノ訓ト名ク、時ニコノ四例ハ、悉ク音便ノ訓

ナレトモ、餘ノ三例ハ別ニ名クヘキアリ、タヾ第三ノ音便ノ訓ノミ、別ニ名クヘキ名ナシ、故ニコノ四例ノ總名ヲ取テ、音便訓ト名ク、實ハコノ四例悉ク音便ノ訓ナリ、問テ曰ク、コノ四例ノ外ニ、別ニ一則アリトイヘルハ、如何ナル和訓ノ法ナリヤ、答テ曰ク、ソモ〳〵コノ和訓ニ就テ、音ト義トノ二ツアリ、上ノ四例ハ、音韻ニ就テ設ル法ナリ、ソノ義ニ就テ設ルニ五例アリ、一ニ契約ノ訓ト、二ニ自然ノ訓、三ニ合成ノ訓、四ニ音轉ノ訓、五ニ略語ノ訓、コノ中ノ音轉訓ヲ以テ、今コヽニ云トコロノ一則トス、ソノ音轉ノ訓トハ、文字ノ音ヲ、ソノマヽ訓ニ轉用シ用ル法ナリ、タトヘハ文ノ字ヲ「フミ」ト訓シ、錢ヲ「ゼニ」ト訓シ、蟬ヲ「セミ」トイヘル如キハ、古ノ音ナリ、古ヘハ「ン」ノ字ヲ用キズ、故ニ蘭ヲ「ラニ」トヨミ、蟬ヲ「セミ」トヨミ、文ヲ「フミ」トヨム、是レ字ノ音ナリ、ソノ音ヲ轉シテ、訓トナスユヘ、音轉訓ト名ク、鴨ヲ「アヒル」ト訓スル如キハ、鴨ハ初メ阿弗利伽ヨリ渡レルユヘ、ソノアフリカノ音ヲ轉シテ、「アヒル」ト訓ス、又天ヲ「ソラ」ト訓スルハ、印度ニ天ヲ素洛ト名ル音ヲ取レリ、父ヲ「チヽ」ト訓シ、或ハ「トヽ」ト訓シ、或ハ「テヽ」ト訓スルハ、父ノ印度語ヲ多々ト名ルニヨレリ、コレハタチツテトノ相通ノ音ニヨリテ轉用ス、又猿ノ印度語ヲ摩斯陀ト云（陀ヲ「ラ」トヨム是レ音便ナリ）、故ニ猿ノ和訓ヲ「マシラ」ト名ク、鳥ノ印度語ヲ伽羅斯ト名ク又烏ノ印度語ヲ伽和羅ト名ク、今之ニ依レリ、コノ外ニ和訓ノ印度

語ニヨルモノ多シ、コレモ亦和訓ヲ設ルコトハ、僧家ノ手ヨリ出テタル證ナラスヤ、

（頭注） 被ノ字ヲ和訓ニハライト名ルハ印度ニ罪ヲ除キ淨ムルヲ波羅夷ト名ルニヨレリ、後人[イ]ノ音活用セザルヲ以テ[ヒ]ニ轉ス

コノ四例一則ヲ以テミルトキハ、和訓ヲ創造シタルハ、是レ僧家タルコト異論アルヘカラス、統テ音韻ノ學ハ、悉曇ヨリ出タルユヘ、我皇國ノ語學ノ初祖タルモ、是レ僧契沖（マヽ）ナラスヤ、ソノ後語學ヲ大ニ興シタルモノハ、本居宣長ナリ、コノ本居、語學ニ發明スル處アルモ、悉曇ノ力ナリ、本居ハ叡山ノ慈眼堂僧寂然ニ悉曇ヲ學フ、然レトモ、悉曇音便連聲ノ法ヲ知ラサルカユヘニ、終ニ[ヲ]ト[オ]トノ二字ノ音ノ輕重ヲ大ニ謬レリ、コノ悉曇ノ音便法ヲ以テ、和訓ヲ設ケタルユヘ、村名ニ今石動（イマイシウゴキ）ト七字ノ音ニ唱フヘキヲ、[イスルギ]ト短ク呼ビ、國ノ名ニ出雲（イヅルクモ）ト唱フヘキヲ[イヅモ]ト短ク呼フカ如キ類ニテ、都テ長キ語ヲ短ク約メテ唱ヘ易カラシメ、千年已來上（ミ）天子ヨリ、邊鄙ノ端端マテ、日々時々刻々事々物々ノ名（和訓ナリ）ヲ呼フニ便利ナラシムルコト、是レ僧家ノ餘惠ナラサルハナシ、△第七ニ開二勝地名場一令三其地繁（ナメ）昌一ノ功トハ、ソモ〳〵物ノ勢ヒ盛大ニ至ルハ、必ス衆物輻湊スルニアリ、タトヘハ百萬ノ大軍タリトモ、遠ク離散シテハ、孤軍ニモ及ハサルヘシ、一處ニ輻湊スルニ至テ、域ヲ破リ國ヲ敗ルヘキ大用

アリ、天下ノ人民ノ繁昌イタスモ、一處ニ輻湊スルヲ以テナリ、若シ大坂ノ十萬戸ヲ以テ、之ヲ百ケ處千ケ處ニ分チ置カハ、必ス從來ノ繁昌ニ至ルヘカラス、一處ニアツマレルヲ以テ、今日ノ繁昌ニ至レリ、故ニ國ノ繁昌スルハ、人民ノ輻湊スル處ヲ多ク設ルニ及クハナシ、然ニ古ヘヨリ、諸國ニ於テ人ノ輻湊スルハ、名山靈場ニアラスヤ、先ツ東京ナレハ淺草ノ觀音、上野ノ寛永寺、兩國ノ回向院ヲ以テ輻湊ノ地トス、ソノ中ニ、淺草ノ觀音ノ如キハ、日々十萬以上ノ人輻湊イタセリ、若シ一人ゴトニ平均シテ、金一歩宛（或ハ一兩遣ヒ捨ルモアリ、二歩三歩ツカヒ捨ルモアリ、之ヲ平均スルナリ）遣ヒ捨ルトスレハ、一日ニ觀音參詣ノ道筋ヨリ、淺草近邊ノ潤ヒトナルコト二萬五千兩餘トナル、故ニ一ケ年ノ總計九百十二萬五千兩ナリ、コノ九百十二萬五千兩ハ、日々商人ノ手ニ渡テ、利ヨリ利ヲ生シ、孫利孫々利ト段々倍シテ、利ニ利ヲ累ヌルユヘ、一歳ノ元利ノ總高ニテハ、何億萬トモ數ノ知レサル國ノ大融通ヲ生スヘシ、然ニ若シ人アリテ、淺草ノ觀音ノ境內ノ廣キヲミテ、之ヲ無用ノ費トシテ、觀音ヲ取リ除ケ、桑茶ヲ植エ附ケルトモ、ソノ桑茶ヨリ收マルトコロノ益ハ、千金ニハ過キサルヘシ、ソノ千兩ノ桑茶ノ益ト、九百十二萬五千兩ノ觀音參詣ノ潤ヒト、ソノ損益相隔ルコト幾クナリヤ、是レスナハチ一ヲ取テ萬ヲ失フ、天下大經濟ニアラス、千兩ノ桑茶ノ益ヲ棄テヽ、觀音ヲ立テ置キ、九百十二

萬五千兩ノ利ヲ收ム、是レイハユル一粒萬倍ノ利ヲ得ルノ術ナリ、天下ノ大經濟ヲ治ルモノハ、天下三千萬ノ人民ノ得ルトコロノ利ヲ束ネテ、大藏省ノ益ト見ザルコトヲ得ス、然レハ天下廣シトイヘトモ、大藏省ノ商法ノ中ニ、コノ觀音ニ肩ヲ並フル程ノ商法モ亦外ニナカルヘシ、故ニコノ觀音ハ、天下國家ノ大商法ナリ、又從來西京ノ繁昌イタシタルモ、全ク諸寺諸山アルヲ以テナリ、西京ハ久シク武家ノ出入ヲ禁シタレハ、商人ト諸寺諸山へ參詣致スモノヨリ外ニ更ニ無之、故ニ西京ノ繁昌ハ八分諸寺諸山アルニ依レリ、又信州ノ善光寺宿ノ如キ邊鄙ニテ、信州第一等ノ繁昌イタスモノハ、善光寺アルヲ以テナリ、然レハ善光寺モ亦是レ信州第一等ノ商法タルヘシ、又南都ノ如キ邊鄙ナレトモ、諸寺ノ名勝舊跡アルヲ以テ、數萬家ノ生活ヲ助ク、又高野山、甲州ノ身延山、大和ノ大峰山、城州ノ愛宕山、伊豫ノ石鐵山、肥後ノ本妙寺、讃岐ノ金毘羅、紀州ノ紀三井寺、播州ノ書寫山、江州石山寺、遠州ノ秋葉山、相州ノ道了、濃州ノ谷汲、大和ノ多武峰、上州ノ日光山、成田ノ不動等、何レモ從來人民輻湊スル處ニテ、ソノ地ノ繁昌ヲ成シ來レリ、時ニ出羽ノ羽倉山(マヽ)、月山、湯殿山、コレヲ出羽ノ三山ト稱ス、コノ三山イヅレモ人民輻湊ノ地ナリ、然ニ出羽ノ山形縣ハ、從來他國ヨリ毎年平均シテ來ルトコロノ金ガ、三十萬兩トス、ソノ内十萬兩ハ紅花ニテ納マルトコロ

ノ益ナリ、十萬兩ハ商法ニテ得ルトコロノ益ナリ、十萬兩ハ湯殿山ヘ參詣イタストコロノ旅人ヨリ得ルトコロノ益ナリ、然ル處、紅花ハ舶來紅ノタメニ妨ケラレテ、賣リ出スヘキ路塞ガリ、湯殿山ハ佛像取リ除ケシ已來、參詣人ナキコトニ至レハ、山形縣ノ衰微二十萬兩ニ及フ理ナラスヤ、故ニ之ヨリ已前ニ泝リミレハ、湯殿山モ十萬兩ノ商法ニ、自ラ相備ハレリ、遠州ノ秋葉山ノ如キモ、佛像ヲ可睡齋（寺ノ名也、コレハ秋葉山ノ元ノ本寺）ニ移シタル處、秋葉山俄ニ衰ヘ、却テ可睡齋繁昌イタスコトニ至レリ、相州ノ石尊、或ハ筑波山ノ觀音ヲ麓ニ引キ卸シタル處、山上俄ニ衰ヘ、麓俄ニ繁昌イタシ、筑波山ノ麓ニハ、俄宿屋マテ出來タルホドニ至リシ由シ、東京ノ愛宕山、山王社、或ハ西京ノ愛宕山、石淸水、ソノ餘全國ニ及テ、佛像テ取リ除ケシ處、俄ニ見ル影モナキホドニ衰ヘタリ、依之、我日本全國ノ金錢融通ノ障リタルコト、幾クソヤ、又神德ヲ損シ、民ノ信仰ヲ失ヒ玉ヒタルコトモ亦幾クソヤ、是レ神德貴カラサルニハアラス、佛ケ神ヨリ貴キト申スニハアラス、タヾ千載以前ヨリ人民ノ信シ習ハセ來ル處ノ情ニ引カルヽ故ナリ、依之、仰キ願クハ、今日外教ノ患ヒ迫マリ至レハ、神佛共ニ人心ノ離レサルヤウニ心ヲ用ヰ玉ヒ度、且又如此諸民ノ輻湊スヘキ處ヲ、今日新ニ拵ヘントシ玉フトモ、決シテ行ハルヽコトニアラス、已ニ天照太神宮ヲ、横濱ト下谷（東京ノ地名）ト兩處ニ安置

シ奉レトモ、常ニ往來スル人ナクシテ寂寥タリ、如此ナレハ、大ニ神德ヲ失ヒ玉ヘリ、是レ新法ノ行ハレサルノ證ナラスヤ、之ヲ以テミレハ、從來天下ノ名山靈場ヨリ、國家ノタメニ融通ノ利ヲ生シタルコト大ナリトイフヘシ、△第八ニ勸善懲惡ノ實效ヲ奏スルノ功トハ、惡ノ畏ルヘキ善ノ求ムヘキ理ヲ知テ、身ニ行フコト甚タ難シ、朝夕忠孝仁義ノ書ヲ玩フ人タリトモ、眞ニ行ヒ得ルモノハ、千中ニ一モナカルヘシ、然ニ一文不知ノ愚夫愚婦カ、惡ノ畏ルヘク善ノ求ムヘキヲ知テ、ソノ行ヒナスモノアルハ、是千年ノ上ヨリ、道昭行基傳敎弘法等ニ踵ヲ接シ、跡ヲ繼テ出ルモノ、一千四百六十餘ノ高德ノ僧アリテ、山ヲ開キ谷ヲ闢(ヒラキ)テ、地藏ヲ置キ、觀音ヲ居エ、地獄極樂ノ敎ヲ說キ、惡ノ報ヒハ此世ニツキズ、必ズ死後ニ於テ、ソノ惡報ヲ受ケ、善ノ報ヒモ亦コノ世ニツキズ、必ス死後ニ於テ、ソノ善報ヲ受クヘキ理ヲ懇ニ敎ヲ布キ置キタルコロノ餘澤、延テ今日ノ民ヲ潤スニ至レリ、ソノ本ナクシテ何ソ靑表紙一枚ダモ見ザル愚民カ、如何ソ善惡ノ理ヲ知ルヘキコトヲ得ンヤ、夫レ說敎ニハ、形ノ說敎ト口ノ說敎トノ二種アリ、タヾ口舌ノミニテ說クコトノミヲ說敎ト心得ルトキハ、敎化ノ益遍カラス、德ソノ身ニ溢ルヽトキハ、姿モ亦說敎ノ用ヲナス、之ヲ不言ノ說敎ト名ク、地藏觀音ノ如キハ、是レ形ヲ以テ說敎ヲイタスユヘ、之ヲ信スル人ハソノ姿ヲミ

レハ、惡心忽チ止テ善心生ス、是レソノ姿ニ勸善懲惡ノ德ヲ備ヘタルニヘナリ、曾テ滋賀縣ノ新聞ニモミエタルカ如ク、大津驛ノ地像大日ノ像ヲ取リ除ケルトキニ、老少男女悲歎哭泣ノ聲、天地モ震動セリ、是レタヾ大津驛ノミナラス、西京伏水(マヽ)ノ地藏、大日ヲ取リ除ケルニ就テ、人民ノ悲歎スルコトモ如此、篤樣ニ民心ニ厚ク信スルニ至テハ、外敎ヲ防クニ於テ、地藏大日不動等モ大益アリトイフヘシ、乙第九ニ興シ銅山銅工之益通スル山林百工之利ノ功トハ、如何ホト結構ナル銅山アルトモ、ソノ銅ヲ用ル道ナケレハ、金物屋ノ倉ノ中ニテ、錆ノ食トナスヨリ外ニ路ナシ、之ヲ用ル道アリテ、ソノ銅ハ是レ天下ノ寶タルノ能始テ顯ハルヘシ、又何ホト結構ナル大木良材アルトモ、之ヲ用ル道ナクシテ、山ニ立チ枯レイタスニ至テハ、柴薪ノ能ニモ及ハス、之ヲ用ル道開ケテ、大木良材ヲ産スル山林ハ、是レ國家ノ寶タルノ能、始テ顯ハレタリ、然ニコレヨリ三百年以前ヨリ千年ノ上ニ泝リミルニ、天下ノ銅ヲ用ヰ、天下ノ良材大木ヲ用ル道ヲ大ニ興シタルモノハ、是レ僧家ナリ、是レタヽ寺院ノミナラス、南部ノ大社マテ、僧徒ノ手ヨリ大ニ興セリ、安藝ノ嚴島明神、讃岐ノ金毘羅ノ大社ノ如キハ、一社トイヘモ、數千ノ金燈籠ノ銅器ヲ用ルモノ、是レ銅ヲ用ル道ヲ大ニ興シタルニアラスヤ、已ニ銅ノ用ル路ヲ、天下ニ廣ク興セハ、諸銅工ヲモ亦大ニ興ルヘシ、良材大

木ヲ大ニ用ル路ヲ與セハ、木匠(ダイク)、鋸匠(コビキ)、泥匠(サカン)、瓦工(カハラシ)、釘匠(クギツクリ)等ノ百工ヲモ、亦大ニ興ルヘシ、是レ亦一廉ノ經濟法ヲ創立シタルニアラスヤ、△第十ニ廣開神社、創令人民祭拜神祇之法ノ功トハ、夫レ祭祀ノ法タル、是レ天子ノ新先祖ヲ、天子親カラ祭リ玉ヘルコトニテ、是國政ノ第一等タル重キ事柄ナレハ、匹夫ヤ平民ニ關係スヘキコトニアラス、故ニ千年已前ノ國典ニ於テ、匹夫マデ氏子ト稱シテ、神ヲ祭ルト云コト見エス、神ヲ祭ルコトハ、タヾ天子一人ニ限レリ、是レ聖德太子ノ十七憲法ノ中ニ、祭祀ノコトヲ省キタマヘルユヘンナリ、何トナレハ、憲法ハ匹夫マデモ施行スベキ法ナリ、祭祀ハタヾ天子一人ニ限レリ、然ニ推古天皇ニ來テ、始テ諸王諸臣マデ、神祇ヲ祭拜スルコトヲ許シ玉ヘリ、之レヨリ已前ニ於テハ、諸王諸臣トイヘトモ、祭拜スルコト、國典ニミエズ、況ヤ平民ヲヤ、コノ推古天皇ニ來テ、諸臣諸王(皇子ハ悉ク王ト稱ス)ニ祭祀ヲ許シ玉ヘトモ、平民マデ祭祀ヲ許シ玉フニハアラス、大臣百官マテ祭祀スルコト、始テ國典ニミエタルハ、コノ推古天皇ノ日本紀ナリ、問テ曰ク、平民ニ至ルマデ、氏子ト稱シ、氏神ト稱シ、村々鄕々ニ於テ、神殿ヲ立テヽ祭神拜神コトハ、何ノ代何人之ヲ始メシコトナリヤ、答テ曰ク、欽テ案スルニ、コノ事國典ニミエズ、因テ事跡ヲ畢テ推シテ考フルニ平民ニ至ルマデ、神ヲ祭リ神ヲ拜スルコトヲ教ヘテ、敬神ノ道ヲ廣クシタルハ、

是レ僧徒兩部ノ神道ヲ立ルニ始マリシコトナルヘシ、僧徒出テヽ、コノ兩部神道ヲ始メサル已前ニハ、匹夫野民ニ至ルマデ、神ヲ祭拜スル道ヲ敎フルモノアラズ、最初ハ寺院ノ境內ニ鎭守堂ヲ立テ、神祇ヲ安置シ奉レリ、是レ兩部神道ノ始也、僧徒已レ自ラ敬神ノ道ヲツクストキハ、必ス人民ヲシテ祭祀ヲナサシメ、敬神ノ道ヲ敎ヘサルハナシ、何トナレハ僧徒ハ衆生濟度ヲ先トスヘキモノナレハ、已レ自ラ神ヲ祭拜スル法ヲ始メ、敬神ニ心ヲ厚クスルモノハ、人民ニ能ク敎ヘンガタメニ、コノ敬神ノ道ヲ立ツヘシ、是レ天下ノ人民私祭ノ始メナルヘシ、（私祭ト云ハ、官祭ニ非スシテ、神ヲ敬ハンタメニ、私ニ祭祀ヲナスコトナリ、）ソノ鎭守堂ヲ寺院ニ立テ始メタルハ僧道昭ナリ、（道昭元興寺ノ內ニ於テ、春日社ヲ安置シタルコト、元興寺伽藍記ニミエタリ、）コノ道昭ニ繼テ、敬神ノ道ヲ興シタルハ、是レ行基ナリ、ソノ行基ノ敬神ノ厚キコトハ、攝州昆陽（コヤ）寺ノ鐘ノ銘ニ明カニ顯ハレタリ、銘ニ曰ク、行基菩薩手（ソカラ）開ニ發水田百五十町、每年勤ニ修七十二度、神事、コノ七十二度ト云ハ、七十二候ナルヘシ、我朝古ヘヨリ、七十二度ノ祭祀ヲ勤修イタシタルモノ誰カアルヤ、況ヤ行基手ヅカラ百五十町ノ水田ヲ開拓（行基我弟子ヲ率キ、親カラ犁鋤ヲ把テ開拓ス）シテ、ソノ七十二度ノ祭祀ノ供具ノ費用ニ充ルヲヤ、コノ一事ヲ以テ、行基敬神ノ厚キ以テミルヘシ、コノ鐘ノ銘ハ、天平勝寶元年己丑二月、行基ノ弟子相集マリテ鑄ルモノニテ、千載以來傳ハレル天下ノ寶器タリ、引

テ以テ證據トスルニ足レリ、行基ハ道昭ノ弟子ニテ、行基ノ行ヒハ道昭ノ行ヒヲソノマヽ全フスレハ、行基ノ敬神ノ厚キハ、ソノマヽ道昭ノ敬神ノ厚キヲミルヘシ、

（頭注）夷教ハ神ヲ仇ノ如クス、佛教ハ神ヲ敬フコト君ノ如クス、得失辨ヘ知ルヘシ、

時ニ道昭、泰澄、役小角、コノ三人ハ、文武天皇ノ時ニ出タリ、而シテ泰澄ハ、加賀ノ白山、越中ノ立山ヲ開キ、役小角ハ和州ノ葛木山、吉野、大峯山ヲ開ケリ、常州ノ筑波山ハ、僧徳一之ヲ開ケリ、（徳一ハ承和年ノ人ニテ、弘法ト同時ナリ、）野州ノ日光山、（古ハ補陀落山トイフ）ハ僧勝道之ヲ開ケリ、コノ外諸國ニ於テ、千年已前ニ、大山峻峯ヲ開テ、神社ヲ立テタル處多シ、就レ中、行基、傳教、弘法ニ於テ、大ニ廣ク神社ヲ興シ、村々郷々ニ神社ヲ立テ、一寺ヲ新ニ興セハ、亦新ニ一社ヲ立テ、至ル處敬佛ノ道ヲ教ルノミナラズ、是レヨリ三百年、五百年已前ノ寺院ニハ、鎮守堂ヲ立テ、僧徒ニモ敬神ノ道ヲ教ヘサルハナシ、如レ此寺院ト神社ト並ベ興スユヘ、寺院ニ屬スル邊ヨリハ、檀家ト名ケ神社ニ屬スル邊ヨリ氏子ト名ケタルモノナラン、是レ氏子トイヘル名ヲ設ク始メナルヘシ、古キ書ニ於テ、氏子氏神ト云コトミエス、類聚國史十九（九紙）ニ云ク、桓武帝延暦十七年正月、勅二天下諸國一、擇二氏中淸愼ナル一者、コノ中ニ氏中トイヘルモノ、是レ氏子ノコトナリ、氏子トイヘル名ノ始テ國典ニ

見エタルモノナリ、氏子トイヘル名ヲ唱ヘ始メショリ、氏神トイヘル名モ亦始マシリ、允恭帝ノ時、氏姓ノ眞僞ノ混亂シタルヲ糺正シ玉ヒシコトハアレドモ、是レハタダ氏姓ノコトニテ、氏子ノコトニハアラス、素ヨリ允恭帝ノ御代マデハ、祭祀ハタヾ天子御一人ニ限レルコトニテ、庶人ニ預ルコトナシ、假令ヒ大臣百官タリトモ、若シ祭祀ニ預ルコトアレハ、天子ノ御代祭ナリ、私ニ祭祀ヲナスコトナシ、何ソ氏子ト名クヘキモノアランヤ、氏子已ニナシ、何ソ氏神ト名クヘキ社アランヤ、然レハ、氏子トイヘル名ノ明カニ定マリシコトハ、桓武帝已來ノコトニテ、傳教弘法ノ徒、兩部ノ神社ヲ諸國ニ大ニ興シタルヨリ始マリシコトナルヘシ、兩部ノ神社アラサル已前ニハ、村々鄕々ゴトニ、神社アルニアラス、兩部ノ神社立チ始メシ已來、村々鄕々ゴトニ神社ヲ安置セリ、之ニ依テ氏子トイヒ、氏神トイヘル名ガ定マリシコトナルベシ、上代ニハ、神社大ニ寡シ、或ハ神在ストイヘトモ、山ノ體ヲ以テ、ソノマヽ神トスルモアルヘシ、タトヘハ和州ノ三輪明神ノ如シ、(山ヲ以テ神體トス)或ハ老木古樹ニ寄托スル神モアルヘシ、或ハ社アリト雖、上代ハ草葺ニテ、基礎ヲ布カズ、丸木柱ニテ柱ノ根ハ土中ニ堀リ込ミ、彫刻金碧ノ華麗アルモノニアラス、伊勢ノ神殿是レ上代ノ社ノ形ナルヘシ、之ヲ以テミレハ、兩部ノ社イマダアラザル已前ノ社ハ、何處ノ社タリトモ、伊勢ノ

大神宮ノ草葺丸木柱ノ社ノ形チニ傚ハサルモノハアルヘカラス、然ルニ僧徒ノ創造スルトコロノ神社ハ、唐破風作リニテ、基礎ヲ布キ、鉋（カンナ）ヲカケタル角柱ヲ建テ、枓栱（マスガタ）ヲ入レ、榱桷（タルキ）ヲ施シ、天井棧板（イタシキ）ヲ設ケ、鳥獸人物草花ナドノ彫刻ヲ加ヘ、丹靑金碧ヲ塗リ、或ハ瓦葺檜（ヒ）皮（ハダ）葺（雨部トイヘトモ、寒國邊鄙ニハ草葺モアリ）ニ致シ、多クハ石ノ華表ヲ建テ、（雨部ノ社ニモ、石ニ乏キ處ハ木ヲ用ルモアリ、）或ハ樓門ヲ設ケ、駒犬等ヲ置ク類ニテ、上代ノ社トハソノ形チ大ニ異ナリ、之ヲ今日ノ時世ニ傚テ名ヲ施サハ、雨部ノ社ハ文明開化ノ社ト云テ可ナリ、之ヲ以テミレハ、天下ノ村々郷々ニ存スルトコロノ社ハ、多ク僧徒ノ創造スルトコロナラスヤ、何トナレハ、村々郷々ノ社ニ於テ、基礎ノ布カズシテ、丸木柱ヲ土中ニ掘リ込ミタル社ナシ、悉ク基礎ヲ布キ角柱ヲ立テ、唐破風作リナラザル社ナケレハ、村々郷々ノ社ハ、多ク僧徒ノ手ニ出テタルコトヲ知ルヘシ、天子御歷代ノ山陵サヘモ、二千年已來、悉ク古木老樹ヲ以テ印シトシ玉フニ過キズ、況ヤ神代已來ノ諸神、何ノ山何ノ地ニ在ストモ、老木古樹ヲ以テ社トスルヨリ外ナカルヘシ、巳ニ斯迄開ケタル上ヨリ詠ムレハ、大山峻峯ニ存スルトコロノ諸神社ノ如キモ、輙スク開ケタルカ如ク見ユレトモ、之ヲ千年ノ上ニ泝リミルニ、常人ノ力ノ及フトコロニアラス、因テ僧勝道日光山ヲ開キ、神社ヲ創立スル時、千萬ノ艱難苦辛ヲナシタル一事ヲ擧テ、ソノ他ノ

山ヲ開キ、神社ヲ立テ佛閣ヲ造ルコトノ難キヲ知ラシメント欲ス、元亨釋書十四五紙ニ云ク、野州有補陀落山、峯巒峻峙振古未有渉躋者、僧勝道以神護景雲元年四月、企跋渉、路險雪深、雲霧晦暝不能登、止山腹凡經三七日而還、天應元年孟夏、再登亦不得遂延暦元年三月、又發大誓一七日夜誦經禮拜、蹈白雪之皚々、攀綠葉之璀璨、脚踏一半身疲力竭、信宿終達于頂、衆峯環峙、四湖碧深、乃結茅舍於西南隅、修懺法三七日、三年之夏、造小舟浮東湖、抵西南北湖、就其勝地建伽藍、曰神宮寺居四載、（寺ヲ以テソノマヽ神社トスルユヘ、神宮寺ト名ク、）コノ補陀落山ハ、今ノ日光山ナリ、（コノ山上ニ大湖水アリ、）コノ外、和州葛木山、加賀ノ白山、越中ノ立山、豐前ノ彥山、城州ノ愛宕山、常州ノ筑波山等ノ嶮嶺峻峯、千年ノ古ヘ未タ山開ケザルトキハ、獵師樵夫ダモ恐レテ輙ク至ラズ、實ニ魑魅魍魎ノ巢窟、豺狼畏獸ノ栖宅ノ地ナリ、妻子ヲ抱ヘタルモノ誰カコノ山ヲ開キ、コノ山ニ神社ヲ立テ、コノ山ニ妻子ト共ニ住居スルモノアランヤ、今日斯マデ開ケタル上ヘヨリ詠ムヘカラス、之ヲ千年ノ上ニ泝リミルニ、如此ノ峻嶺嶮峯ヲ開キ、大社ヲ立テ、大堂ヲ構ヘ、コノ大業ヲ遂ルコト、身ヲ世外ニ置テ、大願心ヲ抱クトコロノ僧徒ニアラズンハ、誰コノ事ヲ能クセンヤ、應神天皇ヲ八幡宮ト稱シ奉ルコトハ、恐クハ聖武帝已後ノコトナルヘシ、聖武帝ノ日本紀ニ、八幡宮ノ尊號始テミエタリ、（聖武帝ノ日本紀ニ八幡宮ノ事四ケ處ニミエタリ、）元明帝和銅五

年ニ八幡宮ヲ宇佐ニ祀ルト申ス一說アレトモ、元明帝ノ日本紀ニ、八幡宮ノ事ミエズ、故ニ信用シガタシ、

（頭注）八幡宮肥後ノ菱形池ニ形ヲ現シ玉ヒ童子ニ告ケト云ハ誤ナリ、菱形池ハ宇佐ニアリ、宇佐託宣集一ニ云、菱形者三山之總名也、三峯之形如菱形、三山者一龜山、號小倉山、二大尾山、似龜山尾、三宮山、有自然之池、隨山名菱形池、紀貫之ノ歌ニ豐國ノ菱ノ池ナル薦ノ根ヲトルトヤイモカ袖ヌレニケリ、

大日本史十四（十一紙）宇佐托（託）宣集曰、聖武帝神龜元年、遣レ使闢テ小倉山ニ造ニ宮殿ニ、二年正月移ニ神座ヲ、建ニ彌勒寺及鐘樓ヲ、而其鐘樓彌勒寺今見ゲンニ在ニ宇佐宮ニ、是年始造ニ鷹居社ニ移ニ於宇佐ニ、之ヲ以テミレハ、宇佐ノ八幡宮ハ始メ彌勒寺ヲシテ神事ヲ司ラシメ玉フナルヘシ、之ヲ續日本紀十四（五紙）ニ照ラシ合ハセミルニ、宇佐八幡宮ノコトハ、聖武帝ノ朝ニアリテハ、彌勒寺專ラ務メタルコト分明ニミエタリ、ソノ故ハ、カノ續日本紀ニ云ク、（聖武帝天平十三年）ノ文 奉ニ八幡宮ニ金字最勝王經法華經各一部度者十八人ヲ（度者トハ得度ノ僧也）又造ニ三重塔ヲ賽カヘリマウスニ宿禱ヲ也、今コノ八幡宮トイヘルハ、是レ宇佐ノ八幡宮ナリ、天平十三年マデハ、宇佐ヨリ外ニ八幡宮ナシ、然ニ佛教二部得度ノ僧十八人幷ニ三重ノ塔ヲ立テ丶、聖武帝宿願御成就ノ御酬恩ノタメニ奉納シ玉ヘルヲ以テミレハ、宇佐ノ神事ハコノ時マデハ、僧

徒ニテ取扱ヒタルコト分明ナラスヤ、モシ然ラスンハ、何ユヘニ神主ヲ奉納シ玉ハスシテ、十八人ノ僧ヲ奉納シ玉ヘルヤ、又佛教ヤ三重ノ塔ノ如キハ、僧徒ニアラザレバ取リ扱フヘキ品ニアラス、然ニ今コノ續日本紀ニ、佛教ト塔ト僧トノ三品ヲ宇佐八幡宮ニ奉納シ玉ヘルトコロヨリ推シテ考レハ、宇佐八幡宮ノ御給事役ハ、是レ僧徒タルコト分明ナラスヤ、コノ理ヨリ推シテミレハ宇佐托(託)宣集ニイヘルカ如ク、宇佐八幡宮モ御創立ノトキハ、タヾ彌勒寺ノミアリテ、別ニ社家等アラザルニ似タリ、石清水八幡宮ノ如キモ、最初十七ケ年ノ間ダハ、僧徒ノミニテ神職ノモノナシ、何ヲ以テ知ルトナレハ、石清水八幡宮ハ、元是レ和州大安寺ノ行教、武内宿禰ノ後裔、一夏百日ノ間ダ、宇佐八幡宮ニ參籠シテ神託ヲ蒙リ、之ヲ清和天皇ノ朝ニ訴ヘ、勅ヲ奉シテ創立セリ、故ニ類聚國史ニ云ク、貞觀十八年八月十三日、石清水八幡宮護國寺申牒(ス)、故行教法師貞觀二年奉ㇾ爲國家祈八幡宮、奉ㇾ移此處、仰願、准宇佐置神(カン)主、即以從八位上紀ノ朝臣御(ミ)豐(トヨナ)、勅從ㇾ之(ハシム)、三代實錄ニ此願ヒノ御聞届ケ書出ツ之ヲ以テミレハ、貞觀二年ヨリ同ク十八年ニ至ル迄、十七ケ年ノ間ダハ石清水八幡宮ニハ神主ナクシテ、タヾ僧徒ノミニテ御給事イタセリ、南部ノ神社ハ、大體コノ石清水ノ類ヒニテ、始メヨリ神主アルニアラス、或ハ僧家ヨリ私ニ神主ヲ立ルアリ、或ハ僧家ヨリ、朝廷ニ直ニ願テ、神主ヲ立ルモノアリ、或ハ僧家ヨ

リソノ國ソノ郡ノ官員ニ願ヒ立テヽ、神主ヲ居エオクモ亦アルヘシ、此レハ自然ノ理トシテ、必ス如此ナラサルコトヲ得ズ、ソノ故ハ、兩部ノ社ハ僧徒カ元トソノ社ヲ創立スレハ、兩部ノ社ハ、ソノ初メハ僧徒ガ神主ナリ、最初ヨリ別ニ神主アルヘキ筈ニアラス、所謂コノ石淸水八幡宮ガ、ソノ的例ナラスヤ、如此社ヲ立ルモ僧ナリ、神主ヲ立ルモ僧ナリ、又天下ノ平民ニ神ヲ拜シ神ヲ祭ルコトヲ敎ヘタルモ、是レ僧ナラズヤ、僧徒出デザル已前ニ於テ、平民マデ神ヲ拜シ、神ヲ祭ルト云コトハ、曾テ是レ國典ニ見エザルコトナリ、

推古帝ノ日本紀ニ、始メテ大臣百官マデ神祇ヲ祭拜セシメ玉フコトミエタリ、之ヨリ已前ニハ、神祇ヲ祭拜スルコトハ、タヽ天子御一人ニ限レリ、又欽（ママ）明帝已前ニハ敬神シ玉フトイヘトモ、敬神ノ法式イマダ立ス、敬神ノ法式相定マリシコトハ、文武聖武兩帝ニ始マリ、桓武嵯峨兩帝ニ熾ニ興リ、文德淸和兩帝ニ至テ周備ス、伊勢ニ奉幣使ヲ遣ハシ玉ヘルコトハ、文武帝ニ始マリ、聖武桓武兩帝ニ至テ隆ナリ、聖武ハ八度、桓武ハ十度、又天子親カラ伊勢ニ至テ、敬神ノ道ヲ竭シ玉ヘルハ、是レ聖武帝ナリ、是レ天子伊勢ニ行幸ノ始メナリ、又所禱ノ名ハ、文武帝已前ニミエタレトモ、ソノ法式ヲ立テ玉フコトハ、文武帝已後ノコトヽ見エタリ、又秡禊ノ事ハ、神代ニミエタレドモ、ソノ法式ヲ

定メ玉フコトモ、亦文武帝已後ノコトナルベシ、又新嘗ノ名ハ神代ニ見エタレドモ、祭祀ノコトニアラス、新嘗祭ハ用明帝ニ始マリ、舒明帝コレヲ繼ギ玉ヘドモ、十一月ニアラズ、皇極帝元年ニ至テ、十一月丁卯ニ定マレリ、大嘗會ハ、聖武帝コレヲ始メ玉ヒ、祈年祭神今食（カンコンジキ）祭ハ、桓武帝之ヲ始メ玉ヒ、月次（ツキナミ）祭ハ嵯峨天皇之（脱アラン）神官司ヲ定メ玉ヒシモ、聖武帝ナリ、又禰宜ヲ定メ玉ヒシハ、文武帝ナリ（類聚國史ニミエタリ、）又祝部（ハフリベ）御巫（ミカナギ）神主ト別ニ一株立テ玉ヒシコトハ、聖武帝已來ノコトナルヘシ、（類聚國史ニヨル也、祝トイヘルコトハ聖武帝已前ニミエタレトモ、ソノ職ヲ一人ニ定メタルコトニアラス、今ハ定職ニ就テ之ヲ云、）又諸神祇ニ正一位正二位四位五位等ノ位階ヲ定メ玉ヒタルハ、文德帝ニ始マリ、清和帝大ニ廣クシ玉ヘリ、如此祭祀ノ式モ、敬神ノ道モ、文武聖武桓武嵯峨文德清和等ノ信佛ノ天子ノ御代ニ定マレハ、佛法モ亦是レ敬神ノ道ナラズヤ、何レノ天子タリトモ、佛ヲ信ズルコトノ彌〻厚ケレハ、神ヲ信シ玉フコトモ尙彌〻深シ、ソノ中ニ孝德天皇御一人信佛輕神トアレドモ、萬類ノ人ヲ一統スルコトハ、天神地祇ノ力タリトモ及ビカタシ、是レ佛ノ知ルトコロノ罪ニアラス、若シ孝德天皇ノ敬神ノ缺ケタルヲ以テ、佛ノ罪トセハ、文武聖武桓武嵯峨文德清和醍醐村上等ノ諸帝ノ敬神ノ敦キコトヲモ、亦佛ノ罪トスルヤ、少キヲステヽ多キヲ取ルハ、古今ノ常儀ナリ、孝德帝御一人ノ不敬神ヲ以テ、文武聖武等ノ衆帝ノ敬神ノ敦キヲ棄

ツヘカラス、然ニ佛法來テ敬神ノ道ヲ亂ダシ、世モ亦大ニ亂レタリト怒レル人モア
レドモ、如此文武聖武桓武嵯峨等ノ諸皇帝ノ、敬神ノ道モ厚ク行ハレ、又天下ノ平民
ニ至ルマデ、祭祀ヲ行ハシメ、敬神セシムルトコロノ道ヲ新ニ興シタルハ、是レ僧徒
ニアラズヤ、又タ貞觀ノ政、且ツ延喜ノ政、天曆ノ治ト稱スルハ、是レ我皇國ノ良政ヲ
美賞スルノ辭ナリ、コノ良政ノ天子ハ、取リ分ケ厚ク佛ヲ信シ玉ヘハ、佛法弘マリテ
世ガ亂ルヽトイヘル理アルヘカラス、又行基傳教弘法ガ神社ヲ奪ヒ横取リ致シタ
リト唱ヘテ、大ニ憤リタル論アレトモ、コレハ海內ノ諸神社ノ末ノミヲ詠メテ、ソノ
本ヲ知ラサルトコロヨリ起レル憤リナリ、傳教弘法行基泰澄等以前ニ於テ、奪フヘ
キ神社アラハ、横取リイタスト云名モアルヘシ、已ニ奪フヘキ神社ナシ、何ヲ以テカ
横取リ致スヘキ神社アランヤ、延喜式ノ神名トイヘトモ、神代ヨリ固有スルトコロ
ノ神社ト詠ムヘカラス、延喜式（書名）ノ神社ハ、行基傳教弘法泰澄勝道德一等ノ創立シ
タルトコロノ神社ヲ、併セ載セタルモノナリ、故ニカノ延喜式ノ神名ノ卷ニハ、八幡
大菩薩トイヒ、或ハ又藥師菩薩神社トイヒ、或ハ國分寺霹靂ノ神社トイヘル神號ア
リ、（神ハモトヨリ神代已來固有ナルヘシ、社ハ固有スルモノ稀ナルヘシ、）問テ曰ク、比叡山（古ハ日枝（ヒエノ）山ト名ケタリ）ハ神代已來ノ神アリ、然
ニ傳教コレヲ奪テ、寺ヲ建ツ、是レ横取リニアラスヤ、 答テ曰ク、傳教日枝山ヲ開テ

寺トナスハ、是レ傳教ノ私ニアラス、是時奈良ノ都ヲ平安ニ遷シ玉フニ方リテ、日枝山ハ王城ノ鬼門ニ當ルカユヘニ、桓武帝勅シテ、傳教ヲ日枝山ニ居ラシメ、鬼門ノ災ヲ鎭セシム、然レトモ日吉宮ヲ外ニ移スニアラス、日吉宮ハ矢張リ本ノ座ニ坐シ玉フ、然ニ傳教山ヲ開カサル已前ハ、實ニ魑魅魍魎ノ巣窟ニテ、人跡モ絶ヘタルヘシ、故ニ日吉宮モ老木古樹ノ間ニ、神靈ヲ寄托スルノミ、三千載ノ古ヘ崇構華麗ノ神殿アルニアラス、傳教山ヲ開テ後、神宮ヲ華麗ニ造リ、山王ト神號ヲ尊稱シ、天下ニ比類ナキ大祭祀ヲ行ヒ、世ニ坂本ノ山王祭ト稱スルハ是レナリ、何ソ敬神ノ道ニ於テ缺ルトコロアランヤ、時ニ王仁（マヽ）亂ヨリ元龜天正ノ兵亂ノ間ダニ、天下ノ神社或ハ頽レ、或ハ斷絶シタル處多シ、因テ僧天海ノ徒、コレヲ德川ノ政府ニ乞テ、ソノ絶ヘタルヲ興シ、ソノ破レタルヲ修覆ス、是レ敬神ノ功大ナラスヤ、　問テ曰ク、今日ハ神佛引分ケ玉ヘトモ、矢張リ古ヘニ立戻テ、傳教弘法神佛一致ニイタシタルコトヲ今ニ議レルモノアリ、因テソノ辨解ナクンハアルヘカラス、請フ冀クハ、ソノ神佛一致ノ説ヲ立テタルソノ所以ヲ聞カント欲ス、　答テ曰ク、此事太ダ深キ意アリ、神ハ威重クシテ畏ルヘシ、佛ハ慈悲深クシテ親ミ易シ、タトヘハ神ハ父ノ如シ、佛ハ母ノ如シ、素ヨリ父母ニ親疎ノ隔テハナケレドモ、父ヲ母ニ比ブレハ、父ノ愛ニハ畏ルヘトコロ有テ

馴レガタク、母ノ愛ハ柔カニシテ親ミ易シ、故ニ愚夫愚婦ヲシテ、敬神ノ道ニ勸メ入ルヽニハ、神佛一致ノ說ニ及クハナシ、因テ神社ニ緣ヲ結ヒ、心ヲ向ハシメンタメニ、社內ニ佛ヲ安置イタセリ、　問テ曰ク、神佛ノ心元來同クシテ、神佛一致ノ說ヲ設ケタルヤ、將タ又本來水火ノ如ク異ナルモノヲ以テ、無理ニ神佛一致ノ說ヲ立テタルヤ、　答テ曰ク、神佛モトヨリ同心ナリ、ソノ故ハ神モ佛モソノ善ヲ好ミ惡ヲ惡ムノ外無之、ソノ善ニ入ルヘキ門戶ハ異ナレトモ、ソノ善ニ入リ已ハリシ已上ハ、佛ケノ忠孝仁義ト、神ノ忠孝仁義ト、何ソ異ナルヘケンヤ、佛家ノ忠孝仁義ヲ以テ神之ヲ惡トスヘカラス、然レハ佛ノ善トスルトコロハ、神モ亦之ヲ善トシ、佛ノ惡トスルトコロハ、神モ亦之ヲ惡トセサルコトヲ得ス、コノ理ヨリミレハ、神佛二人ノ心別ナラス、是レ神佛一致タルユヘンナリ、　問テ曰ク、兩部神道ニテハ、神ヲ垂跡トシ、佛ヲ本家トス、是レ神ヲ輕ンスルニアラスヤ、我神國ニ來テハ、神コソ本家トスヘキ理ナラスヤ、　答テ曰ク、コレハ神ラ輕ンスル意ニハアラス、佛家ニテハ佛ヨリ久シキモノナシ、釋迦ハ纔ニ三千年ナレトモ、ソノ已前ニ數限リナキ佛アリテ、草木國土鳥獸人物、ソノ始メ無シトス、假令ヒ神道ニ無始ト談ストモ、佛家ノ無始ノ說ヲ以テイヘハ、神道無始ト云ハ、有始トナラサルコトヲ得ス、（神道ニ於テハ、別ニ無始ノ談アリト雖、今ハ佛敎ニ就テ說ヲ立ル故云レ爾也、）故ニ新古

ヲ論スレハ、佛ハ久シクシテ神ハ新ラシ、因テ久シキヲ本家トシ、新シキヲ末家ト致サヽルコトヲ得ス、是レ神ヲ末家トシ、佛ヲ本家トシタルユヘンナリ、敢テ神ヲ輕ンスルニハアラス、故ニ社內ニテ、佛ハ日蔭ニ居リ、表ニハ必ス神ヲ安置セザルトコロナシ、倩、前ヨリ段段論ジ來ルトコロノ彼此ノ件々、互ニ照ラシ合ハセ見レハ、彌〻以テ天下氏神ヲ定メ、半民ニ至ルマデ神祇ヲ祭拜スルノ道ヲ敎ヘタルハ、是レ僧徒出テタル後ナルニアラスヤ、之ニ就テ多端ノ論アレトモ、コヽニ竭シガタシ、　問（マヽ）ニ曰ク、僧家親ヲステヽ家ヲ出ルハ、是レ不孝ニアラスヤ、又妻ヲ畜ヘサルハ、是レ子孫ヲ絕ツニアラスヤ、　答テ曰ク、コレハ以テノ外ノ問ナリ、ソノ子出家イタスハ、是レ父母ノ願ヒナリ、子ノ願ヒニヨルモノナシ、父母ノ願フユヘンハ、得度ノ法ニヨレハ、別ニ仔細アレトモ、今日世人ノソノ子ヲ出家トナスハ、家貧ニシテ多子ヲ養フコト能ハザルトコロヨリ、寺ニ托シテ養ハレンコトヲ求ム、或ハ從前ナレハ、門閥家ニテ別家スルコト能ハサルモノ、餘多ノ子アリテ、外ニ遣ルヘキ處ナキヨリ、出家トナスコト多シ、故ニ之ニ名ヲ與ヘテ、イハヾソノ子ヲ間引（マビク）ト云ヘシ、草木ヤ野菜ノ如キモ、間引カザレハ生長シガタシ、人モ亦何ソコノ理ナカランヤ、陰陽消長ノ理ハ、萬物各〻コノ理ナキコト能ハス、秋冬ニ萎枯スルユヘ、春夏ノ繁茂スルニ至レリ、モシ萎枯ス

ルコトナク、タヾ繁茂スル一邊ナラハ、一木ニテ一山ニ蔓延シテ、餘木ヲ生セサランムヘシ、人モ亦死ヨリ生スルモノ多ケレハ、間引ク法ナクンハアルヘカラス、支那人ノ、古ヘ佛法ノ隆ンナルトキハ、一時ニ出家スルモノ多キハ、八千、（宋ノ建隆元年二月十六日、）或ハ十七萬人（宋ノ太平興國元年也、）ノ夥シキニ至ルコトアレハ、古ヨリ出家イタシタルモノヲ計レハ、億兆ヲ以テ數フヘシ、而シテ今日支那人甚ダ多キニ過キ、或ハ外國人ノ奴隷トナリ、或ハ外國ニ出テヽ生活イタスモノ、二百萬人ニ及ベリ、是レ生ノ死ヨリ多キユヘンナリ、又貧民ノ多子或ハ乞食トナリ、或ハ盜賊トナリテ、父母ノ心ヲ傷メンヨリハ、出家トナリテ、身ヲ立テ道ヲ行ヒ、以テ父母ノ名ヲ顯サハ、是レ孝ニアラスヤ、（孫綽カ喩道論ニ、具サニコノ答ヲ載ス、）又僧ノ妻ヲ畜ヘザルコトハ、天主教ノ教師及ヒ耶蘇ノ教師ニソノ例アリ、ソノ中ニ、耶蘇ノ教師ノ如キハ、元妻帶ヲ許ス宗ナレトモ、教法ヲ弘ムルタメニ、終身妻ナキモノ、往〻是レアリ、（天主教ハモトヨリ妻帶ヲ禁ス、）何ソタヾ佛子ノミ無妻ナランヤ、　問テ曰ク、中非積善等ノ諸家、皆曰ク、古ヨリ佛ヲ信スルモノハ、闇君庸主ノミニテ、明主賢臣ト稱スル一人モナシ、之ヲ以テ佛法ノ信スルニ足ラサルコトヲ知ルヘシト、コノ事實ニ然ルヤ、　答テ曰ク、夫レ眼ニ一翳アレバ、物ノ實體ヲミルコトヲ得ザルガ如ク、心ニ愛憎ノ一翳アレハ、假令ヒ明君賢臣ノ信佛ノ傳ヲ百回々ビ讀ムトモ、眼ニ留マルヘ

キモノニアラス、因テ今コヽニ明王賢臣碩學大儒ノ佛ヲ信シタルモノヲ列子擧クヘシ、先ツ支那ニテ、天子ノ佛ヲ信シタルモノ、凡ソ一百餘人アリ、（金湯篇十六巻アリ、此中ニ具サニ載ス、）ソノ中ニ、後漢ノ明帝、吳ノ太祖、劉宋ノ武帝、文帝、陳ノ武帝、唐ノ高祖、太宗、玄宗、憲宗、宣宗、宋ノ太祖、仁宗、孝宗、元ノ世宗、仁宗、明ノ太祖、成祖、淸ノ康熙、乾隆等ノ天子、皆明主タルコト、世人悉ク知ルトコロナリ、而シテ倶ニ大ニ佛ヲ信ス、コノ中乾隆康熙二帝ノコトハ、金湯編已後ノコトユヘ、カノ書ニ載セサレドモ、乾隆帝ノ時、天下ノ寺院ヲ破壞セント奏スルモノアリ、乾隆ソノ事ノ仔細ヲイハズ、詩ヲ作リ畫ヲカク景趣ノ爲メニ遺シ置ケトイヘリ、コノ一言以テ佛ヲ信スルヤ否ノコト、想像シテ知ルヘシ、康熙帝佛ヲ信ジタルコトハ、補陀落山普濟寺ノ碑文ヨリ明カナルハナシ、コノ碑文帝親ラ製シ、親カラ書シテ、以テ我母ノタメニ、コノ碑ヲ立ツ、コノ碑文大ニ長ケレハ、ソノ文ヲ略シテ、ココニ擧テ曰ク、朕巡二浙西一、特遣二專官一、虔修二淨供一、敬書二題額一、永鎭二山門一、又發二帑金一、修二寺宇一、務俾二殿堂丹碧華燁一、而一木一石不レ出二公家一、一夫一役不レ煩二民力一、上爲二慈闈延禧一、（慈闈者母也、）下爲二蒼生一賜レ祉也、朕自二弱齡一修齊治平爲レ本、未レ暇レ覽二金經貝葉之文一、而言レ之、佛者以レ善爲レ本、推而擴レ之、大約無二也、朕求レ治勤レ民四十餘載矣、今也兵革已息、而民未レ至二康阜一、（阜者富也、）以二大士之力一、庶幾甘露祥風、使二歲稔人安一、是朕之心也、（大士トハ觀音ノコトナリ、）康熙四十三年嘉平

月上旬書、コノ碑ノ高サ一丈餘、幅四尺、コノ碑面ヲ摺リタルモノ、處々ニ珍藏ス、又我朝ニテハ、用明帝巳後佛ヲ信シ玉ハサル天子ナシ、ソノ中ニ天智、天武、持統、文武、元明、元正、聖武、桓武、嵯峨、淳和、文德、淸和、宇多、醍醐、村上等ノ諸皇帝ハ、是レ特拔ノ明主タルコト國典ニ分明ナレハ、誰異論アランヤ、而シテ佛ヲ最モ敦ク信シ玉ヘルコトモ、コノ明主ニ於テ殊ニ甚シ、ソノ中ニ聖武天皇ノ日本紀ヲ拜閲シテ、我日本ノ聖人タルハ、コノ帝タルコトヲ始テ知レリ、ソノ故ハ、先ツ歲ニ凶荒アリ、百官ニ過チアレハ、コノ罪ヲ人ニ讓ラス、悉ク之ヲ朕ガ罪ト稱シ玉ヒ、自責シ玉フコト十四回、天下ノ田租諸稅徭役ヲ免除シ玉ヘルコト二十二度、天下ニ大赦ヲ行ヒ玉ヘルコト二十二度、鰥寡孤獨廢疾老人ニ金穀衣藥ヲ施シテ賑恤シ玉ヘルコト三十七度、臣下ニ物ヲ賜ハルコト五十四度、孝子節夫貞婦ヲ重ク賞シ、門閭ニ旌表シ玉ヘルコトモ數度ニ及ヘリ、又人事ノ災厄天地ノ變動旱雨風疫アル每ニ、神祇ニ祈リ玉ハサルハナシ、又奉幣使ヲ伊勢ヘ遣シ玉ヘルコトハ、文武帝ニ始マルトイヘドモ、聖武帝ノ如ク盛ナルコトハ、前朝イマダ有ラサルトコロナリ、又祝部（ハフリヘ）神巫（カンナギ）ヲ始メ、大嘗會ヲ創メ玉ヒ、又伊勢ニ親カラ行幸シ玉ヒテ、敬神ノ道ヲ竭シ玉フモ、亦聖武帝ニ始マレリ、且又御在位二十四年ノ間ダ、ソノ良治堯舜ノ治ニモ耻チザルトコロナリ、聖武ノ尊號實ニ虛シカ

ラス、又貞觀ノ政ト云ヒ、延喜天暦ノ治トイフハ、我皇國ノ至治ノ政ノ美稱ナラスヤ、コノ良政ノ天子ヲモ、闇王ト稱セハ、誰ヲカ明君ト稱スルヤ、（貞觀ノ政ハ清和天皇也、延喜ノ政ハ醍醐天皇也、天暦ノ政ハ村上天皇ナリ、）已上ノ明主、悉ク敦ク佛ヲ信シ玉ヘリ、又我皇國ニテ人臣ノ賢明ニシテ佛ヲ信シタルモノ多ケレハ、一々枚擧シガタシ、故ニ今二三ヲ爰ニ出サハ、藤原鎌足、菅原道眞、（菅相丞也、）楠正成ノ類ナリ、鎌足ハ嫡子ヲ僧ト成シテ、和州多武峯ノ開山トナス、是レ鎌足多武峯ヲ墳墓ノ地トシタルユヘンナリ、菅相丞ハ千部ノ佛經ヲ書寫シテ、諸寺ニ納メタリ、世ニ菅公ノ經切ト稱シテ珍藏スルトコロナリ、楠正成ハ四人ノ僧ヲ師トシテ、法ヲ聞ケリ、ソノ最後ニ師トシタルハ、兵庫ノ廣嚴寺明極ナリ、因テ明極弟子ヲ率ヰ、無畏菴（正成切腹ノ處）ニ至リ、正成ノ遺骸ヲ函ニ納メタリ、是レ廣嚴寺ヲ、從來正成ノ香花院ト名ケタルユヘンナリ、此ノ事、龍門夜話下卷ニ具サニミエタリ、武將ノ佛ヲ信シタルハ、鎌倉家、室町家、豐臣家、徳川家、諸侯ニテハ、前田利家、細川幽齋、毛利元就、謙信、信玄等、ソノ數多シ、又支那ノ名君賢臣ノ佛ニ入リシモノ、晉ニ謝安、王導、陶侃等三十三人アリ、隆宋ニテ何尙之、王玄謨、顏延之ノ類八人アリ、梁ニ沉約、江淹等十三人アリ、北齊ニ顏之推、魏收等四人アリ、隋ニ文中子、楊素等六人アリ、唐ニ房玄齡、杜如晦、褚遂良、虞世南等七十餘人アリ、宋ニ范奇文、王旦、楊億等五十七人アリ、何レモ名臣言行

錄ニ出タル人ナリ、南宋ニ張九成、胡寅等二十九人アリ、元ニ趙孟頫、歐陽玄等十七人アリ明以下詳カナラス、已上ミナ佛ヲ信シタルコト、金湯編ニ、諸史百家ノ書ニ記載スルモノヲ集メタリ、引テ以テ證トスルニ足レリ、　問テ曰ク、上ニ引クトコロノ諸儒ノ中ニ、韓退之、歐陽修、朱子等ハ排佛家ナリ、何ソ之ヲ信佛ノ人トスルヤ、　答テ曰ク、始メヲ以テイハヽ然リ、終リヲ以テイハヽ、悉ク佛ヲ信ジタリ、何ヲ以テ知ルトナレハ、歐陽修カ韓愈別傳ノ跋ニ云ク、予官瑯琊、有以韓愈別傳示者、反覆論誦、乃知大顚、是非常人、予嘗患浮屠氏之盛、而嘉退之說、及觀大顚之言、乃知柳子厚信佛不爲過、之レヲ以テミレハ、大顚カ佛理ノ論ニ於テ、韓退之深ク信シタル始末ヲ、コノ別傳ニ記載イタシタルト見エタリ、若シ然ラスンハ、歐陽修カ從來韓退之ヲ慕ヒ、排佛ヲナシタル眼ヲ飜ヘスヘキ理アランヤ、然レハ、コノ別傳ニ載セタル大顚カ論ハ、一タビハ韓退之ガ排佛ノ見ヲ飜ヘシ、一タビハ歐陽修カ排佛ノ眼ヲ飜ヘシ來レハ、一言ヲ以テ、英雄二人ノ排佛家ヲ濟度スト言ハザルコトヲ得ズ、夫レ韓退之ハ、是レ何等ノ人ゾ、排佛ノユヘヲ以テ潮州ニ流サレタルニアラスヤ、今日ノ負惜ミノ強キ人情ヨリイヘハ、假令ヒ何ホド大顚ガ論ニ感服イタストモ、己レ自ラ佛理ニ服シタルコトヲ別傳中ニ書キ遺スヘキ面目アランヤ、而シテ自ラ佛理ニ服シタル始末ヲ遺傳スルト

コロヨリミレハ、韓退之大顚カ論ニ服スル、尋常一樣ノコトニハアラザルヘシ、若シ韓退之自ラ信ゼザルコトヲ書キ遺サハ、歐陽修其別傳ヲ見テ、排佛ノ見ヲ翻スヘキ理アランヤ、韓退之佛理ヲ信シタルコト明ケシ、故ニ潮州ヲ去ルトキ、大顚ガタメニ室ヲ造リ、且ツ又袈裟法服二襲ヲ贈テ留メタルユヘ、ソノ室ヲ留衣亭ト名ク、又大顚カ贈ルトコロノ書ニ裱裝ヲ加ヘ、之ヲ床頭ニ掛テ、坐臥ノ觀ニ供ヘテ、珍重イタシタリ、因テ周茂叔之ヲ誚レル詩ニ曰ク、退之自謂如夫子、原道深排釋氏非、不識大顚何似者、數書珍重更留衣、（此詩性理群書ニハ大顚堂ニ題スト云、）コノ室ヲツクリ、袈裟ヲツクリテ贈リシヲ、孟尙書ニ咎メラレ、書ヲ贈テ辨解イタストイヘトモ、此レハ假ニソノ責メヲ塞クノミ、（八大家文集ノ中ニ、與孟尙書ニコノ辨解アリ、）ソノ實ハ佛ヲ信シタルコト、韓愈別傳ニ明ニ見エタリ、サレハコソ、歐陽修マデ別傳ニテ排佛ヲ息メタレ、又司馬溫公ガ、心經ノ跋ニ曰ク、韓退之排佛、而稱大顚以理爲勝、由之觀之、於佛不無所得、夫レ古器古書畫ハ、鑑定家ニテ眞僞定マレリ、今コノ韓退之カ信佛ノ眞僞ハ、歐陽修、周茂叔、司馬溫公コノ三大家ノ鑑定ニテ明カニ定マリタルニアラスヤ、　又歐陽修ハ、曾テ舊唐書ニ信佛ノ人ヲ盛ニ載セタルヲ惡テ、新唐書ニ書キ改ムルホドノ排佛ノ人ナリシガ、僧居訥ト數番ノ問答ニテ、從來ノ排佛ノ見一朝ニ拆カレ、加之韓愈別傳ヲ見テ、終ニ佛ニ入リ、華嚴經第八卷ヲ讀

ミ乍ラ、命終レリ、歐陽修佛ニ入リシコトハ、歐陽行狀、韻語陽秋、歐陽外傳等ニ具サニ見エタリ、又朱子ノ諸註書ニ、往々排佛ノ語見エタレトモ、晩年ニ至テ、排佛ノ見ヲ息メタリ、故ニ朱子語類ニ云、或人問朱子曰、今ノ士大夫晩年都入佛家、何故、答曰、佛ハ高於儞云々、本朝李文靖公、王文正公、楊文公、劉元城、呂申公、都是甚麼人也、都去學佛、又曰、佛書說六根六識四大十二因緣之類、皆極精妙、前輩謂此孔孟所不及、已ニ如此、和漢ノ明君賢臣碩學大儒信佛ノ前蹤アリ、況ヤ佛ヲ信スルハ、タヾ和漢ノミナラス、教法表ノ如ク萬國ニ於テ佛ヲ信スル處、凡ソ十三ケ國アリ、何レモ帝王ソノ教ヲ信ス、然レハ今上皇帝佛ヲ用ヰ玉フモ、醜シトシ玉フヘキコトニアラサルヘシ、夫レ茶人ノ追孝ハ茶ヲ用ヰ、活花師ノ追孝ニハ花ヲ用ヰ、俳人ノ追孝ニハ、俳偕ヲ用ヰ、歌人ノ追孝ニハ、歌ヲ用ヰ、何レモ先靈ノ好ムトコロヲ以テ、先靈ヲ慰ムルヲ追孝トス、我朝佛法東漸已來、御歷代佛ヲ用ヰ給フトイヘトモ、別シテ天智、天武、持統、文武、元明、元正、聖武、桓武、嵯峨、淳和、文德、淸和、宇多、醍醐、村上等ノ諸帝、佛ヲ深ク信シ玉ヘルニ至テハ、高僧知識ノ徒モ亦愧ルトコロナリ、然レハ、香火院ヘハ、香花ヲモ供ヘサセラレ、佛事ヲ行ヒ玉フハ、是レ御先靈ヲ慰メ玉ヘルユヘンニテ、之ヨリ御追孝ノ大ナルハアルヘカラス、加之、上ニ佛事ヲ營ミ玉ヘハ、下亦必ス倣ハサルコトヲ得ス、下ノ向背ハ、必ス上ノ向

背ニ隨ハサルコトヲ得ズ、今モシ教法ヲ布テ、民心ヲ固結シ玉ハスンハ、萬世復シガタキ禍、踵ヲ接テ至ラン、況ヤ佛寺ノ興廢ハ、國家ノ存亡ニ關係セサルコトヲ得ス、ソノ理粗前條ニ論スルカ如シ、故ニ佛ヲ用キ玉フハ、是レ卽チ國ヲ愛シ玉フナリ、是ヲ以テ佛ヲ廢スヘカラサル所以ヲ陳述シテ、以テ忠告シ奉ルナリ、誠恐誠惶敬白、

東京芝赤羽根
出版元　山口屋佐七
西京西六條
賣弘　永田調兵衛
大阪南久寶寺町
同　伊丹屋善兵衛

廢佛毀釋の因由

大内青巒氏談

明治維新の初めに當りて、廢佛毀釋の行はれた事實を研究しやうといふには、先づ其の原因由來を考へて見るの必要があると思ふ、さて其の廢佛毀釋の原因由來を考へて見るといふに就ては、中々一朝一夕に之を詳かにするわけには往かぬけれども、大體の上に於て、內憂と外患との二つに分けて考へなければならず、又之を空間的にも時間的にも考へて見なければならぬことゝ思ふ、其中に就て、今は內憂の方の事、すなはち佛敎界の各宗各派に於て、內から廢佛毀釋を誘致したる事實は、且らく之をお預かりとして置て、其の外患の方の事、すなはち外敵から排斥殘暴を蒙むつた經歷を、時間的に考へて見れば、約三百年に涉り、空間的には日本全國に涉りて、其の外敵は神道と儒敎との兩方面から、古來未曾有の壓迫を受けたのを、固より內憂を內憂とも知らずに、榮華の夢を貪つて居た各宗派の大小の僧侶が、毫も彼の强敵に對して、外患とも思はず、之を防ぐの策も講せず、自ら守るの計も爲さず、遂

に必然の結果として、王政復古とともに廢佛毀釋の事實となつて顯はれたのであると思ふのである、

廢佛毀釋の外敵に神道と儒教との二軍ある中に、儒教の方が先きに發達して、神道の方は稍や後れて發達したやうに思ふ、元來往昔王朝の盛んなる時代の儒者は、菅家にもせよ江家にもせよ、其の經學といへば、専ら十三經註疏を初めとして、古註疏のみを用ゐ、又文學としては文選または白氏文集などを、主として學んだのであつた、文選は梁の佛心天子の太子が輯めたものであり、白氏は非常に篤き佛教信者であるから、是等の書に據て文章を學ぶ者に、排佛の氣風の起るべきわけがない、又古註疏は老莊荀揚あたりに對してこそ、多少排他の氣風は起るにしても、佛教に對しては、決して直接に排毀の考への起るべき筋ではない、然るに王朝の衰ふると共に、此の古儒者の風は全く廢絶して、經學も文章も僅に五山あたりの僧侶の手に保存せられたまでの事になつたのは、誰も皆能く熟知する所である、

然るに文祿慶長の頃に至つて、相國寺の僧侶で、妙壽院蕣首座といへるが、己れの専門たる佛教の學行には甚だ疎かであつて、其の傘學したる儒教の學解には、中々深く力を盡し、遂に還俗して藤原肅と名のり、惺窩と號して、儒教の門戸を獨立した

のが、王朝の衰へたる後の儒者の中興とも謂ふべきである、殊に其の唱ふる所の經學は、謂ゆる古註ではなくて、宋儒程朱の新註であり、其の文學も亦た彼の白樂天流義の儒佛混淆したものは、此頃から世に棄てられて、多くは韓退之の文章を喜ぶやうになつたのである、韓退之が唐代に於ける排佛者の張本であることは申すまでもなく、朱子學は、宋朝以後に、經學の上から佛敵となつたことも勿論である、是の如く、經義文章すべて排佛の氣風を養成せねばならぬやうになつた、其の元祖たる藤原惺窩が、彼の大豪傑たる德川家康公の知遇を受けたのであるから、惺窩の學風は忽ち一代を風靡し、其の門下から輩出したる名儒も多い中に、林道春は特に德川家の秘書官として、大に將軍の信認を受け、最初は道春も其子の春齋も、皆剃髮入道の姿で、僧位に叙し、道春は民部卿法印と稱し、春齋は宮內卿法印と稱したのであつたが、父子ともに惺窩の學風を受けて、頻りに排佛說を主張した、殊に春齋の如きは、同じ儒者の中に於ても、自家と系統の異なる者をば、口を極めて罵り、中江藤樹が陽明學を唱へるのを誹りて、口を王守仁に借て邪教を唱ふと云ひ、又山崎闇齋を斥して、道同じからざれば相爲めに謀らすと排擊したほどのことであるから、況んや初より異端邪說と定めて居る佛教に對しての排斥は、實に思ひやらるゝのである、更に

春齋の子の鳳岡のときに至つて、元祿四年正月幕府の命を受けて、從前の剃髮の僧形および法印の僧位を止めて、大學頭に任じ、從五位下に叙せられて、初めて名實ともに儒者の獨立を得たのであるから、其の排佛の氣勢も一段と進んだことゝ思はねばならぬ、是の如き林家が天下の學柄を握り、幕府の威光を借て、排佛主義の朱子學を鼓吹したのであるから、幕府の親藩は申すに及ばず、國主其他の諸大名も、皆競ふて學館を建て、朱子學を興すと共に、凡そ儒者たる者は、必らず排佛說を唱へなければ、儒者らしくないと云ふ風習にまでなつたのである、さて之と同時に、江戸に於ては、荻生徂徠が、學風こそ古學を唱へて、林家とは其の系統を異にすれども、其の排佛に至りて、決して他に減せず、殊に其の本姓が、物部氏であつて、守屋大連の子孫であると稱するところから、擬家大連檄といふ文章を書て、守屋大連の意見を代表し、聖德太子と蘇我馬子を極力罵倒したのが、文が好くて說が面白いといふやうなことで、廣く天下の士太夫間に喧傳せられたのであるから、無學不見識の徒が皆これに魅せられて、聖德太子を國賊の如くに思ひ、佛敎を國害の甚だしき者と思ふに至らしめたのである、又京都の方では、伊藤仁齋および其子東涯、九州では筑後の藤井懶齋、四國では土佐の谷時中など、皆排佛の說を唱へたのであるが、別して土佐の野

中兼山といふは、土佐侯の家老であつて、谷時中(時中は眞宗僧の還俗したものである)の教を受け、國老の威勢を以て、寺院を廢毀して、學校を興し、口を極めて佛教を排撃したのであつたが、此の門下から、山崎闇齋が出た、闇齋はもと京都妙心寺の僧で、絶藏主といふた、還俗して兼山の門に入り、又更に吉川惟足から神道の說を聞て、之に服し、號を垂加と改めて一種の神道を唱へ出し、會津侯保科正之に任用されて、頻りに排佛說を主張した、彼れが京都の愛宕山に登つた時の詩に、朝毀宮房黥地藏、且驅杉檜剔天狗といふ句がある、其の亂暴さ加減も思ひやらるゝのである、又其頃に、三輪執齋といふ儒者があつた、學流は闇齋の孫にあたる、或時或僧の請に應じて、中庸を講じ、頻りに佛を排して儒を勸めたのであつたが、講じ了つてから、其僧が御禮のために金品を贈つたのを、執齋が却ぞけて、足下が佛を棄てゝ儒に歸すれば禮をもらふ理由もあるが、足下が還俗しない限りは、中庸を講じて聞かせた効がないのであるから、禮をもらふ理由がないと云ふて、到頭一品も手に觸れなかつたといふことである、是の如き排佛の勢ひが、皆維新前凡そ二三百年も前からのことである、

然るに更に之よりも甚だしかつたのは、水戸の方である水戸の義公光圀卿は、決して排佛主義の人ではない然しながら其の企圖に由て開かれた彰考館には、最初

から排佛の氣風が充滿したのであつた、彰考館には、多くの儒者を集めて、大日本史編輯に從事させられたのであつたが、其の總裁の佐々宗淳は、もと祖淳と申して、禪宗の僧侶であつたが、佛教が分らなくて、世間の學問にばかり心を傾け、遂に還俗して助三郎と稱し、十竹と號し、水戶義公に召し出されて、彰考館の總裁に任ぜられたのである、此人の考へは、唯儒者といふ立ち場から、佛教を嫌ふばかりではなくて、日本は神國である、神國の民たる者が、異國の佛教などを奉するは、大逆罪を犯すに等しいといふやうな料簡である、元來大日本史編纂の目的は、尊王の大義を鼓吹するに在るので、尊王の大義を領解するには、敬神といふことが根本にならねばならぬといふのが、水戶學の根源であるから、前に列擧した道春だの、徂徠だのといふ人たちの、單に儒教の上から佛教に反對するのとは、大に樣子が違ひ、神儒等分の立ち場から、排佛するのであるに由て、其勢ひが更に强いのである、十竹は元祿十二年に五十九歲で死し、更に三宅觀瀾だの、安積澹泊だのといふ人たちが、彰考館の總裁になり、大日本史の出來あがると共に、排佛の勢ひは益々盛んになつた、遂に烈公が世に立つ前後に當りては、靑山延于の皇朝史略だの、烈公の明訓一斑抄だの、會澤正志の新論だの、藤田東湖の弘道館記述義だのといふものが、頻りに世に公にせられ、尊王

の大義に加ふるに、更に攘夷といふ一大事件を以てし、益々排佛の氣焔が熾んに煽がれることゝなつたのである、さて又之と相前後して、上方では、岩垣松苗の國史略が出來る、賴山陽の日本政記が出來る、皆簡略にして讀み易い歴史であるから、誰も彼も之を讀で見れば、佛教の惡い方面だけを大げさに書立てゝあつて、佛教の善い方面は皆ことごとく打ち消されてある、是の如き歴史ばかりを讀で居て、遂に未だ六國史の如き正史を見たことのない者は、佛教を以て國害ばかりのものと思ふたのは、誠に無理のないことである、維新の際に要路に立て、王政復古の大業を補佐した謂ゆる元勲とか元老とかいはれる人たちは、大抵皆此の國史略や日本政記を以て、我國の正き歴史と心得た人たちであるから、維新の仕事の第一着手は、國害の根源たる佛教を廢して、國有の神道を興隆するより外はないと思ふたのは、誠に無理のないことではあるが、其の思慮の足らないのと、學問の淺いのとは亦誠に氣の毒の次第である、

然るに此の慶長元和このかた、二三百年間に渉りて、佛教界の諸宗各派に於て、一人も此の外敵に對して之を防禦するの道を講じた僧侶のなかつたといふことは、誠に慨歎の外はない、却つて世間の儒者の中には、水戸彰考館の儒員の一人に森尚

謙といふ人は、儼塾と號し、又不染居士と稱して、篤く佛教を信じ、護法資治論正續二十卷を著述して居る、儼塾集を見れば、彰考館總裁の安積澹泊と、屢々佛教を論議した文章が載せてある、又上方では梁田蛻巖といふ人は、彼の大石良雄に業を授けたといふ大儒であるが、唯儒教ばかりではなく、神道も佛法も深く造詣する所があり、常に宣聖の學と、東方の道と、乾毒の教と鼎足して相悖らずと言はれたといふことである、斯る外護の人は、多少あつても、內護の當局者に、其人がなければ、遂に如何ともすることが出來ないで、到頭廢佛毀釋の逆境に沈淪することになつたのである、

さて又神道の方面を考へて見るに、往昔は我國に、今の謂ゆる神道といふやうなものもなければ、又國學と稱するものもない、今の世に神道の皇典と稱して居るところの古事記や日本書紀や古語拾遺のやうなものは、儒者でも佛者でも誰でも皆讀むべきものであり、又もとより宗教的のものでもなければ、神秘的のものでもない、決して之を根據として、一種の宗教めかしたものなどのあるはずがないのである、且又今の國學といふ筋のことも、萬葉集や古今集に集められてある古人の歌詠などを手本にして、思ひのまゝに志をのべる歌詠の道は、本よりあつたのであるけれども、是また別に其れを專門として、今の謂ゆる國學といふが如きものゝ有つた

のではない、然るに保元平治の亂などがあつてから、何事も皆衰へて、古い言葉などの分らなくなつたのも多く、歌よむすべも亂れてしまい、遂には萬葉集などは讀むことをすら出來なくなつた、そこで鎌倉時代に仙覺法印といふ僧侶が萬葉集を校合して、假名などを訂正せられたのが、文永年間のことであるから、今より六百五十年ほど前のことである、其後又々南北朝の戰爭から、應仁の亂に至り、日本の古言などを學ぶものが無くなつてしまふたから、歌の姿なども誠に鄙しくなつたのである、然るに元祿年間に至り、契沖阿闍梨が萬葉集の講釋を始められたのを、水戸の義公が聞及ばれて、水戸へ招かれたけれども、阿闍梨が之に應ぜられないので、義公は彰考館の儒員の一人たる安藤爲章に命じて、阿闍梨に隨學させ、遂に萬葉集代匠記二十卷の撰述となつたのが、今の謂ゆる國學の元祖である、阿闍梨は元祿十四年正月十五日に、六十二で遷化せられたのであるが、其の病中に伏見の稻荷の神官で、荷田春滿といふ人が隨從して、阿闍梨の國學に於ける衣鉢を傳へた、此の春滿の弟子に賀茂眞淵が出て、愈々其の學を大成したのであるが、此れまでは唯謂ゆる國學とか和學とかいふだけのことで、決して宗教めかしたことは無かつたのであるから、排佛などの沙汰も亦た無かつたのである、然るに此眞淵の弟子に本居宣長が出て、

古事記傳を書いた頃から、乃ち古事記を皇典と名けて、古事記の神代卷に見える神々を、全く佛教の上に謂ふ所の佛菩薩などと同じやうに解釋して、一種の神道といふものを形つくるやうになつたのである、此の本居宣長の著述は、色々多くあるが、其中に馭戎慨言といふもの丶如きは、別して儒教も佛教も皆排斥せねばならぬ端緒を開いたので、其の意を承けて益々儒佛を排斥し、一種の神道を飽くまで鼓吹したのが平田篤胤である、此人には著述が多くあつて、其の大半は排佛說である、此に至りて、彼の契沖春滿眞淵の三大人が、單純に日本の古言を調査し、歌道を興復せられたのが、遂に一種の新らしき神道と名くる宗教となつてしまふたのである、抑此の日本の上世の神々を、佛教の佛菩薩のやうに解釋することは、行基菩薩や弘法大師傳教大師などが俑を作つたので、本地垂迹であるとか、兩部神道であるとか、唯一神道であるとか、色々なことを唱へたのが本であるが、宣長や篤胤は、其れに反動して逆襲を企てたのであるから、勢ひ排佛を主張せねばならぬことになつたのである、然るに世の中の多くの人は、左なきだに佛教界の腐敗に愛想をつかして居るところへ、此の耳新らしい殊に日本的の說を聞いたのであるから、靡然として之に向ふ者が多くなつたのである、而も其れが恰かも水戸あたりから、頻りに尊王攘夷の

說の起つて居る時であるから、神道の力でなければ王室を興復することが出來ない、神道を盛んにするには、先づ第一に廢佛毀釋を實行するのが必要であるといふことになつたのである、彼れ此れして居るうちに、德川幕府の大政返上となり、王政復古といふことになつたのであるから、彼の儒教の方面からの排佛者と、此の神道の方面からの排佛者とが、力を戮せて、愈々廢佛毀釋の實行となつたのである、

（明治四十四年八月一日發行佛教史學第一編第五號所載）

明治初年の廢佛毀釋

伯爵　大隈重信氏談

明治初年の廢佛毀釋は、神道者國學者及び漢學者が主唱したもので、彼等が佛教に對する積年の怨恨を晴らさうとしたものだ、政治上の統一力が不十分であつて、大に乘すべき餘地があつた、彼等はこの機會に方り、自ら主唱する所を實行する便宜を得たものだ、實際寺を焚いたり、佛像を壞はしたりした、廢佛毀釋は全く彼等の仕事であつたのだ、

政治上の要務は、極めて多端であつたから、要路に當つてゐる者は、極めて繁忙であつた、南北の戰亂を鎭定し來れば、幕府の跡始末を如何にすべきか、諸藩の始末を如何にすべきか眼前に切逼してゐる至急の要務に苦心し、諸外國の關係問題に至つて最苦心してゐた、幕府が局に當つてゐる間は、極力攘夷論を主張して、威張つて居たが、自ら局に當るに至つて、攘夷を實行せられないことが解ることゝなり、斷然その論を捨てねばならぬことゝなり、一問題が未だ解釋せられざるに、更に後より一問題が生じてくる、實に苦心してゐたものだ、今日より見れば、宗教問題は固より大切であるか、當時は政治の要路に當つてゐる者が、殆どその問題に思ひ及ばなんだ、寺を焚いたり佛像を壞はしたりしたるも、最初は政治上から別段の注意することもなかつた、これが事實である、

乍併所謂王政復古であつて、上古の親政に復歸しやうと云ふのであるから、佛教の如き、印度支那から傳來した教法を崇重するに及ばぬことゝ考へられてゐた、儒教も同樣であつたのだ、佛教儒教の傳來以前の日本に溯ぼつて、復歸しようと云ふことであつた、乃で實際神佛混淆してゐるのを改革し、神佛分離することゝしようとした、これは寧ろ當然の處置であると考へられたのである、八幡でも、何々權現で

も皆神佛混淆であつた、別當の社僧があつて、神社の全權を執つてゐた、石淸水でも鶴ヶ岡でも、皆然うであつた、比叡山の山王權現の如きも、樹下とか生源寺とか云ふ社司があつたが、一向勢力がなかつた、座主の法親王の宮に拜謁することも憚るぐらゐなものであつた、春日の如きも然うであつた、興福寺の方が全權を執つてゐた、春日の大祭に、同寺の大衆が專ら釆配を振つてゐて、社の方は何等勢力がなかつた、乃で社の方では、坊主を嫉み、且つ怨んでゐた、然るに忽ち神佛分離することゝなつたと聞いて、神社の社司等は大に喜び、積り積つてゐる欝憤を訴へたものだ、八當りに當り散らして、亂暴の行動をするに至つた、山王權現の佛教關係の器具等を積上げて、火を放ち、一時に燒棄した、千年以來の寶物もあつたであらう、今日から見れば、國寶となり、世界の寶となる物もあつたであらうが、何の用捨もなく、灰燼に附した、樹下石見守などは、大弓を引いて、佛像の面を射通し、大に愉快を叫んだとのことだ、此の如き騷動は、諸國に在つた、決して一ヶ所二ヶ所でなかつた、北陸の地方は佛教が盛んであつたが、神道者等は、かの地方で激烈な佛教排擊を遣つたから騷動が起つた、當時その始末を聞いて、神道者を叱責したことがある、若し打捨てゝ置いたなら、同地方の佛教が絶滅したかも知れぬ、假令絶滅せずとも、更に大なる禍害を被つ

たことであらう、これは本願寺などが今に德としてゐることだ、

元來神佛分離と云ふことは、二つの混淆してゐるとを改革し、今後混淆することを禁止することで、決して佛教排撃でない、當時の勅諚にも、布達にも、廢佛毀釋と云ふことは無い、固より政治上より、その樣な目的を達しようとしたことは無い、全く神道者の自ら主張し實行したことだ、尤時勢が便宜を與へたものだから、實際廢佛毀釋を見ることゝなつたものだ、

更に神道者等が亂暴の行動をするに至つたと云へば、佛教者卽ち當時の坊主が、一向謹愼であつたと思うてはならぬ、實は坊主が自ら佛教關係を絕つて、復飾しようとしたものだ、佛教の教義を信仰し、戒律を尊奉してゐた者は、幾人あつたか、實に滔々として腐敗墮落してゐたものだ、神佛分離と云ふことを聞いて、大に喜んだ者は、神道者一味の輩ばかりでない、坊主亦自ら自由に復飾せらるゝことを喜び、早速に神道者等の一分に加はらんとしたものだ、幕府が久しく政治上の權力で、彼等の行動を束縛してゐた、卽ち彼等が自由に俗人同樣の生活に入ることを許さなかつたから、彼等坊主は自ら信仰しない教義に屈し、自ら尊奉しない戒律に拘せられてゐた、これは彼等が自ら大に苦痛としてゐたことであつたが、神佛分離と云ふこと

で、その苦痛が脱却せらるゝことゝなるので、御一新のお蔭を感謝したものだ、乃で彼等が、自ら神道者等の廢佛毀釋を助成すると云ふ奇觀を呈した、社僧の復飾は、決して何人からも强ひたのでない、彼等の意に任せたのだが、彼等が自ら相競うて復飾し、早速に俗人向きの姓名を附け、妻を迎へる、肉を食ふ、大喜びであつた、己に復飾すれば、神道者等の一分に加はり、廢佛毀釋した、實に言語道斷であつた、

京都の公卿は、幕府が倒れ、大名が廢せられたら、公卿が大名に代り、大に富榮の位置を得べきことゝ思うてゐたが、それと同樣に、神道者等は、神佛分離と云ふことで、社僧が廢せられたら、神道者等が、社僧に代り、大に富榮の位置を得べきことゝ樂んでゐたのだ、德川時代の坊主のやうな安樂な境遇を得るであらうと喜んでゐたのだ、然るに一向樂み甲斐もないやうであつたから、亦神社を破壞したと云ふやうなこともあつた、實に面白い狀況であつた、此の如くにして、畢竟舊物破壞と云ふこととなり、佛教も神道も勢力を失ひ、漸次に變遷して來たのだが、新に勢力を得ることとなつたものは、獨り歐米の文物思想であつたのだ、（文責記者）

（明治四十五年四月八日發行佛教史學第二編第一號所載）

明治初年の政府と神佛二教

神習教管長　芳村正秉氏談

氏は、明治初年に神祇官、神祇省、教部省に歴任して、神佛二教に對する政府部内の事情に通曉せらる、現に神習教管長として、神田なる御嶽教會内に居住せらる。

明治初年は、諸政の改新を企てた時で、實に天造草昧の際であつた、先づ神祇官を置いて、全國の國學漢學の學者を之に集めた、別に宣教使といふものを設けた、何れも國學漢學の學者許りで、神祇官は一種の大學のやうなものになつた、當時國漢學者は、從來何れも佛教と正反對の側に立つたもので、それが維新の改革に乘じて、一時に佛教排撃の氣勢を爆發した、漢學者は彼の韓退之の排佛論を論據とし、國學者は平田流の排佛主義を精神とした、國學者の方では、平田鐵胤、伊野秀範、權田直助、矢野玄道、窪季滋及び野々口流の福羽美靜などであつて、漢學者の方では、鷲津毅堂、小野述信などであつた、これ等の人には、當時神祇官の卿とか參議とか云ふではなかつたけれども、當時の卿參議として、政柄を執つて居つたものは、皆孰れもこれ等國漢

學者の門人若しくは學統に屬するもので、その根源は、皆これ等の人に歸するのである、當時の卿參議として、政柄を執つたもので、今生存しておらるゝのは、大隈重信、井上馨の兩氏位である、

當時の卿參議であつた人々は、以上の國漢學者の門に學んだもの許りであつて、その書生中に抱持して居つた排佛論を、維新の改革に乘じて、直にこれを實現したのである、當時路傍にあつた石地藏などの佛像は、皆これを擲き壞してしまつた、神佛分離といふので、神社內の佛像などは、皆取り出して皆神としたけれども、まだこの神祇官時代には、その佛像を壞すなどゝいふやうに、佛教に關するものに手を下すことを敢てしなかつた、これをやつたのは、神祇官を神祇省と改めた神祇省時代である、

それから神祇省內で、西鄕隆盛と江藤新平との議論が起り、神祇省は畫寐官である、何の役にも立たぬといふやうなことが云はれて、一般にはまだ少しも知られてなかつたけれども、これを敎部省として、專ら敎理を研究せようといふ主張であつた、その時私は、神祇省に居つたが、一日西鄕に會つた時、西鄕が種々話をしていふには、神祇官はあつても、しかたがないから、これを敎部省として、佛教者はもとより不

用のものであり、神官も亦無用の長物であるから、これ等僧侶や神官を使つて、教部省を起さうと思ふ、さうしてその創立は當分江藤にやらせようと思ふ、創立せられた上は、江藤が主任となるであらうと、かういふ話であつた、私は當時王政維新も既に出來た、最早能事了れりであるから、田舍に歸つて學校でも起さうと思うてゐた、この時、これを西鄕に打開けた、すると、西鄕はさういふ引込思案を止めて、教部省で學校を立てようと思ふから、そこで一番やつて見たらといふのであつたから、矢張留まることにした、

明治五年三月十四日の達で、神祇官及び宣教使が廢せられて、教部省を置かれた、果して西鄕は出ないで、江藤が創立者であつた、創立當時は、江藤、福羽、及び京都の藤木璞と、私と、今二三の筆生が居つた許りで、僅かな人數であつた、教部省は初め太政官の内に置かれた、そこで當時發布せられた三條の教憲といふものを制定した、教部省では、初め五條を制定して出したが、太政官の正院で、時の參議がその二條を削つて三條としたのである、この三條の教憲が出來てから、教部省は太政官の内から下つて、別省に移つた、それから神佛二教の教導職たるものは、この三條の教憲を奉じてやれといふことになつて、唯神佛二教の教導職の心得として出したに過ぎな

いものとして、政府から公に發布したものとはせなかつた、それから全國の佛教各宗本山の住職及び神社の官國幣社の神官共を喚出して、一齊に訓導に補した、神社では、伊勢神宮の近衞忠房、出雲の千家尊福、熱田の千秋季福、紀州熊野の紀野俊尙、石州物部の金子有卿、鹿島神宮の鹿島則文、楫取神社の楫取保禮などであり、佛教の各本山では、東西兩本願寺の大谷光尊、大谷光瑩、叡山、東寺、高野、永平、總持などで、孰れも訓導に補せられた、私は當時神佛共にその事務に關係してゐたが、何分にも分らない事許りで、一時は五里霧中であつた、

敎部省の學校は、到頭出來なかつた、その代り、後ちに編輯課か置かれた、主として敎書編輯の目的であつて、傍ら諸方の難問に答へることゝなつた、

敎部省は、後に本願寺からも這入つた、その主なるものは、大洲鐵然、小栗憲一、それから三四の人々であつた、本願寺では、敎部省を本願寺一派の人々にしたいといふ考へであつたやうだ、

敎部省となつてからは、路傍の石地藏を打毀つといふやうな暴行はせなかつた、乍併、それ以上の破壞は、是れより先き肉食妻帶勝手たるべしといふ令の出た事である、これは神祇官時代に出たと思ふ、これで佛教は壞れてしまつたのである、

それから教部省が廢せられて、合併大教院が立てられた、その場所には、增上寺を以て充てられたのである、教部省は唯命令を下すのみであつたが、大教院となつてからは、佛教各宗と神道各派とが協議して、一切神佛に關する事件を處理せようとした、そこで各宗の管長が這入り、それに事務を取扱ふものを副へた、こゝでは、僧侶が法衣を着て、三方を捧げて神壇に供へるといふこともあり、その外種々面白い狂言もあつたやうである、

私は、この合併大教院の設置に就いては、反對の意見をもつて居り、到底實行せらるべきものでなく、久しからずして瓦解すべきものであると主張した、法衣を着て三方を捧げるといふやうな事は、實に兒戲であるといふと、その時の教部卿が、兒戲といへば、天下の事皆兒戲であるといつて怒つた、私は大教院の設立以前、教部省を辭して、鄕里の伊勢に歸り、神宮教會を起して、全國の神道を總合し、教院内に學校を置いて、神祇省教部省の落武者や、全國有志の人々を集めて、神道の一機軸を開き、神道の學生を教養した、仲々盛んであつて、後これ等の學生は皆神官となつた、

その創立は明治六年であつて、それから私は、十一年位迄、凡そ六七年間、そこに居つた、それから再び東京に出て、日比谷神宮を創立した、これは伊勢神宮の出張所と

して、神道事務局を設け、大教院瓦解の後は、こゝで總理せようとしたのである、大教院は、明治六年十二月三十一日、増上寺火災の際に燒けて、芝東照宮内に假遷座をなし、後眞宗の島地默雷が洋行より歸つて、盛んに大教院の分離を唱へてから、東西兩本願寺が相和して、これを主張し、到頭神官僧侶等は分散してしまつて、大教院は遂に瓦解に及んだ、それから間もなく、內務省の社寺局となつたのである、伊勢の神宮教會及び日比谷神宮は、後ち共に神宮奉齋會となつて今日に及んでゐる、

已上は唯事の概略に止まる、神祇官、神祇省、それから教部省は何れも私の居つた所であるから、よくそれ等の成立を熟知してゐる、後日書類を取調べて、更に詳細にお話しよう、

（大正元年八月八日發行佛教史學第二編第五號所載）

神佛分離と神官僧侶

修多羅亮延氏談

氏は今天台宗大學々長なり、明治初年には、天台宗々務に關與し、殊に山王權現の神佛分離の事實に

精通せらる、

維新前島津家から藩令を發し、當時の領地である薩摩大隅日向の三ヶ國に廢佛を命じた、乍併、維新となり、維新以後となりても、拙僧は朝廷から勅令布達として、廢佛の令が下つたと云ふことを知らない、その頃、拙僧は弱輩であつたが、宗政の方に使はれてゐた、勅令布達あれば聞いて居る筈である、

島津家が三ヶ國の廢佛を行つたことは知つて居る、維新前から、比叡山の無動寺谷に、島津家の藩主から、毎年僧侶五人宛扶持を與へて、天台の宗乘研究の爲めに遣して留學せしめたのである、その留學弟子の中に、拙僧と殆ど同年であつたものが、丁度滿期になつて歸國して居つた、その僧が書狀を寄來して、今度廢寺還俗の令が下つたから、還俗したけれども、從前通り交際を賴むと云ふて通知がありました、この僧は、薩摩の南泉院の住持でありましたが、此時還俗して藩主から小姓の格を申付けられてゐました、當時菩提寺の僧などが還俗をすると、大抵餘り上の方ではありませぬが、下級の資格を附與せられたのであつた、之は幕府の末期の事でありますが、全く廢佛を行つたといふものは、先づ此の藩位でありましやう、

明治維新となりまして、稍々廢佛に近い令を發しましたのは、廢藩置縣の制度上、

一村の比屋の寺院(一村一ヶ寺のこと)を立つべからずと云ふ布達でありまして、之は上總の大瀧藩(二萬石許)松平知事が內務省に伺濟の上發布したものでありまして、當藩では、此時廢寺を實行しました、此地方は主として日蓮宗の寺院の多い土地でしたから、池上の本門寺の住職から、內務省に請ひまして、之を止めさしてもらうとして、運動したので、元と一小藩の仕出した事でありましたから、この令は自然消滅の有樣になつて仕舞ひました、但し之とても全く廢佛と云ふのではない、實は淘汰の令であつたのである、唯廢佛に近いと云ふに過ぎない、

かくの如く維新前後に於きまして、全く廢佛の勅令布達といふものはありませんでした、唯僧侶が神佛判然と云ふ令に對して、一時泡を食つて還俗しました、復飾といつて、盛んに還俗したのは、自ら求めてしたので、朝廷から之を命ぜられたのでないと思ひます、

神佛分離の根原は、如何なる點にあるか、能く知りませんが、天台の一實神道、眞言の兩部神道と云ふことを廢したのでありましやう、比叡山の日吉神社は、貞享の頃、總べて神體の偶像を廢して、幣束に改めやうとして、悉皆之を燒いて仕舞つた、後之が露顯して皆遠島を申付けられた事があつた、それから、此維新の際、神佛分離の令

の下つた時、當時の社司の樹下生源寺の二家と云ふものは、傳教大師以來親近の者であつたから、山から扶持を遣つて家來の樣にしてあつたが、當時日吉廿一社權現の神體を取出して燒いたのである、但し山の神體全體ではない、その中法體の神體だけであつたやうだ、日吉神社は上中下各七社あつて、各社には本社、彼岸所、御供所の三所があつて、本社には權現の木製坐像の神體を祀り、彼岸所にはその本地佛を祀り、御供所にては、春は濁酒を、秋は清酒を製造して供するのであつた、併しその濁酒は今日の甘酒よりも尙ほ不味ものであつた、その中上の七社が最も主なるものであつたが、その七社中大宮卽ち本社とも云ふべきものは、神體は三輪明神、卽大己貴尊で、頭に日月十二旒の寶冠を戴き、天皇御卽位の時の法衣を着して居られたやうである、二ノ宮は、大國主尊を祀り、聖眞子は八幡神であり、十禪師は天兒屋根尊であつた、後には女神も交つてゐましたが、此二ノ宮、聖眞子、十禪師の三體が、法體のやうでした、法體の形相は、法裳卽ち鈍色に七條の袈裟を着し、その中聖眞子は兩手に軍配と數珠とを持ち、十禪師は手に拂子を持して居られたやうです、此の形相の事は、拙僧は只一度拜見した許りで、ホンのうろ覺えであるから、確なこととは云へないから、茲に一寸斷つて置く、かくして廿一社權現の帳內には、各經机經文を具へ、特

に法體の神體には、附屬品として衣裄がありて、それに法衣が掛かりてありました、されば權現は孰れも皆看經するものと見えます、而うして神佛判然の令はあつたけれども、之を燒き亡ぼして仕舞へと云ふのではなかつたから、その後間もなく、山の方から時の彈正臺に訴へ、主として燒いた樹下生源寺の二家は罰せられました筈です、之は朝廷から崇めてゐたものを、却て神官等が、神佛判然の令の下るや否や直に破却して亂暴を働いた例です、

大概神社には別當と云ふものがあつた、その住持の和尙が、神佛判然の令の下つた時、寺と社とを分離する外、寺は寺、僧侶は僧侶として居れば善かつたのに、大抵は從來の神社と離るゝに忍びずと謂ひ、一時已むを得ずして還俗するが、復歸する時節があるというて、寺は毀ち、自分は神官となつたが、之はその社を神官に委するのが惜いのか、多くは甚だ怪しいものであつた、例へば湯島の別當の喜見院にしても、社は明に菅公を祀つたものに相違ないから、神社は神祇官に差出して置いて、自分は本地堂を守つて居れば善かつたのに、さうはしないで、神は明に菅公であるから、自分は復飾して神に奉仕したいと、神祇官に願つたのである、此願書には、固より本寺卽ち喜見院は天台宗でしたから、比叡山の奥書が必要であつた、そこで本山では

只神社を返して、復飾は止めにしたらどうかと忠告をすると、之を直に神祇官に訴へて、その說諭を請うたのである、神祇官は固より神社を擔任して居る方であるから、直に天台宗の役僧を呼出す、そこで役僧は大に叱られたのである、その呼出の時は、殆ど罪人扱にした、晝過迄も待されて、さて呼出され、貴樣は何だと云ふ樣に怒鳴られ、馬鹿らしくて再び出られる所ではなかつた、それであるから、本山も異議なく之に與聽すると云ふ始末でした、故に僧侶も還俗を望んだ者もあつたが、當時の神祇官などは、大にこれに援助をも與へ、且つ之を奬勵したものである、

當時僧侶を始め佛教に對する知識の缺乏して居つたといふことは甚しいもので、廢佛毀釋の一大原因は玆にあると謂うて宜しい、その例は、神社の前に立てられてある鳥居は、佛教に依つたもので、佛教では華表と云ひ、辨財天の頭上に立てられてあり、護摩壇の周圍にも立つるものです、然るに當時鳥居の立てられてある社を見ると、之は辨財天ではなくて、市杵島の神であるといひ、僧侶は之に對して、一言も辨解し得なかつたのであります、

淺草寺中の待乳山の大聖歡喜天は、その像は二體合一、卽ち兩面一體の形である所から、之は諸冊の二尊を標した神像であると解した、實は佛教の天部であるとい

へども、鳥居があると云うので、當時の氏子三四町の者が、皆此說に服して仕舞つた、此の一例に徵しても、如何に佛敎の知識が貧弱であつたかゞ判るでしよう、待乳山の緣起に依ると、古昔大旱の時、土地の人々が天に祈つた所、忽ち雲起り雨降り、同時に天降つたものであつた、皆々大に喜び、宛も小兒が乳を待つて居つたやうであると云ふので、待乳と名けたとのことです、一體の像が落ちてあつたので、人々は之が雨を持つて來てくれたのだというて、父なり神なりと崇めて、氏子となつたといふことです、その像が神佛如何判然でなかつたことは勿論でしやうが、後ち大聖歡喜天なりとして、始めて佛敎の天部たることが判然しました、今その氏子は、淺草の三社へ合併してゐます、

目黑の不動は、元その前に鳥居があり、且つ不動明王は、背に火焰を帶び、右手に劒を執り、左手に繩を持つ所から、之を附會して日本武尊の東夷征伐の時分の像であるとした、卽ち尊は東夷征伐の時、伊勢の神宮にて、叢雲劒を受け、進みて駿河に至り給ひし時、土賊僞り降りて尊を欺きて獵せしめし時、賊が風に乘じて火を放ちて攻めたが、此時尊は左手に愛犬を曳かれ、腰間の神劒は、自ら拔けて、その右手に昇りし形なりと云ふたのであつた、そこで此社を草薙神社と改めたと云ふことである、

その他八幡神の神體に地藏菩薩、又は阿彌陀如來のもあつた、北野の神體は五輪塔であり、天台で盛んに祭る赤山明神は、支那の關羽の像であつた、

要するに、維新前後に於ける所謂廢佛毀釋は、朝廷の命令でなく、內は僧侶の仕事であり、外は神祇官の勢力に依りて、神祇官が多年の譯を晴す爲めの所爲として、一時に勃發した現象であつた、（文責記者）（明治四十五年四月八日發行佛教史學第二編第一號所載）

廢佛毀釋の由來及び實況

下田義照氏談

氏は國學の大家權田直助氏の高弟として知られ、明治の初年には、國學者の間に交はり、廢佛毀釋の事情に精通せらる、今現に皇典講究所講師たり、

明治初年の廢佛毀釋は、一人二人の主張に依つたものでなく、天下の大勢でありました、當時の大思想である尊王攘夷論の餘勢とも云へましよう、卽ち攘夷論は、自ら佛教排擊に及んだのであります、佛教は印度から流傳した敎法であつて、久しく我神國を汚したものである、神武天皇時代の祭政一致に復しようとするには、佛教

を薄掃せねばならぬと云ふことゝなつたのであります、

乍併當時中心の勢力となつたのは國學者であります、私はその國學者等の方面事實を見聞して居ります、固より弱年でありましたから自ら深く關係した事實もありませんが、諸先輩の佛教に對する言論行動を見聞して居ります、今記憶に任せてお話しいたしましよう、

當時の國學者の重なる者を擧ぐれば、先づ平田鐵胤（カネタネ）、その子延胤（ノブタネ）でありますが、鐵胤は至極溫和な氣質でありましたから、別に活動せられたやうでもありません、延胤は大に勢力がありました、次に矢野玄道、權田直助、醐醍院眞柱、丸山作樂等でありましやう、延胤は大學大博士となり、矢野玄道は大學中博士となりました、權田直助は初めは刑法官でありましたが、後に大學中博士となりました、平田父子の塾は、堀端一番町に在つて、塾生が二百人許り居りました、矢野の塾は、今川小路に在つて、塾生が百五六十人許り居りました、權田の塾は小川町神保小路にありました、これに塾生が二百人許り居りました、私もその内に居りました、醐醍院は塾を置きませんでした、丸山作樂は外務大亟となりました、塾は今川小路に在つて、塾生が七八十人許り居りました、尤も粗暴の風があつたやうであります、是等の國學者は、皆皇學を

鼓吹しましたもので、佛儒二教を排撃しました、乍併、佛教は幕府時代に物質上の勢力も强大でありましたから、殊に排撃に力を用ゐたのでありました、卽ち平田篤胤の「出定笑語」の附錄「神敵二宗論」の主意に外ならぬことで、彼の書は、大に尊重もせられ、流布もしたものであります、塾生は皆旺盛なる元氣がありました、往々にして粗暴の行動を顧ないやうでありました、每日市街を散歩し、小路に安置せらるゝ石地藏などを見れば、必ず破壞したもので、若し一個でも見逃せば、大恥辱でもあるやうに思うて居りました、私は弱年でありましたから、突倒す位で止めて置きましたが、何とか手を掛ねば氣が濟まぬやうでした、

諸國には寺塔に火を放つたことも聞きましたが、近隣が危險ですから、火を放つた者には、制裁を加へられました、乍併佛像佛具を燒棄したり破壞した者には、何の制裁も加へられませんでした、殆ど亂暴の仕次第でありました、

今日より考へますれば、皇學と云ふ學問の思想ばかりでなく、皇學を研究する者等の感情が加はつて居りました、これにも種々の由來がありましようが、一例を擧ぐれば、平田の塾を始め、私の居りました權田の塾でも、松島の鹽竈神社の祠官藤塚知明の祭典を行ひまして、大に塾生の士氣を鼓舞しました、藤塚の事はお聞でしよ

う、鹽竈神社の神靈が佛舍利であることを發見し、自ら取出して破壞しましたが、幕府はその事實を糺問し、知明及び一族を極刑に處しました、

國學者は此始末を見聞して、大に激憤し、藤塚知明及び一族に同情しましたもので、その祭典を行ふなどは、自ら佛教家に對する示威運動でありました、

且つ當時政治の要路に立つた者に、一人も佛教關係の者はありませんでした、薩長と併稱しましたが、實は薩摩人の方が羽振が强かつたやうであります、薩摩は夙に平田篤胤の學問が流行して、大に佛教を排擊しました、卽ち鹿兒島藩で篤胤の「古史正文」「玉欅」「玉の御柱」の三部の書を板行して、藩士及び藩下の人民に配布しました、所謂薩摩板の是等の書は大に播行したものであります、乃で薩摩人が出でゝ參與など云ふやうな重要の官職に就いてゐる者が多かつたが、皆佛教を排擊いたしました、

神祇官、後に神祇省となりましたが、その方の要路に立つた者は、固より國學者及びその一門の人々でありましたから、各々相競うて、佛教を排擊いたしました、私は一々記憶もして居りませんが、古川三郎及び常世長胤等のことは、少し知つて居ります、古川三郎は、後に豐彭と云ひました、甲斐の生れであります、平田の塾に居りま

して、才子と云はれました、深川の富岡八幡の古川躬行の養子になりましたが、神祇省に出て居りまして、大に活動いたしました、常世は古川の下に出て居りました、諸國に出張して、神佛分離すると云ふことで、激烈な行動もしたやうであります、

幕府時代神社と云ふも、皆佛教關係がありました、神社の神靈が、實は佛菩薩の圖像でありました、私の見聞して居ります二三を話しますれば、相模の大山でも、箱根でも、伊豆の走湯山でも、越後の彌彥山でも、皆神靈がなく、佛菩薩の圖像が安置せられてありました、一々神靈のことを說明するまでもありませんが、大山の如き、阿夫利神社と云ひ、大山祇命を祭祀したものでありますが、古く奥院の大なる石の佛像が代つて神靈とせられ、石尊と呼ばれて居りました、四十七院と云ひ、四十七箇所の寺院があり、無數の佛菩薩の圖像が安置せられて居りました、神祇省から、常世長胤等が出張し、神佛分離と云ふことで、佛教關係の堂宇器具等を取出しました、一行の者はその處置に躊躇してゐましたが、常世は斷然として燒棄つることゝしました、一晝夜の間に四十七院を始め、諸堂宇を燒盡しました、佛教關係の器具等の打擲して破壞したる殘物が、明治十年頃まで打捨てゝありました、その後古金買にでも賣拂つたでしよう、唯不動明王一體は、一信徒の强請に任せて、附與したとのことであ

ります、箱根山走湯山等は、鈴木忠告等が處置したやうに聞いてゐます、江戸の諸神社は、皆神佛分離したるも、別に著しい事實も聞いて居りません、深川の八幡の如き、古川躬行が夙に處置しました、日枝の山王は、古川か出張して處置しました、

龜戸の天神の祠官松岡時懋は、氏子等を招いた酒宴の座に、佛像を持出し、煙管などで佛像の頭を打ち、此奴が我先祖の上座をしてゐた無禮者だなどゝ罵詈したと云ふことであります、

さて當時の佛教家が、殆ど抵抗しなかつたことが、今日から思へば、解釋できないやうでありますが、實際壓倒せられて居りました、古川の話に、坊主、當時私共は佛教家を坊主々々と云うて居りました、坊主が神祇省の下役に使つてくれとうるさく賴んで來るなどと云ふて居りました、佛教家の種々の進物を受けたやうでした、稍後の事でありますが、島地默雷師などが數々古川を訪問せられたやうであります、最初の形勢が少しく變じ、三條の教則を制定し、佛教家を試驗の上採用することゝなりました、此三條の教則を制定するに付いては、江藤新平が主として力を盡したと聞いて居ります、諸國の佛教家を東京に召して試驗しました、先づ說教をさせて、

少しでも佛教の教義を交へたれば、及第させませんでした、眞宗の方々は、說教が巧みでした、迚も他の宗の方々の及ぶことでありませんでした、佛教の教義を交ふることなく、巧に說かれました、唯獨り眞宗の方で、松山善明とか云ふ方が、佛教の教義を交へて說かれましたが、その說き振が至極巧みであつて、聽衆が皆感服しました、日蓮宗の方で、伊豆の玉澤の日喜といふ方が、大に硬骨でありました、佛教の教義を交へて說かれました、數々注意を與へても、頑として聽入れられませんでした、天草の宗圓寺の何とか云ふ方が、須彌山の說を交へて說かれました、これが亦至極巧みで、大に聽衆の意を動かしました、一時芝の日蔭町の古本屋に陳列してある地球儀等が、全く賣れぬことゝなつたと云ふことであります、

是等は大教院設立後の事でありますが、唯三人が硬骨で知られて居りました、その他に一人も、佛教の教義を交へて說かうとした方がありませんでした、これで佛教家の狀況が察せられましやう、

更に大教院が神佛の二派分離することゝなり、神道の方は、日比谷の神道事務局を設くることゝなり、古川等が詰めて居りました、私も居りました、後私は意見が合はず、神道事務局を出ました、同時に角田直道、松野勇等が出ました、角田は熱田の宮

司の角田忠行の弟でありますが、新聞事業などに關係し、松野は國學院の創立に奔走し、私は伊勢にゆき、皇學館の創立に奔走することゝなり、古川は獨り神道事務局に殘り、今の神道本局を成立し、數十萬の財産を作りました、話が漸次變な方向に入りました、三十年四十年は實に一場の夢であります、今日では私が一人生殘つて居ります、（文責在記者）

（明治四十五年四月八日發行佛教史學第二編第一號所載）

世ニ兩部習合ト云テハ神ト佛トマゼコゼニシタル新法ヲ編出シ、傳教弘法ヨリ始ルヿ也ト云、其始ハ、人皇九十五代後醍醐天皇嘉暦ノ頃、武藏國ノ陰陽師立川有信ト云者發頭シテ、眞言宗ノ僧小野ノ文觀、高野ノ宥寛ト云三人馴合ヒ、神ト佛ト交集混雜ニシテ、諸人ノ歸伏スルヤウニト、弘法ヤ傳教ヲ先ニ使ヒタル者也、其證ニハ、弘法ヤ傳教ノ書殘シタ書物多クアレド、其中ニ兩部習合ノ趣ヲ載タルヿ書面ニ著シアリシヿナシ、此立川流始リタル正慶元弘ノ時代ヨリ、已前ノ佛書ノ分ニ、習合ノヿヲ書載タルハ決シテナシ、皆元弘建武以來ノ佛書ニ計リ、習合ノ趣ヲ書著シテ、末代人ヲ邪道ヘ陷レ、神明ヲ蔑如シ奉ルヿ也、其頃ハ亂世ノ時代ナルユヘ、世上騷々シク奸賊ニ劫サレテ、皆山野ニ逃叫ブ、其間ニ安然ト案ニ靠レテ書記スル暇ノ有モノハ僧徒計リ也、(寛政七年、松本鹿々著日本佛法穴捜の一節)

毀鐘鑄砲の勅諚

鷲尾順敬

一、太政官符

五畿七道諸國司

應以諸國寺院之梵鐘、鑄造大砲小銃事、

右正二位行權大納言藤原朝臣實萬奉勅、夫外寇事情固所深被惱宸襟也、況於緇素、何有差異、頃年墨夷再來、入相模海岸、今秋魯夷渡來畿內近海、國家急務只在海防、因欲以諸國寺院之梵鐘、鑄造大砲小銃、置海國樞要之地、備不虞、速令諸國寺院、各存時勢、本寺之外、除古來名器及報時之鐘、其他悉可鑄換大砲、爲皇國擁護之器、及邊海無事之時、復又宜銷兵器、以爲鯨鐘、不可存異議者、諸國宜承知、依宣行之、符到奉行、

權右中辨正五位上行兼左衞門權佐藤原朝臣奉

修理東大寺大佛長官從四位上行中務權少輔兼主殿頭方大槻判

安政元年十二月二十三日

太政官符

神祇、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内、彈正、左右京修理、勘解由、檢非違等、官、省臺、職、使、左右近衞、左右衞門、左右兵衞、左右馬、兵庫等府寮、應以諸國寺院之梵鐘鑄造大砲小銃事、

右正二位行權大納言藤原朝臣實萬宣奉、

右敕諚は、安政二年三月三日、京都所司代より幕府に到達したるを以て、閣老阿部伊勢守(正弘)諸藩主へ公示し、且つ次の如く相達す、

海岸防禦之爲、此度諸國寺院之梵鐘、本寺之外、古來之名器及ひ當節時之鐘ニ相用候分相除、其餘可鑄換大砲小銃之旨、從京都被仰進候、海防之儀、專ら御世話有之候折柄、叡慮之趣深く感戴被遊候事ニ候間、一同厚く相心得、海防筋之儀彌可相勵旨被仰出候、尤右之趣、諸寺院ゑは、寺社奉行ゟ申渡候間、被得其意、取計方等委細之儀は、追而可相達候、

同時に大小目付へ、次の如く相達す、

海岸防禦之爲、此度諸國寺院梵鐘を以、可鑄換大砲小銃之旨被仰出候、右は武備御充實之御趣意ニ候間、此外銅鐵は勿論、錫鉛硝石等、いつれも必備之品ニ付、右等ニ

而無之候而も相濟候品を、右類ニ而相製候儀、自今不相成事ニ候、且又梵鐘をも鑄換被仰出候程之儀ニ付、銅鐵ヲ以、新規ニ佛像等鑄造致候儀難相成候、佛器之儀も、木製又は陶器等ニ而も相濟候分は、以來銅鐵類を以、製造之儀可爲無用候、

右之通可被相觸候、

二、夙に海防の必要は、天下の輿論となり、幕府大に之を苦心し、諸大藩各々砲銃の鑄造を企つ、然るにその最も率先したるは、水戸藩なり、今當時同藩及び諸藩に於ける大砲の鑄造及びその關係事實の顯著なるものを擧げんか、略ぼその形勢を知るを得べし、

天保八年に、德川齊昭及び眞田幸貫大砲を鑄造し、同十二年に齊昭二たび大砲を鑄造し、同十三年に齊昭一藩の諸寺の梵鐘を毀銷して、大砲を鑄造し、弘化二年幕府浦賀に砲臺を築く、同四年鍋島齊正、長崎に砲墩を增築し、大砲百門を備へんことを請ひ、尋いで齊正大砲を鑄造す、嘉永二年幕府新式の大砲六門を鑄造し、同四年松平齊彬、江戸町別邸に砲臺を建築せんことを請うて聽され、同六年に幕府品川灣に砲臺十一を築造し、且つ松平齊正に命じて、鐵熕五十門を鑄造せしむ、尋いで齊正江戸田町海岸に砲墩を築造し、同年德川慶篤、大砲七十四門を幕府に呈す、安政元年、黑田

齊昭松平齊正、媜臺を神乃伊王の二島に築造し、伊達慶邦新式大砲を鑄造す、遂にこゝに至りて、朝廷、幕府に令して諸國寺院の梵鐘を毀鎔して、大砲を鑄造せんとするに至れり、然ればその事實を歴觀すれば、天保十三年に、水戶老公が一藩に實行したる例に依り、朝廷幕府に令して、諸國に實行せんとしたること自ら知るべし、

三、太政官符が水戶老公の建議に由りて、發せられたるものたること、當時何人も之を領したり、事實必ず然るべし、然れども、その老公の建議の朝廷を動かし、遂に之を發せらるゝに至りたる徑路及び事情は、大に說明を要すべきものあり、由來京都と水戶との關係は、幕府末期の政治史上、重大なる問題の一に屬し、今日尙ほ未だ學者が自由に之を解釋評論するの便宜を供せられざるものあるが如し、

當時井伊掃部頭彥根に在り、松平和泉守に書を贈りて次の如く云へり、

舊臘二十六日、京都にゐて、梵鐘を大砲小銃に鑄換可申段宣旨下り候趣傳承仕、驚入、虛說に可有之と存候處、實說に相違無之趣、武家、一天萬乘之君より、ケ樣之宣旨下り候と申事は、前代未聞、誠に神國之御武威も相衰へ、御時運とは乍申、斯ては天が下は如何成行可申哉、是非も無之事に候、右に付一說には關東より御下知と

申風聞も有之候得共、其儀にての思召立に候はゞ、關東より被仰付候はゞ、返て事輕にも相聞へ可申、何も京都之宣旨と相成候ては、皇國の瑕瑾と申者、有志皆々歎息より外は無之候、又一説に關白殿水府之御續き柄に付、文通之處より出候樣にも申候、京都の模樣此一條にても、御遠察可被下候、

後間部下總守(詮勝)より、九條關白に依りて、上奏せる書中に云ふ、

先年叡慮を以被仰進候、頃者全く砲器製造方不相開候に付梵鐘をも相立御見込を以、内實關東より御願被仰進候儀に御座候云々、

然るに、幕府が發令するに就いて、大に熟議し、閣老阿部伊勢守は、水戸老公に謀り、討論十數回に及び、遂に老公の意見に任せ發令したるものなりといふ、

四、幕府が發令するに及び、忽ち内外の反對あり、内は井伊掃部頭等外國の關係益々切迫せる際、内國の人心を激動するを恐れ、この發令が大小本末を誤れるを非難し、外は法親王諸門跡等、幕府に逼迫し、神祖の遺意に違背するを説き、各配下諸寺に實行のことを拒絶せんとするあり、輪王寺宮知恩院宮の、特に使を遣して、阿部伊勢守に送れる口上書、縷々として、反省を促せり、

卽ち輪王寺宮より、阿部伊勢守に遣はされたる口上書中に云ふ、

一體寺院梵鐘之儀ハ、願主ハ申迄モ無之、六趣四生冥顯之利益無量之功德有之事ハ、經說論判明白に御座候處、寶祚延長御武運長久ヲ悃祈候儀、是又通規之願意ニテ、古來ヨリ勅願又ハ武家庶民ニ至迄、天下泰平、國家安穩、祖先之冥福、子孫繁昌之爲、誠心ヲ以製造致シ、家運ノ永昌ヲ後代ニ相輝候儀ニ有之候、內法用功德之事ハ差置、朝日中水火盜ノ六事ハ、緇素普通ノ必用、殊ニ諸國在々等ニテハ、人家掛放レ居候ニ付、出水火事賊難其外非常不依何事、梵鐘ヲ合圖ニ用ヒ候趣ニテ、敢テ報時而已之用辨ニ無之候處、此度御取上ケニ相成候テハ、以後臨時之手筈ヲ失ヒ、自然不虞ノ災厄可有之哉モ難計云々、

其上梵鐘差出方ノ儀ハ、追テ御差圖可有之由、右ハ公儀ニテ御取寄ノ事ニハ可有之候へ共、萬一夫々寺院ヨリ差出候樣ニテハ、實ニ難澁ハ申迄モ無之、運送之儀ハ河海ノ最寄ニテ、通船等便利之場所ハ手段モ有之候へ共、山野邊土ニテハ不容易失費相掛リ、迚モ不行屆儀ニ可有之候ヘハ、當御配下之儀ハ、御斷被仰入候外無之云々

右ハ叡慮ヲ以被仰進、一旦諸向へ被仰出候儀ニ付、何共御斟酌之儀、表立被仰入兼候間、再三被爲盡尊慮、厚ク御思惟被成候へ共、御祈願筋御職務ニモ相響キ、何共御

嘿止難被成、無御據御內事被仰入候間、何卒御內評之上、梵鐘鑄換之儀被仰出候迄ニテ、其儘何トナク御延引相成候樣被成度思召候云々、

知恩院宮より遣はされたる口上書、亦略ぼ同じ、

五、閣老阿部伊勢守は、自ら衝に當り、實行の責任あるも、此に至りて稍窮境に陥れるものゝ如し、三月十七日、水戶老公に呈せる書中、實行の決心を言明せるも、その實は一に老公の意を迎へんとするにあるものゝ如し、

旣ニ此節ハ、梵鐘被仰出候後、寺院共彼此難澁申居候哉ニ相聞、種々ノ巷說喧敷、本寺本山ハ表向承伏イタシ候樣ノ顏イタシ居、講中共ニ彼是トサワガセ候趣向、可惡事共ニテ、當節ハ講中共、所々ヘ寄合等イタシ、種々ノ談判有之趣、其節ヨリ日々ノ樣風聞申出候、最早評決ニ被仰出モ相濟候儀、如何樣申出候共、聊モ動申儀ハ不相成、同列共ニモ旣ト決着仕居候間、乍憚御安心可被成下候、乍去形勢ハ右之通甚歎息ノ事ニ御坐候、

この後、水戶老公は、數々阿部伊勢守に發令の實行を促したれば、伊勢守はその處置に苦心したるものゝ如し、十一月廿一日、老公に呈せる書中に云ふ、

扨梵鐘ニ付、御門主ヨリノ御文ノ儀ニ付御相談有之候處、今ニ否不申上候ニ付、御

先カラ故堀田ヘモ申談、早々否可申上候樣奉畏候云云」何卒梵鐘ニ付、御門主ヨリ被仰進候御挨拶ノ否催促ハ、備中守ヘ直ニ被仰遣方、別テ都合宜敷候云云、

翌二年六月晦日、水戶老公より阿部伊勢守へ送れる書中に云ふ、

梵鐘一條モ迅雷一震、小人面ヲ革候上ハ、存外御主意貫キ可申、只今ノ姿ニテハ、政府サヘモ二半故、自然僧徒ヘモ響キ、益々混雜可致候間、寺社奉行ヘ御差圖等モ、一震後迄御見合之方ト、右書類ハ先ヅ御預リ申置候事、

六、九月廿七日に至り、阿部伊勢守より大小目付に命じ、始めてその實行のことを經營せしむ、その書附次の如し、

諸國寺院ニ有之候梵鐘之儀、本寺並古來ノ名器、當節時ノ鐘ニ相用候分相除、其餘ハ不殘、大砲小銃可鑄換旨、先達テ叡慮ヲ以テ被仰出候、一體梵鐘ノ儀、其寺々ノ法器ニ候ヘバ、容易ニ御沙汰可有之品ニ無之候ヘ共、近來諸夷引續入津致シ、武備專要之御時節、大砲小銃共急務之品ニテ、御國備御堅固ニ被成置度、格別之叡慮モ有之、仰出候事ニ候條、寺院ハ勿論、大小ノ檀越寄進之輩ニ至ル迄、厚ク御趣意之程相辨、法用之儀ハ、在來之半鐘又ハ盤木太鼓等相用、本寺並名器當節相用候時之鐘之外、撞鐘之分ハ、一同公儀ヘ可差上候、勿論萬石以上領內之分ハ、其處ノ領主ヘ被下、

領主ニテ鑄換、萬石以上知行、並御代官領主地頭ヘ附屬ニ無之寺院、其寺社領之分共、御料所寺院一同、公儀ニ於テ鑄換被仰付候間、御府内ハ寺社奉行、其餘ハ最寄遠國奉行、御代官御預所領主ニテ、寺院本末並梵鐘有無名器時ノ鐘ノ譯等糺之上取計、尤時宜ニ寄、檀家惣代之者呼出候儀モ可有之候、

一萬石以下知行之分モ、自分ニテ鑄換之儀相願候ハヽ、其通ニモ可被仰付候間、早々願書可被差出候、

　但自分ニテ鑄換被仰付候ハヽ、公儀ニテ御構無之候間、萬石以上之振合ニ准ジ、知行所寺院一手ニ取計之儀ト可心得候、

右之通仰出候間、可被得其意候、尤諸寺院ヘハ、寺社奉行ヨリ申談候間、本末取調、其外取計方之儀ハ、安藤長門守ニ承合可被取計候、

右之趣向々ヘ不洩候樣可被相觸候、

踰えて十月二日大震災あり、幕府の城廓諸大名の邸等、士民の家屋の崩潰するもの算なく、死者二十餘萬人に及ぶと云ふ、卽ち令して諸大名等意に任せて國に就かしめらる、一時救恤に全力を用ゐ、復他事を顧みる遑なし、

東福寺敬冲當時の事實を記して云ふ、

安政某年十月二日、凡寺院梵鐘銅像充銃器云云、告之令出、其夜二更、都下地震、一時摧殘殆欲無噍類、其令不及布告而息、是余在官寺親所知也、是當時水府老公所建議、

七、既に實行のことを經營し、突然全國に亘る天災ありて、自ら中止せられたり、幕府は再び之を經營する意なく、六年二月に至り、閣老間部下總守より、九條關白に依りて上奏し、太政官符のこと、永久に實行を延引することゝなる、而してその上奏の書は、縷々として數千言に及び、幕府が此始末に關し、大に苦心したる跡を示せるなり、

其後追々炮銃製造實用を主といたし、六貫目之筒も、分薄目輕ニ出來候間、製造方格別精密無之候而者、破裂之憂有之候ニ付、銅材相選、さし物等之分量も、殊に細密に相成候處、梵鐘之儀者、純銅ニ無之、種々之鑄材も入交り居候間、直樣大砲には難鑄換、精細に次分け候には、時日相懸り、御失費も不少、然る處、先般以來差向多分之大小砲御鑄立に相成候儀ニ付、無餘儀梵鐘之方者、先其儘被指置、新規銅材を以、追々御鑄造ニ相成候儀ニ有之、此後强而梵鐘鑄造換に相成候共、精製之兵器に出來之程無覺束、其形而已出來候共、破裂之懸念も有之、人々危蹈候樣ニ而者、御實備には難相成、只無益之御入費も相懸り候儀ニ付、彼是勘辨罷在、御取上方、追々延引ニ

相成居候儀ニ御座候云云、

元來梵鐘之義者、寺院一己之品ニ無之、檀越之信施を以出來候儀ニ付、實炮材ニ難成段相分居なから、御取上ニ相成候而者、自然亦以信服仕間敷云云、

且梵鐘を鑄換候諸雜費を以、精銅ニ而新規御鑄定ニ相成候方、御辨別の段者、最早世上之向も相心得候儀に付、却而虚飾ニ渉り、人氣に而已相拘り、其實御武備御整之御趣意相貫申間敷云云、

東照宮始、御代々樣え、御追孝、溫恭院樣御追福之御取計も被爲在度折柄、砲材に可相成見据も無之、梵鐘無礙ニ御取上相成候も、無御本意思召、且者天下泰平、國家安穩、寶祚長久、其外不輕銘文彫刻致し候分も有之、旁鑄換御見合相成候はゞ、僧侶者勿論、檀越之者共悅服可仕、佛法之義も年久敷被立置候儀、邪教相防候一端ニも有之、類之者とても不服ニ而者、詰り人心一和之差障ニも可相成云云、

要するに、委曲事情を盡し、太政官符の實行を中止のことを請へるなり、

八、　同月同日、間部下總守より、特に九條關白に上れる書は、かの太政官符の發せらるゝに至りたる徑路等を陳述し、更に詳細なり、徃々にして政治上の機密に渉れるも、今多少の斟酌を加へ、その數節を揭げん、

梵鐘鑄換一條、只今に至り候而者、內實之意味聢とは相分兼候得共、右者水戶前中納言殿宿論ニ而、既ニ先年於在所、右之儀被取行、餘程之及混雜候處、其頃御隱居急度御愼被仰出、先相治、其後御愼御免、海防御用ニ付、日々御登城諸事御相談も有之候處、種々難被行激論、强而被仰上候由、終ニ梵鐘一條は宿論之通相成云云、無御據御趣意に而者可有之候得共、一天之君に被爲在候御方、下民迄も御愛愍可被下御事は勿論、其所濟人之佛具ヲ以、殺人之武器ニ相成候事、如何樣之思ニ候哉と、疑惑を生し、且武邊之諸家も、多分今以手を附不申、控居候事に御座候、右之次第ニ候得者、溫恭院も定而御不本意ニ被爲在候哉と奉恐察候、誠叡慮を以被仰出候儀、水戶老公之寸心より、主上之御不德ヲ、四海ニ唱させ候御事、何共以無勿體と奉存候間、右御沙汰御引戻ニ相成候はゝ、御聖德を實し可奉云云、

此際に於ける幕府の內面の狀況等を說明するまでもなかるべし、梵鐘鑄換のことは、此の如くにして中止せられたり、

天保年間より德川齊昭大砲の鑄造を企畫し、水戶城西神崎に造砲所を創設し、後に神勢館內に移し、盛に鑄造したり、當時の鑄造にかゝる大極砲口徑壹尺二寸のもの、今水戶の常磐神社に陳列せり、元治元年の鑄造にかゝるライフル加農砲口徑九



水戸齊昭鑄造大砲

水戸常磐神社所藏

寸のもの、今東京靖國神社遊就館に陳列せらる、殊に前者は梵鐘の銅材を混用したるものなるべし、

（明治四十五年四月八日發行佛教史學第二編第一號所載大正十五年一月修訂）

（眞田幸貫）

天保壬寅冬、大星上書老公、極陳防海利病、一日欲鑄備邊礮數千門、天下銅材有限、不若聚寺院華鐘佛具、以充其用、蓋海寇內侵、天下騷擾、靈場寶地、無獨保全之理、收是備急、於事理固宜、此其一事也、既而老公辭職、言不復行、近年以來、虜勢倍熾、至於强假要地、公然開市、有志之士誰不痛憤、忽拜去歲十二月二十三日之詔書、如蟄蟲之聽雷音、喜不自禁、又思先公之不可復見、不覺感涕、卒然成詩二首、松城平大星敬錄、

一跌歸休深鎖門、不那憂國寸心存、何圖一十四年後、天詔有符狂妄言、

朝家預備未嚴森、孤憤空嗟歲月侵、疇昔君公久其位、不須今日勞宸襟、

擬諭天下緇徒　　羽倉用九

頃者明詔諭天下、使銷毀梵鐘、換造熕銃、仄聞緇徒有竊議之者、是寡聞固陋、不曉皇上深憂佛法漸滅之遠慮、癸丑以還、墨、俄英佛諸夷、迭來我邦、陽乞互市、陰誘邪教、姦吏漸

見、彼以邪教、誑惑愚民、旣奪印度暹羅撈葛剌瑪剌加、其他南洋諸國以豪期笒剌利、不爲其所漸漬者、方今唯有支那朝鮮安南及我邦也已、然以世界百分居一之地、維持正教、岌々乎危矣、夫護持王法所以佛、設使釋氏有知、毀銅像以爲捍虜料亦將不辭之、況於區々梵鐘乎、且夫耶蘇之爲教所尙在利一字、嗜殺好鬪、以慈悲爲無益、討究宗旨、一々一々与釋氏相反、然以其投季世薄俗之所喜、人易惑溺、釋氏下生之印度、猶且受誑、淪爲魔界、干戈相尋、無有寧歲、其害於人、寔爲釋氏深仇、緇徒不察聖旨所在、黨佛敵、而議毀鐘、昏惑錯謬、孰甚焉、我憐其懜、是以縷諭、脫有出正入邪者、一從刑典、勿悔、

乙卯仲夏

石清水神社神佛分離調査報告

鷲尾順敬

一　幕府時代の狀況及び佛教關係の建築物

本社は八幡大神三所である、

東御前　神功皇后

中御前　應神天皇

西御前　比咩（ひめ）大御神

然るに內陣には佛教的裝置がしてあつた、その圖像器具の安置せられたるもの、次の如くである、

本社內陣

阿彌陀佛金剛像一體（丈一尺八寸）　厨子に安置

七社寶殿（高弐尺餘、巾壹尺八寸餘、行壹尺八寸餘、內惣押金）(內部空虛)

愛染明王曼荼羅（巾九尺餘）　一幅

三衣入　一箱　三衣各包赤地錦
獨鈷入　一箱
如意入　一箱
錫杖入　一袋　袋赤地錦
香爐　二箇　各紫銅鍍金
華瓶　同　同
華皿　六箇　同
鉢　一箇　同
行教影像　一幅　餘間に安置す

八幡宮に、檢校以下の諸職があつて、いづれも世襲であつた、その常職は略ぼ次の如くであつた、

檢校　善法寺家(菊大路)、田中家、新善法寺家、檀家の四家、將軍の代かはり每に
　交替して任ぜらるゝ例、
別當　同上の例
權別當　同上の例

修理別當　善法寺家
俗別當　紀氏
神主　同
神子　紀氏女
公文所　上野法眼
會所　藤本法眼
判官　片岡氏
御馬所　今橋氏
御殿司　松本坊　杉本坊　櫻本坊
入寺　岩本坊　橋本坊　横坊　梅本坊

本社内陣の事は、御殿司松本坊杉本坊が掌つてゐたのである、この二坊が、内陣の鍵を預つてゐたもので、二坊に代る者はなかつた、然し本社の勤行には、社僧の諸坊が當つた、諸坊は皆眞言宗であつた、毎月一日、十五日、二十八日には、本社の玉垣の前にて、曲篠にかゝり、陀羅尼を讀誦した、諸坊は本山なく、獨立してゐた、皆清僧であつた、率ね京都の公卿の二番者と云はれた者が弟子入りして相續したものであつたの

で、諸坊はいづれも京都の公卿の緣故があつた、然し住持に學問修行の見らるべき者がなかつた、適々一人二人あれば大に聞えたものである、

社僧は四十八坊と云はれた、然し漸く廢絕し、幕府時代の末には二十三坊あつた、山上の豐藏坊、瀧本坊等は頗る壯大なるものであつた、豐藏坊は幕府の祈願所であつたから、極めて富裕であつた、朱印三百石であつたが、實際の收入はその數倍あつたやうである、

孝明天皇が行幸あつて、御攘夷の御祈禱があつた時、この坊で御通夜し給うたのである、

諸坊にはいづれも諸大名の祈禱料が納められた、平日は住持以外に、侍一人、下男一人位にて、極めて質素清寂であつたが、決して經濟に不自由がなかつた、

神職は、皆山下に住したもので、他姓、六位、大禰宜、小禰宜以下百戸許りあつたが、社領の分配は極めて少額であつたから、いづれも貧窮してゐた、幕府時代の末には、山上の社僧と山下の神職は協和しなかつたもので、山下の神職の者等は、常に憤慨してゐた、軍務局に薩摩の吉井幸助が勢威があつたので、神職の者等は、本社の警衛の任務に當り、軍務局に出入し、吉井幸助に依つて本社の改革を計畫し、大に運動したも

のである、

山上の社僧等は、學問もなく、氣力もなかつたのであるが、山下の神職の者には、漢學を修めてゐたものがあつた、その主なるものは、六位の森本信德、神寶所の谷村光訓等であつた、谷村光訓は神職の者等の子弟を集めて、論語の講席を開いてゐた、彼等が主となり、改革を喚叫したものである、

當時の社僧神職は略ぼ次の如くである、

社僧　（二十三坊五師、例時、沙汰、勾當、久住者等の別あり）

門口坊　井關坊　梅坊　法童坊　宮本坊　井上坊　松ノ坊　下之坊

辻本坊　大西坊　新坊　角坊　瀧本坊　鐘樓坊　祝坊　閼迦井坊

豐藏坊　奥坊　塔坊　栗本坊　白壁坊　東坊　椿坊

神職

四座

他姓（タシヤウ）　河原崎氏、嶋田氏、小中村氏等

六位　森本氏等

大禰宜　能村（ヨシムラ）氏、西村氏、森村氏等

小禰宜　奥村氏等
神寳所　谷村氏、落合氏等
御綱長（ミツナノオサ）　小川氏、新氏等
七座組
綱座
宮守　大森氏、森氏、伴氏
神樂座　三管太夫等
相撲　栢村氏
達所小綱　鹿野氏
駕輿丁長　西氏、南氏
神馬副　河原崎氏
五座組
師子太夫　立本氏
童子　小南氏
宮鍛冶

宮大工
疊師
三座組
神馬飼
仕丁　嶋村氏辻村氏
香花　平田氏

本社の經濟は、社領に依つたものである、その社領は本社關係の諸職等に分配せられた、その高の重なるものは次の如くである、

社領
六千五百五十七石九斗一升一合四勺
　內
四百十九石四斗四升　社務中
　百四十石　善法寺
百石　田中氏
百石　新善法寺

六十石	檀氏
十三石	檀殿分(當時田中支配)
六石四斗四升	東竹(田中分家)
五十九石	神官中
十石	俗別當
十九石	紀藤次
二十石	撿知
十四石	神子
四十七石七斗五升	所司中
五石	乘官
十五石	公文所
二十石	藤木
七石七斗五升	片岡
二十七石六斗	竹内
七十三石二斗二升	神供料

十四石二斗三升　香花
三百七十石　律家五ヶ寺
內
百石　律寺
九十石　法園寺
五十石　大乘院
九十石　金剛寺
四十石　壽德寺
二百四十石　禪家五ヶ寺
內
百二十石　神應寺
五十石　巣林菴
三十石　常德寺(橋本)
二十石　慶春菴
二十石　全昌寺

五百石　正法寺
内
百二十石　正法寺
百石　瑞雪院
五十石　勁松院
三十石　福泉院
二十石　松林院
二十石　慶春菴
九十石　喜春菴
七十石　正壽菴
千三百八十八石六斗六升
内
八十八石　中坊
四十二石　祝坊
二十石　櫻本坊

百二十石　横坊

二十石　松本坊

二百二十五石二斗　橋本坊

二十石　岩本坊

二十石　泉坊

二十石　萩坊

四十七石二斗餘　他姓神人七人

五十四石六斗餘　六位二人

百五十二石五斗餘　大禰宜八人

三十九石八斗餘　小禰宜四人

百九十九石九斗餘　神寶所八人

四百二十七石四斗餘　七座組　綱座　宮守　神樂座　相撲　達所小綱

駕輿丁　御馬副（ミウマツヘ）

五十七石八斗　五座組　師子大夫童子　宮鍛冶　宮大工　疊師

五十五石八斗　三座組　神馬飼　仕丁　香花

（以下略す）

當時本社の佛教關係の堂舍等は、極めて多かつたのである、その重なるものは次の如くである、

御築垣內

鐘樓　東門の南にあり、舊は護國寺に屬した、中古豐臣秀頼本願、片桐且元奉行で、鐘を懸けた、後延享二年九月に鐘を改鑄したものである、

馬場前

經藏　上坊東側にあり、淀君の奉納にかゝる宋板一切經を藏したるもの、

元三堂　一個石の西側東面す、元三大師良源像を安置す、舊は比叡山にありしが、中古當山に移りたるもので、明和五年岩本坊私願にて此所に建立した、

西谷

八角堂　一光千佛阿彌陀佛を安置す、順德天皇御願にて、善法寺祐淸建立と云ふ、

辨財天堂　寬永十九年修造にかゝる、

大塔　辨財天の南に位す、東面す、釋迦多寶を安置す白河天皇の御願にて、天永三年二月供養丹波守正盛之を建て、慶長十年豐臣秀頼本願主小出大和守吉政奉

行し、再興したるもの、

尊勝院　岩本坊と云ふ、此所舊は小塔の地なり、堂中平等院愛染明王像を假に安置す、後深草天皇の御願に依つて、建長七年建立にかゝると云ふ、

南谷

愛染堂　本道の北側にあり、南面す、盛輪寺とも、安居堂とも云ふ、丈六愛染明王を祀る、寛元四年に供養し、建治二年に炎上し、正應五年に再興した、延德元年に惠覺の勸進文に、空海宇佐宮に詣て作る云々とあり、舊八角堂なりしが、天和二年に炎上し、貞享元年に再建し、蒙古退治に靈驗あつたと云ふ、

開山堂　同所の東道の南にあり、東面す、古は御影堂といふ、此堂の事、元亨元年尙淸の置文に見ゆ、

中行教和尙　北弘法大師　南益信僧正の三像を安置す、

多聞坊　開山堂の西に在り、

豐藏坊　道の北側、南に在り、德川家康の御祈禱師であつたと云ふ、世々幕府の祈禱所となつた、本尊彌陀御神像を安置す、文久行幸の時此坊に入御あつた、

觀音院　中坊と云ふ、同所下に在り、東面す、本尊觀音は、東山淸水寺同作と云傳ふ、

東谷

琴塔　同所に在り、寶塔院と云ふ、南面す、胎藏大日祕佛を安置す、萬壽年中十二ヶ寺領を寄進せられたと云ふ、建久三年に七輪を九輪となし、上下四隅檐に箏を釣る、因つて琴塔と云ふ、

護國寺　同北道の北側に位す、南面す、當山根本の精舍と云ふ、貞觀四年十二月太政官符石清水の號を改めて護國寺となす、檢校別當已下三綱一山堂舍皆當寺に屬す、本尊藥師如來十二神將は、大江匡房の本願心快の作と云ふ、四天王四體の内二體は明應三年に炎上、二體增長天、毘沙門天は元和元年、私に山下壇所町西福寺に移した、

觀音堂　同所道の南に在り、東面す、同じく鎭坐已前之 剏立と云ふ、十一面觀世音廚子内千體觀音立像を安置す、

行敎院　宮本坊と云ふ、行敎當坊に住居したるに因て、院號となすと云ふ、本尊三尊阿彌陀を安置す、

无動院　瀧本坊と云ふ、本尊は不動尊、松花堂昭乘住みて世に名高し、金壁は狩野山樂山雪が當坊に居て畫きたるもの、院内に茶室閑雲軒あり、

松花堂　同所下道の東泉坊境内に在り、瀧本坊昭乘惺々翁は實乘の法弟で、俗塵をさけて吉野の山深く隱れんと思ひ立ちしに、或夜夢に、八幡宮の神歌異山の紅葉尋ね行むより、仰ぐ高峯の朱の玉垣と云ふを感じて、離山の念を斷ちて坊角の阜に、此方丈を建て、自像の上に「ねさめして我曉を松の戸に音せぬ風の色を聞く哉」と書て壁に掛け、堂號をも書て梁上にかけたりと云ふ、南面にて、唐扉をさす、路地雅趣あり、

阿彌陀院　泉坊を云ふ、本尊三尊阿彌陀春日佛師の作と云ふ、

胡蝶坊　橋本坊と云ふ、同所南にあり、本尊三阿彌陀源義家の甲冑旗を傳ふるを以て聞えたり、

山井坊　閼伽井坊同所東西に並ぶ、本尊不動明王覺鑁の作、德川家康の御祈願所なり、

辻本坊　同所に在り、舊井關坊也、

橋坊　經藏を下る道の南にあり、

椿坊　同道の北欵冬(ヤマブキ)坊と號す、

北谷

石經藏　北御門を出て、若宮の北に在り、南北八尺五寸東西九尺總て石造四方に梵字あり、石經藏と記したる碑を建つ、側に慈尊院在て、岩屋堂と云ふ、正元二年に神官紀長久修補し、後又寶曆二年太西坊覺運修補したと云ふ、

大西坊　北御門の下、

松坊　同所の東、

北坊　同松坊の向ひ、

白壁坊　同下の東、

鐘樓坊　太子坂へ下る所、道の北に在り

栗本坊　同所道の南、

福泉坊　太子坂道の南、

萩坊　同所の下、

塔坊　同所下、

太子堂　北坂道の半腹、道の北にあり、南面す、

行願院　丈六阿彌陀同上、

山下宿院

極樂寺　第一別當安宗の創立に係る、本尊阿彌陀三尊といふ、

鐘樓　同所西腋門の外に在り、鐘に治承二年六月の銘あり、中宮御祈の爲に平清盛の寄附にかゝるものと云ふ、

下院馬場前

放生亭　石橋の南、川岸にあり、放魚供養執行の所なり、

餌蒔地藏　石橋の東詰丕昌寺境內に在り、

高坊　大道の西に在り、後一條天皇の時社務元命創立にかゝると云ふ、

正明寺　同所の西に在り、

大石塔　下院西不動坂の北に在り、承安年中攝津尼崎商人入唐の途難風にあひ、八幡神を祈る、歸著後この大五輪塔を建つと云ふ、

眞如院　同所道の南本尊觀音傍に待宵小侍從の像を安す、寛文年間攝津櫻井里より此處に移す、

庚申堂　同所の西に在り、東面す、靑面金剛を安ず、西大寺高喜弟子惠明夢想に依つて作るといふ、

谷不動堂　不動明王を安ず、行敎和尙の創立にかゝると云ふ、

神應寺　下院西山の上に在り、本尊藥師行敎開基と云ふ、

乘（のりの）神宮寺　又大乘院と云ふ、舊は大伽藍なり、行敎宇佐に准して神宮寺を建立したと云ふもの、卽ち此寺であると云ふ、

辨財天堂　同所東池中にあり、六臂天女十五童子を安ず、

祇園院　神宮寺の北にあり、

觀音堂　同所にあり、東面す、古金堂にして寬治二年に創立せらる、千手千眼の觀音を安ず、

地藏堂　同所にあり、苧綛（をがせ）地藏と云ふ、

鐘樓　同所道の北に在り、鐘銘延慶三年云々、願主眞女客人氏女とあり、

大乘院　同所、今の寺は古の北僧房摩尼珠房也、寬治二年に別當常盤賴淸の建立にかゝる、丈六阿彌陀を安置す、承德三年に勅願寺となる、律院三十餘所あつた一である、

帝釋堂　狩尾社三座の東にあり、永享六年建立と云ふ、

二　維新時代の狀況及び佛敎關係の堂舍器具の處置

慶應四年正月元日に、王政復古、萬機一新に付、叡旨貫徹、人心和合、皇國安堵の祈禱に、

本社一同丹誠を抽んでたのであるが、二日には、京都大坂の間に、急に軍勢が往來し、三日には、伏見の方に砲聲聞え、四日には、淀鳥羽に兵火炎々として天を焚く狀況であつた、乃ち本社關係の者一同惣詰にて社殿を警衞したのである、五日には本社に兵火の及ばんことを恐れ、御神璽等を唐櫃に納むるに至り、六日には、三所鳳輦を舁いで大住村天滿宮社內に遷して、觀音堂に安置したのである、

翌七日に、八幡の地方漸く鎭靜したと云ふ報告を得て奉還のことゝなつた、一時の騷擾混雜は名狀せられないことであつた、

同年閏四月に、神佛混淆禁止の沙汰があつて、本社が一大變革せられねばならぬことゝなつた、

森本信德日記

慶應四年後四月五日、御社頭勤番所より來狀、明六日社務中勤番所え可罷出之條申來る、

先是、當月三日御內殿之佛具類撤却、御法服之御唐櫃等、護國寺、並開山堂に奉納有之、社務中御殿司杉本坊附弟親章立會入殿、取調有之、

乃て本社內陣の佛敎關係の圖像器具等の撤却が評議せられたのであるが、その處

置に關して容易に決定せられなかつた、

當時神祇局の命令により、三家、卽ち田中、南、菊大路の三氏が、一年交替を以て、社務を執り、諸職を統率することゝなつてゐたのであるが、實は三家の權威がなかつたもので、萬事一同協議したのである、六位森本信德、神寶所谷村伊織等二三人が大に盡力して、一同の中心となつてゐた、この際、社僧は皆復飾して俗名に改め、急に妻帶するに至つた、然るに山上の諸坊は撤廢せらるゝことゝなり、住宅もなく、諸大名の祈禱料は廢絕したから、日々の生活も支へられないことゝなり、大に窮迫するに至つた、

淀鳥羽の戰爭に、此一帶の地方は七分通り兵火に罹り、諸人が困窮してゐたから、社僧等の窮迫に同情して扶助する者もなく、彼等は漸次に八幡の地方を去つて、諸方に離散するに至つた、初め一同が協議して、本社の佛敎關係の堂舍器具等を處置することゝなり、大阪の古物商人等を呼びて賣拂の入札をすることゝなり、元年三月、大坂の古物商人等が本社に來りて入札した、それで堂舍器具が皆處置せられたのである、

然るに當時元の御殿司松本坊は復飾して改名し、松本親雅と云ふたのであるが、前

住持某の意により、內陣の圖像器具等一手に讓り受けて護持せんことを申出でたるにより、遂にその意に任かすこととなり、松本親雅より冥加金八十兩を納附したる大坂の古物商人等もこれを聞いて松本親雅の誠意に感服したと傳へてゐる、大坂の古物商人松浦善右衞門の記錄、及び佛敎關係の堂舍器具賣拂入札の始末は、大坂の古物商人等もこれを聞いて松本親雅の誠意に感服したと傳へてゐる、

一社御用向日記に、當時の事實を悉してゐる、別に揭ぐることとする、

當時護國寺保存の議があつて、金剛寺等から懇願する所があつたが許可せられなかつたので、遂に全部撤却せられた、

當時佛敎關係の堂舍器具の賣拂代金の處置に付大に議論があつたが、結局本社關係の一同が借用することゝなつた、これは他に例を聞かないことであるが、實際の狀況に依れば、寧ろ適當の處置であつたと云はれてゐる、

森本信德日記、山田直躬日記に、その始末が詳細に見える、卽ち次の如くである、

森本信德日記

(明治二年十月)廿六日、他姓座より廻達之趣

今般御廢止之堂塔佛具類賣拂代金所置之儀、銘々存寄書封中を以、來る十一月朔日迄ニ、當務に差出可申旨被達候付、此段及御傳達候早々、以上、

十月廿五日　他姓

六位御座中

大禰宜御座中

小禰宜御座中

但、人別ニ封書ニ而差出可被成との御事、

今般御廢止之堂塔佛具類賣拂代金所置之義、銘々存寄可申立旨、右者依御維新、御莊嚴之樓閣といへとも、御撤却相成候義ニ候得者、賣而爲御換易、中興御廢典之御末社等御再營之御事、神道御興隆之御回復と奉歡喜候得共、方今極而疲弊之社中一致難仕時者、却而可奉汚神威歟、右之價金誰謂となく、素より配當を主意ニ着眼仕、屆指待罷居候輩も不少、是全頻年之難迫ニ依、此成而者所詮神勤ニも可差支程之窘窮より事起候見込而、不得止內情ニ候へバ、必是等之御想像も無之候而者、彼思惑違之愚痴より、混雜可仕茂推量、併於他社、堂塔撤却之事ハ雖有之、其價金分配之事體ニ其准據を不承留、自然粗暴之前置ニ相當候而者、後患を釀可申哉、無異無難を唱候時者、非常御手當ニ被充置候而、御至當之義と存候得共、左候而者、彼之疲弊之輩見込違之動搖有之間敷とも限らず、彼是に思案仕候得者、果茂付罷候間、先

一箇之愚見左ニ申上儀候、

一、金千兩者、非常御手當ニ被充置、殘金何程有之候共、寶塔院經藏を始、社殿も御造替、且御末社御再營之御用途、并清祓道饗祭等之用費に必被充置、是大體之御規則ニ而可爲專要御事、

右非常御手當金一旦神庫に被爲藏候上、方今疲弊爲御救助、夫々に拜借被仰付度、卿社務中を始、五位之諸神人官仕仕丁警固社士ニ到迄、當勤相韮(マヽ)之輩、人別ニ割付、明午年ゟ十ケ年々賦ニ返上之積を以て、御代官以下ニ相成候得共、神恩奉畏勵神忠、長日可奉祈天下泰平、彌國家御靜謐之御時態にハ、返上納可爲延延、右者、下行且配當物とは事違候間、貴賤貧富之無差別、平等ニ御割付無之候而者、混亂可仕候、末々之神人などは、平日渡世も有之候得者、御貸渡ニ及間敷、權官有之父子勤之者ハ當主之半減ニ而も御貸渡之事、

大概右樣之振合ニ、御前置御座候はゞ、畢竟非常御手當金銘々奉預護持仕候も同樣之姿ニ而、配分候と事違、御後難も有之間敷、其上一同之急度御救助候も可相成見込之愚見ニ而、他ニ可申立義も無御座候、以上、

十月廿八日　　六位信綱

右建言之趣、廿八日登山之節、社務勤番所ニ而、南五位に相渡、尤封中之、追而評義之上、採用になる御取計之子細亙細、森の下草に、取摘認之、仍而略之、

山田直躬日記

(明治二年十一月)十一日陰晴、社務勤當所において、佛具堂塔賣拂代金社中一軒前金十兩拜借、

非常御用金拜借請書

一、此度神庫へ納候金札千兩之內、百兩ハ非常萬一之御用ニ備置、九百兩を以て、方今社中疲弊の輩拜借願出候ハヾ、無利足にて是を免ずべし、

但し元より困窮扶助の義ニ付、返納の期限なし、乍去非常御用途之儀ニ付、萬一之節ハ、社務より令沙汰候ハヾ、無餘儀返納致すべし、

一、拜借之分量、社務以下社士以上、當勤之輩、家別平等に十兩つゝたるべし、

但し當職ハ二ッ分、其分一分ハ別段出方有るべし、

附、權官未勤不勤後家等、亜而沙汰に及ぶべし、

一、神子ハ五兩、唐鞍預禰宜之內、大森勇吉郞駕輿丁長西主馬小頭大森與輔官仕等家別ニ五兩宛、仕丁は座中へ拾兩拜借すべし、

右之趣承知致シ、則家別ニ十兩宛拜借候也、

（記名印）

當時、本社の改革は、神祇局の命令に依つて、本社一同全力を盡してゐた、然し徒に評議に時日を費してゐたことが多かつたもので、比較的實蹟が擧らなかつた、

明治元年閏四月、神祇局から神供魚味調進等のことが沙汰せられ、六位森本信德等がその儀式の調査をなし、急に實行せらるゝこととなつた、

同年七月廿四日に、放生會が改めて中秋祭とせらるゝこととなつた、

森本信德日記

七月廿四日、山上勤番所より被相招、信德出頭候處、社務中立會、左之通書付被相渡、

奉書半切

放生會之儀以來中秋祭と被仰出候事

辰七月　　　　神祇官

右之通被相達、恐悅難有奉存候段、悅申入、專三家にも悅ニ罷出候樣との事ニ付、則信德翌廿五日廳上下着用ニ而出頭候事、

當職田中有年　南武胤　菊大路綱清（善法寺改名）

翌二年十二月に、行敎和尙復飾の儀式を行うた、開山堂を神殿に造替へて、繼弓社と號し、淸祓等が行はれた、この時行敎和尙の木像の頭上に烏帽子が釘付にせられたと云れてゐる、後にこの木像を神應寺に移轉した、今同寺に安置せられてゐる、明治六年三月、宮司梅溪通善が京都府の許可を得て、同寺に移轉安置したものである、

森本信德日記

明治二年十二月十六日

一山上於勤番所當番之者ゟ被達候趣、來ル十八日行敎和尙復飾慶賀開山堂神殿ニ造替ニ付、淸祓修行有之候樣、四座中へ可申達旨、則達書式文等被相渡之、來る十八日行敎祖師復飾之慶賀、同日より稱紀中津御祖神、神殿を可號繼弓社事、

己十二月

尋いで梅谷通善が宮司に任ぜられて來り、元の善法寺である菊大路纓淸が禰宜に、元の神寶所である谷村政成が權禰宜に任ぜられ、元の六位である森本信德、元の神宮所である谷村光訓が主典に任ぜられた、彼等に依つて本社の改革後の經營に着手せられたのである、



行教和尚木像

男山神應寺所藏

明治元戊辰年已來辛未六月ニ至

石清水御內陣一件 幷ニ爲取替證書巨細書記

松浦善右衛門寛篤藏

石清水八幡宮一件

清和天皇之御宇、貞觀年中、和州大安寺沙門行教和尚、豐前筑紫宇佐八幡宮へ、一夏九旬之間參籠有之候上、大乘經眞言誦し、法樂せしニ、八幡宮御託宣有之、我王城の近ニ遷坐して、鳳闕を守護し、國家安康なさ（らカ）しめんとのたまひ、其夜行教の三衣ニ、阿彌陀の三尊現し給へり、沙門都に登りて此由を奏聞しければ、朝廷大ニ悦せおはしまし、遂ニ行教ニ勅命有之、宇佐ゟ御歸洛之節、當山之ほとりにて、依御神宣ニ、神殿を營て、永御崇敬被爲在候也、依之御代々御造營、且時々將軍家諸侯ニ至迄、深尊敬有之者、日本神國之御威德可奉崇敬候事也、然ル處、右御神勅御鎭坐被爲在候已來、種々之御寶物、佛像經卷數品、御內殿ニ御安置在之、行教和尚傳來之御法施、御殿司坊中日々讀經奉崇敬有之、御規則千有餘年之今日無恙護持有之候處、爰ニ天下混亂、御一新主意御變革被爲在、明治元戊辰年閏四月、天下御布令ニ依、神佛混淆之御制、舊典正ニ改り、撤却

可致事情ニ相成、右ニ随テ諸山魔僧還俗致、永護持有之品々、佛像佛具堂塔ニ至迄、欲心を以賣立、金銀配當可致有樣、實ニ魔界之如く、末世濁亂格之有樣、眼(恨カ)敷〱奉恐入候次第也、既ニ石淸水八幡宮兩部御安置被爲在義ニ付、僧俗共只(唯)一神道ト相成、歸俗之上、法施讀經等迄ニ廢止、佛體向不殘松本從六位殿司へ御下殿ニ相成無勿體事也、

米國板一切經　江州町人何某相求 代料八百五拾兩也　　大塔　南都二月堂相求　　八角堂 幷丈六阿彌陀佛　地下正法寺へ相求

愛染堂　　鐘樓堂 但し鐘貳面 大ノ方百八拾兩ニ落札 小ノ方八拾五兩落札

右之通追々八幡山社中立合ニ而、賣拂ニ相成、別而鐘貳ツハ、異國へ賣拂ニ相成、兵庫ゟ積込候處、途中ニ而破舟、海中へ沈ミ候由、實ニ不思儀之有樣也、

然ル處、明治三庚午年三月八日、八幡地下梨木繁二郎殿ゟ傳承、此度八幡山御內陣向佛具一體、當職ニ於テ、來ル十日諸賣共へ入札を以被賣渡候旨治定也、其次第、親類嶋屋新右衞門殿實父新左衞門樣(伯父樣之事)深歎ケ敷義(實篤也)我等へ御示談有之事、發且(端カ)也、前顯之如く、御一新とハ乍申、當山之御由緒不輕ニ、佛神混淆思召之靈地也、然ルニ魔僧共所存甚以兩人怒氣致、直樣登山之決義ニ相成、三月九日新左衞門樣、下私、幷梨木繁二郎殿同

道登山仕候事、
扱、三月十日、八幡善法寺菊王家當時一山當職亭ニ於テ入札、社中商人共列席、其場へ
及推參、賣立之品々左之通、

紺紙金泥　法華經　八卷
　無量義經　壹卷
　觀普賢經　壹卷

梨子金物付箱入

以上

右、御筆ハ、開山行教大和尚筆、
奥書ニ、帝御幸之節、爲國家安全、貞和三年延暦寺沙門聖從奉寄進と有之、御筆實否難
和分候事、

右落札金六拾兩也、　京都商人相求候事、

下殿佛具　紫銅
　華瓶　六本
　蓮華　三本宛にて

華皿　拾八組
香爐　三ツ

右落札、金拾壹兩貳歩ニ、正法寺へ相求、

護國寺　琴堂　經藏

藥師堂之事

落札　落札　落札
七百廿兩也　四百卅兩也　三拾兩

右三ヶ所、一旦落札ニ相成候處、故障出來、京都へ御伺ニ相成候處、彌〻止ニシテ、東京表伺中、依之當時共儘ニ相成居候事、

一、右之通之落札一切相濟候處、引續松本家へ御下殿ニ相成候、御大切之御品ニ入札ニ有之、松本家へ乘而當職ゟ御掛合有之候得共、此御品ニ付、左之通談合有之候事

從往昔、御內陣神道佛道兩道之御安置ニハ候得共、不殘佛體也、則奧御戶帳鍵御預リ守護主御殿司ト申唱、松本坊、杉本坊ニ傳リ、御代々堂上方ゟ出家打續被爲在候。然ルニ、此度之次第ニ付、不得止事、松本家へ佛意之御品々御下殿ニ相成、一山還俗ニ相成候得共、松本親政公計依志願ニ、僧體之儘、左之御內殿護持有之、實ニ感德之

事也、然ルニ御病身ニ付、洛西嵯峨ヘ出養生中ニ、右御護持之品々入札之場合ニ相成、留守中タリ共、當職亭ヘ下山可仕旨、强テ被申立、無據次第也、則當時松本家神職主親父公、幷家士鹿野晋殿當惑ノ事也、前書隱居親政公ヘ被達候處、　勅命ヲ以貢主ノ始末ニ付、無據三月十日未ノ刻當職亭ヘ御持參、御護物、左之通リ、

一阿彌陀如來御尊像　御厨子ニ入 御立像也

荒金御作人分明

是(マヽ)北佛作也　寸法御身丈 壹尺六寸五分

御重日拾〆日計も有之候由

一七社宮殿　御屋根四方惣黑塗滅金カナ物付

右御內陣　德川三代將軍家光公御寄進

七社御影

阿彌陀佛	愛染明王	地藏尊	十一面觀世音
八幡大神	神功皇后	姫大神	若宮
普賢菩薩	阿彌陀佛	勢至菩薩	
若宮殿	武內	高良明神	

以上御本地佛御影御安置也

一僧形御影　壹幅　黑塗散花蒔繪 外箱入

則八幡大神御本地

一愛染明王御影　壹幅

則神功皇后御本地　右同斷箱入

一曼陀羅　壹幅

一四種之御執物　四箱赤地綿織地外箱包

右者

御錫杖　壹振

御如意　壹箱

御三衣　壹箱

御香爐　壹箱

一御內陣御佛具　壹面

花瓶　貳本蓮花三本宛有之

花皿　六器

佛器　貳

香爐　壹

右何れも滅金極上品也、

行教御筆
一梵網菩薩戒經　上下貳卷 紺紙金泥卷經

同御筆
一般若心經後阿彌陀經　壹卷 紺紙金泥筆

右三卷黑塗箱入

右以上八點也、御內陣ニ於、千有餘年之間御安置有之御重寶ニ候也

旣ニ右御品ニ爲入札、三月十日未ノ刻、社司一統ゟ嚴敷申立ニ付、不得止事、松本當主供奉、當職菊王家へ御下山相成、然ル場合ニ付、一山へ相忍ひ、松本家へ新左衛門殿我等及推參、何卒右御品々他山へ御散亂ニ不相成事、深志願ニ存、萬端御示談之上、即坐ニ御入札之場所へ罷越候事、

入札菊王家於書院、左之列席、

實ニ神慮を以、永世相續之社司、今日迄之有樣、淺間敷事難申盡候付、後ニ書顯置候事、（コノ間ニ、座席ノ圖アリ、印刷ノ都合上、次ニ收ム）

前書之御品々、堂塔一切落札相濟、當場所ニ而手附金等相渡相濟候也、然ルニ引續前顯八點之御重寶、奥座敷ニ而、地下商人共へ被及內見ニ、旣ニ入札之期ニ相成候節、立

菊王當主 十六歳計　直ニ開札　諸商人　新左衛門
六十歳計 南五位　　多人數　善右衛門
田中五位　　地下町人　繁二郎

合之社司之內、林杢左衛門と申者、騷ヶ敷呼來、アハタ、、數本人退席ニ付、社司一列大ニ立騷、何故歟と奉存候處、右貫父俄ニ吐血致、急變病之由、翌日歟ニ病死と申事、全御神罰奉蒙候事と奉存、甚一統奉恐縮候次第也、右變事ニ付、彼是及延引、且ハ商人共全御罰と歟察入、追々入札抔ニ可致品ニ無之事を恐入、過半歸宅致シ、右之次第ニ付、今日入札者延引之沙汰ニ相成、我等ニも引取候事、同夜松本坊へ罷出、何卒當家ニテ護持可相成候處、種々御內談、新左衛門殿ゟ深懃精ヲ以、御添心被成上、御祝有之候事、

右一件ニ付、山下疊屋と申宿ニテ逗留致候處、松本坊へ引移吳候樣被申聞、無異儀退宿、松本坊ニテ逗留之事、（委敷ハ明治二年帳面ニ有、）三月十一日洛西嵯峨ゟ、御隱樣親政公御歸山ニ

相成、早速新左衛門殿、幷下私被呼出哉、御寐所御挨拶有之、種々御物語、深夜迄御咄し承様候事、

三月十二日方、松本坊客殿ニ於テ、結構ニ御取扱有之候事、則鹿野新太郎ヲ以、當職邸ヘ前顯御内陣之御品々、親政護持致度懇願ニ付、代料相辨、御讓リ請願出、度々引合有之候事、誠ニ右親政公ハ、僧體之儘御護持有之、實ニ稀成御名僧也、

御殿司と申ハ、松本坊、杉本坊、櫻本坊三坊ニ限リ、開基行敎和尚方、御内陣護持役故相續也、此三坊之外、御内陣這入候事、堅不相成候事、

御隱樣御手元ニ而拜禮之御品々、

　八幡大菩薩御僧形御眞像

御身丈　八寸計

右御手錫杖　　御厨子御安置

左御手珠數

應神天皇ニ被爲在候而者、一切濟度致(マヽ)被遊候付、大慈ヲ以菩薩と現し給ひ、實ニ神佛一如之大慈悲を施し給ふ程、奉恐入事也、

雨寶童子ト奉稱

天照皇太神宮　御本地御尊影　一幅

童子御尊影圓光在、御首上御(マヽ)輪ノ塔を御頂き、

嵯峨天皇御念持佛　御厨子結構言語難絶候事也

愛染明王　御木像

御丈四寸計極上々御作

行教大和尙　御間短刀

筑前宇佐ゟ八幡宮供奉之節御差料也

凡身一尺三寸計細身名作也

惣サヤ金具細工也十二支ノ畫浮彫

外袋神功皇后御衣ノ切レヲ以用ル

但赤地金蘭織又黄ノ錦織二重袋

高良明神

滿干ノ玉

錦ノ御袋幾重ニモ封シ有之

御本社八幡宮御衣　香染色

朝廷ゟ五拾年目ニ御備ニ相成

姫大神西御前と奉申　地神五代ヲ奉崇候由

神功皇后東御前と奉申　奉(マヽ)崇候由

〆　御咄之儘書留候事、

前八點ノ內

大菩薩御僧形之御眞影（當御影當去ル明治元辰年四月神佛混淆ニ付、御下殿ニ相成、則藥師堂へ御移リ相成候處、三月十二日松本護持ニ付、被願出、同家へ御移ニ相成候事、）

御身丈三尺餘之御影

御座像（赤蓮臺 香染之御衣 遠山之御袈裟）

右御手錫杖

右御手御珠數

御首ノ上、圓光在、日輪ヲ御頂キ有之、御圖ニ拜ス、

右本地阿彌陀如來（日輪ハ觀世音ヲ御頂キ、則天照皇大神宮、）

何れも御垂跡之程、奉恐入候事、

右者勝尾寺御影と稱、宇佐ニ被爲在候ハヾ、（仁）人聞菩薩と稱、東大寺ニ被爲在候ハヽ、同寺建立之節、弘法大師被爲拜候儘、御認在之處、大菩薩大師之尊影御染筆被爲在候、依之互之御影と奉稱候由、

行教和尚御念持佛（御丈八寸計 御厨子ニ御安置）

三尊佛

（黄金佛）愛染明王 御座像（御丈三寸計 御臺座正銀）

右者、嘉吉年中居所不知、尼僧登山、依願ニ御內陣ニ奉納、裏ニ由緒、并盗取者ハ、神罰可

蒙旨仰有之、

八幡宮　御讃文

毎日於御内陣ニ奉讀、御一新ゟ御廢止ニ相成、

此度拜借、別紙ニ奉拜寫、永秘藏可致候事、

本地阿彌陀佛　　一段　　彼佛今現在

垂跡八幡大菩薩　　二段

開基行教和尚者、和州大安寺住職、

淸和天皇御勅問弘法大師御弟子眞賀(雅)僧正へ御尋ニ付、當時高德行教之旨勅答ニ依之、行教へ被命、宇佐於神前法施、四月十五日ゟ七月十五日迄御讀經被爲在候也、依御神宣、行教之王(法カ)衣ニ被爲乘移、當男山へ御鎭座被爲在、則八幡宮佛法ヲ以皇國護持御開基也、

御幸之節、松本當主問近罷出、法施讀經有之候也、

一、扨前書八點ノ御品物散亂ニ不相成、爲新左衞門殿段々心痛有之、十二日引移ノ後願書ヲ以、當職亭へ再々申立、其間逗留、我等ハ降谷明晴殿東下ニ付、京都ゟ八幡へ態人到來ニ付、十二日迄上京致、新左衞門樣ハ三月十七日迄滯留、餘リ延引ニ付、一先上

京被致、志願之朝相待請候事、
松本御隠居親政公皆々捨身候共、御神體重寶護持之心底ニ而、晝夜讀經而已悲歎有之候事、

一、嶋新左衛門様四月朔日京都御用濟、善右衛門御供申、八幡へ登山候處、未當職邸ゟ決定返答無之、御隠居ハ嵯峨へ出養生也、空敷四月二日下坂致し候事、

一、四月廿五日松本家ゟ來狀、彌ゝ右御品々附屬承引之返答ニ相成、早速名代喜兵衛ヲ以、金子持參致候事、

目錄之通、八點代金百兩也、

右松本家ゟ依出金、永附屬可爲證書落手之上、四月廿六日無恙八點之御重寶松本家御内殿へ目出度還幸被爲在候事、

元來當山四拾八坊有之、追々廢坊ニ相成、當時十坊計ニ相成、社司ハ百數拾軒も有之、舊冬一切經、大塔、其外釣鐘等賣拂、割付ニ相成、然ルニ松本坊ニ限リ、思召有之、右割付金貳拾兩落手無之、依之前書渡シ金ノ内差引、金八拾兩也出金相成候事、

右金八拾兩也。奉出財

中村新左衛門

松浦善右衛門

外ニ社司中ゟ松本坊へ附屬ニ付、一統大ニ算違ひ、他山へ散亂致、高金之價ニ賣拂可申所存、殘念ニ思ひ、爲振舞、金三千疋出金中立ニ相成、無異儀我等ゝゟ出金致し、事濟ニ相成候事、

合而金八拾七兩貳步、

貳ッ割金四拾參兩三步宛、（兩家ゟ出金）

右之通今般親政公思召成願致、松本家へ、御安置ニ被爲至候ニ付、誠ニ御滿悅不過之且今般不計も、中村伯父上新左衛門樣ゟ被爲引出、不容易御用相務候段、生前之仕合ニ付、荒々書券置候事、依之松本家永爲護持之、双方爲取替證書致置候、左候へハ、後年ニ至、此度之趣意ヲ以不當之儀、必ゝ子孫中出間敷候事、於石淸水永御安坐而已、我等ゝゟ奉守護候事、

一、八幡神領、八千六百石、

後醍醐天皇勅諚ニ依而、河州星田ニ而、百廿石被爲附、其外諸侯ゟ神供獻米有之候事、

明治四辛未四月神領不殘被召上、追而御沙汰之旨被仰出候事、

松本親政公　田中坊ゟ入坊藤谷家賢息

同　親文公　藤谷家子息

杉本坊　　　葉室家賢息

親光公

同　次男

讃高松家六男賢息

鹿野新太郎殿事改名晋殿

社司加納左衛門殿忰

田中出生松本御隱樣之御縁者と承ル

一、扨松本親政公御滿悅難盡、依て永爲取替約定ノ處、事繁其儘ニ相成、明治四辛未正月中村新左衛門樣上京、八幡登山有之處、親政公御病氣彌增候得共、直ニ御面會御物語有之、□□ハ過日ゟ上京致居候事、

扨、用濟、二月五日六條光隆寺ニ而一泊、翌六日朝新左衛門樣善右衛門御同道、八幡松本湯へ罷出候處、右親政公御養生不相叶、二月二日御命終被遊候御場合へ罷出、誠ニ悲歎殘念至極、兩人案外之次第也、無是非、鹿野氏案內ニ而山下、御菩提所御墓所へ參詣相遂、豊屋方旅宿ニ一泊、翌日下坂致し候事、

此節中村外ニ嶋八重殿嶋秀殿、赤庄(マヽ)備治同道、御內陣拜禮も難出來、空敷引取

候事、

右ニ付、爲取替一件、惣而約定向差延し置候事、

扨前書之如ニ付、其儘ニ差延し置候處、種々浮說有之、甚以不心成ニ付、中村伯父樣ゟ仰ニ任セ、五月十六日夜船善右衞門事罷登、五月十七日登山、松本家ニテ終日御物語杉本御老公ニも御面會、此度爲取替證書、双方案紙ヲ以、後世之固メ取極候、翌十八日朝ゟ上京、大雨晝後ニ着、右案紙京都ゟ下書ヲ以中村氏思召及示談候事、並ニ彌案紙治定ノ上、態〻五月廿五日八幡へ使ヲ以、案紙爲持置、不遠兩人立合登山之上、爲取替可申約束申達候事、

扨、五月十八日亥ノ刻ゟ、烈風差起リ、前代未聞之大變也、五畿內ニ限リ、强風建家瓦吹飛シ、攝海泉紀兵庫邊ニ至リ、津浪五七間之高浪、攝海兵庫神戶ニ而破舟八百艘計、蒸氣貳拾艘濱士藏過半破却、人家潰レ、數知れす、天保山木津川新田人家不殘流失、卽死人數千人と申事、米穀麥大豆小豆諸品砂糖木綿萬物流失夥敷、損金數拾萬兩と申事、神戶異人館潰レ、泉紀同樣津浪烈風雨用ニ而破舟人命之損シ夥敷次第也、誠ニ前代不覺程之大變也、同前十四日夜、兵庫尼ヶ崎武庫川之邊ニ人之足形長サ貳尺八寸計ヶ所またけ候巾廿間計と申事、實說ニ全前件ト被察候事、

此節、種〻珍事有之、大坂城内當時空地へ異人館建有之、烈風十八日夜火ノ玉飛ひ、堀へ落込候事夥敷候也、十八日夜戌之刻、男山八幡宮山上ゟ大火ノ玉三ッ空中へ飛上リ、未申之方へ飛去リ候、暫時ニ變風差起リ候由、此珍事攝州高槻町家ノ何某高見ニ登シ(マヽ)、空合ヲ相考居候折柄、右ノ次第ニ而、驚入情(マヽ)見屆候由

此度之變風ハ、播州ゟ西國ニ至リ、更ニ障リ無之、東國筋も全西國筋同樣破損出來候程之烈風更ニ無之候事、

一、右之通、十八日晝後上京、降谷家へ着、其夜之烈風也、

當二月ゟ降主人明晴樣留主中ニ而萬事預リ居候處、後室當年八十貳歲小兒四人何れも驚入、尤當時假宅ニ付、烈風之ひゝき强く、今も家ノ柱も打たほれ候程之恐れ、實ニ心痛難堪之折節、出火と申立、心記候處、江州八日市烈風ゟ出火六百軒燒失、八幡地下壹村燒失、先降谷宅格別之破損無之、無難大悅ノ事、荒々書印置候也、

五月中追々相調、

六月上旬、中村新左衞門樣登山可被成御決心之處、御業用廻精、幷陸便御掛合ニ付、御他行致出來、無據御不參ニ相成、爲名代但馬ゟ市助殿我等同道ニテ、六月九日西京表發足、同晝後松本家へ參着、彌爲取替約定、萬々物語、本紙內見爲相濟候事、

松本従六位親父公　善右衛門
杉本従六位親光公　鹿野晋殿 新左衛門代市助 立合

六月十日曉、杉本親光公裝束かんむし着、禮式ニ而、御内殿燈明生花等御備、敬而今般中村松浦爲取替可仕旨、御内陣御尊影奉勤一々奉言上候旨被仰聞、直樣御列席ニ而、爲御取替證書御渡ニ相成候、

中村氏當方同文意格通御渡ニ相成本證書寫、左之通、

品目錄并寸法

地廻リ正面壹尺八寸五分

一七社宮殿　壹字　横兩面九寸

屋根正面貳尺三寸五分

右御内陣　屋根横兩面壹尺四寸五分

七社御影　惣高サ貳尺五寸

惣黑塗滅金カナ物打　戸開付金物二重タルキカナ物打

左右正面打廻リ高欄付キボウシ金物滅金打

表丈惣丈八尺五寸

一僧形御影　壹幅

横巾四尺貳寸　中丈五尺五寸　中巾四尺八寸五分

上下裂　紫菊唐草金欄（襴、下同ジ）織

中裂　赤地金欄菊鳳凰

唐草白赤四敷形讃有之

シク子丹無地

内箱桐木地　長サ四尺五寸　横貳寸七分　深サ三寸

外箱黒塗散花蓮金蒔繪金物打

長四尺六寸　横四寸貳分

金物リンホウ形モヨキ作打紐付

表具惣丈ケ八尺六寸

巾八尺　内丈ケ四尺貳寸五分　内巾三尺壹寸

一愛染明王御影　一幅

上下裂赤地綾　中裂花色地ニ金欄　中牡丹唐草

シク滅金蓮花ノ模様

箱黒塗朱カウト面取尤無地長サ四尺五寸

横巾四尺　深サ三寸滅金カナ物打赤紐付

一曼陀羅
表具丈六尺貳寸五分
橫巾貳尺三寸
上下裂紫地牡丹唐草
中裂赤地金襴鳳凰牡丹唐艸
シク子丹無地
桐木地箱　長サ三尺七寸　橫巾三寸三分　深サ三寸貳分

一御錫杖　壹振　長サ三尺四寸
ヤロウ藍金物菊モヨギ紐付

一御如意　壹箱　長サ貳尺壹寸五分　巾七寸五分　深サ四寸五分　赤地
廻リ三寸五分金襴赤地ニ袋入

一御三衣　壹箱　長サ壹尺壹寸五分　巾九寸貳分　深サ五寸五分　赤地
金襴袋入

一御香爐　壹箱　長サ壹尺壹寸八分　巾九寸五分　深サ四寸七分　赤地
金襴袋入

一阿彌陀如來　金襴袋入
　荒金尊像　御丈ヶ壹尺六寸五分
　蓮臺六寸
　五光蓮花唐艸輪差渡シ八寸
　御厨子黑塗高サ三尺二寸　奥行壹尺壹寸三分　戸開高
　サ貳尺貳寸五分　正面左右四枚開　内陣惣金箔滅金カ
　ナ物打四方屋根

一御佛具　壹面　花瓶　貳本
　華皿　六器
　佛器　貳ツ
　香爐　壹ツ

行教御筆
一梵網菩薩戒經　上下貳卷　紺紙金泥

御筆
一般若心經　後ニ阿彌陀經　壹卷
　紺紙金泥　三卷箱入　黑塗御箱　長サ壹尺五分　横巾四寸八分　深サ三寸

ヤロウ蓋

〆都合八點

右前件御品正ニ奉守護候、依之連判如件、

明治三年庚午五月

護持主
石淸水前御殿司　松本親雅判
當官御殿司　松本親文判
當官御殿司　杉本親光判

爲取替證書之事

右別冊御品々者、往昔貞觀之比、依　勅諚ニ豐前國宇佐八幡宮於御神前ニ御法施之儀、行教和尙へ被爲　命候砌、當御山へ依御神勅、御鎭座被爲在候以來、御本社御內殿ニ奉　御安置、御殿司ニ而守護仕來候處、去ル明治元年戊辰壬四月、神佛混淆ノ舊典就御改正ニ、於當宮も御布令ニ付、千有餘年御內殿ニ御安置之別冊御品々、昨年當家へ御下殿ニ相成、奉御守護候處、今度右御品々入札ヲ以賣拂之儀、當職ゟ申立候、賞

以不容易就次第ニ、及掛合ニ候得共、何分社人多人數ニ而、無是非、當職へ御下山ニ相成、既ニ入札ニ及候期ニ至リ、如何共不及力ニ傍觀致候折柄、不思議ニ各方御社參ニ而、右之次第御聞及、悲歎ニ被存、無量之御盡力被下候付、再度當職へ及談判候處、當職ゟ返答ニハ、外方ゟ望之者有之、其者へ賣渡シ申候者、金子百五拾兩ニ買取可申趣ニ而、社人中ニ而者、其方へ讓リ可申旨申立候ニ付、松本前御殿司ゟ、金子百兩被差出候者、願之通御附屬可申旨掛合ニ付、其次第各々方へ及御示談候處、速ニ御出金御承知被下、依之別冊之御品々入札賣拂相止リ候も、全各方懇願ヲ御納受被爲在候義与、難在奉存候、且又右出金方之義ハ、昨巳年當山伽藍等賣拂代金割付金貳拾兩、當家分頂戴不致、則當職江預ケ有之義ニ付、殘金八拾兩各方ゟ御出金被成下、都合金百兩相渡當家へ御附屬ニ相成、則夫々當職ゟ證書相添、前件御品々、去ル四月廿六日、速ニ請取申候、尙又右取扱社人ゟ、禮金申請度內意有之、是又同日金三千疋各方ゟ御出金被成下、事件相濟、難有次第ニ奉存候、全右御品々散亂ニ可相成之處、各方御盡力ヲ以、前件通之始末ニ付、各方へ御讓リ請ニ相成候御品々、改而當家へ奉預リ候も、同樣之儀ニ付、永世堅固ニ可奉御守護候、自今右事件ニ付、如何樣之義出來候共、他家他所へ御動座不相成候樣可致候、萬一御動座ニ相成可申次第ニ及候者、各御兩家へ御任セ可申

間、其節ハ急度御守護賴入候、尤事件ニ就而ハ、何等之義出來候とも、各方へ御談事可申義者勿論、當家一己ニ而取計候義ハ、決而致間敷候義實正也、萬一違約致候者、此書附ヲ以御存分ニ御取計被成候共、及其期、一言之申分無之候、若不實意之義致候者、御神罸ヲ可奉蒙義候ニ付、代々急度堅申傳可申、依之爲取替、永世差入置證書如件、

石清水前御殿司護持主
松本親雅判

明治三年庚午五月

同家士
鹿野　晋判

大坂
安賣屋善右衛門殿
島屋　新左衛門殿

表書之通、相違無之義ニ付、代々申傳本文之次第、永世急度爲相尋可申候、萬一違約致候者、表書之通如何樣共、御取計可被成候共、及其期ニ、一言之申分無之候、依而此段裏書奥證如件、

當官當主

松本御殿司従六位判

杉本御殿司従六位判

證印

中村新左衞門樣

爲取替差上置證書之事　當方連印差入一札寫

一七社宮殿　一宇

一大菩薩御僧形御影　一幅

一阿彌陀如來　一體

一愛染明王御影　一幅

一同曼陀羅　一幅

一四種御執物　四箱

一御佛具　一面

行教御筆

一梵網菩薩戒經上下貳卷　三卷

般若心經後ニ阿彌陀經壹卷

〆八點

右者、往者御當宮御內陣へ御安置被爲在候御品々ニ候處、去ル慶應戊辰年閏四月、神佛混淆被爲分候就御趣意ニ、御當家へ御下殿ニ相成、御護持有之候處、今般御社家中ゟ就御申立ニ、御當山御堂塔初佛具一切、且ハ御當家御守護之御品々ニ至迄、入札ヲ以、商人共へ御賣掛之御事件傳承仕、實以兩人悲歎難忍ニ付、去ル三月十日、御當職亭入札之御場所へ及推參候處、金錢ニ抱(マヽ)り、他山他家へ御散亂ニ可相成次第、見聞仕、深歎息仕、依之乍不及、御當家永世御護持之段、奉懇願候處、種々御懸合行屆、御當職初、御社家中御懇談ニ相成、則金百兩ヲ以、永御附屬之御證書御申受ニ相成、則前書御品々御當家へ御附屬御安置被爲在、御安堵ニ相成候ニ付、私共志願滿足仕、難有奉恐悅候、隨而右御出金之內、我等兩人ゟ相賄候義ハ、及後年ニ、
御還幸之期も難計、夫迄於御當家ニ爲御護持之奉出財候義ニ付、依而永世御護持之義、今般御約定奉申上候處、實正明白也、然ル上ハ、及後年ニ、私親族之者共、此度之譯柄ヲ以、無謂右御品々私共引取候樣之義申立候歟、又ハ何等之義等爲申出間敷候、萬一彼是故障ヶ間敷義申出候者有之候共、此證書ヲ以、御頓着被下間敷候、若不當之義申者有之節ハ、我等志願ニ相背き、且　御神罸奉蒙候事ニ候、此段急度子孫之者へ可申

傳置候、然ル上ハ、御當家御代々無御異變、御護持之御約定之通、可被成下候、乍然御摸様柄ニ寄、御動座且御讓リ渡、他所ヘ散亂之御取計及見聞候ハヾ、其御筋ヘ此度之御證據ヲ以申立、不得止私兩人ヘ前件之御品々奉引取、於淸地御守護可仕御約定ニ候、依而差入置證書如件、

明治三年午五月

安賓屋

善（右脫カ）衞門印

島屋新右衞門父

嶋屋新左衞門印

松本親雅様

御取次中

右之通、都合克爲取替相濟候事、

明治四辛未六月十日

但嶋屋當方双方壹通宛申請候、乍併、及後年ニ我儘致候而ハ、不宜候付、同文意ニ付、嶋屋名宛當方名宛双方取替ヘ置候事、永世所持可仕事ハ、家之規模ニ付、大切ニ致候事、

乍愚筆荒々書殘

八代目

し置候也

善右衛門

寛篤拜

石清水松本御内鹿野晋殿へ遣し候書狀寫

御三方樣、益御機嫌克被爲入、珍重之御儀奉賀候、次ニ貴所樣御儀、彌御勇健被成御座珍重奉賀候、扨此程ハ善右衛門儀登山仕候處、萬端御入念御儀ニ而、難有奉存候、其節下拙義登山可仕覺期罷在候處、無余儀商業筋取紛、不得止失敬仕候段、御仁免可被下候、乍憚御三方樣へ宜敷被仰上可被下候、

一、善右衛門へ御噂御座候義、承知仕候者、御內陣御佛像等、御內拜願出候者、御座候由、甚不都合ニ奉存候、後障恐入奉存候、別紙印鑑封入仕候間、御預り置可被成下候、萬一親族共之內、無據御內拜奉願上候節ハ、兩人連印之書狀相添可申候と奉存候、其節ハ御拜禮被仰付可被下候、併容易御願候義ハ無之事ニ奉存候、其余如何樣申出候者御座候共、同斷被仰付可被下、此段奉願候、

一、御私記一卷拜借被仰付難有奉存候、暫拜借奉願候、其中ニハ奉寫、御返納可仕候、此段御承引可被下候、

一、御内佛殿外見土藏ニ御造作之義、方今ニ付、成丈外見御麁末可然かと奉存候、在來之上ハ、竹ヲ以持セ下地取繕、其上塗、尤上塗下廻ニ差置候方見聞宜候と奉存候、御家根ハ瓦ニ相改可申方、入口ハ土引戸ニ御建宜かと奉存候、右爲御積ー御覽可被下候、右之條、御三方樣方へ被仰上可被成下候、此段奉存(マヽ)候、右御禮旁々如此御座候、恐惶謹言、

六月十五日

松浦善右衞門

中村新左衞門

松平從六位樣御内

鹿野晋樣

印鑑

○　中村新右衞門

○　松浦善右衞門

右之通、

午六月

外當方ゟ書狀壹通相添

出金覺書

庚辛(午カ)四月廿七日
一金四拾兩　松本御附屬金之內八拾兩出財當方分
一同三兩三步　同社司へ金三千疋割
一同貳步　人中喜兵衞殿心付
一同貳兩貳步一朱三拾貳文　當一件八幡逗留中宿料松本挨拶入用
一高野豆腐　百　年暮ニ差送リ
外ニ新歷(マヽ)相添
未二月
一金貳步貳朱　八幡松本親政公御他界ニ付香料
同
一同壹步　同御冥加
五月十七日
一同貳朱　砂糖壹囘　登山ノ砌
六月十日
一同壹兩　爲取替ニ付登山

十七日與左衞門庄吉朝ゟ十八日朝迄、且又六月九日ゟ十日朝迄

善右衞門市助兩人爲取替相濟前後泊リ挨拶打込兩名ニ而遣ス

同

一同貳步　　鹿野晋萬端取扱ニ付右挨拶

同

一同壹步　　御勝手中

同

一同壹步　　人中市助殿へ挨拶

都合金四拾九兩三步壹朱也　出金

一社御用向日記

明治二年三月七日

一、今巳刻神官所司山上町々社士中兩人ツヽ集會、今般堂塔佛器撤却之內、護國寺之儀ニ付、別紙書面之趣、律家、幷舊入寺より建白も有之ニ付、如何可致、衆議ニ及候處、神佛御分離之後、今迄延引相成候ハ、因循之儀ニ付、是非共早々撤却可然旨一決、

尙相殘置莫太之國益ニも可相成否考も有之候はゞ、明八日晝迄ニ(可脱カ)申出候、申出候者も無之候ハヾ、晝後より廻文を以て撤却品々、且入札日限御沙汰被下候樣、返答之事、

但外ニ堂塔取拂元三大師共儘有之候而者、不都合ニ付、早々取拂吳候樣建立(マヽ)之事、

且律家中より、私論を企、强情申出候はゞ、是迄護持勤經之挨撈(遣カ)遺世話相斷可然旨也、

口上覺

一、先般御國體就御復古、神佛混淆御離間之御規則被爲立、大菩薩を被爲止候ニ付、僧官之輩復飾付之通被爲聞召、奉畏候、然る處、藥師堂之儀者、今更申上候迄も無御座候得共、往昔大御神御遷座之以前より、當山ニ安置既ニ千有餘年之星霜、不斷勤行連綿相承無退轉、奉祈天長地久、以太政官符被補護國寺、最上之爲大伽藍、供僧勤役仕來候處、復飾以後、一山之輩關係可仕筈も無之、差向律家に與奪仕置候處、仰願者、永世委任ニ相成候得者、彼僧等法會ニ參集、三昧之法味、不斷勤行、倍天下泰平、抽丹誠相勵、往々破壞之修理相加、爲律家護持相續仕度段、頗懇願仕候、右者雖默止事

情、僧俗之殊勝奉存候、其上、於當山者、最上大伽藍之靈場、斷然廢佛之姿ニ成行候も遺憾に御座候間、向後神佛御離間之差別條理を立、一山復飾之輩、更ニ不相携、彼律僧中懇願之通、委任仕度奉存候得共、御布告之御趣意相悖候而者、奉恐入候間、於御一社中、御差支之有無、御良策を以御決定之御所置被成下度、元入寺座中御預所之儀ニ付、此段奉伺候、以上、

明治三午年二月　岩本増誠

御當職衆官殿

奉願上候口上覺

一、先般御一新被仰出候ニ付、從御社務中、於護國寺、聖朝安穩之勤行、修行可致旨、律家中へ御達ニ相成、今月々仁王會國體民安之勤行、雖修行候、未護國寺永世不被及御附屬之御沙汰ニ候故、何卒以右御趣意、永世護國寺律家中へ御附屬之御沙汰ニ預り度、此段宜敷御一社中へ御披露之上、速ニ御附屬被成下候ハヾ、難有仕合に奉存候、以上、

律家總代

明治三庚午年二月十六日　金剛寺

御當職御一社中

八日

一、小中村備前鹿野八郎出席、

一、佛器撤却入札廻狀、左之通出す、

別紙撤却之品々、明後十日當職亭ニおいて入札有之候間、有志之方々正四時より御出席可有之候、以上、

兼官代

神官所司　一通

町々社士　一通

撤却入札留所

一護國寺　內佛體佛具除之

一寶塔院　一宇

一經藏　一ヶ所

一法華經　一箱

一御外陣佛具類品々

松本親政代鹿野新太郎罷越、佛具之内外品々ハ、何時ニても持參可仕候間、何卒七社寶殿、同佛具、阿彌陀御神影二幅、四種御取物、右五品護持被仰付候はゞ、冥加金貳拾圓、幷社中拜借之割賦金献金仕旨申出候得共、何れ入札之上ならては、護持相成間敷と存候得共、趣意衆議ニ及候旨申達事、

十日、快晴、

一、護國寺寶塔院、經藏、法華經、佛具金物等撤却之上、入札ニ付、南家、田中家御出席、御用懸リ衛府司奥貞元、小中村備前、河原崎藏之丞、鹿野三郎、小谷和泉、早朝より出勤、

入札出席

林杢左衛門　長濱晋次郎　林直人　鹿野源次　中村采女

宇野田隼人　紀眞弓　橋本杢之介　小嶋貞造

其外大坂商人道具屋共來

右、中飯、幷酒肴振舞候事、

落札之分、

護國寺　代七百廿兩　田中殿

守部屋共

寶塔院　代四百三十兩　同家
經藏　代貳拾五兩　同家
法華經　代六拾兩　河原崎藏之丞
外陣金具代拾兩一分一朱　油屋又兵衛
〆千貳百四拾五兩一分一朱
一、松本護持本願候、五品衆議ニ依而、當職亭に取寄候事。
右入札、暮六時比相濟、各退出、
一、前御殿司より左之通願出、
口上覺
一七社宮殿　一宇
一同御佛具　一面
一阿彌陀　一體
一神影　二幅
一四種御執物
右者、昨年以來御撤却之御品ニ付、今度御入札ニも可相成御沙汰之處、舊來護持

被仰付置候行懸も御座候ニ付、私共ヘ更ニ護持之儀被爲仰付候樣、奉願度、就而相應之献金可仕候、然上ハ於山上、護持之儀ハ申迄も無之、神佛御離間之儀不相背候樣、相守可申、尤願之通御許容被成下候上ハ、他家ヘ寄附讓リ等之儀、決而不仕候間、何卒前顯之通、御採用被成下候樣、奉願上候、以上、

前御殿司

明治三年午三月

松本親政(花押)

御當職

一、徃家惣代金剛寺呼出、護國寺御附屬願之儀、及衆議候處、神佛御離別之御趣意ニ相障候間、是非撤却入札ニ相成候間、願意難相叶旨申聞、願面差戻、且佛像護持勤經懇願之儀、舊者改御願出候樣申達、

十一日、晴、片岡與小中村鹿野出勤之事、

一、岩本増誠罷出、護國寺入札ニ相成候上ハ、佛具等紛失致し候てハ恐入候間、佛具相改御引渡申上度旨申出候付、兼而其心得ニ付、卽刻片岡衛府司、與彥、小中村備前、岩本同道而、護國寺ヘ罷越、佛像佛具相改、內陣文鍵受取歸候事、但目錄別記有之事、

明治三年六月二日、

一、小中村備前去月廿九日より上京、鹿野八郞去月廿五日より上京ニて、護國寺寶塔院御撤却一條周旋、並再願、並神祇官へ御用向用度司へ出頭、旁以て今日迄在京之處、今夕刻御兩人共歸幡之事、

一、護國寺寶塔院撤却再願左之通、京都府に今二日差出候處、御落手之事、

奉再願候口上覺

石淸水護國寺之儀は、元々於一社建立仕候堂宇ニ付、右藥師如來勤行之儀は、御一新迄、一山之社僧を以て爲相勤置之候處、一昨辰年六月社僧一同復飾之由仰付候ニ付、右勤行は、追而御規則相立候迄、當分律宗五ヶ寺に勤行相賴候處、追々神佛混淆之舊弊御離別に被仰出候付、其儘神山ニ難差置候間、當三月律僧之內、金剛寺當職亭に相喚、一昨年以來藥師如來勤行相賴置候得共、追々神佛混淆御離別被仰出候ニ付、此度護國寺撤却可致候間、勤行之儀は相斷可申候ニ付ては、是迄勤行致吳候行衞を以、佛像佛具御護持致度候得は、其趣可申出旨申聞置候處、其後何の返答も不申出、同月十三日律僧法園寺金剛寺等、當職亭に可罷出申之、一昨年以來、護國寺藥師勤行之儀、私共に被仰付候に付、則其趣其筋に御屆申上置候間、此度右堂宇撤却ニ相成候ニ付、勤行之儀、被相斷候旨、京都御政府に御屆申上候處、被仰聞候ハ、

神社之儀は、神祇官之御支配、堂塔之儀は、當所之支配ニ候間、撤却致候はゞ、共段當府へ伺屆之上、可取計筈ニ付、書取を以て、來十七日中に當府へ持來可致樣、私共ゟ傳達可申條被仰付候趣申出候付、依之同月十七日一社惣代御當府に書取を以て御答申上候處、堂塔差除之儀は、當府之支配ニ付、假令一社ニ而再建致候共、勝手に撤却候儀は不相成旨、被仰聞候上、右御答書は、御差下けニ相成候付、猶又去月十八日一社惣代出頭仕、撤却之儀御伺書差上候處、追而御沙汰可被成下候段、御達御座候得共、右律僧の義は、山下滅(罪)在之寺院ニ而、神山堂塔ニ致關係候儀、聊無御座候間、右堂宇撤却之儀は、伺之通於一社取計致候樣、何卒御沙汰被成下候はゞ、難有奉存候、依而此段奉再願候、以上、

明治三庚午年六月　　石清水當職

菊大路社務印

京都御政府

右之通、小中村備前鹿野八郎出頭之上、差出候事、

右大正十一年八月石清水神社ニ出張滯留シテ調査ス　　鷲尾順敬

石清水八幡大神魚味奉供の達

〔攝信上人勤王護法錄〕慶應四年

五月

端午朝來降雨甚

一、昨日執奏家より達す(二通)

石清水八幡大神、右大菩薩號被止候に付、魚味奉供候旨仰出候事、

京都大通寺廢佛の事

〔攝信上人勤王護法錄〕慶應四年閏四月

同二十七日雨止、

一、早天觀智院僧正御房入來、高野山の事件說話、又八條八（大）通寺還俗にて、六孫王祠司に相成、伽藍鐘樓等破却、過日破齋の旨、怪事々々、放生池の魚遭害、何等の事に候か、

伏見稻荷社領內淨安寺廢佛の事

藤本了泰氏報

〔知恩院日鑑〕慶應四年

四月十日

一大雲院屆書、拙寺末伏見稻荷社領內ニ而、淨安寺儀今般之御趣意柄ニ付立退被申付、依之右寺本尊始佛具過去帳檀中共、追而寺再建候迄、拙寺江相預り申候、尤住持儀

者隱居願書差出し法類に爲引取申候、右之趣裁判所に相斷申置候間、此段御屆申上候旨、右屆出し御聞、

十二月四日

一京仲源寺屆書差出候、右者稻荷社從往古安置有之候處、今度神佛混雜堅被爲留止候ニ付、更ニ西方通用口に轉地遷宮仕、祇園町持ニ爲致候旨御聞置之旨達し置、

御屆書

當寺末寺伏見稻荷社領内淨安寺事、今般御趣意柄ニ付、社中ゟ廢退被申付、依之右寺本尊幷佛具過去帳等檀中共持越、追而寺地相撰致再建候迄、檀中俱ニ相預り呉候樣申出候ニ付、任其意候、尤住持儀者隱居願出、法類方に爲引取申候、右之趣御裁判所に茂御斷申上置候、此段御屆申上候、以上、

四年四月　大雲院　得譽

總本山

御役者中

一切經版木藏明渡

八月三日朝陰冷晴

一九時參省

一、黃檗山萬福寺より歎願

開祖鐵眼、寛文年間、官に請て、支那明本覆刻の一切經論を開版致し、凡十餘年の星霜を經て、成功いたし候、其節表文を以て、後水尾院御宇天覽に供へ奉り、七千餘卷を献納し、又一部を伊勢太神宮へ献納し奉り、寶祚延長、國家安泰の祈禱を修し候事、開祖遺錄に相見へ候、右版木藏所の儀は、水火の災を避け、爽塏の地を擇び、當山西南の隅に建築いたし、月々西京二條木屋町印房より、摺工五六人づゝ出入いたし、弘通せしめ候、然處、當壬申四月中、右版木藏明渡し、焔硝御用所に相成候趣、西京府より御達に相成、驚愕仕候、右に付、大阪府添筒（簡カ）を以て、再三歎願に及び候得共、一切御採用無之、誠に困痛苦心仕候、尤御用所の儀、相拒候次第は、聊無御座候得共、開山以來三寶護持の基本と存じ、諸宗諸山同心戮力して、追追流布致し來候處、前條の次第にて、若萬一非常等有之候ては、開祖の志願も空く相成り、法孫たる者の職掌相失し、進退當惑仕候

間、不得止、當御省へ奉歎願候、何卒出格の御仁恤を以て、從前の如く、版木藏當山に於て保護致し候樣、御布達の程偏に奉願候、以上、

壬申八月

編者曰、十月十九日の記に、城州黃檗山經木版藏、焰硝運ふ牛車云々の記あり、願意達せざりしか、

京都四條鐵橋と廢佛

京都四條の鐵橋の材料は、佛具類が破壞せられて用ゐられたとのことである、かの鐵橋は、明治六年に起工し、翌年三月に竣工し、同十六日に開通式が行はれた、總費額一萬六千八百三十圓で、祇園の遊廓で負擔したとのことであるが、時の知事長谷信篤は、府下の諸寺院に命じ、佛具類の銅製の物を寄附せしめた、古い由緒ある名器の鎔鑪に投ぜられたるものが少くなかつたと云ふことである、當時廢佛毀釋の餘勢が、尙ほ盛であつたことが判る、洛陽四條鐵橋御造架に付献上書云々とある文書が傳はつてある、その一に、紀伊郡第三區深草村寶塔寺、一、古銅器大鍔口、丈八寸、緣二尺、

目方十六貫八百目、銘に深草寶塔寺爲覺庵妙長聖靈菩提、慶長十七年七月廿日、施主中村長次とあつたことなど見える、此類の物が今の鐵橋になつたのである、

（明治四十五年四月八日發行佛教史學第二編第一號所載）

北野神社神佛分離調査報告

鷲尾順敬

一、幕府時代の狀況、及び佛敎關係の建築物

本社內陣の柱には、幢幡が掛けられ、北面に佛舍利が安置してあつた、これは御襟懸舍利と云ひ傳へて尊崇せられたもので、この佛舍利が安置してあるから、本社の北の門を舍利門と呼んだのである、菅原道眞が天台座主尊意から佛舍利を傳持し、常に襟に掛けて護持せられたもので、筑紫で薨去の後、これを奉迎して安置したものと傳へてゐた、

本社內陣の上に、御正體十一面觀音像一面が掛けられ、挾侍に不動毘沙門の二像二面が掛けられてあつた、

尙足利義持の奉納にかゝる御正體南鐐銀の十一面觀音像二面、木造不動毘沙門の二像二面が掛けられてあつた、

拜殿の正面に鰐口を掛け、拜殿の中央に大なる香爐が置かれてあつた、

本社の勤行は、別當職祠官三家以下社僧が出仕し、天台宗の儀式に依つたものである、

古來、例年八月四日の例祭、臨時祭あり、九月九日の瑞饋祭あり、臨時に萬燈會御靈會等があつた、

本社の所領は大に變遷があつた、戰國の時に大半失はれたのであるが、豐臣秀吉が所領を寄附し、德川家康がこれを安堵した、それで幕府時代には六百石餘あり、別に諸人の祈禱料等が多かつた、

古昔本社創立の時に、僧最珍等が關與したのであるが、漸く後に比叡山の僧是算が菅原氏の出なるを以て、始めて北野別當職に補せられた、十餘代師資相承し、天仁年間に、曼殊院と號し、永久年間に、別院を北山村に建設して社務を移すことゝなつた、後北野別當職曼殊院門跡となり、大に勢威があつた、

江戶時代の本社の諸職は、次の如くである、

別當職　天台宗曼殊院門跡

祠官三家　世襲、法體、妻帶、權律師法橋より權大僧都法印に進む例であつた、

松梅院　吉見氏　德勝院　同

妙藏院　同

目代　世襲、法體、妻帶、法橋より法眼に進む例であつた、

春林坊　荒木田氏

宮仕　世襲、法體、妻帶、法橋より法眼に進む例であつた、

圓觀坊　十川氏　梅恭坊　東十川氏　松榮坊　松原氏

神光坊　神兄氏　梅椿坊　味酒氏　上乘坊　上大路氏

俊乘坊　北大路氏、松向軒坊　松向軒氏、楊柳坊　柳大路氏

光乘坊　久松氏、一行坊　西久松氏、乘良坊　佐伯氏

梅林坊　梅林氏、壽德坊　五十川氏、長生坊　長生氏

梅深坊　森川氏、玉泉坊　南久松氏、慶延坊　東辻氏

鳥居坊　鳥居氏、玉林坊　北小路氏、祐松坊　南大路氏

林靜坊　林氏、玉鳳坊　玉垣氏、延乘坊　東五十川氏

照孝坊　大路氏、林清坊　小林氏、豐春坊　梅本氏

松園坊　松園氏、吉城坊　森口氏、勸學坊　八十川氏

成就坊　西小路氏、玉庭坊　十川氏、

社人　西京に住す、七保と稱し、各〻寺號があつた、俗體、世襲、從六位より從四位に進敍の例であつた、

神部氏五家　川井氏四家

中氏四家　吉積氏三家

橋本氏本郷氏五家　竹田夜野氏二家

桐本氏

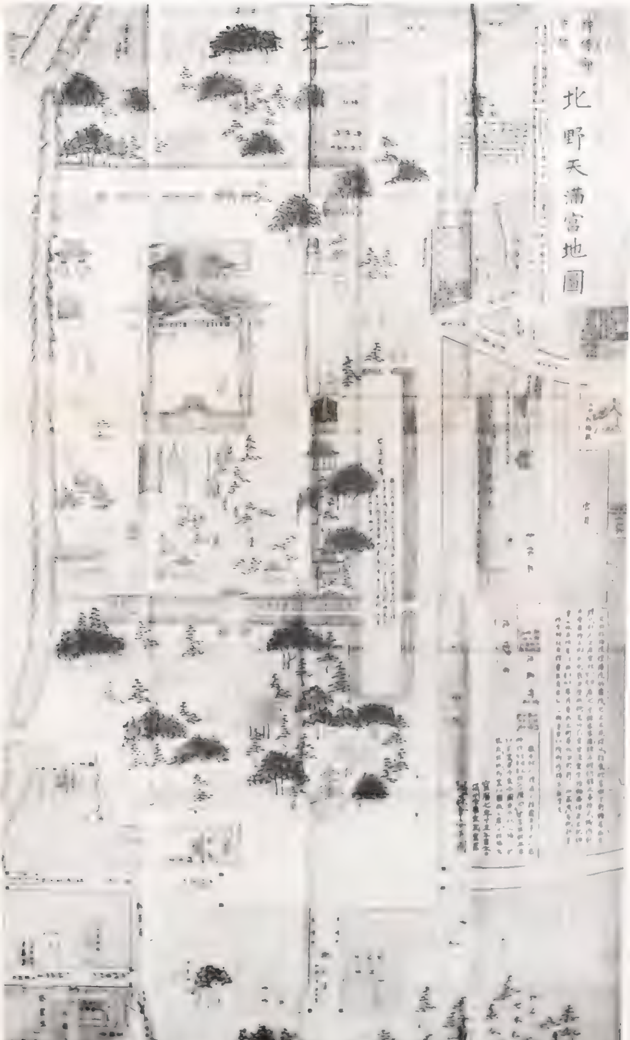
神子　世襲で、代々襲名した、

上月文子

別當職、祠官、目代、宮仕は、大に勢威を張た、殊に宮仕の諸坊の社僧が、社人、卽ち神人（ジンニン）を侮蔑したものである、祭會の時に、社僧が社人の列座する場所へ燈油を流して置いて、社人の淨衣が汚るゝのを興がつたり、社人が立て掛けておく榊を倒して興がつたりしたもので、社人は憤懣したが、如何ともすることが出來なかつたのである、本社の佛教關係の建築物は、いづれも由來があつたものである、當時その重なる物は、次の如くである、

夏堂　本社内陣の西に接して南面してゐた、
朝日觀音堂　本社の西側にあつて、南向三間四方の堂で、本尊十一面觀音を安置してあつた、この堂の別當が徳勝院である、
毘沙門堂　同所の南側にあつた、三間四方の堂で、一夜松で彫造した毘沙門天像が安置してあつた、
輪藏　南門を入つて西側にあつて、極めて壯麗なる建築物であつた、初め菅原道眞の筆の經卷を藏したものと傳へてゐる、當時應永年間の寫經が藏してあつた、この經藏は、大報恩寺の支配であつた、
辨天堂　輪藏の西にあつた、
法華三昧堂　東門を入つて南側にあつた、觀音、地藏、不動、愛染等が安置してあつた、
鐘樓　東門を入つて北側にあつて、極めて壯麗なる建築物であつた、
多寶塔　南門を入つて北側にあつて、大日如來等が安置してあつた、大報恩寺の支配であつた、
伴氏石塔　五輪塔である、鳥居前にあつた、世に忌明の塔と云つた、

二、維新時代の狀況、及び佛敎關係の圖像堂舍の處置、


北野天滿宮地圖

北野曼荼羅



北村耕司所藏

北野天滿宮の全境を密教の胎藏界曼荼羅の圖様に依りて圖示したるものなり、社殿の前に向つて右方の多寶塔は應永中の創建にかゝる、この圖の製作も蓋し應永當時を距ること遠からざる頃のものならん



元北野神社鐘樓

現在京都四條寺町大雲院



菅公妣大伴氏墓

京都北野神社現在觀音寺

慶應四年三月十七日、本社別當職曼殊院の事務政所が廢止せられ、祠官三家、目代、宮仕が皆復飾することゝなつた、當時宮仕の諸坊の住僧四十九人ありて、一時に復飾した、四月一日に淨衣を着用することゝなつた、乃ち祠官三家が正神主となり、社人が禰宜となり、宮仕が祝となつた、

同年八月五日に、臨時祭を行ひ、元の松梅院住持が正神主となり、祝詞を讀上げた、その祝詞に久しい間の佛教の穢れを除いて、神威を揚ぐることを賀してゐる、この一事で、祠官三家以下社僧等の態度が知らるゝのである、彼等の內、一人も自らこれを異まなかつたのである、

臨時祭祝詞

懸萬久毛畏岐績嶺經山城國葛野縣北野原之上津林爾鎮利座坐氏世々仕奉留天滿天神乃大前乎畏美畏美毛白久去志慶應丁卯乃年三津栗乃仲津秋乃今日迄波天皇我御命以氏進給比志臨時乃御祭爾行比奉利志儀式毛伊奈志故女志故女汚穢伎佛乃道毛氏仕奉志乎今年乃仲津秋乃今日乃活日乃足日爾玉智波布神乃正道爾清々志久改米氏捧持奉留宇豆乃幣帛乎机物爾置足波之氏山貴乃朝御食夕御食御酒乎毛備奉利氏稱辭竟奉狀乎平久安久聞食氏近護頃保比天下佐夜藝爾佐夜藝氏雞

加啼吾嬬乃國乃遠佐境近岐境爾荒比踈比猛久犯世流國賊等遠討幾多米給
天皇大御軍爾大神乃御稜威乎添氏出守護給故爾食國波天乃壁立極國乃退立限
青雲乃靄極白雲乃墜座向伏限利青海乃原波棹柁不干舟乃艫乃至留極嶋乃八十
嶋至迄爾狂者等乃住居所無撥平氣氏　天皇我大御代乎手長乃大御代止堅石
爾常石爾伊加之御代乃足之御代爾守護幸閉給氏比雨風順時五穀豐登氏天下乃公
民乎長久平久守護惠美福閉止神主正六位菅原朝臣資隆鹿自物膝折伏宇自物頭
根突拔氏恐美恐美毛白須

慶應四年八月五日

諸坊に、佛教關係の圖像等が多かつたが、住持が佛教の信仰がなかつたから、各自ら意に任せて賣却したものである、佛教に關係あるものは、先祖の位牌までも他所に持出し、後に紛失したので、今日に至り、先祖の法名等が、全く知られない狀況である、西ノ京の社人は、神事の時は、表に俗尼不淨の輩入る可からずと云ふ札を立てた、然し各家に佛檀があつて、當時それを破壞した者もなかつた、それで法體の社僧よりも、俗體の社人に、却て內心に佛教を信仰してゐる者があつた、これは寧ろ奇態であつた、

當時松梅院の家來堀井伊織、稻波啓太郞等が主となり、佛敎關係の圖像堂塔の撤却等の事に當つたものである、

本社內陣に、安置の足利義持奉納の御正體南鐐銀の十一面觀音像二面は、諏訪町通五條上ル木綿商人藤原源作と云ふ者が、古物商人某より買受け、職人に命じ破壞せんとしたが、職人が忽ち其手に激い痛疼を覺えたので、大に恐れて事止み、源作が後に小堂を造營して安置した、源作の沒後に、因幡藥師堂に寄附して安置することゝなつた、今現存してある、二面二體各丈一尺四寸六分、一貫四百六十目あると云ふ、同挾侍不動毘沙門の二面二體は、古物商人より展轉し、今知恩院の大方丈に安置してある、

佛舍利は丹波の常照寺の前住持魯山が讓り受けた、魯山は當時出水千本西へ入ル玉藏院に隱居してゐた、松梅院の家來稻波啓太郞が商人福井九一郞と云ふ者を介して、魯山に賣渡したのである、然し當時本社々務から寄附したことゝしたのである、今佛舍利は當時の關係文書と共に、常照寺に傳はつてある、(中略、明治二年十一月廿四日北野社務菅原資䧺、同廿五日常照皇寺魯山、同日常照皇事執事の證文を載せたり、下の北野佛舍利常照寺安置始末に同じ、)

朝日寺觀音堂は破壞し、本尊十一面觀音像は賣却した、今大和大路三條下ル淨土宗西願寺に傳はつてある、

輪藏は破壞し、一切經は千本松原新義眞言宗大報恩寺、卽ち千本の釋迦堂に持込んだもので、今現存してある、

鐘樓は賣却した、當時寺町四條下ル淨土宗大雲院に移轉建築し、今現存してある、島津忠廣の寄附した祇園社の鐘が同院に買取られたもので、今同院には、元の北野の鐘樓に、元の祇園の鐘が掛けられてある、

多寶塔は破壞して賣却した、然し擬寶珠は今本社の地主神社の階段の欄干に用ひられてゐる塔の一部である四天王の繪のある扉は、今葛野郡梅ヶ畠村眞言宗地藏院(椿寺)の地藏堂の後の扉に用ひられてある、塔に安置しあつた大日如來像は、今六軒町今出川上ル淨土宗親緣寺に傳はつてある、

松梅院に安置の十一面觀音の木像一體は、妙心寺塔頭金台寺に賣渡された、代金厨子戸帳共十五兩であつたと云ふ、今その木像は、當時の關係文書と共に金台寺に傳はつてある、

菅公御自作觀音尊像　壹體

右尊像當家に往古より護持仕來候處、今般御一新ニ付、貴寺に相讓り申候、爲後鑑、
依而添書如件、

明治元戊辰年十二月朔日　　北野社々務吉見從五位資隆
□　□

鳳臺院盈宗殿

右大正十一年八月北野神社ニ出張滯留シテ調査ス　　鷲尾順敬

北野佛舍利常照寺安置始末

羽根田文明氏報

菅公御襟懸守護佛舍利ヲ常照皇寺ニ拜請セル奇緣

當山二十世魯山和尙日誌

一明治二年己巳十一月四日夜ノ夢ニ、衣冠正シ御裝束シ、白馬ニ乘リ來リ、下乘シテ方丈ニ昇ル、魯山會シテ後チ、御山陵(開山法皇、後花園法皇、後土御門法皇御三陵也)

導キ參拜シテ、共ニ下、階下ニ守衞三四人太刀ヲ前ニ置テ、低頭スルヲ見テ夢醒ム、

一翌五日、洛西ノ閑夢庵ヨリ魯山ノ本師華堂和尚ノ齋會ノ通知アリ、

一七日、魯山出京ス、出水千本玉藏院ニ着ス、此白黑田西嘉左衞門正富（隣村ノ者當寺ノ世話人御陵官ヲ勤ム）來會ス、（中略）院主月耕和尚魯山和尚正富氏三人閑夢庵ニ行ク、同庵席上ニテ、月耕和尚話中ニ、此ノ度北野天神本社內陣神體佛舍利ヲ、昨年維新ニ付、官令ニ依リ、神佛隔離スル旨ニテ、彼ノ佛舍利ハ他ニ移スコトニ決定ス云々ノ話アリ、

一八日、同齋會席上ニテ、又佛舍利ノ話シ出ス、隨喜セル各老和尚佛舍利ノ靈驗ヲ話シタレハ、魯山和尚心中ニ思ヘラク、何ントカ我カ寺ニ拜請スルコト、然シ多少ノ冥加金ヲ要スルコトナレハト案シ、私カニ正富氏ヲ別室ニ喚ヒ、佛舍利拜請云々ヲ述ヘタレバ、正富氏モ舍利ノ功德ヲ聽キ、初メテ知リ、金員ノ儀ハ拙者取リ計フコトニスルト同意ス、和尚歡喜シテ、

一九日、早速ニ魯山和尚月耕和尚正富氏三人ニテ北野社ニ詣シ、松梅院ニ到ル、稻波氏（氏ハ院ノ執事）會見シテ、佛舍利ヲ常照皇寺ニ拜請致シ度キ旨申シ込ミタリ、（中略）快諾シテ讓與ノ儀式ヲモ執行シ、來ル二十六日ニ拜請スル約ニテ退出ス、

一十日、魯山下京眞下金七（和尚緣者）宅ニ行ク、昨日天滿宮靈寶佛舍利ヲ我カ寺ニ拜

請スルコトヲ話シタレハ、主人曰ク、奇ナルカナ拙者昨日例年ノ通リ、拙宅ニテ二十五日御火燒祭ヲスルニ付、買物ニ出テシ處、圖ラスモ途上ニテ天神樣ノ御姿ノ鑄錢一文ヲ拾ヒ得タリトテ、出シテ示シ、餘リ奇瑞ノコトニテ、御結緣ノ爲メ之レヲ御寺ニ寄附セント、歡ンテ、受納ス、（某人曰ク、天神御姿錢ハ、昔シ北野神社御創建ノ時上棟ノマキ錢ナリト、千年前古錢也）（中略）

一十五日、玉藏院月耕和尚、北野松梅院ニ行キ、社務宮司資隆公ニ會シテ、拜請申ス、佛舍利ハ賣却ノ品ニアラス、常照皇寺ヘ寄附ノ被下コトナレハ、恐レ乍ラ、後證ノ爲メ寄附狀一通御認メ被下度ト申セハ、資隆公直チニ左ノ通リ、

一當社傳來ノ佛舍利從來內陣ニ納在之處、今般御一新ニ付被廢、然ルニ貴寺仍懇望、右佛舍利並ニ分粒金塔共寄附候、仍爲後證如件、

明治二己巳年十一月十五日

北野社々務從五位菅原朝臣資隆㊞

常照皇寺魯山殿

一十六日、長州某寺ヨリ、御冥加金五百兩献納スル故、此ノ方ヘ拜請申シ度ト、昨日先約ナレハ變更シ難シト、以後各方面ヨリ交涉アリタル樣子、萬事好都合ニ運ヒタルハ、實ニ不思議ト云フ外ナシ、

拜請狀及御冥加金納附之證

一今般御一新ニ付、天滿宮御在世御襟掛ノ佛舍利並ニ御分粒金塔共預御寄附、法悅之至令拜納候、尙於當山永御供養可仕候、仍而後證如件、

明治二己巳年十一月二十五日　常照皇寺魯山　花押

松梅院殿

覺

一金券貳百五十兩也

右者今般

天滿宮御襟掛ケノ佛舍利並分粒金塔共預御寄附候ニ付、乍聊冥加料奉献納候、仍而后證如件、

明治二年十一月廿五日　常照皇寺執事

松梅院殿御執事

拜請之日　奇瑞

二十六日、夙曉忽チ雷霆天ヲ轟カシ、霹靂地ヲ動カシ、大雨來リ凄マシキコト言ンカタナシ、良少時シテ雨歇ミ雲收リ、一天拭フガ如キ晴朗ノ日トナル、近日稀ナル暖カ

ナルコト秋ノ如シ、(此ノ頃陰暦ナリ)(中略)

佛舍利ハ御迎ノ諸員、早朝ヨリ北野ニ集リ、金塔ヲ御輿ニ移シ奉リ、卯ノ上刻御輿ハ御廟ヲ辭シ、御出門(中略)申ノ半刻頃、御着山、大方丈ニ奉安シ、香花百味ヲ供シ御晋山ノ式ヲ嚴修ス、

奉迎參拜者堂ノ内外立錐ノ地ヲ見ズ、魯山和尙香語、

北野明君威德力　無量設利現精神　不是叡山尊意作　聖功佛勅盡微塵

恭惟北野天滿大自在天神維天維地其祇其神　原是五粒信心流成三千刹界　永絕凡俗寧隨沈淪

克當北野甚籍　使爲北丹家珍

正與麼時沈香子出來、云、休々如上閑言長語、猶是愁殺別人、吾有向上一句子、代儞指陳去、

月從雪後皆奇夜、天到梅邊有別春、通播九拜

式終リ參者下山ノ頃、朝雨天地ヲ淨シテ直ニ晴レ、暖日春ノ如キ日モ、夕景ヨリ又寒風俄カニ落天朦々トシテ、雪ノ翩々タルヲ見ル、刻々激甚ナリ、人皆奇異ヲ呼ヒ、之レゾ天神ノ靈用ナルカ、

初雪ノ事

一夜ノ降雪朝尺三寸ニ及フ、此ノ地本年初雪ナリ、傳聞クニ、往昔北野右近ノ馬場ニ一株老松アリ、影向ノ松ト稱ス、(今尙遺跡一松アリ)御廟ヲ造營セシ頃、冬時初雪ノ曉、此ノ佛舍利遠ク筑ノ太宰府ヨリ此ノ北野飛來シテ、彼ノ松ケ枝ニケル(マヽ)トナン、今ニ至ルマテ、此ノ由緒ヲ以テ毎年彼ノ松ニ初雪ノカヽル時ハ、初雪ノ神事トテ、御社ノ者松ノ周圍ヲ千度イタシ、午後宮士共歌會ヲ設クルコト九百餘年例典ナリト、然ルニ其佛舍利當山ニ移ラセ玉フヤ、此ノ奇瑞ヲ神靈顯然タル、實讚嘆ノ至ナリ、(以下略)

開山法皇ト菅公ノ因緣

當山開祖北朝光嚴法皇ニシテ、大宋國徑山無準師範禪師御再來ナリト稱シテ、天龍(山脫カ)開夢窓國師ヨリ、無範大和尙ト尊號ヲ奉ラル、昔日菅公御薨去ノ後チ、筑前博多承天寺開山、聖一國師ノ禪室ニ現レ、國師ニ問法玉クハ、國師示スニ禪機ヲ以テス、尙ヲ奥儀ヲ究メンセハ、我カ師ナル大宋國徑山無準禪師ノ下ニ到リ玉ヘト、菅公卽チ徑山無準禪師ノ室ニ入リ梅花一枝ヲ携ヘ、忽焉ト顯レ玉ヘリ、禪師アヤシミテ問ケルニ、菅公梅花ヲ示シ、一首ノ和歌ヲ詠シ玉フ、

カラコロモオラテ北野ノ神ソトハ袖ニモチタル梅ニテモシレ

禪師スナハチ日域ノ菅神ナルコトヲ知、禪法ヲ示サル、菅公忽チ妙旨ヲ悟リ玉ヘハ、

禪師一偈ヲ以テ、傳法ノ信ヲ表ス、
　天下梅花主、扶桑文字祖、那箇正法眼、雲門答曰普、
菅公拜謝シ、后再ヒ聖一國師ノ室ニ現レ、袈裟嚢ヲ指一偈ヲ唱ヘ玉フ、
　手裡梅花腋下嚢、不離安樂現南方、徑山衣法親傳受、何用時々仰彼蒼、
國師ト御物語リアリシトナン、惟レハ當山開山無範大和尚ハ、無準師範禪師ノ再來ニシテ、當時法衣傳承アリ、菅神トハ法縁淺カラス實ニ奇異ノ事ト申スナリ、(下略)

北野社堂舍佛像處分史料

〔北野松梅院文書〕三

奉願口上書

一天穗日命、并淸公是善兩卿當社之根元ニ被爲有候義ニ付、古來本社ニ右三公之神靈勸請仕來候義ニ御座候、然處御一新ニ而諸堂廢佛仕候ニ付而者、此度神靈當社權殿に引移勸請仕度奉存候、左候得者、神慮ニも被爲相叶候義と奉存候ニ付、此段奉願候、

一右權殿之義者、是迄諸佛安置有之候處、此度廢止候ニ付而者、右權殿取繕勸請遷座仕度志願ニ御座候、
一野見宿禰社往古森地之內建立御座候處、經年數及破壞取疊、末社之內相殿ニ相成來候處、右同樣再興仕度、則社內ニ空殿御座候ニ付取繕、此度勸請仕度奉存候、
一豐太閤之義者、當社格別御崇敬被爲有、殊更御願ニ而秀賴公御代當社御再興御造營在之、依之
太閤神靈勸請仕、小社一宇建立仕候處、其後及大破、末社之內ニ相殿ニ相成在之候義ニ御座候、是亦前同樣再興仕、小社一宇建立仕度奉存候、
一右社之舊地御座候得共、此度鐘樓堂取拂右跡に取建申度奉存候、
右之通夫々引移勸請仕度、　御一新ニ而諸堂追々廢止候ニ付而者、都而淸潔ニ仕度奉存候ニ付、依而此段奉願上候、以上、

午四月

北野社務
吉見隆永㊞
吉見資鎭㊞
吉見資隆㊞

神祇官
御役所
共採用
五ヶ條難相成事

覺

一當社内ニ是迄安置有之候毘沙門天像壹體、今般御一新ニ付、上京廿八番組附屬塔之段毘沙門町南半丁中江相讓り申候間、此段御届奉申上候、以上、

庚午六月廿日　北野一社惣代
堀井伊織㊞

京都御政府

市中江新規佛像安置之儀ハ停止ニ付難聞届段、塔之段毘沙門町南半町丁分へ申渡候條可得其意事、

覺

一今般御社内ニ御座候鐘樓堂、當山江御讓ニ相成、忝次第候、依之聊爲冥賀(加)金百兩御

寄附申候間、御收納可被下候、以上、

京極四條

大雲院㊞

闔山惣代

是住院㊞

南昌院㊞

信養院㊞

明治三年庚午十二月

北野社

御評定所

秋葉寺廢毀の顚末

△△△△氏談

此の記事は明治維新當時、自身秋葉寺に在りて、同寺の廢毀事件中の人となり、その廢毀に反對して、一時獄中に繫がれし某氏の親しく物語りたるものなるが、同氏はその署名を好まれざるに由り、姑く匿名にて揭載することゝしたり、讀者之を諒せよ、

秋葉は行基の草創の地で、本尊は聖觀音である、此觀音は杉の木像で、その後光には、和銅の銘が彫刻せられてあつたが、後安政の火災の時、後光丈燒けて、今のは京都の佛師の製作に係るものである、さうして、宗旨は眞言であつて、寺名を靈雲院と曰うた、大同年間、嵯峨天皇から御詠の歌を賜はりました、歌の上の句は忘れましたが、その下の句は「秋葉の山に色つくて見え」と云ふのであつた、それから秋葉寺と名け、山を大洞と號しました、卽ち大洞山秋葉寺です、その頃山に將軍地藏の木像がありましたが、之が後に變じて、秋葉三尺坊となりました、卽ち秋葉權現であります、當時

寺の住持は眞言宗の僧がして居りましたが、別に三十六ヶ寺の宿坊がありまして、そこには修驗者が住し、毎月輪番で當寺に勤め、護摩丈は修驗者の專任となつてゐました、織田信長の時代には、義法證仁といふ人が住持し、以後暫く三十六坊の輪番となり、永祿年間に至りて、森林光幡といふ人が、可睡齋から入て住持となりました、是れから當寺は曹洞宗となつたのです、その頃、徳川家康と武田信玄とが戰爭しまして、家康が當寺に匿まはれ、證仁の世話になりました因緣から、家康から四十八石の御朱印地及び境内諸役免許せらるべしといふ恩典に預かつた、卽ち永祿の御墨附と曰ひましたのはこれであります、此時三十六坊の修驗者等は、此御朱印を奪はうとしましたから、證仁は之を可睡齋なる師の許に預けましたが、その後、實權は全く三十六坊の手に歸してしまつたのです、後三代將軍の時に至りまして、可睡齋で虫干の時に之を見出しましたので、時の可睡の役僧運達が、之を遠州中泉の代官今宮金兵衞へ出訴に及んだのです、時に三十六坊の頭分に、二諦坊、鳳閣寺、叶坊と云ふ三坊がありまして、辯疏に勉めましたから、議論が容易に決せられんでした、由つて代官は遂に之を公議に持出しまして、その裁決を仰いだのです、然るに公議では、可睡齋の方を證據物件不十分であると云ふ角で、敗訴に歸しました、そこで運達は非

常に口惜しがりて、公議で大聲を發して、號泣しました、何故號泣するかと役人が尋ねました所、運達は此證據が僅か三代で反古になるのを泣くと言ひました、それで此時御八判と申す判決の申渡狀、卽ち宣告狀を代官の今室に宛てゝ下されました、この宣告狀の意味は大略下の樣です、

「二諦坊、鳳閣寺、叶房、秋葉寺出入の儀に付き、上聞に達し候處、光幡住持の時の如く、秋葉寺寺僧中へ申達せらるべき者也」御八判と申しましたのは、當時幕府の公文書には、大老以下八人の連署があつたからです、但し此の文書は、維新の當時の瓦解の際に、濱松縣廳で燒棄しました、併しこの訴訟は一旦敗訴になりましたものが、運達の爲めに復轉覆せられましたから、その恩讎は一に運達に在るのです、それで運達は、歸路つひに箱根で、或る凶手の爲めに、銃丸で一擊の下に斃されました、これは修驗者の爲めに擊たれたのだと、人が言ひ傳へてをります、多分さ樣でありましやう。運達の弟子に黃梅巖宿といふ人がありまして、秋葉の第三代の席を繼ぎ、この人が、大に當寺を整理しました、それ以後三十六坊は次第に減じて、竟にその半分卽ち十八坊となりました、此の中叶坊といふのが、今の濱松の高町に、秋葉の分身を建立しまして、慶應三年十二月二十七日、朝廷に請ひて、正一位を賜はり、自分は還俗して神

宮となりました、卽ち今の濱松の秋葉と曰ふのが是れです、是れが抑も秋葉寺を滅亡せしむるに至る禍因となつたのです、

却說前に戾りまして、秋葉山は後桃園天皇の御信仰が厚く、安永年間勅願寺たるべき御綸旨を、時の住持任梁に下され、且つ任梁に參內を申附けられました、綸旨の文の大要は、「秋葉權現は、當山出現の處、比類なき也、因みに御崇信他に異なるを以て、永く勅願たるべき事、天氣に依て執達如件」といふやうでした、同時に麴塵の御袍を拜領して以來、代々住持の參內を許され、先帝の時迄、この例を行つて居りました、又當時九條公の猶子となり、菊桐の御紋を拜領する外、九條家の紋を用ゐてゐました、それから任梁の參內の時、西山の寶鏡寺といふ尼寺に立寄りまして、尼寺の住持德巖といふ尼宮から、「秋葉大權現」といふ額を賜りました、この額の裏に「應任梁需」と書し、又明に「德巖比丘尼」と書いてありますから、之を從來勅額だと言ひ傳へましたのは、大なる誤謬であります、

此の頃より、當山から年に三度、正、五、九の三月に御所へ献上物を致しました、正月は御札でありますし、五月は花、九月は椎茸を献上したのです、此の御返禮に、陛下から下さつた物を御撫物と稱しました、之は小さき箱でありまして、何重にもなつて

ゐまして、嚴密に封がしてあり、何人も之を見ることが出來ないのである所から、この名がありました、外部は金蘭の袱紗で包み、別に「秋葉山」と書ける札を立てゝ、京都から秋葉迄持つて來たものです、秋葉からは、唯僅に二人丈行つたものですが、勅願所の威光で、道中、下に〳〵を行つて來ました、諸大名は之に逢ふと、皆平伏したものです、この物を山に持つて歸りますと、その眞物は藏に秘して置きまして、その代はりの物を本殿に安置しまして、之に向つて御祈禱をしました、但しこの物は、維新の際卽ち明治四年頃でしたでしやう、朝廷へ返上しまして、返上しきりとなつてゐます、

秋葉寺と秋葉權現及びその修驗坊との關係は、已上陳べ來つた中に於て、知る事が出來ますが、明治初年、神祇省から神佛分離の令が下りました時、藩令を以て神佛何れになるかを調査致させました時に、十八坊の中六ケ寺は、權現を以て神と申立て。己等は還俗して神官となり、秋葉寺を廢毀せようとしました、然るに餘の十二ケ寺は、飽迄之を佛と申開きましたので、遂に六ケ寺の主張は成立ませんでした、そこで六ケ寺は山を下りまして、他へ逐電しました、因つてこれを脫走法師と申します、明治五年、濱松縣廳が出來まして、突然縣令を以て秋葉寺に達しがありました、時の

縣令は林厚德といふ人でしたが、別に特にその人に主義方針があつた譯ではありませんこの人は後に京橋區の區長となられました、兎に角その達は意外なものでありました、卽ちその大略はかうです、「秋葉權現儀、慶應三卯年十二月廿七日、神階正一位を授けられ候事故、今般秋葉神社と稱し、佛具佛器を取拂ひ、神職にて進退致すべき事」誠に意外です、秋葉は嘗て正一位なんぞの神階を受けた事はありません、之は全く先きの叶坊に依て建てられました濱松の秋葉の神階です、恐らくこの縣廳の裏には、叶坊などの徒輩が居りまして、斯くの如き亂暴な達しを下したものでしやう、然るに情け無いことには、當時秋葉寺の僧は、一も二もなく之を御受して仕舞つたのです、それから私共は、それは以つての外の事であると致しまして、書類も澤山出しましたが、旣に受けて仕舞つてからの事でもありまするから、之を回復するには非常な骨折でした、亦縣でも多く之を受理しませんでした、乍併此の達は、秋葉寺の受くべき理由は、毫頭ありませんから、之には到底服しませんでした、そこで縣廳では、更に第二の理由を以つて、之を廢しました、之は卽ち無祿、無檀、無住の寺院は廢すべしと云ふ敎部省の布達であります、

秋葉寺は勿論、從來檀中といふものは一軒もありません、亦彼の御朱印も上地せら

れます、加之、明治五年八月十七日住持舜瑞の寂後は、後住撰定中といふので、實際は住持の寺務を取つて居りましても、之を發表致しませんでした、然るにその年十一月十五十六兩日の大祭に際しまして、彼の六ヶ寺の脱走法師たる修驗が、何處で拵へて來たのか、鏡や矛を擔いで登山し、神職を申し附かつたと言うて來り、同時に又縣から遠江の官幣社小國神社の宮司に、秋葉神社の再務を申附けましたので、兩者相依つて、祭禮の執行をその手に奪はうとした、然るに秋葉寺では、先きに縣廳へ差出した書面に對する辭令が下がりませんから、斷然之を排斥しました、そこで舊修驗と脱走修驗とが、山上で一大衝突を致しまして、到頭脱走修驗は、山上から追ひ下されてしまひました、そこでこの六ヶ寺の修驗は、之を濱松縣廳へ訴へ出で、同時に中泉の八幡の神主の大場重光といふ人が、縣へ申し出まして、秋葉の僧侶等は、寺の住持を毒殺して、横暴を極めて居ると讒訴しました、それで縣廳は、僧侶として有るまじき不屆の所行として、清水笑柔、兒玉素欽、加藤玉音の三人を捕縛して、牢屋に投じ、後又溝口正保をも喚び出して、入牢させた、正保は舜瑞の弟子であります、舜瑞を毒殺した毒は、私が盛つたと言うたのです、其の外或は入獄し、或は禁錮せられました、それから翌年三月迄は、何等の取調もありませんでした、斯樣に入獄禁錮せられ

ました留守に、縣廳は可睡齋の住持林玄齡を喚出し、無祿、無檀、無住の寺は廢寺すと言うて、到頭秋葉寺を廢しました、佛像、佛具、三尺坊も皆其の時可睡齋へ持つて行きまして、現に觀音地藏などの佛像は殘存して居ります、何をいうても、縣で理非曲直の如何を問はず、當時敎部省から達しました「根源云々を問ふに及ばす、衆人神を以て稱すれば、神を以て祭るを可なりとす」といふ意味の公案を以て盾として、單に佛寺を廢すと云ふ意氣から出て居るのですから、仕樣がありません、秋葉は斯くの如くにして、明治維新當時全く廢滅しました、

斯樣に廢寺しましてから、吾々をも喚出しまして、秋葉寺の廢寺を申渡し、何れも無罪放免となりました、誠に偏突もないものです、要するに、何か理窟でも言ひさうな面倒なものは、皆一時閉塞したに過ぎなかつたのです、誠に亂暴も極つて居りました、此の時の裁判官は、吉川唯彥と云ふ人で、當時の所謂十三等出仕でした、それから吾々を牢に入れたのは、木村重義と云ひ、十一等出仕であり、後熊本の判事となりました、要するに當時の廢寺には、是等の三氏及び先きの神主大場氏などが、主腦となつてゐました、まあこれ等の人は平田派の國學者の方でせう、

秋葉の書類で、可睡齋に在つたものは、悉皆近重氏の手に渡りて、その行方を失ひま

した、恐らく盡く燒棄せられたものでせう、

秋葉寺の廢毀と共に、所謂神社なる權現も、消滅に歸して、一網打盡となつたのですが、その後秋葉神社は、火穴具土尊（ホノカグツチノミコト）と云ふを神體と崇めまして、秋葉神社と號しました、之は亦近重氏の唱道に成つたものです、初めは鄉社でしたが、今は確か縣社に昇つてゐるやうです、

秋葉寺も亦明治十三年に再興しました

（明治四十五年七月八日發行佛教史學第二編第四號所載）

秋葉山神佛分離事件調書

高柳光壽氏報

一、分離經過の大要

秋葉山の神佛分離事件は、他に於けるそれよりも、餘程複雜して居る樣である、從つて以下述ぶるところもまた了解し難い點が少くないだらうと思はれるので、先づ經過の大要を記して、大體の概念を得て置いて戴きたいと思ふ、

明治元年神佛分離令が發布になると、秋葉山にも復飾の命令があつた、然るに一山の僧侶達は復飾を厭うて、これが延期を計つて居る中に、かねて僧侶達と快くなかつたところの修驗の一派實相院以下の六箇院——勿論これ等は秋葉山附屬の修驗であつた——が復飾を願ひ出でゝ、秋葉山を以て神社なりと主張し、早く分離を實行せんことを、神祇官へ出訴に及んだところが、僧侶達は秋葉山を以て寺院なりと主張して、これに反對し、種々紛糾を重ねた後、明治五年になつて、神祇省の處分の下に、秋葉山は神社となり、秋葉寺は廢寺となつて、濱松の官吏が秋葉山へ出張して、佛體佛具等佛教關係の諸物品は、悉くこれを秋葉山の支配をして居た可睡齋——江戸時代に於て、駿遠參三ケ國の曹洞宗僧錄司であつたところの——へ遷して、分離といふ事件だけは結末を告げたのであるが、僧侶達は固よりこれに滿足せず、其後種々運動の結果明治十三年に至つて、遂に秋葉寺の再建となり、其の後秋葉寺は更に宮林拂下問題によつて、久しき間秋葉神社と相爭ひ、大正元年の控訴院判決によつて、秋葉寺の敗訴となり、秋葉山に於ける神佛の爭ひは表面上一先づ終熄を見るに至つたのであるが、兩者の反目は現在に至つてなほ繼續して居ると見られるのである、

二、分離發令以前の狀況

（イ）沿革

秋葉山の緣起沿革等に就いては、最近の發見にかゝる可睡齋文書以外に信用するに足る程のものはない、可睡齋文書といへども、秋葉寺が可睡齋の支配の下に置かれる樣になつた時の、可睡齋から幕府への上訴文、幷びにその時の幕府の秋葉大權現は可睡齋の支配たるべしといふ裁許狀以外には何にもない、故に秋葉山の沿革に關する、信ずべき記錄は全くないというても差支ない狀態であつて、現今沿革として世に出て居るものは、明治元年神佛分離發令の以後に於いて、神社側は神社として好都合なる沿革を述べ、寺院側は寺院として好都合なる歷史を飾つて居るに過ぎない、而して分離發令以前に於ける記錄としては、遠江風土記傳、東海道名所圖繪の如きの類がないではないけれども、然もその記事は餘りに簡單であり、また信ずべく餘りに荒唐である、故に余は左に神社側幷びに寺院側の主張して、以て緣起沿革なりとするところの大要を揭げるに止めたいと思ふ、

神社側の手に成りし緣起沿革としては「秋葉みやけ」及び「靜岡縣下遠江國周智郡犬居村正一位秋葉神社略圖」に載せてあるもの、及び「當社略史壹」と題するものゝ中

に收めてある明治六年三月二十八日――神佛分離實行後に於ける第一回祭典日――の「改正神事祝詞」及び、同時の「賀秋葉神社改正贈近重八潤彥歌、小國重友」に見えて居るのであるが、これらは何れも、秋葉山の祭神は火之迦具土神であつて、往古からこの山に鎭座ましまして居る、或は和銅二年十一月十六日に鎭座とも傳へられて居る、秋葉の御山に鎭まりませるによつて秋葉の大神と申す、古くは岐氣ノ保の神とも稱した、今の周智磐田兩郡の北部、卽ち天龍川の峽谷方十里許の地は、古の山香郡の地であつて、和名抄山香郡の下に、大峯・岐階・與利・氣多等の鄕名が見えて居るがこの中の岐階の階は陛の誤りで、きべと訓むべきであつて、後その頭に「あ」の一母音を加へて「あきへ」となり、終に「あきは」に移つたのであつて、今の秋葉は古の岐陛の地に當り、岐氣保の神とは、岐陛の鄕に鎭ります火ほの神といふ意味である、三代實錄貞觀十六年五月十日の條に遠江國正六位上岐氣保神に從五位下を授くとあるもの、卽ちこれである、爾來神威赫々民靈驗を蒙るもの漸く多く、降りて慶應三年十二月二十七日に至り正一位を授けられて、以て今日に至つたのである、中頃佛敎の勢力猖獗にして、一時佛徒の冒すところとなつたのは遺憾であるといつて居る、

寺院側の手に成りし緣起沿革としては秋葉寺の手に成つたものでは「秋葉寺書

上」及び「秋葉山秋葉寺略緣起」があり、可睡齋の手に成つたものでは「遠州秋葉總本殿可睡齋緣起」がある、秋葉寺と可睡齋とは現今なほ犬猿の間柄であるが爲めに、そのいふところもまた反するが如くであるけれども、その秋葉山を以て、佛寺なりとする點に至つては、共に利を同うするを以て、殆同樣であるといつてよい、卽曰く、秋葉山は行基菩薩開創の古道場であつて、菩薩自ら彫刻するところの聖觀世音菩薩・十一面觀世音菩薩・將軍地藏尊及び四天王等を奉祀するところである、而して、三尺坊威德大權現は觀世音菩薩の應身なるを以て、行基菩薩自彫の觀世音菩薩の靈像あるを幸として、迹を此山に垂れたのであるが、無碍の神通、無量の慈悲、歸依する者甚だ多く、寺號を靈雲院といひ、大洞山秋葉寺と號し、遂には後桃園天皇の勅願所となり、以て我國屈指の道場となつたのであるといつて居る、

なほ、分離の際靜岡藩に於て調査した秋葉山の沿革があるけれども、これは後段に至つて述べることゝする、

(ロ)秋葉山と可睡齋との關係

秋葉山と可睡齋との關係は、神佛分離には直接の關係なきを以て、極めて簡單に述べて置く、詳細は可睡齋文書によりて知悉せられむことを望む、

兩者の關係は寛永年間から始まる、可睡齋方のいふところによれば、寛永年間に修驗者等相謀りて、秋葉山を横奪し以て己れの流派に屬せしめんとした、然るに、時の秋葉山住持光幡なる者これを憂へて、可睡齋十五世雲達の援助を得て、幕府の裁決を仰ぎ、遂に利運となり、以後秋葉山は可睡齋の末寺となり、可睡齋を以て開山と仰ぎ、雲達を以てその二世とし、爾來傳燈連綿として、以て今日に及んで居るといつて居る、併しながらこれはそのまゝには受取り兼ねるのである、このことに就いては、秋葉寺前住職鴻春倪氏すら、秋葉寺は元眞言宗の僧が住持をして居り、別に三十六ヶ寺の宿坊があつて、これには修驗者が住し、毎月輪番で當寺に勤め、護摩だけは修驗者の專任となつて居り、永祿年間に至り、可睡齋より、森林光幡の入りて住持となるに及んで、初めて曹洞宗になつたといひ、更にまた眞言僧義法證仁の住持たりし頃、家康より四十八石の寺領及び境內諸役免許の判物を與へられたところ、三十六坊の修驗等これを奪はんとしたるが爲めに、證仁はこれを可睡齋に預け置きたるに、後寛永年間に至り、可睡齋に於いて虫干の節これを見出し、時の役僧道中雲達の手によりて、秋葉山三十六坊の頭分二諦坊・鳳閣寺・叶坊等を被告として幕府に訴へ、遂に利運を得たといはれて居る、併しながら更に我等の推測を逞うせしむ

るならば、可睡齋に於いて虫干の節見出したといふ所謂永祿の御墨付なるものに疑を掛けざるを得ない、秋葉山が永祿元龜の頃に於いて、眞言修驗の道場であつたことは、上杉文書に元龜元年德川家康から上杉謙信へ宛てた書狀の中に秋葉山叶坊を使者として遣はして居ることが見へることによつて明である、さもあれ可睡齋は寬永年間に至つて秋葉山を以てその支配の下に置くことを得、二諦坊と叶坊とは去つて、各々別々に秋葉山の分身をば濱松に建立することゝなり、爾來三十六坊は漸次減少して、遂に十八坊、一說十七ヶ院)となつたのである、而して濱松に分立したる叶坊は、分離の際に於いて、再び秋葉山紛擾の渦中に卷き込まれるといふことになるのである、

（八）分離以前に於ける職制と分離當時の人物

分離以前の秋葉山の職員は、これを僧侶、修驗、禰宜の三類に大別し得ると思ふ、僧侶が一山の中心として權力を擅にしたことは勿論である、長官を別當といひ一山を總轄す、下に役寮一人あり、諸國の信徒を扱ひ、札場を監督す、人望あるものを選べり、維那は法務を取り學識あるものを任ず、會計を管理するものに知庫あり、外客に應對する者に知客あり、以下僧衆百人を下らず、常に旅僧數十人を養つて居た

といふ、分離當時の役寮の一人客輸永源寺の住職溝口昌保は、住職舜瑞の弟子で、當時公事の名人と稱せられた程で、寺院方として最も奮闘した人である、五六年前まで永源寺の住職として、生存して居たとのことである、

修驗方は分離當時は十七箇院あつたといふ、――これは秋葉神社社司河村儀平治氏及び山麓領家村の老人栗田榮太郎氏の談、但し秋葉寺前住職鴻春倪氏は十八箇坊なりしといふ――修驗はまた法印ともいつた、山麓に住し――犬居村には五箇院ありし由――居宅は何れも寺院建築として、某々院、何々院と稱し、平常製札配札に從事し、生活は至極安定であり中流以上の尊敬を受け居りし由である、余は建築物その他屋敷及び奉仕の佛神に就いて調査せんと欲したけれども、今は何れも破壞せられて、普通の農家となつて居る由であつたので、遺憾ながら精査を得なかつた、而して分離當時には、この十七箇院の中、六箇院が、復飾を願出で、還俗して僧侶方と對抗し、遂に僧侶の勢力を一掃し得たのである、勿論その成功は、彼等の智謀才能手腕によつたのではなく、官權の保護と他の有力なる援助とによつたのであつて、六箇院以外の十一箇院は當時紛擾の際に袖手傍觀全く何事をもしなかつたのである、六箇院の行動は、寛永當時の復仇とも、また平生の壓迫に對する反感とも見

られないことはない、その六箇院といふのは、左の如くである、

實相院　當時修驗十七箇院の頭領で、還俗して吉澤齡一郎といひ、分離後秋葉神社々部となり、長く勤續し、正直の人なりし由である、

正全院　還俗して柳澤淸といひ、分離後は秋葉神社の講中の組織を擔任し、實直の人であつた由、

妙壽院　還俗して吉澤民次郎といひ、分離後一時神社と關係したるも、後他の營業に從事したる由、民次郎の父は、主鈴といひ、齡一郎と共に訴訟事件に盡力するところ甚大であつた由、

正存院　柳澤勝彌、一時神社に關係したるも、後他の營業に從事す、

正壽院　山崎啓、同上、

寶藏院　坪内龜太郎、同上、

禰宜はこの地方では禰宜家(ねぎや)といつて居る、市川、西尾、羽入、厚山、藤澤の諸家ありて、山麓小川村(市川)大居村(西尾・羽生)平山村・氣多村に住し、平生は各村落の神社に奉仕し、農業を營み、祭禮に當つて秋葉山に登り、火の舞、劍の舞、弓の舞、湯立、其他神事に奉仕し、祭禮の時は勿論、時々秋葉山より相當の手當があり、生活は修驗には及ばなか

つたけれども、まだ容易であつたとのことである、分離當時には傍觀の態度を取つて居たといふことである、

三、　秋葉山は神社なりしや佛寺なりしや

明治維新以前の秋葉山は神社であつたか、それとも佛寺であつたか、一寸言明し兼ねる樣な狀態にあつた、これがこの山の分離事件をして、紛糾に重ぬるに紛糾を以てし、擾亂に重ぬるに擾亂を以てした所以であると思ふ、

分離の狀況を述ぶるに先つて、この點を明にして置きたいと思ふ、

第一は神體幷びに本尊の問題であるが、維新以前この山に神體のなかつたことは明瞭であつて、諸記錄――分離の際神社であると主張した人々の書上げにも、このことは記されて居ない、然るに佛寺としての本尊としては、聖觀音があつた、この聖觀音は佛寺であると主張する人々の說によれば、行基菩薩自作の杉の木像で、その光背には和銅の銘があつたと傳へて居る、この聖觀音は後安政の火災に光背が燒けて、現今のそれは京都の佛師の作るところであるといつて居る、そしてこの本尊は、明治六年に可睡齋に遷され、更に明治十三年現今の秋葉寺再建――秋葉にては再建と稱し居れり、――の時に秋葉寺に安置せられた、余が秋葉寺に出張の際、こ

の佛像を拜せんことを求めたけれども、許されなかつた、
元來秋葉山は其の長官を別當とはいつて居るが、神社があつて、その神社の別當寺があつたのではない樣である、從つて、この佛像は別當寺の本尊ではなく、實に秋葉山の本殿――本堂の本尊であつたのである、然らば秋葉山は佛寺であつたのではないかといはれ得る樣であるが、さう簡單に型付けることは出來ない、何となれば、この佛像は單に本地佛に過ぎなかつたかも知れないからである、但しこの聖觀音が本地佛であつたといふ記錄は、管見を以てしては見當らないのである、
第二は祭神の名が記錄に見えるや否やといふことであるが、これまた管見を以てしては、維新以前の記錄には遠江風土記傳の外所見がない、一體維新以前の秋葉山は僧徒全盛の地であつて、記錄もまた殆ど全部それら僧徒の手に成つたといふてもよい程である、然もその記錄すら現在には紛失して居るのであるから祭神の名が見えぬのは當然であるかも知れない、神職であつてその奉仕するところの神社の祭神をすら知らぬ者の多かつたことは、諸書に散見するところである、たゞ分離の際秋葉山を以て神社であると主張した人々は遠江風土記傳の說を襲ひ、火迦具土神を以て、その祭神に當て、三代實錄貞觀十六年五月十日の條に見える岐氣保

神をも、この火迦具土神であるといふて居る、岐氣保神を以て秋葉山の祭神とする說は、前に沿革の條に掲げて置いたが、これは全く和名抄の山香郡岐階鄉を萬葉集に見ゆる岐倍の地名に附會し、以て秋葉山に牽强したもので、萬葉集の岐倍は麁玉郡にあるべき筈であつて、如何にしても同意し兼ねる議論である、故吉田博士の地名辭典にこの說を載せて居るのは如何であらうか、而して祭神を迦具土神とするに至つたのは、磐田郡改正前麁玉縣愛宕村の秋葉山より程遠からぬところにあるを以て、同じく秋葉山が火伏せの神として重んぜられしを以て、これを山城愛宕に連想せしめたものであつて、現今秋葉寺側の主張によれば、秋葉寺廢寺――卽分離の當時、秋葉山祭神の處置に關し、犬居村大區長先代河村儀平治氏方に於いて、秋葉山麓諸村の代表者三百餘人を集め、集議の結果、祭神をば火迦具土神と定めたるものにして、當時犬居村の禰宜某の發案に成れるものなれども、當時一般の信仰狀態に於いては、祭神を云々するが如きは、神罰の程計り難く、遂に一人の反對を唱ふるものなかりしが爲めであつたといつて居る、そしてこの禰宜は伊勢よりの渡り者であつて、禰宜家の後家に通じて、その入婿となり、禰宜となつた男であるといつて居る、但しこの秋葉寺側の主張はどの點まで信用できるかは疑問である、

斯の如く述べ来る時は、維新以前の秋葉山は全く佛寺であつたが如く思はれるのであるが、こゝに見逃すことの出來ないのは、秋葉寺側でもいつて居る如く、神罰立所に至るといふ信仰の觀念である、秋葉寺側の人々も談話の際決して佛罰云々とはいつて居ない、賀茂眞淵の歌に

松平備中守の秋葉の社に奉るとてすゝめらるゝに社頭の松といふことを
いく世經ぬ祈るしるしもいちはやき國の社にたてる神松

といへる、また遠江風土記傳の著者内山眞龍の歌に

詠秋葉神歌
正勝山はやましげ山山なみのしみさびたゝし神なみの神さひいまし雲霧を八重かきわけて國原を見し明らめて里原を見晴かして火鎭の御靈たまへは往昔もしかはあるらし上つ代もしかなればこそ御戸代も代々に幸ふ岐階の保の神

（この外長歌二首あり、何れも神と詠めり、略す、）

といへるは、共に神道者、國學者の我田引水に成れるものと見棄てゝ仕舞ふべきではない、我等はこれ等の詠歌の中に、秋葉山を以て神の鎭りますところであると信じて居た民衆の心持を見逃し得ない様に思ふ、

如何に排佛の氣勢が猖獗であつたとはいへ、如何に自家安住の地を求むるに急であつたとはいへ、この觀念がなかつたならば、彼等が祖先より奉仕し來れるところの信仰の對象をば神であると主張する者の出る譯がない筈である、そこで子細に觀察する時は、神社であつた痕跡が歴々として現はれ來るのである、例へば、享保八年寶鏡寺宮の御染筆で賜つた勅額に「正一位秋葉大權現」と呼ばれて居られるその奥には明に秋葉山を以て神社と認めて得る觀念が潛在すると思ふ、また舊幕府時代に於ける秋葉山の大祭は舊暦十一月の十五、十六の兩日であつたが、この時は神輿の渡御があり、最も主要の儀式とせられた火舞祭には、禰宜がこれに奉仕して居る、禰宜の如何なるものであるかは、前に職制の條に於いて述べた通りである、

四、　秋葉山信仰の當體

秋葉山に對する民衆の胸底に流れ居た觀念は以上述べた如くであるが、然も民衆が信仰の對象として、禮拜するところのもの、鎭火の威靈としてぬかづく對象は、決して秋葉山に鎭ります神様でもなければ、また秋葉山本殿に安置されてあつた行基菩薩自作の本尊聖觀音でもなく、秋葉山に同居の三尺坊威德大權現であつたのである、これは一見甚だ不可思議の如くであるけれども、信仰の實體に對して明

確なる觀念のない一般民衆に取つては當然のことであつて、これが秋葉山の神社なりや佛寺なりやといふ問題の判斷に一層の難澁を加へ、分離に紛擾を大ならしめた一因となつて居る、

然らば三尺坊威德大權現とはそも如何なるものであるか、これに就いては寺院方、殊に秋葉寺自身のいふところが、既に區々であつて其の正體は甚だ捕捉し難き狀態にあるのである、明治元年七月辨事官へ宛てゝ差出した秋葉寺の由緖書の寫によると、元正天皇の養老二年行基菩薩の草創以前に當つて、元明天皇の和銅二年十一月十六日に、將軍地藏菩薩則迦縷羅が身を形に現じて、我は是れ三尺坊なり、一切衆生無明煩惱の業火の爲めに苦むを憐れむ故に、今此地に垂跡して國家火防の守護たらむと宣ふたのであつて、こゝに秋葉山は始る樣に記して居る、然るに現今發行されて居る「秋葉山秋葉寺略緣起」には、三尺坊は養老二年行基菩薩草創の後平城天皇の大同四年霜月に秋葉山に出現して、火難鎭護に任じたと見えて居るのである、而して可睡齋の記錄「遠州秋葉總本殿可睡齋緣起」は大體に於いて後者の說と同樣であるが、更に三尺坊出現の理由を說明して、三尺坊威德大權現は觀世音菩薩の應身なるを以て、此山に行基菩薩手づから彫刻し給ふところの觀世音菩薩の靈

像あるを幸として迹を此山に垂れてたのであるといひ、なほ大同四年出現の後諸國に遊化し、所有の衆生に勝緣を結び、後、伏見天皇の永仁二年八月十六日秋葉寺に歸來して、再び全身を現じたのであると稱して居る、前說によれば秋葉山は初め觀世音菩薩の應身たる三尺坊の出現の地たるを以て、こゝに行基は觀世音菩薩の像を彫んでこれを安置したことゝなり、後說によれば行基の彫める觀世音菩薩が鎭座せるが故に觀世音菩薩の應身たる三尺坊は秋葉山に身を現じたことゝなるのであるが、こゝに注意を要すべきは前說によれば三尺坊は實に秋葉山の本尊であるけれども、後說に從へば、三尺坊は秋葉山の本尊にあらざることである、而して余の究めんとするところは、三尺坊それ自身の正體ではなく、三尺坊が秋葉山の本尊であるかないかといふ問題である、何となればこれがこの後秋葉寺の再建に當つて問題を惹起したからである、さもあれ、現在の秋葉寺に於いては三尺坊は明に別殿に奉祀せられ、本堂には聖觀世音菩薩の像が安置されてあるのである、

而して神社側の說によると、この三尺坊は越後國古志郡栃尾の藏王堂の三尺坊主であつて、これが大同四年或は永仁年中に、秋葉山に登り、眞言秘密の修法に長じて居つたので、頭には火の神の威德を戴き、身には佛陀の法衣を纏うて、大に靈驗を

說いたので、衆庶これに歸依し、一山悉くその配下に參じ、遂に三尺坊は火防の神の權化である、聖觀世音菩薩の權現であるといふ樣に考へる樣になつたのであるといつて居る、この說には多少の根據があるのではないかと考へられるのである、さもあれ、この說もまた三尺坊が本尊にあらざることを語つて居るものである、

五、分離令發布より秋葉神社と改稱するに至るまでの經過

明治元年三月十七日、神社に於ける僧侶復飾の達が神祇事務局から出ると、引續いて、同二十八日及び四月十日の兩度に及んで神佛分離の布告が出で、更に閏四月四日にはまた〳〵社僧復飾の達があつた、そしてこれらの命令が秋葉山にまで及んだことは勿論である、然らばこれが爲めに秋葉山は如何なる動搖を來したか、

秋葉神社所藏の記錄に「改正前訴答文」と題する八行罫紙九十枚計りの一冊がある、この書は秋葉山が明治五年秋葉神社と改正になる以前に於ける秋葉山より、監督官廳――神祇事務局、神祇官等――に宛てゝ差出した訴狀及び右に對する監督官廳の答書を舊濱松縣廳に於いて留書して置いた、その留書を改正後卽ら秋葉神社となつてから、その祠官となつた中野千依が明治六七年の頃寫し置いたものであつて、分離當時に於ける情況を詳細に正確に知り得べき貴重なる材料である、故

に余は玆にこの「改正前訴答文」を骨子とし、同じく秋葉神社の所藏にかゝる「當社略史壹」一册を參照し、更に秋葉神社社司河村儀平治氏・秋葉寺住職筑紫元龍氏留守僧長谷川爲範氏・同寺使傭人にして當時の狀況を目擊せりといふ黑川種藏氏（六十七歲）可睡齋副寺鵜飼彥龍氏・同寺僧安藤文英氏・同寺使傭人にして當時秋葉山にありて實際を目擊したりといふ藤原明幹氏（七十余才）秋葉山麓犬居村領家の人にして當時を見聞せりといふ栗田榮太郞氏（七十才位）等の談話及び前秋葉寺住職鴻春倪氏の「秋葉寺廢毀の顚末」（佛教史學第二號第四號所載、但し筆者を匿名にせり）等を併せ考へて、以下分離令發布より分離實行秋葉寺廢寺に至るまでの狀況を左に述べることゝする、

神佛分離の布告が出で、更に社僧復飾の布達があると、秋葉山に於いては、直ちに由緒書を差出して、その神社にあらずして、寺院なることを訴へたのである、「改正前訴答文」に

由緒書寫
諸願書寫　　遠州　秋葉寺

一抑當山者人皇四十三代元明天皇和銅二巳丙年（マヽ）十一月十六日、將軍地藏菩薩則迦縷羅身ヲ現形有之、我ハ是レ三尺坊也、一切衆生無明煩惱ノ業火ノ爲ニ苦シムヲ、憐ム故ニ、今此地ニ垂跡シ、國家火防守護タラントノ玉フト云、

一人皇四拾四代元正天皇之御宇、依勅願、養老二年行基大師草創有之、本尊聖觀世音菩薩脇士十一面觀世音菩薩、將軍地藏菩薩、及四大天皇ヲ彫刻シ勸請シ奉ル、夫ヨリ世々舉テ火防鎭護靈場ト尊崇シ、寺號ヲ靈金院ト唱候、
一人皇四拾五代聖武天皇御宇、神龜年中依勅願、再建被爲在、及勅額ヲ下シ賜リ、夫ヨリ勅使御下向モ被爲在候、
一人皇五十二代嵯峨天皇御宇弘仁年中殿堂再興被爲在、及賜御製之詠、夫ヨリ秋葉山ト唱來リ候、
一人皇八十二代後鳥羽院帝之頃、天下兵亂ニヨッテ、殿堂舊損シ、勅願之御旨趣モ自然及衰微申候
一人皇九十七代光明帝御宇、足利直義公依祈願、堂舍再建有之、其刻下馬下乘モ御免許御座候
一正德元年頃ヨリ、秋葉大權現ト盛ニ唱繁昌仕來候、
一享保年中、中御門帝御心願成就之御祈禱被仰付候節、
麴塵之御袍　壹領
右靈鑑寺宮樣ヨリ御寄附被爲在候、

但御寄附御文相添

靈鑑寺三世宮御内

澤田主計殿　林大隅守殿　御兩名有之、

正一位秋葉大權現　御勅額

賜紫累愛仕尼御印二押

寶鏡寺宮樣御染筆裏額左之通、

遠州周知郡犬居村大登山秋葉寺當住任宗依願書之、

享保八卯佳月下院

賜紫累愛薰序西山寶鏡禪寺

後西院皇女德巖比丘尼

一玉體御安全、火防鎮護、天下泰平、世上靜謐之御祈禱被爲仰渡、則御札献上之仕候、

一後桃園帝御宇安永七戊年八月、禁裏御所ゟ御用被爲仰付、同十月住持上京仕候、則勅願所蒙勅許、直參內被爲仰付候、御綸旨頂戴、天顏拜禮參內相濟、同日御所樣御撫物被爲下置以來、每年正五九月、代僧ヲ以御撫物御返献、御引替序御札献上

可致旨被爲仰渡、御請奉畏候、猶又御卽位被爲在候節モ、參內仕、恐悅奉申上候、住持交代之度モ、上京參內仕、御禮奉申上候、右安永年中、蒙勅許候ヨリ相續、只今迄御撫物御引替被爲下置、御札献上仕來、每年御檀料拜領仕候、

一享保十巳年五月廿四日法皇御所ヨリ御壽命御長久之御祈禱被爲仰付、

御紋付御挑燈　拾張

御紋付紫絹幕　貳張

御紋付布幕　貳張

御寄附被爲在候、右新大納言殿、依之蒙仰進、松平丹下殿ゟ御寄附之御文相添候、

一寛永十戊午年開帳仕候砌御寄附御備物左、

禁裏御所　白銀拾枚

仙洞御所　白銀五枚

中宮御所　白銀三枚

大典侍御局幷惣御局方ゟ　金五百匹

仙洞御所

按察使御局幷惣御女中方ゟ　金三百匹

中宮御所
　兩御局方　金貳百匹
右之通拜領仕候
一臨時御祈禱被爲仰付候節者、別段御撫物被爲下置候、御檀料拜領仕候、
一文政五午年殿堂再建開帳仕候節、
　禁裏御所　白銀拾枚
　仙洞御所　同　五枚
　大宮御所　同　三枚
　禁裏御所
　　惣御局方 御女中方　金五百匹
　仙洞御所
　　惣御局方 御女中方　金三百匹
　大宮御所
　　惣御局方 御女中方　金貳百匹
右之通被爲下置拜領仕候、

一嘉永五子年閏二月朔日ゟ四月朔日迄、開帳仕候節、

禁裏御所　白銀拾枚

准后御所　同　三枚

禁裏御所
御局方
御女中方ゟ　金五百匹

准后御所
御局方
御女中方ゟ　金貳百匹

右之通被爲下置拜領仕候、

一文久三亥年十一月、臨時御祈禱被爲仰付、別段御撫物幷御檀料白銀五枚拜領仕候、御祈願之旨趣ハ、玉體安全、親王御方准后御方敏宮御方、火災消除、世上一統靜謐、諸災潜消之旨、一七日御祈禱抽丹誠、御禮獻上之仕候、

といふのであつて、神社としての秋葉山には更にふるゝことなく、佛寺としての秋葉山の沿革を述べ、武家方との關係はこれを除き、專ら皇室との交渉を述ぶるに力をそゝぎ、以て新政府の好感を得、而して寺院としての存續を謀つたのである、なほ右の由緒書の外に更に願書を差出したであらうと思ふけれども、それは傳はつて

居らぬ、

併しながら、王政復古神祇崇敬を標榜する新政府が、このまゝこれを承認すべき筈がない、そこで明治元年七月二日付を以て辨事官から京都なる秋葉寺里坊へ宛てゝ

尋儀有之、心得候者、卽刻可罷出候、此狀可相返者也

といふ達しがあつた、玆に於いて、秋葉寺では、秋葉寺代長福寺、役僧正眼院及高林院の三寺の名を以て、翌三日、直ちに住持は病氣で上京致し難いから、代寺を以て御沙汰を窺ひ奉と屆出で、同日更に尊覽に備へ奉るから宜敷御指揮を願ふといつて、後桃園院の綸旨を寫して差出した、

秋葉權現者、當山出現所無比類也、因以御崇信異于他、永爲勅願所、宜奉祈天下安全寶祚悠久者、天氣如此、悉之以狀、

安永七年八月廿九日右中辨(花押)

秋葉寺住持任梁和尙禪室

察するところ、秋葉寺に於いては、如何に神祇崇敬を標榜する新政府とはいへ、勅願所としての綸旨を無視してまでも、秋葉寺をば神社であるとは主張致すまいとい

ふ考へであつたらしいで引續いてその翌四日には、更に左の願書を差出したのである、

乍恐書付ヲ以奉願上候

今般御一新ニ付、則神佛混雜仕候儀者、以來御停止ニ相成、御觸達之御旨趣奉敬承候、秋葉寺之儀者、正一位大權現ト勅願（額カ）被仰付候ゟ、權現號唱來候へ共、素ゟ將軍地藏菩薩ニ御座候、御撫物等モ不相替、玉體御安全御祈禱奉申上度、何卒是迄之通、被爲仰付候樣奉願上候、由緒書之儀ハ、別紙之通ニ御座候間、宜敷御沙汰奉願上候以上、

遠州周知郡犬居村
秋葉寺役僧
高林庵
正眼院
代
長福寺

慶應四年辰七月四日

辨事御役所

然るにこの願書は左の付札と共に返却されることゝなつたのである、

位階ヲモ被授候上ハ、爲神社義明白ニ候條、速ニ復飾可仕事、

由緒書一冊留置候事、

この由緒書といふのは、前に掲げた由緒書であらう、斯の如く願書は却下されたのであるが、さらばといつて、そのまゝ引下るべきではないで秋葉寺に於いては、再び左の願書を差出したのである、

乍恐奉再願候

先般由緒書初相添、御沙汰之儀奉伺候通り、本尊正觀世音菩薩脇士十一面觀世音菩薩將軍地藏菩薩之像ヲ彫刻奉勸請、行基開山ヨリ今ニ至リ、數百年守護仕候、鎭守三尺坊ハ、元來將軍地藏菩薩垂跡之火防靈場ト唱へ、守護仕候、權現號御廢止之上ハ、往古之通三尊守護仕度、乍恐奉願上候、何卒土地柄等之儀、深ク御賢察被成下置、是迄之通被仰付候樣、只管奉願上候、恐多モ御沙汰之儀早速奉願上候、依之奉再願上候、以上、

遠州周知郡犬居村

秋葉寺

代長福寺

慶應四辰年七月廿八日

役僧
正眼院

辨事
御役所

この願書は仔細に點檢するとなか〳〵面白い、三尺坊を本尊とすることが惡ければ、聖觀音以下を本尊として、今迄の通りにして貰ひたいといふのである、これに對して辨事官が

不都合之再願難相叶候事、

と附札をして却下したのは、皮肉にもまた憐れである、

さもあれ、官憲の命令とはいへ、多年僧侶として奉仕し來れるものが、一朝にして還俗せんことは、多少の氣慨あるものに取つては、忍ぶべからざる苦痛であつたに相違ない、是に於いて、彼は正面攻擊の成らざるを見るや、復飾の延期を願ひ、持久の策を以て、徐ろに搦手より進んで成功の實を得んことを期し、泉涌寺家來一ノ瀨主殿なる者によつて、その運動を開始したのである、

乍恐書付奉願上候

今般御一新ニ付、神佛混雜仕候儀ハ、御停止ニ相成候旨、御布告之趣奉敬承候、然

ル所當秋葉山之儀ハ、往古ゟ流言致候通、關東第一之魔所ニ御座候間、則正一位大權現ト勅許被仰付候程之儀ニ御座候テ、只今迄連續仕來申候、然所本地佛ト相唱、將軍地藏菩薩安置罷在申候、右ニ付、僧侶ヲ以別當罷在候ヘ共、今度復飾被仰候ニ付テハ、速ニ復飾可仕筈ニ御座候ヘ𪜈、前顯申上通、眼前之魔所ニ付、魚肉妻體(帶カ)之儀ハ申上迄無之、行道怠惰仕候テハ、中々以別當難相勤、且又火防之司山ニ御座候間、天災之程モ難計、尤只今迄當山近境等ニ於テ、間々權現ノ御罪(罰カ)ヲ蒙リ、火災ノ難相蒙リ候者不少、甚以心配仕候、右ニ付何卒別格之御評議ヲ以、神佛分離ノ行道僧侶ニ於テ修道仕候迄、今暫ク復飾之儀御猶豫被成下置候樣仕度、此段再三奉歎願候、以上、

遠州周知郡犬居村
秋葉寺役僧
正眼院
慶應四辰八月
代 長福寺
辨事
御役所

有栖川御宮
諸大夫中

大炊御門殿
諸大夫中

中山殿
諸大夫中

押小路殿
諸大夫中

乍恐以書付奉願上候

今般朝政御一新相成、神佛混雜罷在候儀ハ、可爲御停止旨、被仰渡奉畏候、右ニ付當秋葉山別當共儀、復飾被仰付、難有仕合奉存候、然所正一位秋葉大權現之儀ハ、神佛分離ニ付以書付難申上譯柄有之、卽今分離甚以迷惑仕候、就夫、復飾被仰付候ヨリ今日迄、分離大麻修行罷在候へ共、未修道不仕候間、猶此上修行仕度、何卒今暫御猶豫被成下置候ハヽ、速ニ復飾仕、神事相勤難有仕合冥加至極奉存候、乍

恐此段奉歎願候、以上、

遠州周知郡犬居村
秋葉寺役僧
正眼院
代長福寺

明治元辰年九月

辨事
御役所

然るに黄金の力か、如何したはづみか、
書面願之通承届候、此段可被申渡候、

神祇官役所

大炊御門前右大臣殿
諸大夫中へ

といふ許可が下ると共に左の達しがあつたのである、

今般御一新ニ付、役僧中被致上京、種々心痛向被申上、依之秋葉寺殿復飾之儀、格別之以思召、一万日之所御上様ニテ御猶豫之御旨被仰達候間、此段歸國之上、秋

葉寺殿山主へモ篤ト被申聞候樣、大炊御門前右大臣殿御直ニ正眼院へ被申聞候、以上、

辰十月廿八日

一万日といへば約二十七年と五ヶ月である、その長い間復飾が延期されたといふので、秋葉寺にあつては、豫想外の好結果に少時の愉安を貪つて居たのであるが、何事ぞ翌明治二年の夏に至つて、神祇官から靜岡藩へ對して、秋葉山復飾の儀は其後如何相成つたかと取調を命じて來たのである、そこで靜岡藩では其の後の經過を取調べて、復飾猶豫になつて居ることを報告に及んだのである、

秋葉山別當復飾之儀ニ付、西京へ願出、其後如何相成候哉、取調可申上旨、先般御談ニ付、早速國許へ申遣爲相糺候所、別紙之通此程到着仕候間、則持參奉差上候、以上、

德川新三位中將家來

巳六月七日

小田又藏

妻木　務

關口良輔

神祇官

御役所

別紙之通りとある取調書は如何なるものか殘つて居ない、而して靜岡藩に於いては、次いで七月八日神祇官及び刑部省へ宛てゝ同文の左の文書を差出して居る、

先般秋葉寺復飾之儀ニ付、御尋之筋被爲在候ニ付、早速靜岡表へ申遣シ、書類取寄奉差上候所、右ハ不分明之廉有之候段、蒙御談候ニ付、猶又同寺呼出シ、一通リ相糺候所、復飾御猶豫願濟ト申儀ハ、正眼寺儀上京中、一之瀨主殿ト申者相願候ゟ、行違出來、西京御同官ゟノ御附札ニモ有之間敷、同人一己ノ取計ヲ以仕來候儀ニモ可有之哉、今更致後悔候由、全正眼寺一時之心得違ゟ、不調法之書面差出候段、同院ハ勿論、秋葉寺ニ於テモ深恐入奉存候旨申之候間、此上何卒格別之以御仁恤、前條不調法之段、御聞濟被成下置候樣奉願候、依之別紙相添、役僧共召連、此段申上候以上、

靜岡藩

七月　杉山秀太郎

小田　又藏

關口 頼藻

こゝに別紙とあるは、上に掲げた訴答の公文書全部をいふのである、そして「一之瀬主殿ト申者相願候ヵ」出來した行違といふのは、秋葉寺の爲めに復飾猶豫の運動をした一瀬主殿といふ男が、全くの食はせものであつたので、復飾猶豫の許可とは僞に過ぎなかつたのである、

かゝる事件の勃發せる中に、秋葉山に於ては端なくも、內訌を惹起するに至つた、卽修驗十七箇院の中實相院以下の六箇院が、秋葉山を以て神社となし、復飾を願ひ出でたことである、一山の動搖僧侶の狼狽實に想像に餘あるものがあつた、

乍恐以書面奉願上候

今般御一新ニ付、神佛混淆不相成旨被仰出候ニ付、復飾之儀可奉伺旨趣申談、中本山秋葉寺因循罷在、彼是故障申開、復飾差留候ニ付、私共限出願仕候儀ニ御座候、右ハ東京靜岡邸、其筋へ副狀之儀相願候所、添狀ハ勿論靜岡表へ申遣候儀モ難出來趣申聞候付テハ、靜岡表へ罷出相願候テモ、容易ニ聞屆相成不申ト奉存候、萬一秋葉寺へ、引渡相成候節ハ、幽閉被申付候者、必定ノ儀ト奉存候、尤身命ヲ投打、奉歎願候儀ニ御座候間、何卒御呼出御糺之上、太古ニ復シ、別紙願之通、秋葉

神社ト神號相立候樣、偏ニ奉愁訴候、然上者私共如何樣ノ御所置被仰付候共奉畏候、右願之通被仰付被下置候ヘハ、廣大之御慈悲ト一同難有仕合奉存候、以上、

遠江國周知郡
氣田郷犬居領家村
秋葉權現社務
修驗實相院改

明治二己巳年九月

吉澤齡一郎
正全院改
柳澤清
妙壽院改
吉澤民次郎
正存院改
柳澤勝彌
正壽院改
山崎啓

寶藏院改
坪井龜太郎

右惣代
柳澤　清印
吉澤齢一郎印

神祇官
御役所

旅宿馬喰町貳丁目
山形屋庄兵衛

乍恐以書面奉願上候

今般御一新ニ付、神佛混淆御引譯被仰出候ニ付、直樣復飾之儀、秋葉寺へ可申談旨、同職中及示談候所、當時同職共十七人御座候內、私共六人ハ、中古之誤ヲ慷慨憤發罷在候へ共、殘十一人ハ曖昧ニ付、秋葉寺へ荷擔仕、竊ニ秋葉寺へ申通候ニ付、同寺ゟ私共へ幽閉申付、他出難出來樣致シ置、秋葉權現者將軍地藏之化身抔

ト、中古惡弊奸僧共之僞言ヲ主張シ、復飾ニ不及ト申聞、殊ニ昨年ゟ新ニ神前向不殘佛祭ニ仕候、殘(マヽ)紙堂々タル舊社ヲ奉穢、殊ニ天朝ヲ奉欺候段不屆至極ニ付、切齒不堪、今般　私共御布告之通、速ニ復飾仕リ、秋葉權現秋葉神社ト改號仕、純粹之神道ヲ以奉仕勉勵仕度奉存候、何卒願之通復飾被仰付被下置候樣、伏而奉懇願候、誠惶謹言、

遠江國周知郡
氣田鄕犬居領家村
秋葉權現社務
修驗　實相院改

明治二己巳年九月

吉澤齡一郎○下略連署宛所前願書ト同ジ

遠江國周知郡氣田鄕
犬居領家村
秋葉權現
由緒并當時調書

古秋葉權現ト社號相唱候ハ、鎮座ノ地秋葉山ト申山ノ名ヲ以社號ト仕候事ニ御座候、祭神ノ儀ハ、火迦具土神ニテ、從太古此上（山歟）ニ鎮座有之、年歴不相譯舊社ニ御座候、右之證相殘候者、當山麓十八ケ鄕ヲ總テ愛宕ト申候、是則右火迦具土神之御鎮座ニ依テ之儀ニ御座候、

三代實錄（二十五卷十一丁日）

貞觀十六年五月十日授遠江國正六位上岐氣保神從五位下トアリ、

文和風土記

山香郡岐氣トイフ鄕名アリ、

遠江風土記傳

山香郡岐氣保神トアリ、

右山香廢郡周知郡ト相成、岐氣鄕轉シテ氣田鄕領家ト申、當山ノ東麓ニ御座候、依テ當社岐氣保神タル事顯然ニ御座候、右社務之儀ハ、往古ハ私共先祖神職ニテ奉仕仕來候所、永仁年中、三尺坊ト申修驗者來リ、異法執行諸人靡候間、私共先祖共誤テ修驗道ニ相成、其節頭立候神職兩人、大善院加納坊ト改、其餘貳十七人モ不殘院號ニ改、修驗密法ヲ以、神事修行仕候樣相成、時之風儀トハ乍申、誠ニ歎

敷次第、末孫私共ニ於テモ恭恐入候儀ニ御座候、其後連々社頭相衰候ニ付、加納坊者同國濱松秋葉村へ引越、秋葉社別當ニ相成、當時木部越前ト改、其以下坊中絕院ニ相成候者モ有之候所、永祿年中將軍家康公ゟ被下候受封判物ニハ、秋葉別當光幡ト御座候、則右大善院ニ御座候、光幡一子光達儀中年ニテ死去仕、其後社留守居ニ、禪曹洞宗僧壹人賴置候所、此者種々奸謀ヲ巡シ、光幡へ被下候判物、其外書類盜取、將軍家光公御代出訴ニ相成候所、修驗者何レモ衰微仕、證書類無之候故、中分難相立、此時禪僧利運ニテ別當職ニ相成、秋葉寺ト名乘申候、右大善院跡百姓ニ相成、三之丞ト名乘、今氣田村ニ御座候、其後秋葉寺益盛ニ付、度々暴論被申掛候所、修驗共ハ極々疲弊ニテ、公訴之力モ無之、不得止寺僧申通之書面差出申候、乍併十一月十六日大祭年中神前諸飾向札守等ニ至マテ、古代之通修驗道ニテ取扱申候、

右之通相違無御座候、

かくの如く修驗方實相院吉澤齡一郎以下六人は、右三通の願書を神祇官に差出して、僧侶方に一泡吹かせようとしたのである、因に右の由緒書に見ゆる大善院三之丞方を余は調査せんことを欲したるも、記錄文書等更に無之、唯大善院云々と記せ

る古き位牌一箇を所有するのみであることを、秋葉神社々司河村儀平治に聞き得たるを以て、これを中止した、なほこの修驗六ヶ院はこの時山を下つたらしく、當時これを脫走法師と稱した由である、

こゝに至つては、僧侶方はもはや躊躇すべき場合ではない、速に復飾してまでも、秋葉山をば修驗等の手中に渡さゞらむことに勤めなければならぬ、そこで彼等は早速靜岡藩の手を經て、神祇官に對し、前々の輕擧を謝し、復飾を許され、分離を實行し、以て天恩の萬一に報ぜんことを願出でたのである、

別紙之通、遠州犬居村秋葉寺役僧高林庵相願候間何卒御許容被下置候樣仕度、此段申上候以上、

巳十月廿七日

靜岡藩公用人

杉山秀太郎

小田　又藏

關口　賴藻

神祇官

御役所

乍恐以書付奉願上候

御一新ニ付、神佛混淆仕候儀不相成御趣意被仰出、依之秋葉寺儀、去辰年七月中病氣ニ付、代寺ヲ以西京辨事御役所ヘ別紙之通書付ヲ以奉歎願候所、八月十九日、非藏人口ヘ御呼出相成、位階ヲモ被授候上ハ、爲神社儀明白ニ候條、速ニ復飾可仕ト之御附札ニテ願書御下ニ相成候ヘハ、速ニ御請可仕之所、一瀨主殿ト申者ゟ、復飾御猶豫願上候ハヽ御聞屆ニモ可相成哉之趣、滯在役者共承リ候ニ付、不顧恐、同人ヘ賴入御猶豫奉願上候所、願之通御聞濟ニ相成候ト被申通候旨、難有仕合奉存罷在候、然所今般右始末御取調ヲ蒙候ヘハ、主殿取計方、以之外之事ニテ、重々奉恐入候間、今般速ニ復飾仕、御附札之御意堅相守、毎度被爲下置候御撫物奉守護、寶祚長久玉體康寧之御祈願申上、聊奉報天恩之微（マヽ）誠度奉存候間、何卒格別之御仁惠ヲ以、不行屆之廉々御許容被成下、前面願意之條御聞濟被成下置候樣、只管奉恐願候、以上、

遠州周知郡犬居村
秋葉寺役者

明治二巳年十一月　　　　高林庵

神祇官
　御役所

茲に注意を要すべきは、從來秋葉寺側及び之に同情する一般世人は、官憲が常に修驗方に味方し、以て僧侶方を壓迫したと傳へて居るけれども、この際に於ける靜岡藩の態度は明に秋葉寺卽僧侶方に同情して居ることである、前に揭げた修驗方が神祇官へ差出した願書にも見ゆる通り、修驗方は復飾を中泉役所へ願出たけれども用ひられず、靜岡表へ出訴に及ぶとも取上げられまじといふので、直接神祇官へ願出たといつて居り、今こゝにも、僧侶方の願をば許可して貰ひたいといふことを、神祇官へ願つて居るのでもわかる、因に靜岡藩の公用人關口頼藻は名を隆吉といひ、後前原一誠の亂の時に、山口縣知事をして居て、その鎭定に與つて功あつた人である、今の京都帝國大學敎授新村出博士の實父である、現今神社側でも分離當時は修驗方に盡力した人である如くいつて居るけれども、それは如何であらうか、同じく杉山秀太郎、小田又藏は如何なる人であつたか分明でない、

　これより先き、秋葉寺に於いては、來るべき十一月十六日の例祭に當つて、如何なる處置を取るべきかに就いて、神祇官へ伺書を差出した、

乍恐以書付御伺奉申上候

秋葉寺儀、來十一月十六日例祭ニ御座候處、復飾御猶豫之儀ニ付、御取調中ニ御座候へ共、祭祀修行之儀如何仕候而宜敷御座候哉、住持ゟ御伺奉申上候樣申越候間、前面御伺奉申上候以上、

遠州周知郡犬居村
秋葉寺役者
高林庵

明治二巳年十月

神祇官
御役所

然るに神祇官に於ては、是月即十一月八日に至つて高林庵を呼出し「右兩樣之願筋御同官ゟ刑部省へ御掛合相成候所、彼方吟味筋之者ニ付、追テ御沙汰有之候迄、見合可申趣」を以て願書をば却下になつた、この兩樣といふのは十一月付で差出した復飾許可願とこの祭典處置伺の兩書であらうと思ふ、で秋葉寺に於ては、この旨を十日に靜岡藩に屆出でたのである、

次いで神祇官に於ては、神社なりや佛寺なりやの點に就いて、取調方を靜岡藩に

命じたのである、そこで十一月十九日東京なる靜岡藩邸に於ては達書を靜岡表へ相送り、更に靜岡の公用局から中泉郡政役所へ引送つて、事實の取調をば命じた、この達は上に述べたところと聊か重複の嫌ひがあるけれども、當時の事情を知悉する爲めに左に掲げる、

去ル(十一月)十三日神祇官ゟ御呼出ニ付、支配向之者差出候所、別紙之通口達有之、秋葉權現社務修驗實相院改吉澤齡一郎外五人、御同官へ願出候書面三通御下渡相成候間、寫別册壹綴御廻シ申候、秋葉權現別當秋葉寺復飾之儀ニ付、先般右御同官ゟ御尋有之候間、同寺役僧高林庵外壹人呼出承糺候處、去年中西京へ願出、一且復飾被仰付候へ共、於彼地一瀨主殿ト申者僞言申聞候ヲ實事ト存、復飾御猶豫御聞濟相成候儀ト存罷在候趣ニ付、其段神祇官へ申立候所、御糺之上、刑部省へ御引渡相成、御吟味中之所、此程秋葉寺復飾相願、當月大祭相勤申度旨申立度段、高林庵申出候間、神祇官へ差出候所、刑部省御吟味中ニ付、御採用難相成旨御口達ヲ以願書差戻相成、秋葉寺者未タ御吟味中ニ有之、然處吉澤齡一郎其外之者最前ゟ復飾之志願ニ候へモ、秋葉寺ニ於テ故障申聞、素志難遂候ニ付、神祇官へ直願致候趣ニ有之、尤秋葉寺方ニ而モ、修驗共致出願候趣粗傳承致候ニ付、御

吟味中ナカラモ、復飾相願候儀ト相聞、右ハ双方深キ意味合モ有之儀ト被存候間、右事件御差含御取調之上、御答御中立相成可然旨、其筋ヵ內意有之候儀ニモ候間、後來之御不都合ニ不相成候樣、御取計有之度、爲御心得此段申進置候、

靜岡藩に於ける秋葉山の取調は、翌三年十月に至つて成り、十月三日付を以て神祇官へ差出されることゝなつたのである、この調査に就いては後段に至つて詳細に述べることゝする、

復飾延期の一件に就いては、其後秋葉寺側に於いては、當事者高林庵笑柔、長福寺泰禪、正眼院德乘等を呼出して追々吟味を遂げ、寺外にありては、泉涌寺家來一瀨主殿、名古屋藩孝三郎弟谷口治比古(ハルヒコ)、大炊御門家來松井敬之進等を召捕つて、吟味の上、翌明治三年四月十三日に至つて、落着し、一瀨・谷口・松井の三人をば流罪に處し、秋葉寺側に對しても高林庵以下を刑部省に呼出して、またそれ〳〵處罰するところがあつた、

靜岡藩支配所

遠州周知郡犬居村
秋葉寺役僧

長福寺泰禪

正眼院徳乘

右秋葉寺舜瑞代
役僧

高林庵笑柔

泰禪徳乘儀、秋葉寺復飾之儀ニ付出願之趣難相成旨被仰渡候ニ付、手筋相求、右願意可相遂ト、遠州懸川宿伊作外壹人申ニ任セ、泉涌寺家來一瀬主殿ヘ猥ニ相頼候故、同人共節大炊御門家ニ奉公致居候谷口治比古致頼談候ヨリ、遂ニ同家々來松井敬之進倶ニ相巧、復飾之儀一萬日之間猶豫願相濟候體ニ仕成、其上治比古手ニテ達書寫取拵差越候ヲ、實事ト心得、諸入用又者其役筋ヘ爲禮物、多分金子品物等主殿外貳人之者ニ被欺取候始末、不束ニ付、謹愼被仰付候、

一舜瑞儀ハ復飾之儀ニ付、役僧共ヲ爲致上京、歎願筋爲取計、右諸入用格外之金高ニ相成候ヲ、不審之儀ト乍心得、子細モ不承糺、其度々差送ル故、役僧共泉涌寺家來一瀬主殿外貳人之者ニ、多分之金子被欺取候次第ニ至リ候始末、不束ニ付謹愼被仰付候、

京都泉涌寺家來一瀬主殿外貳人不屆之所業ニ及候一件、落着被仰渡候ニ付、私

儀歸國之上被仰渡之趣、舜瑞へ申達、其段支配役所へ早速相屆可申旨被仰渡、奉承知候、仍而御請書如件、

遠州周知郡犬居村
秋葉寺舜瑞代
役僧高林庵笑柔印

午四月十三日

京都泉涌寺家來一瀨主殿外貳人、不屆之及所業候一件引合候支配所、遠州周知郡犬居村秋葉寺舜瑞儀、病氣ニ付、同人代トシテ役僧高林庵笑柔出府候所、昨十三日右一件落着被仰渡、舜瑞ハ謹愼被仰付候ニ付、笑柔歸國ノ上、其段舜瑞へ申達、右次第支配役所へ屆出候筈ニ付、屆出候ハヽ、其日ゟ二十日相立、翌二十一日目謹愼被免候旨申渡、其段御屆可申上旨被仰渡、奉承知候、仍御請書如件、

靜岡藩
大瀧　忠三

四月十四日

京都泉涌寺家來一瀨主殿外貳人不屆之及所業候一件、當四月十三日落着相成

候ニ付、右ニ引合候當藩支配所遠州周知郡犬居村秋葉寺舜瑞謹愼被仰付候旨
同人代トシテ出府罷在候役僧高林庵笑柔へ被仰渡、其節御達之趣、靜岡表へ申
遣候所、同人歸國之上、其筋へ屆出候ニ付、同月廿一日ゟ、舜瑞謹愼爲仕置、去十日
迄ニテ二十日相立候ニ付、同十一日謹愼被免候旨申渡候間、其段御屆可申上旨、
靜岡表ゟ申越候、仍之此段申上候以上、

靜岡藩
公用人
杉山秀太郎
小田又藏
關口賴藻

五月十八日

刑部
御役所

而して五月廿四日に至り、長福寺泰禪及び正眼院德乘の兩人は刑部省へ呼出され
て謹愼を免ぜられ、差添人東景寺はこの旨を靜岡藩へ屆出でゝ、一瀨主殿一件は全
く落着を見たのである、

併しながら、僧侶方に於ては、これより先き、形勢日に非なるを看取し、狂瀾を既倒

に挽回せんと欲し、その本寺可睡齋に依賴して、盡力せんことを求めたらしい、そして可睡齋もまた秋葉寺廢寺による甚大なる打擊の自己頭上に落ち來たらむことを恐れて、これに援助を與へ、共同企畫するところがあつた樣である、で可睡齋は左の願書を提出して、秋葉寺の爲めに謀るところがあつたのである、

可睡齋末寺
遠州秋葉寺者

元正天皇御宇養老二年、依勅願、行基菩薩草創、本尊聖觀世音、脇士十一面觀世音、勝軍地藏菩薩、及四天皇勸請、後嵯峨天皇御宇弘仁年中御再興、其後後桃園天皇御宇安永七年住持任梁上京、勅願所被仰付、御綸旨頂戴、御撫物被下置、代々油小路殿御執奏、當今迄相續、每歲御檀料拜領仕候、然處、享保年中之頃、秋葉權現正一位蒙勅許候由之靡者、一向記文無御座、尤其節勅諚之御次第、幷御執奏家ニモ更ニ難相辨、猶亦享保ヨリ五十餘年之後、後桃園天皇御宇安永七年八月廿九日被下置候御綸旨之表、別紙之通御座候へ共、前後齟齬仕候哉ニ奉存、唯今ニ至、何分實跡難相決、奉恐入候、右ニ付享保八年寶鏡寺宮樣ヨリ被下置候由之正一位秋葉大權現之額面者、累代傳來仕候而已ニ有之、此度御一新、公明正大之御時節、曖昧

私心之傳習ニ泥ミ候テ、天朝之御綱紀ニ奉悖候筋ニモ可相成哉ト、深奉恐懼候ニ付、右正一位御授被下置候之年月日、朝廷之御次第明亮奉伺上、後規確定仕、古來之通、勅願無闕怠奉勤行、一山混惑不仕樣、何卒以御憐愍、右權現位階之本據奉拜承度、此段奉願上候、誠恐誠惶敬白、

遠州周知郡犬居村
秋葉寺本寺
同州同郡上久野村
可睡齋要禪印

明治三年午三月

靜岡御藩
公用局
御役所

靜岡藩管轄所遠州周知郡上久野村可睡齋末寺秋葉寺之儀ニ付、別紙之趣奉願度旨、可睡齋役僧湛玄ヲ以申出候間、則同人差出此段申上候、以上、

靜岡藩公用人

午三月九日　杉山秀太郎
　　　　　　小田　又藏

辨官
　御傳達所

秋葉寺が自己の手によらず、可睡齋をしてこの願書を出さしめたといふことは、甚だ巧妙たる戰法といはなければならない、殊に位階を授けられて居るが故に神社であるといふ官憲の解釋に對して、先には朝廷との因緣を吹張せんが爲めに、自ら書出して居るところの正一位秋葉大權現の勅額をば確乎たる根據なき傳說に過ぎずとして、反つて將來後規確定の爲と稱して、右正一位位階授與の年月を反問して、逆襲の態度を執れるは、以て先に提出したる由緒書の責任を回避し、同時に危官憲の足下に付け入つたものであつて、流石に多士濟々たる秋葉寺なりと思はしめるのである、

降つてこの年十月三日に至り、秋葉山の由緒に就て、昨二年十一月中より、取調方を命ぜられて居た靜岡藩は、その調査を完了して、これを神祇官に報告すると共に、神佛何れなりや、その決定を求めたのである、前に揭げた修驗方及び僧侶方の書上

げと殆と同樣であつて甚だ煩はしいけれども、靜岡藩の態度を見るため、且つは、當時に於いて、尤も公平なる取調なりと思惟するを以て、その全文を左に掲げる、

遠州周知郡領家村秋葉寺附屬當山修驗實相院改吉澤齡一郎外五人復飾
願之儀ニ付取糺候書附

靜岡藩

當藩管轄下遠州周知郡領家村秋葉寺附屬當山修驗實相院改吉澤齡一郎外五人、東京ヘ罷出、復飾之儀神祇官ヘ相願候所、復飾被仰付可然義ニ有之候哉、取調候樣同官ゟ御口達ニ付、右名前之內、當地ニ罷在候者ハ勿論、秋葉寺其外呼出相糺、取調候趣、左之通御座候、

一今般復飾相願候者六人之內、實相院改吉澤齡一郎、正金院改柳澤清之丞、惣代トシテ出京、妙壽院改吉澤民次郎外三人ハ、當地ニ罷在候ニ付、相糺候所、神祇官ヘ申上候通、秋葉權現之號ハ、地名ヲ以社號ニ相唱、祭神ハ火迦具土神ニテ、秋葉山ノ麓ヲ愛宕ト相唱、三代實錄岐氣保ノ神ハ秋葉權現ニ相當リ、右社務ノ儀、修驗共先祖神職ニテ奉仕致來候所、永仁年中、修驗三尺坊登山、異法取行候ニ付、謀テ

一同修驗道ニ相成、永祿中之別當光幡其子光達迄ハ、一山修驗之所、光達死去後、

禪曹洞宗之僧留守居ニ賴置候所、右ノ者種〻奸媒ヲ巡シ、德川家康ゟ、光幡へ遣候判物其外盜取候ヨリ、出訴ニ相成、其節修驗ハ證書無之申譯難立、右禪僧利運別當職ニ相成、秋葉寺ト名乘候へハ、既ニ右光幡ト申候ハ、則修驗大善院之事ニテ、右跡當時百性ニ相成、三之丞ト、名乘、氣田村ニ住居罷在候

（以下朱書）
此三之丞相糺候所、修驗大善院子孫之由申傳、尤書類等ハ一切無之候へ共、大先達大善院法印寄峯大僧都快長法印ト有之、古位牌相傳へ、寛文三丑年松平市左衛門檢地帳之內、大善院名畑幷屋敷トモ、當時相續罷在候へ𪜈、光幡子孫之趣ハ更ニ申傳モ無之段申立候、

儀ニ有之、秋葉權現ハ修驗持ニ付、秋葉山何院ト自分院名ニテ配札仕來、亦ハ大祭之節ハ、修驗遙法之判形相用候由モ申立候へ共、何レモ證書可相成書類等、一切無之段申立候、

一秋葉寺相糺候所、鎮守秋葉權現ハ、和銅二年當山ニ垂跡、三尺坊ヲ尊崇致シ候、同寺ハ養老年中、行基開山本尊聖觀音、其外同僧彫刻勸請ニテ、天平年中圓明、弘仁年中道光ト申者罷在候旨、享（祿）錄年間中之古記錄中ニ有之、開山行基ニ引續、右兩人之祭奠連綿致シ來、其後之住僧有無共不相分、貞和年中證仁ト申者住職之節、

同四己年足利直義再興祈願之判物ヲ請、右ハ當時迄所持致シ居、右判物宛所秋葉寺之僧中ト有之、其後永祿年中別當光幡ヘ、德川家康ゟ遣候判物、并天正年中堀尾六左衛門尉ゟ

（以下朱書）
此堀尾六左衛門尉之儀、天正慶長之間堀尾吉晴、濱松在城之由ニ付、右一族家臣ニモ可有之哉

光達ヘ遣候判物ニモ、寺僧タル儀紛レ無之、且光幡俗稱ハ、上杉家ノ浪士千葉某ノ男、濃洲岐阜ノ產、光達ハ光幡ノ弟子、俗稱武田家之庶流小溝某之男、若州小濱ノ產ノ由、過去帳ニ記有之、墳墓碑面モ宗法之通、和尙之稱ヲ刻シ有之候儀ニテ、

（以下朱書）
此碑面相糺候所左之通

茂林光幡和尙　品位

天正十壬午年七月廿七日

通峯光達和尙　品位

慶長八癸卯年四月十一日

山翁昌春和尙　品位

元和八壬戌年七月十七日

蘆月殿秀和尙　品位

寬永十三丙子年六月廿三日

光幡光達ハ、父子亦者修驗抔ト申儀ニハ決テ無之、又出訴相成候トノ義モ、寬永度ノ儀ニテ、右光達カ三代目ノ住職嚴秀ノ代ニ當リ、秋葉寺附屬修驗三十六坊一味致シ、出入申懸、秋葉寺（ニ脫カ）於テハ、觸頭可睡齋へ申立、同寺ヨリ公裁相仰キ、右裁許之趣ハ、其頃中泉舊縣令高室金兵衞相渡候裁許狀寫所藏罷在、出入事柄之儀ハ、留記取調候へ𪜈見當リ不申、

（朱書）此訴訟之趣、可睡齋相糺候所、同寺之儀度々火災有之、其節燒失致シ候儀ニモ可有之哉、古書類取調候へ共相見エ不申趣申立候、

（光壽曰、この時の裁許狀に就いて、鴻春倪氏が、この裁許狀をば「御八判と申しましたのは、當時幕府の公文書には大老以下八人の連署があつたからです、但し此の文書は維新の當時の瓦解の際濱松縣廳で燒棄しました」といつて居られるのは誤ではないかと思ふ、濱松縣が出來る前、秋葉寺側に同情を有する靜岡藩に於いて取調べた時、旣にこの文書は紛失されて居たのであつて、これを濱松縣廳の燒却に歸することは、濱松縣廳に對する

中傷か、若しくは自己の弱點を陰蔽せんとする僞言に過ぎないと思はれるのである。)

尤大意者、修驗中合秋葉寺ノ寺務相奪ヒ可申取巧ニテ、既ニ一件落着後、三拾六坊ノ內濱松修驗加納坊ゟ差出候書面中ニテ、分明ニ有之、

(以下朱書)此書面相糺候所

差上申手形之事

去寬永二年丑年ゟ巳年迄、秋葉寺之札にせ仕罷違申、其上江戸御奉行所へ、本叶坊筋目ト申上事、僞言至、唯今面目無御座候、可睡雲達和尙御代ニ、池田半場善右大橋彌兵衞兩人之賴入致シ、訴訟申候手形之通、御奉行所ニテハ、秋葉寺へ少モ如在申ニ於テハ、以來共曲事之由被仰付候間、夏秋兩毛之勸進ヲハ、先年之手形之通ニテ、惣テ旦那所ニテ小初尾打物御湯錢おたけ錢、何ニテモ我等ニ渡シ候ハ、以書付理指上可申候、少モいきやく候ハ、神慮可被仰付候、其上旦那所御取上、別ニ可被仰付候、其證人ニテ中泉佐平左衞門との濱松佐傳兵衞との雲名村太郎右衞門とのへ賴入申候、於以來にせ少も僞言如在仕間敷、濱松秋葉ト名乘申間敷候、書付之通札受取可申候、爲後

日手形如件、

寛永十一甲戌暦五月三日

濱松叶坊

佐半左衞門

同傳兵衞印

大兵左衞門印

秋葉寺様

右之外壹通有之候へ共、趣意同斷ニ付略之、

秋葉權現之祭事幷札守等、修驗道ニテ致候儀ハ、元來秋葉寺住職、代々叡山方眞言密法之傳授請、右修法ヲ以權現之祭事主立相勤、尤祭禮之度々、修驗之內八人宛補役申付、住持之指揮ヲ受、祭事爲致候儀ニテ、修驗而已ニテ祭事致候儀ニハ無之、札守之儀モ古來ヨリ札役ト唱、附屬之修驗へ每年春秋兩度、山內ニテ爲摺立、配札致候節ハ、秋葉寺ヨリ申請、修驗共配札致候儀ニテ、其餘證據可相成書類無之旨申立候、

一秋葉山修驗ノ內、今般復飾願ニ不加者、玉寶院、快專院、養覺院、寶敎院、養全院、阿尊院、淸淨院、宗元院、見學院、都合九ヶ院有之、右之內阿尊院ハ病死致候ニ付、外八ヶ

院之者共ヘ、記録取調可差出段申付候所、記録家譜其外書類一切無之、往古之儀ハ勿論、近代之義モ難相分、一體秋葉寺附屬修驗之儀、古昔ハ三十六坊有之候所、寛永年中秋葉山ハ節々修驗持山之旨ヲ以、秋葉寺ト及出入候節、中分難相立、同寺勝利相成候後、一同離散致候ニ付、其後拾貳ヶ院歸山被申付、前々ノ如ク附屬罷成、追々分家出來、拾七ヶ院相成候儀申傳有之、内貳ヶ院ハ廢絶、當時十五ヶ院相殘候所、六ヶ院ハ今般復飾相願九ヶ院同意不致儀ニテ、宿意有之候儀ニハ決テ無之、右六ヶ院ゟ頻リニ同意可致旨申勸候ヘ共、九ヶ院於テハ、數百年來秋葉寺附屬ニテ、權現之祭事相勤來候儀ニテ、往古神職等之筋聢ト致候證モ無之候儀故、都テ秋葉寺成行ニ從ヒ候存意之旨申立候、

（以下朱書）
秋葉寺本寺遠州周知郡上久野村可睡齋相糺候所、秋葉權現之義ハ、元聖（正）天皇御宇養老二年、依勅願行基大（マヽ）師草創、本尊聖觀世音、脇士十一面觀世音、將軍地藏菩薩及四天王勸請、後嵯峨天皇御宇弘仁年中御再興、其後後桃園天皇御宇安永七年住持任梁上京、勅願所被仰付、綸旨頂戴、御撫物被下置、代々油小路殿執奏、當今迄相續、每歲御檀料拜領致候所、享保年中之頃、秋葉權現正一位ト蒙勅許候由、右廉ハ何等効驗之故共記文無之候間、勅諚之次第柄ハ勿論、執奏家

モ更ニ難相分、右綸旨之表トハ前後齟齬致シ、當今ニ至、何分實跡難相決旨申立、右ニ付前書享保八年實鏡寺宮ヨリ被下置候由之正一位秋葉大權現之額面ハ、累代致傳來候迄ニ付、御一新之折柄、曖昧私心之傳習ニ泥ミ、天朝之御綱紀ニ悖リ候筋ニ相當リ、深ク恐入候ニ付、右正一位御授被下候年月日、朝廷之御次第明亮相伺、後規確實仕、古來之通勅願無闕怠勤行、一山混惑不仕樣、右權現位階之本據拜承仕度旨ヲ以、既ニ當二月中右之次第辨官御傳達所へ願出度趣ニテ、同寺役僧出訴致候間、添管之上、當時御同所へ出願中ニ御座候、

右相糺候趣、書面之通御座候、實相院改吉澤齡一郎外三(五歟)人ハ勿論、秋葉寺其外何レモ無證據申口迄之義ニテ、難取用、尤秋葉權現ハ、火迦具土神ニテ、山號ヲ社號ニ致候證ハ、山麓十八ヶ郷ヲ愛宕ト相唱、其他三代實錄風土記等ヲ證據之趣、右齡一郎外五人ゟハ申立候ヘトモ、何レモ後人推計之說ニテ、就中遠江風土記等ハ近代之著書ニ付信用難相成、往古修驗之祖先神職神勤奉仕之所、永仁年間三尺坊登山云々之內ハ、銘々系譜共外記錄等一切無之、秋葉寺申立ニテハ、秋葉權現ハ、右三尺坊異名同體ニ有之由ニハ候ヘ共、是以證跡無之、別當光幡光達共修驗之由候者、秋葉寺ゟ差出候永祿年中德川家康ゟ光幡へ遣候判物ハ勿論、天正

二十年堀尾左衛門尉判物文言宛所、幷右兩人墳墓碑面ニテモ寺僧ニハ紛無之相見え、加之右光幡外壹人修驗モ數多ニテ、既ニ寛永年中迄ハ、修驗三十六坊モ有之、其間光達死去後留守居之禪僧可賴置謂レモ無之候間、旁光幡外壹人修驗ノ申分モ難取用、且前書德川家康ヨリ光幡ヘ遣候判物其外書類ヲ禪僧盜取候ヨリ、出訴ニ相成、其節禪僧利運ニ相成、秋葉寺ト名乘候由、齡一郎外五人ヨリ申立候ヘトモ、右判物ニ見合候ヘハ、是以出入後秋葉寺ト相唱候儀ニハ無之、其以前ヨリ秋葉寺相唱候ニ無相違相聞、光幡ハ修驗大善院ニテ、子孫三之丞氣田村罷在候由モ申立候ヘ共、右三之丞申口之趣ニテハ、修驗大善院子孫之由ハ申傳ニテ、年月モ不分明、尤同村檢地帳之內、大善院名受之畑屋敷有之、右ヲ當時持傳ヘ居候上ハ、大善院筋目ニハ相違有之間敷候ヘ共、秋葉寺別當光幡子孫トノ申傳モ無之旨申立候間、更ニ今般之證據ニハ難相成、齡一郎外五人申立之趣、都テ採用難致、秋葉寺申立之趣モ、養老年中開基秋葉權現ト三尺坊ト之儀モ、古記錄中ニ有之候ヘ共、右記ハ享祿之年號有之、數年相立候儀ヲ、後書取候儀ニテ、認振其外眞僞モ不相分、證據可相成品トモ難見据、光幡光達之俗姓等過去帳ニ記シ有之候由、右古帳燒失致シ、近代相仕立候品ニ候上ハ、是又難取用、永祿度德川家康ヨリ光幡ヘ

遣シ候判物ハ勿論、其餘右年限以後之書類ハ、何レモ僞成モノニテ、僧侶別當罷在候義ハ紛レモ無之相聞、然上ハ、修驗吉澤齡一郎外五人申立候秋葉權現往古神社ニテ修驗共先祖神職之由ハ、證據モ無之儀ニ付、復飾神祭被仰付候義如何可有之哉、元來前書之通、秋葉寺共外修驗共一同無證據申口迄之義ニ付、秋葉權現神佛之分別難相分、加之本寺可睡齋申口之趣ニテモ、神佛之本據難相分趣ヲ以、既ニ辨官御傳達所へ伺出候程之義ニ付、此上一藩限之裁判ハ難行屆所ト奉存候、以上、

祈禱事、爲天下安寧家門長久、殊可令致精誠、且可爲祈願寺之狀如件、

貞和四年卯月九日　　書判

秋葉寺寺僧中

右ハ足利左馬頭直義判物也、

遠州犬居秋葉寺之事

右別當職幷諸勸進寺務等、如前々令領掌畢、任此判形者（旨カ）、天野宮內左衛門尉任納

跡出置上、(者脱カ)諸事永不(可脱カ)有相違者也、仍如件、

永禄拾二己巳年八月七日　家康

秋葉寺別當光幡

就當寺御再興ひた拾五貫文之所、令寄附畢、全以寺務彌勤行以下、堅可被仰付儀肝要也、依而狀如件、

天正廿壬辰年正月十九日　堀尾六左衛門尉

宗光書判

秋葉寺

別當坊光達

乍恐以書付御答奉申上候

秋葉寺三尺坊出現安置之時代、本尊聖觀音ハ行基之作銘有之哉、前住光播(幡、下同ジ)石塔有無之次第、且又祭禮式法之進退及牛王札守等之儀、是迄修驗仕來之趣、六ヶ院共申立之候趣付テハ、牛王札守等秋葉寺ニ於テ摺立候儀ハ、宗掟ニ有之間敷哉、

御尋之條承知奉畏、左ニ申上候、

一秋葉寺三尺坊ハ、和銅二巳酉年十一月十六日、秋葉寺ニ垂跡シテ、國家火防守護タラシムト、秋葉寺縁起中ニ御座候、又一說ニ、越後國古志郡杤尾町藏王堂寺內ニ十二坊有之、就中三尺坊ト申坊アリ、（以下別筆）住僧大僧正尋常護摩修行三昧之德ニよつて、異形を現し、大同年中秋葉嶺ニ至り、其頃山頭ニ大火熖發る事有之、幸火生三昧衆魔降伏之法を修行し、猛火止ルを以、火防鎭守と唱來候由來有之候得共、明證難書上候、尤越後國藏王堂藏王山常安寺与相唱へ、禪曹洞一派之道場にて、於于今顯然罷在候、

一本尊聖觀音行基彫刻之銘、有無次第篤ト取調候處、觀音（後歟）御光之內ニ、一刀三禮行基敬刀ト御座候趣ハ、老來之役僧共慥ニ承知罷在候得共、前年殿堂燒失之砌、右御光燒却仕候に付、其證難書上候、

（光壽曰、右に關し、鴻春倪氏は安政火災の節燒却したる由、なほ現今の後背は其後京都の佛師の手に成るものなる由を主張し居れり、）

前住光播、光達、昌春、巖秀、右四代之石碑左之通○中略、前掲靜岡藩取調書に載する所に同じ

右之通御座候外ニ、碑銘記文無之候得共、禪僧之石牌（マヽ）ニ紛無御座候、且又修驗石

牌(マヽ)之案號左ニ奉申上候、

(梵字)阿遮利何院　　實名入　金剛位

(梵字)權大僧都何院　　實名入　權化位

(梵字)三峯通峯權大僧都　實名入　法印位

(梵字)大越家何院　　實名入　金剛位

右之通り御座候、且又阿遮利權大僧都等は眞言天台兩宗之昇進號ニ御座候處、則修驗ハ多く眞言之派流と有之候ニ付、修行充滿之上、大峯ゟ右之賜官名候儀ニ御座候、乍併禪僧之石碑と修驗之石碑と相違罷在候條奉仰御賢察候、

一十一月祭禮之儀は、天下安全寶祚長久之御祈禱第一ニ御座候、同月十日ゟ、専ら御祈禱修行仕、滿座之上十六日夜、七十五膳と相唱へ備供之式有之、右之祭事中之大事件ニ御座候、尤此日式法數件之儀ニ付、附屬之修驗拾七ヶ院之内、忌服無之もの相撰び、祭禮之度々八人ヅヽ補役申付、右之内一老之者住持順席ニ定之、右一老ハ住持之指揮を請ケ、祭事點檢仕候得共、全以於修驗祭事修行之進退仕候儀は毛頭無之、何等之意味柄を以、修驗ニをいて、祭事執行仕候抔申立候哉、難得其意事ニ御座候、宜奉仰御賢慮候、

一牛王札守之儀、於秋葉寺ニ摺立候儀は、宗掟ニ無之、非法之由實相院始尋常申之、幸ひ御一新之折柄、修驗道八ヶ條之御掟目ニ基、彼是申立候得共、右牛王札守之儀ハ、秋葉寺附屬之修驗、古來ゟ札役与相唱へ、毎年春秋兩度山内ニおゐて爲摺立申候、彼等檀家廻勤之節ハ、秋葉寺ゟ申請之配札仕來候程之儀、修驗ニおゐて認之出候抔申立候儀、難得其意事ニ御座候、勿論六ヶ院共御掟目之御趣意申立候ハ、尤之事ニも御座候得共、秋葉寺儀者、家康公ゟ別當職幷諸勸進寺務等、如前々令領掌畢ト、別段之御判物頂戴仕、聊修驗道之御掟目ニ、關係不仕、牛王札守共秋葉寺之寺務ニ有之、古來ゟ仕來之確定、今更彼是申立候儀難得其意、宜奉仰御明察候、且又修驗道八ヶ條之寫、別紙奉備高覽候、右之條々宜奉仰御賢慮候以上、

周知郡領家村
秋葉寺代
永源寺

明治三庚午年二月

中泉郡政
御役所

静岡藩支配所遠州周知郡領家村秋葉寺附屬修驗實相院改吉澤齡一郎外五人復飾神勤之儀、先般當御官へ願出候ニ付、取調可申上旨御達御座候間、静岡表へ申達候所、元來秋葉權現神佛之本據難相分候故、夫々相糺候所、銘々申立而已ニテ、確證可相成品無御座、右者神社ニ決定可仕儀ニモ可有御座候へ共、不容易儀ニ付、藩廳ニ於テ決議難仕、何卒朝裁奉仰度、夫々取糺候趣書取差出候間相伺候樣、静岡表ヨリ申越候、依之別冊相添此段奉伺候以上、

静岡藩

庚午十月三日　小田　又藏

神祇官

御役所

この静岡藩の態度は、秋葉山は神社に決定致すべきであらうけれども、神社であるか佛寺であるか分明でないから、藩廳では決定致し難い、故に朝裁を仰ぐといふのであるけれども、その取調書は、明に修驗方の申出を否定し、佛寺として取扱ふことの至當なるを主張したものである、併しながら神祇官の意向は、最初より神社と認めて、分離を實行せんとするものなるを知れるを以て、自藩に於ける佛寺としての

決定を回避し、暗に佛寺として決定せられむことを要求し、同時になほ將來に起るべき紛擾の責任を回避せんとしたものであらう、

其の後この問題は一年有餘の間、何等の發展を見なかつた樣である、勿論秋葉山にありては、僧侶方も修驗方も各々自己に有利なる形勢の展開に全力を盡したではあらう、それらに就いては一切不明に屬する、

然るに翌明治四年七月に至つて廢藩置縣の結果、靜岡藩は廢止となつて、秋葉山は濱松縣の管轄となつたのである、で秋葉山に於いては、僧侶方は勿論のこと、修驗方もまた、この新所轄官廳に對して、各々運動を開始したらしい、そこで濱松縣に於いては、翌五年二月に至つて、左の伺書を差出して、秋葉山を以て早く神佛何れかに決定せられむことを、監督官廳に願出でることゝなつた、

庚午（明治三年）十月三日元靜岡縣（藩）より相伺候秋葉山之儀ニ付再伺

遠江國秋葉山之儀、神佛本據難相分、決議難仕、朝裁奉仰度相伺置候旨、中送有之候、方々混淆之弊不相止候而ハ、自ラ御政體之上ニも差響、且戶籍編製ニも差支候間、至急御指圖御座候樣仕度、此段相伺候以上、

壬申二月十五日、　　濱松縣

神祇省
御中

神祇官は、この前、廢藩置縣と同時に神祇省と改められて居たのである、そして濱松縣の意見は明瞭ではないが、「混淆之弊不相止候而ハ自ラ御政體之上にも差響」といつて居るのによつて察すると、早く神社の決定を與へて、分離を實行したいといふ意志があつたのではないかと思はれる、それは分離實行當時に於ける狀況によつても考へられることゝ思はれるのである、

右に對して、神祇省は、この年三月敎部省と改まると、直ちに左の囘答を下した、

秋葉大權現之儀、慶應三年十二月廿七日、神階正一位ヲ被授候事故、向後秋葉神社ト稱シ可申事、

こゝに至つて、秋葉山は、明に神社としての決定を敎部省から與へられたのである、さもあれ、慶應三年正一位を與へられたといふ事實に至つては余等に於いても解しかねるのである、鴻春倪氏はこのことにつき左の如くいつて居られる、

○上略 此の中叶坊といふのが今の濱松の高町に秋葉の分身を建立しまして、慶應三年十二月二十七日朝廷に請ひて、正一位を賜はり、自分は還俗して神官と

なりました、卽ち今の濱松の秋葉と曰ふのが是れです、是が抑も秋葉寺を滅亡せしむるに至る禍因となつたのです、〇中略卽ちその大略はかうです「秋葉權現儀慶應三卯年十二月廿七日神階正一位を授けられ候事故、今般秋葉神社と稱し、佛具佛器を取拂ひ、神職にて進退致すべき事」誠に意外です、秋葉は嘗て正一位なんどの神階を受けた事はありません、之は全く先きの叶坊に依つて建てられました濱松の秋葉の神階です、恐くこの縣廳の裏には、叶坊などの徒輩が居りまして、斯くの如き亂暴な達しを下したものでしやう、然るに情け無いことには、當時秋葉寺の僧は一も二もなく之を御受けして仕舞つたのです、それから、私共はそれは以の外の事であると致しまして、書類も澤山出しましたが、旣に受けて仕舞つてからの事でもありませんでした、乍併此の達は秋葉寺の受くべき理由は毫頭ありませんから、之にはするから、之を囘復するには、非常な骨折でした、亦縣でも多く之を受理しませた、之は卽ち無祿無檀無住の寺院は廢すべしといふ敎部省の布達であります、到底服しませんでした、そこで縣廳では更に第二の理由を以て之を廢しました、之は卽ち無祿無檀無住の寺院は廢すべしといふ敎部省の布達であります、因に鴻春倪氏が、この布達を以て濱松縣の決定に出でたが如く思はれて居るのは、

誤である、

なほ氏がこゝに掲げて居られる通りの文言の達しが出たかも明でない、併しながら、この布告に對して秋葉寺がこれを不服としたことは勿論であらう、そして所有手段によつて、これが撤回を望んだことも事實であらう、同時にこの時修驗實相院吉澤齡一郎等六人が、復飾を許可されたことは勿論である、さもあれ秋葉權現はこの時から秋葉神社となつたのである、

六、 分離狀況 附秋葉寺廢寺一件

(イ)分離狀況一般

教部省から「向後秋葉神社ト稱シ可申事」といふ布達を受けると、濱松縣では、可睡齋に對して、秋葉山に於ける神佛分離の實行を命じた、

秋葉大權現之儀、慶應三年十二月廿七日神階正一位ヲ被授候事故、向後秋葉神社ト稱シ可申旨、今般教部省ヨリ御達相成候條、其旨相心得、佛器佛具等有之候は、早々取除可申事、

壬申五月十七日

濱 松 縣

而して復飾を許可したる修驗吉澤齡一郎等に對しても、二十三日また布達を發して、分離の實行に取掛らしめた、その布達の文面は明でないが、右に對して、是月吉澤等は左の伺書を差出して居る、

乍恐以書付奉伺候

一秋葉神社之儀ハ、從前ヨリ外〆リ錠內陣錠祠錠、都合三ツ等ニ相分テ錠前有之候、右故ニ、一昨廿三日御達之趣、寺僧へ談示仕候處、外〆錠內陣錠而已相渡し申候、祠錠幷末社錠等未タ相渡シ不申、不都合ニ付、此段奉伺候、

一神前之儀は、荒增佛器取除候得共、其外山總而佛事而已ニテ、神社之振合更ニ相見得不申候ニ付、此段奉伺候、

一遠近有信之者、太々トシテ登山仕候節、如何取計可仕哉、奉伺候、

一未タ混淆之札守等差出候間、此段奉伺候、

右之段奉伺上候、以上、

明治五年申五月

周知郡領家村
秋葉神社元神職
吉澤齡一郎印
柳澤　清印

吉澤鎮　衞印

濱松縣

御廳

右に對する濱松縣の返事は、附札にて、

神殿内外之鑰有之候ハヽ、神殿奉仕ニハ差支無之、其餘ハ追テ差圖可致事（第一條に對し）

神殿ニ有之佛器取除候ハ、神勤ニ差支ハ無之、餘追テ可及差圖事（第二條に對し）

追テ可及差圖事、（第三條に對し）

追テ可及差圖事、（第四條に對し）

總テ社守丈ケ相心得、其餘之義ハ差構ニ不及事、

といふのであつて、分離に着手はしたものゝ、寺僧方に於いて、相當これを妨害したらしく、縣廳に於ては、吉澤等に命じて當分社守だけをして居れといふのである、そしてまた吉澤等は、復飾はしたものゝ、未だ正式に神職に任命されて居たのではなく、五月十八日から半ケ年の間、假に秋葉神社守護を申付けられたのであつて、社中一切の事務は、同時に新任の神官拜命までは、該村戸長に取扱はしめたのである、從

つて神器神寶等は、戸長に於いてこれを管理したのである、

然るに十一月に至り、十五・十六兩日の大祭に際して、吉澤等六人は神式祭具を用意して登山し、以てその手によりて祭典を行はんとしたところ、僧侶方にあつては、その神職にあらざるを以て、これに妨害を加へたので、吉澤等は遂に意を得ずして下山するの餘儀なきに至つたのである、これより兩者の爭は漸次白熱的狀態に至り、遂に入檻者を見るといふことになつたのである、

是に於て、恐くはこれが爲めであらうと思ふけれども、濱松縣に於ては、その月二十九日當時同郡山住神社の祠官であつた小國重友に對して、濱松縣權少屬を以て、口達で秋葉神社祠官の兼勤を命じ、追て引渡し方の儀に就いては出役を差遣すべきにつき、其節一同に出張致すべしと命じた、この前伊庭軍兵衛（濱松縣士族）及び三宅均等に秋葉神社の祠官を命じたけれども、兩人とも直ちに辭したのであつた、伊庭軍兵衛は、當時有名の人であつたといはれて居るけれども、德川藩の士族であるといふ外分明でない、また三宅均は、この前同國引佐郡栃窪の眞言宗某寺の僧侶であつたが、還俗したのだといふ、何時であるか分明でないが、恐くはこの頃であつたらう、濱松縣の雇となつて居たとのことである、後濱松縣を辭し、濱松中學校に漢文科の

教諭として數年間教鞭をとつて居たけれども、後愛知縣寶飯郡平機村の眞言宗財賀寺に住持となつて、僧籍に復したと傳へられて居る、雅號を円山と稱したといふ、

小國重友は同國一ノ宮小國神社世襲の神官であつて、父は鈴木重年と稱して國學の大家であつた、從つて重友もまた國學に相當の造詣があつた、重友は當時山住神社の祠官であつたのであるが、この時秋葉神社祠官兼務を命ぜられたのである、併しながら重友は學者はだの人であつて、當時の紛糾に處すべき人ではなく、當時僧侶方との訴訟にも盡力するところ少なかつたといはれて居る、然もこの重友が吉澤等六人の懇願によつたか教唆によつたか、それともまた他に理由のあつたのか、濱松縣より出役を命ずるから、その節一同に出張登山する樣にと命ぜられて居ながら、その後吉澤等と登山をして、引渡方を僧侶方に求め、同時に神式によつて祭事を行はんとしたらしいのである、そして僧侶方がこれを拒んだことは勿論である、卽ち彼等は、先に縣廳へ差出した書面に對する辭令が未だ下らないといふので、これを却けたらしい、で重友等はまた〱下山するの餘儀なきに至つたのである、

十一月祭典執行の爲めに吉澤等が登山した時であつたか、またはこの時であつたか、山上に於て兩者が激烈なる爭鬪を演出したことは事實であるらしい、で修驗

方は原告として、直ちにこの事を濱松縣へ訴へ出でたのである、よつて濱松縣では翌六年一月七日直ちに舊修驗方吉澤齡一郎等五人(この時柳澤勝彌は既に死去せり)に入檻を命じ、同時に僧侶方にありては秋葉寺役僧豐田郡小川村高林庵住職淸水笑柔、同郡雲名村源性庵、(正眼院ならむと思はるれど明ならず)住職兒玉祖欽の二名もまた入牢といふことになり、翌八日直ちに大區長山岡景連、靑山徹等に出役を命じ、以て秋葉神社祠官小國重友と會せしめ、九日この三人は犬居村戸長河村儀平治等と登山して、取調に從事せしめたのである、かくて十一日に至り、吉澤等五人は免牢宿預けとなり、次いで住職舜瑞弟子秋葉寺役僧佐野郡各和村永源寺住職溝口昌法(後昌保と改む)及び加藤玉音に入牢を命じた、この時戸長河村儀平治もまた入牢したのであるが、その理由及び日時等は更に明でない、この河村儀平治は現今秋葉神社社司河村儀平治氏の父君である、この入牢一件に就いて鴻春倪氏は、

中泉八幡の神主大場重光といふ人が縣へ申出まして、秋葉の僧侶等は寺の住持を毒殺して横暴を極めて居ると讒訴しました、それで縣廳は僧侶として有るまじき不屆の所行として、淸水笑柔、兒玉素欽、加藤玉音を捕縛して牢屋に投じ、後又溝口昌保をも喚び出し入牢させた、昌保は舜瑞の弟子であります、舜瑞

を毒殺した毒は私が盛つたと言ふたのです、その外或は入獄し或は禁錮せられました、

といつて居られるけれども、その入牢の理由とするところは如何であらうか、但し住持毒殺の噂が當時あつたことは事實であらう、春倪氏はなほ、

明治五年八月十七日住持舜瑞の寂後は後住撰定中といふので、實際は住持の寺務を取つて居りましても、之を發表致しませんでした

といつて居る、

一方濱松縣に於いては、この年一月二日を以て、小國重友の推選に任せて、幡鎌隆俊（周知郡山梨村の人）及び帶乘直枝（豐田郡本郷村の人）佐久間貞記（周知郡宮代村の人）山田信江（同村の人）太田畔知（同上）鈴木代次郎（同上）伊藤泰治（豐田郡敷地村の人）等を社務雇となし、二月十日に至つて、神前向錠鑰共一切を戸長より出役の山岡等に受取、これを祠官小國重友に引渡した、この時引渡した品は神前幕并置燈籠神饌の器具其餘社壇限り及び、神饌殿壹宇のみであつて、自餘の神寶等は未だ引渡さなかつたといふことである、

次いで二月三日に至り、濱松縣は乘子邦次、三輪永保の兩人を出張せしめて、秋葉寺を廢し、卽日、僧侶一同殘らず退山すべきことを命じ、此日寶藏雜庫等に封印をな

し、鍵はこれを秋葉寺の本寺可睡齋に預からしめ、更に秋葉寺の從者寄留人十八名を祠官小國重友に預けて、下山したのである、

請書寫

何國何郡何村
何誰幾男
何某
同
同

右之通人員御預ケニ相成、慥ニ御預リ爲愼置可申候、御用之節ハ、何時ニテモ御沙汰次第指出可申候、以上、

明治六年二月六日

秋葉神社祠官
小國重友印

次いでこの月廿八日に至つて、濱松縣は右の寄留人等を本寺可睡齋に引渡し、同時に先に可睡齋に預けたる寶藏雜庫の錠鍵を同寺より受取るべきことを神社に命じたので三月に入つてからは十四日に廣岡尙兄佐野郡鴨方村の人を社務雇に命じ、かくて人員を整備し、分離の下準備を完了したのである、

斯の如くして三月十六日に至り、濱松縣から十一等出仕近重八潮彥が出張し、翌十七日早旦から每日祠官小國重友を始め僧侶等をも打交へて、器物其他調査に從事して分離の準備に當つたのである、この近重八潮彥は、土佐の藩士であつて、國學を學び、猛烈なる排佛家であつたらしい、後裁判官になつたといふことである、

近重八潮彥の調査が出來上ると、その廿六日に至つて、濱松縣から權典事大江孝文が出張し、祠官小國重友を召して、社務條例を下附し、祭務・制務の兩課を置き、祠掌心得取締一名宛を分て之を掌らしむることゝし、直ちに一月以來雇を命じ置きたる幡鎌隆俊、帶刀直枝の兩人を祠掌心得取締に任じ、同時に先に復飾したる修驗吉澤齡一郞等五人(一人死亡)を祠掌心得に口達を以て申付け、以て分離の實行に著手したのである、

此日大江孝文は諸品の取調を終り、神器神寶幷に日用調度の器械は其儘居置き、佛體佛具の類は不殘これを可睡齋住職林玄齡代理愛知映へ引渡し、更に秋葉寺廢寺提まり奉るといふ請書を同人から差出さしめたのである、廢寺の件に就いては、後段に於いて述べることゝする、かくて、佛體佛具類を撤却すると同時に、濱松縣令林厚德より自筆の額面を奉納して、これを神前に掛けたのである、

濱松縣令林厚德は阿波德島の藩士で、漢學者であつたけれども、別に主義主張のあつた人ではないといふことである、後京橋區長として長く勤めて居た由である、權參事石黑務は彥根の藩士で國學系の人、間もなく參事に昇進し、後福井縣知事となつた、權典事大江孝文は德島藩士で、國學を學び、當時旣に老人であつた、退官後濱松に居を堅めて、歌などを詠じて居たとのことである、漢文漢詩を能くした由である、子息孝之といふがあり、これは慶應義塾を出でて、新聞記者をして居つたといふ、

(ロ)建築物の處分

秋葉山に於ける佛敎關係の建築物は、一般には仁王門を除くの外は、全部燒却したといふことに傳へられて居る、併しながら秋葉神社の記錄「當社略史」によると、燒けたのは千人長屋だけである樣である、然もその千人長屋すらも態々燒却したものではないらしい、卽、同史には、

(五月)廿七日午後十時頃境內千人長屋燒失

と記されて居る、恐くは失火であつたらう、そして實際は當時の佛敎關係の建築物は大部分破却せられて、可睡齋へ移轉したらしい、但し可睡齋に於ては、破却移轉の費用に究して、目覺しきものゝみを移轉し、他は皆谷に投じたといつて居るが、それ

も幾分は事實であらう、そして古材木として賣却したものがあつたことも事實であらう、而して當時の建築物にして秋葉神社に殘されたもの丶主要なるものは、仁王門及び寶藏のみなることも事實であるらしい、そして仁王門は移轉費用がなかつたために、そのまゝとなり、仁王が矢大臣に代つて、神門になつたのだといひ傳へて居る、而して現今に亙り秋葉山より可睡齋に移轉再建されたるものは左の通りである、

觀音堂　元秋葉寺觀音堂

奥院　元秋葉寺奥院

一切經藏(八角の輪藏)元秋葉寺經藏

何れも多額の費用を要したものであるらしく、精緻なる彫刻等有り、且つ至つて良材である、因に神社に現存せる寶庫は檜材の建築で、今なほ秋葉寺の定紋劔花菱の紋が付いて居る、なほ神社では現今紅葉楓の紋を用ゐて居る、其の他建築物の狀況に就いては遺憾ながら分明でない、尤も建築物はこの日全部撤却したのではなく、この後漸次可睡齋に於いて取毀ちて運搬したのである、

(八)佛體佛具佛書の處分

佛體佛具佛書の處分に至つては甚だ分明である、當時濱松縣にて作製したる日錄の寫本が現今秋葉神社に藏されて居る、この目錄は先に登山したる濱松縣十一等出仕近重八潮彥の作製になるものらしく、表紙に權參事石黑務及び權典事大江孝文の檢印を認むることが出來る、

（表紙）

綴目ニ大江の印章捺印あり

（大江）

（石黑）　（大江）

明治六年三月廿日調

秋葉寺什物可睡齋江合附受印帳

庶務課

濱松縣庶務係割印

（八行罫紙三十枚）

○佛像之部

一 三尺坊木像　二體（近重）
一 本尊（聖）正觀世音菩薩 行基作　壹體
一 四大天王　四體
一 達摩（磨）大師　壹體
一 提現　壹體
△一 行基菩薩　壹體
一 十一面觀世音菩薩　壹體
一 不動尊　二體
一 九星佛　九體
一 大黑天　壹體
一 年德善神　壹體
一 箱入木佛 （朱カキ）背高童子 三尺坊 金加羅童子　三體
一 藥師如來　壹體
一 羅漢像　七體

一秋葉寺開祖并世代木像　四體
一文殊菩薩厨子入　壹體
一伊駄天　壹體
一觀世音菩薩厨子入　壹體
一阿彌陀觀音地藏外ニ三體名不知　六體
一釋迦如來厨子入　壹體
一觀世音菩薩金佛厨子入　壹體
一准提觀音厨子入　壹體
一阿彌陀如來金佛厨子入　二體
一聖德太子外壹體名不知厨子入　二體
一月日貝厨子入　壹具
一歳德神像厨子入　壹體
一愛染明王厨子入　壹體
一觀音座像　壹體
一惡七兵衛景清守本尊千手觀音厨子入　壹體

一 籾佛大日如來厨子入　壹體

一 黄金佛准提觀音厨子入　壹體

一 阿彌陀 六地藏 厨子入　二體

一 二王木像　二體

一 金佛釋迦坐像　壹體

一 子安地藏菩薩　壹體

一 將軍地藏石佛傷物　三體

一 〈〔朱〕上ノ合印ノ處江入ルベシ〉將軍地藏木佛觀音堂所祭　壹體

一 觀音　壹體

一 後桃園院尊牌厨子入　壹ツ

一 九條殿下位牌厨子入　壹ツ

一 德川家靈牌厨子入　壹ツ

一 秋葉寺世代位牌　二拾

一 阿彌陀像箱入　壹體

一 不動尊　壹體

一釋迦涅槃像箱入　壹體

（別頁）

○佛器之部　三月廿二日調　（近重）

一黄檗隱元禪師所持橄欖樹十六羅漢數珠　壹連

一七福神錢金梨子地圓器ニ入　壹孔

一連理香道具金梨子地箱二ツ黒卷繪箱壹ツ　三箱

一眞鍮花瓶　大小三十八口

一燭臺唐金眞鍮類　廿二本

一銅茶湯茶碗　三十六口

一十子眞鍮　六ツ

一眞鍮引臺　壹ツ

一眞鍮杓子　三本

一眞鍮茶碗　十七

一銅瓶　壹具

一眞鍮皿　廿六口

一酒水器　懺摩法式用　壹箱

一眞鍮茶臺　十四

一錫茶臺　二ツ

一錫茶碗　二ツ

一眞鍮香爐　大小十四

一錫茶臺　壹ツ

一錫皿　二ツ

一太鼓　臺付　二鳴

一磬子　大小十壹

一鳩鉢　二對

一廣島　壹ツ

一小磬　壹ツ

一黑塗木椀　茶臺付　二十

一朱塗茶碗　茶臺付　六ツ

一水引　金襴登龍下龍之模樣付　壹流

一水引足　三流
一湯呑茶碗　十八
一茶呑茶碗　十六
一金光明最勝王經摺板箱入　壹具
一朱塗重箱蓋付　十二
一拜席　壹枚
一重臺　二ツ
一錫茶碗　五十壹
一錫茶碗蓋　三十
一錫茶臺　十
一錫皿　五枚
一眞鍮花瓶　大小十二
一坐肉　壹枚
一唐金鈴　二ツ
一片手桶　三ツ

一唐金雲板　壹枚
一高札　壹脚
一朱塗茶臺　大小二十
一打鋪金襴錦之類　大小十三枚
一唐縮緬幕　壹張
一錦水引　壹流
一水引足　二流
一金地金襴水引　壹流
一赤地金襴壇打敷　十八枚
一古小打敷　十壹
一小旗　四流
一金蓋瓔珞　壹ツ
一金地金襴法被　壹枚
一綸子法被　壹枚
一金地金襴水引　壹流

一水引足　二流
一金襴打敷　大小六枚
一小下ヶ房　四下ヶ
一飯臺掛　十壹
一幕下ヶ房　十五下ヶ
一赤地金襴水引　壹流
一水引足　四流
一手磬　二ッ
一小半鐘　二ッ
一唐金燈籠　壹對
一釋迦堂　壹宇
一曲彔　壹脚
一佛壇　三ッ
一前札　三脚
一鰐口綱　壹筋

一常香盤　壹具
一白鼠　壹對
一天蓋　二具
一磬子臺バイ付　壹具
一見臺　二具
一白三寶　廿二膳
一象形大香爐大布薩用箱入　壹具
一手巾掛同用箱入　二具
一位牌并祭文勸請軸容同用　壹箱
一朱塗水瓶臺同用箱入　二ツ
一朱塗靈供膳同用椀付箱入　壹具
一朱塗三寶同用箱入　十膳
一朱塗應量器同用箱入　廿六
一陶香爐同用　大小七ツ
一應量器膳付同用　二ツ

一大香爐　壹ツ
一猿像　壹疋
一黑衣像　壹ツ
一桶施餓鬼用　大小六ツ
一錫杖　二本
一拄杖　壹本
一香臺　大小二ツ
一籌竹大布薩用箱入　四十七本
一水瓢同用　二ツ
一大鐘　大小二ツ
一鰐口　大小二口
一額　十三面
一護摩具　壹通
一燈爐　大小六ツ
一香爐　大小五ツ

一油次　壹具
一花皿　廿九枚
一挑灯　六ツ
一位牌　四本
一踏臺　二ツ
一祈禱祝聖滿參黒塗掛板　三枚
一朱塗献物臺　三膳
一黒塗大椀　拾三
一洒水器　壹具
一黒塗三寳　十三膳
一眞鍮茶湯茶碗　四拾五
一眞鍮小皿　三十五
一銅香爐　大小四ツ
一陶香爐　壹ツ
一鰐口　小壹口

一五呂服織　壹本
一佛壇　壹個

（別頁）
〇佛書之部　三月廿一日調（重近）

一大般若經　三部
一金光明經　十五部 内二卷不足
一法華經　三十二部
一大唐西域記　六冊
一四會語錄　三冊
一法華經科註　九冊
一涉典錄　廿二冊
一萬松老人從容錄　五冊
一首楞嚴經疏　十冊
一僧堂淸規　三冊
一虛堂錄鈔　九冊

一林泉老人空谷集　六冊
一遺教和解　三冊
一冷齋夜話　四冊
一夢中問答　三冊
一圜悟禪師碧巖錄　十冊
一半陶藁　四冊
一地藏本願經　七冊
一宋高僧傳　十二冊
一行宗記　四冊
一雜本　廿二冊
一南郭詩集　六冊
一虛空集　六冊
一同　六冊
一起信論　五冊
一百法問答　五冊

一雜本　廿六冊
一大藏法數　三十六冊
一雜本　六十冊
一萬松老人從容錄　六冊
一同從容事略　十五冊
一禪苑淸規　三冊
一合注戒本　三冊
一雜本　五十六冊
一大智度論　五十三冊
一雜本　五十冊
一宗鏡錄　三十三冊
一雜本　十六冊
一續高僧傳　首卷不足　十五冊
一楞嚴　十冊
一法數　二冊

一海水一滴　五冊

一雜本　五冊

一註文字禪　五十冊

一千手經　五冊

一雜本　百三冊

一本朝高僧傳　三十二冊

一法苑珠林　三十八冊

一艸山集　十三冊

一善惡現驗報應編　五冊

一大慧普說　九冊

一雜本　十一冊

一佛果擊節錄　二冊

一正法眼藏　四十八冊

一報恩編　三冊

一十輪經　五冊

一梵網戒本疏　六冊
一隨求經　三冊
一林丘客話　二冊
一首楞嚴經　十冊
一法華經　八冊
一善惡業報經　八冊
一濟北集　五冊
一法華經　廿二冊
一獨庵護法集　五冊
一洞上古轍　二冊
一空谷集　四冊
一「撰集抄」　「四冊」
一梵網古蹟（迹）記　五冊
一梵網經　三冊
一梵網古迹記　五冊

一雜本　三冊
一圓覺經　五冊
一卍山錄　廿七冊
一梵網古迹抄　八冊
一雜本　十四冊
一聖德太子傳歷皷吹　十冊
一徑山護法集　十七冊
一輔教編　十冊
一拈評三百則　三冊
一無孔笛　三冊
一科註法華經　十九冊
一玄義釋籤　九冊
一五燈會元　廿冊
一雜本　三十二冊
一六祖壇經　五冊

一大藏一覽集　十冊
一三千佛緣記　七冊
一起信助寥抄　八冊
一碧巖集　五冊
一碧巖抄　六冊
一鐔津文集　六冊
一徑山護法集　十五冊
一佛果擊節錄　二冊
一文憲護法集　五冊
一無盡燈論　二冊
一法華新註　十二冊
一林泉老人空谷集　五冊
一法纂解　三冊
一永平實錄　二冊
一法華玄義　六冊

一六祖壇經　四冊
一因果報應略　七冊
一「唐詩鼓吹」　「四冊」
一歸命本願集（鈔）諺註　三冊
一雜本　二冊
一雲門語錄　四冊
一典座教訓　壹冊
一頑極語錄　壹冊
一西谷名目　四冊
一大藏却論　三冊
一「韻府彙選」　「五冊」
一三籟集　二冊
一佛法金湯編　四冊
一林間錄　二部四冊
一千丈語錄　二冊

一如淨語錄　二冊
一義雲語錄　二冊
一瑩山清規　三冊
一圓覺經　四冊
一原人論　二冊
一雜本　二冊
一碧巖鈔　四冊
一首楞嚴經　六冊
一同　八冊
一佛門衣服正儀編　二冊
一志學抄經　二冊
一雜本　九冊
一正法眼藏　四十二冊
一準提心要　壹冊
一雜本　廿六冊

一傳衣象鼻葦巴歌　二冊
一鐵(曾)碧雲片　壹冊
一原人錄　三冊
一四分律　廿壹冊
一「韓非子全書」　「十冊」
一日本洞上錄　三冊
一永覺外集　五冊
一光明玄記　九冊
一宗門略列祖傳　四冊
一高僧傳　六冊
一法華會義(玄)　八冊
一妙法蓮華經　八冊
一法華要解　五冊
一釋氏要覽　三冊
一抄經不能語　九冊

一起信論　五冊
一四教集解　三冊
一百法問答　五冊
一傳心法要　二冊
一雜本　廿壹冊
一佛祖三經　三冊
一蒲室集　十冊
一十不二門指要抄　二冊
一法海具觀　八冊
一金光明經疏　八冊
一拔隊語錄　五冊
一雜本　五冊
一理趣分經　壹冊

（別頁）
○書畫之部　（近重）
一聖武天皇宸翰湫（マヽ）字心經　石箱　壹幅

一光明皇后一切智光明仙人經　壹卷

一後陽成院宸筆般若心經　壹卷

一後小松院菅神御畫像靈夢御賛　壹幅

一北小路殿伊勢物語自筆　壹卷

一花山院前内大臣愛德祝歌　壹幅

一花山院家房五字一行書　壹幅

一油小路殿詠歌　壹幅

一德川鶴千代丸之狀 但横物　壹幅

一大般若經 平清盛頼盛兩筆黑塗箱入　壹軸

○此分上合印ノ處ヘ入ルベシ

一大般若經 聖德太子宸筆 箱入　壹軸

一永平高祖行常眞彩色圖 箱入　二幅

一觀經曼陀羅 箱入　壹軸

一一休和尚眞蹟 箱入　壹軸

一釋迦出山之圖 箱入　壹軸

一石鼓山爲霖禪師道影 箱入　壹軸

一兆殿司聖觀世音菩薩畫 箱入　壹軸
一釋迦文殊普賢三佛之畫 雪舟筆 箱入　壹軸
一夢想(マヽ)國師墨蹟 箱入　壹軸
一弘法大師五大明王之畫 箱入　壹軸
一楊柳觀世音圖 箱入　壹軸
（今上合印ノ處ヘ入ルベシ）
一靈鑑寺內親王染草准提王畫像 箱入　壹軸
一慈鎮和尚歌切　壹箱
一弘法大師南無阿彌陀佛 箱入　壹軸
一觀音龍虎之畫 狩野尙信 同守信 同安信 三人之筆 箱入　三幅對
一佛畫 箱入　五幅
一釋迦八相傳畫 土佐光置(マヽ)筆 箱入　二幅
一十六羅漢畫 絹地　十五幅
一惠心僧都三尊彌陀佛之畫　壹幅
一宋國顏輝羅漢尊者之畫　壹幅
一弘法大師星曼荼羅　壹幅

一 唐國吳道子觀音之畫　壹幅
一 宋國顏輝改黄牛之畫　壹幅
一 唐國一行禪師不動尊畫　壹幅
一 唐畫漁籃觀音　壹幅
一 狩野常信達摩(マヽ)之畫　壹幅
一 六祖大師米搗畫 探幽筆 箱入　壹幅
一 大國天畫像 一舟吉信筆　壹幅
一 六祖大師畫 雲南筆　壹幅
一 釋迦出山之圖 五樂筆　壹幅
一 古畫如來 筆者不知　二幅
一 雪峯和尚富士畫　壹幅
一 栽松道者畫 雪舟筆　壹幅
一 普門品色紙 長嘯子筆 六葉　壹包
一 迦葉尊者畫像 達堂筆　壹幅
一 唐畫觀世音畫像　壹幅

一澤庵和尙登城狀　壹幅
一智證大師之畫　壹幅
一黃檗木菴和尙墨蹟　壹幅
一東皐心越墨蹟　壹幅
一黃檗隱元禪師畫像狩野常信筆　壹幅
一黃檗大鵬竹畫賛　壹幅
一黃檗木菴墨蹟　三幅對
一雪峯墨蹟　壹幅
一月天子圖王代古畫　壹幅
一黃檗木菴六字一行書　壹幅
一大德寺春嶺七言絕句　壹幅
一大德寺茶用軸淸岩筆　壹幅
一東皐心越禪師法語　壹幅
一右同僧開山法語　壹幅
一月舟梅之字　壹幅

一天祐五言一行之書　壹幅

一觀音妙智力　隱元禪師筆　壹幅

一月舟墨蹟　三幅

一卍山之書　壹幅

一面山和尚之筆　壹幅

一唐國寧一山墨蹟　壹幅

一大德寺江雪墨蹟　壹幅

一澤庵和尚墨跡　壹幅

一月舟入身難受法語　壹幅

一地藏菩薩畫像　二幅

一大黑天畫像　壹幅

一心越禪師畫　壹幅

一風外達摩畫　壹幅

一瀧見觀音畫　壹幅

一黃葉高泉之書　壹幅

一香積万仭之書　壹幅
一如來荒神畫　壹幅
一寺賢和尚幅　壹幅
一維摩之幅　壹幅
一高泉老人之筆書　壹幅
一三社詫宣　貳幅
一五大菩薩畫　壹幅
一達摩之畫　壹幅
一黄檗木庵之筆　壹幅
一東皐心越之書　壹幅
一黄檗獨（湛）探墨畫　壹幅
一秋葉寺世代八代十代十三代畫像　三幅
一磯丸之筆（朱）書　壹幅
一菅原道日德上古之神寶書横物　壹卷
一春夜宴李太白　壹卷

一寒食之書　壹卷
一普門品紺紙金泥戸田兵右衛門筆　壹卷
一十六羅漢畫但四箱入　十六幅
一笠置解脫上人眞筆　壹枚
一釋迦文殊普賢畫箱入　三幅
一秋葉寺歷住畫像箱入　十六幅
一惠可達摩維摩畫像箱入　三幅
一達摩行基永平畫像箱入　三幅
一正五九月日待用佛畫箱入　三幅
一能畫　三幅
一佛畫　二幅
一大夫房覺明筆　壹枚
一栂尾明惠上人眞筆　壹枚
一永平道元禪師眞筆　壹枚
一天台傳教大師眞筆　壹枚

一行基大師真筆　壹枚
一永平道元禪師真筆　壹軸
一世代畫像　壹軸
〆百八十壹幅

（別紙）
右者秋葉神社御改正ニ付、元秋葉寺所轄佛體佛器類、前書之通其寺ヘ合併申付候條、當面相達候日限通、取纏可申、此旨更ニ相達候也、

明治六年三月廿八日　濱松縣

可睡齋

右御達之趣奉畏候也

周知郡上久野村
可睡齋住職
林玄鶴
病氣ニ付名代
豐田郡小山村雲江院住職
三行玄禎　印

この裏書紙綴日上下二所に「濱松縣庶務課」の角印が捺してある、

右によつて、佛體佛具類の處分は甚だ明瞭であるが、それらが必ずしも現在可睡齋にある譯ではない、勿論佛體の一部は、其後明治十三年秋葉寺再建の際、これを秋葉寺に引渡したのであるが、その他佛具類は、即時に賣却したものが、多かつたのではないかと思はれるのである、建築物の條下に述べることを忘れたことであるが、鐘樓を破壞すると、その鐘をば其場で直ちに賣却したと、栗田榮太郎氏はいつて居る、また旅所の側にあつた二丈大の金銅製の濡佛も、この時賣拂はれたといつて居る、そしてこれ等の賣却者は何人であつたかは分明でないが、その賣却によつて得たる代價によつて、人夫の費用にあてたこともあつたであらうと思はれる、それから秋葉寺側に於いても、この分離以前にかゝることをしたことがあるのではないかと思はれることがある、秋葉山には銅の華表が表口に一基、戸倉口に一基、平山口に一基、都合三基あつた、またこの外に、表口には、木材に銅板を張つた華表が二基あつた、これもまた栗田氏の談によると賣却せられた由である、これは復飾問題の起つた當時、僧侶方に於いて、神社關係の諸道具を撤却したことがある折、その節破却の上賣却されたのではないかと思ふ、なほまた、この外擾亂に乘じて、村民が盜取つ

たものもあらう、長谷川爲範氏の談話によると、六年一月に秋葉寺の役僧等が濱松へ引致された際、山上の警戒なきに乘じて、表坂、裏坂の乞食等數百人が當社に押入つて亂妨をした由である、ボストンの博物館に現存する金銀鈎舟の香爐は、秋葉寺の所藏であつて、祭典の節のみ使用した有名の什器であつたが、如何して持出されたか、濱松の某金物商がこれを外人に賣却したのであるといつて居る、

(二) 分離に關する巷説

長谷川爲範氏及び栗田榮太郎氏其他の人々の談話には、記錄と一致せぬ點が少くない、けれども、それらの中にも、多少參考となるべき點がないでもない、で以下それらの要點を簡單に述べて置く、

明治六年分離の際は、濱松から權參事石黑務が出張したといふ說がある、そして彼は麓の庄屋に命じ、人足を集めて登山したといふ、また石黑は出張せず、大江孝文が出役したのだともいふ、大江が登山したといふのが正しい、石黑は登山するや、直ちに秋葉寺の大玄關に來つて、杖で幕の中總をばはづし、靴で蹴つて、供に從つて居た愛宕村の某に與へた、總は一さげもある絹總で現にその男の家にあるといふことである、そして石黑に辨解又は抗辨する樣な態度に出たものは直ちに入牢を命

ぜられたといふ、大江は亂暴はしなかつたけれども、非常に威張る男であつた、縣令林厚德とは親戚であつたといふ、なほ濱松縣の役人が秋葉寺側を壓迫したのは、石黑であつたか、或は他のものであつたか分明でないけれども、舊幕府時代に、その藩から秋葉寺へ代參に來たことがあつた、然るに湯浴の際、小僧が機織井戶(秋葉山上の名水)で水を掛けたのに立腹して、寺中と喧嘩し、遂に代參が出來なくて、そのまゝ歸藩、浪人となつた遺恨もあるといふことである、そして兎に角石黑にしても大江にしても、縣から出張になつた役人は、登山すると直に經堂に火を掛けて、仁王門を除くの外建築物全部を燒却したといふ、このことは、說をなす者の皆一致するところであるけれども、その儘信用は出來ない、それから仁王門から仁王を引出せと人足に命じたけれども、仁王が重くて引出せない、そこで仁王の首へ繩をつけて引いた、現に山腹の茶屋富士見屋仁平治の自話によるに、淚を含んでこれを引いたといふことであるとは長谷川氏の談話である、右仁王の尊像はそのまゝ西の谷へ投じた、長い間そのまゝにあつたので、朽ち果てたが、幸ひその內の一體が首だけ滿足して居たので拾ひ上げた、秋葉寺に現に所藏して居る仁王の首はそれであるといふ、余も調査出張の節この首を見ることを得たけれども、或はその首であるかも知れ

ないと思つたことである、臺座もそのまゝ谷にあつたから拾ひ上げた由である、そして現在秋葉寺の仁王尊の臺座はそれであるといふ、山麓村民が人夫として登山し分離に從事したことは事實であるらしい、栗田氏の談によると、何でもお祭り騷ぎで登山したといふことである、品物などもせしめたらしいといふことである、可睡齋へ引渡した品は、可睡齋で山上から雲名口へ出し、雲名村から天龍川によつて池田へ運び、池田から更に陸路可睡齋へ送つたといふことである、それから可睡齋では、出來るだけ澤山持つて來たといふ、これは一物でも澤山に運べばそれだけ秋葉權現を可睡齋へ移したといふことになり、信者の信仰を可睡齋へ移すことが出來るからだといふ、そして可睡齋に於いては、それら引渡品の運搬は大げさにした、これは權現移轉を廣告する爲であつたといふ、何にしてもこの時一番うまいことをしたのは可睡齋で、可睡齋は當時あまり豐でなかつたが、これから現今の様に隆盛に赴いたのであつて、初めは秋葉寺存續に盡力したけれども、後には分離になつたことを喜んだといふことである、

(ホ)　秋葉寺廢寺一件

濱松縣に於いては、既に神祇省の決定を得た以上、この後は唯この決定を基礎と

して、處置を取ればよいのである、僧侶方がこの決定を拒むに於いては、强硬手段を取つても、これを强ひればよいのである、然るに僧侶方がこの決定に服從せず、あくまでも反抗の對度に出でたので、濱松縣に於ては、山上の爭闘を機會として、僧侶方の主謀者を捕縛し、以て山上に於ける本據を攪亂し、直に登山して僧侶方を退山せしめ、分離を實行したのであるが、更に根底より僧侶方の勢力を覆さんとして、三月廿六日分離の當日秋葉寺の廢寺を命じたのである、

周知郡上久野村可睡齋末
同郡領家村
秋葉寺

右者無檀無住ニ付、廢寺申付候條、此段相達候也、

三月廿六日
濱松縣印
可睡齋

(同文)
右御申渡之旨畏候也、

周知郡上久野村
可睡齋住職病氣ニ付
三行玄綱印
明治六年三月廿六日

で、可睡齋からは秋葉寺の法類へ對して、左の達書を出したのである、
(縣廳よりの達書同文)

右之通リ被仰付御請書差上候

但シ本尊聖觀音幷三尺坊其他佛像佛具等、當齋へ合附被仰付候條、秋葉寺法類各刹へ御通達可申旨、齋主被申付候、如斯御座候、

明治六年四月十四日
可睡齋
知客印
秋葉寺法類各寺院

この廢寺は敎部省から出た、根源の如何を問ふに及ばず、衆人神を以て稱すれば、神を以て祭るを可となすといふ達を理由として生れたものであるといふことである、

この廢寺の命令を出すと、濱松縣では、先に入牢せしめてあつた溝口昌保以下秋葉寺側の僧侶等を出獄せしめたのである、鴻春倪氏は左の如くいつて居る、

斯樣に廢寺しましてから、吾々をも喚出しまして、秋葉寺の廢寺を申渡し、何れも無罪放免となりました、誠に偏突もないものです、要するに何か理屈でも言ひさうな面倒なものは、皆一時閉塞したに過ぎなかつたのです、誠に亂暴も極つて居ります、此の時の裁判官は吉川唯彥と云ふ人で、當時十三等出仕でした、それから吾々を牢に入れたのは木村重義と云ひ、十一等出仕であり、後熊本の判事となりました、要するに當時の廢寺には是等の三氏及び先きの神主大場氏などが主腦となつて居ました、まあこれ等の人は平田派の國學者の方でしやう、

といつて居る、なほ氏は、

秋葉の書類で可睡齋に在つたものは、悉皆近重氏の手に渡りて、行方を失ひました、恐くは盡く燒棄せられたものでせう、

といつて居るけれども、これは恐くいひ過ぎではないかと思ふ、何となれば、秋葉山の書類は、數百點今なほ可睡齋に所藏されて居るからである、

なほこの時の狀況については當時可睡齋知客たりし林道隆の「秋葉本殿可睡由來記」といふ一冊がある、別冊に寫してあるからそれを參照願ひたい、(別冊は省略す)

(へ) 分離後の秋葉山

三月廿六日分離を實行すると翌々廿八日秋葉神社に於いては、午前一時から神式の神事を執行し、御食御酒魚海藻野菜玉串等を備へて左の祝詞を神前に申したのである、

改正神事祝詞

掛卷毛畏支

迦具土大神乃大前爾祠官小國重友恐美恐美毛申左久皇大神乃往古與利鎮伊坐美志端山止青垣隱禮留此乃神山爾佛像共乎立混済多留波中津世乃中子乃盛奈留世爾許曾如此波成都良米如斯弖數多乃年月乎經來乎皇大神乃御心奈留可毛此度明治元年皇我朝廷與利御縣官爾仰給布命令乃事執持弖其乃官吏近重八瀨彥伊此乃秋葉神社爾參上來氐宇禮多紀佛像共乎悉皆爾取退弖神殿乃內外乎始米山菅乃淸々敷祓淸米底今日乎生日乃足日止撰定弖改正仕奉良牟止爲酒波瓶上高知瓶腹滿並氐海山乃味物乎奉置氐八瀨彥止共爾如此仕奉

留神事乎神柄毛見備氏宇豆乃幣帛乎平久安久赤丹穗爾聞食坐氏大神乃御威稜波此乃岑上爾生立氏年經杉乃彌高久皇御孫乃大御世乎堅磐爾常磐爾守幸給比天下乃蒼生爾至迄波留事無久惠給比撫賜倍止恐美恐美毛申須

なほこの時重友から八潮彦に贈つた長歌がある、

賀秋葉神社改正贈近重八潮彦歌

繫卷毛綾爾畏支迦具土乃神之命乃宮柱太敷立而古昔從鎭坐露霜之秋葉之山者神山爾有氣留物乎何時世可法師共之持齋事止志成而今母然有經苗爾慷慨母思氣良久乎大神之幸比坐禮改而仕奉禮止御縣乃國之官從任給布事執持而大丈夫之近重吾兄神山爾騰良比來坐己知々々爾立流佛等殘無拂取退掃淸米祝奉良須斯而許會貴可理氣禮菅根之彌遠長久空蟬乃後世人爾語繼云繼麻之乎君之功者

反歌

迦具土乃神之命乃御稜威波母顯禮坐志事之貴左

彼等の得意蓋し思ふべしである、かくて四月十五日になつて愛知縣士族上田晴(三河田原の人)が祠官に任ぜられて、重友はこれと交代した、

然るに六月に至つて神社に於いては、太々神樂を執行したのであるけれども、三尺坊の木像を可睡齋へ持つて居つたので、舊來の講中で參詣をする者は、十に二三といふ狀況であつた、で濱松縣に於いては左の諭告を發するに至つたのである、

周知郡秋葉神社之儀ハ、慶應三年御改正ニ相成候處、三尺坊之肖像及佛器之類依然差置、不都合之儀ニ付、先日可睡齋ヘ取纏ニ爲及候事ニ候、然ルニ無智蒙昧之者共、三尺坊ヲ鎭火神ト心得居候哉ニ相聞、如何之儀ニ付、其區內々々戶長ヨリ小前之者迄、能々示諭致シ遣可申事、

明治六年五月　濱松縣權參事石黑務

甚だ窮したりと謂ふべしでである、

次いで八月に至つて、濱松叶坊の木部貞を社部に雇ふたのである、これは寬永以前の關係を復活さしたものであらう、併しながら九月十月の頃に至つては、屢〻盜難があり、また火繩に火を點じて捨て置くものがあるといふ樣な狀況で、甚だ不安の狀態にあり、十一月大祭前日十四日には、火を失して神殿炎上といふことにまでなつた、十二月に至つて縣廳の命令により、分離の引續きとして、勝坂村山上にある奧院の不動堂及佛器佛像類の取調を行ひ、翌七年一月に至つて、これは可睡齋代理

林道隆に引渡しを終り、自餘の物品は神社へ引取つた、

翌七年の四月に至つて、權殿及假幣殿の上棟の祭を行ひ、次いで遷宮を終つた、で五月には拜殿も出來た、その後漸次諸建築物成り、人氣も靜謐に赴いて、以て今日に至つたのである、

七、秋葉寺再興始末

秋葉山は、全國に亙つて多數の信者を持つて居た、殊に遠江を中心として、三河尾張美濃に多數の講中を持つて居た、然るに明治六年三月神佛の分離を行ひ、佛體其他を可睡齋に移して以來、これら多數の信徒講中は、秋葉神社を去つて、可睡齋に集つて來たのである、可睡齋に於ても明治十二年に至りて、庶民信仰の對象となつて居た三尺坊威德大權現の堂舍を建立して、これら信徒講中の意を迎へ、こゝに意外の繁榮と隆昌とを見るに至つたのである、卽ち東海東山は勿論陸奥僻陬の地に於ても、三尺坊の分身勸請を乞ふものあるに至り、その祭禮の際の如き、雜沓鼎を沸かしむるものがあつた、可睡齋の喜悅はさることながら、これを見た秋葉寺の僧侶達の心の中には、諦めても諦められぬものがあつたに相違ない、秋葉寺再建は蓋し當然の歸結であるといへる、

秋葉寺再興の運動が何時から起つたか、またその中心人物は如何なる人々であつたか、調査が十分でない爲めに、明瞭に知ることが出來ないのは、甚だ遺憾であるが、前の秋葉寺住職舜瑞の弟子、分離當時の役僧であつた永源寺住職溝口昌保氏及び後に秋葉寺住職となつたところの鴻春倪氏(分離當時如何なる地位にありしや未だ調査し居らず)等がその中心であり、且つまた運動は、十二年可睡齋に於いて、三尺坊堂舍建立祭典執行當時からであつた樣である、

可睡齋副寺寮に「官事」と題して、當時往復の公文書を控へた記錄がある、その第四號は、宛も秋葉寺再興當時の明治十二年十月から、同十三年の十二月に至るもので、聊か秋葉寺再興の顚末を明にし得るものがある、よつて今この記錄を中心とし、更に現秋葉寺留守居長谷川爲範氏、可睡齋僧侶安藤文英氏、及び犬居村領家栗田榮太郎氏等の談話を參考して、再興の狀況を左に述べることゝする。

可睡齋の「官事」の最初に見ゆる秋葉寺再興の記事は左の如くである、

日延御願

當齋末舊秋葉寺再興願之件、千葉堪(湛)玄外三名連署ヲ以、御本局に出願致候儀ニ付、今般御呼出之上、懇ニ御說諭ノ旨承了仕候得共、別紙理由書之次第ニ御座候

故、此上何共御答申上兼候、然シ今一應歸縣仕、齋主幷末寺檀家信者共に篤ト協議ノ末、御決答可申上候條、來ル十三年一月卅日迄日延被成下度、此段願上候也、

静岡縣下遠江國周智郡久能村
可睡齋住職
中教正西有穆山代理
同齋役僧
十輪寺住職
訓導　林　道隆　印

明治十二年十二月廿五日

曹洞宗務局
御中

（以下朱書）
［契］
書面願之趣不得已次第ニ付、聞屆候條、來ル十三年一月三十日限決答可申出候事、

明治十二年十二月廿五日 □

御屆

右者舊秋葉寺再復件、千葉堪(湛)玄外三名之者ヨリ願出候儀ニ付、御尋問之筋有之、出頭可致旨、本月七日附ヲ以テ、御達ヲ蒙リ、本人出頭可仕之處、本縣下豐田村(郡)下野部村一雲齋授戒、引續愛知縣下三河國岡崎宿内明大寺村龍海院授戒會修行ニ付、戒師ニ被相賴、他行中ニ候間、拙僧儀兼テ舊秋葉寺再興件部理代人ノ委任ヲ受ケ關係罷在候間、本日出頭仕候、此段御屆申上候也、

靜岡縣下遠江國周智郡久能村
可睡齋住職
中教正西有穆山代理
同齋末寺大之鄕村
十輪寺住職
訓導　林　道隆　印

明治十二年十二月十六日

曹洞宗務局
御中

遠州周智郡久能村
可睡齋住職
中教正西有穆山

其寺未舊秋葉寺再復件云々、千葉湛玄外三名連署別紙寫之通願出候ニ付、篤ト尋問致度儀有之候條、本月十六日迄ニ、本局に出頭可有之、此旨相達候事、

明治十二年十二月七日　　曹洞宗務局印

この三通の文書を讀むと、何となく奥齒に物の挾つたといふ感じがする、けれどもこれは恐らく、舊秋葉寺僧侶達から曹洞宗務局に對して、何か秋葉寺復興に關する願を差出したので、宗務局はこれに對して、その可否の決定その他に就いて、可睡齋に問ふところがあり、可睡齋はこれに對する決答の延期を乞ふたものであるらしい、因に秋葉寺復興願人千葉湛玄といふのは、舊幕時代秋葉寺の江戸に於ける里坊であつた深川區御船藏前町三十四番地に現存する中央寺の住職である、

秋葉寺廢寺以前のことならば知らず、分離後のこの頃に於いて、可睡齋が秋葉寺の復興を希望しなかつたことは想像に餘りあることである、けれども、またその間には、本末の關係、その他の事情があつて、復興に贊成しなければならぬ狀態にあつ

たことも想像されないではない、

安藤文英氏の談話によると、秋葉寺復興の中心人物であつた鴻春倪氏は、歸雲ともいひ、舜瑞の前に秋葉寺に住職たりし則一鼎三の住院に後住となつた人で、鴻雪爪氏の弟子であつた、雪爪氏は元彦根清涼寺の住職であつて、清拙和尚と稱し、當時宗教界に於ける大人物であつた、雪爪氏は後還俗して神道界に入り、虎の門の琴比羅の祠官となつて、當時の神道界に於ても中心人物として活動し、後御嶽教の管長となり、從四位に敍せられた程の人で、僧侶の肉食妻帶を許可されたのは、この人が維新元勳の間に運動した結果であるといふことである、この雪爪の弟子で、春倪の弟弟子に當る青蔭雪鴻が當時永平寺に住職であつた、この關係で秋葉寺の復興は相當永平寺の諒解を得て居たといふことである、因に安藤氏は秋葉寺々々と今ではいふけれども、これは復飾問題當時に於いて、鴻春倪氏の新に付けた名であつて、秋葉寺は大登山靈雲院といふのが本當の寺號である、舜瑞の前住則一鼎三、この人は熱田の白鳥山に居た、卽ち有名な白鳥鼎三であるが、その鼎三の遺稿「天籟餘韻」の中の秋葉山の（晉山式法語には、決して秋葉山秋葉寺とはなく、明に大登山靈雲院といつて居る、秋葉寺といふ名は、鴻春倪氏の附けたものであることは、春倪氏自身

の口から聞いたことである、春倪氏は秋葉寺再建の後、その住職となつたけれども、間もなく官林亂伐のため隱退するの止むなきに至つた、春倪氏は現今(大正十年九月)東京市麻布區三河臺町六番地に居住して居るといつて居られる、秋葉寺の號が果して春倪氏の命名によるや否は信じ難いことではあるが、秋葉山の別當寺を大登山(又は大洞山)靈雲院と稱して居たことは事實である、

さもあれ、可睡齋に於て、秋葉寺復興の件に關して、曹洞宗務局への決答を延期せんことを願つた理由は、左の可睡齋副寺から、永源寺住職溝口昌保に宛てた書狀によつて窺はれるのである、

秋葉寺再興件ニ付、連城寺樣ヨリ各和永源寺へ

差遣之タル書面ノ寫シ

欽テ呈啓、陳者今般秋葉寺舊復願出候ニ付、右本願之趣熟考スルニ、明治十一年內務省乙第五十七號ノ御布令ヲ遵守シ、可ナリニ永續基(ノ脱カ)礎ヲ備ヘ捺印願出候ニ付而者、本末之條理上ニ於テ、同願可願者勿論トモ存候得共、秋葉寺義ハ全國有名之大寺ニ付、興廢共ニ普通寺院ト異ナリ、不容易義ニ付、可否共(共カ)第一等之法類尊君へ御談示不申候半而者、何分決定致シ兼候義有之候間、御用繁ニハ候得

共、是非々々一應御歸國願上候、右舊復ハ一小教院ニ關スル事件ニ付、金談等違約之論トハ大ニ異ナリ、代言ヤ辯口者ニ附之、煩鋪爭論ニ及候樣之義有之候而者、自然教義ノ面目ヲ失シ、一場之敗闕ハ勿論、三尺坊威德ノ名稱ヲ穢シ、尊君ノ實効モ空シク可相成与、深ク心痛罷在候間、願クハ本末共ニ情誼ヲ盡シ、往々親睦ノ示談相遂ケ度心底ニ候條、御紙面上之御回答ニ而ハ不都合千萬ニ付、是非々々御歸國ニ相成候樣、呉レ々(マヽ)も御依賴申上候、右爲可得尊慮捧愚狀候、頓首拜白、

明治十三年一月十三日

連城寺住職

眞守普明九拜書

永源寺住職

溝口昌保殿

本文ハ拙僧生涯ノ實意粉骨碎身ノ建言ニ候條、尊君ニ於テモ、今日ノ都合ニ到リ候而者、外見可致筋無之、若シ等閑ニ捨置、以上ノ成行方ニ付而ハ、大舊(マヽ)ノ事件ニヒトシク、相互ニ散財シ、到底困苦スルノミ、實ニ今日(ニ脫カ)至リ候而者、本末ノ爲筋深ク勘考ノ場合ニ候條、是非々々御歸國有之度願上候也、

失敬ながら、往返旅費等ハ何レニテモ償却可致、右ハ如何ノ部分御氣障リ
無之願上候、

可睡齋
副寺

東京府深川區
冬木町六番地
宮田東平宅ニテ
溝口昌保殿

過ル十四日付にて、連城寺より差上候書狀茂、早御落手委細御承知之上、御歸國ニ可相成与ハ存候得共、秋葉再興願者ノモノ、舊冬宗局へ願出、右に付同局より當齋へ御達し之旨有之候處、尊君へ篤与御談示不申候半而ハ、回答難相成次第有之、依而日延願上置候間、是非々々御歸國願上候、依而再伸恐書如斯候、恐々拜白、

可睡齋役寮

明治十三年一月十八日

後見　九拜書

請合

永源寺住職

溝口昌保殿

この書狀によると、可睡齋にあつては、秋葉寺の復興が可睡齋に取つて大打擊たるは相違ない、故に秋葉寺の復興に賛意を表するの止むなきに至るとも、三尺坊移轉によつて得たる利益を奪回せられない範圍に於いて、これに賛意を表し度く、秋葉寺第一の關係者たる溝口昌保に向つて懇談を要求したものであらう、溝口昌保は、この秋葉寺再興については未だ表面に立たなかつたらしい、もし想像が許されるならば、それには何等かの理由があつたであらう、卽ちこの文面にも見ゆるが如く、昌保は何か小教院の問題について、可睡齋と爭ひ、上京して居たらしく、これは將來秋葉寺の再興に就いて、可睡齋に於ける反對を見越して、可睡齋を敵として、激烈なる爭鬪をなさんが爲めに、先づ一小事件によつて、可睡齋との關係を絕つて居たのかも知れない、そしてこの點がまた可睡齋のよつて求むべき妥協の乘ずべき點であつたかも知れない、

かくて可睡齋に於ては、一方溝口昌保に對して熟談を要求すると共に、同時に曹

洞宗務局に向つて、更に決答の延期を願出で、許可を得たのである、

日延御願

昨明治十二年十二月中、可睡齋住職中教正西有穆山御用召ニ付、爲代理上局御懇諭之趣難及即答、本月三十日迄日延御願、歸齋仕候處、舊秋葉寺重立法類溝口昌保ニ是非面會致、尋問度件々有之候得共、右仁當時他行ニ付、何分協議行屆兼候、尤右仁來月初旬迄ニ者歸村可相成旨申來候間、格外之御詮議ヲ以テ、猶又來月十五日迄御日延御聞置被成下度、此段奉願上候也、

靜岡縣下遠江國
周智郡久能村
可睡齋住職
中教正西有穆山代理
訓導　林　道隆印

明治十三年一月廿三日

曹洞宗務局
御中

（以下朱書）
書面願之趣、無已次第ニ付、聞置候條、二月十五日限無相違上申可有之候事。

明治十三年一月二十六日□

右の上申再延期願によると「御懇諭趣難及卽答」とあるあたり、宗務局に於いては、秋葉寺再興に讃意を迫つて居るのではないかと考へられる、また溝口昌保の二月上旬歸國といふのも他に理由があつたのかも知れないが、それまでに、秋葉寺側に有利に形勢を誘致せんが爲めの運動期間であつたのかも知れない、

斯の如くして、兎も角も溝口昌保は歸國して、可睡齋と懇談を遂げ、兩者の意見一致して、妥協成り、期日は過ぎたが、三月一日に至つて、二月の日付を以て左の上申書を差出したのである、

上申書

(客)各年十二月代理林道隆へ御懇諭之趣モ有之、今般夫々及協議候所、格別ナル御懇諭之旨趣ニ悲キ、先般本尊及三尺坊分體ヲ新刻シ附與スヘキ(旨脫カ)再興願人ニ相答候處、右ハ取消シ、舊秋葉寺再興之上者、本尊正觀世音之像及開山幷中興ノ尊像歷代尊牌等ヲ返附シ、且再興願人幷法類一同協議之末、願書捺印ハ無論、堂宇建設之際助成トシテ金貳百圓寄附可致候、然レモ客年進呈仕候理由書之趣モ有之候間、將來本末之間ニ於テ紛議ヲ生セサル爲メ、再興願書へ調印之際確乎

タル盟約書ヲ作リ、係リ一同調印爲取替、篤ト熟議ヲ遂ケ、一同得心之上、該顛末ヲ詳記シ、御届可申上候、此段及上申候也、

静岡縣下遠江國周智郡久能村

可睡齋住職

中教正　西有穆山

明治十三年二月

曹洞宗務局

御中

この上申書によると、可睡齋の態度がよく分る、可睡齋に於ては、分離によりて得たる利益を、再興によりて奪回せられんことを恐れて、初めは再興に賛成しつゝも、秋葉寺の本尊正觀音幷びに信仰の當體三尺坊を返却することなく、これが分身を新に作つて、秋葉寺に與へようとしたのである、而して秋葉寺がこれに滿足すべき筈はない、そこで遂に本尊正觀音はこれを引渡し、三尺坊はこれを可睡齋に止め置くといふことで、妥協成立を見るに至つたのである、卽ち可睡齋にあつては、秋葉寺の本尊はこれを引渡しても、庶民信仰の對象である三尺坊を殘し置くことによつて、その利益は十分に擁護し得られるものと考へたのである、これは一應甚だ尤な考

へ方の樣である、然らば秋葉寺側に於ては、よくもかゝる不利なる條件によつて、妥協をしたものだと考へるかも知れない、卽ち秋葉寺の滅亡を歎くの餘り、その利益を犧牲にしてまでも秋葉寺さへ再興すればよいといふ、純眞なる信仰から出たものであらうか、それは決して左樣ではなかつた、この事に就いては後段に至つて詳細に述べることゝする、

かくて三月に至つて、可睡齋幷びに秋葉寺側は互に盟約を締結して、可睡齋よりは左の再上申を宗務局に出すに至つたのである、

上申書

本年三月一日附ヲ以テ上申ニ及ヒ置候舊秋葉寺再興願之件、今般雙方示談整頓致シ候ニ付、別紙盟約證書寫シ相添ヘ、更ニ上申仕候也、

靜岡縣下遠江國周智郡久能村

可睡齋住職

明治十三年　月　日

中敎正西有穆山代理

十輪寺住職

訓導　林　道隆

曹洞宗務局
　御中

秋葉寺再興願ニ付盟約證

本縣下遠江國周智郡領家村舊秋葉寺儀者、去ル明治六年三月中、舊濱松縣廳ヨリ無檀無住ノ廉ヲ以テ、廢寺被仰付、殺(刹カ)趾者則チ秋葉神社ト改マリ、同寺本尊聖(正カ)觀世音始メ其他ノ諸佛體等都テ本寺タルヲ以テ、貴齋ヱ(マヽ)下附セラレタリ、當時貴齋ニ於テハ、巨多ノ費用ヲ厭ハス、官命ヲ奉シテ遠ク秋葉山ヨリ該下附物ヲ運搬シ、爾後官ノ許可ヲ得テ觀音堂ヲ再建シ、三尺坊ノ本殿ヲ建立シ、以テ若干ノ費用ト盡力トヲ要シタルハ、我輩ノ認メテ疑ハサル處ナリ、殊ニ舊秋葉寺ノ廢寺タルヤ、寺號ヲ廢シタルノミニシテ、其儘神社ト改稱セラレ、普通寺院ノ無住無檀ニ據リ廢寺ニ相成タルモノト大ニ異リト雖モ、舊秋葉寺創業以降開祖累世祭祀ノ道場ヲ失シ、傳燈爰ニ斷絕スルヲ慨歎ノ餘リ、該趣意ヲ以テ再興情願ヲ述ヘ、只管貴齋ノ同願ヲ仰クニ附テハ、豫メ盟約ヲ取結候條件確證左ノ如シ、

一秋葉寺再興願允許ニ相成候上者、別紙書上圖面ノ通リ、諸伽藍落成ノ際、本尊聖(正カ)觀世音尊像壹軀並脇士兩尊四天王及ヒ同寺開山歷代等ノ肖像牌面ハ、貴齋ヨリ返附ヲ可受事、

一右尊像返附ニ相成候上ハ、三尺坊大士尊像幷ニ奥ノ院不動尊及ヒ其他ノ諸佛體ハ、永久貴齋ニ於テ奉祀スヘキ者ニシテ、將來決シテ要求スヘカラサル事、

一堂宇建設之上本末ノ情誼ヲ以テ、再興助成トシテ金貳百圓御寄附ニ相成候上ハ、秋葉寺新舊負債ノ儀ニ付テハ、貴齋ヘ迷惑ヲ相掛ケサルハ無論、再興諸入費等決シテ請求致ス間敷事、

一堂宇落成ノ後、東京深川中央寺ヨリ秋葉三尺坊尊幷不動尊ヲ勸請シ、敎會講社ヲ取結ト雖モ、舊秋葉寺ニ往古ヨリ安置有之海内無比ノ三尺坊眞像ハ、貴齋ニ於テ永久奉祀有之上ハ、貴齋三尺坊敎會講社信徒等ノ嫌疑ヲ生セサル樣注意可致事、

一客歲貴齋ヨリ宗局ヘ具狀ニ相成候理由書ニ牴牾スル廉ハ、一切施行致ス間敷事、

右之通盟約候上者、永久違變無、且ッ本末ノ信誼式禮等相闕キ申間敷候、依テ法類幷ニ檀徒一同捺印證書如此候也、

靜岡縣下遠江國周智郡堀內村瑞雲院住職
舊秋葉寺法類組寺有志總代
權訓導　溝口　來岳印

同縣下同國佐野郡本鄉村前長福寺住職
同總代
試補　牧　泰禪印

同縣下同國同郡下垂木村前永江院住職
同總代
試補　松村　眞宗印

同縣下同國同郡各和村永源寺住職
舊秋葉寺法類
試補　溝口　昌保印

同縣下同國山名郡淺羽村圓明寺住職
同
權中講義　秋月　格禪印

同縣下同國周智郡草ヶ谷村香勝寺住職
同
訓導　武藤　玄智印

同縣下同國佐野郡本鄉村長福寺住職
同
試補　加藤　是新印

東京府京橋區釆女町十番地
秋葉三尺坊尊內陣五講
總代理　片山　彌助印

同深川區西六間堀町廿一番地
同五講
總代理　片桐　左仲印

同麴町區麴町八丁目十三番地
東京諸講中信者
總代理　山田　和水印
總代理　上島　仲謙印

同深川區御船藏前町三十四番地中央寺住職
舊秋葉寺法類惣代理

教導職試補　千葉　湛玄印

同京橋區釆女町十番地

秋葉三尺坊尊講中信者總代

中村甚兵衛

千葉湛玄印

靜岡縣下遠江國豐田郡中泉村

同信者惣代

海方　直泰印

同縣下同國同郡西三島村

同信者總代

熊谷三郎馬印

同縣下同國同郡中泉村

同信者惣代

磯部　源藏印

同縣下同郡同村

同信者惣代

山本　正方印

同縣下同國周智郡犬居領家村

寄檀家信者諸講中寄附惣代
栗田榮太郎印
同村
同惣代
平塚富三郎印

舊秋葉寺本寺
可睡齋住職
中教正西有穆山殿
可睡齋末寺總代
一雲齋住職
眞川超玄殿
同齋法類總代
十輪寺住職
林　道隆殿
同齋檀中惣代
杉山兼作殿
同
增田小三郎殿

この盟約書の最も重大なる點は第四條である、卽ち庶民信仰の對象である舊秋葉寺傳來の三尺坊眞像は、これを永久可睡齋に於いて奉祀することゝし、秋葉寺にありては、別に舊幕府時代の江戸に於ける、その里坊深川の中央寺から新に三尺坊を勸請するといふことである、そして、更に注意すべきは、右に就いて、教會講社信徒等の疑惑を生ぜざる樣注意をすると付け加へてあることである、

かくの如くして秋葉寺再興の願は許可せられ、遂に堂舍を犬居村領家より坂路五十町なる表口秋葉神社の麓八丁の一平坦地に建立し、直ちに本尊正觀音以下の佛體を可睡齋より移すことゝなつたのである

前掲契約書に連署して居る、犬居村領家栗田榮太郎氏の談話によると、この時秋葉寺に於いては、山麓の諸村は固より、遠く周知郡森町以北の各村落より、佛體運搬の人夫を徵した、そして、これらの村落にあつては、一は中心の信仰より、また一は舊時の繁榮を再現せんとする希望とから、多數の人夫を送つてこの役に與らしめ、一行の至るところ所々村々何れも相當の饗應を設けて、その勞をねぎらふた、然るに森町以南の諸村にあつては、これとは全く反對に、これら人夫に對して湯茶をも供しなかつた、これは秋葉寺留守居長谷川秀範氏も共に說くところである、

可睡齋から佛體受取の役に當つたのは、前の秋葉寺の役僧長福寺の住職牧泰禪であつた、(因に栗田氏は秋葉山にありて、留守監督の任に當れりといふ)泰禪は長持三四十を用意し、多數の人夫を引連れて可睡齋に向つた、一方可睡齋附近の村民は、秋葉寺から三尺坊の尊體を强奪に來たものと誤つて、やはり人數を募つてこれに對抗の氣勢を示した、けれども、泰禪の一行は遂に可睡齋に至り、契約に從つて、その受け取るべき佛躰を請取り、可睡齋もまた引渡すべき佛躰は悉くこれを秋葉寺に引渡したのである、而して、泰禪はそれらの佛躰を、持つて行つた長持に收めたのであるが、收めた後の長持には、筆太に秋葉三尺坊大權現といふ札がついて居たものがあつた、そして三四十の長持――盟約書に記されたゞけの佛躰では恐らく長持十數個で十分間に合つたであらうに――を今度は森町街道並に二俣街道の二路に分つてお祭り騒ぎで持つて還つたのである、この廣告の方法は全く分離當時に於ける可睡齋の取つた方法をそのまゝ學んだものである、

人々は迷つて居る、秋葉神社と秋葉寺とそれから可睡齋と、どれが本當の秋葉樣であるかと、神社へ行けば、神社が本當の秋葉である、昔ながらのこの境内が何よりの證據であるといふ、秋葉寺でとへば、秋葉寺こそ本當の秋葉である、あの境内は官

の無理解なる壓迫によつて奪はれたものだ、秋葉寺の正しき傳統であることは再興を許可されたゞ一事だけでも分るではないかといふ、現在頒布して居る秋葉山秋葉寺略緣起には、特に左の記事がある、

秋葉寺と秋葉神社の區別

當山の舊地には秋葉神社と稱する本縣々社ありて、當秋葉山の舊地なるを以て、秋葉神社と稱するも、祭神は迦具土命にして、千年來火防の主たる秋葉大權現に非ず、明治六年四月卽ち當寺の廢寺後新に勸請せし祭神にして、當山とは全く關係なく、廢寺前の仁王門寶藏石燈籠石垣等其儘にして、仁王門は佛式朱塗、寶藏、石燈籠には當山定紋在りて、當寺代々の墓所今猶存せり、

そして最も性質（タチ）の惡いことは、この奧にはもう何にもありませんといつて、何も知らぬ神社への參詣人をこゝから追返すことがあるといふことである、

可睡齋で聞くと、可睡齋では、本當の秋葉は當方だ、三尺坊威德大權現の眞像は、正しく當山に鎭座ましまして居る、秋葉寺のはあれは新に作つたものだといふ、併しこれに對して秋葉寺では決して負けて居ない、秋葉寺に鎭座する三尺坊尊躰こそ本當の眞像である、可睡齋にあるのは分躰に過ぎぬ、三尺坊の尊像は昔時秋葉寺の

隆盛なりし頃、住持の代替り毎に一躰づゝ分身を彫刻し奉つたもので、その尊像は澤山にある、現に當山に數躰を藏して居る、可睡齋にあるものも、その分身に過ぎない、當山に鎭座する尊像こそ眞像であるといふ、可睡齋ではいふ、一代毎に一躰宛彫刻し奉るとは跡方もなき僞である、これこの通りといつて證據を出す、

可睡齋秋葉總本殿之碑

明治六年官以秋葉寺無田祿檀越廢之、佛躰佛具擧併之可睡齋、因新造殿奉三尺坊、十二年竣工、既而秋葉寺再興、乃與可睡齋訂約、齋祀三尺坊本躰、寺祀其分體、〇下略

明治三十年歲在丁酉秋八月

正四位勳四等文學博士　重野安繹撰並書

併しながら、齋は三尺坊の本體を祀り、寺は其分體を祀るといふのみでは、未だ事情は十分に明にされたとはいひ難い、

前掲盟約書によると、秋葉寺に於いては、三尺坊は深川の中央寺から勸請をするといふことになつて居る、そして、中央寺の住職千葉湛玄もこれに連署して居る、そこで、秋葉寺の三尺坊尊像は深川中央寺から持つて來たといふ說がある、けれども、安藤文英氏の談によると、その後の中央寺住職岡田蘭牛氏の語るところによるに、

決してかゝることなく、中央寺の三尺坊尊體は昔ながらに今猶ほ中央寺にあるのことである、さすれば、現今の秋葉寺の三尺坊尊像は、舊秋葉寺傳來の三尺坊眞像でもなく、また中央寺安置のそれでもないと見てよからうと思ふ、

その後秋葉寺は、鴻春倪氏等の敏腕によつて、漸く寺勢を囘復したけれども、住職の交替頻繁であつて十三年より代を數ふること六代、これが爲めになほ、秋葉神社には未だ及ばざるものがある、(春倪氏が官林濫伐によつて職を退くの餘儀なきに至つたことは既に前に述べた如くであるが、春倪氏の腹には、元來この官林は秋葉寺の所有地であつたといふ點があつたらしい、これが後に官林拂下問題に於いて、更に秋葉神社と爭ふに至つた所以である)

さもあれ、長谷川爲範氏の語るところによると明治三十三年、故小松宮彰仁親王殿下は、周智郡の赤十字社大會へ臨御の節、秋葉寺へ御宿泊の御豫定であつたところ、相憎道路破損の爲め、その意を得られなかつた、そこで、秋葉寺に於ては、當時の役僧掛川永江院の住職永江金優氏が出張して、御機嫌を伺ひ、額字御揮毫の御意を得て、「秋葉權現出現道場」と御願したところ、縣廳にて、文意穩ならずといふので、當方にて訂正出願するから左樣心得よと通知があつた、そこで秋葉寺では困却の上、在京

中の鴻春倪氏へこの旨を通知したところ、春倪氏は殿下へ御拜面を願つたところ、殿下がこれを御承知下さつたのみか、道場の道字は俗語で宜しくないと仰せられ、殿下の御意見で靈字を下され、「秋葉權現出現靈場」と賜はり、住職自身拜受して歸山した、然るに神社に於いては、「火防秋葉神社」の額を御願いたしたるところ、これには殿下御訂正の上唯「敬神尊王」とのみ賜つた、これでも皇室に於いて、秋葉寺を以て、正統とお認め下さつて居ることは分るではないかといつて居る、因に舊秋葉寺は九條家と因緣淺からず、住職は代々九條家の猶子となり、また英照皇太后入内の節の如き、九條家の困窮を救はんが爲めに、五百兩を獻上したことがあると傳へて居る、そしてなほ現今も秋葉寺では年頭には九條家へ出頭禮を述べる例であるといふ。

八、官林拂下問題

舊秋葉山の境内――秋葉寺を以ていはしむれば、舊秋葉寺の寺地を、一部は神社に一部は官林としてとられたといふことは、秋葉寺の常に念頭にあつて忘れられぬことである、然もその寺地には、高杉大檜鬱蒼たるものあるに於いてをやである、そこで秋葉寺に於いては、明治三十九年に至つて、この山林を前に秋葉寺に於て上地したることを確認せしめたき訴訟を、靜岡縣廳を相手として、行政訴訟を起した

のである、これはこの確認によつて、官林の拂下げを得んとしたのである、併しながら、これは四十一年一月に至つて敗訴となつた、で秋葉寺に於いては、その官廳を相手とすることの甚だ不利なるに氣付き、今度は神社を相手として、訴訟を提起したのであるが、これも大正元年に至つて、また敗訴に歸した、この訴訟事件については、別冊に判決文の寫しがあるから、それに就いて知悉されたい、（別冊略す）

秋葉山の神佛分離は、實に明治元年にその端を發し、而して大正元年に至るまで引續き紛爭を事として居たのであつて、然もそれはなほ表面のことであつて、今なほ和融は保證し難き狀態にあるのである、（終）

增上寺に於ける神佛分離問題の顚末

藤本了泰氏報

增上寺に於ける神佛分離發令當時の一般狀況並に分離實行の顚末、

神佛分離の發令は、明治元年三月十三日の布告を始めとし、同年同月十七日神祇事務局より諸社への達、同三月二十八日の布告、同四月十日、並に同閏四月四日の達等に依つて爲されたものである、此等の内に於て、特に「諸社への達」となせるもの丶以外は、恐らく國内一般に共等の該當局から傳達されたものであらうから、從て增上寺にも亦達せられたものであらうと思はれる、然るに現在同寺に殘つて居る日鑑を始めとし、檀林評會の控、又遠くは京都知恩院の日鑑並來翰等には一も共の事を記して居るものがない、誠に不思議と云はなければならない、それなれば、果して是等の布告や達しは、同寺には傳達されなかつたものであらうか？、然し事實は發令された元年の歲末に於て、同寺所屬の鎭守諸社十社餘を分離して居る所を見る

と、達せられなかつたであらうとの想像は全く否定されねばならない事になる、元來是等增上寺の日鑑にしろ、又來翰にしろ、共は何れも共時々の月番によりて、細大記せられたものであるから、此の發令に當つても、布告があれば共布告を、達しがあれば共達を記して居るべき筈である、然るに事實はそうではない、然も單に共達し布告の文が見えて居ない許りでなく、恐らく共等が通達せられたならば、或は本山當局者たる當時の役者達の問題となり、或は一山大衆との評議會評となり、或は共結果として一山の風潮が如何に變つたか、卽ち如何なる形式で共問題を取扱ひ、如何に分離の實行をなさんと企圖したか、乃至此の令に對して、果して一山僧侶が如何なる感じを持つたかと云ふ樣な事柄に就てさへも記して居なかつたと云ふ事は、誠に共等日鑑を繙くに當つて奇異の感を起さずには居られないものである、

於是私は、此等重要なる事件に就て何等の記述のない事を下の樣な理由によるものであらうとの想像を敢てした、

共れは增上寺に於ける一山の動揺、殊に是等諸布告諸達の發せられた元年三月四月を中心とし、共前後を通して增上寺一山を脅かした官軍討幕軍の入京(江戸入)

共に對する旗本等の防備、是等を中心として卷かれた渦の中に、絶えざる不安と動搖とを感じた一山學寮乃至役者等の困亂顚倒の結果によるのではなかつたかと思はれる、換言すれば、同じ德川一門の恩顧によりて殷盛を極めた增上寺が、上野寬永寺の運命と等うすべき狀態を見ねばならないかも知れないと云ふ豫感は、一山の僧侶をして恐怖せしめ動亂せしめたに相違ない、此等は軈て、一山の存廢に關する重大問題であるが故に、其とは寧ろ第二次的な位置にあるこの分離令は、後になつてこそ各地方に於ける末寺末院の合寺廢寺の問題となつたから、大に注意の焦點となつたものゝ、其當時に於ては、案外當局の心を惹かなかつたものであらう、否惹かなかつたと云ふよりも、前面の問題としての增上寺存廢の問題に關して、熱中困亂し過ぎて居たものであらう、

この一山の動搖と困亂とを證するものとして、私は、芝公園地に現存して尙增上寺の爲に奔走至らざるない當年八十二歲の田村伊助氏の談話と、同氏が爾來の增上寺への盡力に對して、窮困の今日相當の慰藉を求めんが爲に、最近同氏自らものしたる「增上寺に對する六十年間の實歷」とを擧げる事が出來る、其等によれば同氏は文久元年以來華頂御門跡關東御貸付所御用掛を拜命し、御一新當時にあつて最

も增上寺の興廢に預つて力あつたものである、卽ち同氏は勝安房を識り、西鄕南洲に昵近して、當時上野に於ける彰義隊の官軍防備の如く、山內谷間に立籠て等しく官軍を防がんとした多賀上總介の同勢六百餘人を立退かしめ、或は官軍東征の事を聞いて一山の僧侶共爲す所を知らず、僅に豐舟の計らひによりて、彼田村氏が植木屋金八なるものを使役し、現今正則中學校前邊の谷間に數十百間の穴倉を鑿ち、共を覆ふに多數の木材を以てして、萬一の場合に於ける一山衆徒の避難所たらしめむとしたと云ふ事は、幾分共困亂の眞相を傳ふるものではないか、又事實彼の圖らひとして、乃至は勝西鄕大久保等と彼との交涉よりして、一山を焦土化せんとする危急より救はんが爲めに、一面多賀の同勢を山內より放逐し、一面增上寺豐舟をして總督宮を途中に擁して御機嫌を伺はしめ、其結果總督宮の入江戶と共に、山內華頂宮御學問所(現今の東京府知事官舍)を以て、假御殿として滯留あらせらるゝに至らしめた事は、同氏の山內增上寺に對する功を語るものであると同時に、增上寺の困亂の狀を語るものである、

かくて一山の動搖が元年當初から始まり、四月には旣に官軍の入京となり、五月上野の戰爭と言ふ事になつて、江戶市中の騷擾となつたばかりでなく、增上寺山內

は亦官軍の寄宿所となつて、未曾有の混亂狀態を呈せしめた、此の事は纏て亦其等の記事を書かしむべく餘りに急なるものがあつた爲であらうかとも思はれる、

次に此の分離令其ものが直接增上寺にとりて重大な關係を持たらしめなかつたと思はれるのは、增上寺には、其境內地に叡山に於ける日吉社、高良山神社と別當寺御井寺と云つた樣な關係の如き神社がなかつた爲である、卽ち增上寺には、神社佛閣相對立し得べき樣な神社もなく、又對立し得る程でないにしても相當な由緒や相當な勢力ある神社がなかつた爲に、此の分離令によつて、爾來壓迫され勝であつた神社々僧の團結もなく、又成るべき社僧が無かつた爲である、從つて分離令は只爾來別當僧として、乃至自家の鎭守社の支配者として、單に其の布告の趣意を實行せば足りるのであるから、分離令其まゝの意味での實行とすれば、差程の重大問題でもなく、又あつたとしても、前述した增上寺の存廢問題、乃至興廢問題の前には、注意を引かるべきものでなかつた樣である、

此の二つの事情は、私の想像ではあるが、恐らく當面の問題としての分離令發布當時の狀況に就て、何ものも現今に迄殘さなかつた所以であらう、

然しながら、天下の公の布達であるこの分離令は、增上寺に於て如何樣な形式に

よつて傳達せられ、又傳達された當時如何樣な狀況を現出したかは明でないにしても、一山の鎭守として、或は末寺子院の鎭守として、祭祀せられた神社、神祠のあつた以上、當然行はれねばならなかつた問題であり、そうして事實行はれた問題であつた、故に私は、今迄述べた樣な考から出發し、又此れから述ぶる樣な、極めて些少である材料によつて、分離實行顚末の概略を記して見やうと思ふ、

先づ初めに、緣山志によりて增上寺山内の鎭守社を列擧することにする、

熊野權現

飯倉天滿宮（緣起等淨全十九、二九八頁）

秋葉社（同三〇一頁）

瘡守稻荷社（同三〇二頁）

產千代稻荷社（同　）

子聖大權現（同三〇五頁）

茅野天滿宮（同三〇九頁）

淡島大明神（同三一一頁）

幸社稻荷大明神（同三一三頁）

白㚑稻荷社（同　）
圓山稻荷社（同三一五頁）
車折大明神（同　）
豐祈稻荷社（同三一六頁）
加封稻荷社（同　）
守門稻荷社（同　）

以上十五社を數ふる事が出來るが、然しながら嚴密な意味で各子院內如何なる小社をも數ふるとすれば、明治初年に於て、所謂增上寺一山としての鎭守、熊野秋葉等を除いて、尙二十六社を數ふる事が出來る、（增上寺日鑑明治元年十二月一山勸請替の控）けれども主なる數社を除いては、殆んど問題となるべき程のものでなく、卽ち一片の本山當局の達書によりて直に勸請替を爲したる程のものであるから、其等小社小祠は別として、主なる數社の分離狀態に就て之を記し、以て一般を窺ふ事にする、然らば其主なる數社とは何か、私は次の六社を擧げやう、

一、熊野三所大權現

同社は增上寺最大の鎭守社であつて、現今後藤象二郎氏銅像のある所を中心

とし、其境内は山門の右側を境として、本殿拜殿共にあり、延寶貞享文化、各度の地圖に記載せられ、最も莊嚴を極め堂々たるものであつた、寛保三年二月吉日の銘ある石鳥居あり、又石獅犬手水鉢を備ふ、元和十年三月正譽廓山上人勸請して、一山の鎭守とし、檀林交代の時上座五十僧當殿に於て入札神文の事あり、(淨全十九二八三)三月三日祭禮を行ひ、又毎月朔日御法樂の事ありしと云ふ、兎に角最も莊嚴を極めた當山內最大の鎭守社であつた、

二、飯倉天滿社

同鎭守は現東照宮御贋門の東南、彌生館の前面に位し、地境頗る廣く、廻らすに淸池を以てし、社殿亦熊野に次ぐの莊嚴なものであつた、(越智松濤兩氏の談)別當寶松院之を監理し、毎月御法樂の事あり、五條爲範卿筆の額をかゝぐる鳥居あり、境內亦種々の碑筆、塚、小祠等ありき、緣山志によれば、同社と、山下谷林松院中にありし茅野天滿宮とは、各別なるものであつて、文化度の地圖に明に之を示してゐるのであるが、維新前に於て、兩社は全く合併されて、遂には飯倉天滿宮卽茅野天滿宮となつて了つた、卽明治二年十月十五日東京府の求によりて別當寶松院から差出した由緒書には緣起を同うしてゐる、然し由來各別なる

事は云ふ迄もない、只當時には一社であつたことを注意すべきである、（淨全十九三〇〇）

三、秋葉社

神明谷、現神明社裏手にあり、觀智國師勸請し一山の火災消除守護神としてより以來社殿備はり、次で最近（幕末の）としては文化十年六月十日毛利家の寄附によりて社殿改築されたものであつた、例年十一月十八日を以て祭禮を行ふ、相當な鎭守であつた事は明である、

四、幸稻荷社

現在の鄉社幸神社の前身であつて、幕末の當時現位置芝給水所の前面に鎭座せられたるものであつて、現今記する所の同社の緣起に從へば、初め武州豐島郡峯村の鎭守であつたが、後兩部となり、曹洞宗光寶寺並に社僧之を監理し、享保中境內地移動の事より增上寺の支配下となると、兎に角緣山志によれば同享保十二年二月大僧正學譽冏鑑から王子金輪寺に副書を出した、勸請云々の事があるから其以來增上寺の支配となつた事は明である、然しながら、同社自らの緣起に云ふが如く、或は增上寺の配下となつたのが比較的後世であると云ふ理由の爲であるかして、此の分離令の發布の結果は、增上寺一山の主なる

鎭守諸社は皆この幸稻荷社に合祀せられ遷座せられる事になつた、然し兎に角にも維新當初に於ては增上寺の鎭守の一であり、又例年の祭禮が行はれたものである、（淨全十九三一三新撰東京名所圖繪七卷二十一頁）

五、瘡守稻荷社

六、産千代稻荷社

五は現辨天社の前（辨天池）通元院中にあり、六は現山門前通寺中天陽院境內地に祭祀せられてあつた、

何れも文化度の地圖に記載せらるゝ所より見れば、各末院鎭守等二十數社よりは大なるものであつて、一山の學寮乃至其谷々の鎭守たるべきものであつたのである、

殊に此等二社の內瘡守稻荷社の如きは、現通元院住職樋口便孝氏の語る所によれば、又堂々たる社殿を有し、例月の法樂を修すと云へば、他の社亦如此きものであつたと思はれる、

以上の六社は、先以て增上寺一山中の鎭守の主なるものである、（東照宮に就ては改めて一項を設く、）從つて是等諸社の分離實行は、驪て增上寺に於ける分離實行問題

でなければならない、

扨て增上寺の日鑑に於て、分離令に關する記事の初めて見えて居るのは、明治元年十月廿四日の條に、京都知恩院役者から、增上寺役者に宛てた、京都行政官發布の分離令の解釋に就ての書狀である、けれども實際に於て同令の傳達されたものは、恐らく其以前であつたであらうことは、發令共ものゝ性質として疑なき事である、同日鑑元年十二月十日の條によると、「御一新ニ付神佛混淆不相成旨去二日相達、稻荷社共外勸請替被申出候處云々」の達しが本坊より一山に出されてゐるけれども、此の中に云ふ所の「去二日相達」しは官より增上寺に達せられたものでなくして、本坊役者より山內への相達しである事は云ふ迄もない、又同日鑑十二月五日の條に(元年)は、神佛習合御廢止に付而は境內眺与可相分處、未混淆之向有之趣、不得心事に候、不相改分ハ、取調之上、早々可願出事、右之趣東京府より御達有之候間、被得其意、坊中ニ相觸可有候以上」と云ふ達書を出して未分の寺院に警告して居るのを見ると、共日以前に增上寺の鎮守乃至一部末院の祠社の中に、分離實行が行はれ、從て其以前に同令の傳達せられて居た事を示して居るものである、

御一新早々の制度の變革と、總督の宮を始めとして諸國軍勢の入江戶とに混亂

して居た增上寺一山は、此の分離令の傳達によつて、更に混亂し困惑したものであらう、然し其れに就て何ものをも記錄を殘して居ない事は、前述の如く遺憾の極みである、

さて愈〻分離令が一度傳達されて見ると、其れは縱令堂々たる社祠がなかつたにしても、又社僧達の團結がなかつたにしても、當然實行されねばならなかつた、けれども三百年以來自らの鎭守として祭り來つた社殿が、一朝にして破却せられ、又其等鎭守の神々が社殿を離れて他に遷座乃至放棄せられねばならぬと云ふ事は、確に一山の僧侶をして忍ぶ能はざらしめたものに相違ない、然し忍ぶ能はざるものであつても、布告は布告として實行せねばならなかつた、而して三百年の間太平に夢見、騷亂の間、よく自己を覺る事さへ知らなかつた僧侶の大多數にとつては、諾々として其を實行するより外、如何ともする術を知らなかつたであらう、然るに幸にも山內鎭守の內で、其由緒を異にしたと思はれる幸稻荷社の社主(當時は社僧であつたが)長岡信一氏が、增上寺より分離し、還俗して神官となつたので、增上寺當局は鎭守の主なる十二社を悉く同社に遷座する事に爲たのであつた、明治卅八年九月二十三日右長岡氏より取調書として其筋に屆出でられたるものによれば、明治

二年五月神佛混合御禁止云々によりて、增上寺及金地院境內中に鎭座ありし是等諸社を遷座合祀したと記して居る、けれども其は恐らく全部事實ではなかつたであらう、卽ち增上寺日鑑明治二年三月七日の條に、「當山鎭守熊野太神始十社昨年中(元年)幸稻荷神主長岡信一ヘ相願置申候處、境內場狹ニ而難澁之趣付、同社境內續當山西之方空地之內借地致度旨賴談……仍圖面の通りの地を貸し與へ可被聞屆け可被下……云々」と云ふ役者專稱念達の兩氏より東京府に願出でた書狀の記載によつて、前記取調書等に記する所の如くでない事を知るであらう、のみならず前掲日鑑(增上寺)元年十二月五日の條の役者より一山への達書に「琉与可相分處未混淆之向有之趣云々」とあるあり、又同月十日の條にも同樣の意味の達しをして居る所によつて、事實元年の歲末には行はれたものであらう、兎に角、幸稻荷社々主の取調書及日鑑十二月十日、十一日の兩條の全文を此に擧ぐる事にする、

神社取調書

一東京府下武藏國豐島郡芝區芝公園第二十一號地

一村社稻荷神社

祭神　伊弉册命　足仲彥命　倉稻魂命　息長足姬命　保倉神　譽田別命

稚産靈命　武內宿禰
合殿　熊野神社、舊所在地增上寺本堂脇、今の公園第二號地の內（以下略ス）
祭神　國常立命　伊邪那伎命　伊邪那美命
合殿　茅野天滿宮
祭神　菅原道眞公
合殿　松野天滿宮
祭神　菅原道眞公
合殿　白坔社
祭神　宇迦之女命
合殿　稻荷神社
祭神　豐宇氣神
合殿　加佐森神社
祭神　豐宇迦之女命
合殿　豐祚神社
祭神　保倉神

合殿　車折神社
祭神　宇氣母智神
合殿　金刀比羅神社
祭神　大物主神
合殿　稻荷神社
祭神　大氣都比賣神
合殿　三峯社
祭神　不詳
右合殿神十一社は、元增上寺及金地院境內の鎭座にて攝社なりしを、明治二己巳年神佛混交御禁止の際許可の上當社に遷座候也、
一當社創立云々下略
明治二十八年九月二十三日
右稻荷社々掌
長岡信一
增上寺日鑑

（明治元年）

十二月五日

一神佛習合御廢止ニ付而ハ、境内聢与可相分處、未混淆之向有之趣、不得心事ニ候、不相改分ハ、取調之上、早々可願出事、右之趣、東京府より御達有之候間、被得其意、坊中ニ相觸可有之候以上、

役者

十二月十日

御本坊より御達左之通

御一新ニ付神佛混淆不相成旨、去二日相達、稻荷社其外勸請替被申出候處、此邊社地取締麻布永坂町竹長稻荷神主永根右衞門、東京府より差圖之趣を以、御山内天神稻荷其外共神體勸請ニ候ハヽ、社人相附可申、尤稻荷等ニ而も本地觀音又は不動辨天等に候はヽ、差支無之、就而は鳥居取拂可申段談判有之候間、各院手限勸請稻荷社ニ至迄、本地勸請替いたし、一兩日中半紙竪帳ニ認、可被相屆候、

右之通坊中ニ相觸可有之候以上、

同十一日

昨日御達ニ付、半紙竪帳ニ相認、別帳之通差出候事、

雛形左之通

御一新ニ付、神佛混淆不相成旨御達御座候間、各院鎮守稲荷社幷境内之社地、左之通勸請替仕候、

一大黒天　池德院
一鎮守無御座候　光學院
一十一面觀世音　月窓院
一鎮守無御座候　源寶院
一如意輪觀世音　淸光院
一拏吉尼天　常行院
一十一面觀世音　隆崇院
一辨才天　德水院
一不動尊　廣寶院
一聖觀世音　瑞善院
一辨才天　華養院
一毘沙門天　昌泉院

一十一面觀世音　長雄院
一拏吉尼天　觀智院
一辨才天　成德院
一鎭守無御座候　源壽院
一十一面觀世音　天光院
一觀世音　雲晴院
一不動尊　花岳院
一毘沙門天　常照院
一地藏尊　良源院
一辨才天　安養院
一同斷　瑞華院
一鎭守無御座候　天陽院
一不動尊　源興院
一身代觀世音　眞乘院
一觀世音　月界院

一辨才天　源流院
一拏吉尼天　淨蓮院
一辨才天　林松院
右之通御座候
十二月　當月番
常照院

是等によつて見ると、是より以前分離令の御達しがあつたが、未だ處分しない所もあるので取調の上早々願出べき事(十二月五日の條)而して本地觀音辨天不動等に於ては格別差支は無いが、其以外であるのならば分離し、又鳥居等取拂ふべきであるとの永根右衛門氏の談判によつて、直に勸請替がされたと云ふ事が明にされた譯である、

かくて以上擧げた所の日鑑に依れば、增上寺の主なる鎭守は、元年歳末中に幸稻荷社に遷座合祀せられたもの丶如く思はれるのであるのに、此れとは反對に、寧ろ幸稻荷社取調書に云ふ所の遷座合祀の時日に合致する樣な記事が、增上寺日鑑中に二箇所程見えて居る、其を擧げて見ると、一は明治二年十月十五日の條であり、一

は三年四月十五日の條である、卽

〇十月十五日　一、東京府より天滿宮之儀に付被尋候、寶松院より差出由緒書左ニ、

覺

當三月中迄、愚院境內ニ爲在御鎭座候天滿宮之來由等、大略左ニ申上候、

(下略)

巳十月　寶松院

〇一熊野宮御法樂之義ニ付、坊中月番より差出伺書左ニ

覺

一鎭守熊野宮御法樂之儀、是迄各院中御旅所番ニ而、割合每月相勤來候處、昨巳年御別當ヘ御遷座ニ而、御法樂相止爲申候、……(下略)

當月番

四月　貞松院

御本坊

御役所

の二ツの記事であるが、前者は二年の三月迄、天滿宮は寶松院中に鎭座されてゐた

事を示し、後者も亦二年の何日迄か、別當(幸稻荷社ではなく)に遷座せらるゝ迄、舊の社殿に鎭座されてゐた事を確めて居るものである、

して見ると、前に元年歳末に出した增上寺役者よりの願書は、既に其年の内に幸社の方に相願置申した處、境内場狹ニ而難澁之趣……は、甚だ解釋に苦しまねばならなくなつて來る、而して又役者自らの達に、雖与可相分處、未だ混淆之向有之趣……と一山に警告した所以が解されなくなつて來る、即ち本坊自らの鎭守である熊野天滿社等の山內最大の分離を行はずして、他子院末寺をせめる事の理由なさを思はしめる、

然し恐らくは、前年中增上寺は山內十一社を幸社に遷座合祀せらるゝ事を請ひ、又十社の中でも比較的小なるものは其年に行はれたが、大なる是等二社は翌年春迄延引されたものと解すべきか、從て幸社の取調書も、全部の遷座合祀の實行された後の五月を以て、遷座期日と定めたものであらう、

何れにしても增上寺に於ける神佛分離の實行は大體以上の如き顚末を以て終りを告げたのであるが、然しこゝに考へねばならない事は、是等諸社の遷座合祀が以上の記錄に記するが如く實際に行はれたか如何かと云ふことである、則ち前に

掲げた明治三年四月十五日の條の月番貞松院よりの「覺」は明に「昨巳年御別當に御遷座」とあつて、幸稻荷社に遷座されたとは異つたる記事を殘して居るではないか、私はこれより、古老の談話と、現存の器物等によつて、表面幸稻荷社に遷座されたと云ふ事柄は、全く表面であつて其等諸社の眞の鎭守神體は、舊例の如く、各社別當子院に殘されたのであると云ふ事を考へて見たい、尤も此に就ては、當時の幸社々主である長岡信一氏が現に存命しないから、而して吾人の約數度の訪問と、再度の手翰とに對して、何等の返答を得なかつた事を最も遺憾とする所であるが、私が嘗て氏の不在によりて依賴し置きし箇條の一である是等遷座諸神御神體の現存否に就て、妻女の答ふる所によれば(主人の話として)全く御一新當時より存在すと云ふ事である、然し是は世間の話しとしては當然さもあるべき事で、如何なる程度迄確實であるか固より疑はしい、さて然らば其等鎭守御神體は何んな狀態の下に分離が行はれたか、

先づ熊野權現が、現に別當に還座されたのであつて、幸社へではなかつた事は、明治三年四月十五日の條で明にされた、是れ先表面の事柄と、眞の事實とに差異のある事を證明してゐる、

次に天滿宮(飯倉或は茅野と云ふ)の遷座に就ては、同社別當寶松院住職松濤松巖氏の言と、現存の御神體等によつて是亦內實が明にされる、卽ち同氏の談話によると、「表面は本山役者の命によりて、同時に分離令の趣意に從つて、御神體を幸稻荷社に遷座された樣にはなつて居るけれども、事實は左樣ではなくして、先々代泰成上人が、いたく爾來奉仕せる鎭守の分離せらるゝを歎ぜられ、陰に御神體御影像御神鏡等を隱匿し、御神體と稱して、本地佛觀世音の像を幸社に送つたのである、故に今尙當山に其等現存して、每日奉仕して居る次第である、此事は尤も先々代の話しではあるが、自分も山內に幼少より住し、又其當時の事も目擊したものであり、此の談話も泰成上人から親しく聞いた所であるから間違はない、尙此の事は當天滿社に於てのみ行はれたのではなくして、他の鎭守に於ても同樣であつたそうである、…………云々」

と云ふ事である、更に現存の御神體等を拜して見ると、全く同氏の云ふが如きものである、以下其等を擧げて見やう、

一天滿宮御神體(御木像)　一軀

一御神鏡約一尺(直徑)裏松村因幡守の銘並南天の彫刻あり、　一面

一額　二面

一の裏書

修行晉入德器無障凝

題額五條大納言菅原爲範卿

白太天社　大僧正定月

奉掛五條少納言爲範卿筆

享保三戊戌年霜月廿五日

天神谷路亭寄附

朱書

飯倉

社額昇進民部卿大納言

寶暦二壬年十一月廿三日　寶松院第七世

宮屋重造成就修補

寶松院九世忍海謹書

一天滿宮壽像　數幅

(一)密順大僧正裏書

緣山地主飯倉茅野天滿宮

天保十五春二月謹書

大僧正密順

飯倉

天滿大自在威德大神

(二)忍海裏書

飯倉社

天滿天神影及本地

十一面觀音大士尊像

右二幅爲

天神復守護令寄附者也

寶曆十餘龍年五月廿五日

寶松院忍海

天神谷中

一華嚴經六十卷
六十卷目の卷頭
印
| 飯倉 天滿 | 茅野 經庫 | 寳松院 |
卷末
安政二年乙卯夏六月
徹定上人の識語に
縁山南溪飯倉神祠藏云々
弘長中爲菅廟所謄寫也……云々
とあり、
此の談話と實物とによれば、恐らく表面の遷座云々は、單に表面の形式の爲にしたものであらう、
第三に瘡護稻荷社に就て云へば、是社は前述の如く現辨天池の前にあつた通元院に鎭座せられたもので、其通元院は今は將監橋の側にあり、而して現に本堂の眞中に同神を祭つて居る、同寺現住職樋口便孝氏(松濤氏と同樣七十餘歳にして、共に

幾分當時の事を目撃した方である)の談話は、亦松濤氏の談と等うすべきものであつて、表面は御神體等遷座した樣ではあるが、實際ではそうではないとの事である、而して現本堂に安置しある宮殿は實に、同稻荷社の宮殿であつて、又同時に御神鏡一面を安置してゐる、從て此社も亦前と同樣の事が云はれ樣と思ふ、

第四、秋葉社、同社の御神體遷座に就ては、何ものも傳ふべきものがないが、此れは前述した如く熊野權現等と共に、增上寺一山の火災守護神であつて、久敷增上寺大殿の裏堂に祭られて居たものであつた、此れは恐らく表面的にも、幸社に遷座されたものではなくして、別當乃至本坊に遷されたものであらう、明治二年十一月十七日の日鑑に

明十八日　秋葉宮御法樂、御本坊於御神殿御修行有之候間、出勤候樣、向々ニ御達可被成候以上、

とあつて、此時は增上寺本坊に遷されたことを示して居る、後明治七年の火災に燒失せられて仕舞つたとの事ではあるが、現今尙增上寺の鎭守として祭られて居る所を見ると、或は同樣の結果であらう、

私は山內主なる鎭守であつた以上の四社の御遷座當時の內實に就ての談話と

遺物とによつて、事實分離令の發布の結果行はれた表面の實行と、內面とは大に趣を異にしたものである事を知つた、卽幸稻荷社への遷座合祀は全く影形の無いものではなかつたにしても、或は御神體として御遷座なされたものがあつたにしても、事實は如此方法によつて、眞の御神體は遷座されなかつたものであらうと思ふ、此點は日吉社等に行はれた分離の實行とは大に趣を異にして居るものである、

次に、分離令の實行は、たとへ各其支配別當寺僧の私意の隱匿があつたにしても、又表面的御遷座(幸社へ)であつたにしても、何れにしても舊社殿の始末問題が之に伴つた、是れに就ても增上寺の日鑑は、一言も記する所がないが、古老の談によれば、全部破却され、賣却され、乃至放棄されたものである、田村伊助氏の談に、熊野權現の社殿の一部が、某大工に賣却せられ、其大工は其の一尺角の檜材によりて莫大の利を得たとの事は、幾分其消息を語るものであらう、又天滿宮の社殿が忽ちに打壞されたと云ふ松濤氏の談、又瘡護稻荷社が同じく破却され盡したとの越智氏樋口氏等の談等は、軈て他諸社にも及んだ事であらうことを示すものであらう、けれども其間に於て、何等の爭亂も紛擾も起したとは、未だ吾人の聞かない所である、かくて輪奐其美を極めたとも云はるべき莊嚴な熊野社天滿社を始めとし(越智氏等の談)

一山内の鎭守社は悉く破却され盡したのであつた、是れは恐らく明治二年三月以降の事であらう、

以上私は增上寺に於ける分離發令當時の一般狀況と實行の顚末とを概說したから、次に殘されたる東照宮分離問題を考へて見る事にする、

芝東照宮の分離問題

芝東照宮の分離は、以上述べ來つた所の增上寺境內の鎭守とは、大に其趣を異にして居た爲めに、吾人は未だ一言も之に言及しなかつたのである、卽ち東照宮の分離は、該令の發布された明治元年に遲るゝ事、六年の後であつて、時は正に大教院の制度が發布され(明治五年)三條の敎則が遵守せられ、增上寺の大殿は大教院の講堂として、本尊阿彌陀尊像は台德廟に移されて、須彌壇上、天御中主尊が祀られ、注連を張り五色の旗乃至鈴がかけられ、大榊が植えられ、或は本堂の西面には新に天照大神の神殿が造營せられて、僧神官共に神饌を供したと云ふ特殊的時代思潮、換言すれば、分離令の本來の意味とは根本的に異つたと思はれ、然も分離令の轉廻延長と見らるべき時代思想の間に行はれたが爲めに、前述の一般分離問題と之を別にしたのであつた、

抑ゝ東照宮は舊稱安國殿と云ひ、元和二年十月家康薨去後、家康の尊像を今の經堂に安置し以て其冥福を祈つたのを始めとして、次で寛永十八年現本社造營せられ、元和三年別當安立院開基せられて、門雪初代の住持となりしより、明治六年松岡德善氏に至る迄、凡そ十八代、供養せられたものである、而して此の安國殿は、日光等に於けるが如く、初めより神社として祀られたものでなくして、只尊像を安置して冥福追善の爲にせられたものであつて、元和三年丁巳二月觀智國師の銅燈の銘に、

大相國一品德蓮社崇譽道和大居士御廟前造立之、故開平等第一義諦、頂門眼成、辨出離解脫、道德有頂無間、同發菩提心、得證極果、深奥奉提授已畢矣、(淨全十九 五四五)

と記せられた、本來の意味のものに過ぎなかつたであらう、然ればこそ、明治元年神佛分離令が發せられたにも拘はらず、當安國殿に於ては、其實行もなければ、其輿論さへ起らなかつたのであつた、されば增上寺日鑑明治六年五月十二日、安國殿御祭典に就ての坊中への達の狀にも、

明十三日

安國殿御祭典午前第九時大鐘次第出勤の事

と記せられて居るのである、此處に祭典とは決して神社の祭典ではなくして、舊幕

以來の增上寺としての佛道の祭典卽誦經法樂であつた事は云ふ迄もなからう、

然るに此の祭典の行はれた五月十三日に後るゝ事僅に一ヶ月有餘、卽六月の下旬に到りて、安國殿は急遽に村社として增上寺より獨立し、別當安立院住持松岡德善氏は復飾して神官となつたのである、誠に唐突の出來事であり、從つて如何に三條の敎則を奉戴した增上寺の敎導職と雖も驚愕したに相違ない、さて增上寺の日鑑、及東照宮現存の記錄等の中で、この分離問題に關する記事が載せられて居るのは、增上寺日鑑明治六年五月廿一日の條を以て最初とする、其れは、

一安國殿官幣社ニ相成候趣傳聞有之ニ付、內願として、役者念達御館に出頭の事、

進物太平糖氷砂糖獻上、太平糖ハ勝君に進上、

であつて、東照宮が官幣社として神社に相改るとの事であるから、役者念達內願として御館(德川家ならん)に參上したとの記事である、誠に左もあるべき事であらう、然し其後六月十四日の條に至るまでは、更に何等の記事が見えて居ないけれども、尙再應歎願書を持參して當局の意向を翻かさしめんと運動したものゝ樣である、然し其効果がなかつたので、同日(六月十四日)達書を一山の五手に出し、明日を期して集會談儀あらんことを告げた、其文に曰く、

安國殿之儀ニ付、再應歎願書持參之處、又々御採用無之ニ付、五手ゟ達書、
安國殿一條ニ付談儀有之候間、明十五日午前第十時出頭候樣、月行事ゟ御觸可
被成候以上、

と、

於是、翌十五日呼出狀に依りて、出頭した者は、德存、海藏、玄域、恭運、大眼院等以下凡て十一人共に御方(大僧正)の御會合があつた、先其折衝の役に當つた役僧玄儀が、典事大脇氏との談話の顚末を報告した、其は、概要左の如きものであつた、卽ち、

「願出の趣は尤もであるけれども、既に德川氏の申込もあり、尙府長官に於ても、事確定した事であるから、到底其願を容れる事が出來ない、若し强て願出でるならば、其は却て增上寺の爲によろしくない、其故は、東照宮社格を定めて御祭りをなす所以は、德川氏皇國を治め、宸襟を奉安する事二百年、其功勳たるや大であつて、今や大政維新の折柄、朝廷之を德として追稱し、又普天下萬民をして敬神愛國の敎旨を知らしめんが爲である、從つて增上寺も俱に隨喜歌歎すべきであつて、此上彼此の願出に及んでも到底採用なき事である…………云々」

であつた、

増上寺の日鑑は、此の席上に就て、此の願出の顛末の報告より以外には、何物をも記して居ないけれども、固より反對する者もあつたであらうし、又止むを得ざるを主張した者もあつたであらうが、大勢は更に府當局に抗辨する程の勇氣を齎らしめなかつたものと思はれる、そこで翌々十七日には、東照宮祭典に就て、一山故障有間敷の達書が出され、次で十八日に再び安國殿一條に依て會議が開かれ、六月廿二日には、愈〻安國殿神社となるに就ては、別當安立院復飾祠官可然との府當局の内達に對して一山の異議の有無を問ふ事になつたのであつたが、増上寺所化方の反對――せめて其代理人でも復飾せしめてはとの意見――があつたのみで、他は異議なかつたものゝ如くであつた、(各條日記別紙にあり)

如此して、芝東照宮の分離問題は、兩者の間に永く而して深厚な關係のあつたに拘はらず、又別當安立院は當然僧侶として終世すべきであつたに拘はらず、碌々たる間に、而も二ヶ月有餘にして、其結末を告げ終つたのである、然しながら其社格は、當初の傳聞の如く、官幣社には爲らずして一村社に過ぎなかつた、一方一朝にして復飾し祠官となつた松岡德善氏は、愈〻神社としての東照宮に奉仕せねばならなかつたので、六年八月五日先安國殿の器物として爾來ありし唐銅五具足、滅金華鬘

等二十二器を增上寺に引渡す事、及東照宮什具として御玉簾、御戸帳等以下神具四十四器を定置き度き事の旨を府知事大久保一翁氏に伺ひて聞屆けられ、次で十二月には神樂殿の建築に着手し、八年幸稻荷社より丸山稻荷を遷座して攝社とし、後樓門垣根築地等を修築し、鷹門の位置を改め、以て今日に至つたものである、

要之に東照宮の分離問題は、分離令の結果であるには相違ないけれども、決して發令當時の意味其儘の當然の歸結ではなくして、寧ろ分離令の轉化された排佛毀釋と、而して大敎院制度による特殊的思潮の結果であると云はねばならない、祝詞をあげ、鮮魚を捧ぐる時代でなかつたならば、もう少し增上寺當局は其主張すべきものを有したであらう、松岡氏を批判する一部の古老は、供米料の沒收された今日、僧侶としての將來の見込なきを患ひ、自ら運動して神社となし、以て自らを安らかにせんとしたものであると云つてゐるけれども、全部かゝる單なる理由によるものでない事は云ふ迄もない事であつた、何れにしても驚くべき短日月の内に、然も穩便に實行された事は、時代の風潮の結果と云はねばならない、

神佛分離以前增上寺に於ける神社關係の建築物の種類、沿革、同圖像、同器具、粧飾の種類、祭禮行事、及び分離當時に於ける其等の處置

增上寺に於ける神社關係は、前述した如く、神社と神宮寺との關係とか、或は同じ鎭守社としても、左程に堂々たるものでなかつたから、從つて、十數社を數ふる多數鎭守の堂社も悉く立派な建築物を有して居ると云ふ譯にはゆかなかつた、同時に、其供具の類も恐らく悉く完備されたとは云はれまい、然しながら何れも其緣起を有し、小ながら堂社を有して居たのであるから、而して又一山乃至各子院の內で祭事も行はれたのであるから、標出の題に從つて知る所を記する事にする、尤も、前章に述べた所もあり、且つ煩雜の恐れがあるから、最も明瞭ならしむる爲に箇條書にする、

熊野權現

緣起、　前章に述べたるが如し、（淨全十九二八三）

本地佛　阿彌陀佛　（越智專明氏談）

垂迹神　國常立命　伊邪那伎命、伊邪那美命　（幸稻荷社取調書）

建築物　增上寺鎭守中最大なるものにして、本殿拜殿あり、大さ不明なれども、東照宮に次ぐものなりと云ふ（越智氏）緣山志によれば、山內屢次の火災ありしも、明曆以來燒けたる事なし、

祭禮　三月三日、一山大衆之を行ふ、又毎月一日三日十五日法樂あり、
器具の種類不明
官職等なし
別當　瑞華院
處置
　神體は二年幸稻荷社に合祀す、　（取調書）
　　但し事實は別當に遷座、　（增上寺日鑑）
建築物（鳥居等）も破却乃至賣却（越智氏、松濤氏等の談）
道具類　不明　同然か、

飯倉天滿宮

緣起　菅公筑紫左遷の時自ら彫刻し給へるもの、永く京にありしが、兵亂の爲に社殿破壞、後北嵯峨に安置、享德の頃沙門觀心靈夢によりて關東に背負來る、長祿中宇田川氏飯倉に安置し、慶長に至り、觀智國師之を鎭守とし、後享保二年現所（現東照宮の東南彌生館より西北約三町）に移る、
（淨全十九　二九八）

本地佛　十一面觀世音菩薩
垂迹神　菅原道眞公
建築物　熊野社に比すべきもの
祭禮　九月二十五日（續縁山志淨全十九五八八）
每月二十五日法樂、彌陀經、心經、三遍、
神力遠大廣の文、
器具の種類不明
官職等なし
別堂　寶松院
處置
大略前章に述べたるが如し、卽ち二年五月幸稻荷社に遷座すと云ふも、他の佛像を以てせるのみ、
社殿　破却
鳥居以下　器物　同然
現存物　神體神鏡　畫像額經卷等前述の如し、

茲に注意すべき事は、當飯倉天滿宮と、茅野天滿宮とは(山下谷卽現運動場林松院中)各縁起を別にし、縁山志亦位置社殿をも異にせるものなるが、維新前後に至つては、全く合祀されたるものである、(日鑑による)故に幸社の取調書にも茅野天滿宮を擧げて、飯倉社を擧げざれども、其は寧ろ轉倒せるものである、茅野天滿宮の縁起は別に淨全十九、三〇九頁にあり、

秋葉社

縁起　永享十一年増上寺三代音譽、太田道灌に法談の後歸途、白髮の老人に逢うて教理を問答、別るゝの際九寸餘の神體を授かる、元和三年觀智國師、火災消除守護の爲堂宇を築く、

文化十年六月十日毛利氏の寄附によりて社殿改築、同時に現地に移る、(現地とは神明の裏なり)(淨全十九 三〇一)

本地佛　不明

垂迹神　不明

別堂　福聚院

祭禮　十一月十八日

又秋葉講社あり、

建築物器具等不明

處置　不明

今日熊野神及同社神とは、尙增上寺に於て朝夕祈禱あり、

舊本堂々裏に祭れるならんも、燒けたるものなるべし、(明治七年)、其後は只幣帛を祭れるのみなりき、

瘡護(守)稻荷社

緣起　元祿中所化單笛の勸請にかゝる、(淨全十九三〇二)

本地佛　觀世音菩薩

垂迹神　豐宇迦之女命　(長岡氏取調書)

建築物　現辨天池前方にあり、本殿拜殿あり、建物としては天滿宮に次ぐ堂々たるものなりしと(樋口便孝氏談)

器具　不明

別當　通元院

處置　破却

神社幸社に遷座

現狀　現通元院(將監橋側)及幸稻荷共に祭る、通元院は明治二十年頃小田原より不動堂(名及歷史不明)を買取りて、現地に建て、同稻荷を祭り、兼ねて本堂となす、神體安置の宮殿あり、又神鏡幣帛を捧ぐ、參詣あり、緣日あり、

幸社亦祭日に之を同祭す、

何れを眞、何れを僞と確定し難けれど、前章述ぶるが如き關係にあるか、

産千代稻荷

緣起　天正十八年家康入國の時、森氏の崇奉する處、寛永二年山內に移る、天和二、承應三、元祿八、文化三年等火災にて改築す、(淨全十九 三〇四)拜殿本殿あり貞享大僧正等の額を掲ぐ、又文化十二年八日(マヽ)芝宇田川町伊藤治碩宗俊建立の鳥居あり、

本地佛　十一面觀世音菩薩

垂迹神　不明

別當　觀智院

處置　不明

但し明治二十七年發行新撰東京名所圖繪には、櫻川の附近に移し、明治二十六年の銘ある鳥居あるも、今櫻川にはなし、(櫻川とは御成門より青山行電車の通ずる所、鐵道被服工場の前の川を云ふ)

幸稻荷社

縁起　前章に述べたるが如し、

本地佛　不明

垂迹神　伊弉冊命　足仲産命以下六神、(前文の如し)

建築物　縁起に云ふが如く、享保頃、縁山の支配となりし(名所圖繪)後、増上寺之を修す、現存の堂舍は維新共儘のものなり、(次に出す)

別當　増上寺行事藏鎭守にして、三島中谷兩學寮の崇する所、別當不明、

祭禮　二月初午

處置　發令と同時に増上寺より分離し、別當(?)長岡信一氏は還俗し、祠官となる、二年増上寺一山の鎭守を合祀す、

現存

一建物

一本社土藏　建坪三坪　建設天保十巳亥十月二日上棟式
幣殿木造瓦屋根　二坪半　同　文化八年辛未十一月
拜殿同斷　三坪七合五勺　同斷
向拜同斷　一坪半　同斷
神饌所同斷板葺　四坪　同斷
神樂殿同斷　六坪　同　文久三癸亥正月
社務所木造　三十四坪一合六勺　文化八年十一月
社務所　四坪　不詳
一石鳥居　建設萬延二辛酉年二月初午
猿田彥石碑
一末社　建坪五合三勺　文化八年十一月
愛宕神社　加具土神
事比羅神社　大物主神
一祭神　天滿宮
白山神社　伊邪那美命

疱瘡神　不詳

一熊野權現像　文化五年三月三日、良雄院大喜の識語ある同尊像記あり、勿論舊熊野社御神體には非ず、（以上新撰東京名所圖繪第七卷）

東照宮

緣起　前述の如し、

本地佛　權現

垂迹神　德川家康

建築物

本社　四十三坪五合　梁間六間二尺　桁行六間五尺　寬永十八年造營

拜殿　十一坪　梁間二間四尺　桁行四間二尺　同

鷹門　樓門

朱印　五百石

別當　安立院

器物　別紙明治六年增上寺への引渡分二十二器、什具四十四器は其主なるものなるべし、

祭禮　四月十七日

毎月又御法樂あり、

處置　發令當時に於て何等分離等の行はれたる事なし、明治六年に至りて分離せるは前述の如し、

現況　建築物等以前の如し、神樂殿を設けたるは明治八年なり、

氏子百五十戸、

祭禮　大中小祭あり、四月大祭　一九兩月中祭　毎月小祭

淡路島大明神（淨全十九　三一一）

白金稲荷社（同　三一三）

圓山稲荷社（同　三一五）

車折大明神（同）

豐新稲荷社（同　三一六）

加封稲荷社（同）

守門稲荷社（同）

右七社又幸社に合祀され、又破却せられたるものゝ如くなれども、何れも小社にし

て、記するに足らざれば、之を略す、但し此内圓山稲荷社が明治八年東照宮の末社となつた事は前述の如くである、

以上を以て標題の概說とする、

分離當時の役人及關係者

大久保一翁（府知事）

大脇氏　典事（東照宮分離に關せる者）

永根右衞門　麻布永坂竹長稲荷神主

　兼芝麻布社地取締

長岡信一　幸稲荷神主

役者念達　阿川念達と云ひ、舊天神谷阿川寮々主、役者たり、

專稱　役者

玄城　役者

分離問題を始め、知恩院との關係、將又長州に於ける五重相傳に關係せるものなり、

經歷不明、恐らく寮主ならん、

松岡德善　　別當安立院住職、還俗東照宮祠官、後愛宕社神主となる、

神佛分離に對する當時民心の傾向並に分離以前と

以後とに於ける信仰狀態の變遷

分離發令の以前と以後とによつて、信仰狀態の上に變化があつた事、又分離令に對して民心の一部は、令其ものに好意を持つた結果、從つて起つた僧侶に對する憎惡乃至惡意――換言すれば、排佛毀釋の精神が漲つて來た事は、諸國に於ける分離の實例を擧げる迄もなく、合寺廢寺が如何に多く行はれたかに依つて知る事が出來やう、

尤も是れには、維新前からの事ではあるが、僧侶の無自覺であり、無反省であり、從つて無氣力で且懶怠であつた結果は、世の識者から天下の無用の長物視された事は否めない所であつた、此の事は分離令の發布を機として更に高潮されたことは云ふ迄もない、行誡上人等が明治二三年の事ではあるが、多くの是等僧徒の墮落を責められたのは、當然と云はねばならない、(行誡上人の意見書は後に掲ぐ)さて然ればば増上寺に於ける信仰、及民心の狀態は何うであつたか、是れを先分離した神社の信仰の狀態の前に述べて見やう、

元來增上寺は將軍家の菩提所であり、僧衆の學問所であつて、且つは一宗の役所であつたから、決して信仰の中心地となるべき性質のものではなかつた、けれども將軍の威を以て、且つは關東十八檀林の一として、世間から淨域として見られて居た事は云ふ迄もない、然るに、一度發令さるゝや、其四域は取壞され、蓮社學寮等の子院末寺は大半、官軍の宿舍となり、會津兵の宿となり、或は海軍司法の役人の官舍となつて、見る影もない荒廢を來したのである、是は直接分離令の結果ではなくして、維新變革の前に横つた大きな障礙――即ち關東征伐と云ふ事柄の犧牲であるとも見られぬのでもないが、一面から見れは、分離令に基く排佛毀釋の片影とも見らるべきではなからうか、增上寺日鑑に明治三年九月七日附を以て、增上寺より東京府への願書があるが其を見ると大體の消息が知れやう、

奉願口上覺

當山內寺院學寮ニ而御用宿之儀、去々辰年五月中、鹿兒島藩宿陣ニ相成候以後、別紙の通り方今迄、一日も無休間、引續御用相勤罷在候、尤勤王之一端ニも可相成義与奉存ニ付、宿料其外扶助向等賴談之義は、決而不相成、御差支無之樣可致旨、一山末々迄厚說諭仕置候、然る處當春中、元會津降伏人愼解ニ相成、關門も御取拂之上

ハ御用相濟候事与一同相心得居處處、引續兵部省官員方追〻御用宿、家族とも御引移ニ相成申候、就中寮主隨身不殘引拂、寮引渡可申旨御談有之向も御座候ニ付、年難澁繰合、追〻明渡し仕候處、中には座敷間模樣替且建継物等被致方、今ニ而は寮御引上之姿に立至り申候、殊ニ御用宿之儀は、一時之儀与相心得居候處、際限も無之樣成行、屢〻苦情歎願書差出、此上は說諭も難行屆情態ニ而當惑罷在候、勿論臨時御用宿之義ハ聊差支無御座候得共、官員衆永寄宿御用之廉御免被成下、御相對を以て私用之止宿ニ御引直しに相成候ハヽ、一同安心可仕候間、何卒前件の次第、御深察被成下、御愛憐之御沙汰奉懇願候、以上、

庚午九月七日　　増上寺

東京御府

此の願書の趣は、明に當時の民心(主として役人階級ではあるが)が持して居た爾來の淨域に對する考である事が解る、かゝる有樣であつたから、一山の大衆も勢減少せざるを得なかつた、今、日鑑によつて、明治二年三年の大衆増減表を見ると次の如くである、

明治二巳年四月

總大衆　二千九百二十一僧

明治二年十月

總大衆　二千七百九十四僧

明治三年四月

總大衆　二千六百二十八僧

卽ち一年間にして約三百僧、全衆の十分の一の減少である、如何に山內の變革が激しかつたかを示して餘りある、

又一面から見ると、增上寺一山內は、各藩の宿坊として、子院何れも大名に結び、又三蓮社は各親藩と關係があつたが、此の分離令の發布と同時に凡て關係が斷絕して仕舞つた、是も强ち令其ものに依るのではなくして、社會制度の變革に基することは勿論であるが、亦同令の影響と云ふ事が出來る、殊に其等各藩が增上寺と關係を離るゝと共に、神祭神葬に改めた事は、其直接の影響と云はねばならない、如此狀態であつたから、信仰と云ふ方面に於ても動搖のあつた事は免れない、日々に離れゆく人心を如何に喰止めんとしたかは、當時の具眼者識者の非常な問題であつた事は明に之を示して居り、又府內寺院が、明治二年に及んで、悉く別時念佛を開催し

て維新變革の完成を祈つたと同時に、人心を收攬せんと企圖した事が增上寺日鑑同年の條に、日々の如く(開催報知ではあるが)記されて居る事は、離れゆく人心を裏書きして居るものではなかつたか、

然し玆に例外として、下の如き古老の談話がある、伊勢津の豪商にして日本橋に支店を有する田端屋なる木綿問屋は、代々增上寺の信徒にして、例年開かるゝ加行僧に對し、其多少に拘はらず每年木綿一反づゝの供養をして居た、然るに維新の變革は舊例を遂ふに餘りに激烈であつた爲めに、或一年共を中止した處が、忽ち商賣上に失敗したので、翌年再び之を行つたと云ふ事である、物質上に於ける話としては、何事にも値しないけれども、同時に亦單なる舊習を遂ふと云へば共迄なれども、元信仰上に出でたりとすれば一面の消息を語るものとすべきものであらう、

以上は增上寺に對する民心の傾向と云はんよりは、一般人心(役人も町人も)と云つた方面の神佛分離に對する當時の傾向なる題意に當らない氣味があるが、當面の增上寺の問題としては此も止むを得ない所である、

次に分離された、寧ろ爲た神社方面の信仰を見るに、此も增上寺の鎭座が分離されたのであるから、增上寺が信仰したか否かゞ、信仰如何の問題でなければならな

い、増上寺の日鑑によれば、分離した幸稻荷社に對して、境内地の貸與をして居り、東照宮に對しては、分離した翌々月六年八月に鳥居額を奉じて居るのを見ると、依然と變りはない、而して秋葉社熊野社にも明治三年既に法樂を施行してゐる、又稚守稻荷の如きも、舊幕時代と少しも變りなく、尙俗界の信仰を得て居た、斯うして見ると、分離後と雖も、左程の差があつたとは思はれない、あつたとしても左程に大なる影響を與ふるものでなかつた事は云ふ迄もない、

廢佛毀釋に就て

神佛分離令の發布は、其本來の意味から云へば、淨土宗一般の上には、左程の影響を與ふべき筈のものではない、何故となれば淨土宗の敎會生活には、天台眞言兩宗の樣な兩部神道や一實神道と云つた樣な神佛習合と云ふが如きものが其敎理の内に含まれて居なかつたし、又日蓮宗に於ける三十番神と云つた樣なものがなかつたからである、從つて淨土宗所屬の寺院の内には、神社の別當寺とか、神宮寺とか云ふものは一寺もなかつたし、又從つて古來から由緒ある神社と直接の關係あつた寺院は一寺もなかつたからである、卽ち淨土宗一般寺院に於ける神社關係と云ふものを檢するとしても、其れは前に幾度も述べた如くに、單なる一鎭守社、其も寺

院の成立の後に鎭座されたとしか思はれない鎭守社であつたから、爾來述べ來つた增上寺に於て然るが如く、總本山知恩院に於ても、乃至他の三箇本山に於ても、驚くべき程の事件が分離令其ものゝ直接の結果としては表はれて來なかつたのであつた、然るに此分離令は、社會的制度變革の結果から生じた經濟問題によつて合寺廢寺された寺院は別としても、其布告された當局者の考如何により、分離令の本來の意味とは違つた解釋の下に種々の事件が併起したのである、卽ちこの違つた意味の解釋こそ、所謂廢佛毀釋の精神であつて、明治元年の九月、京都行政官より知恩院に達せられた布告は、明に其を證明して居るものである、して見ると、分離令は其本來の意味に於てよりも、其附隨的意味である廢佛毀釋と云ふ事柄に於て、最も淨土宗に(他一般諸宗に於ても然りであるが)影響を與へたものであると云はねばならない、佐渡鹿兒島に於ける佛寺の全廢、又淨土宗としては比較的多くの寺院を有して居た伊勢山田に於ける多數寺院の廢寺、又信州越後千葉其他諸地方で行はれた合寺廢寺、而して我が增上寺を中心にして最も多數を占めて居た(他宗に比して)東京府內の寺院が何時合寺廢寺が行はれるかも知れぬと憂へた行誡上人の叫び、其等を綜合して見れば、實に大なる影響を一般淨土宗の上に齎らしたものであ

つた

此の意味に於て廢佛毀釋の問題及其實行は、大に究められねばならぬのである、が、全國に渡つての事件であるだけ、其材料を得るに最も困難なるものである、

然らば當面の問題としての增上寺に於ける廢佛毀釋の狀態は何うであつたかと云ふに、此れに就ては、大體增上寺に於ける分離令の影響、信仰狀態と云つた方面に於て、述べた所で盡きて居ると思はれる位しかなかつた樣であるから、改めて記する程もないと思ふ、卽ち山內は今日こそ當時の寺院數より減少しては居るけれども、其は其當時の合寺廢寺ではなくして、餘程後の事に屬するからである、只爾來信徒乃至檀家であつたものが、多く離檀して儒神兩葬等になつた事は、直接の影響として顯實なものであつた、それと同時に、役所としての增上寺が、其管內寺院、主として箱根以東々北方面であるが、其等寺院に起つた種々の問題に對して、相當の處置に出でねばならなかつた苦衷憂慮と云ふ方面が、當局者を悶へしめた事を考へねばならない、千葉大多喜藩に於ける合廢寺に當つて、役者貫光と內林大僑との折衝の如きは、其一例であるが、今其詳說は之を略すことゝする、

以上を以て增上寺に於ける分離問題顚末の終りとする、最後に明治三年中冬、東

京に開かれたる各宗會議に呈出したる行誡上人の歎願五題なるものが、高野山明王院藏の江東雜筆の中に記載せられてあつたから、全文をのせる事にした、是によつて大體當時の佛教者、殊には淨土宗の內でも增上寺を中心にして、東京府內の寺院住職中の識者が、廢佛毀釋問題に對して如何なる態度、考を持つて居たかが明にされると思ふ、

尙增上寺や知恩院の日鑑によつて、又地方の寺院からの調によつて、當時の合寺廢寺問題に就ての材料――其も極めて些少であるが――を集め得たから、附錄材料の部に記する事にした、尙機會ある每に材料を集めて、更に此の問題に就て講究して見やうと思ふ、

要之に、增上寺の分離問題、廢佛毀釋問題は、其の攝する鎭守關係から、又一面からは親征等の事があつて雜然たる時勢であつたから、特に記すべき程のものがなかつたけれども、時勢の變革に伴ふ、改造の一片として見る上には尙大なる價値があるものであらう、

江東雜筆第五（高野山明王院藏、舊十五卷 現存九卷）

行誡上人歎願五題

（明治初年東京に開催せられたる各宗會議呈出の案）

僧分督責之事第一

一都下幷ニ諸國諸宗寺院之儀、近來流弊推移候上、御一新の前後東西變動之際、益解行とも懈怠ニ及候より、寺規取亂し僧儀を失し候者も不少、尤御一新後、宗々本寺本山より時に教諭差加誡呵罷在候得共、時弊のみ相加はり、自然緩漫にのみ相成行、畢竟本寺錄所之實意いまた貫徹不仕与之儀ニ、此節ニ立至り深重慚愧悔悟仕罷在候、右ニ付今般改而諸宗本寺共一同會合仕、同心同意何樣にも嚴規相立、本寺錄所はもとより、末々寺院ニ至ルまで、法律宗規急度相守、勢過犯之儀無之樣申諭し、萬一違背之仁有之ニおゐては、過の輕重に從ひ、夫々嚴科申付候樣仕度、右之趣を以、宗々より撿僧使節差出、國々邊鄙に至るまで、嚴重此段申渡度、其所々之彼（役カ）寺共人選の上、是を申付、竺一遂吟味、可賞者ハ此を賞し、可罰者はこれを罰し、法律嚴重相守らせ候樣仕候ハヽ、積年之流弊も追日相改、悔悟歸山仕候輩も出來可仕、當節之まゝに因循仕候ニおゐては、濫行邪法之者共追日倍多仕候而ハ、御一新之御趣意にも相戾り、萬々恐入奉存候、且當世諸道御改革之御時節、右樣流弊ニ沈溺仕

候僧侶共、非法有之等ニ付、不意ニ御移當(マヽ)有之候ニおゐてハ、一向違犯人のみ多分ニ相成、佛家の恥辱ハ勿論、深厚慈仁寛典の御政體にも相口き、誠以恐入奉存候、依此今般相改、右法中ニ僧侶共正悪修善嚴重に修行仕、萬一違犯之背(輩カ)ハ、嚴重之御沙汰可有之旨、別段嚴命を蒙り度、且其趣知縣知藩にも御沙汰ニ相下置候ハヽ、其趣を以て都鄙一圓處達仕候ハヽ、舊弊一洗仕、過犯人も自然と跡を削り候樣罷成候ハヽ、乍恐罔極之國恩を奉謝候萬一ニ奉存候、依之此段奉歎願候已上、

自葬祭神葬祭停止之事第二

神葬祭之儀ハ、有信之者ハ勝手次第可爲、御沙汰前々有之候ニ付、停止之儀は難申上候歟、

一冠婚葬祭者天下之大體ニ候上ハ、皇國ハ勿論、漢土列國共、其國々之古儀有之段申迄も無之、右之內皇國神儒佛の取扱、是亦古來仕來り候內、慶元已來おしなべて佛葬祭に御沙汰ニ付、都鄙一般共旨相守り候より、當時に及、佛葬祭の國風被相成申候而、愚夫愚婦迄も、葬祭ハ佛事と相心得、數百年人心是ニ落付罷在候段、御承知之通に御座候、然る處今般御一新之御趣意ニ付、神葬儒葬も追々有信之者ハ勝手次第可爲之儀、御布告之上も、追々兩禮申立候も有之由ニ候處、其中寺院共にも不沙汰

ニ而、勝手ニ此段所行候より、僧侶不和、諍論かまひしき儀共も間々相聞え、迷惑仕候、猶又右樣之序を以、神儒ニ不依、自葬祭と號し、寺院江不沙汰ニ而、人々存寄之法式を相立取扱候分も有之由相聞候、此段ハ一向命令ニも不依、右樣有之候而者、全非法之儀と奉存候、從來佛葬祭之御沙汰は、前年耶蘇邪教濫入有之候間、補かた御吟味之一端に備置候御趣意を以、宗旨證文之古格も有之、御政法にも相關候儀にて、今般神儀葬祭被仰付候も、猶其御趣意可玉（爲カ）之儀歟と奉存候へ共、自葬祭ニおゐてハ、司葬司祭之場人物も無之、一己之私法所行候而者、此後萬一邪宗門相まじり申間敷とも難申、且人々勝手之葬祭と申候而者、第一鬼神を輕蔑仕候儀に相當り候上、禮樂は上ニ而御定被爲遊候由、古言も承及候、就而者右神儒葬祭有信ニ而其儀に相渡候節は、寺院承諾之上、其所之知縣知藩江も、寺院より相達し、神儒之向に仕、送り書宗旨證文相添、從來之檀家引渡申度、猶又自葬祭之儀兩段申上候儀御聞屆ニ相成候ハヽ、速かに御停止之仰出被下置度、此段奉願上候、

破邪願之事第三

一耶蘇宗門之儀、兼而御禁制之趣奉畏候、尤從來寺院ニおゐて吟味仕候事ニ相成候も、一死不免之際ニ當而、點檢いたし候條、意表ニ出候御趣意甘心仕候、漢土ニ而も

儒佛之破邪書若干有之候ことく、何分蘭人有之候而者、事物御繁雜之一端と被存候、依之法中におゐてハ、隨分點檢相務罷在候處、近來宗旨證文之儀聊等閑ニ罷成候場所も有之候哉相聞、引續き外國交際之序を以、邪書持渡尙又國訓譯書等も追々流布仕候上は、いつしか人心を扇（マヽ）動仕らせ候儀ニ相成、自然邪正紛亂之儀にも立入候而者、御禁制之廉にも相響き恐入候、就而者御制禁之儀、今一際嚴重ニ點檢仕候樣の御沙汰被成下置候ハヽ、是亦其趣相達し、配下寺院共之內、人撰を以異船入港之場所は、別して入念、其餘國々在々ニ至る迄、猶々入精相改申度奉存候、且又神儒葬祭相亂候者に者、兼而宗旨證文を以、寺院より先方神口（官カ）儒家に送り可遣事ニ仕り、檀家引渡申度候、此段神官儒家にも御沙汰被成下置樣仕度、此段兼而申上置候、何分可然御評決之上、願之儀御許容奉仰願候、敬白、

自儘復飾之事第四

一流弊ニ惑溺し勝手我まゝに歸俗致候者ハ、佛恩をわすれ、師命に違し、非法非議言語道斷ニ候間、速かに寺門を追擯可申勿論、寺付什物等一切不持去候樣、其所之役寺取締急度指麾可致之事、

出奔　歸俗　破戒擯出　變死

右品々其度ニ、朝廷に可屆出事、此段前以國々に相達可申願候

廢寺歎願之事第五

一近來第一新之御趣意ニ而、知縣事掛りの村々ニ有之候寺院共、廢寺被仰付候趣、愼而奉畏候、御用之儀而廢滅之儀ハ聊も異儀可申上筋無之ニ付、追々廢寺ニ罷成候趣ニ候、然る所其中寺付田德等を持、自分復飾を願、其まゝ歸農仕候仁柄は、佛法ニとり候而、非法有之間敷儀ニ候得共、御沙汰ニ付而、右樣罷成候へば、是亦無據儀ニ候、然る所數十年寺務相務、神妙ニ修行仕候而老衰等仕候仁柄、其寺ニ罷在り候得ば、衣食活命も仕候得共、廢寺ニ罷成候上者、自分因緣之者無之候より渇命ニ及候仁も可有之候段、不便の至ニ候、或は年來施主家にて先祖供養之爲ニ御座候分抔、廢寺ニ罷成候上ニ而者、祖先之志も共ニ廢せられ、田德等も何も散失申候哉、是亦不便之儀ニ候、畢竟寺院無益之儀と被仰出候御趣意柄にも候におゐては、爾後何とか御國益ニも罷成候樣之仕法も仕、無據分のみ御廢地被仰付被下置候樣仕度、今度諸宗本寺共會合評議も仕候上は、廢寺等之御沙汰可有之場所は、其近邊の役寺共に御達ニ相成、速ニ本寺に通達爲仕候上而、篤と取調廢寺爲仕候樣仕度、是亦御寬典御仁恕之御一端にも奉存、寺院幷ニ施主家共ニモ廢寺仕なからも、難有可

奉存候哉ニ相心得候、此段御仁恕を以、末寺廢寺之儀ハ、宗々本寺役寺共に被仰付
下置候樣、偏ニ奉願上候、

廢寺ニ可相成趣意柄十三ケ條
(官阪四誌等ニ出ル所ヲ摘書ス)(阪カ日カ)

一皇國ハ寺院アマリニ多スキ候コト、
一無住寺院無益ノコト、
一乘帶所多キヨリ法務不行施ノコト、
一除地ノ寺院耕種ノ地ヲ費シ無益ノコト、
一田德ノ寺院徒ラニ僧家ノ富ヲイタシ、國用無益ノコト、
一寺院ノ貧富ヲエラバス、憍奢淫逸肉食博奕或ハ寺院ヲ村落ノ博奕所ニカシ
候ナド可惡コト、
一僧侶遊手懶墮耕織ヲ費シ、遊民逸居可惡コト、
一佛戒ハ勿論國法ヲ破ル罪人トモ多分ニ有之段、モト寺院ノ多キヨリノ由ル
所ナリ、然レバ其巢窟ヲ壞レバ、僧侶多カラズ罪人モ亦自ラ少ナキヨリ廢寺

尤ノコト、

一寺院田地疆由分等ノ諍訴數々絶エス、廢寺ノ擧ハ公廳閑隙ノ一端ナリ、

一僧侶聊ノ任官等ヲモテ士ニ傲リ、四民ヲ輕蔑ス、還俗歸農モテ其慢ヲ倒スニ足ル、

一寒國僻地ノ寺院ハ、妻ヲ畜子ヲ育セサルハナシ、自ラ耕耘シ牛馬ヲ驅役シ、或ハ蠶織モテ兒女ヲ使令ス、事自俗ニ同ス、シカス歸農自ラ安ンスルニハ、故ニ廢寺ス、

一攝闕ヲ廢シ諸侯伯ヲ削ル、モテ千歳ノ執弊一點ノコスコトナシ、況ンヤ方丈ノ寺、篇戸ノ庵コレヲ廢スル、風ノ灰ヲ散ラスカ如シ、國用ノ爲メニコレヲ廢スルハ、本寺トモ却テ拜謝スヘシ、但シ本寺トモニ此末寺ノ國用ヲアカナフヘキ手段アリヤ、不而則チ廢ニ屬センノミ、

一本寺ヨリ歎願アリトモ、其本寺モ亦流弊ニ沈溺ス、モテ用フルニ足ラズ、所謂姑息ノ愛モテ大方ヲ辨セサレハナリ、

○行誠前按ヲ作ル此條ニ至テ、來難ノ多シテ遲坊(マヽ)ノ少キニオケル、甚窮困ス、スコフル其辨ヲ失ス、去年夏窃ニ護法三策ヲ作ル、廢寺ノ厄ニ當ルコト、予

カ中策ノ指ス所タカハス、予策迂遠用スルニ堪エシ、故ニ此ヲ省ク、本寺錄所伏テ願クハ深ク思ヲ厚ク度リテ、此窮厄ヲ拯ヘ、今日ニシテ縣藩ノ廢寺ヲ議ス、明日ニシテ府下廢寺ノ命ノ出テンヿ不可知也、危矣哉、

（三年）庚午中冬按　　僧行誡拜草、

增上寺に於ける神佛分離史料

藤本了泰氏報

〔增上寺日鑑〕

慶應四年

二月二十四日

明廿五日天滿宮祭禮ニ付四ッ時、大僧正御方被遊御參詣候間、例之通リ御上席方御出席被下候樣、御通達(マヽ)被下候以上、

二月廿四日　寶松院

右者賴來リ候ニ付廻文云々、

四月二十二日

明廿三日ゟ御本坊於御神殿御祈願御執行被遊候間、朝五ッ時大鐘次第、是迄之通リ割合出勤有之候樣、坊中江御觸可有之候、以上、

四月廿二日　役者

追加、可成丈代僧無之樣、御觸可被成候、

閏四月四日

安國殿御祭禮御延引ニ相成居候處、當月御祭禮、(マヽ)月之通、御逮夜御當日共御出勤被遊候、尤十七日於御神殿御祈願無之、於安國殿ニ御修行被遊候間、御同所ゟ爲冥加一同出勤可有之事、

右之通相心得、坊中ゟ御觸可有之候、以上、

壬四月十五日　　役者

九月十六日

明十七日六ッ半時於月界院、

東照宮御法樂有之候旨、廻文出之、

十月廿四日

神佛混淆不致樣、先達而御布令有之候得共、破佛之御趣意ニ者決而無之處、僧分ニおゐて妄ニ復飾之義願出候もの往々有之、不謂事ニ候、若も他伎藝有之、國家ニ益得る義ニ而還俗いたし度事ニ候得者、其願御取調之上御聞屆も有之候得共、佛門ニ而蓄髮いたし候義者不相成候間、心得違無之樣御沙汰候事、

九月　行政官

右之趣今度、於京都御布告相成候ニ付、爲心得相達候間、此段坊中ヘ御觸可有之候以上、

十一月十七日

新嘗祭會ニ付磬鉦子之類も一切停止之事、來ル十八日新嘗祭當日御拜被爲在候ニ付、從十六日晩至十九日朝、御神齋候間、僧尼重輕服者參內可憚事、

十一月

十二月五日

一神佛習合御廢止ニ付而ハ、境內聢与可相分處、未混淆之向有之趣、不得心事ニ候、不相改分ハ、取調之上、早々可願出事、右之趣東京府ゟ御達有之候間、被得其意、坊中ヘ御觸可有之候、以上、

役者

同月十日

御本坊ゟ御達左之通

御一新ニ付、神佛混淆不相成旨、去二日相達、稻荷社其外勸請替被申出候處、此邊社地取締麻布永坂町竹長稻荷神主永根右衞門、東京府より差圖之趣を以、御山內天

神稻荷共外共神體勸請ニ候ハヽ、社人相附可申、尤稻荷等ニ而も本地觀音又は不動辨天等ニ候ハヽ差支無之、就而者鳥居取拂可申段、談判有之候間、各院手限勸請稻荷社ニ至迄、本地勸請替いたし、一兩日中半紙竪帳ニ認可被相届候、

右之通坊中に相觸可有之候以上、

十一日、昨日之達ニ付、半紙竪帳ニ相認、別帳之通差出候事、

雛形左之通、

御一新ニ付神佛混淆不相成旨、御達御座候間、各院鎮守稻荷社幷堺內之社地、左之通勸請替仕候、

一大黑天　池德院

一鎮守無御座候　光學院

一十一面觀世音　月窓院

一鎭守無御座候　源寶院

一如意輪觀世音　淸光院

一拏吉尼天　常行院

一十一面觀世音　隆崇院

一辨財天　德水院
一不動尊　廣度院
一聖觀世音　瑞善院
一辨財天　華養院
一毘沙門天　昌泉院
一十一面觀世音　長雄院
一拏吉尼天　觀智院
一辨財天　威德院
一鎭守無御座候　源壽院
一十一面觀世音　天光院
一觀世音　雲晴院
一不動尊　花岳院
一毘沙門天　常照院
一地藏尊　良源院
一辨財天　安養院

一同断　瑞華院
一鎭守無御座候　天陽院
一不動尊　源興院
一身代觀世音　貞松院
一觀世音　月界院
一辨財天　源流院
一拏吉尼天　淨運院
一辨財天　林松院
右之通御座候以上
十二月　當月番 常照院

明治二年三月七日
當山鎭守熊野大神始拾社、昨年中幸稻荷社神主長岡信一に相願置申候處、境內場狹ニ而難濟之趣ニ付、同社境內續當山西之方空地之內備地致度旨賴談有之候間、別紙繪圖面朱引之通四間四方貸渡度奉存候、此段御聞置被成下候樣奉願候以上、
増上寺役者

三月　専稱
　　念達

東京府
　御役所

願之通不及沙汰候事　朱御印

十月十五日

一東京府ゟ天滿宮之義ニ付被尋候實松院より差出由緒書左ニ

覺

當三月中迄愚院境内ニ爲在御鎭座候天滿宮之來由等大略左ニ申上候、

一尊像者菅神御自作之由、享德之頃、京都より觀心与申僧、此邊迄供奉仕候由ニ御座候、

一社祠之儀者、長祿之頃、品川之城主宇田川氏、於今之天神谷地中、初而造營之由ニ御座候、

一天神谷と稱候儀は、慶長年中、觀智國師一山谷分之節、右社地續之儀ニ御座候故、

神號を直ニ谷々名ニ相唱候、然ル處、享保度愚院六世雲洞願立之上、是迄之場所に轉地仕候、尤其以前之社跡者、何れ之邊ニ御座候哉、相分り兼候、

一飯倉山と稱候儀は、往昔此邊を飯倉村ト相唱候ニ付、故名爲不失、山號ニ仕候由ニ御座候、

一茅野と唱候儀は、僧觀心曠野叢中ニ彼尊像を居置候故意を存し呼習候由ニ御座候、

右は今般依御尋申上候、以上、

巳十月　　　　寶松院

同月十七日

過日東京府呼出、天滿宮之儀問合ニ付、委細取調今日書面東京府に差出事

口上覺

先般中御布告之趣ニ付、神體遷座祠宇取除候天滿宮來由委細取調可申上旨御達ニ付、是迄守護罷在候寶松院相糺候處、別紙之通リ申出候間、此段申上候以上、

増上寺役者

十月十七日　　　專稱印

念達印

東京府
御役人中

十一月

一、東京府ヨリ呼狀ニ付、貫光罷出候處、應接靑柳竹之助出會、飯倉天神儀ニ付、舊記取調可差出旨申渡、引取、寶松院手代リ松林院老分呼出相達候事、

秋葉宮御法樂達左之通

明十八日、秋葉宮御法樂御本坊於御神殿御修行有之候間、出勤候樣、向々ニ御達可被成候以上、

十一月十七日　役者

大康和尙

明治三年

正月十九日

乍恐以書附奉願候

愚院儀去ル卯年十月、翌辰年八月中、罹震風雨災、堂舍不殘皆潰相成候處、先住靈倫代十方檀家之丹誠請、漸雨露凌候程之假堂造營仕、開祖御安置申居候得共、次第年

限も相立候得者、堂舍者勿論開祖宮殿幷御代々尊像、其外共極大破相成候ニ付、暫時茂難捨置儀ニ御座候處、此度檀家世話人之者より、神田橋內元一橋御屋形梅之間幷佛間御殿凡八十五坪、建具廻リ一式有形之儘、河州殿より御拂ニ相成候間、是ヲ買請、再建企候而可然哉ト申込呉候ニ付、檀家世話人資緣信者不申及、法類一流相談之上、皆具買請、當五月中より右屋鋪取潰ニ相掛リ、七月中迄ニ家財諸色不殘列取申候、八月中より地形方大工建方等迄追〻出來(下略)

明治二己年十二月十九日

開山別當雄松院印

法類惣代

仁弘

御本坊

御役者中

四月十五日

一熊野宮御法樂之義ニ付、坊中月番より差出伺書左ニ、

覺

一鎭守熊野宮御法樂之儀、是迄各院旅所番ニ而割合、每月相勤來候處、昨己年御別當ゟ御遷座ニ而御法樂相止爲申候、古例月三日之處、十七日御兩殿出勤、引續當月より御法樂申上度、尤當節別當瑞華院には、元會津家人入込爲候間、當分之處、天光院ニ而御勤申度、此段奉御伺申上候、

當月番

四月　貞松院

御本坊

御役所

十月四日

御隱居地所之義ニ付、氷川神主外氏子者より差出書面左ニ、

口上覺

當御寺廡布御退院地之義は、氷川神社之社地ニ御座候處、萬治年中、露白大僧正御時代、幕府ゟ御願ニ而御拜領被成、氷川神社者當所ニ遷座ニ相成候、當時社境以前ニ競候得者、百分之一ニ而、全假鎭座ニ御座候、其後社地不致拜領之處、終ニ其儘ニ而因循相成、年來相過候、今般御一新之折柄、神祭式復古ニ就而者、社境狹少故差支

候儀茂有之、何卒舊社地に還座相成候樣仕度、右ニ付御退院地自然御不用ニ而、若御上地ニ茂可相成御事茂御座候ハヽ、萬治年間之御廉も有之、當社に復歸候樣之御言上ヲ奉願度、左候得者、神慮者勿論、私共並産子を始一同如何計哉欣喜可仕候、乍併何等之御模樣をも拜承不致、前以願上候者恐縮多罪之至には御座候得共、古來之由緒不空樣仕度赤心ニ而、見越候段申上、不顧失敬、産子之者相倶ニ奉願上候、此段宜鋪御聞取、可然被仰上、御取置可被下候、恐々謹白、

明治三午七月

神主

柴崎　宣弘

一本松町

清七

等以下

增上寺

御役人中樣

明治六年

五月十二日

一安國殿御祭典ニ付、坊中本堂ヘ達左ニ、
　二枚
明十三日
安國殿御祭典午前第九時大鐘次第出勤之事、
　五月十二日
一前同斷安立院爲念達、左ニ、
明十三日
御祭典午前九時大鐘次第御出勤ニ相成候、此段爲念御達申候也、
　五月十二日　役者
　安立院
五月廿一日
一安國殿官幣社ニ相成候趣傳聞有之ニ付、內願として役者念達、御館ヘ出頭之事、
　進物太平糖氷砂糖献上、太平糖ハ勝君ヘ進上、
五月廿六日
今般增上寺本堂ヲ以、大敎院トナシ、皇太神宮神殿講堂、西ノ方ヘ建築有之、來月三

日上棟式祭有之候間、定日群集可有之と被存候間、爲御心得御通達申置候也、

明治六年五月廿六日　大敎院

第二大區三五小區

戶長御中

六月二日

一大講堂出勤之儀、神官僧侶ニ而守護仕度段、石川靜忍奉願候處、朱印を以御聞屆ニ相成、則寫屆書左ニ、

大敎院被爲設、神官僧侶布敎專務之御趣意難有奉存候、就而者先般增上寺本堂大講堂与御改稱、追〻御修復結構、御神官御造營被爲在候意、大敎之大講堂ニ御座候得者、神官僧侶同和勉勵相互ニ出勤守護仕候て、至當義与奉存候、不顧恐此段建言仕候

五月廿九日百七十五號

訓導　石川靜忍（山田）

明治六年五月

建言之趣聞屆候事

明治六年五月三十日　大教院印

六月十四日

一安國殿之儀ニ付、再應歎願書持參之處、又々御採用無之ニ付、五手ゟ達書、

安國殿一條ニ付談儀有之候間、明十五日午前第十時出頭候樣、月行事ゟ御觸可被成候以上、

六月十四日　役者

安養院

玄城和尙、大眼院、妙定院、松蓮社同文

六月十五日

一昨日呼出狀ニ付出頭左之通

德存、海藏、玄城、恭運、大眼院、寶勝院、最勝院、妙定院、岳蓮社、鑑蓮社、安養院右出頭ニ付、

昨日御達之趣如別紙御談、御方御達被遊候事、

昨十四日役僧玄儀歎願書持參、

典事大脇氏對話之條、左之通、

申立之趣尤ニ存候得共、既ニ德川氏より申込之次第茂有之、當府長官ニ而者、事之條々致確定居候儀ニ付、方今變改者難相成候、强而願出候而者、却而後患之一端ニ成行候哉茂難計候、所以者今般改而社格を定、御祭り被爲遊候儀者、抑貳百有余年、皇國ヲ治、禁襟を奉安候功勳他之所知也、今也太政維新之折柄、朝帝其德を追稱し、普天下萬民をして敬神愛國之敎旨を令知御趣意なり、然レバ倶ニ隨喜歌歎し難有奉體致スマテ本意と被存候、此上一山偏小之情實を以再三願出候とも、迚茂前件之次第ニ候間、御採用ニ相成兼候、却而何歟餘事を可願方至當与存候云云

六月十五日　　　　帳場

六月十七日

一安國殿之儀ニ付、於御府御內達有之、則御請書下案左ニ、

御請書

安國殿之儀ニ付、御內達之趣於一山聊故障筋無御座候、仍而御請申上候也。

増上寺住職

六月十一日　　　　權中敎正　石井大宣印

東京府知事

大久保一翁殿

六月十八日
一安國殿之儀ニ付、五手達左ニ、
安國殿之儀ニ付、去ル十五日、御府ニ而御內達之趣茂有之候ニ付、明十七日於一山故障之筋無之旨、御請書可差出之處、御祭典ニ付、今日差出候積ニ候間、見込有無共至急書面ニ而御差出可相成候也、
六月十八日　役者
當月行事
玄城和尙
追加、德川樣よりは、昨十七日御請書御差出ニ相成候由、此段爲心得御達申候也、
外四手例文
同日
一本山並安國殿一條ニ付、五手ゟ達書、
談儀有之間、明十九日午前第九時出頭候樣、五人以上ゟ御觸可相成候、以上、
六月十八日　役者

玄城和尙

外四手例文

坊中五人以上　御別當

三ヶ院　三社壹人

別院二ヶ院

六月二十二日

一安國殿之儀ニ付四手異存有無之達、左ニ、

去ル廿日、從御府安立院御呼出之上、御內達之趣左ニ、

今般安國殿一條ニ付、致復飾祠官相願候方可然旨、

右ニ付、歸山之上、同列中ニ及示談候處、別紙之通御別當中より被申立候、四手ニおゐても異存有無、付紙ヲ以可被申立、且至急封印ニ而御廻達可相成候、以上、

六月廿二日　役者

玄城和尙

松蓮社

妙定院

安養院

六月廿三日

一安國殿之儀ニ付、再應所化方より書面差出候ニ付、御別當中に達左ニ、

安立院一條ニ付、所化方より別紙之通申出候ニ付、御廻し申候間、再應御評議之上、

書面ニ而御差出可被成候、以上、

六月廿三日　役者

大眼院

更啓、代理人に、祠官相願候共、所詮御採用ニ者相成申間敷与、役所与而茂推考罷

在候事、

〔智恩院日鑑〕明治二年

四月七日

在府ノ福田寺ヨリノ書狀(端書)

神佛混淆之御沙汰嚴重、山内ノ神社、何レモ取拂被仰出、外々トモ心配ノ様子、御山

ハ如何御坐候哉、御手宛可然旨也、

〔芝公園東照宮所藏文書〕

（第一號）

竊書

芝鎭座東照宮自今鄕社ニ被仰付、難有奉存候、依之增上寺より別紙繪圖面（今無之）之通、當社鳥居額面寄附仕度旨申出候間、右申出之通リ仕度、此段御竊申上候也、

明治六年八月十四日

芝東照宮祠官

松岡德善印

東京府知事

大久保一翁殿

（朱書）

竊之趣聞屆候事

明治六年八月十八日

（第二號）

奉願記

芝東照宮少祭、從前仕來之通、來ル十六日十七日執行仕度、就而者當社格結構御定被成下候ニ付、舊講社之者より、右兩日神樂奉納仕度段申出候間、此段御聞屆被成下候樣奉懇願候也、

明治六年。九月三日、

芝東照宮祠官

松岡德善㊞

東京府知事

大久保一翁殿

（第三號）

神樂殿建築之願

明治六年十二月八日

（第四號）

第二大區五小區武藏豐島郡、

芝鎭座

東照宮

祭神　徳川家康公六十一歳肖像

勸請　舊記燒失年月不詳レ𪜈、或筆記曰、家康公元和二辰年四月十七日、御他界、同年十月二日、增上寺ニ於テ安國殿造營ノ御事始アリテ、翌年春成就云云、是ハ方今增上寺ニ於テ開山堂ト稱、其後寛永十八年再建現今ノ社是ナリ、

右別當職、元和三巳年春安立院開基門誉に被命、爾後松岡德善迄十八代、法緣相續、明治六年七月安國殿東照宮ノ儀鄉社被命、依之寺號別當職被廢止、松岡德善更ニ祠官拜命、

例祭　大祭舊曆四月十六七日　中祭一月五月九月十七日　少祭每月十七日

本社　四十三坪五合　梁間六間二尺 桁行六間五尺

拜殿　十一坪　梁間二間四尺 桁行四間二尺

境內　三千坪

舊領　朱印五百石

氏子　凡百五十戸

自該廳距離　凡十一町

右之通御座候

祠掌　鈴木昇三郎㊞

祠官　松岡　德善㊞

東京府知事

大久保一翁殿

（明治七年八月敎部省並東京府江届出控）

（第五號）

願書

當社舊境內內丸山に、去ル申年七月中增上寺より願濟、不動安置アリシ所、此度同寺ニ引取申候、右者往古ゟ東照宮由緖之稻荷鎭座之地、殊ニ不動安置之堂者、元安國殿別當職中、自費ヲ以建築仕居候旁、增上寺に不動引渡候上者、舊稻荷復祭仕度奉存候、此段御聞届被成下候樣奉懇願候也、

明治八年二月

芝東照宮祠官

松岡　德善㊞

東京府知事

大久保一翁殿

（第六號）

願書

當社境内丸山稻荷大神復祭之儀、願之通相聞屆被成下候ニ付而者、右御靈代ハ去日明治二己年中、芝榮町稻荷神社ニ遷座致置候ニ付、來十五日舊地へ遷座、十六日祭祀執行仕度、此段御聞屆奉願候也、

明治八年三月七日

芝東照宮祠官

松岡德善㊞

東京府知事

大久保一翁殿

（聞屆略）

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

東京府への願書

表紙

安國殿御道具

安國殿御道具之内

一唐銅五具足　壹通

一滅金華鬘　廿四掛

一天蓋　壹

一禮盤三方机三具足其外　皆具

一鈴磬　但臺共　各壹通宛

一華瓶　同斷　壹對

一服紗御膳　皆具

一御茶湯簞笥　門束ニ茶釜揆等入

一御茶湯器　八通

一朱塗葵紋付飯次並湯桶

一鈴獻供皿　貳枚

一茶湯藥鑵　壹ッ

一御高盛通箱内高盛具入　貳荷

一御膳用唐銅鍋　小五ツ
一春慶葵紋付重　大小四組
一朱塗葵紋付机　壹脚
一梨子地同斷　壹脚
一墨塗机　壹脚
一堆朱香合　壹
一敷絹　壹枚
一幡　安國殿之文字アリ　四十八流
一鐵網行燈　貳
〆貳拾貳器

右神前之品ニ御座候間、何卒增上寺ヘ御引渡被成下候樣、此段奉懇願候也

明治六年八月五日

芝東照宮祠官

松岡德善㊞

同　祠掌

鈴木昇三郎㊞

東京府知事
大久保一翁殿
（朱書）
願之通聞置候事
明治六年八月

芝
東照宮
什具帳

東照宮御本社御錺附品

御宮殿内
一御玉簾　壹
同
一御戸帳　壹
同
一御褥　壹
同
一五重疊御褥　貳座

一御下疊　貳疊
一滅金御幣壹　舊高松藩献備
一神鏡 但貳面之内　（舊幕旗下土岐丹波守献備）
一鈴御神酒德利　壹對某献備
一御前机　壹脚
一滅金燈籠壹對　舊高松藩献備
一御弓矢　同　同
一御鷹　同　舊戸南藩献備
一神饌壇 百味壇改　舊明石藩献備
一華瓶　同　舊名古屋藩献備
一滅金獅子　舊高松藩献備
一大鏡大扇總角共　貳掛
右御本社分

東照宮御拜殿御餝附品

一神鏡　土岐丹波守献備　壹面
一滅金釣燈籠　不明　壹對
一同　松平山城守
一鷹額面　十八枚
一御簾　十枚
右御拜殿

御道具

一四神幡　六流
一朱葵紋付幟　壹對
一金箔置三方　大小七脚
一滅金金杯御膳　三脚
下略
右四十四器
右者當社什具ニ定置度奉存候間、此段奉窺候也、

明治六年八月

芝東照宮祠官
松岡德善㊞
同祠掌
鈴木昇三郎㊞

東京府知事
大久保一翁殿

（朱書）
伺之通祠官交代之節無異儀可次渡事、
明治六年八月

〔新撰東京名所圖會〕

幸稻荷及外十一社

幸稻荷は第二十一號地ニ在りて、前は芝榮町なる水道給水工場ニ向へり、社内には稲護稻荷、車折神社等十一社を合祀せり、右は明治二年五月神佛混淆の禁を布き、增上寺境内の鎭座祭祠を取拂はしめられし時、當社の社掌長岡氏、官の許可を得て、

右十一社悉く當社內に合祀せしものなり、境內石鳥居の側に左の標札あり、

猪護稻荷社、車折神社、熊野神社、茅野天滿宮、幸舍稻荷社、金刀比羅神社、

松野天滿宮、豐祚稻荷社、白金稻荷社、琴平神社、稻荷神社、三峰神社、

右總計十二社は、從來增上寺內及金地院中に鎮座有之候處、明治二年五月神佛混合御禁止に付、當幸神社へ御遷座有之奉祀候事、

神社取調書

一、東京府下武藏國豐島郡芝區芝公園第二十一號地、

一、村社稻荷神社、

祭神　伊弉册命　足仲彥命　倉稻魂命　息長足姬命　保倉神　譽田別命

稚產靈命　武內宿禰

合殿熊野神社（舊所在地增上寺本堂脇今の公園第二號地の內）

祭神　國常立命　伊邪那伎命　伊邪那美命

合殿茅野天滿宮（舊所在地增上寺中今の第拾貳號地の內）

祭神　菅原道眞公

合殿松野天滿宮舊所在地增上寺中今の公園第十六號地の内

祭神菅原道眞公

合殿白山社舊所在地增上寺中今の公園第二十二號地の内

祭神　宇迦之女命、

合殿稻荷神社舊所在地增上寺中今の公園第五號地の内

祭神　豐宇氣神

合殿加佐森神社舊所在地增上寺中今の公園第十八號地の内

祭神　豐宇迦之女命

合殿豐祚神社舊所在地增上寺中今の公園第十六號地の内

祭神　保倉神

合殿車折神社舊所在地增上寺中今の公園第十八號地の内

祭神　宇氣母智神

合殿金刀比羅神社舊所在地增上寺中今の公園第一號地の内

祭神　大物主神

合殿稻荷神社舊所在地增上寺中今の公園第廿一號地の内

祭神　大氣都比賣神
合殿三峯社舊所在地前同斷
祭神　不詳
右合殿神十一社は、元増上寺及金地院境内の鎭座にて、攝社なりしを、明治二己巳年神佛混交御禁止の際、許可の上當社に遷座候也、
一、當社創立云云下略
明治二十八年九月二十三日
右稲荷神社々掌
長岡信一

〔芝公園寶松院什物調査の記〕藤本了泰調査
本地観音菩薩　垂迹天滿宮、
寶松院は當時の別當寺たり、
天滿宮破却するに際し、當別當泰成上人（傳通院一代）等奔走して、其破却なからんことを及本地堂を殘さむとせしも能はず、遂に破却され了れり、而して其御神體は、明治

二年、幸稻荷社內に合祀せられたりと雖も、其實は現に同寺に祭禮の器類道具と共に存す、

略緣起は緣山志卷三(淨全十九三一〇)

舊幕時代は現在の東照宮南東側に在り、清池を廻らし裏に林池あり、鯉魚其數を知らず、又、每月、天神谷學寮衆相集りて御法樂を催す、

明治二十八年幸稻荷社々掌長岡信一氏よりの取調書に依れば、當天滿宮御神體も、他鎭守社と等しく合併せられたる如くなれども、其は只表面を飾れるのみにして、事實は然らず、

現存の御神體

一天滿宮御木像　一軀

一御神鏡　一面

直徑約一尺

裏　南天の彫刻及松村因幡守の銘あり、

一額　二面

裏　修行晋入德器無障礙

題額五條大納言菅原爲範卿
白太天社　大僧正定月
奉掛五條少納言爲範卿筆
享保三戊戌年霜月廿五日
天神谷路亭寄附

朱書飯倉
社額昇進民部卿大納言
寶曆二壬年十一月廿三日寶松院第七世
宮居重造成就修補
寶松院九世忍海謹書

一天滿宮畫像　數幅
(一)密順大僧正裏書
緣山地主飯倉茅野天滿宮
天保十五春二月謹書
大僧正密順

飯倉

天滿大自在威德大神

(二)忍海裏書

飯倉社

天滿天神影及本地

十一面觀音大士尊像

右二幅爲

天神復守護令寄附者也

寶曆十金龍年五月廿五日

天神谷中

寶松院忍海

一、華嚴經六十卷(寫本)

六十卷卷頭

| 飯倉 天滿 | 茅野 經庫 |

| 寶松院 |

卷末

安政二年乙卯夏六月

徹定上人の識語あり、

緣山南溪飯倉神祠藏云々

弘長中爲菅廟所謄寫也云々

東叡山寛永寺の神佛分離の始末

鷲尾順敬

目次

一、一山の神社の建築物及び其由來

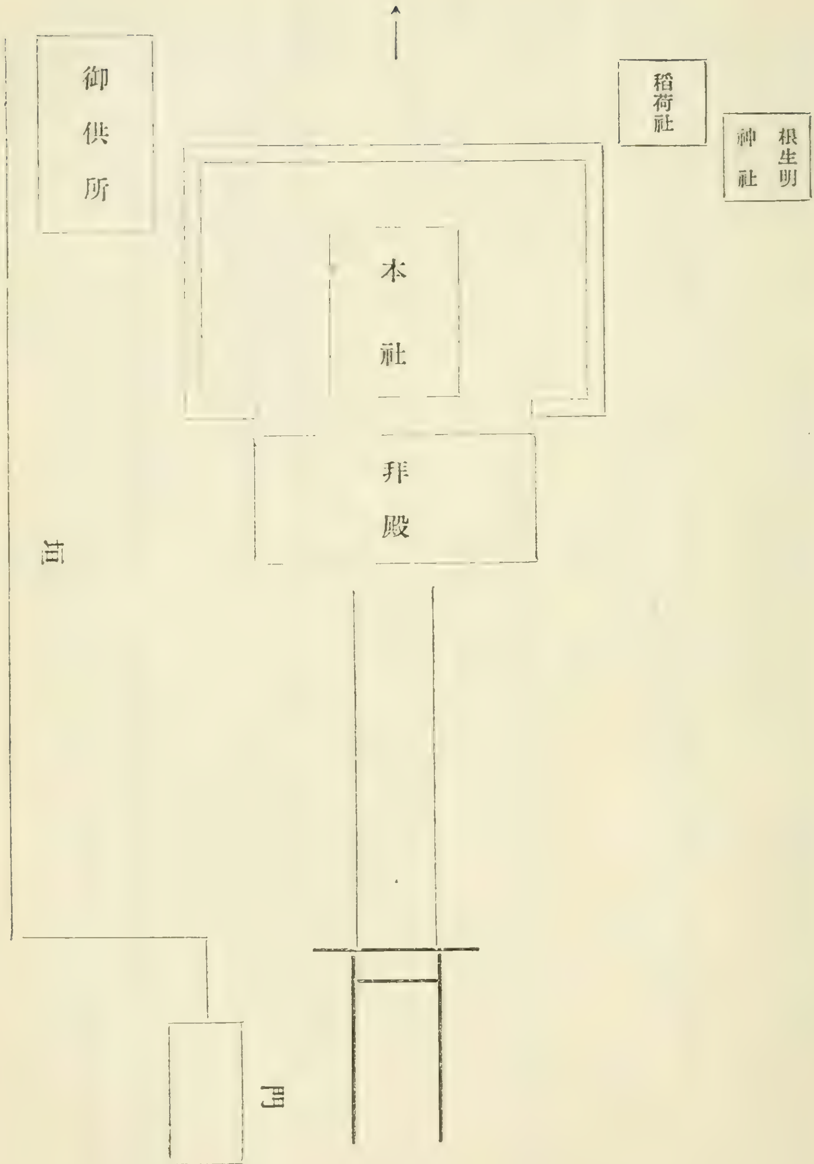
東叡山寛永寺は比叡山延曆寺に擬したものであつたから、山王大權現社等があつた、固より一山の規摸から見れば、神社の建築物は一方の附屬物であつた、實際一山の支配に歸してゐたもので、別に何等の勢力が潜んでゐるものでなかつた、一山には、根本中堂、勅額門、法華堂、常行堂、文殊樓、輪藏、雲水塔、大佛殿、鐘樓、五重塔等があつて、結構輪奐の美を盡したものであつた、一方に山王大權現、東照大權現等の神

社があつた、今其等の神社の建築物に關して、説明する必要があらう、

一、山王權現社、本社は下谷の方から見上ぐる高地にあつたもので、今日も山王臺と云はれてゐる、一山の諸堂舍からは離れた位地にあつた、寛永十四年に、當山の本覺院晃海が紅葉山の東照宮の舊社殿を請ひ得て移轉し、改めて建立したものである、全く一山の附屬である、實際は本覺院が管理したものであつた、本社の規模は狹小であるが、華麗であつた、南向で本殿拜殿があり、右方に別に御供所があり、右方に稻荷社(俗稱經塚稻荷)根生明神社等の末社があつた、本社の正面に鳥居があり、その右方に西向の門があつて、坂を下つて黑門の通路に出づるのであつた、

二、東照大權現、本社は文殊樓の後右方にあつたもので、これも自ら別の位地にあつた、卽ち今の東照宮である、貞享四年に、藤堂高虎が建立し、慶安三年に大將軍家光が、對馬守阿部重次に命じて、改めて築造したものである、

別當寒松院(今の動物園の地にあつた)は、藤堂氏の寺坊で、一山三十五坊中にあつて勢力があつた、一山三十五坊は、いづれも諸國の大名の寺坊であつた、その内二十四坊は、一山の僧侶が法臘に依つて轉住したもので、謂ゆる轉住寺(てら)であつた、


御供所
稲荷社
根生明神社
本社
拝殿
門
門

十一坊は、法脈を以て相續したもので、謂ゆる法脈寺であつた、さて寒松院は轉住寺で尤も勢力があつた、一山の僧侶が、法臘に依つて轉住し、最後に寒松院住持となつたものである、要するに東照大權現社別當寒松院の住持は、一山の僧侶の名譽ある位地であつた、

別當の下に、社家、宮仕、掃除頭があつた、

當時の東照大權現社の役目は、次の如くであつた、

別當　寒松院孝泉

神領配當高百石　社家　金子　采女

同　同　渡邊　主稅

神領配當高二十石　宮仕　星野　松智

同　同　田中　松榮

神領配當高二十石　掃除頭大山錩太郎

本社の右方に、本地堂五間四面があつた、寛永十六年に酒井忠勝の建立にかゝるもので、內陣は秘密であると云ひ、前立は東照大權現の本地が、東方萬八千土を照らすと云ふ藥師如來であるとせられ、佛師法眼康猶の作にかゝる藥師如來三尊が安置して

あつた、

三、三十番神社

本社は根本中堂の勅額門の右方にあつた法華經守護神を祭つたもので、小さい建築物であつた、

四、稻荷社(俗稱穴稻荷)

本社は、鐘樓の下の窪地にあつて、花園神社とも云ひ、吉原遊廓に信仰者が多かつたもので、常に諸藝人が參詣した、

一山に尙ほ小社があつた、しかし小さい建築物で、一々列擧するまでもない、

二、神社關係の建築物の撤去及び其關係者の處置

慶應四年五月十五日、東叡山寬永寺の根本中堂等が砲火に燒かれた狀況は、凄慘を極めた、當日黑門口に彰義隊の本隊、及び萬字隊が防戰を努めたものであつた、官軍の鹿兒島勢熊本勢が、廣小路から黑門口を避けて、山王臺に肉迫したるに應戰し、山王臺から大砲を連發して威壓した、然るに官軍が湯島臺から大砲を連發し、根本中堂を目標として猛火を注ぐに至り、一山は混亂の狀況となり、彰義隊の本隊支隊共に陣地を捨てゝ四散することゝなつた、

この際、根本中堂を首め、三十番神社等が燒拂はれたことは云ふまでもない、然し山王大權現社、東照大權現社、及び本地堂等が火災を免れた、山王大權現社の附近は、彰義隊の本隊の陣地に接してゐるから、戰死者の屍體が散亂してゐた、是等の神社が、僅に殘存してゐたものであるが、內陣まで土足を以て蹈みあらされてあつた、

五月戰爭の際、東照大權現社の神體は、宮仕田中松榮、同星野松智、掃除頭大山錩太郎が守護し、西久保の八幡社に遷座し、十一月に至り、德川家に引渡したものであつた、後德川家より再び本社に歸座することゝなつたものである、

當時輪王寺宮法親王は、三河島の方面に囘避せられ、遠く奥州に下向せらるゝことゝなり、一山の僧侶は、諸方に散亂して逃奔し、鹿兒島勢、熊本勢等の壯士どもが亂入するに任せたものであつたから、諸坊の火災を免れたものも、荒廢に委したのである、

大總督府は學頭凌雲院僧正以下、皆彰義隊に加勢したものとなし、諸院の住持一人も歸住することを認許しなかつたから、同年十月に、凌雲院僧正範海が、兵粮軍送取締野見鍉次郎が元東叡山某院に弟子であつた關係があるから、同人に依つて大總

督府に覺書を出し、歸住を認許せられんことを出願した、

奉懇願覺

拙僧儀、當山學頭職被仰付、大僧正拜任仕、此度山內の不調法筋、重々奉恐入候次第に御座候、就ては今般奧羽へ罷越、縱令身命拋候共、御門主御方御迎申上度、此段偏奉願候、誠恐頓首謹言、

十月　　凌雲院僧正範海

大總督府は、範海の出願の如く、輪王寺法親王以下の歸住を認許することゝした、

僧侶の身にて、軍中へ被遣候も無心元被思召、乍去奇特殊勝之至、大總督宮にも滿足ニ被思召候事、

明治元年戊辰十月　　差添

兵粮軍途取締

野見鍉次郎

乃て同年十月になつて、諸院の僧侶が漸次に歸住することゝなつたが、五月以來一山が荒廢に委してあつたから、實際諸院に僧侶が歸住せられなかつた、建築物は半

壞の狀況で、禊壘の殘存したものはなかつた、
當時一山の諸院に亂入して器具等を持去つた者は嚴罰せらると云ふことが傳へられたので、一旦盜去つた器具を、夜間に持來つて捨置いた者があつた、諸院の僧侶は、數〻早朝門庭に器具の積込んであるを見て驚いたのである、
同年十一月に、寬永寺の附屬である不忍池の生池院辨才天堂は、佛寺に屬すべきものでなく、神社に屬すべきものであると云ひ、大總督府から破壞しやうとせられたので
當時山内の養壽院行海が生池院請であつて、大に說明に努めたが、鳥居のあることが神社であることを證明してゐると云ふことであつて、聽入れられなかつた、數年の間決せられず、行海は百方苦心し、自ら金光明經を持參して說明し、遂に鳥居を撤去することゝなつて、辨才天堂を破壞せられないことゝなつた、
同月、德川家寺社取扱掛林右近が、東照大權現社以下靈屋等を處置することゝなり別當社家、宮仕、掃除頭等を解除した、しかし社家宮仕、掃除頭は、一身の方向に迷ふ狀況であつた、
翌年三月に至り、復任のことを學頭凌雲院に請願した、
私共儀明曆三酉年中より、上野東照宮に、先祖より二百十餘年之間、無間斷數代奉

仕難有仕合ニ奉存候、然る所、去辰五月、同所戰爭ニ付、右東照宮守護仕、西久保八幡社に御轉座、於同所勤仕居候所、去十一月德川家へ一先引渡相成申候、其後御處置伺居候所、本社に御歸座相成候由、何卒以格別御仁惠、如先々勤仕被仰付候樣、奉懇願候、以上、

巳ノ三月

上野東照宮宮仕

田中松榮(印)

同

星野松智(印)

掃除頭

大出錩太郎(印)

乃て凌雲院前大僧正範海が、東京府の命を請ふたのである、東京府から德川家寺社取扱掛が彼等の任務を解除したものであるから、今に至り彼等の請願を採用すべきものでないことを指令した、仍て範海は彼等を訓諭したのである、

明治三年三月十五日に、東京府から一山の神社關係の建築物を寛永寺に下附せられ、神佛分離の主意により、至急に撤去すべきことを命ぜられた、乃て一山協議して

撤去することゝした、
當時山王大權現社は半壞の形狀で殘存してゐたものである、裝飾の金物等は悉く剝ぎ取られて、殆ど一片も留められてゐなかつた、乃ち本社拜殿等を破壞した、
同時に一山の神社關係の建築物を撤去したのであるが、稻荷社等數棟卽ち穴稻荷、新門稻荷、隱殿境內稻荷等であつた、いづれも皆小さい建築物であつた、
同月十八日に、山王大權現社等の建築物を入札に依つて賣拂ふことゝし、賣上高金八百圓許を三十五坊に分配し、各二十餘圓を受取り、各住持が不意の收入に喜んだと云ふことである、
靈屋の境內にあつた神社は、金杉村に移轉した、
德川家靈屋境內に有之候三嶋明神の石祠一宇、金杉村三嶋社神主河野光政へ示談の上引渡申候間、此段御屆申上候以上、

明治三年七月八日

凌雲院手替
常樂院

德川家では、一時東照大權現社をはじめ靈屋等を破壞撤却せんとしたものであつたと云ふ、現に靈屋數棟を破壞して賣拂つたのである、

即ち明治三年十月に、長昌院靈屋は七千六百五十六兩、お七方靈屋は壹萬四千七百六十兩壹歩で、西洋人スネルと云ふ者に賣却し、其他附屬の器具裝飾等を諸商人に賣却した、今日寬永寺にその詳細の記錄が存してある、

明治四年二月、凌雲院前大僧正範海が東京府に請願して、東照大權現社を安國院殿と改稱し、佛教の儀式に依つて保存せんとした、

當御安置之東照宮之儀者、一昨巳年御代々靈屋同樣、御屋形樣より　朝廷境界被爲定、都而無異儀御渡に相成、其後野院に悉皆御任被仰付、是迄御供養仕居候得共、神佛明分判然之御趣意に御座候得ハ、今般名義相改、御法號安國院殿を以て相唱、御供養申上度、左候得ハ、御趣意之義相立可申と奉存候間、此段奉伺候以上、

東叡山

辛未二月　凌雲院前大僧正

東京府は、範海の請願を許可しなかつた、踰えて同六年八月二日に、東京府から府社としたので、同月七日、本社にある佛教關係の器具裝飾を撤去し、德川家靈屋掛が全部引繼ぐことゝなつて落着した、

八月一日に、東京府から舊別當寒松院孝泉が復飾し、改めて祠官になる意向如何を

問合せたのであるが、孝泉は全くその意向がないことを答へたので、新に祠官等が任命せらるゝことゝなり、一山の關係が斷絕することゝなつた、

同月十六日に、本地堂を引繼ぎ撤去することゝなり、一山の協議により、改築して根本中堂となさんとし、故材を積上げてあつた、しかし數年を經て、故材が漸く腐朽した、後に川越の喜多院の本地堂を移轉し、上野の本地堂の故材の腐朽した殘餘を取合せて建立することゝなつた、これは明治十年のことで、卽ち今の根本中堂である本地堂の本尊藥師如來三尊は、兩大師堂の經藏に納めたのであつたが、後に淨名院妙運の發意により、同院の經藏に移し安置することゝなつた、

この調査は東叡山春性院二宮守人氏より提供せられたる資料に負ふ所少からず、玆に謝意を表す、

東叡山神佛分離關係史料

[上野輪王寺宮執當職大覺王院戊辰日記]

戊辰四月

二十日佛舟遽遽上殿、議於衆曰、大平律師致書曰、本月旬四、麾下士及會兵、戰官兵於小山、爾後官兵屢敗、將入江都、入則將不遑避王宮、且廷議盛徇廢佛、王宜速登光山避之、而



護我道耳、余謂、微裝而去方爲可也、作氏曰、登則會兵衛之、是自爲朝敵地也、何以辨於朝哉、必有行、則應赴京也、豐田氏助之、衆無言而退、（下略）

戊辰後四月

十六日、無作心歸自京師、曰、余奉命赴京、取道東海、二月旬六、達比叡麓、明日入京、奉御書於父王等、父王致之太政官府、先是府下令曰、東征已置督府、凡所奏事、須經督府、莫有僭越、然而旬五、督府有栖川王發京東下、事已後矣、於是百計苦心、而遂無可奈何、又曰新政之變事々堪驚、其凡神祠禁本地佛等一切依佛式、及不許別當爲僧形之令下也、四月朔、巫祝率兵士八十人、到叡之坂本、傳官府命、脅奪山王神祠之鑰、既而上祠、本地佛經卷等、凡依我法者、悉去火之、神之僧形者、刀槍以斬刺之、蹴墜山下、而亦燒之、由衆乃困座主宮訟、（「江戶」第八卷第二號三號所載）

廢佛毀釋と麟祥院

天澤文雅氏談

氏は今東京湯島麟祥院住職なり、明治初年以來、臨濟宗妙心寺派の要職に在りて、廢佛毀釋の事實を熟知せらる、

明治元年二年の頃である、美濃苗木城下一萬石は、領内全部菩提所雲林寺(臨濟宗妙心寺派)を始め、各宗派の寺院は一ヶ寺も殘らず寺を廢毀し、僧侶は還俗せしめた、還俗せぬ僧侶は他藩に去らしめた、佛具類の安價な事は、甚しいもので、立派な金蒔繪の經函が、一個僅に一朱位であつたが、それでも買ふものがなかつた、此時今の青山醫學博士の父だつたと思ふが、同藩の大參事として廢佛毀釋を實行したのである、

信濃の松本も甚だしかつて、前同樣その菩提所を始め、悉く廢寺還俗せしめた、その菩提寺は曹洞宗であつたが、その住持は氣慨のあつた人であつて、廢寺還俗を申付られし時、拙僧は還俗はせぬ、就いては此寺は拙僧が住持して居つたものであるから、拙僧に下されいといつて、寺と共に他領に移轉してしまつた、

それから鹿兒島高知の二藩は、全部一寺も餘さず廢毀した、

又伯耆の大山寺は全部破壞せられた、此時主となつたのは、河合清丸氏である、氏は當時社司として、之を行ふたのである、後明治十年西南戰爭の時、烏尾小彌太氏の爲めに、佛教信者となられたが、當時は廢佛家の一人であつた、

京都府は當時最初の知事槇村正直氏の時であつたが、氏が矢張府の廢佛を行つたのである、辻々の地藏は皆取拂つて、或は石橋の下積みとなし、或は石垣の積石となされた、大寺は多く學校となり、京極の般舟院は現に然うだ、京樂館も亦寺の跡である、建仁寺の境內は「貧民授產所」の名儀で返納せしめられたが、それは只名のみであつて、卽ち歌舞練場となつた、北野天神は坊官と稱して、梅林坊などの十二坊があり、皆僧侶が住して居つて、鳥居や燈籠などは、皆その宿房の名で寄附せられたものであつたが、此時坊官は皆神官となつて仕舞つたのである、それから、又釣鐘の如きも、大砲鑄造の爲めとして皆上納せしめられたが、或は藁を積みて之を隱したのもあつた、各本山は寺祿を返上せしめられたから、什物の賣却せられたものも頻々相踵ぎ、各大名は、その祿を召上られた爲め、寺の興廢は一々僧侶に一任して顧みなかつた有樣である、それで僧侶は、佛像佛具を賣却するものゝみ多くあつて、その安價は

亦譬ふるにものゝない有樣であつた、かくして京都の主なる寺院は大に廢毀せられた、

東京の大寺たる品川の東海寺東禪寺の如きも、此の時大變革があつて、東海寺は、京濱間鐵道線路敷設の爲、境內を上納せしめられ、さしも輪奐の美を極めたる大伽藍も、一朝にして見る影もなき荒凉の景となり、僅にその寺跡を塔頭の玄性院裏に留むるに過ぎない、東禪寺も亦山門佛殿を毀つた、

奥州の南部盛岡などもひどかつた、盛岡の聖壽寺は、臨濟宗でその菩提所であつたが、廢毀となりて、今は只寺號のみを存して居る、

當時佛葬祭は神葬祭に改められ、南部藩の後藤氏、岡山仙臺など皆然うである、山口藩の木戸孝允氏は、佛葬祭であつた、明治の佛式の最初であらう、

官邊にあつて佛敎の廢すべからざる事を自覺したのは、鳥尾氏などが始めてあつて、明治十六年同氏等が發起して、東京に明道協會を設立し、雲照律師を會頭となし、會友は皆戒法を受けしめ、湯島の靈雲寺に戒壇を建て、麟祥院で講義を開き、盛んに佛敎主義を鼓吹した、そこで伊藤博文氏などの抗議もあつたが、とう〳〵山岡鐵太郎氏が會頭となつて、雜誌なども發行した、その後身が卽ち河合氏等の大道叢誌

であつて、明道協會は日本國敎大道社となり、神儒佛の三道を標榜するに至つたのである、

麟祥院は、寛永元年春日局が二代將軍秀忠公の明き御殿を拜領して建立したもので、當時御朱印柏木村一百石、駒込村二百石の三百石を賜はり、境内百間四方一萬坪あり、四方には築地卽ち塀を繞らし、規模も大く、仲々壯麗であつた今その當時の趣などは殘存して居る、寛永二十年春日局卒し、七年にして稻葉堀田兩家へ下され、爾來此兩家を以て當寺の開基家とした、天和二年江戸大火の時、本寺も全部類燒に及んだが、兩家によりて再建せられた、現在の建物は、卽ち此時の建築である、當時兩家共に衰へて居つたから、その建物は甚だ美麗でなかつた、

明治三年五月、太政官達で、三百石の御朱印を上地せしめられて、一大打擊を受け、八年八月十八日地租改正局より、境内を分割して復上地せしめられた、それから九月五日、その拂下を願ひ、十一月再び出願し、十年六月廿一日に至り、同地拂下之儀者難聞屆の達あり、時に立木の地二千坪は、官林として沒收せられた、當時御朱印はなくなり、境内は大に割取せられ、檀家とてもないのだから、私の先住が門前を茶園とし、書院の庭を桐畑として、その維持法を立てやうとしたのです、それから宗内大敎

院並に學校となつたけれども、本山から特別の補助もなく、次いで十二年、大教院は各本山に移轉することゝなり、十三年には學校も引拂うてしまつた、愈々維持法に窮したからして、先住が本堂のみを殘して、餘は悉く取毀つことにして、同年その願書を差出したけれどもこれ丈は聞屆けられなんだ、時に東京府の社寺掛に宇津氏と云ふ人があつて、先住と素より懇意であつたからして、同氏は數々先住に勸めて、その維持法を講ぜんことを促した、かくする中、十四年九月先住が寂して、私が住職となり、法類とも相談して、兎も角も維持することに決し、同年十月二十四日廢毀の堂宇を減少して再び訂正の願書を差出した、翌十一月二日遂に聞屆となり、今の堂宇を殘して、餘は悉く毀つたのです、此時毀つた建物は、土藏三棟、小屋二棟、庫裏の大部分、位牌堂及び廊下の諸宇であつた、（文責記者）（明治四十五年四月八日發行佛教史學第二編第一號所載）

深川八幡別當永代寺の變遷

田中嚴道氏談

氏は現に元深川八幡別當永代寺の住職なり、

永代寺は元八幡宮の別當寺であつて、古義眞言宗御室派の末寺で、中古以來讃岐の金光院から來て、住持して居りました、以前は塔頭十三坊を有し、今の富岡公園及び前町を拜領してゐた、現今の寺基は、元の塔頭吉祥院の址であつて、明治二十九年に、永代寺の名を復興して、改稱したものであります、

明治二年神佛分離の令下るや、永代寺の住職は復飾して、神官となり、寺坊は盡く廢毀し、佛像佛具は賣却燒棄などして散滅し盡しました、時に法類協議の上で、塔頭の一坊吉祥院のみを保存して、神社と全然關係なき墓地の管理者にして置いたのであります、

此時八幡宮を富岡神社と改稱しました、富岡は元と此地名であつたからでありましよう、

八幡宮の神體は、卽ち永代寺の本尊阿彌陀如來であつて、臺座共九尺許もあります、その外不動愛染の二像が、八幡の外陣に安置せられてありました、不動は當時散逸して仕舞ましたけれども、阿彌陀如來及び愛染明王は、吉祥院に保存せられてありて、現今本堂に安置して居ります、

當時の事實を詳しく見て知つて居つた人は、橋本といふ人であつたが、二三年前に亡なられた、八幡の社主富岡氏の宅には、當時の書類や永代寺の緣起などもあるやうに聞いて居りますが、當寺には何等の記錄もありませぬ、且つ拙僧も當時の事實を見たのでもないから、固より詳しい事は話すことは出來ません、（文責記者）

（明治四十五年四月八日發行佛教史學第二編第一號所載）

淺草觀世音と成田不動尊

神祇官の評議で、淺草の觀世音は、至極小い像であると云ふから、必ず少名彥命を祀つてあるのであらうとて、特に判事某が出張して、本尊を調査したるに、至極小い像であるが、矢張り觀世音であつたから、淺草寺は寺院と云ふことになつたのであるさうな、

成田の不動尊は、一たび不動尊（ウゴカズノミコト）と呼ぶことゝして、破壞を免れたのであるさうな、

（明治四十五年四月八日發行佛教史學第二編第一號所載）

日吉權現神改めの始末

鷲尾順敬

比叡山日吉權現の神改めは、一山の騷動となり、忽ち當局の反省を促し、遂に布告を發し、佛像等を除却する際、粗暴に渉らぬやう、當事者を戒むることゝなつた、諸國の神改めの中、尤も注意せられた一例である、今玆に、その實況を略述しよう、

元年三月二十八日、布告にて、佛像を以て神體とせる神社は、神體を改め、且つ鰐口梵鐘等の佛具を撤去すべきことゝせられ、同三十日に、大津裁判所から布告のよしを、日吉の社司に通達せられた、四月一日に、社司から延曆寺の三執行代に通知して、權現の本殿の鍵を引繼がうとした、乃で三執行代は、即刻一山の大衆に通達し、會合相談したるも、衆議沸騰して決着するに至らないから、座主の宮に委細を言上して、指圖を請ふことゝした、然るに、社司から再三催促し、同日中に本殿の鍵を引繼うとした、兩方の間往復問答があつて、一山の騷動となり、忽ち殺氣を帶ぶることゝなつた、

以手紙得貴意候、然は、過刻云云申入候件々、御面會之上御答有之候樣、承之、御待申居候得共、未御答無之、早々此者へ御決答可有之候以上、

四月朔日　日吉社司中

白毫院樣

以手紙得貴意候、然は只今被申入候一件、御祭禮過日數許被仰出候儀に御座候間早速座主宮へ申上、御渡可申儀に御座候、此段再答可申入、如斯御座候、以上、

四月朔日　白毫院

日吉社司中

御手紙之趣致承知候、然ば御神事勅許被爲在候に付、座主宮へ言上之上にて御渡し云云、御申越に相成候得共、旣に大津裁判所方より、委細被仰付候事故、何も御談申入候譯にては無之候得共、爲念申入候儀に御座候、尤延々に相成候ては、御趣意に相違仕候に付、最早無據只今より御趣意通取計候間、御承知可被成候、以上、

四月朔日　社司中

白毫院樣

乃て社司生源寺氏、樹下氏等は、兵士及び坂本の村民等數十人を引率して、日吉權

現の本殿に亂入し、佛教關係の器具等を取除かんとて、各々手に任せ放擲し、燒棄し、た、樹下茂國の當時の口供書がある、今日これに依りて、實際の狀況が大略察せらるゝのである、その一二節を掲出しよう、

私儀神祇官權判事被仰付罷(在脱カ)候處、三月二十九日夜、元同職日吉社司より、今般大津御裁判所より、神佛混淆御取分の御達に相成候に付、早々日吉社取調可致旨相談取極候、就ては、兼て承知の通、人少之儀、且於山門は、如何之風聞も有之候に付、旁以爲加勢、多分之人數召連參り吳候樣申越候に付、右之意味合を以、兼て懇意罷在候播州明石御崎神職宮本信濃、其節京師吉田表に相詰罷在候に付、相賴候處、同人周旋を以て、參州猿投神職三宅肥後、信州下諏訪神長官、同國川中島八幡宮神職松田大藏、同國武藤若狹、同角田大隅、作州天窟戶開社神職中川陸奧、播州處不覺三浦越中、因州右同斷、飯田主稅、出雲大社上宮富饒夫、其外名前不相覺候得共、凡上下四十人餘、私同道、四月朔日晝前頃生源寺從三位宅へ着、右人數之內、時節柄と申、且戒心も有之儀に付、兵器相携候者も御座候處、元同職中も喜悅仕、夫より早速取調可致旨、御達之旨を以、山門執行代へ、御內陣之鍵相渡し、且山門よりも可立會旨、生源寺從四位を以申入候云云、

一同御衣を着し、社頭へ相登、夫々取分仕候、然に佛像佛具等は一所に囲置可申置議定に候處、其場に相成り、京師より參り候者之內、致燒捨に候方可然哉之旨申聞候に付、私義も至極之事と存、老分之者へ申聞、夫々差圖致し、佛像佛器等は都て爲燒捨、跡へは眞榊と唱、金にて造り淸櫃に相納候古物御神體に祭替申候、其節厨子等を社司共より打拋、又は多人數之內槍之石突等を以て打碎、火中致候趣、右は兼て不都合の儀無之と存、精々奔走取締罷在候得共、手廣の場所、殊に多人數人氣立候儀に付、右樣粗暴の振舞有之候哉も難計、甚以恐縮の至に奉存候云云、

此口供書は、至極大略を記述したもので、實は大に騷擾であつたやうである、

乃で三執行代より、座主の宮へ實況を言上した、

口上覺

昨日阪本より大津御裁判所へ、此度社頭向社司中取計方相伺處、同所に御存知無之趣にて、以之外之振舞、右樣之儀は無之筈と被申聞候由、彌以左樣に候得ば、一昨日社司中より申出、且手紙を以て、白毫院へ申入候と相違致し、不審に御座候事、

一同日朝より、社司共阪本之人數數多引連、神宮寺邊より小社之分追々片付居候由、

一同日五ッ半時分に、人數五六十人計、阪本引拂夫より唐崎にて休息、山中越歸京之由、

一社頭同供は、常例之通、但御供には、魚類相用ひ有之候由、宮仕より申出候事、

四月三日　白毫院

座主宮

坊官中

奉嘆願口上覺

今般、某權現等、其由緒委細に書上候樣被仰出候に付、巨細奉申上度、取調罷在候處へ、別紙御屆申上候通、恐多くも神體を始め、御正體並道具類迄燒捨られ候段、絕言語、偏に驚歎之事に御座候、抑當山之儀は、桓武聖帝以來、御代代之聖主依御懇願、御建被爲在候靈刹、殊に社壇寶殿之結界等迄、悉く一實之神秘を以、造營被爲在候御場所柄、右件の始末に相成候ては、御代代之神靈を惱し奉る而已ならず、近年月月御祈禱卷數獻上も仕居候、就中頃來今上御親征中、別段御祈も丹誠罷在候央、神體破却佛像經卷悉く燒亡仕候有形自然玉體如何可被爲在哉恐懼不過之候、依之不取敢御屆、且奉歎願候間、何卒玉體安全皇國靜謐之御爲、正大公明之御處置被爲在

被下候樣、大衆一同擧て奉歎候、以上、

四月　三執行代

座主宮

坊官中

同月五日に至り、座主の宮より、日吉權現本殿等の鍵、社司へ相渡すべしとあり、三執行代より、九社の鍵二十七挺を渡した、然れども、その前に社司に依つて處置せられたから、今更ら鍵の用もないことゝなつてゐたのである、

焚毀物品(中略、別項、日吉社燒捨御道具並社司ゟ持運品々覺ニ同ジ)

乃て同月十日布告を以て、神佛分離の際、粗暴の擧なきやうに警戒せられた、(神佛分離に關する法令參照)

奉伺覺

今般御一新ニ付、神社中佛像ヲ以神體トイタシ、又ハ本地抔ト唱ヘ、佛像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、佛具等差置候分ハ、早早取除相改可申旨、過日被仰出候ニ付、日吉社ノ儀ハ、桓武天皇以來、當山ニテ職務罷在候事故、其段具ニ言上、且取計向伺旁歎願書差出度候處ヘ、去ル朔日社司中兵器ヲ携候人數大勢引連、社頭ヘ取掛リ、神體

ヲ始メ、經卷類迄燒捨候ニ付、驚入、早速其節御屆申上候、然ル處、去ル十一日御書附（十一日ノ布告書ナリ）ヲ被仰渡之趣難有奉拜承候、依之、右神體ヲ始メ、御正體佛像經卷等、悉ク燒捨、且佛具類等取除候儀、始末如何可仕哉、此段奉伺候、以上、

辰四月　山門總代

行光坊

正教坊

禪定院

此伺書の指令は見えぬ、當路者も稍當惑したやうである、

樹下茂國は、後に東京に上り、岩倉具視の邸に住居し、內閣の修史局に出勤してゐた、常に同僚に當時の狀況を話したさうである、同人は、晚年仙術を修行するとて、穀食を絕つてゐたさうで、修史局に出勤してゐても、唯甘藷を食うてゐたので、宿直の夕などは、同僚の人々は、同人の放屁に堪へられなかつたさうな、兎も角異つた人であつたとのことである、（明治四十五年四月八日發行佛教史學第二編第一號所載）

日吉神社神佛分離史料

牧野信之助氏報

〔延暦寺止觀院幷滋賀縣廳所藏記錄〕

日吉社燒捨御道具並社司ゟ持運品々覺

山門出張所

大宮御分

一御內陣ニ有之拾軸　一臺

一同斷供桶　一津

一御神前掛有之御正體　三面

一御本地佛　一體厨子共

一法華經　二部箱入

一大般若經　一部箱入

右從山門南谷寄附

一密壇磬臺共　皆具
一回峯札　不殘
一禮拜講用大寶　一本
一同斷用阿伽桶幷花籠　一荷
一同斷用薪　一荷
右拾一口燒捨ニ相成候
一鰐口　一口
一御鉞鞆頭　一津
一佛具　一式
一龕殿鰐口　一口
一華籠　二拾枚箱入
一神輿天人　一津
一神輿小壁金物天人　五枚
一外陣納有之御正體　一箱
右禮拜講之節山門ヨリ奉納

右八口社司方に持歸候

二宮御分

一御神體但シ厨子共（二宮權現）　一軀
一御神寶拾軸臺共
一高御座有之香爐　二ツ
一御供桶　一ツ

右御内陣之分

一御本地佛厨子共　一體
一法華經　二部
一經　机　一脚
一壽量品社家生源寺美濃守書寫寄附　十五卷
一四ケ法要大智院慈徧（マヽ）寄附　十卷
一大般若經築泉院乘如書寫寄附　一部六百卷
一密壇磬臺共　一式
一大行事社付打敷　一枚

一大床ニ奉掛御正體　三面

右十三口ハ燒捨ニ相成候、

一鰐口本社大行事新行事竈殿塔下惣社　五口

一佛具　一式

一燭臺但シ雪洞ハ殘在之　一對

一眞鍮之華籠　十枚

一銅網之華籠　十枚

右五品ハ社司生源寺三位方ヘ持歸候、

御內陣外陣之鍵ハ生源寺美濃守持歸リ候、

聖眞子御分

聖眞子權現
一御神體御厨子共　一體

一御神寶拾軸臺共　一基

一同供桶　一

一御正體　三面

一佛體下殿安置ス　一體

一辨財天　同
一不動明王　同
一御再建棟札　四枚
一香爐　三
一錦打敷　四枚
一密壇　一式
一禮盤　一
一磬臺共　一基
一大般若經箱入　六百卷
一神輿中天蓋　一
一放生文　三拾卷
一壽量品　同
右拾七品燒捨候事
一佛具　一式
一滅金御椀　一

一鰐口　一

一同　末社附　一

右　四品社司持歸候

內外陣之御鍵社司周防守持歸リ候

聖眞子社御本地堂御分

一佛體但シ厨子共　一體

右者慈覺大師之作、與洛東眞如堂之佛體同木

同作也、昔　主上數參籠シ玉フ御道場也

一不動尊掛物　一幅

一日吉七社御影　同

一彌陀尊　一體

一佛舍利　一基

一錦帶　一掛

一絹旗　十枚

一誕生佛　一體

一蒔繪御高坏　九膳
一御前机　二脚
一錦燒香爐　三
一護摩壇　一式
一禮盤　一
一磬但シ臺附　一臺
一御經　三十卷
一金剛經　同
一彌陀經卷物　一部
一法用文　同
右拾八品社司燒捨候
一滅金花蔓　二枚
一鰐口　一ツ
一滅金御椀　十
一同茶碗　一

一同茶臺　一
一華籠　二拾枚
一佛具　一式
一金燈籠　二
右八品社司持歸候
右堂中之佛體莊嚴具等不殘取除候事
八王子御分
一御神寶十軸　一基
一御供桶　一ツ
一高御座香爐　二ツ
一神前中央之御正體　三面
一下殿本地佛　一體
一翠簾　一枚
一密壇　皆具
一大般若經　六百卷

一法華經 四部
一法華譬喩品 十卷
一本地供行用 一卷
一大般若法則 一卷
一舍利會法則 同
一金襴打敷 七枚箱入大小
一法華三拾講引字 二部
一八足秡机 一脚
一御札箱 一ッ
一經机 一脚
右拾八品燒捨ニ相成候
一下殿之神鏡 一面
一佛具 皆具
一鰐口 本社末社五口
一神輿中天蓋 一ッ

右四品者社司方に持歸候

客人宮御分

一荒魂神體	一體
一本地佛	二體
一御正體	三面
一如法塔取除候事	一基
一法華經十軸	一基
一御供桶	一
一大般若經	一部
一法則	四通
一本地供行要	一卷
一法華八講引字	一部
一壽量品	二十卷
一放生文	十五卷
一法華經	四部箱入

一密壇磬臺共　一式
一金襴打敷　四枚
一梨地御高坏幷御菓子臺共一二三　一通
　但シ葵紋附
　右拾六品燒捨ニ相成候
一佛具　一式
一花籠　二十枚
一鰐口　大小二口
一神輿天人之金物　八枚
一同戶帳天人　四枚
一同輪寶御紋付金物　不殘
一燭臺　一對
一打鳴　一ツ
　右八品社司方ゟ持歸リ候
十禪師御分

同本社
一御神體厨子共　一體
一御神寶十軸　一臺
一御供桶　一ツ
一御神前中央之御正體　三面
一本地佛厨子共　一體
一打敷　一枚
一大棒　一本
一法華經　四部箱入
一十軸　一臺
一密壇磬臺共　皆具
一大般若經　六百卷箱入
右山門ヨリ寄附
一地藏尊厨子共　一體
慈覺大師作
一壽量品　十五卷

一阿彌陀經　十五卷
一經机　一脚
右拾五品燒捨ニ相成候
一御正體　一箱
右ハ山門ヨリ三月禮拜講ニ納之
一香爐　二ツ
一打鳴　一ツ
一鰐口　本社末社二口
一燭臺　二對
一佛具　一式
一華籠　十五枚
一錫杖　一本
右八品社司方に持歸リ候
三宮御分
一御神寶十軸　一基

一御供桶　一
一高御座之香爐　二
一神前中央之御正體　三面
一本地佛厨子共　一體
一竈御前々立 但御疊御乘臺共　一體
一御ネリカヅキ
一朱塗机　二脚
一金襴打敷　三枚
一密壇　一式
一大般若幷經机十二脚共　六百卷
一菊燈臺　一對
一法則　二通
一法華八講　三冊
一經机　一脚
一御神輿天蓋　一ツ

右拾六品燒捨相成候

一鰐口	本社末社 三口
一華籠	十枚
一佛具	一面

右三品社司方に持歸り候
神體佛像數千經卷法器等灰燼
結數百二十四品
金具之類社司等取奪通計四十八品

昨辰四月日吉社邊に携り候人名覺　山門

辰四月朔日日吉社一擧之節携り候人名左之通

社司人名

生源寺三位　樹下新三位　樹下石見守　樹下周防守
生源寺美濃守　樹下美作守　樹下若狹守

宮仕人名

杉生内膳　梶　主工　飛鳥井将監　梶　要人
清水主殿　中嶋主計　勝見大進　鈴木隼人
竹内左近　勝見主馬　杉生織部　梶　縫殿
清水主税

同四月朔日携り候日雇人名

仕丁　善助
同悴　平七
造道　亀平親子
川原町大工　善兵衛
同悴　菊治郎
梅辻　與吉
今圖子　綿重
茶ノ木　喜三郎

同悴　駒吉
八乙女　源吾
横小路　喜藏
横小路角八十悴　由松
横小路　金七
鉢町　丑之介
野田　幸治郎
造り道　彌六

仕丁　茂兵衛
神子　常八
小畑　表定
川原丁　與四郎
梅辻　與惣吉
鉢町　友吉
造道　鍵忠親子四人
車　其吉

仕丁　徳藏
代官　彌作
横小路　藤七
小畑　幸助
梅辻　惣兵衛親子
杉生町　國吉
今圖子　榮吉

仕丁　時松
松葉屋　丁稚
同悴　松之助
上之町　新平
梅辻　捨吉
梅辻　左市親子
和泉町　萬造悴貳人

木守　平兵衛
次之町　元吉
非神丁　長七
上之町　源藏
同悴　太吉
杉生町　國藏
和泉町　喜兵衛悴壹人

右之外帯刀人五十人計

閏四月朔日　聖眞子本地堂破却居候人名左ニ

川原町大工 善兵衛　上之町 喜藏　上之町 藤七悴 富吉　上之町箔屋 伊三郎

以上

覺

一社司より被相渡候折紙之儀言上失念仕候、左之通

此度　御一新ニ付、當

御社頭御改革ニ附而は、御祭禮萬端於社司取計可致樣被

仰出□向　御祭禮使節役幷警固之儀□□可相之候、尙定日之儀ハ、伺濟之上可

申□者也、

戊辰四月　日吉社

禰宜代

年行事

使節中

右折紙は六日ニ社司ゟ被相渡、七日ニ右折紙三執行代ゟ御持參願上候趣申居候事、

一早〻之言、無實之儀

右は本文之通承り候ニ付、言上仕候得共、何分詞之上之事故、證據与申而ハ無御座候事、

一壬四月四日落飾願書之儀

右は元大學伊豆は、四日伺書差出し、卽日御聞濟剃髮仕候、元越後大和儀は、二日伺書差出し、三日落飾御申渡ニ付、同夜剃髮仕り、四日早天、別當代御方ゟ罷出候、元對馬儀ハ四月廿八九日頃伺書差出し、壬四月三日之夜落飾仕候處、勝手御執行代ゟ御差圖ニ付、六日兩執行代御方ゟ回禮仕□

一三科口口之儀

右は本文順次之通相心得候事、

右之通ニ御座候間、何分宜敷奉願上候、以上、

六月四日

景山淸齊㊞

河中林啓㊞

河瀨豁齋㊞
岡本信齋㊞

六人之者共復飾一條之覺

一辰年閏四月四日、景山大學參上落飾伺書差出左ニ、

奉伺口上覺

一御一新ニ付、山王御社頭向御改革ニ相成、法體ニ而は御祭禮ニ差支候間、復飾いたし、參勤可仕樣、社司中ゟ被達候ニ付、如何仕候哉、其旨先般奉伺候處、復飾被　仰付、無滯御祭禮參勤相濟候、然ル上者、是迄之通り、落飾仕候哉、此段奉伺候、乍此上、御恩澤ニ浴シ、勤務仕候半而者、難立行私共之儀故、何卒御表差支無之樣、何れ共被　仰付被成下候樣奉願上候、以上、

壬四月　　松嶋伊豆印
　　　　　景山大學印

御執行代法印樣

一右伺書差出し候ニ付、直樣落飾申渡候事、

一同六日年寄對馬參上、此度伺之上、落飾仕候段屆出候事、

一正月十六日社司中ゟ復飾之儀左ニ申渡

永田　要人

景山　大學

河中　越後

川瀨　大和

岡本　對馬

三津川讃岐

先般御一新ニ付、去ル辰年　日吉御祭禮之節、御布告之　御趣意を以、復飾神勤之儀申付、其後人撰之上、辨事御役所ゟ御屆申上候處、御聞濟被爲　在候間、此度速ニ致復飾、神役永勤可致旨申渡候、向後神忠精勤可有之候事、

日吉社

社　務　代印

明治二年正月

日吉社

年　行　事印

役名稱號之儀は、追而相違可申候事、

口上覺

一今般社司中方人撰を以、　辨事御役所に御屆濟之上、神役可相勤旨被達候ニ付、私儀ハ往古ゟ神役而已相勤來居候儀ニ付、自今神役勤務仕度心底ニ御座候、右御尋ニ付御返答申上候處、相違無御座候以上、

正月十七日　　永田要人印

口上覺

一今般社司中方人撰を以、辨事御役所に御屆濟之上、神役可相勤旨、被達候ニ就而者、自今復飾之上、御一山共勝手〳〵御用筋者不相變、是迄之通勤務仕度心底ニ御座候、右御尋ニ付、御返答申上候處、相違無御座候、以上、

正月十七日　　景山大學印
　　　　　　　川瀨大和印

口上覺

一今般社司中方人撰を以　辨事御役所に御屆濟之上、神役可相勤旨被達候、就而者自今復飾之上、御一山御用向幷其勝手〳〵御用筋は不相替、是迄之通勤務仕度心

底ニ御座候、右御尋ニ付、御返答申上候處、相違無御座候、以上、

三月十七日　　河中越後印

口上覺

一今般社司中ゟ、人撰を以　　辨事御役所ニ御屆濟之上、神役可相勤旨被達候ニ付而は、自今御各坊代官等、是迄之通勤務仕度心底ニ御座候、右御尋ニ付御返答申上候處、相違無御座候、以上、

正月十七日　　三津川讃岐

奉歎願口上覺

今般日吉社司中ゟ六人之者ニ、別紙之通相達候條、去ル十七日同人共ゟ、一山表ニ屆出候ニ付、老若大衆一同評議仕候得共、何分往古より各院各溪共主家ニおゐて、不容易由緒之者も有之候間、一同歎息仕候而已、更ニ勘考も無之次第ニ付、如何取計可仕哉、此段御多端之折柄、深奉恐入候得共、格別之御垂憐を以、御下知被成下度、大衆一同奉歎願候、以上、

山門惣代

安　祥　院

禪定院

大津
御縣令所

口上手控

一山門各坊家來之者、公人与相唱來候所由ハ、同人共別當大師之餘流を汲み、一山各坊公務ニ關係仕候寺務相勤候ニ付、公人与相唱候事ニ相見へ申候、夫故往古ゟ相應之年齡ニ相成候節、其主人ゟ願出、剃髮授戒仕、山上
勅會御祈其他院內各溪各坊用向相勤、實ニ一山ニ於て、千古今日必用之人體ニ御座候、右公人共、只今現存仕居候家筋は、山門元龜兵燹之節ハ、其主人を守衞し、亂を他方ニ遁テ、十九ヶ年之間、憂苦を俱ニシ、天正御再興之節、山衆同樣歸山致し、再建ニ盡力仕候厚キ由緒之者ニ御座候間、其院其溪其主家ニ而取立、家名再復爲致、聊ニ者御座候得共、年〻扶助遣し、其主家現住無住ニ不抱、萬端寺院之世話爲致來候者ニ御座候、然ル處、今般如何成譯柄ニ御座候哉、社家中ゟ一山表ゟ一往之問合も無之、六人之者復飾神勤之儀
辨事御役所ゟ御屆申上候趣を以、同人共ゟ復飾等申付候儀、一山ニおゐては、何共

歎敷次第ニ存候、右樣相成候而は、千古之由緒は勿論、忽チ一山各坊共、日用ニ差支、老若大衆一同悲痛當惑罷在、當人共存意相尋候處、厚由緒を忘却不仕、別紙之通申出、至極神妙ニ相聞候得共、神佛判然被爲分候上ハ、社寺用兼勤候而は、定而差支候儀も可有之、且ハ一山邊、法體勤仕之用向も有之候ニ付而は、當人共存意通ニも致し遣し兼、役中一同右取扱方殆与困惱罷在候、尤一山ゟ社家中に一往可及應接儀共相心得候得共、其事自然人情ニ走り候樣成行候而は、是又當惑之至りと奉存候間、不得止之仕合、右取計方乍恐奉伺上候、何分類外出格之御垂憐ヲ以、宜敷御沙汰被成下置候樣、只管奉歎願候、

一日吉社儀は、叡山御開創以來、延暦寺之鎭守一宗擁護之神社ニ御座候事故、神祭之節者、山門ゟ神事奉行役相立、更ニ神威倍增、一山各坊家來之公人、法師神輿警衞ニ差出し來り候得共、昨年來、既ニ神佛御明分被爲　在候上者、法中家來之公人共、聊神事ニ關係可仕儀者無御座候樣奉存候、此等以序奉言上置候、幾重ニも前件御仁惠之御僉議偏ニ奉懇禱候、以上、

巳正月

一辨事御役所に、願書左ニ、

先般社司中ゟ、山門各坊公人之者に、別紙之通申渡候條、同人共ゟ屆出、一同愕然之至ニ奉存候、右山門舊來厚き由緒之者、殊ニ各溪各坊必用之人體も御座候處、社家中より一往中入も無御座、當御役所に復飾神勤之儀御屆申上候趣、乍恐如何之儀ト奉存候間、此段御汲察之上、宜御僉議被成下置度奉願上候、以上、

延曆寺惣代

二月十四日　行光坊

辨事

御役所

社司中ゟ言上、幷歎願書寫書拔左ニ、

一六人之者復飾之儀、一應之應接も無之、一社ゟ申付候趣申上候得共、此儀は最初復飾仕候迄ニ、右六人之者ゟ、山門に如何可致哉申出候處、山門ニ而衆評之上、別條無之間、復飾仕り神勤可致旨、山門執行代より申渡シ、殊ニ同時社司中に差支無御座旨可申出ト迄、山門ゟ相達候段申出候間、御布告之御趣意通り、復飾爲仕、其趣辨事御役所に奉屆上、御附紙ニ而御聞屆之趣被　仰下候間、神勤申付候儀ニ御座候、

尤も六人之者、山門ゟ復飾之儀ニ申渡候儀承知仕候上ハ、一社ゟ別段山門ニ應接仕候筋ニ者及不申と奉存候、殊ニ爲後證復飾六人之者ゟ、山門ゟ申渡候手續之書面、兼而一社ニ請取置候儀ニ御座候、右之次第ニ付、當節ニ至り、山門ニ而必用之人體と申上候事柄、實事ト甚粗牾仕候間、此段御亮察被成下候樣奉願上候、誠惶謹言、

日吉

二月廿九日

社司中

神祇官

御役所

三月十日辨事御役所ニ御掛紙返答書拔書左ニ

一六人之事、一往之應接も無之、復飾申付候儀者、顯然之事ニ御座候、右者　辨事御役所ニ御屆濟ニ相成候間、速ニ復飾神勤可致樣、社司中ゟ被申渡候趣、正月十六日、六人之者ゟ屆出候ニ付、一同驚歎、一應之移合も無之、右等之始末者定而深き子細可有之哉与相心得、右六人之者ゟ、所存書一ゝ取置候、尤其後社司ニ掛合も可仕与相心得居候得共、既ニ　御當官ニ御屆濟ニ相成候事故、今更彼是申入候而ハ、我情相

募り候而已ニ而、更ニ其無詮事与奉存候、依之
御當宮ニ奉歎願候儀ニ御座候得者、復飾許容仕候儀ハ、斷然無御座、殊ニ復飾手續
書面下ケ遣候抔、畢竟無跡方妄説ニ御座候、何卒彼此　御洞察奉懇願候、

奉願覺

先般日吉神輿等、都而僧家之作法を以奉造立候分、奉伺候處、再應御尋ニ付、別紙を以
言上仕候、何卒　御垂憐之上、宜御僉議被成下度候樣、奉願上候、誠恐謹言、

山門惣代
三月　行光坊

辨事
御役所

一永田要人等之六人ニ、社司中方復飾可有之旨申入候ニ付、宮仕中ニ尋向書狀左之
通り、

以　手紙申入候、然は昨十七日別紙六人爲惣代、越後要人彌右衛門別通持參、御殿
代ニ罷出候ニ付、一同驚心罷在候、右は昨四月神事前、從　太政官被　仰出候趣ヲ
以、一社方山門ニは何等之應接も無之、公人中ニ復飾神勤申付候旨、其院執行代ニ

屆出候處、日吉社基擧後、一同狼狽中、殊ニ從　朝廷被　仰出之趣ニ付、只〻無據仕合、勝手ニ可仕旨、一往返答申入置候以來、又候一同剃髮寺務罷在候ニ付、山衆ニ於てハ、一同安心、全從來之用向爲相勤置候處、今般別紙申出候、實ニ當惑罷在候、尤一社一同承知之事可有之候間、如何成譯柄ニ而、左樣相成候哉、內〻承知いたし度、右得共意度、如此候以上、

正月十八日　　役院中

表書　宮仕中

宮仕中ゟ返簡左之通

御手紙拜見仕候、然者別紙六人之者ゟ、其役院中に御屆書之寫之義、承知之在無御尋被成下候處、當役中存不申、尤右六人之者、累代御一山御家來之儀、元ゟ承知仕居候得共、社役人ニ相成候義ハ、何方ゟも沙汰無之、尤社司中ゟも何等之沙汰も無之故、何角間違之筋ニハ、無御座候哉、當方ニ而は、存不申候間、不取敢此段御返答申入度如此ニ御座候、以上、

正月十八日

山門 御役人中　御答 宮司中

一六人復飾、一條辨事に伺書差出ニ相成、宮仕に尋向、以手紙得御意候、然者過月中御

訊問申入置候六人之者、復飾一條先般申入置候通、山門ニ而者、不容易義ニ付、深致心痛辨事御役所江御屆濟と申廉も有之候ニ付、一山ゟ別紙之通同御役所江同書差出候處、右伺書江社司中ゟ答書相認差上候ニ付、猶又山門ゟ返答書可差出旨被仰渡候、右者、過日内〻御尋申入候節、其仲間中ゟ被申越候趣意ニ懸隔候儀ニ被存候、此等如何之次第ニ候間、早々御答有之候樣いたし度、右得御意度如是候、以上、

三月

一右之書面ニ付返答左之通り

御書中拜見仕候、然者、過月御答合被成候六人之者、辨事御役所江返答書差出候趣ニ而、別紙返答書只御書面之趣、慥ニ承知仕候、然ハ右六人復飾、且御一山ゟ六人江申渡在之候義、元來先般御尋之砌、御答申上置候通り、當方ニ而者有間敷儀ト存居、且ハ社司ゟ實ニ何等之義も申越不申候ニ付、當方ニ而は、更ニ不存、然者別紙拜見候ニ付而者、如何之次第と驚入候、尤兼而辨事御役所、且神祇官御役所ニ而、被仰渡ニは、一社之儀者、一同示談之上、何等之義も申可出候樣被仰渡候ニ付、其分掛合置候故、右樣之義、決而無御座候与存居候處、存外之次第驚入候、尤別紙書中江山門より申渡候手續書面、一社江請取置候抔与申文面も有之候得共、實ニ私共江對し候

而も、社司難相濟義と存候故、不取敢社司に參り得与、懸合口上委細御答可申入候先不取敢御返事申入置度、如此御座候、以上、

三月十二日

一當五月大津縣令所に口上書左ニ

奉再願口上覺

昨辰四月來、日吉社取縺之義ニ付、不得止之仕合、不奉願御多端中、太官御當縣に歎願仕居候央、當正月中山門家來之内人選之趣を以、景山大學、川瀨大和、河中越後、岡本對馬に、社家中ゟ復飾神勤申付候條、同人共ゟ屆出、山衆始公人百姓共ニ至ル迄、驚歎至極之儀ニ付、差向執計方奉伺置候義ニ御座候、右者日吉社之一事御取調之儀者、種々取縺之廉も御座候ニ付、御用多之折柄、急速之御調奉願上候義恐入候次第ニ奉存候得共、右公人復飾神勤之儀は、追〻不都合之事共、多端出來、上下一同深心痛仕居候ニ付而者、出格之御垂憐を以、右四人之者取置之儀、速ニ　御裁判被成下度、大衆擧而奉歎願候、此段　御仁恵之御沙汰被成下置候樣、只管奉懇願候、以上、

同行事

巳五月四日　安祥院

同執事　禪定院

山門執行代　白毫院

大津
御縣令所

己卯月上浣

日吉社復本願章案

御殿代御用席

比叡山鎭國道場闔山大衆昧死再拜奉歎願候

抑日吉一實神道者、皇國ヲ鎭護シ、玉體ヲ擁護シ奉ルノ要道ニシテ一乘之開顯、世間相常住之玄旨、時ニ丁テ顯發セシ妙道ニシテ竺土傳來ノ佛法ニモ無之、是ヲ皇國ノ佛法ト名ケ候事ニテ是ヲ千載ニ護持シ、益宇內ニ弘通仕候、其元由ハ延暦四年傳敎大師一度柔麻ノ屋ヲ出、叡岳奇跡蹈渉ノ節、神人出テ治國利民ノ要道ヲ語リ、其靈告ニ曰、吾是山王日域冥神遊心法

性垂化實道云云、此法性天地自爾、妙理、唯有一乘實道、是御國、佛法名、是
皇國鎭護要法云、是道弘闡一乘圓宗名、
延暦皇帝、此道　御叡達被爲　在、依　叡願、　帝城、艮峯九院、佛閣建、鎭護不朽　叡
誓都門九條開、皇都不易定、其山背改爲山城、日枝改爲比叡、日吉比叡和訓同呼、山叡
山王、王城口傳仕候、鎭守山王嘉號、全神明、自稱出、其事偶然無之、併靈神本懷、　叡慮、
至處、是國史質、口傳曉、千有餘載、其名實尙存在仕候、然今般百事御一新付、神佛判然、
御趣意被　仰出、深奉敬承、益勤　王丹心怠慢無御座候得共、幼父母宗廟地離、深
山幽谷棲居、且拾薪設食、夕苦修練行致、偏奉禱祈　國家、康熙居候、鎭國道場山僧、心
術、一實玄旨除之外、他事無之、殊萬壽年間、山徒鬪爭之弊帶候節、社家某神託、次第有
之、左右三思仕候得者、內對和光、內鑒外奉對　御趣意、擧衆憂在不測鬱然罷在候得
共、我等多年御歴代皇帝之　叡旨奉、前條大道護持仕候山衆、本分御座候得者、此儘
難默止、進退躍躊罷在候處、追々風　御趣意之御深旨奉傳承候處、元來佛出候神社
者、佛家被爲屬、唯神佛混候分者、都唯神被爲建候趣、敬承仕、公大判然、御趣意、實以奉
佩戴候、右奉言上候通、佛中出候山王社、事御座候間、何卒是迄之通、鎭國護持山衆
御附屬被　仰付候樣、千祈萬禱奉哀願候、右歎願之通被　仰下置候、倍可奉祈國家

泰平、寶祚悠久、叩首奉歎訴候、山門大衆等血涙謹言、

巳三月　山門大衆等

辨事

御役所

七月三夜着
東臺ニテ行光坊ゟ來ル

奉願覺

山王權現者、桓武天皇御宇傳敎大師之感見ヨリ、于今千有餘歳、圓宗ヲ守護シ、國家ヲ利益シ給靈驗不可勝計、然レニ昨辰四月朔日、社司共神祇官御趣意之旨ヲ以、卒カニ相通リ、七社之内佛像經卷器物等ハ勿論、剃僧形之神體取出、燒捨申候始末、何共無慚至極ニ奉存候、尤其前判然之　御趣意被　仰出候節、幾重ニモ辨解可奉申上本意ニ御座候所、何者之申觸候哉、權現並菩薩之號者、是迄之通ト申　御趣意之趣傳承仕、彼是猶豫仕居候央、更ニ佛體佛器等取除候樣、被　仰出候否、頓爾ニ社司共人數ヲ引卒シ、亂暴之所業仕候ニ付、其後追々御取調モ被爲　下候樣、敬承仕、難有奉存、且神輿等者全法器之旨等、兼而奉建言置候處、去ル四月十日、此度丈昨年通リ之祭式被爲　行候由御達御座候ニ付、驚入、兼而申上置候神

輿者、法式之具ニ候間、御用ニ不相成候樣辨明申上候處、尤之儀ニ被　聞召、神事御延引、更ニ御取調、東京江御伺定ニ可相成旨　御達替ニ相成、重疊難有仕合奉存、方今內憂未除、外患亦頻之折柄、且者爲內外平和、且者爲　寶祚延長、抑又比叡山開闢已來、厚キ御由緒等被爲　思食譯、山王社之儀者、古來之通、山門江御委任被仰付候樣、出格之御僉議ヲ以、願之通被　仰付被　下置度、偏奉懇願以上、

三門惣代
行光坊大僧都

巳六月

辨事
御役所

刑法官御尋一條手續書大略

一六月廿二日夜四時頃、京都出張所ゟ急御用狀箱持參、
御尋之儀有之候ニ付、何事ニ不寄、一山ニ代リ御答申上候者一兩人、明日早〻當司江可罷出候也

六月廿二日　刑法官

監察司

山門

役僧中

右ニ付、不取敢京出張所ニ而、御請書左之通、

御尋之儀被爲　在候ニ付、明廿三日役者共之内一兩人出頭可仕旨、蒙　仰奉得

其意候、以上、

山門在洛

役院中

六月廿二日

刑法官　監察司

御役所

一右ニ付役中上座之內、一兩院、今夜中ニ登京ニ相成候樣、在京中ゟ書狀來ル、依之卽

刻御議事相催、則惠心院僧正始メ、役中相揃之上、衆議云〻、遠成行泉兩院入京之旨、

治定ニ相成、直樣支度之事

同廿三日　右御召ニ付、三　御門室ゟ御屆之上、行泉院禪定院刑官ゟ出頭、同官知事

玉手鎭次郞面會ニ而、件〻之御尋有之、卽答條〻如別記、就而者此度御尋之儀、元ゟ

大津縣江大ニ關係致し候事柄ニ付、則白毫院行泉院口上を以、御屆、且歎願として
出頭、

手札

山門惣代　白毫院
　　　　　行泉院

吉住直之丞面會、右口上手控左ニ、

一昨廿三日從　刑法官監察司御役所御尋之儀有之候ニ付、當山役院共之内、一山ニ代リ不寄何事御答申上候者、一兩人　御同局江出頭候樣蒙御沙汰候ニ付、則行泉院禪定院參　宮候處、玉手鎮次郎殿御面會ニ而、日吉社ゟ取纏之事件、及ひ領民共人氣致動搖候等之儀、御尋御座候ニ付、逐一御答申上置候得共、猶昨辰四月來之事實書取を以言上候樣、被　仰渡畏入候、右者何方ゟ申立候哉、種〻之虚構を以、右御官江言上候者之心術、自今如何成事之出來可仕哉も難測与、老若大衆怖駭無涯罷在候、於右　御官、御尋之件〻、御答之顚末、當御縣江可奉御屆歎願候得共、差向右之段御屆ケ言上仕候、何卒出格之　御惠憐を以、山門安全人心安堵仕候樣、御保護之程只管奉歎願上候事、

六月廿五日

一右ニ付、京都夫〻周旋之事、荒增左之通、

一滋野井家ハ押小路家ゟ御周旋奉願置事、

一五條家ハ烏井川方、

一阿州侯ハ 森屋敷 長尾幸吉方問合之事、

右藩

一吉井源馬 備前 野呂久左衛門

宇津宮

一玉手鎮次良 華頂長岡方 石田阿波

同廿六日先殿內役中計リニ而會議相濟、何分此度之事件、急務之儀ニ付、昨四月以來之次第抔、夫々取調專要之旨ニ候事、

一右取調ニ付而者、大津縣へ伺、並領內公人始百姓共等糺問之廉々、其儀具ニ如別記、

同廿七　廿八　廿九之三日共、取調物及ヒ拔書等夫々手運之事、

同晦日此度之儀ニ付、御三室ゟ願書左之通、

奉願口上覺

去ル二十三日、從　刑法官監察司御役所、一山役院共被爲　召候ニ付、參　宮仕候處、玉手鎮次郎殿御面會ニ而、別紙之件々御尋御座候ニ付、惣代出頭之者ゟ不取敢御答申上置候得共、更ニ取調仕、別冊之通御答奉申上、猶昨年來日吉社之儀ニ付、太宮大縣ゟ奉差上候歎願書等之寫相添、去夏四月來之事實御取調被下置、曲直判然

被爲　分、山上山下一同安堵仕候樣、　御裁判之儀奉歎願候、右者於三　御門跡者、
是迄千有餘載日吉一實御相傳之御室柄、神像奉
勅御彫刻之御由緒、山門御一體之御厚緣、殊ニ方今一宗御取締御奉命之御事ニも
被爲　在候ニ付而者、昨夏四月以後、日吉社与取縺之儀、正邪曲直委細御取調被成
下置候樣、右　御官へ御添願をも被下置候ハヽ、一山大衆深難有可奉存候、右刑官
御尋御答書別紙御屆旁更ニ前顯奉懇願候以上、

巳六月晦日　　　　　　　　　三　行　事

　　　　　　　　　　　　　　三　執　事

　　　　　　　　　　　　　　三　執行代

三御門跡

　　坊官中

七月朔日　御答書並取調物拔書等大略相揃候ニ付、御會議有之、一同別條も無之由
ニ付、出役中者御退座之事、

同　二日　本願書艸稿出來ニ付、御議事相濟書記方申付候事、

手控目錄

一日吉祭禮駕輿丁參勤一件記拔書　一冊
一日吉社家ゟ山門公人共江復飾申付候一件記　一冊
一兵隊編制願書　一冊
一日吉神輿幷公人復飾之儀ニ付辨事官江願書
社司ゟ返答書山門ゟ再答書之寫
一四月九日夜一件下坂本年寄共答書　一冊
一四月九日夜百姓動搖一件記拔書　一冊
一公人烏帽子燒捨實否取調書幷　一冊
上坂本百姓之內三拾六人組之徒黨事實取調書
穢多村人數申語之事實取調書　合一冊
一上下坂本ゟ植付飯米料貸下一件記錄拔書　一冊
一御制札御書替咋日記錄拔書　一冊
一上坂本久兵衞綱吉之儀一山ニ而取扱方記錄拔書　一冊
付り大津縣へ伺上候御答記
以上

右者今般於　御當官、御聞込之件ゝ御尋被爲在候ニ付、一山ニ而關係候事柄者記錄拔出仕、更ニ取調候事實書、別冊を以奉入高覽候、御多端中奉恐入候得共、格外之御憐を以、御取調被下置候樣、只管奉歎願候事、

巳六月晦日

一日吉社一件ニ付、大宮大縣願書幷御答之寫　一冊

附リ昨夏四月朔日日吉社燒捨御道具社司ゟ持運品書　一冊

一日吉山王本緣記　一冊

一日吉山王諸緣由　一冊

一日吉社取縺ニ付大津縣判事　桑田源之亟殿出張一件記　一冊

以上

右者太政御一新被　仰出候御折柄ニ付、昨辰二月中、日吉社之儀ニ付上表仕候以來、同四月社頭一擧後、　太官大津縣ゟ奉差上候日吉本緣由緒歎願伺御屆御尋御答書等、荒增別記之通ニ御座候事、

六月晦日

御屆旁奉願上口上覺

過日於　刑官御尋之儀被爲　在候節、不取敢御答奉申上候通、更ニ　御尋之件ゝ別紙御答書、幷昨春來日吉社取纏事實別記、幷ニ歎願書共目錄之通、右　御官に以惣代出願仕候ニ付而者、別冊取揃御屆申上候、右者於　御當縣、御仁惠之御垂憐を以、山衆之歎訴事實貫徹仕候樣、　御保護之程偏ニ奉歎願候、以上、

七月四日　　山門

三　行　事

三　執　事

三執行代

大津御縣令所

同　四日　右願書幷別冊取揃遠成禪定兩院出頭之事、

同　日　刑法官へ之出頭　行泉鷄頭兩院其役たる之由ニ候事、

同廿四日　三御室御使興德院刑法官に出頭、田中榮藏殿出會、

御願被　仰上口上

去ル六月廿三日、從　當御官監察司山門總中に御尋被仰入候條ゝ、當月五日、一山惣中ゟ書付を以逐一御答申上候儀ニ付、三門跡ニおゐて、精ゝ取調仕、則御答書幷

驗書且同時差上候書類日錄等取添奉入尊覽候、將於三門跡ニ者、昨辰四月以來山上山下取鎮仕候儀ニ付、甚以苦慮仕處ニ御座候、何卒乍恐理非曲直御糺之上、御仁恕之御沙汰被　仰付、滿山法儀相續仕、且御預領所百姓共ニ至迄、安堵營業仕候樣、偏ニ御願被　仰上候、以上、

三門跡惣代
妙法院御門跡內
大興德院

巳七月

刑法官
御役所

公人烏帽子燒捨實否取調書

上坂本百姓之內三拾六人組之徒黨事實取調書

穢多村人數申語之事實取調書

御用席

六月廿六日上坂本役人共ゟ書付を以申渡左之通

一公人共烏帽子を燒捨候者、何等之趣意ニ候哉、其砌　神祇官〻向ヒ、鐵炮二拾發程相發し引取候趣ニ相聞候、右等事實探索可申出候事、

一去ル四月九日、夜不宜風聞相立、人氣動搖之節、上坂本百姓之內三拾六人組トカ申、黨を結致周旋候趣相聞候、右事實分明ニ可申出候事、

一四月十六日夜、八木山村人數を雇ひ、密ニ金穀を遣し、神輿ニ小石ヲ拋て毀壞せしめ、社族之者〻同樣拋石殺害せしめ候企有之趣ニ相聞候、右實否內〻取調、事實分明ニ可申出候事、

御尋ニ付言上覺

一公人共烏帽子を燒捨候者、何等之趣ニ候哉、且其砌　神祇官〻向ヒ、鐵炮貳拾發程相發し引取候事共有之由、及御聞候ニ付、逐一吟味仕候處、公人法師之身分不用之品柄ニ者候得共、烏帽子之儀者、銘〻大切ニ所持仕居候、燒捨候抔与者、全無跡方も妄說ニ而、是等之儀、一ヲ以テ萬を知之御明察奉願度、此段奉申上候、

巳六月廿七日　上　年寄中

一精〻取調仕候處、非常之節、御各院御各坊出入職人或ハ御出入百姓共、別段盡力致

し候者三四拾人計有之候得共、黨或ハ組を結ひ候樣之儀者、斷然無御座候ニ付、此
段奉申上候以上、
六月廿八日
一八木山村取調候處、八木山村役前之者ハ、勿論、小前之者共、右樣惡キ所業ニ金穀を
貰ヒ受、何方ゟ茂相雇れ候もの更ニ無御座候趣、村年寄同惣代之者共ゟ、明白ニ申
出候、此段奉申上候、以上、
巳六月
上　年寄中
乍恐御尋ニ付言上覺
當四月　日吉山王御祭禮前、村方之者共密ニ金穀を貰受、御祭禮之節、御神輿に小
石を拋チ、又は御社役之方樣に同樣拋石殺害致候等之所業ニ人數相雇れ候哉、蒙
御穿鑿奉恐入候、則前條御次第柄逐一吟味仕候處、村役之者始、小前之者ニ至迄、何
方ゟ茂相雇レ携リ候者一切無御座候、右御尋ニ付、此段奉申上候、以上、
八木山村年寄
巳六月
與右衞門印
彌　三　郎印

作右衛門印
村惣代
安右衛門印
勝右衛門印

御役人中樣

山門出張所

御尋件々御答書

御尋被爲　在候ニ付、不取敢件〻御答奉申上置候得共、更ニ以書取、御答旁奉歎願候、左ニ、

一日吉御祭禮駕輿町（丁）共、神役參勤之儀、山門ゟ致遮障、彼是不平を爲申募候趣、御聞込被爲　在ゟ之御事、日吉神事駕輿町（丁）之參役、山門ニ於テ遮障ケ間敷儀仕候儀者、斷然無御座候、其事實粗左ニ言上仕候、抑日吉神祭二月中之申日、神輿上を以輿丁參役之初ゟ致候、然ルニ二月十三日、社司中ゟ山門領內江大津縣ゟ被　仰出候間、例年之通、駕輿丁參勤候樣、相達し候ニ付、領民共ゟ、右如何相心得可申哉之趣、年寄役

ヲ以伺出候ニ付、既ニ神佛被爲　分候上者、神事ニ關係候事故、大津縣ゟ山門ニ御
達無之候而者、一同參勤候樣、是迄之振合ニ茂難申付事ニ者候得共、千有餘年之今
日迄、山門之鎭守領內之惣氏神之事故、不敬之儀無之、神妙ニ參勤候樣申渡候處、社
司ゟ之觸達而已ニ而者、如何之儀抔与、彼是申居候者茂有之哉ニ、內〻相聞候ニ付、
自然參勤不服之もの有之候而者、卯月本祭之節取縺之儀茂出來候而者、不相濟事
与奉存候ニ付、爲後日、自今當村駕輿丁參勤等之儀者、一往山門ゟ茂御達被下候ハ
ヽ、山門ゟ茂領中ゟ致通達度旨、高橋若狹を以大縣ゟ願上候處、至極尤之趣ニ被
仰聞候、且神輿上之儀過日社司ゟ屆出候ニ付、聞屆置候而已ニ而、當縣ゟ被　仰出
候与之儀ニ者無之趣、赤非平之進殿被申聞候、右日吉祭禮駕輿丁參勤初メ山門取
計方、右之通相違無御座候事、

一三月廿七日、社司共ゟ、町役之者へ、駕輿丁參勤之義相違候旨ヲ以、又〻年寄中ゟ、一
山表ゟ伺出候、右者去二月中、神輿船祭、未之御供之儀ニ付、太官ゟ伺上候處、過日來
御取調被爲　在候央、其神輿者、山門ゟ御引渡之儀歎願シ、其神輿舁之參勤ヲ申渡
候而者、頗ル進退乖角之儀ニ而、奉對　太政官府畏縮之至ニ奉存候ニ付、神輿之儀、
即今　太政官ゟ伺中之事ニ付、輿丁參勤之儀、從　太官御沙汰被爲　在候迄、何共

沙汰致兼候旨及返答置候事、

一同月十日當祭丈者、從前之神輿ヲ以、祭事可致執行旨、從　太政府被　仰出候ニ付、直樣領中へ被仰出候御趣意ヲ以、兼而伺出候輿丁參役之儀相達候事、

一同十六日、更ニ日吉神祭之儀御延引被　仰出、去ル十日之御書下と御引替被爲在候ニ付、同夜駕輿丁之者ゟ、右被　仰出之趣申達候、右上下坂本駕輿丁之儀前後取計方、右之通ニ御座候、尒村駕輿丁之儀、種〻之路說者傳承候得共、取留候儀者承知不仕候、尤神佛判然被　仰出候以後ハ、他村之輿丁山門關係無之儀ニ付、一山ニ於テハ、前後指麾仕候儀ハ無御座候、

一景山大學以下、四人之者復飾神勤之儀、一旦山門ニ而令許容、今日ニ至リ、彼是申出爲致迷惑候哉、御聞込被爲　在候哉之御事、

右四人之者共ハ、同ク山門譜代之家來ニ而、年齡相應ニ相成候節、其主家ゟ願出、剃髮授戒仕候公人法師之者共ニ御座候、一山ニ於而者、千有餘年深キ由緒之者ニ而、例臨之勅會、三院之法務關係候職柄ニ御座候、就中多輩公人共之内、右四人者別而舊家之者ニ御座候而、一寺之恩顧山恩之餘澤茂又拔群之事ニ而、何れも有福ニ濟世仕居候事ハ、衆人之所知ニ御座候、右公人法師之社之事ニ關係仕候儀者、是迄日吉

之祭事、惣而山門ニ而、管轄仕候事故、神祭之節者爲神威倍増、神輿警衛ニ差出シ來
候儀ニ而、神佛判然被爲　在候上ハ、從元法體之者ニ御座候間、山門へ附屬可仕ハ
勿論之事与奉存候、然處、去夏四月、神祭前山門ニ者何等應接茂無之、社司中ゟ、公人
惣中に　太政官御趣意之趣ヲ以、復飾神勤申付候趣、同人共ゟ共筋に屆出候處、同
月朔日、社司共日吉社暴動之餘勢微ゝタル山衆、日夜悲傷狼狽中、進而　太官之御
趣意与相唱候ニ恐縮シ、退而者社司共擧動之暴威ニ畏怖仕、復飾之儀何共致方無
之旨、及返答置候處、如何成故歟、後四月ニ至リ、自分勝手ニ剃髮いたし候者茂有之
候哉ニ相聞候得共、社司ゟ何等之沙汰も不致趣ニ相聞候ニ付而ハ、先ニ　太政官
之　御趣意与申付候者、社司ニ於て　御趣意ヲ謬傳セシものニも可有御座哉、殊
ニ公人者、社僧別當与申儀茂無之間、復本落餝尤之事ニ茂相心得候ニ付、右四人之
者共ゟ落餝申出候ニ付、則剃髮申渡置候事ニ御座候、然ル處當春正月、右四人者に、
社司中ゟ人撰之上、辨事御役所に御屆濟之趣を以、又ゝ復飾神勤申付候、其趣當人
共ゟ屆出候處、一同不存寄儀ニ付、何共返答之致方無之、差向當人共之存念相尋候
處、復飾神勤仕候共、一山御用者是迄之通勤務致度趣申出、神妙之至リニ相聞候得
共、寺社用兼勤候而ハ、後ゝ不都合之事共出來候而者、如何与存、且ハ土地人民惣而

大縣大管轄被遊候趣、去冬被　仰渡茂御座候旁、右四人屆書之趣、如何取計方可仕哉、大縣に伺書差上置申候、尙亦　辨事官御聞濟与申趣、屆出候ニ付、御同官に茂同樣奉伺置候儀ニ御座候、此頃右之者与、一山用向惣而免シ呉候樣申出候得共、既ニ太官大縣に伺中之儀ニ付、山門手限リ之返答致し兼候趣申聞置候、右者昨夏　大官之御趣意与稱し、公人惣中に復餝ヲ命シ、當春人撰之趣ヲ以、其中四人ニ復餝を申付候顚末、且者山門家來ニ紛無之者ヲ、一應之申入も無之、社司方勝手ニ復餝神勤申付候抔、不條理之儀ニ者無之哉与奉存候得共、社司中に彼是申入候而者、其事人情ニ走リ候姿ニ相當リ、自然取縺之儀出來候而者、奉對
朝廷奉恐入候儀と相心得、今日迄社司方へハ片言隻語茂不申入、只〻一同悲歎ニ沈果居申候、多輩之公人共、不平ヲ鳴シ、領中之農民動搖ニ及候茂、半ハ四人之復餝ハ全ク不條理ニ相心得候より、人〻區〻之說を唱へ、民心動搖之基ヲ釀シ候哉ニ相聞、山中之僧侶痛哭無涯罷在候、何卒前章　御憐察被下置、速ニ四人之者致復本山衆者勿論公人百姓共ニ至迄一同安堵仕候樣之
御裁判只管奉歎願候事、

一山門ニ於テ兵器ヲ買入、兵隊編制仕候趣、御聞込被爲　在候与之御事、

右兵隊編制之儀、昨辰夏三御門跡山門合一編制懇願仕候得共、終ニ　御採用不被爲　在今日迄兵隊編制ハ不仕候、兵器買入之儀ハ、聊相違無御座候、右者練兵出願之節、既ニ　御許容茂可被爲　在候趣ニ傳承仕候處、法中之儀ニ付、是迄兵器之豫備ハ無御座候ニ付、兵隊出願自然　御採用被下置候節、御守衛之器械無御座候而ハ奉恐入候ニ付、追〻買入可仕心得ニ而、先不取敢鐵炮貳拾五挺用意仕候得共、未タ彈藥胴亂等調備不仕候内、追〻東北御鎭靜被爲　在候故、終ニ　御採用不被爲在候、右用意仕候小銃ハ、當所之儀京津間隔之場所、殊ニ各坊人少之故歟、近來節〻強盜押込等之災難御座候ニ付、物忩之折柄、爲用愼空炮ニ而も爲相發候タメニも相成可申哉ニ心得候ニ付、尋常之節ハ、縱令空炮たり共、發炮令禁止之旨堅ク申渡、三塔十六谷公人惣中へ、大切ニ預ケ置候、右山門ニ於てハ、自往古歷　朝之　叡命ヲ奉シ、屢〻武事ニ關係仕來候事ニ相見候處、今般　王政御復古之折柄、東北不穩之趣、王命違戻之族依有之、御修法等數度被　仰出候得共、更ニ　叡岳も　王代之古ニ復し、耆宿之長老ハ住山修法し、壯健之僧綱等ハ、武力ヲ相兼、王師ニ從事仕度微心よりして、兵隊編制、要口守衛之儀三御門跡諸共奉出願候節調備仕候器械ニ而、別意有之儀ニ者無御座候條、其旨御亮察奉願上候事、

一日吉神輿之儀、山門ゟ引取度儀願出、不寄何事ニ、祭事之遮障ヶ間敷儀仕候樣、御聞込被爲在候与之御事、

右神輿山門ニ下賜度儀出願仕候趣意者、日吉之神輿、御新造之初ゟ、全佛法中之作法ヲ以テ、御造進被爲　在候以來、今日ニ至ル迄、其天蓋ヲ懸ケ、梵字ヲ鑄、天人を模し候抔、全ク佛法中之法器ニ御座候故之事ニ御座候、然ルニ神佛判然被　仰出候上者、佛器ヲ以神祭ニ相用候儀、年存之、言上不仕候而者、奉對　御趣意、且者神慮茂如何ト奉恐入候儀ニ付、山門ニ而奉　勅新造仕候以降、數年之間護持修復いたし候法具ニ付、則一山に御引渡之儀奉願上候儀ニ御座候、神輿之一事、神祭前差向出願仕候儀者、御趣意を奉戴仕候之心頭ニ出候者勿論、僻出頑固之人情、只神輿之一事上ニ於て、人氣も騷立候趣ニも相聞、往代ハ榊之神事ニ而神輿無之祭式ニ御座候上ハ、神輿無御座候迚、祭事之障ニ茂相成申間敷哉と相心得、進而ハ　御趣意ニ基キ、退ては人心鎭靜之一端とも相成可申哉ニ、愚存仕、神輿山門に御引渡被下置候樣、願書を以奉歎願、右　御採用被成下置儀ニ御座候ハヽ、右神輿　太宮に御預被下置候樣、惣代行光坊口上を以願上候事實、山門ニ於テハ、聊以神事之故障抔仕候所存者、毫末茂無御座候、然ル處、何者之申觸シニ候哉、山門ニ而、神事遮障之巧ミ

有之抔、路說傳聞仕、不相濟事ニ奉存候ニ付、四月十二日ハ、辨事大縣兩御役所に右御取調之儀奉願上候、山衆之情實萬端御浸察之程偏ニ奉歎願候事、

一下坂本百姓共に、山門ゟ兼而密々金穀ヲ施シ、四月九日夜、社家共を可及殺害奸謀ヲ相巧ミ候哉ニ御聞込被爲　在候歟之御事、

右九日夜初更頃、下坂本百姓共、多人數松明ヲ携ヱ、竹鑓ヲ提ケ、松之馬場通上坂本に馳登リ候儀者相違無御座候、右馳集候趣意者、其說今日ニ適リ候ニ者無之候得共、昨四月朔日社頭暴擧之節、當麓に來集候浪人體之者、其以來或ハ山上之諸堂ヲ燒拂、或僧侶共を殺害之ため、又〻登山候トカ申道路之風說、喋〻囂〻、上下一同今日ニ至ル迄怖心ヲ抱キ居候折柄、卯月神事前、又〻何歟路說申觸居候折節、唐崎茶店ニ於テ、浪人體之者酒宴ヲ催し、此方共ハ昨夏四月朔日、山王社ニ有之候佛像經卷燒捨ニ罷越候者也、此程山門之役院共之內可致誅戮者有之抔、種〻之强談雄辨承之候、茶店之者共實ニ怖駭之事ニ存し、其趣下坂本百姓共に傳言候處、其說忽チ一村ニ瀰滿シ、萬一事起ラハ直樣一山役人共ヲ警衞せんと、密ニ松明竹鑓ヲ用意いたし、猶右傳承之趣、上坂本之者にも密密相通し、異變之事アラハ、兼〻火災盜賊用意之爲相設置候太鼓ヲ以、相圖候樣ニトカ、示合置候趣、同夜社家生源寺陸奧守

裏屋ニ昨年ゟ住居いたし居候小川泰順トカ申人、何國之者か不存候得共、未然ヲ察し、奇談ヲなし、士人神之如ニ木鐸仕候者之由ニ相聞居候處、同人事今晩ハ變事有之与カ申居、其夜右裏屋ヲ立去之趣、上坂本百姓共傳聞いたし、更ニ一層疑惑ヲ生シ候趣、然ルニ下坂本ニ而、何者之謬聞仕候哉、同夜初更頃、其レニ相圖之太鼓相聞候迚、一同松馬場通上坂本に馳集り候處、歪ク無實之事故、上濱役人公人共始、松之馬場ゟ一之華表邊之百姓共華表內に爲致亂入候而は、表立候事ト存、變事無之趣申諭候得共、何分人氣立居候もの共故、右取鎮方行屆ザル內、或ハ閑道ヲ超へ、裏道ヲ過リ、一山役院共里坊に、或ハ八九輩或ハ拾人斗相詰候而、浪士體之者之殺害せんと申せしを相傳へ候ニ驚キ、無謂儀ニハ候得共。一時狼狽之餘り、役中之者にも、竊ニ餘人之里坊に引移リ候者も有之哉ニ傳承仕候、濱役兩人之者ハ、何之謂カハ不存候得共、百姓共動搖いたし候ニ付、聞糺し候處、右浪人體之者之申分、無心元事柄ニ付、鳶口ヲ携ヒ、百姓諸共上坂本に馳登リ候所、何事も無之故、直樣取鎮ニ掛リ、追〻一同爲引取候趣ニ相聞申候、當麓者京津懸隔之場所ニ付、火災者勿論、強盜防禦等惣而公人百姓に申付置、非常之節盡力候者ハ、是迄も酒料遣し候儀ニ付、今度も右取鎮方盡力いたし候者、及び無實事トハ乍申、右動搖之百姓共も、歪ク暴人

有之ハ取押へ可申存心ニ而騒立候外、無他事趣ニ相聞候間、自今非常之節盡力爲致之爲筋とも存し、翌十日役人共江申付、乍聊夫〻江酒料爲遣候儀相違無御座候、山僧ニ於テ、其動揺ヲ醸し、豫め金銀ヲ與へ候抔者全ク跡方も無之妄説ニ御座候、此等御亮察被成下置度候事、

一同月十六日、夜半之神事催之節、山門ニ而八木山村之穢多共を利路ニ誘ヒ、小石ヲ抛サセ、神輿を破却シ、社人ヲ害せんト欲ル之企有之哉ニ御聞込被爲在候与之御事、

右ハ一聽三歎之至、山門ゟ八木山村賤民ヲ驅使候抔、全ク浮華之虚説ニ相違無御座候得共、御聞込之事柄不容易儀ニ付、更ニ役人共ヲ以、彼賤民共取調爲致候處、決テ餘人ニ被頼候儀者勿論、彼等ニ於テ茂右等之結構仕候儀ハ、斷然無御座候旨申出候、此段御照察奉願上候事、

一山ニ於て、樹木を賣拂、上下坂本之農民ニ其代料を貸與へ、以て愚民之心根を結ひ、社人社職之者ニ害患あらしむる之事を成さしむる之趣、御聞込被爲在候与之御事、

右は上下兩村ゟ、是迄水旱凶作之年柄等、難澁歎願申出候節ニ、金穀合力貸下遣し

候儀は、數度之事ニ御座候、當年ニ至り、貸下遣し候金は近年常例同樣ニ相成、植付飯米料と名ヶ、借用金願出候、當年も四月植付、前達而出願候得共、一山表も即今疲弊之極ニ至り、內實は他借金を以、公私用共賄居候儀ニ付、出願通之員數貸下遣し兼候趣、理解申聞候上、上下兩村ゟ三百五拾兩貸遣し候儀に而、右を以、農民を奸計ニ與力せしめ候抔申義は決而無御座候、山上伐木之儀、東叡山表昨五月來之次第に而、勅會料を初め、其他預ヶ物元利共返金無之、其上堂舍は惣而御修復之御場所ニ候得者、近年破損之ヶ所數多出來候ニ付、不得止之仕合、追ゝ伐木假修復等仕度心得ニ御座候得共、未タ一山表ニ於て拂木は不仕候、右之段御憐察奉願上候事、

一從大津縣御布告御座候節、三室出張役人ゟ相謀り致抑留、領中ゟには不致布告等之儀共有之、下民迷惑候趣、御聞込被爲　在候与之御事、

右樣之儀は、斷然無御座候、但タ村民而已に關り候儀は、御縣ゟ直に村繼ヲ以、村長へ被達、村長ゟ一村ゟ通達候事ニ相成居候、御縣ゟ山門ゟ被達候御布告中、公人村民ゟ關係候儀御座候節は、直樣上濱役人ゟ爲致通達、是迄下民へ、可致通達事柄御布告抑止仕置候儀は、曾て無御座候、三御室重臣台麓ゟ之出張は、輪王寺宮昨五月來之御次第ニ付、一宗寺院方向を失し候に付、三門室ゟ當分一宗取締之儀被　仰

出候ニ付、坂本ニ於て、三門跡合一之被閉殿代、本山ゟ示合之上、一宗之寺院法務指麾いたし、宗規紛亂之様、取締被成、山門台麓諸務者、是迄　輪門御方ニ而御裁判被爲在候邊、惣而當分之所　三御門跡ニ而御指揮相成候ニ付、門室之重役出張ニ相成居候儀ニ付、聊敷村民迷惑筋ニ相成候儀者無御座候儀与奉存候事、

一山門ゟ申付、三十六人組ト唱、徒黨を与ませ、其者共ゟ時ゝ金を與へ、社人ゟ可爲敵對、種ゝ無謂奸事爲働候趣、御聞込被爲在候与之御事

右山門ゟ申付候而、徒黨を与せ候者抔、決而無御座候、乍併私ニ組ト唱へ候而は、徒黨ヶ間敷儀ニ而、不相濟事ニ候間、更ニ爲致糺問候處、徒黨仕居候儀は斷然無御座候得共、上坂本ニ而一山各坊出入賤人日備之者之內、別而親敷立入候者、三四十人も有之候處、右之もの昨年來浮說區ゝトメ、一山も如何可相成哉抔、竊ニ心配いたし、萬一暴人登山いたし、亂暴之事共有之候ハヽ、取押方盡力可仕抔、平常申居候事共內ゝ相聞候得共、畢竟頑固癡民之偶言ニ而、更ニ取留候儀ニは無之趣、上坂本役人共ゟ申出候、此等之者へ、一山ゟ金銀を下し遣し候儀は、初夏九日下坂本百姓動搖之節、彼是配意いたし候趣ニ相聞候、其節酒料遣し候外、其儀無之候、貧民之事故其主家出入先ゟ金穀抔貸し與へ候儀可有之事共被察候得共、其事今日ニ適り候

儀ニハ無之事ニ奉存候、此等御洞察奉願上候事、

一公人法師共之內、山門方申付、周旋組与唱候者共ニ、種〻之奸計爲企、社人等ヲ爲致迷惑候哉ニ、御聞込被爲　在候与之御事、

右申付候儀ハ、曾テ無御座候、然ルニ他呼之名稱歟、自稱仕候歟、公人中ニは、舊來夫〻役名も有之候處、周旋組抔ト唱へ居候哉ニ相聞候而ハ、甚以不宜儀ニ被存候間過日來右樣之名稱相唱候儀爲致禁止候、右之者、何故右等之名稱ヲ相唱候哉、役中方及訊問候處、公人仲間之儀ハ、千古以來一山之恩澤ニ浴し、山門与安危存亡ヲ俱ニすへき由緒柄之者共ニ候之處、昨夏社頭暴動後、山門ハ被爲廢、山王社にハ萬石以上も被爲宛行、其社ニ屬スル者ハ、拔擢せられて官祿ヲ申受ケ、是迄通山門ニ附屬候者ハ、向來如何トモ爲スへからさるに至る抔申觸シ、人心兩般ニ走り、利害得失之空論ヲ申觸シ候者も有之哉ニ相聞候よりして、愚民共之人心兩般ニ分るゝ而已ナラス、一山譜代之公人中ニ於テモ、又〻區〻之說ヲ撮テ、疑惑ヲ生し、千古之山恩公人之名儀ヲモ不顧して、利欲之論中より出て、社人ニ屬せん事ヲ欲する等之者有之哉ニ相聞、右邊よりして、一山にハ勿論、恐多も　天朝之御役方迄ニ、御配意掛ケ奉り候ニ至り候事、先祖に對し不相濟事共ニ存し、當春來、仲間共之內、心得

違いたし　上之御苦勞不奉懸樣、堅ク申合置度、一時周旋仕候より、周旋仲間与カ或ハ組トカ申居候事ニ而、決テ與徒ケ間敷、且惡事相巧ミ候儀ハ無之趣申出候、何分多輩之公人共之儀ニ付、不寄何事、心得違いたし居候者モ可有之哉、向後別而共向々ゟ取締方嚴重可爲申渡候、右之段御照察奉願上候事、

一昨夏社家中公人共江相渡し候烏帽子、山門ゟ申付、路頭ニ於て爲燒捨之、神祇官江向ヒ、烏銃二十發計爲相發候哉ニ御聞込被爲在候与之御事、

右樣之儀、山門ゟ申付候儀ハ、毛頭無御座候、然ニ、當人共ゟ前後山門与申出候儀ニは無御座候へ共、卯月祭日前、當年ゟ公人共神事ニ關係無之、且ハ法體ニ而、烏帽子ハ無用之者ニ付、一同申合、炎上候トカ申、路傍之說共傳承候もの共有之哉ニ相聞候得共、神祇官江對し、發炮候抔申儀ハ、曾テ傳聞タモ不仕儀ニ候段、奉申上置候得共、右等之儀、萬々一も有之候而は、主家ニ於テ茂、其儘難差置儀ト相心得、更ニ及糺聞候處、山洛間隔仕居、殊ニ關係無之　御官之事故、神祇官は何レニ御設被爲　在候哉、其方位も不存申程之者共ニ而、其官江對し發炮候抔トハ、全ク之妄說ニ御座候、烏帽子燒捨候儀、何者之申觸し候而御聞込ニ相成候哉、法體不用之共ニ候得共、一同今日迄慥ニ所持仕候間、何時成共御點檢ニ預リ度旨申出候、右は是迄當人共

ヶ何共承リ不申候ニ付、去ル廿三日惣代參　官之者、路說ニ依準シ、不取敢御答申上候儀は、御取消奉願上候、前件山門ヶ申付候抔申儀ハ勿論、當人共ニ於テモ、發炮燒冠之兩條共斷然無之旨申出候、事實御照察可被成遣候樣奉願上候事、

一御制札表に、三執行代之役名ヲ記し、大津縣ヶ被仰出候御趣意御座候は、三執行代之役名を以揭示候上ハ、三執行代之示令ニ無之儀ハ奉戴候ニ及ハさる旨、村民に申諭置候哉ニ御聞込被爲　在候御事、

右當五月迄、三執行代之標目有之候儀は、昨年中御制札御改之節、大津御役所ヶ御制札之御下書ヲ賜リ、三執行代之記名ハ、其御指麾ヲ蒙リ候儀ニ而、私ニ其名ヲ載セ置候儀ニは無御座候、然ルニ追〻他領他村之振合見聞仕候ニ付、更ニ伺上可申哉之旨、役院共示談仕居候折柄、當三月大津縣ヶ、日吉社に取纏一條爲御取調、桑田源之亟殿、當麓に御出張之節、御一新後之　御政則土地人民大縣御管轄之御趣意等、三執行代幷百姓共迄ニも委細御申聞被下、上下一同難有奉佩戴候、其節　御制札之儀御申聞御座候、旁年寄役之者を以、上下坂本共更ニ御書替奉願上候儀ニ御座候、不行屆勝之役院共ニ御座候事故、太政御一新後は不限何事、太官大縣に伺之上ニ而萬端取計方仕候樣心掛候儀ニ付、三執行代之示令ニ無之儀ハ奉戴ニ及

サル抔申觸候儀ハ、決而無之、妄說ニ御座候、此等御照察奉願上候事、

一上坂本元町役久兵衛綱吉ト申者、山僧之內私欲之爲ニ、多分之米穀ヲ畜(マヽ、下同ジ)へ置候者有之候ニ付、これが爲ニ難澁いたし候者、不少ニ付、右兩人之者、山衆ニ於て、畜米之儀被禁止候樣建言候處、一タヒ彼等ニ褒詞ヲ下し、賞物ヲ遣シ、更ニ大縣ヘ奸訴して、其者共ヲ獄ニ就カしむ等之賞罰不正之事共有之哉ニ御聞込被爲在候与之御事、

右去冬、僧中米穀私畜禁止候樣之儀、上坂本町役十二人之者共ゟ、數件之建言、且歎願書差出候內之一科ニ候處、山僧ニテ是迄右樣之者有之哉ハ、不相辨候へ共、自然有之候而ハ、不顧身分、不當之事柄ニ付、町役共之建言至當之儀と相心得、遂一大津縣ヘ御屆濟之上、以附紙褒詞申下し候儀、相違無御座候、乍聊爲褒賞青銅遣し候儀は建言ヲ賞美候邊ニは無之、初冬九日夜景山大學以下八九家之高持共ヘ對シ、地方之儀ニ付、百姓共動搖いたし候節、上下坂本町役共人氣鎭靜方盡力候趣ニ相聞候間、其節町役惣中ヘ、聊之賞美物遣し候儀ニ而、久兵衛綱吉兩人を拔擢褒賞候儀ニは無御座候、大津縣ゟ御出役ニ而、右兩人御連歸ニ相成候儀は、何等之御次第カハ不奉存候得共、當麓は、開祖之祖先應神天皇之朝以來、不易之領地ニ而、是迄當路

之役院共入念申傳、人民撫育方乍不及盡力仕候得共、何分法中下之寛政、却而愚民をして借上驕奢ならしむるに至り候姿ニ而、近來村民追ミ疲弊いたし候折柄、昨夏日吉社一擧後、社寺兩屬得失之論、人ミ區ミ之利說ニ迷ヒ、各ミ人心多端ニ走り候よりして、法中微力之山門ヲ輕蔑候勢ヒニ被察候間、凶年柄之事故、旁以町役共願通ニ年貢米之減納を免し、勅會御祈禱料等領地ゟ貸下之利納ヲ五朱ニ減し遣し候抔、種ミ貧民救助之盡力仕候得共、他之愚民ヲ煽動して、己之利欲ヲ恣ニセントト欲ル者有之哉ニ相聞、其勢ヒニ一山之諸料物ヲ滅絕し、更ニ貢米を減せん事を巧み候ものも有之哉ニ、內ミ致傳承候ニ付、微力之役院共、迚も人氣鎭靜方行屆兼候ニ付、內外事共、只管大縣へ御依賴奉申上、以御蔭、忽チニ人心鎭靜仕、難有奉存候、右等御取調御出張被下候節、久兵衛綱吉御連歸りニ相成候處、卽日人氣相鎭り候事ニ而、下民も諸共深ク難有事ニ奉存居候趣ニ相聞申候、右當春坂本庄屋年寄御縣ゟ御召出ニ而、右兩人嚴敷御說得之上、村役人ゟ御引渡、歸宅謹愼被　仰付候節、庄屋共ゟ、一山ゟ屆出候大縣御說得之御趣意者、彼等町役ヲモ乍勤、心得違之儀有之條不相濟旨被　仰渡候趣ニ御座候、右者賞罰不正ニ御聞込被爲　在候、御尋之趣、前顯ヲ以、御亮察被下置候樣奉願候、是迄先例而已ニ因循いたし居候法中役人

之者共、殊ニ月迫狼狽中、定而不行屆之儀も多端可有御座哉と、畏縮之至ニ奉存候、萬端御憐察被下置候樣奉歎願候事、

右件〻御尋被爲　在候ニ付、乍不束、更ニ以書取御答奉申上候、幾重ニも　御垂憐之御沙汰ヲ以、山上山下人心安堵仕候樣、御仁惠之御裁判被成下置候樣、闔山老若大衆只管奉歎願候謹言

山門

巳七月五日　一山惣中

巳七月五日日吉社事件　刑法御官ヘ差出候歎願書并ニ記錄拔書手控目錄之寫

手控（丁）

山門出張所

一日吉祭禮駕輿町參勤一件記拔書　一冊

一日吉社家。方山門公人共ヘ復飭申付候一件記　一冊

一兵隊編制願書　一冊

一日吉神輿幷公人復餝之儀ニ付辨事官ヘ願書社司ゟ返答書山門ゟ再答書之寫　一冊
一四月九日夜一件下坂本年寄共返答書　一冊
一四月九日夜百姓動搖一件記拔書　一冊
一公人烏帽子燒捨實否取調書
上坂本百姓之内三拾六人組之徒黨實否取調書
穢多村人數申語之事實取調書　合一冊
一上坂本下坂本ゟ植付飯米料貸下ケ一件記拔書　一冊
一御制札御書替時日記錄拔書　一冊
一上坂本久兵衞綱吉之儀一山ニ而取扱方記錄拔書
附り大津縣ヘ伺上候御答記　一冊
以上
右者今般於
御當官、御聞込之件々、御尋被爲　在候ニ付、一山ニ而關係候事柄は記錄拔書仕、更ニ取調候事實書別冊を以而入高覽候、御多端中奉恐入候得共、格別之　御憲憐を

以、御取調被下置候樣只管奉歎願候事、

巳七月五日

手控

一日吉社一件ニ付大宮大縣願書幷御答之寫　一冊

附り昨春四月朔日日吉社燒捨御道具社司江持運之品覺　一冊

一日吉社山王本緣記　一冊

一日吉社山王諸緣由　一冊

一日吉社取縺ニ付大津縣判事桑田源之丞殿出張一件記　一冊

以上

右者

太政御一新被　仰出候御折柄ニ付、昨辰二月中日吉社之儀ニ付、上表仕候以來、同四月社頭一擧後、太宮大津縣江奉差上候日吉本緣由緒歎願伺御屆御尋御答書等、荒增別記之通ニ御座候事、

七月五日

一辰四月朔日日吉社暴動一件

於大津御裁判所御取調之御掛人名

御總督

長谷宰相殿

大監察

前田克之助殿

小監察

中川內藏司殿

同

松田光太郎殿

日吉社事件ニ付留守官御尋ニ付御答言上覺

御用席

十月三日七ッ時、從　留守官御傳達所御使御達書如左、

御用之儀有之候間、明四日巳刻非藏人口に出頭可有之候也、

留守官

十月三日　　　　　　　　　　　　　　　　傳　達　所

山門惣代

禪定院殿

右御請書如左、

御用之儀被爲　在候ニ付、明四日巳刻非藏人口ヘ參上可仕旨、御達書之趣、奉得其意候、以上、

十月三日　　　　　　　　　　　　山門惣代

禪　定　院

留守官

御傳達所

一同日巳之刻、參　官、御面謁所ニおゐて、峯小主典殿御出會、被　仰渡、左之通御口上也、

日吉祭事、取纏之儀御取調、兼而被願上置候處、御多端中ニ付、御遷延被爲　在居候處、今般於留主(守)官、御取調之儀被　仰出候處、當祭事ニ付山門ゟ出願言上等之諸書付不殘、東京ヘ御下ニ相成居候ニ付、右一事關係候諸書付類、御當官ヘ早々被差

出候樣与之御沙汰ニ候條、被申渡、
右敬承之旨言上、而〆諸書物所〻ニ散在仕居候間、急ニ取調も出來兼候間、五六日餘も御猶豫奉願上度、且ッ當六月中、刑法官ゟ御取調被　仰出候節、諸書付類差上候、右書付類も差上可申哉伺上奉處、日限は御尤之事也、　刑官ニ御差出ニ相成候書付類も、御差出可被成与之旨、御差圖御座候事、承之、退出、

一同十二日巳刻禪定院所勞ニ付、本住院參　官、御傳達所ニおゐて、臼井德太郎殿御出會、左之通願書幷書類差上候處、御落手ニ相成、追テ御沙汰可有之与之御事、

奉歎願覺

日吉社祭事其他取纏之事件ニ付、是迄　政府ニ奉差上候歎願伺御届等之書類寫取、更ニ可奉差上樣奉蒙　御沙汰、大衆一同難有仕合ニ奉存候、則別紙目錄之通書類取揃、不顧恐奉備高覽候、　御多事中畏縮無涯儀ニ奉存候得共、格別之御垂憐を以、委細　御取調被爲　成下、大衆始公人百姓共ニ至ル迄、一同安堵仕候樣、御仁惠之御沙汰被　成下置度、山上山下老若大衆只管奉歎願候以上、

十月十二日　　山門總中

留守官

御傳達所

一去ル六月、東京　辨事御役所に歎願書差上候寫、御屆旁願上候、左之通、

御屆旁奉願覺

別紙歎願書壹通、先般東京

辨事御役所に奉願上候處、願書　御落手被成下、追而　御沙汰可被爲　在旨、被

仰渡候趣、一山總代行光坊ゟ申越候、右者今般日吉社事件書類取揃可差上樣奉蒙

御沙汰候ニ付而は、類外出格之　御仁惠を以、別紙之通被

仰下候ハヽ、上下一同深難有仕合奉存候、右之段

御垂憐之　御商議被爲　成下置候樣、是又奉懇願候、以上、

十月十二日

山門惣中

留守官

御傳達所

覺

一日吉祭禮駕輿丁參勤一件記拔書　一冊

一日吉社家ゟ山門公人共に復餝申付候一件記　一冊

一兵隊編制願書　一冊
一日吉神輿幷公人復餝之儀ニ付辨事官ヘ願書、社司ゟ返答書、山門ゟ再答書之寫　一冊
一四月九日夜一件下坂本年寄共ゟ答書　一冊
一四月九日夜百姓動搖一件記拔書　一冊
一公人烏帽子燒捨實否取調書
上坂本百姓之內三拾六人組之內徒黨事實取調書
穢多村人數中語之事實取調書　一冊
一上坂本ヘ植付飯米料貸候一件記拔書　一冊
一御制札御書替時日記錄拔書　一冊
附り大津縣ヘ伺上候御答記　一冊
以上
一日吉社一件ニ付太官大津縣願書幷ニ御答之寫　一冊
一昨夏四月朔日日吉社燒捨御道具社司ヘ持運品書　一冊
一日吉山王本緣記　一冊
一日吉山王諸緣由　一冊

一日吉社取纏ニ付大津縣判事桑田源之亟殿出張一件記　一冊

以上

一刑法御官監察司ゟ差上候歎願書之寫、　一冊

一刑法官監察御局御尋御答書　一冊

附御同局　手續書

以上

奉願覺

山王權現者、桓武天皇御宇、傳教大師之感見ヨリ于今千有餘歲、圓宗ヲ守護シ國家ヲ利益シ給靈驗不可勝計、然ルニ昨辰四月朔日、社司共神祇御趣意之旨ヲ以、卒カニ相逼、七社之內佛像經卷器物等ハ勿論、剩僧形之神體取出燒捨申候始末、何共無慚至極ニ奉存候、尤其前判然之　御趣意被

仰出候節、幾重ニモ辨解可奉申上本意御座候處、何者之申觸候哉、權現並ニ菩薩之號者、是迄之通トノ中御趣意之趣傳承仕、彼是猶豫仕居候央、更佛體佛器等取除候樣被　仰出候否、頓爾ニ社司共人數ヲ引率シ、亂暴之所業仕候ニ付、其後追々　御取調セ被爲下候樣敬承仕、難有奉存、且神輿等者全法器之旨等兼而奉建言置候處、去ル四月十日、此度ハ昨年通リ之祭

式被爲　行候由御達御座候ニ付驚入、乘而申上置候神輿者、法式之具ニ候間、御用ニ不相成候樣辯明申上候處、尤之儀被　聞召、神事御延引、更ニ御取調、東京ヱ御伺定ニ可相成旨御達替ニ相成、重疊難有仕合奉存、方今內憂未除外患亦頻之折柄、且者爲內外平和、且者爲寶祚延長、抑又比叡山開闢已來厚御由緒等被爲思召譯、山王社之儀者、古來之通山門ヱ御委任被　仰付候樣、出格之御僉議ヲ以、願之通被　仰付被　下置度、偏奉懇願候。

以上、

三御門跡總代
延暦寺
行光坊大僧

巳六月

辨事
御役所

十月十五日巳刻白毫院出頭、田中久兵衞殿出會落手、

一前書手續書相添、大津縣ヘ差出

御屆旁奉願覺

日吉社祭事一件其他取縺之儀ニ付、是迄政府ヘ奉差上候願伺御屆等之書類取揃、更ニ可差上樣、去ル四日於

留守官奉蒙　御沙汰候ニ付、別紙目錄之通書類取揃、同十二日
御同官江別通願書相添奉差上候、右御屆申上候、猶於　御當縣茂兼而奉差上候日
吉社緣由及ひ去夏暴動之事實山門愁訴等之書類、　御取調　御商議被下置、一同
安堵仕候樣、　御垂憐之　御沙汰被爲　成下候樣、闔山大衆只管奉懇願候、以上、

巳十一月　　　　三————

三————

三————

大津

御縣令所

巳十二月彈正臺御尋之件御答覺

巳十二月十四日、　彈正臺御用召、禪定院出頭、差添本住院同道、參　官、於御面謁所
玉手彈正大巡察殿以下六人御列座、從大巡察殿被仰渡、且ツ御尋御答件ゝ左之
通、

一當六月中、於刑法官御取調掛リニ相成居候日吉社取縺事件、彼是御遷延ニ相成居

候處、今般於
當臺御取調被爲　在候旨、被　仰渡而、御尋件章左ニ、

一當四月十六日、日吉午之神事之夜、山門ニテ八木山村之穢多共ヲ傭ヒ暴動之企有之趣、御取調ニ相成候處、其節山門ゟは、口上及ヒ書取ヲ以、右樣之儀ハ決然無之旨被申立候得共、猶社家中ゟは、坂本井神町德林ト申者に、景山安藝八條町壽慶ト申者ゟ語ラヒ、八木山村只市伊七德次郎之三人ヲ爲雇、同夜可及暴動企有之旨申出候、其證人ハ其場ニ居合候井神町之半治悴乙吉与申者承知いたし居候趣、右實否御尋之事、御答曰、右は六月中御尋ニ付取調之上言上仕候通、山門ゟ右樣之儀申付候事ハ、斷然無御座候得共、多輩之公人共之內、萬之一モ心得違之者有之候哉も難計儀ニ付、更ニ取調候上、當人共ゟ之口書を以再御答可申上候、自然公人共之內、右樣心得違之者有之候而は、不申付候共、山門ニ於ても奉恐入候儀ト奉存候間、有之氣之事モ不奉存候得共、當人共之處、御垂憐之御沙汰奉願上度旨云々、言上候事、

一仰ニ云、山門ニ於て不申付、當人共ニ於て心得違有之候事ハ、山門之手落ニも無之哉、乍併此等曖昧いたし居候而ハ、後日山門之越度たるへく間、早〻取調可申上樣被　仰聞敬承候事、

一御尋云ク、八王子山境杭之儀ニ付、去ル三月中大津縣桑田源之亟三村壽次郎出役ニ相成、境界分地等裁判有之候趣、其事實云々、御尋被爲　在候事、

御答曰ク、境界御分地之儀ハ、餘程入組候場所ニ候間、御出役被下置、篤ト御取調之樣奉願上度、桑田三村之御兩人御出役之節ハ、御見分迄之事ニ而、未タ御分地ト申御運ヒニは相成居不申、尤昨夏四月中社司共ゟ社司支配所トカ申建札いたし候處、右八王子山は是迄山門西溪之管轄所ニして、卽今之立木は多クハ、只今現住之者ニ而植付ケ守り樹テ候次第ニ御座候、神佛境界御明分、從　天朝被　仰出候事ニ候ハヽ、山門にも一往被　仰出も可有御座儀トモ奉存候ニ付而は、右八王子山ハ、山門領內ニ候處、社司中ゟ建札いたし候事如何事ト存候、其旨大津御裁判所に取調之儀願上置候折柄、後四月朔日、本尊ハ初ノ四月一日社司共燒捨、空堂ニ相成居候聖眞子社之本地堂破却ニ取掛り候ニ付而ハ、又ゝ人氣動搖之端ニも相成、頗ル心痛之至ニ付、直樣御裁判所に言上候處、御出役之上、御差留ニ相成候節、八王子山社司ゟ相建候建札不殘拔捨被　仰付候、其後六月四日、又ゝ建杭いたし、山門に境界見分立合候樣社司ゟ申越候得共、既ニ後四月二日、裁判所ゟ御出役之上、拔捨被　仰付候境界牓示之儀ニ付、其御筋ゟ之御沙汰ヲ蒙リ奉らす、山門ニ於て私ニ

立合候謂ハ無之哉ニ存し、其旨社司ヘ及返答置候事ニ御座候儘ニ相成居候處、當三月、桑田源之亟殿三村壽二郎殿御出役之節、拔拂被　仰付候、然ルニ昨四月來ハ、右山林ハ社司中ゟ山廻リ役申付、日ニ見廻リ爲致置候趣、山門ニ而ハ下草枯木ニ至ル迄、一木モ伐取不申、只管御處置ヲ奉待上居候旨云々、御答申上候事、

一御尋曰ク、山門ゟ申出之內、三月中旬神佛御支配分チ之御布告有之候頃、權現號ハ菩薩號ニ相改候得者御差支ハ無之トカ申聞込ハ、役筋ゟ之差圖ニ候哉、將タ風說ニ而も被聞込候事ニヤ、御答可被申上与之事、

一御答曰ク、三月中旬御布告之頃ハ、　御趣意も聢与辨ヒ不申候得共、山王權現ハ、他之神社トハ格別之儀、全ク法華一實之神道ニ而、神佛御格量被爲　在候得共、佛ニ屬ス可キ事トモ存し、且ハ權現號ハ日吉社ニ限リ候事ニハ無之事故、普ク近傍之大寺權現號之神社勸請之向ヘ聞合候處、權現ハ大權示現ト申事ニ而、佛菩薩之垂跡ニ候故、菩薩號ニ相改候得者、御差支無之旨、御役家ヘ御差圖ニ而ハ無之候得共、諸僧家ヘ聞合候趣を以言上置候事ニ御座候事、

一御尋曰ク、六月中、山門ゟ之願面中、昨辰四月朔日、末々神佛判然之御布告不奉拜承以前、社司共暴動ニ及ひ候旨言上有之、右者事實逐一言上可被　申候事、

一御答曰ク、右願面中言上仕候ニ聊相違無御座候、當日社家共兩人大津裁判所ゟ被

仰出候趣を以テ、御布告二通持參、三執行代ヘ相遁リ候處、內一通ハ三月中旬從

座主宮御通達ニ相成、一山一同奉敬承居候得共、本地佛鰐口梵鐘等取除候樣与之

御布告ハ、其御筋ゟ御達無之事故、御布告を疑ひ奉り候儀ニ者無之候得共、其可被

達御筋ゟ御達無之、社家共持參之御布告、一山大衆直ニ奉戴之可仕譯ニも至リ兼、

狼狽躊遲罷在候央、最早社司始、多輩之帶刀人、社殿へ取掛リ、神體佛像等取除候物

音燒拂候火煙等見聞仕候ニ付、一同愕然、直樣共旨御屆言上、旁兩執行代　座主宮

ヘ參殿候次第ニ御座候、右本地佛等取除之御布告ハ、同日七ツ半時過、從座主宮山

門ヘ被達、役院共拜見候頃ハ、最早神體佛像共燒捨候後之事ニ御座候事、

一仰云、然ラハ、右御布告ハ從　天朝者前日被　仰出ニ相成居候得共、座主宮ニおゐ

て、山門ヘ之達し延引候事ニ候哉、

一御答曰ク、右御布告從　天朝座主宮ヘ之御達ハ三月二十九日頃之趣承之候、山洛

行程四里も有之殊ニ佛像等早ゝ取除候樣被　仰出候得共、時日之御期限ハ無御

座候御布告故、一日半日ハ座主宮御方ニ而御遲滯ニ相成候哉も難計与奉存候事、

一御尋曰ク、當日社家共佛器等之金物類ハ、私宅ヘ持運ひ候趣、右之實否山門ニ而承

知有之事ニ候哉、

一御答曰ク、當日社邊之擧動者、山門ニ於テハ傳承之事柄ニ而、正ニ其場ニ携り候者一人も無之、一同恐縮悲歎、門戸を鎖して禁足罷在候仕合ニ御座候得共、社邊御道具類ハ、山門奉　勅造營之具ニて、執行代管轄之、平素ハ宮仕中に預ケ置候御品柄ニ付、後日宮仕共ゟ屆出候ニ依て、承知仕候事ニ御座候、社司之邸宅に持運ひ候事も同樣之事、或ハ風說ニ而承之候事柄ニ御座候事、

一仰云、持運ひ候諸道具向、社司ゟ之申立者、右道具類之內御國益ニ相成候金物具ハ、會計官に相納候旨申出有之、然ラハ持運候道具向之處分ハ、相濟候事ニ候事トモ被存候云々、

一御答曰ク、當日一旦者社司之私邸に相運ひ候趣之處、四月九日之御布告ニ依テ、金物類等ハ何レカ之御官に相納候トカ申趣も承り居候事ニ御座候、

一仰云ク、右一旦私邸に持運ヒ候金物類ハ、不殘會計官に相納候歟、今以社司之私宅ニ秘蓄いたし置候物ニ而も有之哉、

一御答曰ク、路說傳承仕居候ニ者、神輿ニ餝り有之候天人之金物等、于今社司方ニ蓄藏いたし置候事トカ申事ニ候得共、山門ニ而ハ未タ確證ハ得不申、畢竟當日社邊

之取計方等之儀ハ、當日其場に正シク携り候者共に御尋被下置候ハヽ、相分リ可申儀トモ奉存候事、

一御尋ニ曰ク、當日社邊ニ携リ候人名ハ、山門ニ而承知ニ相成居候事ニ候哉、承知ニ相成居候事ナラハ、可被申上候事、

一御答ニ曰ク、社司宮仕ハ當日不殘參進いたし候趣、其外領中ニ於て、當日相雇レ候者三四十人も可有之、其中前日ニ於て、當日之擧動ヲ豫メ承知いたし居り、利ニ走りて擧動ヲ助ケ候者も有之、或ハ當日差向雇ワレ、何之思慮も無ク其場に携候者も有之由ニ承之候、其外浪士體之者之姓名ハ存不申、宮仕始當日人雇ヒ傭ワレ候者之名前、山門ニ而承知仕居候丈ケハ、急ニ言上可申旨云〻、申上候事

一御尋ニ曰ク、宮仕ト申ハ何レ之附屬ニ候哉、

一御答ニ曰ク、昨四月迄ハ社司共同樣、山門三執行代支配ニ御座候處、御明分後ハ、神祇官御支配之趣ニ承リ居候、右宮仕共、復飾後百官名ヲ名乘リ居候得共、卽今改名仕居候由ニ相聞候得共、其改名ハ山門ニ而未タ承知不仕候間、只今被　仰付候當日社邊携リ人名舊名を以言上可仕候間、此段爲念申上置候旨云〻、

一仰曰ク、宮仕人名、舊號者不苦、其他之人名トモ京地ニ而相分リ居候事ニ候ハヽ、今

日中ニも差出可被申候事、
一御答ニ曰ク、右人名京都出張役所ニ書留有之筈ニ候間、今日中ニ差上可申條御請申上置候事、
一御尋ニ曰ク、日吉神號社司ニ而宇佐宮与書出し候者、山門ニ而ハ何ト被稱候哉、樹下社牛尾社等同斷、
一御答曰ク、宇佐宮ト改號候ハ、聖眞子社之御事、以下逐一御答申上候事、
一御尋ニ曰ク、神體佛像取除キ、或ハ破却燒捨候節、神殿に土足ニ而蹈入候者有之哉ニ相聞候、山門ニ而承知有之事ニ候哉、
一御答ニ曰ク、土足昇殿之儀相違無之趣ニ者承リ居候得共、山門大衆中者正シク其場ニ居合不申候儀ニ付、言上候事共萬之一モ相違之事有之候而者、深ク奉恐入候ニ付、前章申上候當日社邊ニ關係候者共、御召寄セ御尋ニ相成候ハヽ、逐一分明之事与奉存候事、
一御尋ニ曰ク、日吉社殿御鍵之儀ニ付、山門与社家ト應接之事共有之趣、兼而御聞込ニ相成居候、右之事實委細可被申上候事、
一御答ニ曰ク、日吉神殿之御印鑰者、依

朝命、座主宮深秘御相承、御代〻御傳持之御鍵ニ候、然ルニ山洛四里之行程、社邊非常等急場之事も難計ニ付、爲非常用意、平日三執行代に御預ケ被置候、山門第一之御品柄ニ候處、前章奉言上候通、佛像等取除之御布令未奉拜承候折柄、社家生源寺美濃守樹下美作守、三執行代に右御鍵可相渡旨相逼リ候得共、從座主宮一山に何等之御沙汰も無之事ニ付、三執行代ゟ御鍵相渡し候而者、全ク一山役院共、上者朝廷ニ對し奉リ、近クハ　座主宮第一之御職掌輕蔑いたし候事ニ相當リ可申儀与深ク奉恐入候ニ付、座主宮御方に伺之上、御沙汰ヲ相待相渡し可申旨、及返答置候得共、聞入不申候ニ哉、又〻書面ヲ以急迫ニ及ヒ、一同進退躊遲狼狽いたし居候央、最早時尅押移リ候トカ申捨テ、御鍵ヲ用ヒスシテ、神扉ヲ押開キ、神像ヲ取出し、燒拂候事ニ御座候、其後座主宮に言上いたし、當日之有形等も委敷申上、御鍵相渡可申樣相伺ヒ候上ニ而、不殘取揃、社司に相渡し、受取書取置候事ニ御座候、

一仰ニ曰ク、御尋之件〻、具ニ御答被申上、委曲御聞取ニ相成候、抑社家共、縱令神佛明分被　仰出候迚テ、其日迄主人ト仰キ居候神體迄モ燒捨、　座主宮當日迄御職掌ニ而御預リ之鍵、未タ御渡無之ニ、猥リニ神扉ヲ押シ開キ候抔、不屆至極之事也、追〻社司共始、其徒類御取調可有之、先山門出張詰合中、今日御用召之廉者、右御尋之

御用、今日ハ是ニテ相濟候間、退出之上、出張所ニ相扣居リ可申旨、御達し置ニ而退去候事、

一今日日吉祭禮之儀ニ付、御用之趣御達ニ付、天正御再興之節、日吉祭禮、豐閤ゟ之一山に御下知狀持參候處、御祭禮之儀ハ御尋無之候得共、右一軸持參候旨、史生北澤金平殿に申入候處、一軸御差出し、尤可然旨被申聞候ニ付、山門重寶ト致居候一軸故、御覽濟之上御下ケ被下候樣委曲申上置、退出候事、

一十二月廿二日申之刻、彈正臺ゟ御用狀到來、

山門出張

詰合中

御用候間、明廿四日己之刻、當臺に出頭可有之候也、

十二月廿二日

彈正臺

一御請書左ニ

御用之儀被爲　在候間、明後廿四日己之刻參臺可仕旨、奉得其意候、以上、

山門出張

十二月廿二日

詰合中

彈正臺
御役所

一廿四日禪定院安祥院參　臺、暫控居候處、伊庭彈正小巡察殿御出會、彌廿八日日吉祭禮被　仰出候趣、右刻限等之處、如何之旨御尋ニ付、御一新後之處者一向不存候得共、其己前は、ケ樣〳〵与、從前之振合委申上候處、猶　御用之儀有之候間、暫控居候樣申渡候事、

一清水小巡察殿御誘引、於奥御面謁所御出會、

日吉社事件御取調御掛
玉手彈正大巡察殿
小池彈正小疏殿
外ニ史生六員

一玉手大巡察殿ゟ被　仰渡、左之通、

一昨夏四月朔日、日吉一擧以後、當夏四月、神事延引前後之儀ニ付、社司共ゟ元　刑法官江訴訟之件〻、當六月中山門江　御糺問ニ相成候處、逐一御答被申上候節、從山門も被及歎願候事件、

御多端中、御取調御遷延ニ相成居候處、過日來更ニ於當臺御取調被　仰出候ニ
付、社司ゟ兼而申立之件〻、山門惣代數度御召出之上、御糺正ニ相成候處、山門ゟ
言上之件〻、趣意致貫徹、神妙之至ニ被　思召候、社司申立之事柄曖昧之儀も有
之候ニ付、去ル十七日、宮仕始四月朔日社邊に携り候者、其他八木山村穢多共ニ
至る迄、御呼出、御吟味ニ相成、及白狀候事實を以、猶社家共數箇度出頭申付、　御
取糺ニ相成候處、前後之申立、都而二十一ヶ條確證無之、全ク虛誕之事共相顯れ、
一昨廿二日當人共ゟ斷然伏罪申出候ニ付、去年之首夏暴發之首魁タル樹下生
源寺兩人之者、差向御處分被爲　在候、是迄右之者共ゟ、彼是申出候故、大切之御
神事、今日迄御延引ニ相成居候事共、重〻不埒之事ニ候、尤神祭者　朝家之御祭
祀、御缺祭ニ相成候而者　不相濟義ニ付、來る廿八日神祭被　仰出候、右神事無
御滯被爲　濟候上者、更ニ社司共儀於　朝廷御處分之品も可有之事ニ候條、山
門一同左樣相心得可申候、今般御糺正之第一者、兼而山門ゟ被及言上通、去夏四
月朔日社家共ゟ三執行代に相逼り候節、座主宮御職掌タル神殿之印鑰引渡之
儀伺濟ニ相成候迄、延引之儀申入候處、其旨敢而不及承引、剩へ無謂兵器を携ヒ
候浪人體之者を率ひ、　朝宮御同樣之神殿に及亂入候始末、言語道斷之所業、殊

更神佛混淆之儘ニ而、千有餘年御崇敬被爲　在候御場所柄与も不辨、御明分被
仰出候迚、引分方茂可有之處、前後麁暴之取計方、不屆至極之事ニ候、右等御糺
彈ニ被爲　在候處、既ニ伏罪候上者、山門出張所ニ於て、右事件心得居候者詰合
居候樣被　仰付置候處、今日一先御用濟、殊ニ及月迫候間、歸山可爲勝手旨被
仰出候、此段山門大衆ゟ急〻可申達候、　御神事ハ則　朝廷之御祭典、社司共不
埒之儀ハ、於　彈臺ニ猶又曲直判然之御處分可被爲　在之間、山門ニおゐて聊
心得違無之樣、是又可申達旨被　仰渡候事、

一右御請左之通

朝廷御多事之折柄、厚キ　御垂憐ヲ以、是非判然之御處分可被　仰付旨、蒙　御
特命候條、一山大衆ゟ可傳達候ハヽ、如何計歟難有仕合ニ可奉存候旨、不取敢御
禮申上、更ニ歎願中之一科御取調落ニ相成居候ニ付、以御序、御調之儀奉願候處、
委細御聞屆ニ相成、八ツ半時退出候事、

一廿五日更ニ右御請御禮旁禪定院參　臺之事口上手控

日吉社事件ニ付、當夏六月中、不顧恐奉歎願候處、不得止之情實　御汲察被下置、
今般　御仁惠を以、御取調被爲　濟、是非判然之御處分可被下置之間、在京役院

共歸山可爲勝手旨、蒙　特命難在仕合ニ奉存候、右爲御禮參　臺仕候以上、

十二月廿五日

山門惣代
禪定院別勅法印

口上覺

一五月晦日大津縣鞠(鞫)獄御役所ゟ、四人之もの被召候ニ付罷出候處、去ル辰年　御一新以來神勤一條始末御尋ニ付、左之通言上仕候、

御尋ニ付奉言上口上覺

一　私共義

去ル辰年四月五日、社司方ゟ、使節役惣代罷出候樣申來候ニ付、景山元大學河中元越後罷出候處、此度御一新ニ付　御社頭向御變革ニ相成候ニ就而ハ、使節仲ケ間一同法體ニ而者差支候間、　御趣意之邊茂有之候ニ付、復飾神勤可被致哉被尋候間、引取、仲ケ間一同相談之上、同月七日執行代に、景山矢嶋より右之趣相伺ひ候處、神勤之義ハ可然候得共、復飾之儀ハ不容易候間、猶示談之上可及沙汰旨被申渡、卽日矢嶋元大膳に復飾神勤可致樣被申渡、尤早〻社司中に承知之趣返答可申樣と

の儀ニ付、惣代ニ而社司中に返事申入、　御祭禮無滯相濟候事、尤復飾神勤致候共、
勤向之儀是迄之通相心得候樣被申聞候事、
（付箋）早〻言無實、尤社司ゟ復飾申出不苦哉伺　夫ハ勝手次第

一御祭禮後、仲ヶ間之者幷惣公人もの、追〻落飾仕候ニ付、如何之儀ニ候哉ト心得居候處、私共迄も落飾仕候半而ハ難相濟由承之候間、銘〻掛り〳〵に伺出候處、速ニ落飾仕候樣被申付不得止落飾仕候、
（付箋）壬四月四日落飾願書即刻聞濟

一閏四月三日、執行代ゟ使節惣代被召、永田元要人金剛元相摸參候處、　日吉社に携候ものニ者差支候間、使節稱號幷知行共取上ヶ之旨被申聞、仲ヶ間相談之上返上仕候、
（付箋）壬四月三日一山衆議
復飾之者に四節稱不明分ニ付取上ル

一右樣ニ相成候而ハ、　日吉社　御祭禮ニも携候事不相成、如何歎ヶ敷奉存候間、可相成は神勤仕度旨、社司方へ要人大學越後大和對馬都合五人申合セ願置候儀ニ御座候得共、執行代にハ何共不申上候段、深ク奉恐入候、

（付箋）
右三科次第混亂

一正月十六日、社司中ゟ人撰を以、神勤伺濟之達書被渡、右ニ付執行代ゟ右達之寫持參相屆候處、自今心底書差出候樣被申聞候間、神勤ハ仕候共、復飾之儀是迄之通り御用向ハ相勤度趣書取差出申候、其後取縺ニ相成候處、當庚午四月十七日、御當縣ゟ御召ニ付罷出候處、銘々共復飾神勤之儀段々願出候得共、復飾神勤之儀ハ難聞屆御趣、厚御理解被仰聞候段、深難有奉敬承候、依之執行代ゟ御理解之趣申上、是迄之始末何共申譯無御座候間、士民ニ復し候樣段々願上候得共、是又格別之御憐愍を以、剃髮歸順之道相立候ハヽ、復本之事与御理解被成下、思召之段深難有奉存、則御詫書差出落飾歸順仕候、
右申上候通相違無御座候、以上、
午五月晦日
岡本信齋　印
川瀨谿齋　印
河中林啓　印
景山淸齋　印

大津縣

御役所

延暦寺領五千石之内

一高三拾石　　祭禮警固料

内

拾石　　護正院　永田要人

五石　　杉生坊預り　景山大學

右大宮方兩院隔年ニ相勤申候、尤年〻收納仕候

拾石　　金輪院　代大年寄役　景山大學

川瀨大和

岡本對馬

松嶋伊豆

五石　　南岸坊代　古年寄役　金剛相摸

河中越後
矢嶋大膳

右二宮方兩院隔年年〻相勤中候
右之通去ル辰年　御一新迄相勤來候

一西塔東谷安祥院公人　岡本信齋 當二十八才
妻
娘　壹人
母
〆四人

一東塔北谷惣持坊公人　景山清齋 當三十七才
妻
忰　壹人
娘　貳人
〆五人

一横川都率谷恵心院公人　河中林啓 當四十四才

妻

悴　三人

娘　壹人

父

弟　壹人

〆七人

一横川飯室谷松禪院公人

川瀬谿齋 當三十一才

妻

悴　壹人

祖父

祖母

〆五人

山門坂本堂社覺

享保二年丁酉三月廿日　御代替巡見、鳥居權之助、小菅猪右衛門、天野傳兵衛、坂

本休ニ付、前日十九日鈴木相模矢島大膳大津旅宿に差遣候節、小菅猪右衛門方ニ而、山門坂本堂社名所舊跡書付明二十日休所ニ而相渡候樣ニ、相模大膳に賴ニ付、相認相模へ相渡、相模方ゟ坂本休所ニ而差出候留書也、
此外ニ天野傳兵衞休所ニ而、詰人に所望ニ付、大旨此通之書付詰入平右衞門遣候分ニ而、泊所堅田に持參相渡候、何茂表面ニ而ハ無之內證之賴也、

山門堂舍覺

止觀院　東塔

一根本中堂　本尊　藥師如來
一大講堂　本尊　大日如來
一文殊樓　本尊　文殊菩薩
一戒壇院　本尊　釋迦如來
一大黑堂　本尊　大黑天
一淨土院　傳敎大師
一前唐院　慈覺大師

寶幢院　西塔

一轉法輪堂　本尊　釋迦如來
一法花堂　本尊　普賢菩薩
一常行堂　本尊　阿彌陀如來
一相輪櫒　納諸經陀羅尼
一惠亮堂　惠亮和尙
首楞嚴院　横川
一中堂　本尊　聖觀音
一赤山社　赤山大明神
一三十番神社　三十番神
一四季講堂　慈惠大師
一御廟　慈惠大師
右之外谷々諸堂神社舊跡有之候得共、繁多ニ而夥敷事故、具ニ者難書付候故、三塔之大立候堂舍如此候、
坂本神社覺
一東照宮

一同御本地堂　藥師如來
一慈眼堂　慈眼大師
一羅漢堂　十六羅漢
日吉三(山カ)王社
上七社
一大宮　正一位　本地　釋迦如來
一二宮　正一位　本地　藥師如來
一聖眞子　正一位　本地　阿彌陀如來
此社有二本地堂一
一八王子　正一位　本地　千手觀音菩薩
一客人　正一位　本地　十一面觀音菩薩
一十禪師　正一位　本地　地藏菩薩
一三宮　正一位　本地　普賢菩薩
外ニ
一八王子・三宮兩遙拜　有二異說一今依二一說一

中七社

一大行事　從二位　本地　毘沙門

一牛御子　正五位下　本地　大威德

一新行事　正五位下　本地　吉祥天女

一下八王子　從五位下　本地　虛空藏

一早尼　從五位下　本地　不動

一王子宮　本地　文殊

一聖女　本地　如意輪觀音

下七社　有二異說一今依二一說一

一小禪師　本地　龍樹菩薩

一大宮竈殿　本地　金剛界大日

一二宮竈殿若宮相殿　竈殿本地 日光菩薩　若宮本地 月光菩薩

一山末　本地　摩利支天

一巖瀧　本地　辨才天

一惡王子　本地　愛染明王

一 氣比　本地 聖觀音

社内末社

一 住吉　大宮東竹臺

一 八幡　大宮西竹臺

一 春日岡　在二大宮樓門外一

一 塔下惣社

一 劔宮

一 聖眞子竈殿

一 護因

一 若宮社

一 北野社

一 子安子立

一 百太夫　今在牛御子社内

一 矢取　三宮拜殿内別二構神殿一

一 竈御前

一夷三郎　相殿

一子神　俗ニ云ニ鼠祠一　本地釋迦

一夢妙幢

以上當今有社分也

以下社末建立分

新社　七所　若神　猿行事

塔下社　大巳貴　小田山　禪師

賀寶　見宮　三宮　廣田

氏永　王御子　天王　張御子

富御子　王社　若宮　惠備須

三郎殿　一童　私宮　山長

若宮　吉備津　奥天神　高御子

彌高　若宮　箭取　早鳥

息三郎　九社　田付　內王子

惠美須　三郎殿　若宮　嚴島

貴船　世直　石動　稻荷
稻村　若宮　姫若宮　早尾
黑尾　下惣社　富永　彌行事
伊豆宮　旋臺　岩介　千歲
萬歲　石間　八御子　聖御子
七郎　八郎　結神　玉津島
祇園社　賀茂社　松尾　礒帶刀社
杵春社　須氣在

以上社內末社八十七社本末合有百八社
是名社內百八社

社外末社　亦有百八社今有社分

一辛崎社　一大將軍社
一妙見社　一大富社
一流護囚社　一藏薗社
一郡園社　一大神門社

一石占井社　　一榊宮社
一福成社　　一森下社
一長澤社　　一若宮社
一御供所社　　一兩社（酒井明神、若宮）
此外社頭在山上坂本幷他所、繁故略之、
一赤山明神
在西坂本大社故記之、山王末社第一也、
享保二丁酉二月朔日燒失御造立願上置候、
一天野傳兵衞へ遣候書付ニハ、三塔之坊數所望ニ付、書付遣如左、
東塔　　六拾五坊
西塔　　三拾九坊
横河　　貳拾貳坊

日吉神社神佛分離に關する知恩院記錄

藤本了泰氏報

〔知恩院日鑑〕明治二年

四月六日

五條坂前安祥院登山、右者山門行幸坊、内々山王權現略緣起廻し來、神佛□□之儀ニ付歎願之次第、貴山ニおいて如何、宜御趣意も御坐候へ者承度旨也、右壹冊預置、過日來同院宗之一件配心ニ付、金貳百疋被下候

富山藩の寺院合併

岡田重家氏談

氏は舊富山藩主なる伯爵前田利同氏の家扶なり、明治三年同藩寺院併合の擧を目撃し、その事情を熟知せらる、

舊富山藩では、水戸藩の廢佛に倣ひ、主として藩政の刷新、兵備の擴充の爲めに、廢佛の擧を實行しました、

當藩主前田利同氏は、明治二年藩知事となられましたが、十五六歳の幼年でありましたから、大小の政務は、大參事林太仲氏によりて決せられました、三年十月に至り、藩令を發して、僧侶の歸俗を望む者は、之を聽許し、寺町(今の梅澤町)にて、一宗一個寺を殘す外、一藩の寺院全數を廢毀することを達しました、卽ち合寺の令を發したのです、時に合置せられた各一宗一個所の寺院は、禪宗光嚴寺、日蓮宗大法寺、淨土宗來迎寺、一向宗(眞宗)常樂寺、眞言宗來迎寺です、

是等數寺に於て、從來僧侶の布敎敎育の振はなかつたのを策勵し、宗門の學問研

究をなさしむる方針でした、若しその見込なき者は、歸俗を聽許したのですが、歸俗を申出る者には、その堂宇地所を給與して自由に農商の業務を營ましめ、又然うでない者には、堂宇地所一切上納せしめたのです、さうして兩三日中に決行すべしと云ふ急激の命令でありまして、此藩の命令に違背したり、異議を申立つる者があつたら、直に嚴刑に處すと云ふ達でありましたから、その混雜は實に名狀すべからざるものでした、特に最も困難を感じたのは、眞宗の寺院でした、他宗では妻子がありませんでしたから、處置も着き易いが、眞宗では妻子眷屬がありますので、大勢一處に一寺に集合すると云ふことは、實に困難なことでした、けれども藩から嚴重の命令でありますから、一時皆服從して異議を申立なかつたのです、其中には歸俗を申出た者も多くありまして、長澤村の覺願寺の如きは、歸俗して、堂宇を申受て、百姓をしてゐました、

寺院の梵鐘などの重なる金物類は、皆獻納せしめて、兵器の鑄造に用ゐやうとした、三重郡櫻谷村長慶寺の丈六羅漢の如きも、その目的の爲めに沒收せられました、此兵器鑄造の爲めには、寺院のみでなく、俗家にも及ぼしまして、その燭臺火鉢等の金物類は、皆獻納せしめられたのです、又代々武庫に藏めてあつた古い武具なども、

藩士の守舊思想を破壞して、進取の志氣を鼓舞せん爲めに、甲冑を除く外は、總べて神通川の半島河原と云ふ地に取出しまして、燒いて仕舞ひました、鐙などは金ばかり取殘して、皆燒拂ました、此等の金物は、城内の一隅に高く積まれてありました、後佛像佛具等を東京に運送せんとして、船に積みて出帆しましたが、途中難船して、その大半を失ひ、到頭不成功に終りました、

かくして翌年三四月頃に至りますと、僧侶の中からも苦情を申出ますし、本山からも種々交渉があり、太政官からも穩當に處置するやうにとの交渉がありました、元來當藩は他藩に比して過激であつたのです、當藩でも稍々之を自覺して居つたものですから、以前廢毀した堂宇を沒收した地所の、舊藩士に下されたものは、再び還す譯には行きませんでしたが、その代りに他に相當の地面を下附し、一旦破壞せられた寺院は、再び建立せらるゝ事となり、急遽歸農歸商した僧侶も、復た僧籍に入るやうになり、寺院合併の令は、玆に解放の觀を呈し、佛教は漸く復興するに至りました、

かくて四年七月十四日廢藩置縣となり、利同氏は東上して大學南校に入り、六年に洋行し、五年三月三府七十二縣の制定と共に、新川縣が出來て、舊藩の事務は縣知

事の引繼となり、是に於て藩政の革新も、兵備の擴充も用ないことゝなり、隨つて寺院合併の擧も、有耶無耶の間に自然消滅になりました、

記者曰はく、富山藩の寺院合併の狀況等に就いて、左に「越中史料」に依り、當時の文書を附記せん、

「海秀閣合寺規則」

此度　朝廷より、萬機嚴(御改イ)律御布告も有之、追々時勢轉變之秋、郡市諸(ナシイ)蘭若、渾而一派一寺に御改正有之候條、迅速合寺可有之候、尤寺號之儀は、此迄通可相唱、若及違背候はゞ、規(定イ)正之嚴科に可被處候也、

庚午閏十月廿七日　藩　廳

禪　光嚴寺　法　大法寺

曹洞臨濟合併　一致勝劣合併

眞　眞興寺　天　圓隆寺

淨　寺町來迎寺　時　淨禪寺

門　淨久寺 東西合併　山　淸傳寺

右

此度一派一寺之御改正、迅速合寺之趣奉畏候、則配下之寺院郡市共不殘、今曉當寺より令合寺候畢、猶又從來之伽藍及梵口金佛具は、其儘差上候旨、各寺奉同意候、右兩樣早速御屆申上候、以上、

閏十月廿八日　　大法寺

社寺御方

以書附奉願候

此度以御布告之趣、郡市とも諸蘭若渾而一派一寺に御改正、迅速合寺之嚴命有之、奉得其意候、則配下之寺院郡市共、急劇に當寺より令合寺候、依茲各寺本尊並開基之像碑、暨滅罪檀那靈簿至所持仕、其他從來之伽藍等は、其儘奉差上候旨、各寺奉同意候次第に御座候、尙來彷彿に承り候得共（者カ）、依願方之運而は、各寺に御下方相叶候由、此義乍風聞、寺檀共本望、宛も再生之心地、奉口（内カ）心渇仰候、實以一伽藍中數寺合寺之仕合、進退惟谷而候、迷惑至極罷在候、尙は風聞を以出願、甚不束之段恐入候得共、自然之難澁難忍、遮而奉歎願之儀は、何卒一省合寺相改め、一境內集寺方に被仰付被下候は、最前之伽藍之內、聊頂戴各寺別火に營寺仕、難有仕合に可奉存候、此段奉願候、以上、

明治三年庚午十一月　大法寺

社寺御方

再三相願候得共不相叶、不及是非候事、

此度　朝廷之御趣意有之候に付、　合寺申付候處、速に令奉體候段奇特之至に候、就而は佛道探練之輩は、寺號等其儘被差置候得共、有無實之輩速に可申聞、廢寺院可申付筈に候、併有實之者有之候はゞ、一派人撰を以申出候得は、右後住に可申付候、此段申達候也、

庚午十一月十日　社寺方印

大法寺日祥

右今般、合寺之御趣意、令奉體、迅速規律相建、寺中示方等萬端行屆、神妙之至に候、依而目錄之通下賜之候也、

庚午十一月十日　藩廳

右金一千疋　目錄頂戴也

［富山市沿革志］　十月二十七日、封内合寺の令を發し、一宗一寺となし、乃ち曹洞宗を臨濟宗を五番町光嚴寺に、日蓮宗を寺町大法寺に、淨土宗を目付來迎寺に、眞宗を

京都常樂寺通院持專寺(泉イ)に合併せしめらるゝ等、悉く一宗を一寺に集められたり、是に於て廢寺を毀ち、垣墻を破り、墳墓を長岡山に移せし者も亦多く、廢寺の跡は處として斷壞缺塊ならざるはなく、人をして古戰場を過ぐるの懷を抱かしめたりき、又士族寺院各々有する所の銅佛鐘磬を擧げて、一朝之を二の丸侍番所邊に輸し送りて、堆積すること山の如く、其の柳町正龍寺に鑄造場を設くるに方りては、鞴を鼓し火を起し、比隣喧囂たり、固より將に以て砲を鑄んとす、然るに未だ幾くならずして廢せり、(明治四十五年四月八日發行佛教史學第二編第一號所載)

富山藩合寺之顚末

富山　小柴直矩氏報

目次

緒言

文科教授文學博士村上專精先生は、本年の盛夏我が越中の地に巡講せらる、其際當市の有志に語りて曰く、北陸は佛教の國なり、然るに明治維新の頃富山藩の合寺令は全國に類例なき慘況にして、其斷行頗る巧妙を極めしものゝ如し、而して其史料世に傳はるもの稀なるを遺憾なりとして其記錄を求められたりと、其後余は專福寺住職今湊覺了師より先生の言を耳にし、且つ其調査を依賴せられたり、回顧す

れば曩に　東宮殿下行啓の當時、市史編纂に從事し、其調査史實台覽の光榮に浴したるを記念し、爾來常に公務の餘暇益々地方史を研究して、其鴻恩の萬一に報んことを念とせり、今又我國學界の恩人たる先生が、大學に勤續二十有五年、終始一貫斯道に貢獻せらるゝ誠意に感激し、淺學短才其器に非らざるも、聊かなりとも先生の期待に資せんとし、史料を蒐集し、且つ其史實を古老に正し、稿を起してより數十日間にして脫稿を了へたり、題して「富山藩合寺の顚末」と曰ふ、固より調査期間短く、其檢尋の遍からず、校讎の精からざるものは、將に他日を待ちて補正せんとす、若し此編にして其一斑を知ることを得ば望外の幸なり、

大正五年拾月十七日　　編者識

第壹節　源因

第一項　藩政更新の機動く

富山藩士林太仲忠安は、城西御用屋敷に居を構へ、俸祿百參拾石を食む、明治維新前、藩命を帶びて肥前長崎に遊ぶ、時に太仲、長州萩の藩士廣澤兵助眞臣と相識り交を結ぶ、明治元年太仲歲二十九、同藩士西田發馬辰正と共に、藩より拔擢せられ貢士となり、京都に上り、大政に參與し、維新政治の樹立に努力したり、當時眞臣參與に補

せられ廟堂に座し、勢威隆々として四邊を排ふ、太仲屢々往來し眞臣と意氣益々相投じ、交際更に親密を加ふ、太仲職を免ぜられ故郷に歸り、方今の新時代は藩の兵制を薩革し、銃炮を備ふるの最大要件最先急務なるを說き、大に藩當局の意を動かす、其議の熟するを待ち、名を新軍器の充實に藉り合寺を斷行し、豫て排佛思想を抱きし眞臣と結びたる內約を果さんことを企てたり、

第貳節　經過

第一項　烽火空に漲る

明治三年十月四日、富山藩政大改革を行ひ、舊藩吏一同の職を解く、此の時に際し林太仲一躍して大參事の榮職に登用せられ、活氣橫溢、革新の快刀は亂麻を切拂ふ如く、斷乎として所信を貫けり、藩政料理の第一步として、潑溂進取の人材を網羅して其職に任じ、四拾歲以上の士は時代の進轉に闇しとして悉く致仕せしめ、實子なき者は新に養子を貰ふて家督を繼がしめたり、其隱居せる者の中、氣骨稜々として新政に異議を挾む疑念ある輩は、天下の大勢を達觀せしめ、舊習を一洗し、耳目を刷新せしむと稱し、藩命を下して東京に留學せしむ、此に於て眼前の瘤は既に除去されたり、好機逸す可からずとし、與黨をして愈結束を堅くし、專ら緘默を誓はしめ、細

心なる注意を拂つて、合寺の手配怠りなかりき、時は到れり機は來る、同年閏拾月二十七日、星光漸く薄らぎ、横雲斷るゝ曉の空、電光石火一擧に吏員を藩內の諸寺院に飛ばし、合寺令を發布したり、

[大法寺文書]

此度朝廷より萬機御改(嚴イ)律、御布告も有之、追々時勢轉變の秋、郡市蘭若、渾而一派一寺に御改正有之候條、迅速合寺可有之候、尤寺號之儀者、是迄通可相唱、若及違背候ハヾ規定(正イ)嚴科ニ可被處候也、

庚午閏拾月廿七日　　㊞藩廳

悉く一宗を一寺に集め、一方兵を要所に伏せ、各宗の本山及び檀越との連鎖を斷ち、畫策頗る巧妙を極む、屬吏原弘三をして其指揮長とし、之を執行せしめたり、

[富山市史]

禪　光嚴寺 曹洞臨濟合併　　法　大法寺 一致勝劣合併

眞　眞興寺　　天　圓隆寺

淨　寺町來迎寺　　時　淨禪寺

門　京都常樂寺通院 持泉寺 東西合併　　山　淸傳寺

但し門徒宗は、最初平吹町淨久寺に決し居りしが、其後由緒ある寺と定まり、持泉寺に變更したり、之が爲め內訌を起し、磯野安衞合寺執行役を辭せしかば、原弘三之に代りたりといふ、

第二項　修羅の巷と化す

各宗寺院合寺の嚴令に接觸するや、恐慌唯ならず、廢寺を毀ち、垣墻を破り、什器を檀越に運びたり、同時に士民の墳墓を今の吳羽山長岡に移す者少なからず、銅佛鐘磬の金屬品は、御用長持を擔ぐ人夫を派遣し、之を寄せ集め官に沒收したり、阿鼻喚叫の修羅場と化し、往來旁午織るが如く、其混雜宛然火事場に異らず、若し命を拒む者あらば捕縛して嚴科に處し、尙聽かざるものは軍隊の勢威を以て之に臨んだ、廢寺の跡は、到る處に相望みて、斷壞鐵塊ならざるはなく、頗る慘憺たる光景を極め、今目當り佛敎傳來の當時に演ぜられたる物部守屋の寺を毀ち佛を棄てし昔を見るが如く、人をして古戰場を過ぐるの感を抱かしめたり、

第三項　怨嗟の聲四隣に沸く

翌二十八日、法華宗海秀山大法寺より藩廳に答申したる屆書に曰く、

〔海秀山合寺規則〕

此度一派一寺之御改正、迅速合寺之趣奉畏候、則配下寺院郡市共不殘今曉當寺より令合寺候畢、猶又從來之伽藍及梵鐘金佛具は、其儘奉差上候旨、各寺奉同意候、右兩樣早速御屆申上候以上、

閏拾月二十八日　大法寺

其迅速なること想見するに餘あり、斯くて官に收めたる佛像梵鐘佛具の金屬品は、富山城二の丸侍番所邊に輸送し、堆積すること山の如く、之を鑄潰して銃炮製造の材料に供せんとし、更に柳町一向宗正龍寺趾に新設したる鑄造工場に運搬し、鞴を鼓し火を起し、朝夕鞺鞳の音絶えず、其慘況凄じく、善男善女門前市をなし、金佛等の溶爐に投げられ燒爛するを瞋目し、閉眼合掌して念佛稱名を唱へ愁嘆するもの多し、然るに未だ幾ばくならずして之を廢せり、其沒收金物の大部分は、船に積載し、銃炮を某地にて製造する爲め、運送の途中船轉覆し、悉く水底に沈沒したりと傳へたり、然れども此間に於ける醜聞亦少なからず、或は曰ふ一部の吏僚之が賣却金を殘らず私したりと、當時街頭屋裡合寺談のみ話頭に上り、比隣喧囂、怨懟の叫び封內に沸く

第四項　哀なる寺院の困憊

合寺後鐘鼓の類は、一切使用するを許さゞりしに、大法寺より再三懇願して漸く看經の時に限り太鼓のみ撃つことを免されたり、

〔海秀山合寺規則〕

口上書を以奉願候

夫無二鐘鼓一則行律不レ正、依レ茲各寺院從來鐘法鼓相備來候處、此度時之鐘並太鼓と稱し相用候向は更に無之、但し朝晡之看經、暨法要式に相用來り候、一應今般之御觸面に不相拘哉に承知仕候得共、併心得違ひ難計上故、配下之寺院、即今當寺に開合之向も有之、不取敢昨日口上書ニ而奉伺置候次第、若右法要之節迄も、御指止に相成候儀に御座候而は、一統甚以迷惑至極仕候、何分鐘鼓之儀は永世之法具、所謂勸善懲惡、幽明擊助二福□に而、寂滅爲樂、滅罪檀那修福之合力、加旃澆季退慢之僧侶、朝夕策勵之告知、守戒律之方、便決而不可虧、却有益之資具に御座候、事如法奉行、乍恐精々報國之祈念、奉愼行候、尙非常用之儀は、勿論に御座候、依て何卒仕來之推擊、御聞屆に相成候樣、此段奉願候以上、

明治庚午閏十月　大法寺

社寺御方

右は時の鐘之儀は、御廓內有之候ニ付、寺院等ニ有之鐘幷太鼓、御廢止之御觸有之早速如形出願候處、深キ御趣意に而御廢止故、迚願意不貫、時勢不及力、歎息無窮、しかし右之內太鼓は鼓撃勝手次第と被申渡、則明暮或は法式に相用候、但し此儀も當時丈の事に而、自他之寺院更に無撃音、恐怖之時勢如此、唱題三返之不乙、

翌拾壹月合寺に際し、有名無實の寺院上申方竝に有實合寺したる寺院の後任撰定に關し嚴達したり、

「大法寺文書」

此度朝廷之御趣意有之候ニ付、合寺申付候處、速に令奉體候段、奇特之至ニ候、就而は佛道探練之輩は、寺號等、其儘被差置候得共、有名無實之輩、速ニ可申聞、廢寺院可申付筈ニ候、併有實之者有之候ハヽ、一派人撰を以申出候得は、右後住に可申付候、

此段申達候也、

庚午十一月十日　　社寺方印

一、伽藍中、數寺合寺の不便、困憊堪へ難きにより、廢寺伽藍の一部下渡を受け、各寺各別に寺を營まんことを屢々歎願せしも、更に之を許可せざりき、

「大法寺文書」

以書附奉願候

此度(以脱カ)御布告之趣、郡市とも諸蘭若渾而一派一寺に御改正、迅速合寺之嚴命有之、奉得其意候、則配下之寺院郡市共、急劇に當寺より令合寺候、依茲各寺本尊並開基之像碑、暨滅罪檀那靈簿、全所持其儘奉差上(仕、其他從來之伽藍等はノ十字脱)候旨、各寺奉同意候次第に御座候、爾來彷彿に承り候得(者カ)共、依願方之運而は、各寺院に(ナシイ)御下方相叶候由、此儀乍風聞、寺檀共本望、宛も再生之心地、奉内心渇仰候、實以一伽藍中、數寺合寺之仕合、進退惟谷候而、迷惑至極罷在候、爾は風聞を以出願、甚不束之段、恐入候得共、自然之難澁難忍、遮而奉歎願之儀ハ、何卒一舍(衍カ)一合合寺相改め、一境內集寺方に被仰付被下候はゝ、最前之伽藍之內、聊頂戴、各寺各別(別火カ)に營寺仕、難有仕合に可奉存候、此段奉願候、以上、

明治三年庚午十一月　大法寺

社寺御方

再三相願候得共不相叶、不及是非候事、

第五項　法令の遵奉を賞す

大法寺住職僧日祥に、合寺の趣意を奉體し、寺中示方萬端行屆きしは神妙なりとし、之を賞賚したり、

〔大法寺文書〕

大法寺日祥

右今般合寺之御趣意奉體、迅速規律相建、寺中示方等、萬端行屆、神妙之至に候、依而目錄之通下賜之候也、

庚午十一月拾日

印藩廳

右金壹千疋　目錄頂戴也

世に櫻谷の金佛とて、北陸有數の者と知られたる丈六の銅像を沒收されし長慶寺に、報國の志淺からずとし、賞金を下賜せり、

〔吳羽山長慶寺文書〕

長慶寺

右此度朝意を奉體し、銅佛を獻し、戎器豫備、報國の志、感覺不淺、依て目錄の通下賜之候也、

庚午十二月二十二日

印藩廳

右金壹千疋

合寺の翌四年夏、各寺院に對し、合寺の改革に際し、能く其命令に遵ひ、宗法を守りし

とて感賞したり、

〔大法寺文書〕

昨年御改正之砌、各宗寺院合併申渡置候處、御規則相守り、彼是遺念ヶ間敷儀茂無之、宗法を相守候段、不ㇾ堪二感賞之至一猶　此上御趣意柄異失無之樣、可二相心得一候事、

辛未七月八日　　寺　院　方

第三節　結果

第一項　沙門の陳情

明治三年十二月、富山出町眞宗專琳寺の住職渡邊法秀、慨嘆措く能はず、雪を冒して東京に出で、富山藩合寺令の苛酷を、政府に詳細陳情し、其廢止を要請したり、各宗の僧侶皆其氣概を多とす、又富山合寺の慘況、各宗本山に聞え、事態容易ならずとし、眞宗本派より佐田介石、大谷派より松本白華を富山に派遣し、實況を檢分せしめたり、兩人藩廳に出て强硬なる談判を開始し、合寺令の不理を陳情し、其廢止を懇願したり、他宗の本山よりも、續々書面を以て藩當局に廢止を迫る、當路其の處置に苦む、

同四年五月に至り、太政官より富山藩へ對し合寺令を布き下情怨屈せしを詰り、更に穩當なる處置を調査し伺出づべく旨沙汰せらる、

〔專福寺文書〕

富山藩

先般於其藩各宗寺院及合併候ニ付而者、頗る下情怨屈之趣相聞、不都合之事ニ付、更に穩當之所置方取調可伺出候事、

辛未五月八日　　太政官

同時に太政官より前文を添へ東本願寺へ、富山藩内の門末一同へ說諭鎭靜方申渡されたり、

〔專福寺文書〕

別紙之通富山藩へ御沙汰相成候條、其旨門末へ可致說諭事、

辛未五月八日　　太政官

東本願寺

富山藩廳太政官よりの沙汰に接し、吏僚色を失し、恐懼して其處置法を講じ、意見を附し伺出たり、

〔專福寺文書〕

昨年閏十月、當藩各宗之寺院及合併候ニ付而者、下情怨屈之趣ニ付、更ニ穩當之

所置方取調、可ニ伺出一旨、御沙汰之趣、謹而奉ニ拜承、至急藩地ヘ相運候上、穩當之所置可奉伺候得共、寺院合併半年餘日ニモ相成、引拂之寺院跡ハ堂守等不殘取毀、地內は開拓等に取掛居候得者、更ニ如前分別仕候テハ、入費等モ不レ少、且先般以來寺院寮ヘモ申出候通、合併後ハ、僧侶苦情ニ不レ到候樣、精誠所置モ仕度候處、此般更ニ穩當之所置可伺出旨　御沙汰ニ付、猶又取調可レ奉レ伺候得共、寺院合併之儀ハ、先般御屆濟ニモ相成居候ニ付、其儘差置申度、乍去此度御沙汰之趣モ有之候得者、一向宗僧侶ノ儀ハ家族モ有之候ニ付、合併中ニモ別段之見込相建、追テ可レ奉レ伺候得共、各宗共、合併之儀ハ、幾重ニモ其儘差置度此段奉伺候、以上、

辛未五月二十日　　　　　　　　　　　　富山藩

辨官御中

第二項　計畫水泡に歸す

林太仲は、急激なる改革主義を抱き、合寺制兵制祿制を革新し、氣焔は宛然燎原の火の如く、何物も之を支ふることを容さず、而も朝令暮改底止する所を知らず、士民喘々焉として唯命是れ從ふのみ、就中合寺の嚴令は、富山藩內津々浦々に至るまで、太仲の名響き渡り、騷然として反對の聲鼎沸し識者も其暴擧に過ぐるを謗れり、當

時或人の落首に、

夕闇に富山の領の政治振り林を斬れは明るくなる

と、以て其喧擾の一斑を察知するに足る、合寺の翌四年一月九日、參議廣澤眞臣、夜刺客の毒刄に罹り逝けり、幹倒れて枝葉如何でか榮ん、眞臣の死は太仲の頭上に斧鉞を加へられたるに等し、立身出世の蔓は事央にして斷れたり、太仲辣腕を振ひ、富山藩民の舊想を打破して、頻りに革新の政策を弄し、其功蹟により明治政界の檜舞臺に立つて樞要の位置を占めんとし、眞臣と結びし豫約悉く水泡と消え、總ての計畫大失敗に終れり、流言蜚語、熾に行はれ、日夜悶々として危害の身に及ばんことを恐れ、常に外出するには、上着の下に經帷子を着し、馬に跨り街路を驅け歩き、深く警戒せしと傳ふ、後幾許もなく世は廢藩置縣と移り變はり、合寺令下火となり、太仲三十三歳の若隱居にて、竊に東京に移住して、更に故郷に歸り來らず、閑雲野鶴を友として逝けり、其の英材一時北國の名士と謠はれ、雷名嘖々たりしが、其末路憐む可きなり、

第三項　龍頭蛇尾に終る

合寺の際還俗したる僧侶には、廢寺地伽藍共其儘領有するを許したるが、然らざ

るものは、之を官に沒收したり、彼の名刹八尾聞名寺の堂宇の如き、僅に金二百兩を以て八尾町に買入れ、之を市場の建物になす名義にて保存を許され、漸くにして其危難を免れ今に殘存することを得たり、其後明治の仁政に浴し、慘酷なりし合寺令に對し、政府より處置方沙汰せられ、漸次各寺院再興を謀りしが、廢寺の趾は官既に個人に拂下げ、其所有に歸して、民家軒を列ね、或は田圃に開拓せられ、廣大なる舊地域を失ひ、開祖以來長へに傳はりたる貴重の寶物佛具も、紛失毀却されたるもの多く、或は曩の還俗僧侶の手に歸し戻らざるものあり、堂塔伽藍も舊時の壯觀を止めず、僅に餘喘を保ちて法燈を繼げり、

富山各寺院合併事件取調書

藤本了泰氏報

〔越智專明氏所藏記錄〕

一明治三年閏十月廿七日富山藩廳ノ名義ヲ以テ左ノ通發令ス、

此度朝廷ヨリ萬機嚴律(御改イ)御布告モ有之、追々時勢轉變之秋、郡市諸寺院渾テ一派一寺ニ御改正有之候條、迅速合寺可有之候、尤寺號之儀ハ是迄通可相唱、若及違背候ハヽ、規正(定イ)之嚴科ニ可被處候也、

庚午閏十月廿七日　　富山藩廳

右達令ノ如ク各宗毎ニ一ケ寺ヲ存置シ、住職者ハ寺號ヲ帯ビ、佛像其他動産不動産及諸器械ヲ有シ各寺ニ一ケ寺ニ集ル、素ヨリ廢寺ニアラズシテ則チ合寺ナリ、

各宗寺院存置ノ分左ノ如シ、

富山元寺町

淨土宗	來迎寺
臨濟宗 曹洞宗	光嚴寺
天台宗	圓隆寺
眞言宗	眞興寺
眞　宗	常樂寺
日蓮宗	大法寺

一　各宗寺院統計左ノ如シ

淨土宗　十七ヶ寺
天台宗　二ヶ寺
眞言宗　四十二ヶ寺
臨濟宗　二十二ヶ寺
曹洞宗　二百ヶ寺
眞宗　千三百二十餘ヶ寺
日蓮宗　三十二ヶ寺

富山藩ハ松平稠(シゲ)松、加賀ノ分家所領十萬石、
合寺ニ專ラ運動シタル役員ハ富山藩大參事林太仲、
合寺ニ付、僧侶及檀徒抵抗シタルモノナシ、若シ之レニ抵抗スルモノアラバ、打殺スノ暴勢ヲ張リ、市中兵卒ニ大砲ヲ引カセ晝夜巡回ス、
合寺ヲ決行シタル源因ハ、政府ノ御趣意ヲ誤解シタルモノニ外ナラズ、
合寺ニ付本山其外ヨリ何等ノ助力之レナシ、
明治五年廢藩置縣ニ付、同年十月廿七日、檀家七十戸以上ヲ有スル寺院ニ限リ、合寺ヲ解キ、同九年二月檀家七十戸以下ヲ有スル寺院モ合寺ヲ解キ、爾來悉皆恢復

ス

右概略取調候得共、記録無之ヲ以テ、聊カ誤謬ナキヲ保セズ、殊ニ寺院統計ノ如キハ本宗ヲ除キ、多少增減有之候也、

明治二十四年十二月十六日

富山藩廢寺史料

〔攝信上人勤王護法録〕　明治四年

六月

同十四日

一坊城家へ願書差出

舊冬諸國に而、寺院廢合事件に付、奉歎願候處、先日同列各寺へ厚蒙　御沙汰候趣傳承仕候、於弊寺門末疑惑を不生樣、說諭仕度存候間、右御同樣御書下申請度、謹而奉懇願候、此旨御奏達奉願候也、

辛未六月十四日　　僧正興正寺攝信

大葬坊城殿

因に五月八日中御門從二位殿より御達左の通り

佛光寺

今般歎願中出候趣、兼而被　仰出候御旨意に齟齬致候、素より廢佛之儀には無之、殊に昨冬中無緣無檀之寺院にて、其本寺法類及び寺檀共、故障無之候て、廢毀合併致候儀等、總て伺出、朝裁を可請旨御沙汰相成候條、篤と御旨意を奉じ、門末之者共疑惑を不生樣說諭可致事、

太政官

太政官達書

興正寺

別紙之通、富山藩へ御沙汰相成候條、其旨門末共へ可致說諭事

辛未六月

太政官

富山藩

先般於其藩、各宗之寺院及合併候に付ては、頗る下情怨屈之趣相聞へ、不都合之事に付、更穩當之處置方取調可伺出候事、

辛未五月　太政官

編者曰、某古老の言を聞く、當時同國勝光寺の多屋(今日の別院)に、佛像を積薪すること三千餘軀、其暴狀言語に絕せしものなり、而して其餘波越前に及ぼし、同國亦此暴擧に及ばんとす、然に一揆各所に蜂起し、以て防止することを得たるなりと、

明治五年七月

同十九日　晴熱

一、七時參省、

謹奉願候、

去庚午閏十月、越中國富山藩主、管下諸宗の寺院若干被致合併候儀は、全く僧弊一洗之深慮と存候得共、右は他に準例無之事件に付、諸宗本山より、當府舊寺院寮へ從前之通御立置被　仰付度旨、再三及歎訴候內、廢藩と相成候旁、是迄因循苦心罷在候處へ、方今三條敎則、宇內一般播布候樣被　仰出候へ共、彼地數百ヶ院合併に相成候ては、諸般差支、敎導行屆不申候間、何卒舊地回復、寺名相續被　仰付候得者、方今の御主意貫徹候は勿論、速に僧弊改正、朝旨遵守爲仕度奉存候間、乍恐前件御憐察の上、宜御沙汰被成下候樣、諸宗一同奉

懇願候以上

時宗大敎正　淸淨光寺尊敎
日蓮宗大敎正　久遠寺日健
眞宗大敎正　本願寺光尊
禪宗曹洞大敎正　總持寺奕堂
同　大敎正　永平寺環溪
淨土宗權少敎正　知恩院隨量
天台宗大敎正　正覺院豪海

壬申七月

敎部省御中

佐渡廢寺始末

すゞれ草（一名佐渡廢寺始末）（故萩野由之博士所藏、原本には所々朱を以て訂正せり、今それに從ふ、）

佐渡　根本教轍　編輯

其擧ハ美ト雖モ、其人善ナラサレハ、未ダ可ナラス、其人善ナリト雖、其擧美ナラサレハ、亦是可ナラサルナリトハ、千古ノ確言ニシテ、明治維新ノ際、判事奧平謙甫ナル者、我國ニ赴任シ、陽ニ富國策ヲ唱ヘテ、五百有餘ノ寺院ヲ八十ケ寺ニ合寺令メタル處置ノ如キハ、一理ナキニ非レトモ、土地ノ實況ヲ斟酌セス、國ノ民情如何ヲ顧リミス、一刀直入以テ此令ヲ發シ、佐州十萬ノ人士ヲシテ、奧平ハ壓制家ナリ廢佛家ナリト號呼スルニ至ラ令タルモ、亦宜ナル哉、此ノ諸宗合寺論タルヤ、表面的富國策ヨリ說キ諭スト雖、裏面的緻密ナル觀察ヲ下セハ、廢佛毀釋ヲ實施セント欲スル伏線タルニ過サレハ、其擧ハ美ナルニ似テ、其實暴政ノ評ヲ免レス、予嘗テ識者ニ聞ク、曰、謙甫ハ天性卓犖不羈、學博ク量濶ニシテ、我國ニ在ルノ日ハ、常ニ數百人ヲ使役シテ、開墾ニ從事シ、餘暇アレハ靑史ヲ繙テ、焚油繼晷學愈進ミ志愈篤ク、而モ果斷英氣ニ富メリ、始メ此州ニ赴任スルヤ、左ノ如ク布告セラル、

某、朝廷の命を奉りて、此州の事を象る爲に來れり、抑も邊土狹少の地とは雖も、某一個の力にて、周く國情を知るに足んや、上は諸役人を始め、下細民に至る迄、心を併せて國事に周施（旋）するに非ずば、いかでか朝廷付托の任に應すへき、抑世下り道明ならぬ所よりして、人々自ら其才を擧がたく、又他人を薦達するにさへ憚る意あり、其故如何となれは、今○○○（原字不明）に依て禮を營むの疑を嫌へるならん、夫こそ惑ひと云ふものなれ、國の爲には我讐をも擧げ、己か親戚を撰ひ用ひしこと、世々の青史にも美談と書記し、既に漢の世の趙充國は、七十に餘りて後ち、羌戎と云ふ夷す國討手の大將に撰はれし時、此の老從に踰て誰れかは能す可きと、自分の上の讃美せしだに、詞に耻ぬ功あれは語りたりとは云ふ者なし、此州迚も十萬の人員、必す其器を抱き其光を葆む者なしとす可ず、各得し所長せし處を云ひ立よ、某任して其實を試み、功あらは上書して朝廷の賞を得せしめん、乍去短を掩ひ、長として飾りて實をつとめすば、自ら誣ると云ふものなり、誣るは法の許さゝる所なれは、罰して後來を懲さん、願くは、諸役人より下民迄、自分の才を擧るに憚ることなく、又自ら誣るの罪に陥ること勿れと、故に腹心を布て、衆庶に告示すること爾り、

右之趣可得其意者也、　辰十二月三日、　聽訟方役所

此ニ於テ懦夫モ志ヲ立テ、頑僧モ眠ヲ醒シ、我國ノ開明進歩ト與ッテ力アリト云ハサルヲ得スト、予云、果シテ然ラン、是則チ其人善ナリト雖、其擧美ナラサレハ、誓テ讃(マヽ)成ヲ表スル能ハサル所以ナリ、予ハ此人ニシテ、我國廢寺ノ暴政ヲ施シタルコトヲ怪ミ、此秀才ニシテ一朝方針ヲ誤リタルコトヲ惜ム者ナリ、所謂歩急ナレハ躓キ、弦急ナレハ絶ツノ理ニシテ、謙甫ノ行爲タルヤ、我佐渡ニ於ル其處置過激ニ渉テ、佛敵法敵ト稱セラレ、佐賀ニ在テハ朝敵タリ國賊タリ、故ニ有形ノ法律之ヲ誅シ、無形ノ業報モ亦之ヲ責メ、其死スルヤ身首處ヲ異ニスルニ至ルハ、處世ノ方針緩急其度ヲ失ヘルニ依レリ、宜ク鑑ミル所ロ無ンバアル可ラス、

謙甫嘗テ獄中ノ作アリ、曰、

事既至斯無可爲　天之所命復奚疑
如今一死無遺憾　恰及神州未滅時

予カ先師圓山溟北翁追悼ノ詩ニ曰、

事至于斯無所爲　惜君一死素期違
從來直節鋭於矢　激去何圖汰鵠飛

予モ亦明治ノ才士維新ノ俊夫タル與平謙甫ニシテ、千載ノ下、功名ヲ竹帛ニ垂ル丶

能ハスシテ、佐賀城頭一片ノ露ト消ヘタルヿヲ悼ム者、嗚呼、

抑モ明治維新ノ際、我佐渡ニ於テ、判事奥平謙甫ナル者ノ實施サレタル諸宗寺院廢合ノ顛末ヲ詳記センニ、卽チ明治元年十一月廿一日、聽訟方役所へ諸宗本寺住職ヲ呼出シ、(我眞宗ニテハ蓮光寺了覺、西蓮寺法西出頭ス、)申渡サレタル大要ハ、予モ赴任已來日尙ホ淺ク、正確ナル調査ヲ遂ル能ハサレトモ、公務ノ餘暇、舊史ヲ繙テ見ルニ、佐渡全國ハ雜太加茂羽茂ノ三郡ニ分レ、東西十三里、(雜太郡小川村ヨリ羽茂郡强淸水村ニ至ル)南北廿六里、(羽茂郡澤崎村ヨリ加茂郡鷲崎村ニ至ル)周圍五十三里八十八ケ町、二百四ケ村ニシテ、家數一萬八千八百十一戶、人口八萬千三百六十人ナリ、(編者云、明治廿二年度ノ調査表ニ依レハ、戶數二萬二千〇五十三戶、人口十一萬〇九百〇二人)然ルニ、寺院ノ惣數タルヤ、五百三十九ケ寺ナリ、(眞言宗三百〇六ケ寺、天台宗十五ケ寺、淨土宗三十八ケ寺、禪宗六十五ケ寺、淨土眞宗四十八ケ寺、時宗十四ケ寺、日蓮宗五十三ケ寺、)之ヲ戶數ニ割當スレハ、一ケ寺ニ付、纔カニ三十五軒弱ノ檀家ヲ有スルニ過ギス、而メ一ケ寺、僧一人ハ無論ノ事ニシテ、本寺ノ如キハ二人、或ハ三人ノ役僧小僧アリ、故ニ假リニ一ケ寺僧二人ト看做セバ、一千〇七十八人ナリ、然則チ、人口七十五ニ對スル僧一人ノ割合ナリ、此僧侶タルヤ、多ク無學無識、而モ遊惰晏逸ニ

流レ、唯愚民ヲ誑惑シテ物財ヲ事トシ、粒々皆農民ノ膏血ニ出ル米穀ヲ袖手坐食スルハ、一般僧侶ノ常ナリ、今ヤ徳川氏ニ於テモ、太政ヲ奉還シ、王政復古ノ御世トナレリ、我人日本臣民タル者ハ、誓テ舊弊ヲ一洗シ、弘ク百家ノ伎藝ニ渉リ、各自天賦ノ人才ヲ練磨シテ、歐米諸國ニ一歩ヲ譲ラス、大日本帝國ノ國威ヲ顯揚シテ、天皇陛下ノ御叡慮ヲ慰メ奉ント欲スルノ今日、天下ノ遊民トモ稱ス可キハ、日本ノ僧侶ナリ、國家ノ贅物トモ評ス可キモノハ、多數ノ寺院ナリ、然レトモ千有餘年、我國家ニ裨益ヲ與ヘタル佛教ナレハ、悉ク之ヲ廢スルニ忍ヒス、故ニ數多ノ寺院ヲ減少シ、無用ノ僧侶ヲ陶汰セント欲スル朝旨ナレハ、當國ノ諸寺院モ、自國ニ本寺有之分ハ、都テ其ノ本寺ヘ纒リ、他國末ノ寺ハ、最寄リノ大寺ヘ一纒リニ相成ルヘシ、則チ餘宗門ノ儀ハ、十二月十日限リ、淨土眞宗ノ儀ハ子孫モアレハ、特別ヲ以テ、十二月廿日迄猶豫致シ遣ハス可シト、此時衆皆口ヲ閉テ默然タリ、漸クニシテ一人口ヲ開テ云ク、何レ銘々歸村ノ上、末寺ノ者ト協議ヲ成シ、纒リ方ヲ取定メ、期日迄ニハ必ス御届ケ申ス可シトテ、役所ヲ退ゾキケリト、

編者云、當時ノ僧侶諸氏、盡ク護法扶宗ノ念慮ナキニ非レトモ、多クハ徳川氏三百年ノ治世ニ慣レ、兎角外形ノ裝飾ニ汲々シ、嘗テ護法ノ精神ヲ培養セス、唯朝夕黄

卷赤軸ヲ暗誦シ、死者ヲ追弔スレバ、僧侶ノ義務足レリト誤認シ、一卷ノ經論ハ通解スル能ハサレトモ、紫緋ノ法衣ニ錦繡ノ袈裟ヲ輝カシ、以テ愚民ノ信仰ヲ博セン事ヲ期スル者多シ、故ニ奥平謙甫ノ合寺論タルヤ是則チ廢佛毀釋ノ端緒ヲ發キタルモノナリト、自他共許スレトモ、當時謙甫ノ威權タルヤ、恰モ猛虎ノ群鹿ヲ追フニ異ナラス、斯ク勇氣凛々タル官軍ノ判事謙甫ニ對シ、彼此歎願セハ、却テ我身ニ害ヲ招キ、本寺退去ヲ命セラルヽハ火ヲ覩ルヨリ明々タリ、自ラ往テ纒ルニ非ス、他ヨリ來テ我寺ニ纒ル、予ニ於テ敢テ痛苦ヲ感セス、否豫想外ノ幸福期シテ待ツヘシト、怯怖貪慾連發シテ、以テ俗吏ノ壓制ニ畏服セシナラン、呵々、

十一月廿三日、斯ル時節ノ習ヒ、流言飛語巷ニ充チ、我眞宗ニテハ、宗祖大師ノ報恩講(五晝夜)初逮夜ノ勤行將サニ終ントスル時、流傳シテ云ク、諸寺院ヲ封印スル爲ニ、官吏既ニ出張セリ、若シ住職ニ於テ故障ヲ云ヒ、寺院ヲ立退カサレハ、大砲ニテ燒拂フト、佐渡全國誰レ云フトナク騷キ出シ、檀家ハ勿論近隣ヨリ手傳人足ヲ繰出シ、疊建具ヲ始メ、內陣ノ五具足迄モ取片附ケ、スハト云ハヽ五尊ヲ供奉シテ、寺立チ退カント、老人子供ハ夫々最寄ヘ移住セシメ、各寺ノ本堂ニハ、住職始メ門徒ノ者、終夜佛名ヲ稱ヘテ警備ヲナシ、遂ニ其夜ヲ明カサレタリ、

同廿五日、聽訟方役所ヨリ、伊澤某外一人、各寺ノ梵鐘佛具類ヲ取調ニ巡回シ、品柄貫目ヲ記シ、追テ御引上ケニ相成ル迄、各寺ヘ預ケ置ヘシ、紛失セヌヤフ保管セヨト、銘々請書ヲ取テ歸ラル、

同廿七日、聽訟方役所ヘ左ノ書面ヲ書出ス、

乍恐以書付歎願候、

淨土眞宗在方東西兩派三十一ヶ寺の者、御願奉申上候、今般西蓮寺へ被仰渡の條々、奉敬承候、然る處、在方寺院の儀は、地方遠隔し、加之銘々父母妻子殊ニ重病人等有之候事故、其最寄々々へ纏り候にも、實は雪中寒氣の防き方等に迷惑仕候間、何卒格別の御憐愍を以、來る二月廿九日迄、纏り方日延御猶豫被成下候樣、幾重にも奉願候、以上、

明治元年十一月　　東西本願寺派連名

時口違ニ、日延ノ儀ハ御聞濟ニモ相成ル可ケレト、先ツ何寺ヘ纏ルト云フ事ヲ、至急取極メ、此歎願書モ不日纏リノ書面ト共ニ差出ス可シトテ却下セラル、

十二月朔日、眞宗ニ於テハ、種々協議ノ上、遂ニ左ノ通纏リ方ヲ取リ極ム、

澤根町專得寺ヘ(本光寺、稱念寺)　河原田町善宗寺ヘ(本福寺、西光寺)　河原田町專

念寺へ(光福寺、照覺寺)　中興村西蓮寺へ(得勝寺、淨經寺、滿行寺、願正寺、乘願寺)　井内村立蓮寺へ(淨賢寺、養専寺祐圓、蓮正)　湊町勝廣寺へ(因領寺、圓滿寺)　推泊村願誓寺へ(了延寺)　推泊村長善寺へ(淨願寺、西方寺)　莚場村本龍寺へ(廣圓寺、淨福寺)(以上東派在方組)　相川町廣永寺へ(專照寺、長明寺)　同願龍寺へ(願泉寺、稱念寺)同永宮寺へ(稱名寺、光樂寺、聞名寺)　同蓮光寺へ(萬行寺、勝善寺(以上東派相川組)　小木町正覺寺へ(廣圓寺)相川町常德寺へ(專法寺、大福寺)(以上西派)

同三日聽訟方ヨリ左ノ通達セラル、

中渡御用之儀有之候間、代にては難成、病氣に候ハヾ駕籠にて成共、明後五日四ツ時迄に罷出可相屆者也、

辰十二月三日　聽訟方役所

一國中之寺院、其本寺へ一纏に相成候樣、兼々相達候處、今に無其儀族も相見へ、甚だ心得違に候、依て來る十日迄に無相違本寺々々へ引移り可申候、尤も火宅の僧侶妻帶の者は、其處置急速に難相成事情も相見へ候間、淨土門徒は來廿日迄に相纏り可申候、右期限違背の僧侶は、可爲曲事者也、

辰十二月三日　聽訟方役所

此日眞宗寺院ニ於テハ、纒リ方ノ書面ヲ認メ、渋ト共ニ聽訟方ヘ差出セリ、時口達ニ、
唯今長官不在ナレハ、他日再ヒ罷出ベシ、纒リノ願書ハ預リ置、併シ乍ラ纒リ方延引
ノ儀ハ、過日願立ノ次第モアレド、本日重テ諸宗本寺ヘモ觸レ示シタル事ナレハ、今
ニ及テ間濟ミ難ク、廿日限ニ必ス纒ル可シト、
同五日、諸宗本寺住職聽訟方役所ヘ出頭ス、時奥平謙甫ノ申渡シニ、今日其許等ヲ召
集セシハ、將來ノ心得ヲ別紙ニ認メ置タレハ、一同ニ厚ク朝旨ノ所在ヲ奉戴シ、卽座
ニ請書ヲ認メ調印スヘシト、各自ヘ示サレタル條々、心ヲ靜テ讀下セハ、

一士民を勸め僧侶に致す間敷事、
一俗家に至り人を集め、說法勸化等致す間敷事、
一寺門へ人を集め、遠忌法談抔と唱へ、布告の儀不可有之事、
一人の死體は土葬を用ゆべし、火葬に致すこと停止の事、
　但僧侶穢多非人は勝(手)多たるべき事、
一神社佛刹塔婆の類、新規の造營停止の事、
一金銀銅錫を以て佛像佛器を造作の儀不可有之事、
　但木像と雖も、新規の造營停止の事、

一淨土門徒の儀、當住の外、其の子弟剃髮の儀不可有之事、

右之條々、堅可相守、若違犯の僧侶於有之者、嚴科に可被處旨被仰渡、承知奉畏候、

年　月　日　　何寺　印

思ヒ設ケヌ難題ニ、一同咄嗟(アハヤ)ト驚キシモ、頑固未開ノ僧侶輩、平素ニ練ラサル護法心、至急ノ間ニモ合ハザレハ、參謀奥平ノ威ニ怖レ、說法利生ハ僧侶ノ本分ニシテ、人天ノ大導師ニ耻ヌ資格ヲ持チ乍ラ、穢多非人ト同視サレ、將來佛敎上ノ體面ニ大關係アル斯ル重大ノ事件ヲバ、本山ヘ伺フトカ、末寺ト協議スルトカ、事情ヲ陳テ、十日カ廿日ノ日延モセズ、卽坐(座)ニ調印セラレシトハ、賴ミ甲斐ナキ本寺ノ住職ナリト、心アル人々ハ、切齒扼腕熱キ涙ヲ流サレタリ、

編者云、謙甫ノ官ハ判事ナリ、然ルニ世俗皆參謀官ト誤傳ス、故ニ當時ノ書類、多ク參謀奥平謙甫ト書ス、予モ亦誤稱ヲ慣用ス、讀者之レヲ了セヨ、

同八日、眞宗寺院ノ惣代聽訟方役所ヘ出頭シ、去ル三日差出シタル縷リ書面ノ許否ヲ問フ、時ロ達ニ、外宗門ヨリ立置ノ寺院多數ナレトモ、本願寺宗門ノ儀ハ、格別ノ事故、在方ニテ十ケ寺、相川ニテ五ケ寺、願ノ通リ聞置クトノ事ナリ、

同十日、眞宗ニ於テハ、各寺連印シテ、左ノ誓詞ヲ交換ス、

一今般王政御一新の御沙汰に付、諸寺院一同御除地召上に相成、寺跡引拂の儀被仰出候に付ては、自然寺跡廢滅にも相成候形勢歟と奉恐入候、夫に付、各寺檀家の機邊も、自己の我執を以て、離合勝手の振舞有之候も難計、是卽ち宗義相續の專務に候得ば、護法有志の面々と雖も、若し此際心中惑亂に及ひ候はゝ、深く將來に恐れあり、依て一同評決の上、取極候條々、左の如、

一檀家の者、共菩提寺に對し、假令ひ一應の理由有之、離檀の儀申立、何寺檀家に加入の儀相賴み候共、護法の精神より、師檀の譯柄を篤と相諭し、菩提寺へ歸服爲致可申事、

一門徒の者へ、厚く正法を說諭し候共、猶も我執を募り、改宗致し候者は、宗門の可爲法外事

一菩提寺より離檀狀差出し候節は、何寺の檀家に加入候共不苦候事、

但一應は爲念菩提寺へ聞合の上、取計ひ可申事、

右の條々不惜身命なる護法の赤心より、取極候上は、若し違犯候者は、子孫の末迄、永く佛祖の冥罰を蒙り、來世は惡趣に墮す可き者也、依て誓詞如件、

各寺連名調印

同十三日眞宗立置寺院ヨリ、纏リ寺へ左ノ約定書ヲ入ル、

相渡申す規定一札の事

一今般御一新の御趣意にて、當國諸寺院御取拂ひに相成り、末寺幷に格院の寺跡迄、其本寺又は最寄り重立候寺院へ相纏り可申旨、嚴重に被仰渡、實に不容易御趣意、驚入候、依て一同纏り方の儀談判に及ひ候處、當宗の儀は、本寺末寺の間柄は少く、各寺比對の寺跡のみなれば、何寺へ纏る可き筈と申す儀は決して無之候得共、唯最寄重立候個所へ可相纏の御趣意に隨順し、斯る折柄なれば、一寺たり共存在致し度護法扶宗の赤心より、最寄院境內の廣狹に應し、貴寺事、拙寺へ相纏り被下候樣、評決被成下候故、拙寺事、今度外々へ纏り候儀は勿論、寺跡共儘立置に相成候儀は、全く貴寺御纏り被下候恩誼に依る事なれは、子孫の末に至る迄、相互に苦樂昇沈を共にし、舊來組合の情義といひ、殊に將來水魚の交情、決して忘却不仕候、依て一同評決の上、相渡申す規定の一札如左、

一御一新の御趣意は、當住一代限り法施を受て、身過き可致、子弟に至ては、剃髮も不相成、御沙汰に御座候へは、惣して行末は寺跡廢滅にも相成り候歟と、深く悲歎致す處に候、作併方今貴寺御纏り被下候廉に依り、拙寺事、將來永く立置に相成居候節は、

貴寺後々相續の儀は、自然如何樣の御沙汰を蒙り候共、我々身命を擲ち、行末の浮沈時變に應し、貴寺の寺跡立行き候樣、精々取計ひ可申候、乍去公事恐れある事に候へは、念願相屆き兼候節は、假令世を忍ふ身に成り候共、節義を完くし、貴寺の子孫を養育致し可申事、

一寓居中、貴寺の寺役法用並に日々經營の諸事に至る迄、貴寺を纏め候時勢に乘し、拙寺に於て、聊かたり共、我意の振舞を以て、指圖ヶ間敷儀無之樣、家內は勿論檀家の末々に至る迄、心得違不致樣申聞せ、各寺の規則屹度相定め可申事、

一御一新の御趣意貫徹し、出格の御仁惠に依り、舊來の通、各寺再興相續可致御沙汰を蒙り候節も有之候はゞ、前條の如く、目下拙寺へ相纏り被下候恩誼に酬ゆる爲め、如何樣にも粉骨碎身し、拙寺及ひ檀家の者一同に申合せ、聊か不實の儀なく、可相成丈盡力助勢可致事、

右之條々護法の赤心より、一同評決相成候上は、拙寺子孫の末々に至る迄、決して違犯仕間敷候、若し違變に及ひ候はゞ、佛祖の冥罰を蒙り、永く法中の親みを絕ち、來世は惡趣に墮す可きものなり、仍而誓書如件、

明治元辰年十二月　　　　何寺住職㊞

何村何寺住職殿

編者云、此誓書タルヤ、纒リ寺ヘ渡シテ後、數日ヲ出サルニ、奸僧アッテ聽訟方へ密告シ、遂ニ役所ヘ引上ゲ、火中ニ投シテ燒滅セラレタリト、

同十五日、各寺ニ於テ、檀家一同ノ連署ニテ、左ノ一札ヲ取ル、

約定證の事

一今般御一新に付、諸寺院へ被仰渡候條々、逐一承知奉畏候、御請書に調印致候上は、御公儀の仰に相背き候事不相成は勿論、尙貴寺檀家一同、御上の御趣意を敬承し、後日雜話にも御政事の良否善惡彼此申間敷候事、

一御公儀の御仁惠を以て、貴寺御立置に相成り、歸檀被仰附候節は、檀家一同必す歸檀可仕候事

右之條々違犯爲無之、一同連印の上、一札差入候處、如件、

同二十日、天氣淸朗、地上一面ノ銀世界ナレハ、不知社界ノ廣キ人類ノ多キ、苦樂昇沈其人ニ依テ異リ、榮枯得失其位置ニ於テ差アレハ、或ハ東台ニ雪ヲ賞シ、或ハ西山ニ枯木花咲ク絕景ヲ愛シテ樂ミシ人モアルヘシ、獨リ我黨廢寺ノ僧侶ハ、忘ント欲メ忘ル能ハス、否子孫ニ遺命シ、將來宗敎家タル者ノ、永ク胸臆ニ存スヘキハ此日ナリ、

(餘宗門ハ十二月十日)是レ空前絶後ノ凶日ニシテ、道俗紅涙ニ袂ヲ沾セリ、開基已來數百年御崇敬致セシ五尊ヲ櫃長持ニ納メ、或ハ住職親ラ脊負ヒ奉リ、家族ヲ始メ、門徒同行涙乍ラニ奉送セシ當時ノ慘狀ヲ追想スレハ、嚴冬素雪ノ寒キ夜モ、背汗流レテ、爲ニ褐衣ノ沾(マヽ)ホヲ覺ユ、嗟呼、

同廿五日、諸宗本寺住職ヨリ、左ノ請書ヲ役所へ差出ス、

差上申一札之事

一國中從前有之候寺院、何れも其宗門の本寺へ纏り、當住一代は是迄の檀中法用相勤、施物を請け可申、其者病死候はゞ、檀家は本寺へ可歸候事、

一前書本寺へ纏り候上は、在來の小寺は御廢し候事、

但本寺の內手狹にて、住居成兼候はゞ、境內に手輕に建繼候ても不苦候事、

一寺院の內百姓前地所田畑質入又は流地等に相成、只今寺附に相成居候共、不都合に付、最初取入の代錢を以て、返地可致候事、

一國中他國末の寺院は、其派にて重立候寺院へ纏め、自國にて一本寺の類は、先其儘に可差置事、

一社寺除米の儀は、往古其仕來を以て、夫々相渡候處、一列一體にも無之、無謂儀に付、

己來一圓相渡し無御坐候事、
一社寺除田除畑除屋敷の儀は、己來被遊沒收候間、一寺限り、步畝取調可申上事、
右は被仰出候趣、奉承知候、依て御請證文差上申候處如件、
明治元辰年十二月廿五日　何寺住職某印
明治二己年正月十八日、眞言宗本寺ヨリ、左ノ願書ヲ差出ス、
乍恐奉歎願候
眞言宗本寺ノ者共、御願奉申上候、今般御一新に付、末寺の者共、本寺並最寄寺院へ相纒め罷在候處、嵯峨御所被遂　御奏達、眞言新古兩派統領被爲成御職掌、就ては共職業を以て可奉報　天恩候儀勿論に付、護國利民の新願、可抽丹誠旨、末々迄不洩樣、敎示可致趣、夫々御達書被下置候御儀に御坐候、就ては何卒御憐愍を以、當宗門の儀、一同御立置被下候樣伏て奉歎願候、
眞言宗本寺十ヶ寺連署
指令
此度末寺共本寺へ相纒め候儀は、國柄不相應、寺院僧侶衆多にて、國民費弊不少候間、不得止被仰出候、宗門破滅之趣意には無之候條、心得違有之間敷候事、
正月廿三日
此月我眞宗ニ於テモ、舊冬本山ヨリ到着セシ、御勅書ノ寫シ、卽チ明治元年正月、新御

門跡様参內ノ砌、忝クモ下シ賜ラセラレタル分ト、同年九月中發示セル本山ノ達シ、
左ノ二通ヲ

(勅書寫)　東本願寺

先般神祇官再興、神佛判然ノ御處分被爲在候ハ、專ラ孝敬ヲ在天祖宗ニ盡サセラルヽ爲ニメ、今更宗門ヲ褒貶スルニ非ス、然ルヲ賊徒訛言ヲ以テ、朝廷排佛毀釋コレツトムト申觸シ、下民ヲ煽惑動搖セシムル由、素ヨリ彼等斯ノ好生至仁億兆一視ノ叡慮ヲ奉載(戴)セサルノミナラス、則チ宗門ノ法敵トモ謂ツヘシ、依テ教育説諭便宜ヲ以テ、民心安堵方向相定メ、作業相勵ミ可申樣、門末教育可致旨御沙汰候事、

(本山達寫)　諸國末寺中

切支丹邪宗門の儀は、從來嚴重の御國禁に候處、近來世上の形勢に付ては、自然邪徒の類に被誑惑、遂に邪教に陷り、彼の宗門を崇奉する者不少國所有之候由、相聞へ候、右等の族は、今般御國禁を以て、諸藩へ御沙汰に相成、嚴重の御取締被仰附置候との御事に候、就夫諸寺院共、宗門請合の儀は、寺役第一の事に候得ば、萬一御預りの御門徒の內にて、心得違の族有之候ては、一寺住職の役儀も難相

立、御國法且對御本寺、申譯も無之次第に候得ば、每々被仰示候通り、此折柄、猶更佛法王法の御掟心得違無之樣、別て行狀如法に修學研窮致し、粉骨碎身の忠精を抽て、邪正の道理分明に、辨別有之候而、御化導の御正意を可被申傳候、若し一人にても、右邪教に與みし候者於有之者、寺務住職の落度不可過之候、依而其時宜に依り、急度可被及御沙汰候間、兼て其心得有之候而、本宗の御掟通、一分々々安心領納の上より、御國禁を堅固に相守、潤敷御法義相續可有之、返ス々々無油斷、可及教導旨被仰出候事、

辰九月　日

聽訟方役所へ差出シ、當分ノ內、在家法談ニテモ、恩免ニ預リ度旨書面ヲ以テ願出ケレハ、書面ヲ却下シ、口達セラルヽニハ、別紙ノ儀ハ、其方共ニ於テ、本山ノ達令ナレハ、大切ニ保存シ置ベシ、當役所ニ於テ、入用ノ節ハ通達スヘシ、其時ハ持參セヨト、到底願意ヲ採用スル樣子モ見ヘサリキ、

二月八日、眞宗寺院ニ於テハ、京都行ノ幸便ヲ得テ、本山集會所へ宛、左ノ願書ヲ出ス、

乍恐以書付奉歎願候

舊冬十一月十二日、弊州へ參謀役與平謙甫と申す仁御渡海に相成、諸寺院廢寺の儀被仰渡、別紙の通り、十二月五日、一同調印の上差上候は不得止事とは乍申、實以て奉

畏入候、御一派にては、在方九ヶ寺、相川組四ヶ寺御立置の儀願詰め申候、其餘は御本尊並に御影樣供奉致し、立置寺へ移住仕候、都合十三ヶ寺立置に相成候得共、是迚も當住一代限の事にて、新發意より俗家に相成候外致方無之候、目今の現況にては、僧侶一同有髮に相成居申候、若し違犯の僧侶は、可處嚴科旨被仰渡候、來三月にも相成候はゞ、除地御引上、堂宇破却に相成候歟も難計、僧俗一同慨歎仕居候、前條早速越後御坊所なり、御本殿へなり御届申上度存候得共、爲國制出國判を奉行所より拜受せされは、出國も不相成、若し脱走の僧侶は、鐵砲にて可打捨旨、夫々渡船所へ觸達も有之候趣、强て出判願ひ候はゞ、差出候得共、其者は國境追放に相成候由、我々事は、父母妻子も有之、將來を苦慮し、出國相成兼、一同當惑罷在候、所詮拙僧共の微力にて、復舊の見込無之、此上は御本殿の御威光を仰くの外無之候得ば、是迄通り、寺務相續相成候樣、太政官へ御直願被成下、尚當國へは、御使僧御差向相成、從前の如く、寺號公稱の御引合ひ相成度、實に宗門の一大厄に候得ば、片時も早く出格の御憐愍を以、上（マヽ）檀へ御執奏被成下度、此段伏て奉歎願候、

明治二年己二月日　　佐渡寺院惣代連署

京都御本山集會所月番御中

同十四日左ノ如ク達セラル、

今般寺院共、本寺其外等へ纒り申付候に付ては、檀那の者人別帳の儀、是迄の菩提寺の奥印にて差出し候分、右住僧本寺へ纒り候寺も、其住僧存生中は奥印致し可遣、死去或は素より無住の寺院寺跡廢し候分は、其本寺々々にて、奥印致し可申候、

己二月　聽訟方役所

同十七日左ノ通達セラル、

一博奕は天下一統御制禁の處、兎角違犯の者有之趣に相聞へ、甚以て不宜候、以來小博奕と雖も、急度其科可申付事、

一民家に於て、念佛講、地藏講、題目講抔と唱へ、人集め致し候儀は、畢竟飲食の費を招き、職業の障に相成候間、今後は右の講類不相成候事、

一奉公人下女下男の類、足袋雪駄塗木履はき用ひ候由、心得違に候、已來右樣の者急度御沙汰有之候間、凡て立派の出立不相成候事、

但町人百姓聊手廻り候へは、下女下男等召仕候由、今日の時勢に對し、驕奢なる事多し、分限を量り、成丈に奉公人不召仕樣心掛可申事、

一當國金錢の儀、多分は越後國と通用致候處、右國兩替を斟酌の上、相場不相立候て

は、不益筋有之候間、自今同國両替に基き可申、則ち金壹兩に付、拾貫四百文にて取遣申附候間、其旨可相心得候事、

一右に付、小前難澁にて、先前質屋石持共より難澁の趣に相聞へ、金主に於ても、爲夫取立方延引迷惑の次第も相見へ候、然るに、金錢は素より貧富相持の融通物にして、富貴と貧賤とは、世道の常なれとも、深く斟酌の上、左のヶ條通り申付候に付、大小前共、其旨可相心得候事、

一元來正錢にて借用致し、證文面も錢借の譯と相成居候分は、右正錢高にて元利取引の事、

一證文面金子借用に候共、錢借の譯別に證據有之分は、右正錢高を以、元利取引の事、

一全く正錢にて借用致し、證文面は金借の譯に相成居り、別に錢借の證據無之共、事實錢にて貸借の分は、金主實意を以、矢張り正錢高にて元利取引の事、

一全く金子にて借用致し置、此節錢にて返濟の分は、一兩に付拾貫四百文にて取引の事、

右之通違背不可有之者也、

聽訟方役所

此月ノ中旬ヨリ、諸宗ノ僧侶續々歸農願書ヲ差出ス、（還俗願ノ魁ハ時宗醫王寺ノ住

僧ナリト、)獨リ眞宗寺院ニ於テハ、一人ノ歸俗者ナシ、實ニ宗教家ニシテハ、此上モナキ名譽ト、局外者モ之ヲ稱讃ス、

編者云紀元一千三百五十九年、卽チ文武天皇ノ三年ニ、僧通德慧俊ノ二人ニ勅シテ、還俗セシメ、朝事ニ任セラレ、同五年八月、僧惠耀ニ勅シ、還俗シテ仕官セシメ、又六年十月僧隆寛ヲ還俗セシメタル事アリト、已上ノ諸氏ハ、德望アリ、才智アリ、藝能アリ、學識アルヲ以テ、政權ニ參與スルコトヲ特許セラレタル者ナリ、予ハ今ノ世ニモ、亦此輩ノ人アランヿヲ希フテ止マス、去乍ラ、我國還俗僧ノ如キハ、俗吏ノ壓制ニ怯怖シ、法敵ノ奸策ニ陷リ、些細ノ地祿ニ迷フタル人々ナレドモ、畢竟佛教社界ニ在モ、一ノ糞造器タルニ過サレバ、予ハ同ク此輩ノ僧侶ガ、出世間ヲ辭シ去リタルコトヲ喜ブ者ナリ、

三月二日、左ノ達シアリ、

去年中取調候諸寺佛具の內、廢寺の分、早々川原田諏訪町梵鐘共外取纏、役場へ差出可申、尤も何れも品柄又は貫目に應し、相當の代錢幷に持運ひ賃錢は追て相渡し遣し候間、無遲滯差出し可申候、

但相川並下相川より願村迄、羽田村より二見村迄、廢寺の寺院は取纏め方、追而可

觸示候事、其旨相心得可申候、

右之趣可得其意者也、　巳三月二日　聽訟方役所

同四日各宗本寺住職ヲ呼出シ、左ノ請書ニ調印ヲ命ゼラル、

御請書之事

諸宗寺院除地除田畑屋敷の儀、以來被遊沒收候旨、昨年中被仰渡の處、夫々御取調の上、今般出格寛大の御處置を以、本寺幷に末寺纒り候寺院にて御立置の分は、除地除田畑屋敷共、追て御檢地の上、村幷斗代石盛相据へ、御年貢上納地所モ、其儘所持被仰附、尤も廢寺の僧侶歸農願出候へば、是亦前同樣地所にて被下置候間、早々可願出、中には歸農の心掛有之候ても、本寺にて取押へ候向も有之哉に相聞へ、以の外の事に候、以來心得違の儀無之樣申合せ、門末へ篤と可申諭、其上にも歸農不願出、廢寺跡に付き候除地除田畑屋敷幷に境內等は、農家より開作望み候はゞ、御檢地の上、相當の地代錢差上させ、地所御渡し可被遊旨、承知奉畏候、依而御請書如件、

明治二巳年三月四日　　何寺住職印

同十六日、京都西本山ヨリ、同派常德寺ヘ宛、十有餘通ノ御奉書到來シ、其中ニ、行政官ヨリ本山ヘ御沙汰書ノ寫ニ、廢佛毀釋等ノ思召、朝廷ニ少シモ無之ニ付、還俗抔致ス

間敷旨嚴重ナル御教諭ニシテ、イト忝ナキ御奉書ナレハ、常德寺達源ヨリ、役所へ差出セリ、時ニ此通リ膽寫シテ出セト申渡サル、

同十九日左ノ如ク達セラル、

其寺中へ纏り居候寺院の內、無住並に他國出の者書出し可申、尙纏り寺檀家村方是亦書出し可申候、右之趣得其意、早々可申上者也、　巳三月、　聽訟方役所

同廿一日左ノ通達セラル、

一廢寺々院、本寺又は同末の內へ纏り居候者、當住一代は相當の救助致し可遣、就ては抱地田畑山林並に堂宇は勿論、他寺へ纏り不用に屬し候疊建具等は引上、家財は相渡遣候事、

但廢寺附田畑御引上の分は、惣て貧民救助筋に相用候儀に付、一向宗廢寺の向は、追て取調の上、處置致し可遣候事、

一立置寺院の內、中には多分田畑山林等買入所持致居候者も有之、全體僧侶は、田畑等相貯へ、逸樂を心掛候儀、不都合に付、百姓共地所に離れ、往々立行にも相關し、憫然の至に付、向後田畑書入等を以、金錢貸渡候儀致す間敷、且是迄寺院へ百姓所持田畑質入又は流地等に相成居候分、最初取入の代錢にて、返地爲致候ては、難澁にも可有

之候得共、當今取引相當の代錢を以、請返しの儀、元地主より申入候はゞ、可成丈致勘辨、返し遣し可申事、

右之趣、無違失相守、萬一心得違之者於有之は、屹度可及沙汰候條、此段不洩樣可觸示者也、

巳三月　　　　聽訟方役所

同廿五日左ノ如ク達セラル、

先般梵鐘佛具早々可差出旨申渡し候處、今以不差出寺院有之由、以の外の儀に付、今晦日限り相納べく、若し遲滯に及び候はゝ、屹度申附候條、可得其意者也、

翌廿六日、眞宗廢寺ノ者ヨリ、聽訟方役所ヘ歎願ニ及ビタル大要ハ、今般梵鐘佛具等可差出旨被仰渡奉敬承候、乍去我本山ヨリノ達書ニ、天朝ノ叡慮ヲ伺ヒシニ、梵鐘類差出シニ不及トノ事ナレバ、再應本山ヘ伺ヒ出度候ヘハ、今暫ク日延……聽訟方ノ口達ニ、其本山ヨリノ達書ニ、朝廷ノ叡慮御聞濟トアレトモ、梵鐘佛具鑄潰ノ儀タルヤ、參謀官ノ私シナル計ヒニテハナシ、是亦朝裁ヲ請フテ、實施スル事ナレハ、早々鑄錢所ヘ納ヘシ、若シ他日其宗門內一同復舊ノ時モアラハ、梵鐘佛具悉皆役所ニ於テ、新調シテ下賜スヘシ、

編者云、奧平謙甫ノ處置、愈々出テ愈々殘酷ヲ極ム、廢寺四百五十有餘ケ寺ノ佛像

法器ヲ沒收シ、河原田諏訪町ニ鑄錢所ヲ設置シ、構内ニ鑪鞴ヲ備へ、猛火焔々トシテ、黑煙天ヲ覆フノ時、佛像佛具ヲ投シテ、大砲及ヒ天保錢ヲ新鑄セシ慘狀ハ、一枝ノ筆能ク之ヲ記ス能ハス、一言以テ之ヲ評セバ、往昔ノ守屋物部モ三舍ヲ避ケサルヲ得ス、

同廿八日、在京智山佐渡留學僧ヨリ左ノ願書ヲ出ス、

乍恐奉歎願候口上覺

一今般御一新に付、佐渡一國中、寺院の向は、去辰十一月より十ヶ寺談林所の外、末寺の分は不殘其本寺へ引移り、寺祿幷梵鐘佛具等迄御取上に相成、追々復飾廢寺被仰出、實に當惑塗炭の苦、言語同斷に御座候、就ては、何卒御本山の以御威光、皆々是迄の通、御立置に相成候樣、迅速に御取計被成下、御使僧御差向相成候樣、一國擧て奉懇願候、右願之通御聞濟被成下候得ば、難有仕合奉存候、以上　明治二巳三月廿八日

佐渡國廢寺惣代　佐渡組　義勝　同　海識

月番御役者中

右願書ニ對シ、衆評ノ上左ノ出願ニ及ハレタリト、

奉歎願口上覺

一佐州一ヶ國中、諸宗共、昨辰十一月來、本寺談林の外御廢止の趣、從縣令所御沙汰に相成、末寺の分は不殘寺明渡し、其本寺へ引移り、寺祿幷梵鐘等は、本末共御取上に相成、實に塗炭に陷り候次第柄、追々歸俗廢寺の儀を被命、殆んど當惑し、住僧は不及申、檀越迄夜白愁歎痛哭罷在候に付、何卒格別の以御仁慈、速に蒙皇國一體之御沙汰、國中之僧侶等、安堵仕候樣伏て奉懇願候、　以上

智積院內　佐渡組　願主　源隆　同　眞靜

奉添願口上覺

一今般佐州一國中、諸宗共、昨辰十一月來、本寺談林の外、御廢止棒(マヽ)祿を始、日々所用の佛具梵鐘等迄御取上、追々歸俗廢寺の儀も被仰渡、一同悲歎罷在候趣にて、驚入候、是迄御布告に相成候御趣意と、多分相違仕居候間、何卒格別の以御仁慈、本人歎願書の趣、速に御許容に相成候樣、伏而奉懇願候以上、

新義眞言宗一派本山

智積院役者　光照院　同　養眞院

辨事　御役所

是ハ三月晦日出願ニ及フ時、安西源之進取次ニテ落手セラレ、今日ハ隨意ニ引取リ

可然旨申渡サル、故ニ直ニ京都府ヘ宛、辨事役所ヘ差出シタル書面ノ寫ヲ添ヘテ差出ス、

御屆書

一今般別紙の通、辨事御役所ヘ添願仕候間、此段御屆奉申上候、

明治二巳三月　智積院役者　光照院　養眞院

京都府御役所

時ニ社寺係小栗左源ヘ差出シケレハ、書面ハ預リ置ク、隨意ニ引取ル可シト申渡サレタリト、

四月二日、辨事役所ヨリ左ノ御用狀到來ス

御用之儀有之間、明三日巳刻、非藏人口ヘ出願可致者也、

四月二日、　辨事役所

智積院役者御中

同三日、智積院役者養眞院ハ、傳達ノ刻限ニ、辨事役所非藏人口ヘ出頭シケル時、白濱久太夫ヨリ口達ニ、佐渡國廢寺一條ニ付、其院添願ノ件、右ハ同縣ヨリモ、伺ニ相成、最早右樣ノ儀ハ無之筈ニ付、本人ヘ安心候樣可申諭、尙府縣掛辨事ノ囘答書モ如此ナ

リトテ、左ノ一通ヲ渡サレタリ、

過刻御問合せ有之候、佐渡縣廢寺云々の事は、同縣よりも伺出候に付、御規則追々御定に相成候迄、決而容易に手を下し不申樣、此度相達有之候間、此段及答候、

三月晦日　　府縣掛　辨事

寺院掛　辨事

四月朔、眞宗寺院ニ於テ、市郷打混シテ大會議ヲ開キ、在方廢寺ヨリ立置九ケ寺ノ者ヘ申込ルニハ、舊冬已來ノ事情ヲ本山ニ歎願シ、廢寺復舊ヲ朝廷ヘ御直願ヲ仰キ度、就テハ上京惣代ヲ二人ト定メ、一人ハ立置住職、一人ハ廢寺ノ中ヨリ撰定シ、上京旅費ヲ百五十圓ト豫定シ、此金額タルヤ、目下廢寺ノ者ニ於テ、到底出金成リ難ケレハ、他日復舊ノ時迄、取換ニ預リ度シト、立置寺院ノ答ニ、一往尤モナレトモ、各考一考セラレヨ、日下ノ景況ニテハ、先ツ第一ニ出判ヲ差止メラルベシ、僥倖ニモ、出判開濟ヲ得テ、惣代ノ者上京シ、本山ヨリ朝廷ヘ御直願ニ及ヒ、我國ノ廢寺合寺ハ朝廷ノ指揮ニ非ス、奥平謙甫ノ專斷タルコト判然セハ、參謀奥平ヲ始メ、官吏一同ノ譴責ヲ受ルハ必定、左スレハ假令廢寺ハ再興スル共、官吏ニ敵視セラレテハ、自然銘々共ノ身ノ上立チ難ク、將來寺院ノ爲ニハ益ナシ、是則チ勞シテ功ナキモノ故ニ、今暫ク惣代ノ

上京ヲ見合セルコソ得策ナラン、其故ハ、先般來當役所ヨリ西方八雲ト云ヘル官吏上京ナレハ、此人不日ニ歸國セハ、朝旨ノ所在モ明ニ聞取ル事ヲ得ヘシ、朝旨果メ廢寺ノ事ニ決シ、寺跡引拂ニ治定ストナラバ、一同ニ其時コソ不惜身命ノ盡力スヘシ、決メ我々ニ於テハ、旅費ヲ惜ンデ斯ク御止メ申スニ非ス、兎ニ角時機ヲ考ヘ、臨機應變ノ運動ヲナスニ如ク無ルベシ、(廢)唯今ノ御理解、我々ニ於テハ一向落意セス、其故ハ、斯ル危急ノ場ニ臨ミ、上京官吏ノ歸國ヲ待テ事ヲ議スルトハ等閑モ亦甚シト云ヘシ、目今ノ有樣テハ、何時寺跡引拂ヒニ相成ル歟モ計リ難ク、寺跡ノ存在ヲ欲スレハコソ、一日モ早ク本山ニ歎願シ、朝廷ヘ御直願ヲ仰キ度ノ精神ナリ、然ルニ彼此遷延シテ、寺跡取拂ヒノ慘狀ニ接セハ、實ニ六日ノ菖蒲十日ノ菊、臍ヲ噛ムノ後悔アルヘシ、又官吏ニ敵視セラレテハ、自然身上ノ立チ難シトハ、杞憂トヤ云ハン、臆病トヤ評セン、素ヨリ我々ニ於テ參謀官ヲ誣ヒ、官吏ヲ讒訴スルニ非ス、五尊ヲ供奉シテ他寺ヘ移纏(轉カ)セシメラレ、梵鐘佛具ヲ沒收セラレタル當時ノ慘況ヲ歎願スル爲ノ惣代ナリ、俗吏共者ノ壓制露顯シ、彼等ノ失敗ヲ見ルハ、氣ノ毒トハ、實ニ宋襄ノ仁ニ等ク、後來識者ノ笑ヲ招ン、願クハ右樣ノ御懸念ナク、惣代撰定ノ御協議ニ預リ度、……(立)左樣ニ申サレテハ、御止メ申スモ無益ナラン、就テハ金子ハ調達スレトモ、銘々共ノ

中ヨリ、惣代一名撰定ノ儀ハ、御斷リ申ス、ナゼナレバ、若シ惣代ノ上京セシコト、他日露顯セハ、目今立置ニ相成居ル寺院迄、如何ナル難題ノ來ランモ期シ難シ、斯ク御諫メ申セトモ、聞入ナク、强テ惣代上京ノ事ニ決心ナラハ、廢寺中ヨリ二名撰定セラレタシ、旅費ノ如キモ、他日ノ恐レアレハ、誰彼レノ名義ヲ出サス、內密ニ百五十圓ヲ調達スヘシ、(廢)貫ニ聞ヘヌ噺シナリ、旅費ハ出シテモ、貴殿方ノ名義ガ出サレヌトハ、如何ナル御所存ナリヤ、我々トテモ名モナキ金ハ、……(立)アイヤ、左樣ノ我慢ヲ募ラストモ、呉レルカラ貰フタラヨカラウ、(廢)如何ニ廢寺ニ成リタレハトテ、名モナキ金ハ、……孤着テモ貧者テハナシ冬牡丹トヤラ、我々ニ於テ、惠ンテ呉レヨト云フニ非ス、一時ノ取換ヲ御賴ミ申シタル迄ナリ、然ルニ惣代ハ斷ルトヤラ、旅費モ名義ヲ出シテ調達ハ致シ難シトアル上ハ、總代モ入ラス、旅費モ請求セス、假令一枚ノ屋敷ヲ賣却シ、妻子ヲ苦界ニ沈メテ成リトモ、……　遂ニ廢寺一同、他ヘ轉席シテ、再ヒ會議ヲ開キ、惣代二名ヲ撰定シ、翌日出判願ヲナスニ果シテ出判ヲ差止メラレ、一同ノ苦心空ク水泡ニ歸シタルコソ殘念ナリ、是ヨリ後ハ、立置ト廢寺トハ、暗々裏ニ呉越ノ感ヲ懷ケルコソ哀シケレ、

同廿四日左ノ如達セラル、

神佛混淆不致樣御沙汰の向も有之候に付、是迄寺院修驗等にて、別當致し來り候分、奉仕する所、彌正神に候へは、權現號等は相改め、神名を稱し、社人相立別當を廢し候事、

右之趣布告候條、取調の上、來る廿九日迄に可申出者也、

巳四月二十四日　聽訟方役所

五月二日越後與板御坊(西派)ヨリ、常德寺へ左ノ通申來ル、

以剪紙得御意候、先般御屆有之候事件、當國御末寺中相談の上、爲總代與板蓮正寺殿上京、御本殿より直樣朝廷へ御懇願に相成、拙寺共より、當御本府へ歎願盡力に及ひ、漸く去る十五日、懇願御採用被下置候旨、御沙汰を蒙り、寛典の御至仁を仰き、深く奉感戴候、右に付急速御示談申度儀有之候間、此狀屆次第、早々與板錄所迄御來入可被成候、右得御意度候、以上、

巳四月廿三日　掛惣代西入寺　御使僧願成寺

佐州相川　常德寺殿

尙々別紙其縣御役人中へ、渡海願の建白書遣し候間、其許より早々御願有之、一日も早く御參坊可有之候、以上、

御管轄内相川常徳寺事、本山より被申聞度儀有之候に付、越後與板錄所迄呼立度
候、依之渡海の儀御聞濟被成下度、頓首懇願伏而奉敬白、
明治二巳年四月　　本願寺御門跡使僧願成寺
佐渡縣御役人衆中

同九日常徳寺達源願ノ上、始メテ越後行キノ出判聞濟トナル、故ニ東派慶寺ノ者、急會合ノ上、惣代ヲ高田御坊迄出頭セ令ル事ニ決議シ、聽訟方係員ヘ内意ヲ問フニ、本山ヨリノ呼立狀ニテモ無レバ、如何程出願スルトモ、聞濟ナシトノ事故、高田御坊ヨリノ呼立狀ヲ僞造シ、越ヘテ十四日ニ至リ、出判聞濟ヲ得テ、本福寺丁賢ヲ惣代トシテ達源ト共ニ越後ヘ向ケ出發セシム、

五月中、京都智積院ヨリ、左ノ如ク達セラレリ、

一翰致啓上候、薄暑の時下、各傾彌御安靜、珍壽不淺賀上候、然者、去月廿日、其表相川智傳智本兩僧の封書相屆披見候所、國中寺院不論自他宗、本寺の外は合寺被仰渡、寺主檀民共愁歎に沈み候趣、驚入、種々御厚配の段致遠察候、就ては急速評議之上、辨事御役所へ出願候所、決而破佛廢寺の御趣意には無之、其儀に付ては、從同縣も伺出候に付、御規則相定候迄は、決而容易に手を下し申間敷旨、相達置候條、安堵可致樣、配下寺

院の寺共へ可申聞旨被仰渡候に付、定而御處置相附け候事とは被存候得共、何分重事件故、爲一山惣代、集議席律乘院爲致出張、從豐山も同樣惣代の人廻引被致候間、萬般熟談の上、廢毀に相成候寺院は、是迄の通復寺候樣、新潟府へ願立可致事柄も可有之と被存候、萬事手落無之樣、御配慮被致候樣、爲可得其意、如斯御座候、恐々不備

明治二巳五月　　智山集議中

佐渡國　新義眞言宗談林中

此月豐山ノ使僧普門院、智山ノ使僧律乘院渡航セラレ、左ノ願書ヲ差出サル、

奉願口上書

一御當國諸寺院本寺談林の外、合寺被仰附、寺主檀民夜白愁歎罷在候趣、佐渡組留學僧共より申出候に付、辨事御役所へ添願仕候處、其儀に付ては、同縣よりも伺出候に付、御規則御定に相成候迄、手を下し不申樣申達置候間、本人へ安堵致候樣可申聞旨被仰聞、則別紙之通御書面御渡に相成候に付、諸寺院共、前在の寺院共儘御立置被成下候樣、何卒出格の以御仁慈、御許容被成下度、伏而奉懇願候以上、　明治二巳年五月

新義眞言宗一派本山和州豐山小池坊一山惣代普門院

同　　京都智積院　一山總代律乘院

佐渡縣聽訟方御役所

此時、越後水原ノ本府へ、左ノ添願ヲモ呈出セラレタリト、

今般佐渡國に於て、專ら排佛廢寺之趣致承知、依之前件御布令無之事に候間、右爲靜謐、使僧差立候條、宜御沙汰奉願上候、

明治二巳年四月　新義眞言宗本山大和國長谷寺小池坊鑑事惣持院　印

越後府御役所

今般佐渡國專令排佛廢寺、兼而の御布令に相悖り、且は去二月高野山雲照より再度の伺書を以、辨事御役人中へ差出候處、追而御沙汰有之候迄、精々取締可致旨、御附紙を以被達候、就てハ此度和州長谷寺小池坊より爲教諭取締使僧相立候條、猶宜敷願御沙汰度、依而添管如此候也、

巳年四月　仁和寺　皆明寺僧正　照　(花押)

越後府御役中

六月二日總代本福寺了賢ハ、高田御坊ニ出頭シ、左ノ書面ヲ差出ス、

乍恐奉歎願候口上覺

一今般王政御一新に付、去る十一月、參謀方奥平謙甫殿被致渡海、同月廿日園國の諸

寺院、自國に本寺有之候分は、本寺へ纏り、他國末の分は、其最寄の大寺へ一纏に可相成旨、被仰渡、同廿五日より、右筋の者回材(村カ)致し、諸寺院の佛像佛具梵鐘等に至る迄、金物類目方寸尺等迄取調、各寺の請書を取立、同年十二月五日より、第一教導筋都て被差止、寺務の職掌難相立、悲痛啻ならさるの折柄、他宗は同月十日限り、淨土眞宗は同廿日限り、豫て御沙汰の通り、可纏旨嚴重に被仰渡、不及是非、五尊を供奉し、家族一同引移り申候、右被纏候寺院は、何宗に依らず、寺跡取潰に可相成旨被仰渡、猶又當年三月より、勿體なくも從來奉崇敬候諸寺の佛像を始め、佛具等に至る迄、都て鑄潰に相成候を親く目擊し、深く恐痛悲憤に堪へず、直に罷出奉歎願度候得共、是迄佐州の儀は、他國出御差止に御座候處、別して當節嚴重に相成、一同種々苦心の上、漸く一名國許を出立爲致候程の仕合に御坐候、豫て當御坊の儀は、御配下同樣の御因みに候へは、前件の始末篤と御憐察被成下、御慈悲の奉蒙御處置度、只管奉懇願候、以上、

明治二巳年六月　日　佐州御末寺總代(十三ヶ寺)連印

高田御坊御輪番所

同三日、高田御坊ヨリ總代了賢ニ願生坊ヲ差添へ、笠原へ參坊セ令タリ、此行、了賢ハ我國光福寺法嶺ヨリ囑託サレタル歎願書ヲ差出シケレハ、爲メニ有志者笠原ニ會

合スト、

同十二日、高田新井兩御坊ノ御配下一同集會シテ、護法扶宗ノ策ヲ議シ、遂ニ佐渡ノ應援トシテ、梶屋敷萬德寺(故長圓立氏)野村善行寺ノ兩人ヲ、越後御末寺總代ニ人撰シ、總代了賢ト共ニ上京ノ事ニ決定セラル、

編者云、越後ノ僧侶諸氏、當時非常ノ應援セラレタル厚誼ニ感泣シ、尚將來ノ子弟ヲシテ永ク胸臆ニ存セ令ンヿ欲シ、左ニ之ヲ詳記ス、故ニ記事聊カ錯雜ス、讀者請フ恕セヨ、

同十三日、高田新井御末寺總代トメ、直江津林覺寺(直江圓成氏)ヲ、了賢ト共ニ應援示談ノ爲メ、三條へ向出發セ令ム、同十八日圓成及ヒ了賢ハ、三條御坊へ出頭シ、左ノ書面ヲ差出シタリ、

乍恐奉歎願候口上覺

一今般王政御一新に付、(編者云高田御坊へ差出たる歎願書と同文故中略)漸く一人國許を罷出、御隣國の好みを以御救助願上度存じ、渡航の上承り候處、當御坊前御輪番泉龍寺樣、並に御使僧圓德寺樣事は、豫て御配慮被成下候趣、難有仕合に奉存候、高田御坊の義は、御支配同樣の御事に候へば、先日來歎願仕候處、高田新井御配下中、御

戮力爲應援、總代の者上京の事に御評決被成下、難有承知仕候、實に如形三御坊一致に御埀示被爲在候儀は、言語に絕し奉感戴候、尙此上は四海兄弟の好み不被爲捨、普く奉蒙一師御化導候樣、三御坊御示合を以、至急切迫の狀、御救助被成下、協和合勢大法護持の御盡力、偏に御縋り申上候條、右之趣、只管御取計被成下候樣奉願上候、

明治二己年六月　佐州御末寺惣代本福寺

三條御坊御輪番所

口上覺

一去る十二日、高田新井兩御配下一同集議の上、拙寺參坊の儀は、佐州本福寺持參書附の趣意、豫て御承知の如く、御同樣恐縮罷在候、右は全く富國の廉より被仰出候件に候へは、固より奉間然儀は毛髮無御坐候得共、其中人集め說法御差止の一條、僧侶の本業に差障り、忽ち大法の閉塞に立至り候は必然にて、假令葬送弔亡の儀は、仕來候共、勸誡の御宗掟束高閣の場に相成候ては、皮の存せさる、毛將た何れに附んや、此御箇條は、佐州一國の寺院に限らず、卽ち御一宗の御阻當に候條、當國の銘々共、袖手坐視可仕筈に無御座候歟、乍併弊郡の銘々共而已にては、兎ても行はれ難き情態有之候得ば、何卒當御配下御一同戮力合勢の上、佐州の護法應援の良策屹度相立候樣

致加度、之、頃日信州中野民政局よりも別紙の如被仰出候、河澗九里の道里(理)、旁以て長大息の至りに候、伏請ふ正大の御論判、鄙蒙を撃發成し下されん事を、

六月十八日　　高田新井御末寺惣代林覺寺

三條御坊御配下衆中

編者云、記事聊カ復(複)雜ニ渉レ圧、前後に照應シテ必要ヲ感ズ、故ニ信州中野民政局(明治二年五月廿七日)ニ於テ、同所支配ノ總寺院呼出ノ上、申渡書ト、同國西派淺野正見寺ヨリ差出シタル答書ヲ左ニ記ス、

去春已來武士は一命を投して、大事に鞅掌し萬民は產業を擲て、兵賦に勤役し、奸邪掃攘せ令んか爲め、署天雪風の怖れもなく、只管忠憤の義勇を凝し、大効を以、速に兇徒平定衆庶太平の淸猷に沐浴すと雖、徒に鼓腹して光陰を費さず、各富强の策を献ず、然るに邊阪の僧侶に於ては、獨り葬送吊亡のみを己が任とし、他の大務を傍觀候條、以の外の事に(ママ)自今治下の僧侶は、飽食安居の罪を悔悟し、大小善惡の差別なく、何等有益の事件を査考し、來る六月十二日迄に見込の筋を各封して、差出し可申者也、

己五月

此度被仰出に付、申上候、拙寺儀は、淨土眞宗本願寺末に御座候、先つ佛法の大道理は、

萬民に三世の因果を教へ、轉迷開悟爲致候儀に御座候、然るに衆庶の機類區々故、其教理を分け申候、其中我宗門は、平生の常教王法を本とし、仁義を先とし、內心には他力の信心決得し、未來成佛を教ゆる職掌に御座候、外典にも、和は天下の達道と申せば、上を敬ひ下を憐み、人情の和するは、三世の道理を教ゆるに如く事無御座候、素より皇國に佛法を弘めたまひ、滿天下の蒼生を慈しみ、人々の具り居る大切の魂の落着場所を心得させん爲より事起り申候、然るに近來偏黨の者あつて、佛法を蔑如し、人心を誑惑する故、御上樣御苦慮不少、依て自今治下の僧侶に被仰附、教導專務民心和熟仕候得ば、天下有益此上の事なしと奉存候、猶本山には、禁裏御守衛被仰附、末々面々へも被申附候に付、羽書を以召され候時は、直に上京、不惜身命、勤王報國仕る微意に御坐候、全く御時務を傍觀仕候心底に無御坐候、此段乍恐言上仕候、

同廿一日越後高田ニ滯留セル總代了賢ヨリ書狀到來シ、誰ナリ共一名上京、入費ヲ持參セヨト、然レトモ僧侶ノ出判ハ、開濟ニモ相成ルマジ、寧ロ門徒ノ中ニテ、然ルヘキ人物ヲ撰ビ、越後ヘ渡海セ令ヘキヿニ一決シ、卽チ山田村萩田某ヲ依賴セシニ、事ニ托シテ承諾セス、中興村堀某ヲ依賴スレトモ、同ク謝絕セラル、是則チ當時ノ暴政ヲ見聞シ、將來ノ事ヲ遠慮シ、總代ト成テ旅行スルヿヲ恐怖セシナラン歟、

同廿七日京都護法場ヨリ、左ノ書狀到來ス、之ヲ以テ出判開濟ヲ得テ、因領寺寬海ヲ總代ニ撰定シ、越後高田ヘ向ケ、了賢ノ旅費ヲ携帶シテ出發セ令ム、

一筆致啓達候、各御壯健御寺務珍重に奉存候、然者昨年已來護法場御開席に付、諸國御末寺よりも、交代詰合等有之、隨喜の至りに存候、就夫、當形勢不取留流言多端の折柄に付、於其國御僧分被申候には、護法場詰合の儀は、無益の由申觸し候趣相聞へ、以の外の次第に候、此度相改め、講者衆中よりも、被廻達候間、被申合、彌よ御出精御詰合有之度候、爲其如斯候、

五月六日

護法場係

宇野宙八　印

佐渡御末寺衆中

當番詰合講者衆ノ書狀ニ、

一筆致啓達候、各御壯健御法務珍重に奉存候、然者、昨年已來時勢に應し、護法場御開席有之、諸國御末寺よりも、夫々交代詰合も被致、盡力の程、隨喜の至りに存候、然る處一大事の形勢をも具に存知せす、深重の御趣意の程も行屆兼候て、自分勝手に上京無之而已ならす、他の詰合迄相支へ候て、上京一向無益の由申觸し候人々も有之樣

に相聞へ、以の外の次第に候、依て此度相改め、篤と申談度仔細有之候間、此狀屆次第
早々上京可被成候、此段得貴意度、如此に御座候、以上、

五月六日　講者中

別紙の通、講者方並に護法場係役より、此度相改布告被仰出候間、在々御法中へ、右之
趣不洩樣、御觸示の程乍御面倒奉賴入候、　以上

五月六日　護法場　幹事　印

同廿九日、高田御坊へ宛、萬德寺ノ寺中並ニ門徒惣代兩名出頭シ、萬德寺事、佐渡事件
ニツキ、應援ノ爲上京ノ儀違變申出タレトモ、左ノ書狀ヲ送リ、遂ニ上京ニ決セラレ
タリト、

以紙面得御意候、然れは、此度爲法歎願に付、惣代として、貴寺並に善行寺、今廿九日發
足上京始定の處、寺中並に門徒惣代兩名被差越、中立の筋、於人情尤の趣に相聞へ候
共、豫て御承知の通、大法住滅御一宗の興廢此時と一同肺肝を碎き、佛教と死生を共
にする護法の赤心より、上京歎願に一決し、卽ち總代仁撰に當り候得ば、永世　王化
補翼の御教育、豫て御弘通被爲在、子々孫々迄、正法聽聞、自他諸共報上得生の眞因を
し成候樣、懇願の旨、貴寺方へ人心自然に依賴候事、今更違變相成候ては、機邊瓦解し、

護法の誠實致通徹兼候條、此邊篤と御洞察あつて、是非御出立有之候樣、御母儀始御門徒中へ御說諭御坐候樣致し度、爲其以愚札如此御坐候、　以上、

六月廿九日

誠淨寺（藤原達映氏）

淨興寺（稻田勝藝氏）

常敬寺（中戶嚴英氏）

七月四日惣代了賢ハ、左ノ書類ヲ携帶シテ、高田ヲ發程シ、梶屋敷萬德寺ニ赴ク、是ヨリ先キ、野村善行寺ハ、高田ノ用談ヲ終ヘ、餞別金百五十兩（是ハ高田新井兩御配下ヨリ總代兩名ヘ餞別トシテ出金セシモノ）ヲ請取リ、笠原ニ歸リ、三十日故鄕ヲ發程シ、七月五日ヲ期シ、三人齊ク梶屋舖ニ會シ上京ノ途ニ就クノ約ナリト、

一筆致啓述候、先以　御所樣方益御機嫌克被爲在御坐、奉恐悅候、然者當形勢に付、當國の模樣、佛門の障難、切迫の儀有之、心配中、佐渡表より御末寺惣代本福寺參坊、歎願の趣、彌以て難捨置旨趣、仍之、今般惣代上京集會所へ向け奉歎願候間、至急の件、早速其御筋へ御願立被成下、王化補翼の御宗風、何國迄も被爲行屆、遐邑邊陬の拙寺共安心仕候樣、御取計之程偏に奉仰願候、此段以愚札如此に御坐候、　已上

六月廿五日　　常敬寺　　淨興寺　　誠淨寺

御用番御家老衆御中

一筆致啓達候、先以　御所樣方益御機嫌克被爲在、御化導奉恐悅候、然者豫て御內達申上置候、佐州一件、實に一大關節と慨歎罷在候、此儀は彼地一國の魔難にては無之、皇國一致の御政體に候間、御一宗の御興廢、此時と奉存候、則ち當領方役向へも、內內爲問合候處、右等の御趣意、先達而御布告に相成居候旨、御料川浦局等へも、極內々以手筋爲問合候處、同樣の趣に御坐候、既に信州表は、旨趣少異は候へ共、中野局下は御發しに相成候旨、追承致し候、依て有志申合せ、事至急に差迫り候間、高田新井御配下會評可仕、高田御坊御輪番所へ示談中、同月二日、佐州御末寺惣代本福寺と申す人參坊、別紙歎願書差出し、尙又隣國同胞の好み、兩御坊御配下へも、別通差出し候、第一教導向都て被差止候儀は、於佛門不容易儀、悲歎不可過之候、依之、去る十二日以急廻狀、兩御坊御配下及總會議候、詮する所、先般　朝廷より被仰出候御沙汰書御布告被成下候御趣意、何國迄も被爲行屆、王化補翼の御宗儀無滯御弘通被爲蒙候樣、其御筋へ御願立を仰くより外無御坐旨、一決し、今度總代上京奉歎願候、於御本殿は、兼々御內達も申上置候儀に候へは、其御手當も被爲備置候御事と奉存候間、片時も御指急、歎願の旨趣御聞濟、一同安心仕候樣御沙汰の程偏に奉願上候、尙又此上僧侶護法勤

學等の儀は、屢被仰出候御事に候得共、今一際嚴重に被仰渡、王化補翼の仁才御教育被成下候樣、奉願上度、此段宜く御取計賴入存候、委曲は惣代上京の者より、可奉申上候、已上、

六月廿五日　　淨興寺　常敬寺　誠淨寺

集會所月番御衆中

佐州惣代本福寺賴談に付、當國一同申合せ、奉歎願候事情左に申上候、

一去辰二月、北陸道鎭撫總督御兩卿へ、西方より願成寺阿彌寺等七僧隨從、高田表へ着御の砌、當國東派御末寺惣代として本誓寺、淨興寺、常敬寺、出迎候樣、猶進退の儀は、願成寺等の指揮可被請旨、領主より被達候、右は願成寺阿彌寺等全く御一新の折柄、人心未定の危虛を窺ひ、聊か權謀を施し候儀は顯然にて、其節奉言上候通り、渠が術中に陷り不申候、依之一派限り用濟致し、七僧共三月中當地發足歸京仕候、

一同八月、願成寺惠日寺重て當國與板三條兩御坊へ罷下り、越後府並に民政局へ取繕ひ申込候歟、第一出雲崎局より、觸書箇條に、總て寺法願事の儀は、已來西本願寺より與板三條高田三御坊へ詰合、輪番人の奧印を以、願出候樣、被申渡、一同驚入、直樣下問治部卿殿森川左織殿へ訴へ出、漸く兵部卿宮樣の御取計にて、觸直しに相成候次

第、御兩入樣御承知の事に御座候、是亦願成寺等の姦計より事起り候儀にて、其節當地領主並に川浦局へも、我等晝夜奔走し、御布告面取直に預り候樣心配仕候、

一佐州表御當末四十三ヶ寺御隣山末五ヶ寺の處、昨年より西方願成寺等、三條與板邊に滯留罷在、彼地門末の危難至急を救ひ候爲め、遠策を施し候儀は、先つ奥平謙甫へ新潟にて兩度及對面、渡海等の手合せ致し候由、既に御當方泉龍寺殿圓德寺殿並に高田御坊列坐(座)等へ、佐州模樣取直し方談判に及び、猶又彼地相川常德寺へ、時々文通し、尙昨年被爲蒙御沙汰候　勅錠(掟)並に御隣門樣御直文等を以、人心保護の方術を盡し候手段、自他宗共感動仕候、借又去る五月御當末本福寺四十三ヶ寺總代歎願に罷出候儀も、全く御隣山與板御坊より、相川常德寺へ御用有之候間、渡海候樣、佐渡御役所へ掛合の書面に依り、出判御渡しに相成申候、右の手續を以て、漸く得渡海候得ば、先與板御坊へ罷出、願成寺より時勢行狀承之度心組の處、同寺儀は、急用にて高田瑞泉寺へ參り、留主に付、同所輪番妙行寺面談候趣は、御兩山御通路の上は、一御本山の心得にて、我等へ被總候はゞ、東西の隔意なく、如前引直しに相成候樣心配可仕旨申慰め、積日留置候得共、願成寺歸坊無之故、高田瑞泉寺へ罷越、願成寺へ面談候處、一應支配御坊所へ願出可然との旨にて、寺中上宮寺を以、六月二日當方御坊所へ本福

寺を送り付申候、然る所、當御坊にては、早春佐州より差出し候歎願書、並に三條にて泉龍寺殿圓德寺殿等、彼地狀態飽迄見聞被成置候へは、敢て等閑の思召とは心得不申候へ共、至急救濟の御處置徹底不仕候より、自然御當山を奉怨望様成行候事、實に願成寺等が巧妙の然ら令る所にて、若や御隣山に歸向の念一致に及ひ候はゝ、機會に乘し如何なる條約取組候も難計、假令轉派改派等無之様御和親有之候共、遐邑偏固の性質、容易に回心仕間敷、就中彼地事件惣して佛徒の坐視候儀には無之、死生共に誓ひ、不惜身命の赤心を可盡筋にて、最早當國へも傳染の兆し相見へ、又信州中野局は、飽食安居の罪を責め、報國有益の策否詰問の儀に相迫り申候、左候へバ、今般佐州の願事一擧にして萬全を得る道理と心得候間、我等有志の徒を誘ひ、義機を助る添歎願仕候、何分平常の事務とは違ひ、一際奮勵法燈擁護門末撫育の誠心を被爲盡候はでハ、不遠當國も魔境と相成、人機瓦解致し、師弟君臣の名分廢絕可申候間、如何なる邊土僻陬に候共、有緣を化益し、衆機挽回、時勢に對映し、　朝家補翼の御宗風協和萬國に潤澤候様、一大急務と奉存候、猶委曲願人共より趣意可申上候、　以上

巳六月

高田新井御末寺惣代

集會所月番御衆中

奉願候口上覺

今般佐州總代本福寺歎願の趣、本願にも相顯れ候通り、御一宗の興廢、此時と奉慨歎候、第一敎導筋を始め、寺務の職掌廢止せられ、纏寺の上、佛像佛具金物類、銅錢に鑄換へ、寺跡は取潰し、住職僧は一代限、新發意並に次三男は還俗被申附、恐痛絕言語候、右に付、本福寺儀、高田新井兩御坊へ歎出候、且又西方御使僧等、遠策を以取計候儀も有之、難捨置、今度爲應援總代上京仕候、前件の次第に候へば、本福寺上京の用脚も、調達仕兼、漸く一身海上を渡り、當地迄罷出候譯柄、夫是御憐察被成下、同人より御扶助の儀願出候はゞ、御時節柄恐入候得共、幾重にも御聞濟被成遣候樣奉冀望候、右は全く御難題ヶ間敷御聞取可有御座候得共、斯る事情切迫に陷り候節は、本末君臣御慈愛を被爲盡候儀、御弘法の御職掌と奉愚存候、此段出格の以御仁恕、宜く御取成御座候樣賴入存候、以上、

巳六月　　誠淨寺　淨興寺　常敬寺

御納戶御役人衆中

七月廿六日聽訟方ヨリ左ノ如ク達セラル、

一諸寺院住職の者、是迄檀家歸依、本寺目鑑等を以申附候得共、人體不相當の族も有

之上は、以來同宗同派等重立候者立會、佛學吟味は勿論、平生の行狀等篤と相糺し、其任に勝へ候者等相撰ひ、所長を以可申立、然上は遂官試可申附事、

一僧侶は釋迦の教を守り、乞食穢衣本然の處、却て四民より逸樂に暮し、金錢さへ手廻り候へは、本寺へ申立寺格を直し、色衣着用免許受候得共、以來右體の儀停止の事、

一一寺住職の者は絹衣着用は不苦、縮緬紗綾等の類停止し、所化僧以下は布衣に可限、袈裟の儀も準衣相當品可相用事、

一曹洞宗の儀は、遺狀を以、後住取極可申、遺狀有之候共、不相當の人物に候はゞ、錄所觸頭等相談の上、其仔細具可申立事、

一淨土眞宗の儀は、是迄多分實子へ法脉讓來候得共、自今已後不稱其職者は、實子たりとも、差除き、人體精撰、養子へ法脉相續可爲致候事、

右之趣觸示す者也、　巳七月廿六日　聽訟方役所

同廿八日、義ニ總代トシテ高田御坊へ向ケ渡航セ令タル因領寺寛海歸國シ、復命ニハ、寛海ノ高田へ到着セルノ時、既ニ了賢及ヒ越後惣代二名ハ上京後ナレハ、直ニ上京ト決神シタレトモ、高田笠原兩御坊輪番及ヒ法中ノ忠告ニヨリ、了賢ノ旅費ヲ笠原御坊へ托シ置テ歸國セリト、

八月四日奥平謙甫、急御用ニテ、越後水原ノ御本府へ赴ク、
同十二日、謙甫佐渡出張ヲ差解レタリト、
同十六日北辰隊殘ラズ越後へ引越トナル、
九月十九日左ノ如達セラル、
新五郎事當縣知事被仰付、明廿日、相川表へ相越候に付、同所逗留中は、諸願訴共彼地に於て可聞糺候間、元市政役所迄願訴狀差出可申者也、
右之趣小前末々迄不洩樣、可觸示者也、　巳九月
右之趣被仰出候間、可得其意者也、
巳九月十九日　　聽訟方役所
同廿日河原田役所(屯所)ヲ引拂ヒ、舊ノ如相川表へ移ル、
十一月十二日惣代了賢歸國シ、復命ノ大要ハ、拙者及ヒ萬德寺善行寺ノ三人、京都本山へ出頭シ、佐渡ノ實況ヲ陳テ、歎願ニ及ビケレバ、忝クモ新御門跡樣爲ニ御東上ニ相成リ、御直願遊ハサルヽニ付、我輩三人ニ、東上致ス樣トノ御ヲ蒙リ、東京へ趣ク、其後九月晦日ニ至リ、辨官ヨリ總代御呼出シニ相成リ、御懸紙ニテ、
願之趣、佐渡縣へ御引合中に付、追て何分の御沙汰可相待候事、

尙口達ニテ、歸國ノ上、何分ノ御沙汰ヲ相待ツヘシトノ事故、歸國ノ途ニ就ク時、下間法眼左ノ書翰ヲ添ヘラレタリト、

新門樣御東行被爲在、彼地に於て、御直願、尙御再願に迄相成候得ば、重々の御恩惠難有奉感戴、和合を本とし、御法儀相續、大切に被致、追而の御沙汰可被相待候、　以上、

編者云、總代了賢ノ此行ニ於ル旅中日誌ナキヲ以テ、遺憾乍ラ、東西兩京滯在中ノ事情ヲ詳記スル能ハズ、請フ讀者諸君予ノ省略ト疑勿ンコトヲ、

同十六日左ノ通達セラル、

小倉大屬　平本權少屬　上村使部　小田切確之進　仙田孝平

右管轄內巡監として、不意に廻村、品により社寺民家へも立入、搜索等致し候儀も可有之候間、其旨可相心得候也、

十一月十六日　佐渡縣

十二月十二日左ノ通リ達セラル、

本寺並に末寺の內、當時纏所に相成居候寺院、其外廢寺にて外寺へ纏り居候寺院共、除地抱地田畑山林共、取調の向有之候間、別紙雛形に見合せ、明細に取調、來る廿五日迄に可差出候也、

巳十二月十二日　聽訟方役所

（別紙雛形）　何郡何村何宗何寺末佐渡國何郡何村

何寺住職　誰　巳何十歳

何年當寺住職、何年何月廢寺被仰附、當時本寺或は同末何寺へ罷在、或は當分御廢止、寺院纒所に相成居申候、

弟子　誰　巳何十歳

何年他國出、或は何寺へ纒り罷在申候、

何寺持所左ノ通

一何村地　御除地　何間　何間

一何村高の内字何　上々田何反歩　御検地受誰

内何畝歩　何分或御除地　何反何畝歩　御年貢地

一何村高の内字何　何田或何畑何反歩　御検地受誰

内何畝歩　御除地　何段何畝歩　御年貢地

計　段別何段歩

是ハ當住本寺纒り中、支配又は末寺共外檀家へ引渡、御年貢諸役誰相勤め候分、

外　米何斗何升　　　　　元何寺持　何堂何宮御除米の分、
是は何年御引上に相成申候、
同寺抱御年貢地左の通、
一何村高の内字何　何田何段歩　　御検地受誰
是は何村誰より寄附、或は質入流地、先住代或は當住手にて取添抱地の分、
一何村高の内字何　何田或何畑何段歩　御検地受誰
是ハ何村誰伏株或は何の譯にて預り地の分
計　段別　何反歩
是は當住本寺纏り中支配仕候分、或は本寺又は檀家へ引渡、御年貢諸役誰相
勤め候分、
内字何　上々田或は下々畑何反歩
是ハ寺借財或ハ何の譯にて、先住或ハ當住手にて、何村誰方へ質入、追て誰可
受戻分、或は流地の分、御年貢諸役は誰相勤申候、
字何　何田或ハ何畑何反歩
是は寺附抱地に御坐候處、本寺或は檀家へ取掛り、混雜筋有之、當節誰扱中に

て、御年貢諸役は誰相勤、
計　段別何反歩
殘　段別何反歩
是ハ本寺或は檀家へ引渡、或は當住支配御年貢諸役ハ誰相勤候分、
一何村地或は高の内字何　山何ヶ所
此御役銀何程或ハ御役米何程
是は右同斷誰御年貢上納可仕分
一何村地或は高の内字何　林何ヶ所
此御役銀或米　是は右同斷誰御年貢上納可仕分
右ハ御廢止何寺御除地並抱地、明細取調候處、書面通御坐候、
明治二巳年十二月　何寺住職　當時本寺纏り　誰
右本寺　何寺　誰
右何寺檀家總代(三名已上)
廢寺元村　組頭誰　名主誰

明治三午年二月廿五日、諸宗本寺住職ヲ役所へ呼出ノ上左ノ如ク申渡サレタリ、

御請書

一國中寺院の儀、御國柄に見合、格別數多にて、一國の者共疲弊不少趣を以、一咋年中本寺又は重立候寺院へ相纏り、小寺は御廢しに相成、國中八十ヶ寺御立置の積りに相成候處、中には道路不最寄の方へ纏り居候僧侶も有之、葬祭の節に寺檀共甚だ難澁罷在候旨被聞召上、篤と御取調の上、格別の御憐愍を以、五十五ヶ寺相增し、今般改て別冊の通、百三十五ヶ寺御立置被成下候間、此段相心得、本寺觸頭等より、同宗同派廢立寺院へ不洩樣、可申達旨被仰渡候、

一廢寺歸農寺等寄附田畑等の儀は、本寺へ附屬の積り、兼て被仰渡有之候得共、右は元來追福の爲、銘々より寄附致し置く儀とは乍申、時世に押移り、貧福も相變り、或は當人共の見も可有之儀に付、今般改て寄附主方へ御差返しに可相成候間、其儘所持致候共、銘々共心得に任せ、進退可致被仰渡候、

一廢寺跡又は歸農の輩、除地除田畑抱地田畑並に山林等の儀、昨春被仰渡之通、御檢地請候上、村並斗代石盛りを以、御年貢相納候は勿論に候得共、尙御勘辨の上、御處置の邊も御座候間、追て御沙汰有之候迄は、讓渡し質入等決して我儘の取計不相成候、傳來の通所持致し有之可申旨被仰渡候、

但御立置寺院除地除田畑の儀も、昨春被仰渡の通、御檢地の上、村並御年貢相納可申事、

右被仰渡之趣、一同承知奉畏候、然る上は向後右發立の儀に付、決て願筋等爲致申間敷、萬一心得違不條理の願筋等仕候は、重科被仰付旨被仰渡、是又承知奉畏候、依而御請書如件、

明治三午年二月廿五日

別冊

一向宗

東本願寺末

西蓮寺　立蓮寺　專得寺　專念寺　善宗寺　本龍寺　蓮光寺　廣永寺

願龍寺　永宮寺　願誓寺　長善寺　勝廣寺　得勝寺　淨賢寺　本光寺

廣圓寺　淨福寺　西方寺　光福寺　本福寺　計二十一ヶ寺

西本願寺末

正覺寺　常德寺　計二ヶ寺

淨土宗

大乘寺　常念寺　舟城寺　正覺寺　永法寺　誓願寺　西方寺　光善寺

安國寺　專光寺　大安寺　來迎寺　法然寺　計十三ヶ寺

法花宗

妙圓寺　蓮長寺　圓德寺　本典寺　瑞泉寺　妙法寺　玉泉寺　本光寺

阿佛坊　根本寺　實相寺　本行寺　妙法寺（みなと）世尊寺　圓隆寺　本光寺

圓福寺　妙經寺　安隆寺　妙照寺　計廿ヶ寺

時宗

大願寺　稱光寺　計二ヶ寺

禪宗

剛安寺　利濟庵　高安寺　本田寺　正法寺　東光寺　龍鳳寺　福壽院

富月寺　梅昌寺　覺正寺　大蓮寺　大運寺　相運寺　東林寺　宗源寺

觀音寺　興禪寺

眞言宗

長岡寺　西龍寺　長松寺　道照寺　曼茶羅寺　相運寺　吉祥寺　觀音寺

弘仁寺　圓照寺　地藏院　禪生寺　蓮華峯寺　眞禪寺　大光寺　知光坊

藥淨寺　安立寺　養藏院　眞光寺　多門寺　淸水寺　水上坊　重泉寺
金剛院　大聖院　安養寺　吉祥寺　普門寺　國分寺　眞樂寺　王林寺
世尊院　神宮寺　敬宮寺　正覺寺　不動院　文珠(殊)院　寶藏寺　普門寺
地藏院　慶德寺　長福寺　福泉寺　普賢寺　淸水寺　長安寺　樹林寺
多門寺　大乘寺　眞如院　善光寺　文珠(殊)院　觀音寺　常樂寺　東光院
觀音寺　計五十七ヶ寺

天台宗

彌誓寺　寶藏寺　計二ヶ寺

三月五日全國各村へ左ノ如ク達セラル

其村の寺院の內廢寺に相成候除地、並に村仲間持堂宇等除地の分、兼て布告の通、改て今般檢地御高入申附候間、追て地主取極め相成候迄、田畑又は屋敷に可相成地所相當村受の積を以て、地引繪圖取調、村役ハ共より差出し、歸農の者は銘々受地の積を以、同樣取調、來る廿五日迄に、無相違可差出、萬一日限及延引候得は、屹度申附品も有之間、其旨心得可申事、

午三月五日　佐渡縣

此月諸宗各寺ヨリ、續々癈寺復舊願書ヲ出ス、其書式皆地元各戶ノ連印及ヒ組頭名主ノ連署ヲ以ス、左ニ其一例ヲ記ス、

乍恐以書付奉歎願候

何郡何村百姓一同連印之上、御願申上候、同村寺院の儀、往古より何ヶ寺有之候處、去年中願の上歸農致し、何寺のみに相成、右寺も亦今般廢寺被仰附候に付右檀家の者共從來困究者多く、故に村內に死亡等有之候節は、纒め寺へ改檀致し候爲め、遺骸を遠方に持運ひ、諸事入費相掛り、且墓所等に差支を生し、一同難澁仕候間、何寺儀は、村方最寄の場所にて、假寺に致し候得は、一村の者自然入費も掛らず、不一方便利筋に有之候、尤も同寺儀は、自國に本寺も無之、殊に當住職は品行方正の者なり、目下纒寺へ引越居候にも、外宗門と違ひ、家族も多人數有之、尙開基已來數百年間永住せし寺地に離れ、難澁の有樣見るに忍ひざる事故、幸ひ村內葬祭の節、假寺無之、一同難澁仕居候間、前顯御洞察被成下、一村假寺の思召を以右何寺儀御立置被仰附候樣、村內一同以連署奉歎願候、

明治三年三月

何郡何村　誰　(一同連印)

組頭　誰　名主　誰

佐渡縣御役所

同眞言宗廢寺一同連署ヲ以、左ノ願書ヲ差出ス、

乍恐以書付奉歎願候

王政御一新の折柄、四民各職を以、可奉報朝恩の儀は不及申上、於自宗は、祈念第一の宗旨、　玉體御安全御願圓滿の祈念專務に候、蓋し天下の祈念に、五種の大法修行の節は不及申、秘密傳法大會等相勤候砌は、是迄國中前在の寺院集會の上にて、漸く相勤り罷在候、然に五十餘ヶ寺丈御立置に相成候ては、自然天下の祈念並に傳法弘通等も難相成、往々は宗法及頽廢候は必然、實以歎ヶ敷奉存候、

一廢寺一條の御趣意は、元來御國柄不相應寺院數多にて、國家の疲弊不少、不得止廢寺被仰渡候趣奉恐承候、就ては一國眞言宗內の僧徒、是迄は他國大本山へ相詰留學仕候得共、國家の疲弊不少儀に付、以來は當國談林所の內にて、學寮所を取極め、學業勉勵仕、聊か國家不益の儀に不相成樣可仕候、

一出世官位等は、自然國弊に可相成事故、向後位官等相止、他國へ一切金錢不出樣、堅取極め、國家の疲弊に不相成樣可仕奉存候、

一境內の儀は、檀家の者共墓所等も有之、開作地に相成候ては、糞土の爲に穢され、尙

又分散等も難相成、旁以難澁の至に御坐候間、何卒出格寛大の以御義、寺號丈御立置の上、境内の儀は銘々共へ、御請地に被仰附被下置、宗規相立候様、御憐愍被成下度奉存候、就ては勸善懲惡は佛法の基本、防邪除災の良法たるを以、自然天下の憂患危急の折柄は、乍不及不惜身命に、凝精神抽丹誠、御國體と共に死生を期し、九牛の一毛奉報國家之御恩澤度、尙檀民教諭は、僧門の役議(マヽ)なれば、不泥邪教様、民心協和爲仕度奉存候間、幾重にも御憐愍の御錠(マヽ)伏而奉懇願候、　以上

明治三午年三月　　一同連署

佐渡縣御役所

三月六日眞宗ニ於テハ、越後高田御坊ヨリ左ノ如申越サル、

剪紙を以申達御(候)、然は　新門様御直願に付、舊冬辨官よりの御下知の趣可申達候間、此狀着次第、組合隣寺差添ひ渡海參坊可有之候、爲其如此に御座候、　以上

午二月　　高田御坊輪番所

佐州五十里本郷　本福寺

同十日因領寺寛海、本福寺了賢ノ二人ヲ總代トシテ、高田御坊へ出頭セシム、

編者云此時我法王臺下(當時新御門跡様)蝦夷地開墾御出張ノ因ミ、沿道ノ御門末

へ、朝旨ノ所在ヲ御親諭ノ爲、越後高田御房ニモ、數日御留錫故、輪番所ヨリ佐渡廢寺總代ヲ呼立ニ相成シモノ、此蝦夷地開墾ノ事ハ、撫松氏ガ北海道記聞苫屋ノ夢ニ、當時ノ實況ヲ詳ニ掲載セラレタレハ、其ノ一章ヲ拔摘シテ左ニ轉載ス、

今回新御門跡樣蝦夷地御開拓の事の濫觴を記さば、蝦夷ケ島と聞へれは、我國の極北にして、魯西亞の國と境を接し、原野廣く、人少く、產物多れとも、取る人なく、地味豐饒なれとも、耕す者なく、舊幕府の頃には、殆と外國の如く取扱れし地なりしか、御一新の後、北門の鎖鑰として、此地を開拓して、人民を移し、內には國家の富を增し、外には外國の侮を防んとの大御心より、石狩國札幌に本府を置き、專ら開拓に從事せらると雖、時尙兵亂の後にして、內地の政治も行屆せられさる頃なれは、荒地開拓は云ふも更なり、要處々々に達すへき新道切開きさへ容易には出來ず、政府に於てもほとほと困し果られたる折に、官員某建議すらく、斯る難事を爲遂んには、宗旨の力を假るに若す、然して今八家九宗を見渡すに、斯る大事業を委任せんは、淨土眞宗に及ふ宗旨ある可す(マヽ)、宜く兩本願寺へ仰付られ、開拓に盡力すへき旨勅錠(マヽ)あらは、其事必す成就すへしと、奏聞しけれは、朝議は終に此に決し、明治二年の秋御門跡の北海道ゑぞ地開拓の儀は、國家目前の急務なれば、門主自身に彼地へ出張し、門徒を奬勵し、

盡力奏功すへき旨御沙汰あり、當時は御本山も百事御多端の際なれとも、朝命默止難ければ、愼て之を承り、新御門跡札幌まて御下向の事に御内定あらせられぬ、
翌三年となりければ、愈新御門跡御發足の旨被仰出、御供には、制宰下間法眼、節制宇野三左衛門、松井逝水、一老代御堂僧泉坊を始として、御供廻り總て五十餘人なり、此時上壇より御達の趣は、

今般御下向の儀は、昨秋於東京、蝦夷地開拓之儀、以　勅書被爲蒙　仰、深重の思召に候、依之諸國御門末をして、佛恩報謝の實意より、御手傳被申上候樣との思召より、御直に御賴被遊候に付、御巡化の御事に候へは、御供の面々、右の御趣意篤と相心得、盡力成效之心掛け專一に候、別而今般の儀は、　天朝の御用に候得者、御旅中謹愼の儀は勿論、聊にても權威を振ひ、がさつヶ間敷儀無之樣、相互に申合せ、順和を以て、御奉公大切に可相勤候事、

一御供方格別御人少に候得者、役外且身分に不拘、如何體の御用被仰付哉も難斗候條、兼而被得其意、御用辨專一に可被心掛候事、

一衣體の儀は、兼而御沙汰の通り、綿服着用不及申、凡て華美之裝束等決して不相成候事、

但織物似寄の袴等着用決して可爲無用候事、
一旅中に於て、土産物等相調候儀、堅く致間敷事、
一御泊の寺院如何程手狹に候とも、可成丈、御供方外宿無之筈に候間、兼て其心得有之、自由ヶ間敷儀不相成候事、
一於御旅中、御供方酒宴ヶ間敷儀、堅不相成候、尤御滯留之御先々にて外出等決而不相成候事、
一御供方萬一博奕等相催候樣之聞有之候はゞ、御糺の上卽刻御暇可被下候間、其旨相心得、下々の者に至る迄、嚴敷可被申示置候事、
一御道中人馬格別御減少に付、其心得を以て、衣類着替等省略可致候事、
斯て新御門跡には、定の如く、二月十日辰の上刻、御出門にて、大津をさして急きたまふ、………(已下略之)
同十六日、惣代寛海丁賢ハ、高田御坊へ到着ス、時ニ　御門主御延着ノ達アリ、故ニ高田ニ在テ、御着ヲ待ンヨリハ、寧ロ信州地方へ赴クノ得策ナラント、笠原誠淨院ノ忠告ニ依リ、同十九日高田ヲ發程スト
編者云、以下寛海氏ノ旅行日誌ヲ拔載ス、

同廿二日信州須坂ノ勝善寺ニ於テ、左ノ願書ニ、高田御坊輪番所ノ添書ヲ附シテ、旅中集會所へ差出ス、

乍恐奉願上候

佐渡廢寺の一件、昨年惣代を以、奉歎願候處、當御坊御輪番所始、御配下一同の御盡力に依り、御本殿へ御願立に預り、忝くも　御門跡樣深く御苦慮あらせられ、直ちに新御門主樣御東上、御直願被成下候趣、惣代の者歸國の上、詳細復命に及ひ、僧俗一同難有奉感戴候、然る處、佐渡縣に於ては、當春迄何の御沙汰も無之候處、當二月廿五日、御一宗惣代にては、相川蓮光寺を御呼出の上、被仰渡の儀は、別紙の通に御坐候、(出前)右に付、同月廿九日より、法中惣會合の上、三月二日御家老下間殿の書翰相添へ、兩三年間延期の儀歎願仕候得共、御採用無之、實以て廢寺の銘々、至急切迫の域に陷り、此上は昨年來新御門跡樣御直願中の事に候得ば、早速當御坊へ罷出、御直願の次第、篤と承り候の外分別無之の評決にて、惣代の人撰等迄致し候得共、如何せん出御判嚴禁にて、迷惑仕居候際、當御輪番所より、御呼立の御剪紙、本月六日本福寺へ到着し、恰も渡海に船を得たるの思ひにて、一同慶悦無限、直に右御剪紙を以、出御判願ひ候處、漸く御聞濟に相成、我等兩人出國仕候當時目撃致し候我國の現況にては、廢寺被仰

渡候中に於ては、父母妻子の病人等多く、差當り進退を失ひ、悲歎言語に絶し候、何卒御役前の御盡力を以、銘々共安心仕候樣、御沙汰を蒙り奉度候、尙一昨年より當今に至り、敎導の儀一切御許容無之、廢寺は勿論、御立置に相成居候寺院と雖、僧侶の職掌も難相立、故に自然門徒の氣邊も薄情に相成候ては、御一宗衰微の基ひ歎と實に恐縮罷在候、何卒嚴禁御差解に相成り、敎導方差支無之樣被成下度、此段御配慮の程奉仰願候、右の件々、至急佐渡縣へ御引合せ相成候樣、護法の御實意より御取計偏に奉願上候、已上、

明治三午年三月　佐渡法中惣代因領寺寛海　本福寺了賢

高田御坊御輪番所御中

乍恐奉歎願候口上覺

今般　新御門跡樣北海道開墾の爲、東海東山北陸三道の御門徒御敎諭の儀、被爲蒙勅命、御機嫌克御下向被爲在候段、實以て稀成御事と、一同奉恐悅候、我佐州の御末寺共、方今の事情をも不相辨、僧侶のみにて、實に恐入候次第、右に付、此際奉蒙御化導、且又御機嫌伺の爲、出國仕度存念に御座候得共、何分他國出國禁の處、當節一層嚴重に相成候故、朝暮苦心歎息罷在候、就ては御化導先、御多端の中恐入候得共、前顯の趣

御憐察被成下、御本殿の御威光を以、各寺御呼立の上、普く奉蒙御教諭候様被成下度、此段只管奉願上候、已上、

明治三午年三月　　佐渡法中總代本福寺了賢

同　　因領寺寛海

旅中集會所御中

時ニ延壽坊及ヒ佛願寺等ニ對面シテ、我國廢寺ノ事情ヲ申述ケルニ、容易ナラサル一大事件タレハ、上壇ヘ取次ノ上、銘々共ニ於テモ、精々盡力スヘシト答ヘラル、尚ホ誠淨院ヨリ制宰下間法眼ヘ宛添書ヲ遣ハサレタレハ、下間及ヒ松井逝水等ニ面會シテ、國許ノ實況ヲ語リ、復舊ノ請願ヲナスニ、兎テモ御出先ニ於テハ、御處置モ相ナルマジ、去リ乍ラ、篤ト熟議ヲ遂ケ、何レ高田御坊ニ於テ、何分ノ沙汰ニ及フヘシト、總代ノ中上ニ、各寺御呼立ノ御剪紙ハ、絶海ノ孤嶋タレハ、一刻モ早ク予輩ノ懇願ヲ御採用アリタシト申シ殘シテ退席ス、同廿四日、早朝寛海ハ、關川ノ御旅舘内集會所ニ出頭シ、各寺御呼立ノ剪紙ヲ督促ス、係員ノ答ニ、一昨日願書ヲ差出シ、今朝早々催促トハ不心得ノ次第、上壇ニ於テモ、御評議中ノ事タレハ、新井御坊ニ於テ、何分ノ沙汰ヲ待ツベシト、

同廿六日、總代兩人、新井御坊集會所へ出頭シテ、剪紙ヲ請求ス、漸ク晩景ニ及ンデ下附セラル、時ニ總代ノ願ヒニハ、廢寺ノ儀モ、是非御出先ニ於テ、御處置相成ル樣、御配慮アレト、係員ノ答ニ、其事タル豫テ申示ス如ク、昨年ノ御直願モ　御門跡樣ノ御指揮ナレバ、此度迚モ　新御門跡樣ニ於テ私シニ御取計モ相成ルマシク、又其事ニ御掛リ遊ハサレ候ヘハ、七月迄ニ蝦夷地へ御着ノ豫定モ自然延引シ、開墾御用ノ御障リニモ相成テハ、御迷惑ノ至ナレハ、其許等ニ於テ、直チニ上京シ、本山ニ歎願ヲ致ス可シト、惣代ノ云、實ニ御尤千萬ノ事ナレトモ、我々共モ事切迫シ、目下ノ近況ニテハ、京都へ上ル迄ノ餘日モ無之次第、悲歎ノ餘リ懇願ニ及フ事ナレハ、何卒一時焦眉ノ急ヲ御救ヒ願ヒ度、其邊御賢察アッテ、上壇へ宜ク御取成アレト、時ニ〇〇坊ハ、滿面怒氣ヲ帶テ、大喝一聲、何程申諭スモ聞分ケノナキ者共ナリ、左樣ノ者ニハ、最早今後ハヨー面會モ致ス間敷、御用ノ妨ナレハ、早ヤ席ヲ退クヘシト言ヒ放チ、ふすまヲ開テ奥ニ入ル、跡ニ兩人思ハス面ヲ見合セテ、古語ニモ鼠ハ社ノ貴キニヨリ、狐ハ虎ノ威ヲ藉ルコトヲ知ラストカヤ、如何ニ了賢公、斯ク〇〇坊ニ耻シメラレタル上ハ、如何程我等ガ歎願スルトモ、上壇へ取次ハ致シ呉マジ、此上ハ……寛海公ノ云ハルヽ如ク、斯クナル上ハ、誠淨院師ノ助力ヲ請テ、再ヒ事ヲ議ラント、涙ヲ呑テ席ヲ退ク、

同廿七日、誠淨院ニ面會シテ、新井御坊ニ於テノ〇〇坊ノ不親切ヲ語リ、今後ノ助力ヲ願ヒシ時、其大略ヲ書取ニ致シ、拙者ノ手許迄差出スベシ、集會所詰ノ者へ、篤ト理由ヲ申込ミ、充分盡力致スヤフ取計フヘシト、末頼母布一言ニ、兩人始メテ愁眉ヲ開キ、翌日左ノ如ク認メ出ス、

一我等兩人、一昨廿六日、御旅中集會所へ罷出、國許廢寺の件に付出願候處、御出先に於ては、御處置相成兼候趣被仰聞候、銘々共は一寺損亡(存カ)の域に臨み、悲歎の餘り、強て歎願候處、御用繁の中へ、無間分者共、最早其方共へは面會不致樣被申渡候、右樣に被仰候ては、愚直の者故、此儀に就ては、御役前へ難罷出樣被存候、左すれは、我等惣代と成て、出頭致候所詮も無之候へは、何卒護法の御實意より、一臂の御助力被成下、御役前へ御取成の程、幾重にも奉願上候、

明治三年三月廿八日　因領寺寬海　本福寺了賢

誠淨院殿

同廿九日眞求寺求道(吉村求道氏事)ニ面會ス、詳細ノ事ハ誠淨院ヨリ聞取タレハ、將來ハ予モ一臂ヲ添ヘテ、助力ヲナシ、佐州ヘハ誰ゾ差向ル事ニ盡力スベシト語ラル、

四月一日、高田御坊ニ於テ、新御門跡樣ノ御直命ヲ謹テ拜聽シ奉ルニ、

唯今書立ヲ以申示ス通リ、此度予彼地ヘ出張致スニ付テハ、有志ノ輩移住ハ勿論、當分ナリトモ罷越シ、予ガ力ヲ助ケ呉レルヤウ、厚ク相頼ム、尙門葉ノ輩、邪教ニ不陷ヤフ、尙更一人々々我身ノ後生ノ一大事ヲ心ニ掛ケ、信心決定ノ上ヨリ、報國ノ志ヲ專ニシテ、速ニ實效ヲ奏スルヤフ、盡力勉勵コレアルニ於テハ、深ク滿足致ス、愈々天恩佛恩ノ廣大ナルコトヲ尊ミ喜ビ、益ス稱名相續致スヤウ、………イト御懇ナル御親教ニテ、不知感涙客袖ヲ沾ホセリト、

同四日、惣代二人ノ中、一名ハ歸國シ、一人ハ上京ノ事ニ決シ、本福寺了賢ハ左ノ御剪紙ヲ携ヘ、高田ヲ發程シテ、歸國ノ途ニ就ク、

佐渡國御末寺中

今般從　朝廷、北海道新道切開、且門末教諭之儀被仰附候に付、今度　新御門跡御巡化、彼地迄御出頭の御事に候、就ては御道筋の御門末御教育被遊、右　天朝の御趣意、末々迄行屆候樣との尊意に候處、其表の儀は、隔海邊鄙の事に付、最寄の御道筋へ罷出、御趣意拜聽可有之事、

編者云、此他高田御坊輪番所及ヒ御旅中制宰松井逝水等ノ書翰アレトモ、煩雜ヲ恐レテ略ス、

同八日、寛海へ上壇集會所ヨリ、京都行ノ添書ヲ求道ノ手ヲ經テ下附セラル、時ニ求道ノ申サル丶ニハ、昨年來佐渡坊主ノ樣子ヲ見ルニ、先ツ一口ニ之ヲ評セハ、活タ坊主ハ一人モ居ラヌト思ハレル、否活テ居ルトセハ、腰拔輩斗リナリ、此度ノ書狀モ、斯ク申セハ、諺ニ云、恩ニ着セルトヤラ云フ風情ナレトモ、實ハ拙僧ノ盡力ニテ下附セラレタルモノ、寛海公足下モ折角總代ト成テ上京スル已上ハ、人ニ賴レ詮方ナク行クト云如キ賴ミ甲斐ナキ心得ニテ、途中デ旅費ガ盡レハ借用シ、酒モ飲ミ肴モ喰ヒ、ソリヤ籠、ソリヤ馬ト贅澤三昧ニテ上京致ス精神ナラハ、何ノ效能モナシ、苟モ總代ニ推撰サレ故郷ヲ踏出セシ上ハ、事若シ成スンバ死ストモ歸ズノ勇氣ヲ鼓舞シ、旅費ニ窮セハ沿道托鉢シテナリトモ、………足下ノ一命ハ、願事ノ爲ニ死スル覺悟デ無テハ、將來此方共モ手ヲ離シ、京都行ノ書狀モ渡サス、佐渡へ使僧ヲ差向ルコトモ見合スヘシ、餘リ申スモ如何ナレトモ、道中ノ旅籠屋ニテ晩酌ノ時抔ニ、肴ハ鯛ニ限ルノ、酒ハ大坂酒テ無レハ醉心地カ惡ヒノト、高言ヲ吐キ、女郎買ヲ成シテ、路金ヲ費シ、………寛海ハ涙ヲ流シ、我身ニ適スル無上ノ敎訓、今後ハ肺肝ニ銘シテ忘レハ致サス、併シ求道公拙者ハ左樣ノ擧動ヲ致シタコトハ、………アイヤ、足下ノ擧動ヲ諷諫スルテハナシ、………去レハ前ノ總代カ、………ナニ前ニ上京セシ越後ヤ佐渡

ノ總代カ、斯ノ如キ擧動ノアリタト云譯テモナイガ、古語ニモ、李下ノ冠リ爪田ノ靴トヤラデ、若シモ總代ト成リシ人ガ、左樣ノ風聞デモ立ツ時ハ、國許ヘ對シテハ申迄モナク、應援致セシ越後ノ僧侶ニモ、面目アルマジト、是ハ畢竟拙僧ノ老婆心、斯ク有テハ惡ヒト、倒バヌ前ノ用心杖、長ノ道中ノ餞ニ一本進上セシ迄ナリ、呉々惡クハ聞取リタマフナ、何ハ兎モアレ歸國ノ節ハ必ス吉報ヲ土產ニ賴ム、…………斯ク迄御配慮下サル上ハ、千辛萬苦ヲ嘗ルトモ、…………危急存亡ノ秋ナレハ、…………枯木花咲ク時節ヲ待ツトモ、…………嚴護法城ノ志想ヲ練リ……必ス吉報モタラシ來リ、……其時再ヒ對面セン、…………此末迚モ萬事御指揮ヲ仰キ度シ、…………我ハ張良ト成テ謀ヲ帷幄ノ中ニ運ラシ、…………我亦韓信ト成テ千里ノ外ニ血戰スヘシ、…………左レハ凱歌ヲ奏スルモ近キニアルヘシ、…………萬事貴公ノ御配慮ヲ…………道中無事テ……ト淚ヲ呑テ袂別ス、

同十二日、寛海ハ越後ヲ發程シ、上京ノ途ニ就ク、時ニ誠淨院及ヒ求道ヨリ京都本山集會所詰泉龍寺宛ノ書狀ヲ渡サル、同十四日高田御坊ノ列坐西養寺圓貞、佐州ニ渡航シ、左ノ書面ヲ佐渡縣ヘ差出ス、

其御管內に罷在候當山末派の內廿三ヶ寺、此度廢寺被仰附、實に迷惑難澁罷在候處、

當今本山新門主蝦夷地開拓御用に付、當所通行、門末敎諭滯留中に候得バ、其旨新門主へ申入れ候處、右は昨秋新門主、東京に於て被及直願候事にて、其節の手續も有之候間、早速本山へ申し遣し、取扱ひ候役人共、東京へ差向け、前條の趣、昨年の手續等の次第、可被申立儀に候、依て夫迄の處、廢寺の御沙汰御猶豫被成下度旨、私より其御役所へ只管御賴可申上樣被申附候、何卒出格の以御仁惠、此段御聞濟被成下候樣、奉懇願候、猶委曲は使者へ申含置候間、宜く御聞取可被下候、先は爲其如此に御坐候、恐惶謹言、

四月九日　　　　　　　　　　　　　高田掛所輪番西福寺權律師　證空

佐渡縣御役人中

以書付奉歎願候

東本願寺使僧西養寺奉願上候、今般越後高田掛所輪番西福寺より、別紙申出の通、當縣へ爲歎願、拙僧渡海の上、當縣御布告の趣敬承仕候處、實に存外蒙御仁惠候段、深く奉感謝候、就てハ早速歸坊の上、詳細本山新門主へ復命候はゞ、如何計り歟感謝被致候事と恐察罷在候、然るに、今又重て歎願仕候も恐入候得共、右堂番の者共、一昨年已來合纒の朝旨を遵奉し、謹愼仕居候處、都て宗法の式會等絕へて相營み兼、爲に寺檀

共信念薄弱に及ひ候歟と、甚以て歎ヶ敷奉存候、就ては別紙輪番より願上候通、東京の願意、是非の蒙御沙汰候迄、宗法の諸式會等、堂番の者共に於て爲相勤度候條、此段奉願上候、

四月廿日　　東本願寺使僧　西養寺圓貞

佐渡御役人中

(朱書指令)廢立の儀追て御確定迄は、前總轄の處置、依舊に候條、於廢(ママ)堂番之者式會等爲相勤候儀、不條理に付、難聞置、何分の御沙汰可相待候事、

四月廿一日　　佐渡縣

同廿二日西養寺ニ托シテ、高田輪番所ニ左ノ請書ヲ入ル、

御請書ノ事

今般御使僧西養寺殿、廢寺一件願立の爲、御差向に相成、御輪番所より傳達有之候、當國の御末寺、兎角不和合に相聞へ候條、當今の形勢同心戮力可致折柄、右樣の成行きに候ては、第一護法の御趣意も不相立、且如何樣の儀出來候も難計、　御門主樣にも深く御案じ被爲遊候御事に候得ば、隔心等有之向は、早速改心し、一同和合可致樣被仰聞、實に奉恐入候、尤も末寺共儀絕不和合と申す相にては無御坐候得共、廢立の一

條に付、彼此行違の事共有之、自然隔心の向も有之候故、此度御理解に依り、一同集會し、無覆藏打合せ仕候處、是非善惡も相分り、互に打解て、一味和合海に入り候儀、相違無御坐候、此上は王法爲本安心決得の上、門徒教導方等、都て協議をなし、不律不如法の擧動無之樣可仕候、且方今邪教蔓延排佛毀釋の徒勃起の折柄に候得ば、猶更護法を專要とし、自他共邪教に陷らさるやふ、精々盡力奏功を期し、一同忘却致間敷候、若し違背仕候者有之候はゞ、如何樣御咎被仰附候共、毛頭御恨申間敷、依て御請書如件、

明治三午年四月　　佐渡相川法中總代開名寺　稱念寺

同　在法中總代　本福寺　廣圓寺

同相川在三等總代專念寺　西蓮寺

高田御坊御輪番西福寺殿

同廿三日總代寬海ハ着京、富田屋富右衞門ニ投宿ス、

同廿四日寬海ハ、本山集會所へ出頭シ、泉龍寺ニ面會シ、越後有志者ノ書狀ヲ差出シ、國許ノ實況ヲ語ルニ、何レ上壇へ申上ヘシ、就テハ事實ノ大略ヲ認メ、明日迄ニ差出スヘシト、

編者云、已下集會所ニ於テ、寬海ト面會セシ者ハ、集會所詰御堂僧泉龍寺(目今ノ大

谷派錄事泉祐義氏事)ナリ、

同廿五日集會所ニ出頭シ、左ノ趣意書ヲ出ス、

今般御内命に應し、佐渡廢寺の近況趣意書を以て申上候、

一去る巳年八月四日、俄に參謀方奥平謙甫は、佐渡掛差解に相成、同月十六日北辰隊殘らす越後水原の本府へ引取申候、然る處、九月十八日縣知事新五郎と稱する者、渡航相成、只今御在勤の事に御坐候、

一總代本福寺了賢事、昨巳年十一月中御懸紙の寫、並に下間樣の御書翰を携帶し、東京より歸國仕候、則ち左に相記し候、

願之趣佐渡縣へ…………(出前)

新門樣御東行…………(出前)

右拜見致し、格別の御仁惠一同難有感謝罷在候、

一當春在家宗門帳の儀、御改正に相成、戶籍帳と稱し、手次寺の印形廢止に相成、名主一判にて可差出旨被仰出候、乍去奥に至り、何村何寺檀家と記し候由に御坐候、且寺院宗帳の儀は、拙者出國迄、何の御沙汰も無之候、

一當年二月廿五日、諸宗寺院觸頭等御呼出有之、御一派にては、相川蓮光寺、西派にて

は相川常徳寺へ被仰渡の儀は、別紙の通に御坐候、（別紙出前）乍併、最初纒り寺に相成候内にて、八ヶ寺御立置の儀は、全く新御門跡樣御直願の顯はれ、且御役前の御盡力と深奉感戴候、乍去二十三ヶ寺迄廢寺の御沙汰有之候得ば、廢寺は勿論、御立置迚も安心の場には難至、萬一一ヶ寺たりとも廢滅せば、乍恐御一宗衰微の基ひと一同必至の思ひより、晝夜協議仕候得共、外に分別も無之儘、目今新御門跡樣御直願中の御事に候得ば、何分の御沙汰有之候迄、延引被成下度旨、三月二日佐渡縣へ左の如歎願仕候、

當宗の儀は親妻子病人等多く有之候得ば、纒りの者同居仕候儀には、難相成候に付、建繼にても致し、尙活計の手當等仕候迄、纒り方延引被成下候樣奉願上候、尤も本山に於ても、新門主東京表御直願中なれば、前顯の趣、是非御聞濟有之度、此段本山家老の書翰相添奉願上候、

然るに一旦被仰出候事なれは、如何程家老の書翰等有之候共、御採用難相成旨、口達にて書面却下に被及候、此上は高田御坊迄罷出、御直願の樣子承り候の外、分別無之に付、惣代の人撰迄致し候得共、何を申すも、他國出嚴禁し、進退維谷る場合に際し、高田御坊より呼立の剪紙、三月六日本福寺へ到着し、漸く出判の許可を得、拙者及本福

寺了賢、同月十六日高田御坊へ出頭仕候處、御輪番所より被相渡候昨年中の御直願に對し、辨官よりの御懸紙の寫、左の通に御座候、

各々得共所候趣、縣知事より申出候に付、出張不及事、

右の御懸紙にては、隔靴搔痒の思にて、銘々共安心相成兼、實に方向を失ひ、良策も無之に付、今一層御助力を仰き度旨、御輪番所を始め、誠淨院へも申出候處、如何にも一宗の大事件たれば、充分盡力も可致、就ては幸ひ新門主樣御下向も、信州地方迄御着の事なれば、兩人共該地へ罷出、歎願可仕旨、御指揮に依り、信州須坂勝善寺に赴き、歎願仕候處、御役前にても、種々御配慮被成下候上、所詮廢寺の儀は御出先中御處置相成兼候間、上京歎願可致旨、被仰渡候に付、御役前の添書を仰き、拙僧事上京仕候、一當年は愈よ廢寺跡廢滅の御沙汰にも相成候はゞ、定めて其處置嚴重に可有之、左すれは、萬一堂宇も取崩し、寺跡は田畑等に開墾被致候も難計、尤も三月五日、村々へ布告せらるゝには、其村廢寺跡除地の分は、村受の積りを以、地引帳地引繪圖取調、村役人共より三月廿五日迄に可差出との事に候、故に堂宇取崩し、寺跡開墾等の儀、暫時御見合に相成候樣、爲歎願、上壇より御指揮にて、高田御坊列座西養寺儀去る九月發程にて、佐州へ渡海仕候、

前條御憐察の上、銘々共安心相成候樣、御取計の程奉懇願候、

明治三午年四月廿五日　　　　佐渡廢寺惣代因領寺寛海

御本山集會所月番御中

同廿七日、集會所ニ出願シ、役前ノ意見ヲ問ヒシニ、實ハ廢寺ノ人々ガ、悲歎聞クニ忍ビサル程、氣ノ毒ナレトモ、昨年中我本山ヨリノ御直願ニ對シ、辨官ヨリ佐渡縣ヘ御引合トナリ、縣知事ヨリ囘答セラレタル趣ヲ推察スルニ、其國末寺ノ銘々ハ、自己ノ身ヲ厭フテ、何事ニテモ役所ノ申渡シトアレハ、御請ヲ致シ、則チ纒レト云ヘハ纒リ、佛具ヲ出セト云ヘハ差出シ、廿三ヶ寺迄、寺跡損亡ノ域ニ臨ミ乍ラ、門末同行ノ人氣モ動搖セス、至極穩便ニ縣知寺ノ處置ニ服從シ居ルニ、今又御本殿ヨリ願立ニ及バヾ、直チニ復舊ノ御沙汰ハ無クシテ、如何ナル御迷惑ノ本山ニ及ブ歟モ計リ難シ、其故ハ諸本山ニテハ、何等ノ申立モ無キニ、獨リ東本願寺ハ末寺ヲ教唆シ、門徒ヲ動搖セシメ、違勅ノ强願ヲ致ス抔ト申諭サルヽ時ハ、御本山ノ前途ニ就キ、深ク案シラレル廉ナキニシモ非ス、如何ニ與平謙甫ノ命令ナレハトテ、道理ニ訴ヘ、事實ニ徵シテ、苟モ壓制ニ渉ラハ、請書ヲ拒ミ、直ニ本山ニ歎願セハ、御直願ノ手順モ至極宜シケレト、都テ申渡シニハ請書ヲ出シ、詮方盡テハ本山ヘ持出サレル故、當節ノ事ナレハ、本

山ニ於テモ殆ント當惑セリ、乍去佛門上ノ大難タレハ、決メ越山ノ火災視ハ致サス我々共モ精々熟議シテ、良策ヲ考ヘ出シ度存スレハ、至急ニハ埒明クマジ、當分滯京シテ、何分ノ沙汰ヲ待ヘシト、寛海云、貴僧ノ御意見御尤ニ似タレトモ、佐渡ノ國タルヤ絶海孤島ニシテ、舊來出國ヲスルニハ、是非共出判ト云ヲ奉行所ヨリ拜受セサレバ、出國スル能ハサルノ國制ナリ、然ルニ、御一新已來此ノ制一層嚴禁ニナレリ、故ニ隣國越後ニ渡リ、同胞ニ助力ヲ頼ンニモ、本山ニ來テ歎願センニモ、四面環スニ皆海ナレハ、恰モ籠鳥ニ等キ我々、自由ニ出國モ相成難ク、加之日本全國ニ魁シテ、廢佛毀釋ヲ實施セント欲スル奥平謙甫ハ、尋常一樣ノ武夫ニハ非ス、實ニ亂世ノ豪傑タレハ、僧侶ノ五人ヤ十人斬殺ス位ノ事ハ、茄子ヤ南瓜ヲ切ル同樣ノ感念ヲ懷ケリ、カク申セバ、我々ガ卑怯未練ニシテ、命惜サニ一寺ノ損亡ニ際シテ、強願ヲモ成シ得サルコトヲ自白スルニ似タレトモ、實ハ孤島ニ住居シ、他國人ト交際スルコトノ稀ナレハ、僧侶ヲ始メ門徒同行モ自然ト勇氣少ク、人智乏ク、假令ヒ又五人ヤ十人ハ不惜身命ニ抗訴強願致セハトテ、當時奥平ノ氣質トシテ、一度發令シタル事ナレハ、容易ニ之ヲ改メサルヘシ、我々有志者ガ命ヲ捨サヘスレハ、廢寺ノ復舊スルト云譯テモ無レハ、他日本山ノ御助勢ヲ仰ギ復舊ノ時ヲ待ント、實ハ惜カラヌ命ヲ今日マテ存ラ

ヘ、涙ヲ呑テ暴吏ノ命ニ畏服スルハ止ヲ得サルニ出タル當時ノ決神ナリ、然ルニ唯我々僧侶ノ勇氣ナキヿヲ責メ、然メ本山ニ於ハ東京ヘ御直願モ致シ難シトハ、拙僧ノ大ニ失望スル所ナリ、是非共東京ヘ再應御願立ニ相成ルヤフ、御役前ニ於テモ、御熟議アリタシト申殘シテ歸宿ス、

同廿八日、本山護法場掛ニテ、正念寺實成(近江國甲賀郡菩提寺村正念寺住職乾實成氏事)行圓寺諦念(近江國栗太郡澁川村行圓寺舍弟目今大津肥前町安養寺ニ住職スト)西照寺某(近江國野洲郡矢島村西照寺亡住職也)等富彦ニ止宿セル事ヲ、主人ニ聞キ、諸氏ニ面會シテ、佐渡ノ實況ヲ語リ、愛山護法ノ衷情ヨリ、一臂ノ助力ヲ請フ、諸氏ノ答ニ、廢佛毀釋ノ事タル、單ニ佐渡ノミニ止ラス、諸國ニ波及セリ、實ニ佛教界中捨置難キ一大事件タレハ、我々モ護法場有志者ト評議ヲ凝シ、充分ニ助力スヘシ、昨秋隱岐ノ國ヨリモ、斯ノ如キ注進アリ足下之ヲ見ラレヨト示サレタルヲ讀下セハ、

去る巳年八月隱岐の國より御本殿へ注進狀寫

前文略奉申上候、然は今般隱岐國矢尾村蓮光寺ゟ申越候條々、有體奉注進候條々、如左御坐候、

去る七月廿日出の便船、同廿二日當港へ着船仕候て、從彼地申越候書取之實正、左の

通に御坐候、
一去五月十一日より、知縣事眞木直人と申仁、並に附添役安本久太郎と申仁より被申聞候は、此度氣の毒成事に候得共、寺院は彌被廢候ㇷに治定相成、今日町觸も指出し可申候間、其旨爲知候樣との事申來り候、
一同十一日より、廢佛一條甚敷相成、眞言宗の光恩寺と申す寺の佛像木像石像不殘御首を落し、文武稽古場の石垣に致し、寺僧は村方より歸俗の對談相濟、寺附の田畑山共、悉皆村へ引取候て、寺僧の食だけは宛行ひ候との事に御坐候、
一諸宗在家一同佛檀(マヽ)を改め、繪像木像名號に至る迄、一軒も不殘取集め、山へ持行候て、一時に火を掛候て、眞鍮物輪燈香爐は勿論、箔置木地物迄取集候て、地下役人へ預け申し候との事、
一御和讃御文も亦跡より取りに廻り、悉皆燒捨申候との事、
一同十五日、蓮光寺本尊始悉皆可燒とのことに付、不殘長持に入れ、土藏の椽の下へ仕舞、本堂には　朝廷の　尊牌一本而已に候と申す事、
一天主教を尤に聞込居候者有之候由にて、則六合叢談共餘紅毛英國の書類、尙近來日本出來の出定笑語、並に附錄神敵二宗論等を正依の聖教の如取扱候て、信仰之者、

日夜增起仕候段申來候事にて、御一新に事を寄せて、法外の變革を行ひ候段、速に御注進旁仕持上京仕度奉存候得共、御寺國法御咎中にて繫げる狗の柱を回る心地に御坐候間、萬事御遠察可被成下候樣と申し越し、倘諸宗門は誰一人法門弘通の儀申立候人體も無之候故、出雲西光寺本龍寺等へ書記傳達言上等賴み候て、脫走にても仕度、心中は矢猛に奉存候得共、何分海上船改役四方出張嚴重に相改候故、實以雲に乘候心持、大海を步行候樣の心中、暫時も不安事、御遠察可被下候、右之通申來り候て、有體奉注進置候、急速生活の御處置被爲在度、此段不取敢書取を以實正有の儘を奉申上置候、以上、

巳八月三日

御本山御役方御衆中

上包は集會所月番御衆中と認候て、四日立上京の人へ近善迄添狀付候て、達し吳候樣賴み遣し候事、

二啓

尙々船便の風待と出戻りにて、本文の急狀、五月六月七月三度の分、一時に屆候、斷書と老體故、足早に遠路通行六ヶ敷候樣子、認出し置候間、何れの御手へ成共、此事御通

達可被下候、

八月六日　大心庵

歡喜山御主人

同廿九日稱念寺實成ノ談話ニ、今朝權カナル人ヨリ聞取タルニ、今度佐渡ヘハ講者ヲ差向ルヿニ内決シ、幸ヒ越後ノ香涼院カ歸國ナレハ、同人ヲ差向テハ如何ト、伏見闡彰院ヘ内命ニ及ハレタル趣、實ハ尋常ノ御差向ノ如ク、門末敎諭抔ト云場合テナク、苟モ佐渡縣ヘ談判ヲ要スル事故、唯ニテモ宜キト云譯ニモ成ラス、香涼院ナレハ申分アルマジト、

五月四日、西照寺某ノ話ニ、香涼院モ佐渡行キハ氣味惡クヤ感ジケン、甘ク謝絶セラレタト見ヘテ、今日闡彰院ヨリ御殿ヘノ斷リニ、講者中ニハ然ル可キノ人物モ唯今在京セズ、又法義上ニ就テノ取調等ナレハ、講者ノ差向モ必要ナレトモ、佐渡縣ヘ願立ノ事ニシテ、畢竟俗體門ノ用向タレハ、寧ロ御殿ノ役人ヲ差向ケルコソ至當ナリト何レ予ガ神算中ニモ、相當ノ人物兩三名モアレハ、護法場係ト熟議シテ、上壇ヘモ協議ニ及ブ可シト語ラレタリ、

編者云、此ノ護法場ト云ハ、明治元年高倉學寮ノ有志者ガ廣ク社會ノ風潮ヲ察シ、

學寮ノ舊弊ヲ一洗スル爲ニ開キタルモノナリトカヤ、
同六日護法場へ出頭シ、副幹事伏成(伊豆國三島町成眞寺亡住職土屋伏成氏事)ニ面會シ、佐渡行キノ講者無キヿヲ語ル、時伏成ノ云ク、全體上壇ヨリノ内命ニ對シ、講者中ニ適當ノ人物ナシト斷ハラレタルトハ奇怪千萬ナリ、假令ヒ御殿ヨリノ沙汰ハ無クトモ、斯ル重大ノ事件起リタルト聞カハ、自ラ馳付テモ盡力スルコソ至當ナレ、然ルニ謝絶スルトハ、學力ニ乏クテ行カレヌカ、佐渡縣ノ役人ガ恐ロシクテ參レヌカ、一人ヤ二人ノ講者テモアルマジ、多人數ノ中ニ、一ノ人物ナシト云フヿ、一向了解ニ苦シメバ、是非講者ノ御差向ヲ願ヒ度、乍去御末寺ハ愈ヨ廢寺ニ相成ルトモ、法義上ノ取調ニ非レハ、出張出來ヌト云如キ、不甲斐ナキ不親切ノ講者ナラバ、左ノミ入用モ無レハ、講者ノ名義ヲ削テ貰ヒ度ト、強談ヲナシ、足下ノ一命ハ闡彰院ト共座ニ於テ指シ違ヒニ死スル覺悟ヲ成シテ、正念寺カ行圓寺ニ同道シテ貰ヒ、學寮ニ到リ闡彰院へ命チ掛ノ談判ヲナスヘシ、左ナクテハ事速ニ決着ハ致スマジト、敎示ニ預リ、此事ヲ行圓寺ニ語リ、同道ヲ請フ時、同人ノ答ニ、必至(死)ノ覺悟ハ勿論ナレトモ、過日來申ス通、我々ニ於テモ、少々心當リノ人モアレハ、暫時見合スヘシ、愈ヨ佐渡行ノ人物モ無キ場合ニ臨マバ、同道致シ、談判上充分ノ應援ヲナスベシト、

同七日集會所ノ呼掛ニ應シテ、出頭ス、時口達ニ、御殿ニ於モ一方ナラサル御配慮ナレトモ、如何セン、昨年迄ノ御直願ニ手段モ盡キ果テ當惑セリ、乍去黄佛門ノ一大事件タルハ、兎モ角モ東京ヘ申遣シ、尚佐渡ヘモ講者或ハ司令使ニテモ差向ル事ニ治定セシガ、其出張ヲ命スヘキ人ハ、只今京都ニ居ラス、美濃地方ニ在住ノ筈ナレハ、其人ヲ呼寄セテ、役前ヨリ申附ル迄ニハ、少クトモ七日ト十日ノ時日ヲ費ス事ナレハ、其許義ハ一日モ早ク歸國致シ、法中トモ協議ヲ遂ケ、其準備ニ取掛ルヘシ、物價騰貴ノ今日タレハ、空ク在京シテ雜費ノ嵩ムモ氣ノ毒ナレハ、疾ク京都ヲ發程シテ、……

……重々御配慮ヲ辱フシ、予モ上京歎願ノ甲斐アリト實ニ滿足致セリ、又入費ノ一點ニ就テハ、過日來御役前ヘ歎願ニ及ビ度神算ノ所、却テ御賢察ニ預リ、恥ケ布事乍ラ、目下ノ實況ヲ陳テ、御願申上度ハ、銘々共ハ、一昨年十一月中、廢寺ノ命令ヲ受テ已來、多額ノ入費ヲ要シ、然ルニ廢寺タルヤ、貧地小坊而已ニシテ、拙僧ノ出國ニ際シ、旅費ヲ調達スルニモ、一枚ノ衣服ヲ賣拂テ金策致セシ程ノ事故、其金額モ隨テ些細ナレバ、既ニ越後高田ニ於テ拂ヒ盡シ、上京ノ際ハ高田ヨリ拜借シテ、漸ク今日ニ至レリ、然レトモ最早ヤ旅費モ盡キ果タリ、加之拙僧出國ノ砌、出判ノ儀ハ、高田迄ト願ヒ置キ、出先ヨリ上京ノ事ニ決神シタル次第故、上ヲ欺キタルノ罪ハ避ルニ地ナシ、進ン

テ歸國セバ、一命危ク、退テ在京スルニ嚢中餘財ナシ、實ニ進退維谷ルノ域ニ陷リタレハ、今日ヨリ御本殿ノ臺所へ移住サセ、當分ノ內御養ヒニ預リタシ、敢テ美酒佳肴ヲ欲スルニ非ス纔カニ飢死ヲ免ルレバ事足レリ、他日講者ナリ、司令使ナリ佐渡へ出張ノ時、同道アッテ、寛海ハ高田滯在中ニ本山ヨリ上京ヲ命シタル者ナリ、故ニ此際同伴セリト、佐渡縣へ引渡シヲ願ヒ度、………實ニ氣ノ毒ノ至リナレバ、今一應上壇へ伺ヒ明日沙汰致スベシトノヿ故歸宿セリ、時國許相川ノ醫師長谷川靜逸及ビ商人四五輩、富彥ニ投宿ス、取敢ズ故鄉ノ近況ヲ問ヒタルニ、頃日鑑督司松井淸蔭ト申ス人渡海セラレ、相川へ赴ク途中、(字田上淸水)ニ於テ、廢寺一同籠訴致シケレハ、詮議ノ末、只今ニテハ堂守留守居ト稱シテ、家族一同自坊へ引キ移リ居ルトノ物語ヲ聞キ、六十餘日ノ苦心モ一時ニ打忘レ、是ゾ同胞兄弟ガ不惜身命ニ盡力ナシタル結果ゾト、思ハス故鄉ノ天ヲ拜シ、歡喜ノ淚ニ、客袖ノ沾ヒタルモ知ラサリキ、傳へ聞ク、十向滿位ノ菩薩方ガ、初地ニ入リタル嬉シサモ、斯クヤアラント思ハレタリ、直チニ此事ヲ同宿ノ諸氏ニ語リ、五月雨ノ空モイツシカ雲晴レテ、三十六峯照リ渡ル、今宵ノ月ハ、大谷ノ常葉ノ松モ蔭淸ク、其名モ所緣シキ松井淸蔭、別テ尾州ノ藩士トアレハ、此機失フ可ス、明朝ハ書面ヲ以テ本山へモ申上ヘシト、諸氏モ亦掌ヲ拍テ喜ハレ

タル、

同八日集會所ヘ左ノ書面ヲ出ス、

奉願上候口上覺

一拙者儀、昨日歎願致置候儀も御坐候得共、昨夜國許相川町醫者長谷川靜逸並に商人四五輩上京仕候に付、不取敢國許の近況相尋候處、四月上旬東京より鎭督司松井淸蔭と申人被致渡海、相川へ赴く途中に於て、諸宗廢寺一同申合せ、歎願仕候處、御取調の上、當分の內、堂守留守居と稱し、各舊地へ引移り可申樣、御沙汰に相成、各寺御本尊を供奉し、自坊へ移住に相成候趣、一先安心仕候、就ては高田西養寺事、四月十四日高田發程、佐州へ渡海被致候故、至極好都合なれは、定めて歎願の手順も被相運候事とは推察罷在候得共、幸ひ松井鑑督は舊尾州藩士との事故、千載の一遇失ふ可らさるの好機會なれは、何卒御本殿より、同人在國中に、相當の人物御差向に相成り、萬事御賴談有之度、此段伏而奉懇願候、以上、

午五月八日　佐渡廢寺總代因領寺寛海

集會所月番御中

同九日、集會所ノ呼掛ニ應シテ、出頭ス、時口達ニ、其許ノ安心致スヘキ吉報アリ、今朝

新門様ノ御出先ヨリ到來セシ御狀ニ、越後三條ヘ向ケ、佐渡法中總代トシテ、專得寺立蓮寺西蓮寺願誓寺ノ四ケ寺罷出、國許ノ儀ハ、四月十四日、其縣ノ達ニ依リ、各々自坊ヘ引移リ居ルトノ事ナレハ、既ニ東京ヘモ申遣セシナラバ、願事ハ當分見合スヘキ旨申迠リ、因領寺事ハ早速歸國ヲ命ス可シトノ事故、其許ニハ一日モ早ク歸國スヘシト、上壇ヨリノ御指揮ナリ、尤モ此事タルヤ、三條ニ於テ國許ノ總代ヲ始メ、誠淨院及ヒ求道等ノ協議ヨリ申越レタル事ナルヘシ、則チ佐渡縣ノ達ト御旅中御書下ゲノ寫モ是ニ在レハトテ、示サレタルヲ、謹テ讀下スニ、

一廢寺の儀に付、先般夫々觸達し置候得共、今般吟味の譯有之候に付、追而申達候迄は、廢寺の分一同什物田畑共其儘檀家共へ預け申附候條、僧徒は當分堂番申附候共、又は爲致歸農候共、檀家共申合せ次第、相當の世話可致候事、

午四月

別紙の通今般市鄉へ及布告候間、本寺並に纒寺廢寺の僧徒無遺偏、相心得、篤と檀家の者へ遂示談、夫々預け方等可屆出候事、

午四月十四日　佐渡縣

御書下寫

其表諸寺院共、御一新に付、從先頃追々御取締之儀被仰出、末寺共の內、合寺等の御達

も有之候得共、先つ此度の所にては、穩便の御沙汰に相成候趣、惣代の者より御觸達の寫を以屆出、早速御門主御聽に相成、就ては僧侶の面々、豫て御教示の通、肉食妻帶の御宗風に泥み、惰弱の擧動無之樣、行狀を正く致し、專ら學業を相勵み、身分の高下を不論、一味和合相互に護法專務の實意より、志を同して王法を本とし、仁義を先とするの御宗掟に不相背樣、自行化他有之、在家末々の者迄心得違無之樣、可被申傳候、尙又其縣役所へ對し、麁略の義無之、何卒時節を見合せ、復舊の場合にも相運候樣、精々歎願盡力可有之候、萬一心得違の族も有之候はゝ、吟味之上、可被及嚴重之處置候事、

午四月日

實ニ彼レトイヒ此レトイヒ、我々共ニ對シ、此上モナキ御教示敬承致シマシタ、乍去、爰ニ一ツ御願ヒ申上度ハ、所謂隴ヲ得テ蜀ヲ望ムノ風情ナレトモ、目下我國ノ近況ニテハ、一宗ノ職掌タル教導ノ儀ハ、未ダ御許シニ成ラヌト見ヘテ、惣代法中ヨリモ申出無之モノト考ヘラル、故ニ此機會ヲ誤ラズ、御使僧御差向アッテ、自由ニ布教傳道相成ルヤフ、歎願下サレ度シ、………アイヤ夫ハチト早計ト申モノ、如何トナレハ、本山ノ手ヲ藉リ、歎願シテ宜シケレハ、惣代寺院ヨリ願立モアルヘシ、左スレハ其趣キ本山ヘモ申送ルヘシ、先此度ハ一日モ早ク歸國シ、國許ニ於テ協議ヲナシ、其上ノ

事ニ成スヘシ、第一御出張先ヨリ、御書下ノ趣意ニテ察スレハ、其國ノ立置寺院共ハ、自身安堵ノ思ヨリ、因循姑息ニ流レ居ル者ト見ヘル、甚以テ不心得ナリ、將來ハ廢立共ニ必ス和合ヲ本トシ、唯本山ノミヲ頼ミニセス、同心戮力シテ、廢寺復舊ニ至ルヤフ、篤ト協議ヲ遂ラレヨ、司令使ヲ差向テ然ルヘキ時來ラハ、何時ナリトモ遣スヘシ、今其方一已ノ量見ニテ、之ヲ請求シテ渡航スルトモ、其縣ヘ對シ、出願ノ秩序モ運ハレサル時ハ、實ニ勞シテ功ナキ而已ナラス、法中ヘ面目モアルマイカラ、歸國ノ上ノ衆議ニ任スヘシ、此事ハ歸宿ノ上、篤ト勘考ヲセラレヨト申渡サル、

同十日護法場ニ到リ、諸氏ヘ昨日來ノ事情ヲ陳テ、意見ヲ問ヒシ時、諸氏ノ答ニ、佐渡法中四ケ寺迄總代ト成テ、新門樣ノ御出先ヘ罷出、當分安堵ノ趣御届ニ及ヒタリトアレハ、何トモ致シ難シ、實ハ足下トイヒ、我々トイヒ、佐渡ノ景況一向相分ラサル事ナレハ、強テ使僧ノ差向ヲ歎願シテ、渡海致ス共、其縣ヘ願立モ出來サル時ハ、無益ノ事故、兎モ角モ足下ハ一先歸國ヲナシ、時機ヲ計テ速ニ申遣スヘシ、我々共ニ於モ、其節ハ充分盡力シテ、相當ノ人物ヲ差向ノ事ニ注意スベシト、

同十一日集會所ニ出頭スルニ、一昨日來ノ勘考ハ如何テアル、速ニ歸國ヲ成シ、國許ノ實況ヲ目擊シ、法中トモ協議ノ上、然ルヘキ時モアラハ、差向ヲ願ヒ出ルハ得策デ

有フデナヒカ、………予モ諺ニ云、隔靴搔痒ノ心持ナレトモ、斯ク迄御諭シニ預ル上ハ、是非ニ及ハス、歸國ノ事ニ決神致シマス、………然ラハ高田及佐渡ノ法中ヘモ書狀ヲ遣スヘシ、一兩日相待ツヘシト申渡サル、

同十三日、集會所ヘ到リ、書狀ノ督促ヲナスニ明朝迄待ツヘシトノ事故、歸宿ノ上此事ヲ西照寺某ニ語ルニ、夫ハ過日足下ヨリ申込タル路金ノ事モアレハ、夫是チト延引スルナラン、恐レ乍ラ、日下御本山ノ御納戸方ヘ參テ見レハ、財制御困難ノ極ニ達シ、些細ノ金ニモ御差支ノ………斯ク御困難ノ其中ヨリ、旅費迄拜借シテ、………他日廢寺モ復舊シ、教導自由ノ身トナラハ、足ニ任セテ東奔西走、………門徒同行ヲ奬勵シ不惜身命ノ御取持ヲ………ト、不知客涙數行ニ及フ、

同十五日集會所ニ於テ、高田及ヒ國許ヘノ書狀ヲ下附セラレ、豫テ願込ノ路金ハ、西照寺ノ手ヲ經テ渡スヘシ、己後佐渡事件ハ、高田輪番西福寺ヘ申遣シ置ク故、萬事同人ヘ協議シテ、後本山ヘ申出ヘシト、寬海ハ泉龍寺ヘ別ヲ告ケ、　御門跡樣ヘノ御傳奏ヲ願ヒ置テ歸宿ス、西照寺某モ、御殿ヨリ歸リ來リ、氣ノ毒乍ラ些細ノ金額ナレトモ、金札ノミニテハ渡シ兼ルトテ、札貳兩ト錢廿五貫文ヲ渡サル、故ニ左ノ證書ヲ差入ル、(當時兩替ハ壹兩ニ付四百文宛ノ步錢ナリ)

本拜借一札の事

一金四兩貳歩　路用
一金四兩貳歩貳朱　富彥宿料

右は此度無餘義次第に付、奉拜借候處、實正明白也、返上の儀は、歸國の上、法中一同へ申談し、當年中に無相違返上致し、少しも御損相掛申間敷、爲後日證書如件、

明治三午年五月　佐渡廢寺總代因領寺寬海

集會所月番御中

尤モ富彥ノ止宿料ハ、御殿ヨリ後日同家へ勘定スルトノコ、同十六日晨朝ニ參詣シ、御眞影及御門跡樣へモ、永々御尊慮ヲ苦メ奉リシ事ヲ謝シ、今世一生ノ御暇乞、別離ノ涙拭ヒツヽ、宿ニ歸テ旅裝ヲ終へ、護法場係ノ諸氏ト賓主團欒シテ、離盃ヲ酌ミ、既往ノ厚誼ヲ謝シ、將來ノ事ヲ托シテ、歸國ノ途ニ就ケリト、(已下略之)

五月廿日西本願寺ヨリ、佐渡御末寺へ宛、左ノ返書到來ス、

一筆令啓達候、先以兩御門跡樣益御機嫌克被爲成御座候間、可爲大慶候、然は、其地一昨年小寺の向廢院合寺の御處置有之候末、遠境の向寺檀難澁に付、此度出格の御憐愍を以、五十五ケ寺御取立に相成候處、御一派末寺五ケ寺の內、一昨年三ケ寺被廢候

儘にて、重々歎願等も有之候得共、御採用無之趣、如何の次第に候哉、外派は夫々最寄にて、復寺被仰付候處、御一派末寺丈は、一昨年御處置の儘に相成候は、定て御都合被爲在候哉、一體廢院合寺の儀に付、昨己四月、御門跡様より朝廷へ御歎願書被差上候得共、何の御沙汰も無之候、近來諸方共追々廢合の沙汰有之候に付、猶又朝廷へ向御歎願周旋被爲在候御儀にて、決して御捨置に相成候譯にては無之候條、何分各地共、其所御末寺より、政府へ幾重にも歎願周旋有之度、右返報旁可申達如此に候、不宣、

五月二日　　御用番下間法印仲潔(花押)

常德寺殿　廣圓寺　專法寺　正覺寺　大福寺

同年十二月中、他府縣ニ於テハ、左ノ布告アリタリト聞ク、然レトモ、我佐渡縣ニ於テハ、如何ナル譯ニヤ、公布セラレズト、

一今般寺院寮被置、追々御改正筋被　仰出候條、各管廳に於て、區々之處置致間敷候事、

但無祿無檀之寺院合併、自今本寺法類故障有無相糺、以調書可伺出事、

庚午十二月　　太政官

明治四年正月中、左ノ如ク達セラル、

近世寺院の宗規日に紊亂して、本寺本山と唱るもの、或は積德持戒の念慮なく、門地尊大に押移り、隨て末派の僧侶に至り、糊口安逸を貪るのみならす、甚敷は政敎を害するの徒有之趣、今般寺院寮を設けられ、宗の規風を御釐正相成候條、今後銘々自反僧律を守り、文明維新の御趣意を奉戴可致旨被仰出候事、

右之趣從東京御布令に付、可得其意者也、　未正月、　佐　渡　縣

一諸寺院廢立並歸農、本山當山修驗共歸農の儀、去冬朝廷へ相伺候處、今般伺の通確定御沙汰相成候間、今後願筋等致し候共、斷然採用難相成候間、其旨寺檀共屹度可相心得事、

一廢寺現住の向は、格別の憐恤を以移轉致し候迄、當寺主限堂番爲致候事、

一廢寺並歸農寺院除地田畑を始、持來り田畑山林等、兼て取調書差出候通り、高反別等無相違所持致し居、追而の處置可相待候事、

一廢寺歸農寺檀家の儀、本寺又は最寄寺院へ改檀致候は勿論に候得共、堂番有之向は、當寺主限檀用爲取扱不苦候事、

但廢寺に於葬式法事を執行候儀は、決して不相成候事、

右之趣諸寺院始僧侶歸農の者、小前末々迄、不洩樣可觸示者也、　未正月　佐渡縣

二月十四日左ノ如達セラル、

一諸國社寺由緒の有無に不拘、(拘)朱印地等從前の通被下置候處、各藩版籍奉還の末、社寺而已土地人民私有の姿に相成、不相當の事に付、今度社寺領現在の境內を除の外、一般上地被仰付、追而相當祿制被相定、更に廩米を以、可相賜事、

但當午年收納は、從前の通被下候事、

一領地の外に、舊政府並に舊領主等より米金寄附の分、依舊慣當午年迄被下候向も有之候處、來未年より被止候事、

但家祿の內を以、寄附致し候儀は別段の事、

一上知の田畑百姓持地に無之、社寺にて直作或は小作に預け有之分、年貢諸役百姓並相勤候に於は、從前の通社寺にて所持致し不苦候事、

但地所に關係の事務は、村役人差圖可致事、

右之通被仰出候條、府藩縣に於て、管內の社寺へ可相達事、

庚午十二月　太政官

一今度社寺領一般上知の儀、別紙の通被仰出候に付、是迄支配致候府藩縣へ土地更に管轄被仰附候事、　但高帳は追而可相渡事、

一祿制御改革に付ては、元有祿の社寺にて、是迄召仕候譜代の家來共、三代以上、元給祿高二代以下勤年數二十年以上(マヽ)五ヶ年已上、譜代新規抱等の差別をなし、管轄府藩縣に於て、人名取調可差出事、

但一季抱は不及差出事、

右之通相達候事　庚午十二月　太政官

右之通東京より御布令に付可得其意者也、

辛未二月　佐渡縣

三月八日左ノ如ク達セラル

一他國出判の儀、從前村々割付高と唱へ、夫々人數取極有之、爲其都て不都合相生し候儀も有之哉に相聞へ候に付、今後更に右定額令廢止候、就ては他國出の者共は、其時々願出、出判申受、出國可致、萬一此末心得違國制を犯し、密に出入等致し候者猶有之者、取糺屹度申附候條、此旨可相心得候事、

辛未三月　佐渡縣

五月四日左ノ如ク達セラル、

寺院住職繼目等、從來本寺本山に於て、取扱來候處、自今管轄地方官へ一往掛合の上

可取計事、

但僧侶不行跡不正の儀等有之候節は、地方官より可及掛合候條、其本寺本山より人撰進退可取計事、

右之通布告に付、爲心得及布告置候也、

辛未四月　佐渡縣

六月廿九日左ノ如ク達セラル

一諸寺院現在の境内を除の外、一般上地被仰附候に付、右境内中の田畑屋敷等半納三ヶ一、或は一圓除地に相成居候分は、今般上地の上、外並の通、年貢諸役申附、其餘は先づ是迄の通据置候積の處、右境内區域一定不致候ては不都合に付、從前の坪數反別に不抱(拘)、相當に境內の區別相定、其餘山林は勿論、假令不毛の土地に候共、墓所を除き、外一圓上地の積り、今般更に被仰出候間、自今境內門構內堂塔伽藍建連らね有之候敷地丈を境內と相定め、其餘本寺境內中の末寺寺家等の廢跡、其外山澤附たりとも、竹木等生立居候場所は勿論、不毛の空地たり共、墓所を除の外、間數反別等取調、粗繪圖相添へ、來る七月十日迄に可差出者也、

辛未六月　佐渡縣

七月廿日、京都本山ヨリ左ノ通達セラル、

抑寺院合併ノ儀ハ、釋門ノ興廢ニ抱(拘)リ候大事件ニ付、兼テ苦慮致ス所ナリ、素ヨリ朝廷ニ於テ、廢佛毀釋ノ御旨意決シテ不被爲在間、門末ヘ說諭可致之旨、去辰年蒙綸命候ト雖モ、動モスレハ、諸藩ノ内ニモ、排佛ニ等キ處置モ有之、自ラ一宗ノ衰頽ニモ立至リ候故、先達ヨリ及歎願候處、此度太政官ヨリ御沙汰書ヲ以、御達ニ相成候趣、如左、

東本願寺

今般歎願申出之趣、兼て被　仰出候御旨意に齟齬致し候、素より廢佛の儀には無之、殊に昨冬中、無祿無檀之寺院にて、其本寺法類及ひ寺檀共故障無之候て、廢毀合併致し候儀等、總て伺出、　朝裁を可請旨、御沙汰相成候條、篤と御旨意を奉し、門末の者共、疑惑を不生樣、說諭可致事、

辛未三月　　太政官

右之通難有蒙　御沙汰候處、猶又昨午年、越中富山藩管轄中の寺院合併の新令被行候に付、僧徒窮厄之情實、弘敎壅滯の形勢に相成、門末一同傍觀に不忍の條、予に於ても寢食不安に依り、當春歎願書を差上候、東京に於ては、新門よりも再三愁訴に及候處、五月八日、太政官より御達に相成候書面如左、

富山藩

先般於其藩、各宗の寺院及合併候に付ては、頗る下情愁(怨)屈の趣相聞へ、不都合のことに付、更に穩當の處置方取調、可伺出候事、

太政官

東本願寺

別紙の通、富山藩へ御沙汰相成候條、其旨門末共へ可致說諭候事、

辛未五月　太政官

右は獨り我門末に不限、遍く各宗の釋門に及ぼし候朝廷の御仁恤と、深く感戴可仕事に候、此上は富山藩に於ても、穩當の處置可有之候間、僧徒に於も、一際抑損耐忍可致は勿論のことに存候、且右事件に付、予並に新門より歎願の趣意は、僧徒困難の場合、仁慈の　御沙汰御坐候はゞ、一同勉强學業を研究し、宗敎を弘通し、怠慢の舊習を一洗可爲致と申立候事故、銘々其意を體し、今日より以後、非常奮勵無之ては、坐して天恩を貪るの恐れ少からずと存候、いよ〳〵　皇政の恩澤を奉戴し、佛祖の冥慮に契當候樣、右の事情努々粗略に存申間敷候也、　明治五年辛未五月　釋嚴如

八月十六日、眞宗廢寺ノ者ハ、佐渡縣ヘ、纒リ寺及ヒ纒メ寺ヨリ、左ノ願書ヲ差出シタレトモ、採用ナシ、

乍恐以書付奉歎願候

京都東本願寺末何郡何村何寺某御願奉申上候、去辰年御一新に付、廢寺被仰附、同末何村何寺へ纒り罷在候處、昨年中寛大の御處置に依り、堂番被仰附、難有奉敬承候、然る處廢寺に於て、葬式法會等不相成の御趣意に付、愚僧を始め、檀家一同日夜深く愁歎罷在候、折柄、本山御門主より達書も有之候へば、今度歎願仕候大要は、當村事、往古より寺院何ヶ寺有之候處、外々は歸農致し、村内に死亡等有之候砌、假寺無之爲め、遺骸を遠方へ持運ひ入費等も多分に相掛り、甚た難澁に相見へ、實に歎ヶ敷候間、何卒出格の御仁慈を垂れ、在來通り葬祭式會等御恩免被成下置候樣、伏て奉歎願候、以上、

何郡何村何寺誰　法類何寺誰

乍恐以書附奉歎願候

何郡何村淨土眞宗何寺御願中上候、同宗何村何寺儀、去辰年御一新に付、廢寺被仰渡、拙寺へ纒り罷在候處、……(前同文)葬祭式會等御恩免被成下置候樣、伏て奉歎願候、

以上、

願主　纒メ寺何寺誰　法類　何寺誰

佐渡縣御役所

編者云、明治四年已後ト雖モ、年々佐渡縣ヘ歎願セシハ、再三再四ニ止ラサレハ、其書類ノ如キ、予ノ手許ニ集レルモノ十ヲ以テ數フルニ至ル、然レトモ、其願意文章皆大同少異タレハ、今ヤ煩ヲ省ンカ爲メ、尤モ將來ニ傳ヘテ必要ト認ルモノヲ記載ス、縣廳ノ布告、本山ノ達令、及ヒ廢寺諸氏ノ歎願手續等ハ、原村料ニ乏シケレハ、予モ頗ル東奔西走捜索ニ注意スレトモ、遂ニ結果ヲ見ル能ハサレハ、記事ノ體裁ニ至テハ、遺憾乍ラ素志ヲ枉テ、纔ニ蒐集セシモノヲ左ニ錄ス、讀者請フ之ヲ恕セヨ

明治五壬申年三月左ノ公布アリ、

今般教部省被置候に付ては、左之件々願伺屆等、總て同省ヘ可差出事、

一社寺廢立及ひ祠官僧徒等級格式等の事、

一新に祠官を置き僧尼を度する事、

一教義に關する著書出板免許の事、

一教徒を集會し、教義を講說し、及ひ講社を結ふ者に免許の事、

一教義上の訴訟を判決する事、

壬申三月　　太政官

同月中佐渡縣戸籍掛ヨリ、廢寺ノ檀家ハ、立置寺院ヘ改檀可致旨申達セラル、此布告出ルヤ、諸宗寺檀再ヒ蜂起シ、此處ニ集會、彼處ニ相談ト、東西南北櫛ノ齒ヲ挽クニ異ナラス、僧侶信徒ノ出沒常ナラサレハ、縣廳ヨリハ捕亡方ヲ各村ヘ差向ケ、重立タル寺院ヘ左ノ招喚狀ヲ發シテ、住職ヲ說諭シ、

至急相尋候御用候間、自分旅宿某方迄可罷越候也、

申三月十日　　　　捕亡方　綱野良藏㊞

或ハ觸頭等ト稱スル人々ハ、老婆心ニモ、其宗內ヘ左ノ如ク告示シ、身ハ是レ半僧半吏然トシテ、意氣揚々タリ、

今般改檀一條に付、其宗門廢寺檀家迄、連印等を取り、外御立置の寺院迄、徒黨ヶ間敷連印相取り、強訴の心組有之由、被及御聞、甚以不屆之至、此度の改檀一條は、東京より御用狀にて、諸宗門一同の事、右等の筋合不相辨、強て檀家連印等にて筋違の儀申立候僧侶は、嚴重の御咎被仰附候條、決て不筋の願等不致樣、可傳達旨、被仰渡候間、右之件々御一同承知可被成候、　以上、　　申三月十一日辰之上刻出　　〇〇寺(印)

宛名寺號(書捨ニス)

右此度の回文御取締方御入念有之候間、刻附調印之上、觸止より、今日中に乾度御返

し可被成候、若遲滯に及ひ候御寺院は、他日御迷惑に及ひ可申候、尤も舊冬拙寺より差出候廻文に付、混雜に及候に付、此度は御役所へ屹度御屆申上候に付、左樣御一同承知可被成候、

三月中、我眞宗ニ於テハ、左ノ書面ヲ出シテ、歎願スルモ更ニ採用セラレス、

乍恐以書付奉歎願候

淨土眞宗京都東本願寺末在七ヶ寺、並に檀家一同奉歎願候、去る辰年廢寺被仰渡寺檀家一同、父母妻子に至る迄、心痛罷在候處、一昨午二月中、增立置御布告の砌ゝ、御沙汰に相漏れ、當惑の折柄、出格の御仁恤を以、堂番被仰附、猶又昨春堂番有之向は檀家法用取扱ひ不苦の蒙御布告、難有拜誦し、前顯の御觸示を力に致し、安心罷在候、然るに不圖も、戶籍掛より改檀可致旨御沙汰に相成、寺檀の難澁父母妻子の悲歎、筆紙に盡し難く候、實に當宗の儀は餘宗と違ひ、家族も多く候へは、差當り迷惑筋不尠、猶檀家の銘々先祖已來の菩提寺を離れ、今更改檀仕候ては、祖先の靈位へ對し、追死の孝道も完からさるやに被考候、猶死に垂んたる父母の愁歎を傍觀致し候は、倫常難默止情態より、乍恐奉歎願候間、何卒前顯の願意御憐察あつて、昨春の御布告通り、改檀の儀御猶豫被成下、從前の通檀用爲取扱被下置候樣仕度、右は全く御趣意を拒む譯

には無之候得共、目今難澁の實況を奉歎願候間、出格の御仁惠を以、御聞濟被成下、寛典の御沙汰、幾重にも奉仰上候、以上、

申三月日　　何寺堂番誰　　外六名連署　　檀家惣代連署

乍恐以書付奉歎願候

淨土眞宗京都東本願寺末何村何寺檀家一同奉歎願候、同寺儀去る辰年廢寺被仰渡候已來、日々老衰の父母を始妻子等に至る迄寢食を忘れ、晝夜心痛罷在候處、一昨午四月中出格の御仁恤を以、堂番被仰渡、猶昨春堂番有之向は、檀用取扱ひ不苦の趣觸れ達せられ、一同難有奉拜承候、當住一代は檀家の法用等、總て是迄通相勤候共、仔細無之事と心得、正直一途の銘々共故、前御布告を力に致し、安心仕居候甲斐もなく、今度不圖も戸籍掛より改檀の儀御沙汰に相成、實に途方を失ひ、百姓輩農事の用意も打忘れ、菩提寺は如何成行き候歟と、朝夕夫のみ苦心罷在候に付、檀家の者必致難澁の次第、右菩提寺へ對し、我等の爲め御公儀へ歎願致呉候樣達(てカ)々頼入候得共、當時御上樣より嚴重の御沙汰有之候上は、檀家へも說諭可致僧侶の職掌なれは、今更嘆願の致方も無之趣を語り、共に落涙仕候、實に此度の難澁百姓の銘々、言語文章を飾り候事は存し不申、唯胸中有の儘御歎奉申上候、殊に祖先已來の靈位は勿論、老境の父

母へ對し、何共申譯無之次第故、偏執の罪深く恐入候得共、昨春御確定の通、檀用爲取扱被下置候樣、御慈悲の御沙汰幾重にも奉仰上候、以上、

明治五申年三月日　　何村何寺檀家　何村　誰

乍恐以書付奉歎願候

雜太郡何々兩村役目の者奉願上候、私共村方の儀、是迄何村は何宗何寺、何村は何宗何寺等有之候得共、最寄都合にて隣村何村眞宗何寺へ多くは朝夕佛參等致し居候、且同寺住職事性質篤實溫厚にして、教導法話向至て手厚く深切故、一同歸依罷在候處、先般寺院御廢被仰出候砌、何宗何ヶ寺共、歸農仕候得共、何寺事は佛道の素志を守り、其身は法類へ相纏り、念佛勤行懈怠なく、信徒同行を勸誘致し居候故、一同末賴母敷被存候際、御上樣の御慈悲を以、當住一代堂番にて檀用相勤候樣被仰渡、數百軒の在所に、一ヶ寺のとなれは、自然御立置に被成下候御事と、一同難有存じ、聊か安心罷在候所、此度戸籍掛より廢寺檀家は早々及改檀候樣、被仰聞、右何寺事も忽ち無檀と相成、始終は廢滅可致候、私共元來歸依僧の事故、不忍見聞は申迄も無之、且同寺儀は、私共組合の村方にて、最寄宜き場所に付、組合諸勘定等の節、是迄始終同寺を借受け、會合所に致來り、大に便利筋にも相成、且又葬祭等の際、菩提所遠隔し、假寺等に難澁

仕候間、恐れ多き儀に候へ共、何々三ヶ村にて、家數合せて三百軒餘の所へ、右何寺一ヶ寺丈御立置に被成置候樣願上候、右は被仰渡の御趣意違背仕候儀には毛頭無御座候、唯事實難澁の次第柄、奉入御聞、只管奉歎願候事故、何卒前條御賢察の上、願意御聞濟被成下置候樣偏に奉願上候、　以上

何郡何村　組頭誰　名主誰

然レトモ、此歎願書ノ結果ニヤ、同月廿九日、左ノ如達セラル、

一戶籍編製の方法御改正に付、廢寺歸農寺檀家の者共、是迄改檀不願出向は、早々取極四月晦日を限、屆出可申候、

一廢寺堂番の儀は、去春相達候通、其身一代は改檀致候寺院代の心得を以、檀用佛事等爲取扱候間、其旨相心得可申候

一一向宗廢寺堂番は、追而御處置の次第も可有之候間、夫迄の內、改檀寺院代の心得を以、檀用佛事等取扱可申候、

一改檀相請候寺院の儀は、前條之趣了解致し、一向宗廢寺堂番は、追而及沙汰候迄、其他諸宗廢寺堂番は、一代檀用爲取扱可申候、

右之通更に相達候條、得其意、僧俗共今後心得違無之樣可致者也、

壬申三月廿九日　　相川縣

其後縣廳ヘ眞宗寺院惣代ヲ呼出ノ上、其宗門ノ儀ハ、特別ヲ以テ、改檀ノ件ハ六月廿九日迄猶豫シ遣ハス可シ、諸宗ニ異ナル御仁惠ニ對シ、其宗僧侶ハ愚俗ニハ勝リ候者ナルヘシ、故ニ期日ヲ誤ラス、御上ノ手數ヲ煩ハサス、必ス改檀届出ヨトノ嚴達ナレバ、各涙ヲ呑テ改檀ス、時舊檀中及ヒ改檀寺ヨリ左ノ證書ヲ差入ル、

差上申一札之事

一去辰年御一新の御趣意に付、國中末寺格院共、本寺又は重立候寺院へ可纏旨被仰渡候に付、私共菩提所貴寺樣儀は、直末格院の寺柄にて、何れへ可纏筈と申儀更に無之處、組合の好身を以、何町何寺へ纏り居候處、一昨午四月堂番被仰附、難有奉敬承候、然る處、猶又昨未正月堂番有之向は、其身一代檀用取扱不苦趣御布告に相成、寺檀共暫時安心の詮も無之、當申三月より廢寺の檀家は、何れの寺院にても可致改檀旨嚴重の御沙汰に相成、實以不容易儀に付、假令當御住持一代たり共、寺檀の因み相續致度心底より、寺檀共種々盡力之上、歎願等仕候得共、一切御採用無之、最早至急の御沙汰に相成、歎願の手段も盡果、進退途を失ひ候に付、奉對御寺法不本意の至り恐入候得共、不得止儀に付、寺檀一同相談の上、右何寺へ改檀致し候事に治定仕候に付、爲後證、檀中一同取極之條々、

一私共儀御趣意に付、何寺へ改檀致し候共、貴寺樣儀、其身一代總て檀用取扱可申旨御布告に相成候上は、葬式は勿論、年忌法用時齋等に至る迄、是迄の通御勤可被下候、然る上は、貴寺樣を差置、外寺院等請待の儀決して仕間敷、先祖以來の菩提寺に候得ば、從前の通檀用向何事も貴寺樣へ御賴申上、聊不實の振舞仕間敷候、

　但請待ノ寺院ハ、貴寺樣へ一應相談ノ上、請待可致事、

一御上より嚴重の御沙汰に付、表は何寺へ改檀致し候得共、貴寺樣御一代は、三季の屆は不及申、總て是迄仕來の附屆は、從前の通貴寺樣へ屹度差上可申候、

一當宗の儀は、追て御處置の次第も有之趣、御布告に相成候へは、自然貴寺樣子孫の代に至り候ても、堂番等御許容に相成候樣の儀も可有之、其節は葬式檀用は勿論、三季を始、諸志納物前件の通、貴寺樣子孫へ差上可申、聊か我儘の振舞仕間敷候、

一貴寺樣萬一如從前、御立置の御沙汰に相成候はゞ、其節は連印の檀中一軒も不洩樣、互に手を引合せ、貴寺樣へ歸檀可致候

右は先祖已來の寺檀互に引離れ候儀は、誠に以不容易難澁の場合、銘々身上に引受、取極候上は、決して違犯仕間敷、萬一違變仕候はゞ、連印の者一同、蒙佛祖の冥罰、來世は永く可墮惡趣者也、依而差上申一札如件、

明治五壬申年六月　　　檀家一同署名調印

御菩提所　何寺殿

相渡申一札之事

一去辰年、御一新の御趣意に付、國中末寺格院共、本寺又は重立候寺院へ、可經旨被仰渡候得共、貴寺儀は、素より直末格院にて、拙寺比對の寺院、依て何寺へ可經筈更に無之處、平生の御自愛を以、一寺損(存)亡の場合、無異儀拙寺へ御經被下、拙寺移轉の難を免れ候儀は、全く貴寺御纏り被下候廉に依ての儀に御座候得ば、不一方義恩、寺檀共に難有奉存候、然る處、昨未の正月、堂番御許容、其身一代檀用取扱不苦の御布告有之、貴寺は勿論拙寺に於ても、寺檀共に安心罷在候處、當申三月より、廢寺の檀家は、何の寺成共、勝手に可致改檀旨、嚴重の御沙汰に付、歸依檀緣の寺院も有之候處、御一新已來の因を以、貴寺御門徒一同拙寺へ改檀被成下候段、是亦重々の義恩寺檀一同忝奉存候、

一御上より嚴重の御沙汰に付、無是非拙寺へ改檀被成候共、院代の心得を以、從前の通惣て檀用取扱可申の御布告も有之候得ば、葬式を始、檀用向、總て是迄通貴寺にて御勤可被成候、其儀に付ては拙寺寺檀共に故障ヶ間敷儀聊か申間敷候、尤も貴寺檀

中より、三季の届は不及申、諸受納共に不殘、貴寺にて御受納可被成候、拙寺に於て、決而彼是申間敷候、

一當宗の儀は、追而御處置の次第も有之趣、御布告に相成候得ば、自然子孫の代に至り候而も、堂番又は起立相成候樣の時節も可有之、其節は貴寺檀家檀用は勿論、諸受納共、前顯の通、貴寺子孫へ相任せ可申候、

一萬一貴寺在來通り起立相成候節は、連名の檀中一軒も不殘、速に拙寺手許を離檀致し、從前の如、貴寺へ歸檀可爲致候、

但貴寺儀、寺國法共寺號相立兼候節は、子孫の代に至り候共、決而疎遠に心得申間敷は勿論、死生を共にし、寢食を同するの心底より、貴寺子孫へ精々盡力の上、必助勢可仕候、

一貴寺御門徒葬式佛事等に、拙寺請待に預り候共、導師燒香の儀は、從前の通貴寺にて可被成候、於拙寺は、寺檀共決して彼是申間敷候、

一貴寺御門徒拙寺檀家に加入被成下候上は、新古の差別なく、聊か麁略の取扱致間敷、萬一麁略の取扱等致し、不心濟廉を以、致改檀度人も有之候はゞ、何時成共離檀狀相渡可申候

一貴寺微運にて、起立の期を不遂、命終被成候節、貴寺御門徒の內、歸依不歸依の儀に付、致改檀度旨、貴寺共に申出候はゞ、望の通速に離檀狀相渡可申、其節拙寺々檀共、故障ヶ間敷儀決而申間敷、屹度離檀狀相渡可申候、

右は貴寺開基已來の寺檀互に引離れ候儀は、不容易難澁の場合、拙寺々檀共に身上に引當て、傍觀に不忍、心底より取極の條々、貴寺改檀被成下候上は、決而違犯仕間敷候、萬一違變仕候はゞ、拙寺々檀一同蒙佛祖之冥罸、來世は永く可墮惡趣者也、依而一札如件、

明治五壬申年七月

何町何寺　法類　何寺　檀家總代七名連印

何村何寺殿　外檀家連名宛

六月五日左ノ如ク達セラレタリ

社寺除田畑並境內共上地被仰附、昨年已來、實地撿分の上、反別取調候に付、更に御拂下に相成候に付ては、立潰社寺並に歸農の者、元寺跡境內並に除田畑は、銘々傳來の持主共へ御拂、廢寺村仲間持堂宇所の境內除田畑は、村々望の者へ、御拂下の積に候間、地所相當地代金取調、來る廿九日限可申立、尤も望の者候はゞ、其段可申立者也、

壬申六月五日　相川縣

七月十日、縣廳ニ於テ、各宗立置寺院一同ヨリ、明細帳ヲ徴集ス、然レドモ廢寺ノ分ハ入用ナシトノ事故、眞宗廢寺一同ヨリ、左ノ願書ヲ出ス、

乍恐以書付奉願上候、

眞宗廢寺一同御願奉申上候、今般本末寺院明細書可差出旨被仰渡候に付、拙僧共儀、去る辰年以來不幸にして、合併の蒙御沙汰候處、昨未三月中、其筋より被仰渡の趣を以、本山へ宗內の末寺明細書二通宛差出し置候、然るに今回は廢寺のみ明細書差出方禁止せられ候ては、本山より被申立候末寺の數と相違するは、理の當然にて、實以て歎ヶ敷奉存候、將又當春已來の御布告に依り、淚を呑て改檀は致し候得共、眞宗の儀は、素より本山の檀家を寺別に被預置候宗規なれは、御一新已來は一層宗教弘通に盡力し、怠慢の舊習を一洗し、天恩の辱きを忘却不致樣との我法主の命令骨體（髓カ）に徹し候、殊に當四月以來、教則三ヶ條則ち敬神愛國等の御政體敬承仕居候、實に廢寺の名稱は悲歎に餘り候得共、拙僧共を始め子孫の末迄、聖恩の餘澤に起臥致居候事なれは、目前の困難をも顧りみず、僧侶の本分を完くして、朝家の安寧を祈り、國家の隆盛を補助致度心得より、內宗學を研究し、外教導事務に致居候、當時の事情御賢察あつて、本末寺院明細帳には、何卒眞宗廢寺の銘々共をも御加へ被下度、此段奉願上

候、以上

明治五壬申年八月　何村何寺堂番誰　連名

時口達セラルヽニハ、眞宗ハ別段ノ譯柄モアラハ、兎モ角モ、左モ無レハ、廢寺一般明細書ヲ徵集スルノ必要ナシトテ、書面ヲ却下セラル、

同十二日淨願寺海榮ヲ總代トシテ、高田御坊へ向ケ渡航セシメ、以テ左ノ願書ヲ差出ス、

申上候口上覺

拙寺共儀去辰年以來、廢寺の件に付、御門主樣に於せられ、深く御苦慮被成下、洪恩の程常に奉感佩候、豫て御憐察の如く、拙寺共千辛萬苦を嘗め、一昨午年に至り、纔に堂番を被申渡、聊か愁眉を開て、國恩佛恩の辱なきことを喜ひ居候處、當春に至り、廢寺の檀家は總て立置寺院へ改檀可致旨被申出候、已來晝夜寢食を忘れ、哀訴歎願に盡力致し候得共、更に御採用無之候、我々の衣食住は素より佛德皇恩の賜たれは、毫も朝旨に違背せず、又護法の爲に、一身を犧牲に供するは、僧侶の本分なりと雖も、父母妻子あれば迷情の曇り朦朧として、會稽の耻を忍で、惜からぬ一命を存へて、今日に至るは、他日廢寺復舊の好時節に接することあらんと、五ケ年の長日月、終始一日の

如く、官に願ひ、縣に請ひ、鞠躬此事に盡力致居候處、去四月教部省御開設に相成、御法主樣にも御出勤被爲遊候由、其筋より當縣へ御達し有之候趣、敬承致し、我ゝ廢寺復舊の端緒、是より現はれんと、欣喜雀躍し、當縣係員へ內ゝ探索仕候に、御一宗廢寺の儀に付ては、御本山より度ゝ御願立も有之候事なれば、不惡可取計との內達は有之候へ共、目下の所にては、諸宗に異り、特別の評議も無之、然れとも唯今東京へ伺中の事たれば、太政官若くは教部省より、眞宗の儀は在來通り可立置旨、御沙汰も候はゞ、當縣に於ては決して違背不致とは、當縣內の事情に有之候、右に付、我々廢寺中にて、兩三名出國の上哀訴歎願仕度候へ共、當縣に於て、東京迄の出判開濟なく、殘念乍ら、惣代を以貴所へ歎願に及ひ候間、前條御憐察あつて、東京へ御願立被成下度候、尤も東京より我ゝを御呼立とならば、出判に差支も無之事故、我ゝ出國の上、逐一開申可致候、何卒御門跡樣の御盡力にて、教部省より當縣へ宛、廢寺復舊の御沙汰相成候樣、我ゝの懇願此事に御坐候、尙當縣に於て、此頃東京より御沙汰有之候趣を以、本末寺院明細帳を徵集し、開基幷に緣由家族の員數、檀家の多少迄、可書出旨布告に相成候、右は日本全國寺院の總數を調査し、諸縣に於て區々の處置爲無之の必要歟と、我ゝに於て推察仕候故、此際寺院の數に漏れ候はゞ、他日の事も案じられ候故、別紙の如

歎願仕候得共、御採用無之候、前條幾重にも御憐察の程伏て奉仰上候以上、

明治五壬申年八月日

稱念寺堂番智観　淨經寺堂番惠誠　西光寺堂番善賢　滿行寺堂番教慶

照覺寺堂番一淨　因領寺堂番寛海　淨願寺堂番海榮

越後高田御坊輪番所

九月中、東京大教院ヨリ左ノ公布ヲ回達セラル、

第六號

神社寺院合併の儀は、事由明細取調、教部省へ可相伺旨、第百四號布告有之候、右は强て合併可致御旨趣に無之、從來氏子等も無之、社殿頽敗或は無檀無住にて堂宇破壞し、又は小社小寺にて永久相續の目途無之分は、諸般故障の有無取糺し、廢合の適宜を斟酌し、詳悉調書を以て、當省へ可伺出事に候條、各地方廳區々の處分無之樣可致候事、

壬申六月　教部省

新義眞言宗ニ於テハ、此布告ニ接スルヤ、惣代トシテ、藥泉寺淨觀ヲ東上セシメ、左ノ如ク出願、指令ヲ得タリ、

奉歎願口上覺

佐渡國諸宗寺院去る辰十一月、許多の寺院廢止被仰出、歎訴數回に及て、當寺主限堂番と改め、元寺に被差置候處、方今に至り、廢寺の檀越は立置寺院へ改檀被仰附、境內田畑等村方望の者へ御拂下に相成、種々奉歎願候得共、一切御採用無之、然る上は銘々退寺の外詮方なし、實は從前の住坊に被差置候內には、何歟挽回の策も相立度存し、居住罷在候處、目今の形勢に立至り、微衷難相貫候、然る處、三章の御敎則、大小敎院御創建等の御趣意、並從太政官社寺廢立共、敎部省へ可願出旨の御布告御達に相成、難有奉拜承候、依之、今般爲廢寺總代出府仕候間、何卒出格の御憐愍を以、寺院相續法門恢復の御慈計幾重にも奉仰願候以上、

明治五壬申年十月　　佐州廢寺總代藥泉寺　淨觀

智積院御代理御役僧中

別紙指令之通可心得候事、

新義　眞言宗　藥泉寺淨觀

別紙願之趣尤には候得共、於縣廳處分濟に相成候重事件に付、追而諸敎正派出實地撿查之上、沙汰之次第も可有之候條、夫迄見合せ可然候也、

明治六年二月廿八日　諸宗管長

佐州　藥泉寺　淨觀

其國廢寺苦情の件、大教院へ申立、合議に及候處、各宗教正派出迄見合せ可然旨、決評指令に相成候條、此段相達候也、

智積院代理性海寺住職

明治六年二月　權少教正加藤體應

明治六年二月中、教部省ヨリ左ノ如ク公布セラル、

無住にして無檀の寺院廢絕の儀に付、壬申第三百三十四號之通り御布告に相成候處、無檀にして有住の向等、今後無住と相成、永續の目途無之候共、廢寺の儀は、當省第六號布達の通り、具狀を以伺の上、可致處分候事、

二月　教部省

此年八月、大教院ヨリ我國へ教區巡回員ノ派出セラレタル時、諸宗皆既往ノ經歷ヲ詳述シタル歎願書ヲ差出シタレトモ、大教院ニ於テ、如何ニ取扱ハレシモノニヤ、其後何等ノ御沙汰モ無リシト、當時ノ歎願書ハ、各宗皆大同小異ナルヲ以、編者ノ適宜上、左ニ眞宗ノ分ヲ錄ス、

以書付奉歎願候

一拙寺共儀、去る明治元辰年十一月、參謀方奥平謙甫殿渡海にて、寺院合併の儀被仰附、悲泣歎息に堪へされとも、嚴格なる御沙汰、詮方なく、立置寺院へ纏り候、然るに、其翌々午年二月中、新五郎殿御在勤の砌、廢寺中にて、更に八ヶ寺增立置の御仁政御布告に相成候得共、拙寺共は不幸にして、廢寺の一分に屬せられ、妻子眷屬は無論、一家の老幼に至る迄、日夜泣血致し、困難の情實屢當縣へ哀訴歎願すれとも、當縣にては聞濟の御指令に及ひ難き由、尤も松井鑑督司當國御巡回中、廢者(寺カ)の者當分堂番勝手たるへきの蒙御沙汰、御仁惠の程感佩罷在候處、圖すも昨年三月改檀可致旨、御布達に相成、一同驚愕し、千辛萬苦を嘗めて、御猶豫の儀願出るも、御採用なく、回顧すれは、我々事は當分堂番勝手たるへしの名稱なれは、日々薄氷を履むの念慮去り難く候、實に指を倒にすれは、六年の長日月艱難辛苦の間に於ても、多年の舊習を一洗し、内は學業を勉勵し、外は宗教を弘宣して、衆庶を勸善し、天恩の餘澤を仰き、佛祖の冥慮に契當候樣との吾大御法主殿の尊命、我黨の骨體(髓カ)に徹し、聊か天皇陛下の洪恩に報し、宗主の尊慮を慰め奉んことを期し、常に富國强兵の策を講じ、且墓御門徒へ未來報土の得果を說諭致し居候、今般爲御教諭臺下の御渡航を辱ふし、實に我々の幸福

窮鳥の餌を獲、枯魚の冷水に接したるも、何ぞ之に勝らん、希くは前條御洞察あつて、我々の寺院も立置同様、小教院に御取立の御沙汰を蒙り度、伏而奉懇願候以上、

明治六年八月　　　　　廢寺堂番一同連印

権大教正澁谷達性殿

乍恐以書付奉歎願候、

一何村何寺檀家一同奉歎願候、拙者共菩提寺儀、去る明治元辰年十一月、参謀方奥平謙甫殿渡海の上、諸寺院廢立の儀被仰渡候砌、廢寺被仰附、立置寺院へ合併に相成、寺檀一同愁歎仕居候、翌年拙者共より寄附致し候梵鐘佛具等、悉皆御引上に相成、實以難澁罷在候際、明治三午年、當縣知事新五郎殿、御渡海の上、眞宗御末寺廢寺中にて八ヶ寺御立置に相成候得共、拙者共の菩提寺は、廢寺に屬せられ候故、種々歎願の折柄、松井鑑督殿御渡海に相成、當分の內堂番の儀被仰付、一同難有敬承罷在候處、明治五申年三月、廢寺檀家は立置寺院へ改檀可致旨蒙御沙汰、寺檀一同屢哀訴歎願仕候得共、更に御採用無之故、不得止改檀仕候、且當春區別懸札を戸長より相渡候時も、立置寺院に異り、俗家同様氏名のみを記して、被相渡候有様、實に歎ヶ敷事に奉存候、又今後如何樣なる難題の生し候も難計候間、何卒當國御巡化中に、右菩提寺を小教院に

御取立相成、拙者共一同歸檀相契ひ候樣、當縣へ御頼談被成下度、伏而奉懇願候、以上、
明治六年八月　何郡何村何寺檀家惣代誰

權大敎正澁谷達性殿

今般宗規僧風の釐正は勿論、布敎傳道の任に可耐人材養育の方法、且つは愚夫頑婦も敬神尊皇の順道を相辨へ候樣、黽勉周旋を致し、御國恩の萬分一に可奉報酬旨、縷々御敎諭相成、難有奉感佩候、依て末寺一同合議仕候處、先般廢寺に相成候當宗廢寺々院を以、文部省學制に照準し、鄕學校となし、朔望又は家業の餘暇を以說敎し、敎を以て其道を立て、學を以て其道を明にし、唱導誘掖して、善道に趣か令るは、御國恩に奉報酬の一端にも可相成歟と奉存候、尤も費用等の儀は、敎社講員に謀り、不仰官費、永々相續相成候樣仕度旨、合議決定致し候儘、奉伺候、尙實際に布敎の方法等は、追々可奉言上候、恐々謹言、
明治六年八月　在方眞宗寺院連署

權大敎正　澁谷達性殿

明治七戌年一月、敎部中錄鈴木大ト稱スル者、渡海セラレ、左ノ趣意ヲ以テ、各宗惣代へ演達セラル、

一今般航海候所以は、先般神祇官御再興に相成、神官は神祇官にて管轄、僧侶は民部

省にて管轄致し候處、不都合の向も有之、神祇官は御廢し、教部省御設立、神官僧侶同心戮力而政教一致の旨趣を體認し、三條御教憲の御趣意、愚夫愚婦に辨知せしめ、文明開化の實地に至ら令よとの御趣意に不悖樣厚く可心得事、

一諸國に於て廢寺合寺等有之に付、中には廢佛被爲行候樣心得候者も有之哉に相聞へ、以の外の事に候、被爲於　天朝、決而廢佛の儀無之候、諸國共石數人數に不相當過分の所は、社寺共處分致し候は不得止事に候、廢佛の儀無之候に依て、御教憲の御旨趣教諭致し候共、各宗其宗意を以、佛經交說不苦との被仰出に候、然るを取違へて、僧侶は佛學を拋ち、俄に神學而已可致樣心得候者も儘有之候由、實に違戾致し候間、篤と可致辨明候事、

一三條御教憲御發行の御趣意は、素と儒教の支那より來り、佛教は印度より來り、耶蘇教も亦歐魯巴より來れり、然るを佛儒二教而已を採用して、耶蘇教を採用せさる無謂との難詰防禦の爲の御教憲にて、寔に皇國の大事件に候得ば、教導職の者は、別而御趣意の程辨知して可致說教事、

一御教憲趣意書出來の分は、一覽の上檢査可致候間、教導職の仁は至急相認可差出事、

明治七年一月八日

此時諸宗ヨリ、廢寺復舊ノ願書ヲ差出シ、敎部省ヘ進達ヲ倚賴セリ、派出員ノ口達ニ、折角ノ請願ナレハ、書面ハ本省ヘ取次ハナスヘシ、然レトモ採用ニ成ル不成ハ豫メ明言シ難シト、翌八年二月ニ至リ、本願書ニ附箋シ、敎部省設立已後ノ寺社廢立ハ、同省ノ所轄ナレトモ、設立已前ノ廢立ハ、敎部省ノ所轄ニ非ル旨ヲ書添ヘ、各宗ヘ願書ヲ却下セラル、

明治七年六月敎部省ヨリ左ノ通公布セラル、

達書第二十三號

社寺合廢の件に付ては、壬申六月、當省第六號を以、相達候趣も候處、諸神社の儀、往々由緒民情に不關、地方官見込を以て、合併伺出或は該廳限り處分致候て屆出候向も有之、不都合の次第に候條、自今縱令鄕村社以外にて、無氏子の分なり共、合併の儀は一切差止候、尤も社殿頽敗永續の目途不相立、難止事情にて、最寄人民受持神官より遷坐合祀願出候分は、由緖並社地建物等、委詳取調、願書をも相添へ、其都度可伺出、此旨相達候事、

但合併伺濟之分たりとも、未た着手不致向は、處分見合せ、更に民情篤と取糺、保存之志願有之神社は、決而合併不相成候條、人民の望に任せ、其旨當省へ可屆出候事、

明治七年六月十日　　　　教部大輔　宍戸璣

右ノ達ニ基キ、我相川縣ニ於テハ、明治八年九月中ニ、神社ノ儀ハ合併伺濟ノ分モ、不殘從前ノ通御据置ノ旨仰出サル、當時予ハ學古塾ニ在テ、此達令ヲ讀ミ、不識閉書嘆シテ曰、嗚呼我相川縣内ハ、イツモ佛教嫌ヒノ官吏而已ナル歟ト、

同八月相川縣租稅局ヨリ左ノ如達セラル、

何村廢寺何寺除地、

一田反別何反何畝歩、

右之除地兼而申渡置候通り學校御入用の廉へ、御買上相成候に付、代價別段上納に不及候間、右反別に付、從前の作德米高取調へ、是迄の小作人共代にては不相成候條、當人早々當局へ差出し可申、且小作人無之分は、戶長の者可罷出者也、

八月廿二日　　　　租稅局

右村々　戶長　副

編者云、右ハ一國一體ノ譯ニモ無之、學校最寄ノ寺院或ハ土地ニ依テハ、除地御拂下ニ相成、田地凡ソ一反歩ニ付、金拾圓位ニテ、村方望ノ者ハ、御拂下ニ相成、堂番ノ者ヘハ、一切相成ズトノ事ニテ、當戌年ヨリ前二年分、御年貢ハ勿論作德米不殘御

取立ニ相成リシト聞ク、又明治九年ノ春村々戸長ヲ呼出シ、先般ノ除地、此度村方へ御拂下ニ相成候間、代價相當見積ノ所へ、更ニ爲冥加金、一反歩ニ付、金七拾五錢宛程可差出旨仰渡サル、是モ亦一體ノ儀ニモ無之、或ハ五拾錢、參拾錢又ハ貳拾錢ト、戸長ノ辨論强弱ニ依テ差當アリシト聞ク、是ハ編者ノ傳聞ヲ記ス迄ナリ、

明治八年十月中左ノ如ク公布セラル

第百八十五號　　　　　　　　　　使府縣

寺院合併廢止等の儀に付、明治五年四月第百十六號、同第三百三十四號達之旨も候處、自今無檀無住の向は、各官廳に於て取調、其他は寺檀出願の上、孰れも敎部省へ伺出、處分可致、此旨更に相達候事、

明治八年十月廿七日　　　　　　太政大臣三條實美

明治九年中、左ノ願書ヲ差出シテ、復舊ノ事ニ盡力ス、

以書面奉歎願候

何郡何村何寺堂番某及ひ元檀家並に村方一同之者奉歎願候、何寺儀は、去る明治元辰年廢寺被仰附候得共、素より有檀有住、尙又所有の田畑屋敷等住職某の名義にて、地券證の御下附も有之、充分永續の目途も相立ち、且又開基已來數百年連綿相續致

來候寺柄にして、一朝廢寺に屬せられ、難澁罷在候事故、朝廷の御趣意をも不相辨、再三出願に及候、偏執の至り深く恐入候得共、出格の御詮義あつて、右寺御立置に被成下候樣、伏而奉懇願候、以上、

明治九子年一月日

何寺堂番某　元檀家惣代某　地元惣代某

何村副戶長某　何村戶長某

相川縣權令鈴木重嶺殿

書面の趣は、昨八年太政官第百八十五號ヲ以、今後寺院合併廢止の儀に付、公布の御趣意誤解致し、及出願候情實と相聞へ候、當管內廢寺の儀は、既に去る戊辰年着手、壬申年迄に處分濟に付、願の趣は採用難相成候事、

明治九年一月十四日

以書付奉申上候

眞宗東本願寺末元何寺堂番　姓名

相川縣第何大區小何區何村何番屋敷

右之通御年貢地屋舖に定籍仕度奉存候間、此段御聞濟被下置候樣奉願上候也、

明治九年二月七日

眞宗教導取締某

相川縣權令鈴木重嶺殿

聞置　九年二月七日

二月十七日左ノ如ク達セラル、

管内諸宗寺院の儀、近來自己勝手の願立致し、中には堂番も無之廢寺跡へ、徒弟等の內、竊かに留守居等住居爲致、右名義にて願書差出候者も有之、不埒の至に付、急度可及沙汰處、是迄の儀は特別の譯を以て、令宥恕候條、自今諸願書差出候節は、宗內取締連印可差出、尤も右加印無之願書は、採用不致候事、

一廢寺堂番の儀、寺號廢止の節、免職相成候者にして、其宗派に依り、無論現在各寺の徒弟たるへき筈に付、戸籍面上何寺徒弟何廢寺堂番と肩書致し可申事、

右之趣、諸宗寺院へ及告示候條、本寺又は取締の者等、別而注意連印可致、萬一不條理の願書差出候はゞ、右本寺取締等に屹度可及沙汰候條、其旨相心得、配下の寺院へ無遺漏、可觸示者也、　明治九年二月十七日　相川縣權令鈴木重嶺

眞宗教導取締權少講義卜部了詮

廢寺堂番戸籍面眞宗の者、肩書取調の儀、舊相川縣へ伺出置の趣は、申出の通り、本山何寺住職何の誰徒弟と肩書へ記載可致、此旨相達候事、但肩書の儀は人民一般同様

に可記載儀と可相心得候事、　明治九年六月七日

新潟縣令永山盛輝代理新潟縣參事南部信近

寺名復興之儀奉再願候

御管下佐渡國雜太郡四日町村

時宗　元　觀音院

同　元　海潮庵

右は當國に於て、本宗寺院は去る辰年迄、都合十三ヶ寺相續罷在候處、王政御一新に付、右の內一ヶ寺復飾致し、十ヶ寺は廢寺被仰渡、立置寺院は四日町村大願寺、宿根木村稱光寺の二ヶ寺而已に相成、檀家の儀は、夫々本寺へ改檀仕候得共、堂番一代は、從前の如く、法務恩許被仰附罷在候、尤も立置二ヶ寺の儀は、距離七里に餘り、加ふるに山又山谷又谷の嶮路なれは、相互に法用等の往復不都合を感し、又宗規上差支の廉不少、實に檀民の苦情默止するに忍ひす、屢歎願仕候得共、御採用無之、苦心罷在候際、他府縣にては廢寺再興に相成候趣、傳聞仕候に付、我々の堂宇も、從前の儘に御据置有之候上は、恐くは未處分の者と心得、右の趣意本宗管長へ申立、添願書を請ひ、本月十八日奉歎願候處、難及詮議旨御指令にて、却下に相成候得共、本宗廢寺十ヶ寺の內、

前記二ヶ寺は永續の目途確立し、營繕總て官の御助勢は勿論、他檀家の補助を不仰候條、何卒先願の通、寺名復興相成候樣、其御筋へ御稟議被成下度、此段更に奉懇願候也、

明治九年九月廿二日

新潟縣令永山盛輝殿

寺號再興願

眞宗　照覺寺　因領寺　滿行寺　西光寺　淨願寺　淨經寺

稱念寺

右は明治元年御一新の際、人民一同更に寛大の御仁惠を渇仰罷在候處へ、豈圖んや、各宗寺院へ、突然廢寺の達令あり戰慄周章の中に於て、信徒檀越と共に、屢泣訴歎願に及ふと雖も、曾に之を容許なきのみならす、縲紲の辱を受て、獄窓に呻吟するの苛政を施され、且つ僧徒の出國を嚴禁せらるる故に、不得止、當時俗吏の壓制に畏服罷在候處、同三年、州內廢寺の內、更に五十五ヶ寺增立置に相成候得共、吾黨は斷然廢寺と決定され、悲歎に沈み居候際、同年四月、松井鑑督司航海の砌、又復檀越と共に、泣血哀願仕候處、當時の悲況を推察せられ、廢寺の住職は、一時堂番と改稱し、寺務及ひ堂宇は、從前の通たるへしの發令を蒙り、是則ち不口にして、復舊するの端緒を發きたる

ものと喜居候、實に方今文明日に進み人智月に發達し、人民の權利頓に重且つ大なるを感し、政府も亦廢藩置縣の令を發して、曩きに諸縣下に於て、專斷壓制に實施せられたる合廢寺院の束縛を解て、再興の恩許あるを見聞す、獨り我國の寺院は、不幸にして、今尙聖代の餘澤に沾ふ能はさるは、遺憾の至りたり、(マヽ)然るに今や當國を御管下に屬せられ、公明正直の聞へ高き、閣下の治下に浴するは、我黨の最も感謝に堪へさる所なり、故に甫て滿八ヶ年の積欝憂慮を排除して、一同素願を貫徹する好機會に際會せし事を喜ひ、閣下に御願申上候は、元來佐渡の地たるや、絕海孤島、而も內地は山又山の嶮路にして、春冬の候に至れは、地上の積雪數尺に及へり、故に雪中葬祭等の事に臨ては、民間の困苦尠らず、且つ土地邊境たれは、隨て人民も亦舊弊固執を蟬脫する能はさる者多し、其頑民を敎導して、億兆一子たる聖恩の辱なきを奉戴せしめ、勸善懲惡は僧侶の本分たれは、善事を勸諭し、惡を未萠に防くは、敎法の特權たり之を普說するは、山野に非す、蒼海に非す、敎誨場たるや、則ち寺院なり、然るに其寺院をして廢滅に屬せらる、予輩の悲歎默止する能はさる所以なり、閣下も亦秦人の越人を肥瘠視するか如き處置を施さす、前記の七ヶ寺は永續の目途確立すれは、出格の御詮議あつて、寺號を復舊し、住職其職務を完し、信徒檀越も自由に歸仰相成候

樣、御保護被下度、伏而奉懇願候也、

明治九年十一月十四日　　　　前記堂番者連名調印

新潟縣令永山盛輝殿

前書願出之趣、相違無御坐候ニ付、調印仕候也、

眞宗教導取締權少講義卜部了詮

書面の趣は、舊縣中其筋へ申立の上、處分相濟候儀に付、今更出願の次第難及詮議候事、

明治九年十一月十四日　　　　新潟縣相川支廳

再三再四歎願ニ及フト雖モ、皆斯ノ如キ冷淡ナル指令ノミニテ、願意ヲ採用セラレス、故ニ廢寺堂番ノ者、多クハ本廳へ出頭シテ、左ノ願書ヲ差出ス、

眞宗廢寺何寺再興願

御管下第廿何大區小何區佐渡國何郡何村何寺堂番並に元檀家其外歸依信徒の者共奉(申カ)候上候、去る辰年、佐州廢寺の儀は、朝廷の御指揮に依り、今に及ては、御處置確定とあれは、遂事不可諫の事には候得共、何寺儀は、相當の檀家を有し、加るに、歸依信徒も多分に有之、永續の目途確乎たる寺柄なるも、無辜にして一朝廢滅に屬せられ、堂

番及ひ父母妻子を始め、元檀家の者共、日夜號泣して、快々歳月を送ると雖、唯々諾々此處置に服從する能はざれは、屡檀家と共に、哀訴歎願に及ふも、舊縣中處分濟の儀を以、御採用無之に付、今回は默止し難き情態より、數十里の波濤を越へ、本縣へ出頭の上、歎願に及ひ候條、公明正當の御指令を仰き度は、寺號は既に廢寺の一分に属せらるゝと雖、堂宇の如きは、今尚未處分のものたり、何寺事は滿九ヶ年間、艱難辛苦、入費多端の中に在て、而も能く永續維持致居候事なれは、復舊の恩典に際せは、檀家及ひ信徒の者共に於て、屹度維持の方法爲相立候間、何卒出格の思召を以、何寺事、復舊に相成候樣、御指令に預り度、此段堂番並に元檀家及ひ歸依信徒惣代以連署、奉懇願候、

明治九年十二月十八日

元何寺堂番　某

元檀家惣代某歸依信徒總代某

新潟縣令永山盛輝殿

前書廢寺再興願、是迄御支廳へ屢歎願仕候得共、御採用無之に付、私共に於て、懇々申諭候得共、何分承服不仕候間、不得止奧印仕候也

明治九年十二月十八日

大區長　某

右區受持副大區長某　戸長　某

願之趣、既に去る戊辰年に廢寺處分相濟候處、今更再興之儀は難及詮議候事、

明治十年一月廿二日　新潟縣

奉願上候事

眞言宗　元明王院外百十四ヶ寺　曹洞宗　元常慶寺外十三ヶ寺

眞宗　西光寺外七ヶ寺

自分共儀、幼弱より身を佛門に投し、不肖と雖、愛國護法の志操を練り、黽勉從事罷在候處、維新更革の際、判事奥平謙甫氏各宗寺院廢絕の命令を下し、其處置壓制の極點に達し、斯る聖世に値偶(遇)して、此苦に沈むは、果して太政の然ら令る所歟、否當時俗吏の專斷なる事を認定すと雖、威すに權を以して、國境を出るを禁じ、甚しきは無辜の僧侶をして、縲紲の刑に處し、囚徒と同く日光を仰が令ざるに至れり、明治三年、松井鑑督司當國巡視の際、僧侶檀越の哭訴を洞察せられ、縣知事新五郎氏と議して、住僧を堂番となし、寺務に從事令めらる、是則ち廢寺再興の端緒を發くものなりと、昨明治八年迄孜々倦ます懈らず、再興を請願するも、曾て御詮議なく、文化日々に進歩し、日本臣民自由の權理は、月々に擴張し、曩に實施せられたる諸縣下の廢寺も、亦隨て

復興の官許ある尠らず、獨り我佐州のみ言路洞通せず、哀願採用なく、明治天皇陛下の一子同(マヽ)仁の大御心に漏るゝは、我輩常に談ずる宿業の然ら令る所かと、天を怨みず人を咎めず、杜鵑啼血の際、舊相川縣を廢し、新潟縣の屬轄となり、恰も籠鳥の大空に遊ぶ想を生じ、別紙の如、寺名復舊の懇願に及ぶに、豈圖らんや、舊縣中其筋稟議の上、處分のものたれば、今更出願の次第難及詮議旨、支廳より指令せらる、然れとも、吾輩此の指令に默從する能はざるあり、何ぞや、曰、明治二年三月中、奥平謙甫の廢寺實施伺に對し、其筋の指令に、此事たる重大なれば、容易に手を下す可らすの命あり、と流傳する者あり、此說果して信乎、或は齊東野人の語たら令るも、同三年中太政官の達に、寺院寮を被設置、追ゝ御改正被仰出候に付、區々の處置致す間敷云々、又教部省より寺院合併の儀、強て可致筋に無之、無檀無住永續の目途なき分は、故障の有無取糺、詳細調書を以當省へ可伺出云々、又八年八月中の達に、無檀無住の向は、各管轄廳に於て取調、其他は寺檀出願の上、何れも教部省へ伺出可致處分云々等の公布は、實際我輩も一讀せし所なり、由之觀之、朝廷に於ては、全く廢寺處分に至らず、恐くは是れ地方當局者の推測に非ざる歟、如何となれば本年十月十一日附を以、元觀正寺堂番福島海宣、元世尊院堂番原田觀明ハ、觀正寺住職某、世尊院住職某の名義にて、教部

省より本職に補任せらる、諸般精密なるの今日、廢寺處分の者たらは、何そ住職の名義を附する理あらんや、是則ち廢寺は未處分の證ならん、故に予輩默止するに忍ひさる所以なり、自分共に於て、寺名再興を哀願するは、決して遊惰晏逸を放まゝにする佛閣を欲するに非れは、朝に宿志を遂し、夕に退寺の命を蒙るも、敢て辭せさる所なり、其故は佛祖開基に對して、義務完了すれはなり、目下賢明の當局者、其人にして、假令舊縣中處分濟の者たりとも、何そ其壓制を解除するに吝なるや、不知我黨生計上の爲に、一寺の再興を欲し、敢て縣廳を煩す者と看做して顧憐せさる歟、支廳の御指令は、千慮萬考するも、尚解釋に苦む所なり、故に今や數十里の冬海寒波を越へて、當政廳に出頭し、公明正直の開へ高き縣令閣下の御教示を蒙んと欲し、舊來の赤心を吐露し、以て血涙上願候條、速に復舊の御指令あらん事を、再拜稽首奉懇願候也、

明治九年十二月日

眞言宗及時宗總代元上ノ坊堂番宇治識道
眞言宗總代元明王院堂番阿生淨觀
同元藥泉寺堂番長野覺淨
曹洞宗總代元興源院堂番本間天眞
眞宗總代元西光寺當番金澤善賢

眞言宗新義派國上寺大崎權少敎正ヨリ(越後三島郡國上村國上寺亡住職)左ノ副願ヲ成ス、

新縣縣令永山盛輝殿

謹呈書新潟縣令永山君、以て佐州廢寺の復立を仰ぐ、嘗て聞く、該國廢寺の原因は、小國多寺、終に人民究苦に至る云々の論端に起り、敢て政府の命令に依るに非すと、恐察するに、是則ち一理あるに似て、其實は一時官吏の壓制たり、抑も政治は民權を保護するを要とし、教法は人心を固結令るを旨として、壓制束縛するの理なきは論を待たず、若し苟も束縛する時は、弊害なき能はず、然に該國廢寺の如きは、壓制と云はさるを得す、故に弊害擧らす、試に其二三を擧ん、曰、廢合の際永續の目途立不を問はす、地方適宜の便不を論せす、民情の如何を顧す、本寺分を除き、末寺を廢す、是則ち壓制の一なり、其際官廳へ本寺分の者を召し、威すに權を以し、強て請書を出さしめ、末寺分よりは請書をも取ずと、借問す、寺は本寺の所立なる歟、將た檀越の共立する所歟、果て知る、檀越の共立にして、住職之が主任たり、然るに檀越住職の苦情を問はす、本寺よりの請書を取て、廢寺の處分する、是其二なり、廢寺の檀越を促すに、改檀を以し、威すに官權を以す、然れとも、人民自由の權利を有す、唯官威を恐れて面從するの

み、其實は舊菩提寺に依賴して、更に他寺へ葬祭を請ふ者なし、是其三なり、當時僧侶の他境に出るを嚴禁す、是其四なり、次に弊害の二三を列擧せん、曰、明治元年より本年に至る、人民日夜に痛哭し、官廳の沿革、官吏の交代毎に哀訴して、官裁を煩し、其冗費亦尠らす、是人民を救助せんと欲して、却て塗炭(炭)の苦を與ふに似たり、是則ち弊害の一也、寺院永續の立不は、檀越の信心固結するに在り信心固結して、精舍に財を投するは、官も亦壓す可す、教法は各自の所信に任じ、勸財の弊や必す制せすんは、其害甚た多し、故に官の保護無んはある可ず、然れとも強て改檀を促すに至ては、大に弊害を釀すに至らん、乙寺の檀家を甲寺に移さんと欲するは、果して能はず、譬へば小兒の東に行んとするを、強て西に向は令んと欲すれは、却て背くが如し、小兒尙能く自由の權利を妨らるゝを快とせす、況や長者をや、今や洋教浸入の際に方り、強て改檀を促せば、終に異途に奔り、御國體を蔑如するの輩なきを保證し難し、教法家の實に憂慮する所なり、是其二なり、葬祭追吊は、禮の最も大なるものにして、人たる者缺く可らさるの大道なり、然に檀那寺遠隔の地にあり、其據なきに至ては、不信の寺に依賴する無と云ひ難し、彼此自由を得さる故に、葬祭隨て疎漫に流れ、終に大道を失ふに至る、此道を失ふ者を不良の民と名く、國に不良の民あるを、國家の弊と云はさ

るを得ず、復た敎導職にして、不敎の罪と云はさるを得ず、是其三なり、敎導者は衆に先して、公明の政治を知り、他境の風土人情を識り、以て人民を開明に導くは、其職たり、然に何の故あつて、他國出を禁せられたる歟、該國の人民開化に進歩するの遲きは、職として此弊に起因すると云ふも、敢て不可無らん、是其四なり、如斯の壓制弊害は勝計し難し、爾來佐渡縣を、相川縣と改められ、從て寺院にも變制ありて、明治三年に至り、更に五十五ヶ寺を復舊し、同四年に至り、又五ヶ寺を復立せられ、(編者云、此五ヶ寺の寺號を明記せんと欲し、同胞諸氏に質すも確答を得す、遺憾乍ら予の杜撰として讀者に謝す、)廢寺に於葬祭を許し、住職を一代限堂番と改稱し、歸農寺院を除の外、堂宇据置に相成り、僧侶信徒少しく愁眉を開くと雖も、全く束縛を免れたりとせす、故に日夜苦慮息むとなし、然に本年に至り、該縣を廢して、本縣に合併仰出さる、故に廢院恢復の好機會とし、直に相川支廳へ上願すれとも、御採用なく、猶各宗管長の副願を請ひ、更に請願するも採用せられず、故に今や本縣へ出願の手續に至れり、前件宜しく、御賢察あつて、特別の御詮議を蒙り、孤島の人民も、共に自由の權利を擴張致させ度、尤も弊宗廢寺の分二百有餘ヶ寺の內、無檀無祿同樣の者を除き、百十五ヶ寺は永續の目徒(マヽ)確乎たるものにして、決して勸財の弊害なきは、誓て保證すへし、方

今日新の政體たるや、昨日の美事良法と雖、今日に適せされは、之を改正せらるヽの秋なれは、設ひ舊縣中處分濟の分たりとも、今日の民情に適せされは、恐くは復舊令るの美事たらん、仰希は出格の御仁惠を垂れ、其筋へ復立の儀上申あらん事を、依て稽首再拜以て副願す、

時明治九年十二月　日　眞言宗大教院派出權少教正大崎行智

明治十年一月十三日、左ノ如ク達セラル、

各區正副區長戶長

今般教部省より、達の趣有之候に付、山野或は路傍等に散在せる神祠佛堂(祠は山神、塞神祠の類、堂は地藏堂、辻堂の類也)矮陋にして一般社寺に比し難く、且つ平素監守者無之向は、總て最寄社寺へ合併可致、尤も人民信仰を以、更に受持神官僧侶相定、永續方法をも相立、存置見込有之分は、左の雛形に照準し、委詳取調可願出、此旨村々へも無洩樣、相達、本年三月十日限、一大區毎に取纏め差出す儀と可相心得、此旨相達候事、

明治十年一月十三日　新潟縣令永山盛輝

佐州廢寺再興ノ儀ニ付

不肖客年十二月十八日附を以、佐州廢寺恢復云々の建言仕候處、同月廿六日附を以

書面建言の趣追而何分之可及詮議との御指令あり、且佐州各宗惣代阿生淨觀外三名より上願書面は、御納に相成、一應歸國の上、何分の沙汰可相待旨、御口達有之、本人共右の趣を奉し、歸國の上、仁諭の下るを屈指仰居候所、豈圖んや、一月廿二日附を以、願之趣既に去る戊辰の年に、廢寺處分相濟候處、今更再興の儀は難及詮議との御指令有之候に付、阿生淨觀總代として、再願に罷出候筈、前顯兩個の御指令齟齬するに似たる而已ならす、戊辰年に處分濟に無之事は、予が建言中に炳然たり、明治三年に、五十五ヶ寺を復し、同四年に又五ヶ寺を復す、縱令ひ戊辰年に處分濟とすれは、已に如此復立の的例も有之、又他縣に於ても、廢合寺院再興の許可を蒙りし所、一二に非す、猶近頃大坂府曹洞宗取締山絕講義なる者、該府へ合寺云々、伺書第三條に、一旦合寺せし後該寺永續の目途立つ時は、再興の儀願出て宜き哉、該府の指令に、永續目途立つ時は、再興願出不苦云々、如右各府縣に準例有之中、御本縣に於て更に御採用無之は、恰も　皇政一途の今日に際し、舊政の習風猶あるか如し、疑團氷解仕兼、且つ小僧管長より依賴の廉も有之を以、該國寺院より屢御廳へ上願を相迫り、無據右伺書を出し、御指令を得て以て、先自ら疑團を解き、後に該國寺檀に說諭せんと欲す、仰冀くは、如何なる御高議を以て、如上の御指令有之候哉、此段御伺申上候也、

明治十年三月十二日　眞言宗大教院派出權少教正大崎行智

新潟縣令永山盛輝殿

佐州廢寺ノ儀ニ付願

客月十二日附を以、佐州廢寺云々の儀、伺上候處、同十四日御口達の趣、本宗中教院より傳達有之、謹て拜承仕候、尙該國總代阿生淨觀より、再應御仁諭を蒙度旨、上願の由、然るに何分御沙汰迄は間も有之候條、歸國の上、指令可相待旨、屢の御口達拜承仕、無據歸國の心得には候得共、國中廢寺に關係有之候僧俗ハ、共に逼廻の上願の御沙汰に依り、將來の方向相定るの念に住し、日夜寢食を忘れ、屈指罷在候處へ、又〻舊冬の如く、空く歸國候はゞ、其愁顏を見ること、恰も囚人に値ふがとくならんと、血淚を流し、談話せしを聞き、共に雙袖を沾し候、素と僧侶ハ他の苦を見ては、己が苦とし、之に代んと欲する、其本分たり、況や同胞中の苦厄なれば、傍觀坐視に忍びず、此度態と上願の爲、出港仕候、不肖思ふに、非常の功勞ある者には特別の御賞典あり、非常の窮苦する者には、特別の御賑恤あり、抑該國寺院の如、非常の厄に罹り、非常の憂苦を生し、僧侶は非常の困難に處し、檀越は非常の法味に饉渴す、歎訴數回、復亦非常なり、如此歎訴を說解せんには、非常の英斷特別の御詮議を蒙るに非れは能はす伏て願くは、

方今官務御多端中、實に恐縮仕候得共、前件御仁察を垂れ、先回の伺書至急御指令被下度、此段相願候也、

明治十年四月五日　眞言宗大敎院派出權少敎正大崎行智

新潟縣令永山盛輝殿

書面之趣は、阿生淨觀に歸國の上、何分之達し相待候樣申聞置候に付、此旨可心得事、

明治十年四月七日　新潟縣令永山盛輝

是ヨリ先、大崎敎正ヨリ、內務卿へ宛、左ノ伺書ヲ出ス、

別紙伺書の儀、佐州廢寺再興之儀に付、地方官へ稟議、旁不都合不尠候條、至急御指令有之候樣、內務省へ御上申有之度、此段上申候也、

明治十年四月四日　權少敎正大崎行智

本宗管長殿　閣下

廢合寺院再興之件伺

別紙本宗派出在新潟縣權少敎正大崎行智より、廢合寺院再興の儀に付、伺書差出候間、進達仕候也、

明治十年四月　眞言宗管長權中敎正守野秀善

內務卿大久保利通殿代理
　內務少輔前島密殿
　　廢合寺院再興ノ儀ニ付伺
一廢合寺院一旦處分濟たりとも、寺檀協議の上、永續目途確乎と相立、後來官費を不仰は、無論勸財を不致向は、再興願出不苦候哉、
一廢合寺院中、堂宇佛像共現存し、所有田祿等共儘有之、唯寺名而已を廢し、元住職の者、依然として住居し、寺務勤有之向は、全くの處分濟とも異り候得ば、寺名復起の儀願出不苦候哉、
一前件兩條共、地方官を經て、御筋へ上願す可は勿論に候得共、其情願を御筋へ開申無之、地方官限にて立否を判決する權有之候哉、
一前條の件、屢地方官へ上願すれとも、採用無之向は、寺檀本寺連署を以、該宗管長を經て、直に　御省へ上願候ても可然候哉、
右は派出中、往々申出候寺院も有之に付、爲心得、此段御伺申上候也、
明治十年四月四日　眞言宗大敎院派出　在新潟縣權少敎正大崎行智
內務卿大久保利通殿代理內務少輔前島密殿

書面廢合寺院再興の儀は、各種異狀豫メ出願定則等可相立筋に無之、依て逐條不及指令、

明治十年五月二日　內務卿大久保利通代理

內務少輔　前島密

佐州廢寺復立之儀に付具狀

該國廢寺復立の件は、客年六月中、甲一號前管長殿の副書を以、元教部省へ上申の處、地方官へ可願出旨、御指令有之候に付、甲二號相川支廳へ寺檀連署を以、歎願の處、舊縣中處分濟云々採用無之、無據本宗外三宗協議し、阿生淨觀外四名、甲三號同十二月中、直に本縣へ上願す、不肖客年本縣へ派出の際、右廢寺云々の件、前管長殿より、倚賴も有之候に付、同年八月中、出縣、屢縣官へ稟議に及候得共、採用の氣色無之、彼此遷延の處、曹洞宗大本山久我大教正殿御派出に付、於新潟面謁を遂け、諸般協議の上、乙一號不肖より甲三號と同日縣廳へ上申候、然るに乙一號には、指令有之。甲三號は御預りに相成候に付、阿生淨觀外四名共歸國候處、本年一月廿二日、甲三號に難及詮議云云、指令有之、同三月四日、甲四號阿生淨觀總代として、再願の處、歸國の上何分の沙汰可待旨口達有之候に付、甲五號、更に上願、採用無之、依之甲六號、重て上願、復亦同斷云

云の口達のみ、次に乙一號甲三號の指令齟齬するを以て、拙者より乙二號の伺書、三月十二日差出候處、指令遷延に付、乙三號、四月五日附を以、上申の處、同七日云云、指令有之候得共、書面の要旨は、措て不答、地方官の詮議何れに有之候哉、實に難圖候、乍併阿生淨觀より差出候甲四號は、御預りに相成、追て達を可待云云、尤地方官より內務省へ伺中の樣子、此の一擧に立否は相迫り申候得ば、大切の機會なり、實に該國の實況を調査するに、廢合に關係候僧俗幾千人と云ふを知ず、戊辰年より、今日に至る、已に十年、苦厄に沈み、一日として安きを覺へす、方今の聖代に在て、一視同仁の　皇化に漏るゝに似たり、實に憫然の至りなり、且一寺の興廢は、一宗の隆否に關し、又布敎上障害不尠候條、前件御照察、久我大敎正外管長へも御協議の上、內務省を經て、直に大政府へ御上願被成下、再興御允可有之候樣仕度、此段具狀旁上願仕候也、

明治十年四月十三日　　在新潟縣本宗派出敎師大崎行智

眞言宗管長權中敎正守野秀善殿

佐州廢寺再興の儀に付照會

客年十二月、於新潟拜謁し、蒙御賢議候佐州廢寺云々の件、兼て備高覽候、不肖建白には、何分可及詮議の朱書有之、本人の願書には難及詮議云々の指令に付、本年二月己

來、本人共及拙者より、再三伺書等差出候得共、追而何分の可待沙汰云々の口達のみ、稀に指令あれは、願面の要旨は措て不答、本縣の詮議何れにあるか、難圖、此上は內務省或は大政府よりの御沙汰に非れは、復立無覺束候、尤本縣よりも、處分の儀に付、內務省へ伺中の由、該國廢寺の立否は、此一擧に有之候間、本宗大教院へ詳細具狀仕置候條、出格の御仁恵を垂れ、該國僧俗の苦厄を察し、弊宗管長と御協議の上、直に各管長殿より、其筋へ御上願被下度、此段申進候也、

明治十年四月十三日　在新潟縣　眞言宗派出　權少敎正大崎行智

曹洞宗管長久我大敎正殿閣下

五月廿八日附ヲ以、新潟中教院ヨリ左ノ如申來ル、故ニ又廢寺再興願書ヲ、諸宗各寺ヨリ差出ス、

該州廢寺は、元相川縣の專斷に出るを以、建物存在し、永續の目途有之、人民信仰の上より出願に及ひ候はゞ、復舊可聞屆旨、內務省より本縣へ御指揮に相成候趣、其係より御通知有之、一同歡悦至極に候、就ては、至急總代の者一名出港致し、諸般協議の末、復立に着手可致、此段及特達候也、

明治十年五月廿八日　本縣中教院

佐渡廢寺々院元住職中

廢寺再興願

新潟縣管下第廿何大區小何區佐渡國何郡何村眞宗廢寺何寺、元檀家並に歸依講中、及ひ舊住職某奉願上候、同寺儀明治元辰年、廢寺被仰附、住職某事、堂番拜命罷在候處、今般右廢寺再興願立の順序御諭達の趣、難有奉敬承候、詳細は、別紙調書に有之候通、所屬の物品も相當に有之候得共、尙維持方法は、我等の協力にて、屹度相立可申候間、何卒復舊再興の儀、御許可被成下度候、先般來屢申上候通、場所柄も寺院据置相當の地にて、眞宗寺院へは、一里餘の山岳を隔て居候事故、村内近村同宗門の者、數百戶の處、敎場に差間へ、實以難澁罷在候間宜く民情を御仁察被成下、出格の思召を以、願意御聞屆被成下度、別紙調書相添、此段奉願上候、　明治十年七月廿八日

何村何十戶歸依總代某（七名已上）歸依講中惣代某

元檀中連署　何寺堂番敎導職試補　姓名

新潟縣令永山盛輝殿

奉差上候保證書之事

新潟縣第廿何大區小何區何村

京都東本願寺末　眞宗　廢寺元何寺

右は此度、寺跡復舊の儀奉願上候に付ては、其筋御稟議の上、再興之儀御聞屆相成候に於ては、堂宇建物の修繕佛具什器の保存は勿論、年々寺內の入費に至る迄、私共限り悉皆引請け永續維持の上、他檀は無論、自分檀中と雖、決して强募勸財ヶ間布擧動不仕候、此段我々連印を以、別紙敷地建物圖面及ひ所有地調書相添奉差上候、

明治十年七月廿八日

何村何百戶
歸依惣代　某
（七名巳上）

同村
歸依講中
惣代　某
（三名以上）
元檀中一統連署

何寺堂番

教導職試補　某

（別紙略之）

新潟縣令永山盛輝殿

左ノ一篇ハ、編輯者ガ嘗テ或人ヨリ借用セシ材料中ニテ、一讀セシ儘ヲ拔萃致シタル者ニシテ、未タ起草者ヘ一徃ノ照會ヲモ致サヽレハ、或ハ誤謬等ノ恐レ莫キニシモ非レトモ、本編ニ取テハ、最モ適當ノ一材料タレハ、讀者ノ參考迄ニ錄ス、

佐渡諸宗寺院復興の儀に付具申書

佐渡國廢寺の內、復舊願出候書類取調候處、相川支廳にて、第一號より第三號に至る見込上申書を添へ、差越候に付、一應見請候處、今般復舊出願の者百八十九ヶ寺、其一號として三十五ヶ寺の內、眞言宗廿五ヶ寺、禪宗六ヶ寺、眞宗二ヶ寺、淨土宗一ヶ寺、日蓮宗一ヶ寺にて、凡て歸農の部を除けり、內務省の御指令に依れは、當初專斷の處分に出る儀にも有之候へは、堂宇地所存在の上は、尙實地取糺し、人民信仰上より、協議を遂け、永續方法等相立ち、復舊の儀願出候はヽ、更に可伺出との御趣意なれは、堂番

者の有無に不拘、歸農寺と雖も、其節住職一己の量見を、以本寺法類並に檀家へ協議をも致さす、自儘に歸農致し候事なれは、其檀家の者に於て、舊相川縣へ歎願中、合縣と相成、引續昨年來本廳へも歎願申出候處、其節最早處分濟の譯を以、書面を却下致し居候、右の類も永續方法相立居候はゝ、地方適宜復舊の部に編入し、一應上申可然と被存候、尤も同國の景況に依れは、人民十中の七八、漁業本業にて、活計相立居、當今の御趣意何たるをも知らす、現に學校資本と雖、掛員に於て非常の盡力すれとも、其好結果を見る能はす、殆と當惑の由、此程小倉幸光より承り候、一體二百四十二町村にして、四百九十二寺院の處、明治三年中立置の數百三十五ヶ寺、又明治四年に至り五ヶ寺增立置あり、今度復舊出願の分百八十九ヶ寺を加へ、總計三百廿九ヶ寺と成り、實以他に無類の國なり、乍去支廳の見込にては、三十五ヶ寺限りは、復舊の許可を與ふるも、佛法信仰の國柄なれは、假令明年餓死するとも、後生安樂の爲と思ひ、無智の愚民は、家財を投し、農事を擱き修繕を加へ、佛具を新調する事は、勢ひ制す可らす、故に縣治上妨害の至に候得共、熟考候へは、支廳の見込たる三十五ヶ寺復舊の儀たる一理あり、乍去殘の寺院迚も、檀家の多少はありと雖、身元裕福にして、殊に信仰者なきに非す、然る時は檀家の者一層人氣相立ち、我負すと僧俗共一命に換ても奔走

し、其時機に依り、縣廳を經ずして、其筋へ直願するは必然なり、地方廳に於ては、人民の保護を要し、却て取調の不注意より、上局の御手數を煩す事、實に奉恐入候、就ては、別冊誰(ママ)儀の内、○印は昨年來本廳へ歎願に出て候分にて、永續の方法も相見へ候へは、悉皆第一號の部へ編入すれば、實以好都合なり、△印は第二號と看做し、其筋へ進達の上、何分の御指揮に任せ、取扱ひ候上は、何樣苦情申出候共、地方廳に於て答辨の都合宜く、素より該縣の如きは、一同の人氣に關する義にて、縣廳に於ても決し難く候、又内部の借財、現今家祿代價より重き者有之、然るに永續の方法相立て、復舊可願出との支廳より布達故、田畑所持無之者も、一時體裁を飾り、名義を貸せ、其實内約定を致し置候類の者有之哉に相聞へ候得共、何分隔海不辨の土地にて、詳細取調方も當係にて不行屆故、百事上局の御指揮を乞て、取扱仕度、此段一應上申仕置候也、

明治十年十月十五日　　新潟縣戸籍掛兼社寺掛十○等出仕　○○○

内務卿　大久保利通殿

此年十二月中我眞宗東西廢寺惣代ヨリ、金澤寺務出張所へ宛左ノ願書ヲ差出ス、

以書面奉歎願候

新潟縣下佐渡國眞宗東西廢寺の者奉願上候、私共、壬戌辰年廢寺被申渡候已來、御本

殿へは勿論、當縣廳へも再興の儀年々哀訴懇願仕候得共、御採用無之、猶昨九年中、相川縣を廢し、新潟縣へ屬轄せられ候際、相川支廳を始、本縣迄罷出歎願仕候處、舊縣中處分濟の儀を以、詮議に難及の御指令に相成候に付、其後屢歎願に及ひ候處、當年六月に至り、人民信仰の上、將來永續の方法相立候分は、雛形に準し、復舊願書可差出旨、縣廳より御布達有之、一同に再興の時機到れりと、始て愁眉を開て、夫々永續の方法申出候處、追て何分の沙汰を可相待旨被申渡候故、一日千秋の思ひに有之候際、實は道路の風說信するに足すと雖、傳聞する所に依れは、當國の廢寺數百ヶ寺の所、纔かに三十五六ヶ寺復舊せしめ、其他は廢寺處分被致候趣、果して實說たらは、堂宇等も取拂に相成候歟と、日夜悲歎罷在候折柄、御本殿配紙甲第五十八號に、本山へ通知も無之、廢寺處分相成候者云々、內務省開濟の御指令を拜見し、我々始て蘇生の感を生し候、就ては、地方廳へ役員御差向の儀も、他縣を擱き、當縣より御調査の程、貴所の御盡力を仰き度候、右出願の爲、廢寺中より惣代一名出頭の上、廢寺已來の手續等具申仕度候得共、何分山海隔絕の邊地と云ひ、殊に多年の入費に困難し、渡航致兼候條、宜く御憐察の上、銘々共安心相成候樣、御盡力被成下度、此段奉歎願候也、

佐渡西派三ヶ寺惣代　專法寺堂番九田　靈瑞

佐渡相川組東派十ヶ寺惣代聞名寺堂番新發田榮實
佐渡在方東派十三ヶ寺惣代西光寺堂番金澤　善賢
金澤寺務出張所御中

前書之通相違無之に付奥印致候也、

佐渡東組長　本多敬秀
同　西組長　卜部了詮

（附箋指令）別紙書面東西混合に付、返却候事、
但組長未設置ノ地ニシテ、該役名不都合ナリ、仍テ組長未設ニ付、元敎導取締トデモ可記載、

明治十一年三月中、本山ヨリ新潟縣へ、左ノ如ク申出ラレタリト聞ク、
御管下佐渡國寺院の儀、先年來無謂廢合相成居、其後本派末寺檀家共、種々相歎き、是非復舊致度旨、每度申出候に付、事實取調の爲、當寺役者不日出張爲致、篤と調査の上諸般御縣へ御協議可申上候條、可然御指揮に預り度、御依賴旁、此段及御照會候也、
明治十一年三月十六日　眞宗東派管長代理權大敎正大谷光瑩
新潟縣令　永山盛輝殿

此年十月初旬、發行ノ明教新誌ニ、左ノ雜報ヲ揭ク、新誌ノ號ト、發兌日ヲ記臆セス、遺憾ナレトモ、讀者ノ參考トシテ記ス、

佐渡國廢寺復興一件は、各宗共に盡力せられたる、其中に、別て眞言宗は寺數も多き由にて、大崎教正其外の方々が容易ならさる御骨折なりしが、過る八月廿四日、左の通り、

書面眞言宗七十五ケ寺、並其他各宗寺院再興の儀聞屆候條、舊教部省五年第八號達に準し、明細書取調可差出事、

但眞言宗七十五ケ寺除の外、四十一ケ寺處分の儀は、猶取調ふへし、

との御指令あり、尙社寺局より、新潟縣へ四十一ケ寺再興書面却下並處分の儀、何か御回答の趣もありし由なれは、右四十一ケ寺の寺檀にて、精々盡力ありて、再興を願はるゝが宜しからんと、

明治十一年十月廿日、編者モ特筆大書スヘキ、左ノ吉報ニ接シタリ、

東派眞宗取締

廢寺復舊の儀、曾て願出有之、取調候處、永久保存の目徒(マヽ)有之趣に付、尙又各位及尋問候處、同樣見込に付、其筋稟議を經、再興聞屆候條、該寺住職之儀、成規之通り、取調申出

可有之、其他再興に付ては、諸般不都合無之樣、取調可有之事、

明治十一年十月　　新潟縣令永山盛輝

眞宗東派十二ヶ寺

相川南澤町長明寺　同米屋町願泉寺　同壹丁目開名寺

同紙屋町稱念寺　同奈良町專照寺　同諏訪町萬行寺

眞光寺村照覺寺　五十里村滿行寺　窪田村西光寺

長畝村因領寺　中興村淨經寺　片野尾村淨願寺

此時復舊ノ特典ニ漏レタル我眞宗ノ中ニテモ、相川組光樂寺、了延寺、勝善寺、稱名寺、在方ニテハ炭屋町、稱念寺ヨリ差出タル歎願書ニ、左ノ指令ヲ附セラレタリ、

書面廢寺復舊の儀に付ては、其筋へ進達に相成候得共、右復舊の許可無之、本日長官より、各宗へ、御達の次第も有之、尙篤と、協議可被致候事、

明治十一年十月三十日　　本縣第一課

同年十一月中、縣令ヨリ左ノ心得書ヲ發布セラル、

再興寺院檀中將來心得

一今般復舊の寺院は、祖先の年回供養佛事葬祭等の差支なきを以、修理補繕するの

外、虛飾を構へ、無益の造作等、決而無之樣、專ら顧慮を加ふ可き事、
一富豪の者、有餘の財産を寄附するは、素より妨けなしと雖、一時競爭に奔り、夫が爲貢稅區費を怠り、貯穀學資金を拒否する等の儀、曾て無之樣、尤も注意可致事、
一廢寺に付、田畑山林は、村中又は本寺檀中等へ預け置候處、此度復舊の上は、悉皆該寺所有と看做すへし、故に擔任の者成規を履み、住職確定次第、地劵受取方可申出事、
但辛未壬申年間、堂番又は本寺の住職、全く自己の資金を以て、拂下を請しものは、其者の所有と爲すへきに依り、理由を詳細申立へし、
同十二月中、我本山ノ出張員ヨリ、左ノ如ク達セラル、
其國廢寺復舊の儀に付、地方廳へ直に申出候者も有之哉に候へ共、右は、夫々規則も有之、本山の添書無之候ては、地方官に於て受理無之筈に付、本山添書を請て申立候樣、爲心得、右樣豫て說諭有之度候也、
明治十一年十二月十四日　新潟縣出張　敎育課七級出仕平野履信
東組長　本多敬秀殿
西組長　卜部了詮殿
明治十二年ニ至リ、昨冬復舊ノ我眞宗寺院ニ於テハ、左ノ願書ヲ差出シ、十有餘年ヲ

經テ、始テ何寺住職ト公稱スル事ヲ得タリ、

奉願上候事

新潟縣下佐渡國何郡何村眞宗東派何寺舊住職　某

右之者先般該寺復舊被仰附候に付、舊住職教導職試補某を以て、住職爲致度候條、本山添書、並に組合法類及ひ檀家惣代連署を以て、此段奉願上候也、

明治十二年七月廿九日

親類惣代　何寺住職　某

檀家惣代　三名連署

法類惣代　何寺住職　某

組長　何寺住職　某

新潟縣令永山盛輝殿

右之通相違無之、依而奥印仕候也、

戸長　某

書面住職之趣聞届候事

明治十二年八月九日

新潟縣令永山盛輝

此年住職ノ認可ヲ得ルト同時ニ、左ノ歸檀願ヲ差出ス、

歸檀願

一私共儀、祖先已來何郡何村何宗何寺檀徒に有之候處、明治元年、右寺廢寺被仰附候に付、一時何郡何村何寺へ改檀致居候處、今般何寺儀復舊相成候條、該寺へ歸檀仕度、此段願上候、

年月日　　檀家一統連名

郡長宛

書面願之趣聞屆候條、戸籍面更正方、戸長へ可申出事、

越ヘテ明治十五年十月七日ニ至リ、相川光樂寺、同稱名寺、在方ニテハ炭屋町稱念寺、湊町圓滿寺ノ四ケ寺、復舊ノ許可ヲ得タリ、其後ニ至テ、中興村願正寺、北方村養專寺モ、願ニ依テ復舊シ、今ヤ從前ノ堂宇存在シ、寺號公稱ニ至ラサル者ハ、我大谷派末寺ニテハ、相川町了延寺、勝善寺、中興村乘願寺ノ三ケ寺ニ過サレハ、相當ノ手順ヲ履行シ、本山當局者ニ於テモ、亦一臂ノ力ヲ添ヘ、復舊ノ願事ニ盡力セハ、寺號公稱ノ特典ヲ辱フシ、多年ノ愁眉ヲ開クモ、近キニアル可シトハ、編者ノ信シテ疑ハザル所ナリ、洪鐘響クト雖モ、撞ヲ待テ發聲ス、努力セヨ、廢寺堂番諸氏時機ヲ失フテ、千載ノ悔ヲ遺ス勿レ、舊廢寺同胞諸氏モ、亦應援助力ヲ吝ム勿レ、　呵々、

編者云、明治維新ノ際、我國廢寺ノ騷動タルヤ、予ガ八歳ノ時タレハ、此小册子ヲ編

ムニ臨ミ、之ヲ記憶ニ徴スルニ、材料ノ一助タルニ適スルモノナシ、唯明治元年十一月二十三日、寺院燒拂ヒノ流言ニ驚キタルト、同年十二月二十日、實父自ラ本尊ヲ負ヒ奉リ、門徒同行ニ送ラレテ、纏メ寺ニ移ルヲ、淚乍ラニ、五六町奉送セルコトヲ知レルノミ、(當時我等ハ、中興村西蓮寺へ纏マル、距離殆ト二里、故ニ住職ハ白服直綴ニ墨袈裟ヲ着シ、本尊ヲ新調ノ箱ニ納メ、自ラ負ヒ奉テ、纏メ寺ニ移ル、)幼弱ノ時ト雖、此二事ハ深ク予ノ腦髓ヲ刺擊セルモノニヤ、今ニ忘ル能ハサレハ、十二三歲ノ頃、支那歷史ヲ講讀シ、彼ノ越王勾踐ガ呉王夫差ニ敗ラレ、後ニ國ニ歸リ、膽ヲ坐臥ニ懸ケ、之ヲ嘗テ曰、汝會稽ノ恥ヲ忘レタルカノ一語ニ感ジ、獨嘆シテ云、嗚呼越王ハ常ニ此ノ精神ヲ養成シ、范蠡ノ忠、能ク之ヲ補佐シテ、以テ會稽ノ恥ヲ雪クコトヲ得タリ、當時我佐渡ノ僧侶ハ、如何ナル感覺ヲ懷ケルカ、人民ノ火葬ヲ禁スルノ令ニ、僧侶穢多非人ハ勝手タル可ノ辱ヲ受ルニ至ル、咄虐吏ノ暴言庬語何ソ默過スルニ堪ヘン、予、范蠡ノ才智ナキモ、宜ク勾踐ノ如キ戒心無ンハアル可ス、他日予ガ壯年ニ及ブモ、廢寺復興セズンハ、一身ヲ犧牲トナシ、以テ復舊ノ願事ニ鞅掌セント覺ヘズ、案ヲ拍テ書ヲ閉ルニ至ル、爾來愛國護法ノ精神ヲ練磨スルニ倦マザリシモ、今ヤ往事ヲ回顧スレバ、一業成スナク一功奉スル能ハス、碌々家郷ニ

雌伏スルヲ耻ルノ外ナシ、現況ニ徵シテ、前言ヲ推測セバ、是則チ筆頭ノ放言ニ過ギザルガ如シト雖、實際的ニ運動ヲ試ミタルコ莫ニシモ非ス、明治九年(十六歲ノ時)八月、廢寺(在法中七ケ寺)總代トシテ新潟ニ航海シ、(此行加茂郡湊町海岸ヨリ乘船ス、船名ハ忘レタレモ、六十石程積得ル和船ナリ、同郡水津港ノ沖中ニ於テ、同月廿三日ノ夜、暴風雨ニ際會シ、萬死ニ一生ヲ得テ、同港ニ上陸シ、海老良藏方ニ十一日滯在シ、强風怒濤ヲ避ケ、漸ク新潟ニ航ス、(我本山ノ出張員、故白川悲辨氏ヲ客舍ニ訪ヒ、新潟縣社事課長齋藤貫一氏ヲ、其寓居ニ訪問シ、同社寺掛安藤清彌氏等ノ門ヲ叩テ、在留十日、廢寺復舊ニ關スル請願ニ從事セシモ、畢竟雛僧ノ運動タレバ、一ノ成績トシテ、社會ニ誇ルヘキ結果ヲ見ル能ハス、越ヘテ明治十一年漸ク廢寺再興ノ恩澤ニ浴ス、嗚呼十有餘年ノ久キ、廢寺僧侶ノ艱難辛苦セル始末ヲ編輯セバ、數百頁紙モ悉ス能ハサルノ歷史タラン、予ノ不文其任ニ適セスト雖、假リニ此ノ始末ヲ記シ、他日其人ヲ得テ、歷史編輯ノ時ヲ待チ、此稿ヲシテ材料タラ令ンコトヲ欲シ、明治廿五年四月廿五日、發行ノ北溟雜誌(第五十四號)ニ左ノ廣告ヲナス、

謹テ佐渡僧侶諸君ニ依賴ス

明治元年十一月、故奥平謙助(マヽ)、我國ニ在テ、一タヒ諸宗寺院廢合ノ令ヲ發シテ已來、

當時ノ僧侶諸氏、不惜身命ニ復舊ノ事ニ盡力シ、其効空シカラスシテ、明治三年二月廿五日更ニ五十五ケ寺ノ増立置トナリ、其後明治十一年ヨリ、同十五年度ニ至リ、大概復舊スル事ヲ得テ、兎モ角モ今日ノ如ク、佛教ノ勢力ヲ占ルハ、十有五年間、艱難辛苦ヲ嘗メタル、當時有志家ノ賜モノナリ、我ニ一枝ノ筆アリ、十有五年間ノ事情ヲ詳記シ、將來身ヲ宗教ニ委子、職ヲ一寺ニ奉スル者ヲシテ、當時ノ慘境ヲ知ラシメント欲スルハ、多年ノ宿志タリ、然レ𪜈明治十年已來、布教ノ爲メ、或ハ勤學ノ爲、東奔西走、筆硯ニ從事スルノ時ヲ得ス、本年ハ病ノ爲ニ弊坊ニ閑居シ、不幸中ノ幸ニ筆硯ヲ弄ブノ閑日月ヲ得テ、甲ニ問ヒ、乙ニ質シテ、纔カニ眞宗ノ部ハ、頃日稿ヲ脫スル事ヲ得タリ、夫レ廢寺ノ事タル、眞宗ニ止ラス、諸宗一般タレハ、單ニ眞宗ノ事ヲ記シテ、餘宗ニ及ハサルハ、遺憾極リナシ、故ニ今ヤ北溟雜誌ノ廣告欄ヲ借リ、諸君ニ依賴セント欲スルハ、諸氏親ラ辛苦ヲ嘗メタル當時ノ日記、及ヒ諸願書類(將來ニ傳ヘテ必要ノ分)各宗本山ノ達令使僧渡海ノ實況、復舊後本山ノ賞品賞狀等、編輯者ノ材料トナル可キ者ヲ、秘藏ノ諸氏ハ、割愛一覽ノ快ヲ許容セラレン事ヲ、諸氏ニ於テ予ガ依賴ヲ容レタマハヽ、爲ニ一葉ノ端書ヲ投セラレヨ、予自ラ諸氏ノ門ヲ叩テ、書類ヲ拜見シ、因ニ當時ノ實況ヲ質シ、他日脫稿ノ時ヲ待チ、記

事一部ヲ呈シ、以テ其厚意ヲ謝ス、

予ハ此廣告ヲナシテ、已來日夜ニ諸氏ノ通知ヲ待ツモ、更ニ一片ノ机上ニ落ルナシ、予親ラ、當時艱難辛苦ヲ嘗メラレタル、二三ノ先輩ヲ訪問シテ、之ヲ質スモ、一ノ材料ニ適スル語ヲ聞カス、唯主僧ノ答ニ、追テ篋底ヲ探リ、書類ヲ發見セハ、報導スヘシト、當坐ノ遁辭、能ク編者ヲシテ、恰モ大旱ノ雲霓ヲ望ムカ如キ、思想ヲ懷テ、百有餘日ヲ經過セ令タルハ、予ガ社會ニ對シテ、不信用ノ結果ナル歟、將タ僧侶諸氏ガ冷淡ナルニ依レル歟、兎ニ角今日ニ及テ、寄贈セラレサル材料ハ、將來幾百日ヲ期シテ待ツモ、好結果ヲ博スルノ目的ナケレハ、素志全ク畫餅ニ歸シ、一部ノ記事單ニ我眞宗ニ局スルハ、遺憾ニ堪ヘサレトモ、前日ノ起草ヲシテ、空ク篋底ニ投シテ蠹魚ノ食タラ令ルモ、亦遺憾ナレハ、本月初旬ニ至リ、斷乎トシテ決神スル所アリ、淨書以テ活字ニ附セントスルノ時(九月廿五日)ニ至リ、眞言宗大聖院住職長野覺淨氏ヨリ、材料ノ書類一束ヲ寄セラレタリ、匆卒之ヲ閲シ、年月ヲ別チ、以前日ノ稿ニ編入ス、故ニ記事頗ル體裁ヲ失シ、文章亦離離スル所多シ、是則チ予ノ不文ト杜撰ノ結果タレハ、他日遺漏ヲ補綴シ、誤謬ヲ訂正シテ再版セント欲ス、伏而請フ、予ガ最敬最愛スル讀者諸彥、爲ニ公評ト教示トヲ吝ム勿ン事ヲ、

明治卄五年九月盡日

瓢乎　根木教轍　謹識

明治卄五年十月十九日印刷
明治卄五年十月二十日出版（非賣品）

新潟縣佐渡國雜太郡五十里町
大字五十里百四十四番戸
眞宗大谷派滿行寺住職
編輯兼發行人　根木教轍

新潟縣佐渡國雜太郡二宮村
大字石田八十四番戸
印刷人　齋藤長三

新潟縣佐渡國雜太郡二宮村
大字石田八十四番戸
印刷所　齋藤活版印刷所

隱岐の神佛分離事件の顚末

鷲尾順敬

目次

一　隱嶋島民の神佛信仰の由來及び江戸時代の寺院の狀況

隱岐の全島民は、古くから神佛を崇敬し信仰した、隨つて神社佛寺は共に興隆した、島後の玉若酢(タマワカス)神社は惣社大明神と云はれ水若酢(ミナワカス)神社は一ノ宮明神と云はれた、玉若酢神社の供僧坊の置かれた隱岐第一の高山大滿寺山は、觀世音菩薩の靈場とせられて、全島民の信仰が深かつた、これに次いでは、島前の燒火(タクヒ)山の燒火(タクヒ)權現が大靈

場とせられ、別當雲上寺があつて、本堂僧坊樓門等の結構完備したもので、全島民の信仰が深かつた、殊に島前の男女老幼が、毎年夏季に群集をなして參詣祈願したものである、

昔後鳥羽天皇が隱岐に行幸になり、島前の海士郡海士村源福寺に御座所が設けられてあつたと云はれてゐるが、天皇は御晩年には、殊に佛教に歸依あそばされて、親ら木石を以て佛像を造立あそばされたと云ひ傳へられ、天皇の御手作と云へる佛像が、各所に安置せられて、島民の禮拜に任ぜられてあつた、この事實が自ら島民の佛教の信仰に深い關係があつたものと考へらるゝのである、

江戸時代には、佛教の諸宗の寺院が全島に亙つて散在してゐたが、眞言宗の寺院が尤も多數であつて、島民の多數が眞言宗を奉じてゐた、

享保二十年の調査に依れば、島前島後を通じて、神社二百六十五所、佛寺九十五所あつた、佛寺は眞言宗五十一、淨土宗十九、天台宗三、眞宗三、法華宗一であつた、然るにその後各寺院が漸次に衰頽に傾くことゝなりてゐたものである、

慶應三年の調査に依れば、島前に二十七寺、島後に四十六寺あつて、やはり眞言宗が多數であつた、島前海士郡海士村の源福寺が、一大信仰地であつた、毎年三月廿日に、

同寺に大護摩の法會が執行せられ、同宗の各寺の僧侶が、率ねこの法會に參會したもので、島前の男女老幼が群集參詣した、

島前寺院判鑑があるから、次に揭ぐることゝする、

島前寺院判鑑

古義派本寺京都東寺金勝院

一眞言宗　海士郡海士村　勝田山源福寺（無住）

同　郡福井村　（兼帶）寶幢院

同上

一同宗　同　郡同　村　松尾山金光寺

本寺京都知恩院

一淨土宗　同　郡同　村　愛照山西明寺

東派本寺京都東本願寺

一眞宗　同　郡同　村　日照山正源寺

古義派本寺京都東寺金勝院

一眞言宗　同　郡福井村　高尾山寶幢院

本寺京都知恩院
一淨土宗　同　郡同　村　松尾山清樂寺
本寺海士郡源福寺
一眞言宗　同　郡豐田村　藤田山幸福寺
古義派本寺京都東寺金勝院
一同　宗　同　郡知々井村　太夫山清水寺
本寺海士村源福寺
一同　宗　同　郡同　村　長尾山峯寺
本寺海士村源福寺
一同　宗　同　郡同　村　中尾山西福寺
本寺海士村源福寺
一同　宗　同　郡太井村　床尾山光明寺
　　　　　同　郡布施村　兼帶　寶光寺
本寺海士郡源福寺
一眞言宗　同　郡同　村　熊野山寶久寺

本寺京都知恩院
一淨土宗　同　郡同　村　長尾山長福寺
同　郡海士村　兼帶　西明寺
本寺京都住心院
一天台宗　同　郡崎　村　寂應山建興寺
同　郡同　村　兼帶　觀音寺
本寺海士郡源福寺
一眞言宗　同　郡同　村　勝尾山觀音寺
古義派本寺京都東寺金勝院
一同　宗　知夫郡知夫里村　寶珠山願成寺
同上
一同　宗　同　郡同　村　松尾山松養寺
同　郡別府村　兼帶　東福寺
本寺京都知恩院
一淨土宗　同　郡知夫里村　長尾山安樂寺

本寺海士村正源寺
一眞宗　同　郡同　村　日照山蓮光寺無住
　海士郡海士村　兼帶　正源寺
古義派本寺京都東寺金勝院
一眞言宗　知夫郡浦之郷村　大原山常福寺
本寺京都知恩院
一淨土宗　同　郡同　村　松榮山專念寺無住
　海士郡福井村　帶帶　淸榮寺
古義派本寺京都金勝院
一眞言宗　知夫郡美田村　高田山長福寺
一同　宗　同　郡別府村　荒堀山專福寺
本寺京都知恩院
一淨土宗　同　郡同　村　寺尾山地福寺
古義派本寺京都東寺金勝院
一眞言宗　同　郡宇賀村　香鴨山願成寺

同　郡別府村　兼帶　專福寺

本寺京都知恩院

一淨土宗　同　郡宇智村　長尾山觀音寺

一ヶ寺　天台宗

拾七ヶ寺　眞言宗

七ヶ寺　淨土宗

貳ヶ寺　眞　宗

合貳十七ヶ寺

右之通海士郡知夫里寺院判鑑如斯御座候以上

慶應三年卯三月　大庄屋宮藏

山郡宇右衛門樣

近　藤　伴　七樣

足羽雄左衛門樣

檀那無之寺院

古義派本寺海士村源福寺

一眞言宗　　海士郡海士村　來光坊無住

兼帶　福井村　寶幢院

同派本寺海士村源福寺

一同宗　　同　郡同　村　最勝寺無住

兼帶　福井村　寶幢院

同派本寺海士郡安國寺

一同宗　　同　郡海士村　神宮寺無住

兼帶　海士村　安國寺

同派本寺海士郡金光寺

一同宗　　同　郡同　村　神光寺無住

兼帶　海士村　金光寺

同派本寺浦之郷村常福寺

一同宗　　知夫郡浦之郷村有光寺無住

兼帶　浦之郷村常福寺

同派無本寺

一同宗　同　郡美田村　雲上寺

同派本寺美田村長福寺

一同宗　同　郡同　村　龍澤寺無住

兼帶　美田村　長福寺

同派本寺美田村長福寺

一同宗　同　郡同　村　藥師寺無住

兼帶　美田村　長福寺

同派本寺美田村長福寺

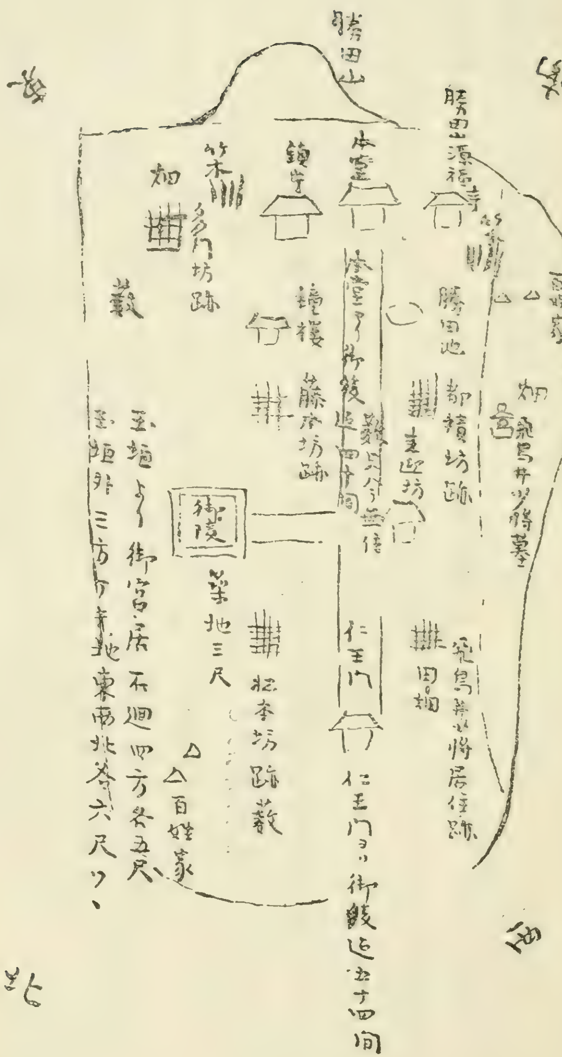
一同宗　同　郡同　村　圓藏寺

合十ヶ寺

それで、源福寺は島前の島民の一大佛教の信仰地で、古くは本坊源福寺の下に、多門坊都積坊藤本坊松本坊來迎坊の五坊があつたのであるが、後には五坊の内四坊廢絶し、來迎坊の一坊が殘存してゐた、尙ほ一山寺領二百石あつた、維新時代には來迎坊も殆ど廢絶の狀況であつた、一山が漸く衰頽してゐたのである、しかし島前の島民は常に參詣したものである、

寛保元年隠岐國源福寺惣圖

源福寺境内御免地壹反四畝拾五歩



境内竪横共ニ八十六間惣廻リ垣三百十七間

三方不殘田百姓源福寺領反別壹町四反貳畝十二歩

外米貳拾石但百姓地入組海士村中ニ有(海士村村上助九郎氏所藏地圖)

二　維新時代の島民の騷擾及び正義派の活動

隱岐は幕府時代には、幕府に直屬して、親藩出雲松江藩に附託せられてゐた、同時代の末期に至り、幕府の政治上の權力が漸く弛廢し、島民が平穩に歸服しない狀況であつた、殊に島後は地理的に隔絕してゐるので、島民が自ら獨立の氣風を養ふことゝなつてゐた、それで松江藩から常に注目せられてゐた、

當時幕府は諸國に令して、海上の防衞を嚴重にしてゐた、松江藩は幕府の意を受けて、西鄕港に新陣屋を營み、藩兵を駐屯せしめ、軍監高橋伴藏に命じ、全島より良兵を募集し、防衞の任務に當らしめんとした、全島の青年等大に奮うて、募集に應じ、忽ちにして四百八十名を得た、皆相競うて文學武術の練習をなした、然るに藩兵はこれが敎養の任務に當ると云ひながら、日夜放逸にして酒色に耽り、却つて青年等の指彈を受けたので、島民は益〻憤慨した、

島後周吉郡中村に中沼了三と云ふ者があつた、文化三年に生れ、幼時から文學武術を練習し、後京都に上りて諸公卿の間に知られ、私塾を開いて皇漢の書籍を講說した、島民の青年等了三の名聲を聞いて、京都に上り、私塾に就いて敎育を受くる者が

相踵いだ、了三は好んで靖獻遺言を講說し、大義名分を首唱し、青年等を激勵したものであつた、これが大に勢力をなし、後の所謂正義派の中心勢力となつたものである、

慶應三年六月に、京都に上り中沼了三の私塾に就いて敎育を受けた青年等が主となり、同志七十三人連署し、島後に文武硏究所と云ひ、文學武術の練習所を開設せんことを松江藩主松平氏に請うた、山田村の中西毅男等が首唱であると云はれた、然るに郡代西鄕港新陣屋の山部宇右衞門は、上書を却下して、青年等の請ふところを斥け、一方に庄屋等を召集して、彼等の鎭壓に當らしめんとした、庄屋等は却て青年等の請ふところを斥くべきでないと云ひ、山部宇右衞門の措置を反駁した、殊に庄屋井上香彥は、列座の中より膝を進めて、當時の時勢を痛論し、山部宇右衞門を詰問した、山部宇右衞門は大に怒り、部下に命じ、井上香彥を捕縛して打擲せしめた、こゝに至りて、全島の人心が大に動搖することゝなつた、後青年等は再び軍監高橋伴藏に上書の進達を求めたのであるが、これも要領を得なかつたので、遂に彼等は松江藩に關係なく、文武硏究所數ヶ所を開設し、盛に文學武術を練習した、

同志横地官次郞等十一人、竊に京都に上らんとし、途中風浪により、石見の濱田港に

到着した、當時濱田港には、周防山口藩の諸士が駐屯してゐたので、振武隊長長沼千熈等が大に勢力があつた、横地官次郎等は隱岐の狀況を告げて、領會を得、共に憤激したのである、會〻山陰道鎭撫使西園寺公望の伯耆の米子に來れるを聞いて、書狀を上りたれば、郡代山部宇右衞門使を途中に要して、書狀を披見した、隱岐の島後の青年等これを聞いて、益大に憤激し、慶應四年三月十九日同志を糾合し、西鄕港の新陣屋の背後なる大城山に據り、問罪書を作り、使を送つて郡代に迫る、郡代山部宇右衞門禍難を怖れ、俄に松江藩の用船觀音丸に乘りて藩に歸つた、こゝに於いて同志等特使を鎭撫使西園寺公望の所に馳せて、狀況を陳じて、命令を待つことゝし、一方新陣屋を會議所となして、同志の一人忌部正弘を推して總指揮役となした、四月二十日松江藩番頭役齋藤藻右衞門精練の兵士なりと云ひ、二十人を率て島前より島後に來り、尋いで同藩家老乙部勘解由等の一行が來つて指揮したので、竊に島民の彼等に應援する者があつて、全島騷擾は鼎沸の狀況であつた、同志を正義派と云ひ、松江藩に應援する一味を因循派と云ひ、二派軋轢して紛爭した、

五月十日に至り遂に松江藩の兵士等、新陣屋の會議所に迫り、銃炮を放ちたるを以て、同所に立籠れる同士十餘名彈丸に中りて斃れたが、同士の一部はこれに對抗し、

一時全く戰爭の狀況となつた、

六月廿八日監察使土肥謙造副使椋木彌助島後に來りて、事變の審判をなし、松江藩の兵士を嚴責したので、漸く鎭定した、こゝに至りて隱岐は松江藩の支配を脫し、正義派の壯士等島後の西鄕港に會議所を設置し、全島の政治を評議することゝなつた、

同十一月太政官から令して、隱岐を鳥取藩池田氏の管轄となし、二年二月隱岐縣を別立し、縣廳を島後の西鄕港に設置し、知事眞木眞人が來任した、然し島前は事變の後、尙ほ松江藩の勢力蟠屈し島民の追從する者があつたので、海士郡海士村に監察使出張所を設置し、別府に改船番を設置し、大に警戒せられた、

當時島前には因循派と云はれた者が多かつた、彼等は佛敎寺院の僧侶及び信徒と云ふ者が多かつたのである、それで島後の靑年等は、島前に至り大に遊說した、然し數〻の憤激の餘に暴行した者があつたのである、

當時正義派の首領と云はれた者は、いつれも島後の住人で、次の數人であつた、

中沼　丁三　後に水若酸神社神主となる、

中西　毅男

忌部　正弘
松浦　荷前
吉田　倭麿
横地官太郎

因循派の首領と云はれた者は、いづれも島前の住人で、次の二人であつた、

村上助九郎
渡邊彌三郎

村上助九郎は、先祖が後鳥羽天皇に奉仕したと云ふ舊家で、隱岐の長者で聞えてゐる、代々助九郎と云ひ、佛教を信仰し、源福寺の大檀那であつて、島民の信賴を受けてゐた、

二人は一時京都に禍難を避けてゐたが、漸く後に島前に歸住することゝなつた、

三　佛教排撃の實行及び寺院財產の處置

幕府時代の末期に隱岐の島後には、中村了三等を首とし、皇漢の學問を研究した者が、皆佛教を排撃した、彼等が所謂正義派となり、政治上の活動をなすに至りて、佛教の排撃を實行することゝなつたのである、これは寧ろ必然の形勢であつて、當時佛

敎の僧侶は皆所謂因循派を以て目せられてゐたのである、

然るに島後西鄕港には松浦十郎の子に繁太郎と云ふ者があつた、後に改名して荷前（サキ）と云ふた、野々口隆正、足代弘訓等の學風を慕ひ、常に書狀を往復してゐた、初め漢學を修め、後に大に考ふる所あり、漢籍を燒棄し皇典を研究し、西鄕港に私塾を開設し、靑年等を收容して、皇典の講義をなし、常に佛敎の僧侶の橫暴姦惡を罵つてゐたので、此荷前等が隱岐の佛敎排擊の實行の主力となつたものである、正義派が政治上の活動に際し、荷前等が自ら靑年等を率ゐて、佛敎の堂舍圖像等を破壞したもので、靑年等の血氣に任せて暴行したものであつた、慶應四年六月に所謂正義派が全勝をなした際には、彼等壯士が一擧に佛敎排擊を實行したものである、卽ち全島に亘りて佛敎の堂舍圖像を破壞し、各戶も皆これに倣ひて破壞した、明治二年三月以後數月は、壯士等はこれに全力を致したもので、島後の四十六寺悉く廢滅に歸した、神社に佛敎の圖像器具があつたが、皆取出して破却した、松浦荷前、吉田倭麿等が神社改めを實行したものである、

島後の壯士等が島前に入り、佛敎排擊を實行したもので、稍後に島前の農兵の首領宇野守信等が一味に加はり、亂暴言語に絕したものがあつた、

源福寺には本尊大日如來像を首とし、後鳥羽天皇の御手作と傳へてゐる佛像が多かつた、歷代京都の諸公卿から納められた大般若經等も多かつた、壯士等は佛像經卷を破毀し、糞尿を以て汚瀆するに至つた、仁王門の前の廣地に積上げて燒棄せんとしたが、その夕大雨のため果さなかつたので、島民が夜暗に乘じ、窃に二三體取り出し、自家の床板の下に埋沒して置いたものが、今日僅に殘存してゐる、現に中里に再興せられた源福寺の本尊大日如來像が、卽ちその一體である、其他は皆燒棄せられた、島前の道路の傍に地藏菩薩の石像が少くなかつた、是等にも後鳥羽天皇の御手作と傳へてゐるものがあつた、壯士等は悉く破壞し、一體も全いものがない、今日所々に首のない石像が諸人に禮拜せられてゐることが見らるゝのである、

當時源福寺住持は隆元と云ひ、知々井に生れて當寺に入りて修行し、學譽信望があつた、源福寺が廢絕の後は、俗人となり苅田衞守と云ひ、知々井に歸住し、小學校敎員となつて、一生を終つた、

隱岐の全島に亘り、佛敎の圖像器具類の金銅等の物は數所に積上げてあつたが、隱岐縣で賣拂ふことゝなり、鳥取藩士の淸水某と云ふ者が全部を六百圓で買受けた、しかしその實六百圓は一圓も支拂はず、全く橫領したが、隱岐縣でも放棄すること

となつた、
隱岐縣が廢せられて、石見の大森縣に屬し、後に濱田縣に屬することゝなつた、明治三年六月濱田縣から佛教排撃の實行の狀況を調査した、その際隱岐の公文所から、當時の狀況を具申した、然し公文所は所謂正義派の壯士等の後を受けてゐるものであるから、當時の狀況を具申したと云ふも、決して公平に見たものでないことを知らねばならぬ、其覺書は次の如くである、

奉差上口上之覺

當國中寺院之佛像、或者燒捨、或は打毀候段、如何之子細に候哉主旨、當六月御尋被爲在、一應口上書奉差上候處、猶此度嚴敷御糺問ニ付、事件詳悉奉申上候、元來當國民情神道を尊信し、佛道者五倫を紊政教を妨之邪道に而、僧侶之義茂、專ら檀家の施物を貪取、徒に素餐を致すのみならず、驕傲を極候を惜み、何卒佛法破滅之機會ハ無之哉と、兼而憤懣罷在候處、御大政復古萬機御一新之折柄、幸之時と心得、俗家に有之佛像者不及申、國中寺院之佛像過半燒捨、間々者寺內幽隱之處に投入、田畑之義者、其村ニ而取締人相付、作得之米麥者勿論、銅造之佛器等、憚ニ預り置申候、右樣之事態に御座候得者、僧侶茂多分歸俗願出候ニ付、歸俗爲致、右田畑作得之內を

以、口腹を養候分差遣之、飢餓に不及樣仕、強而歸俗申勸候者ハ、一人も無御座候得共、自然而國中廢佛之姿と相成候ニ付而、右之情實共御筋ゟ伺出、奉請御下知、處置可仕儀當然ニ御座候處、人氣に乘し、手荒之取計ニ及候段、今更一統考當り、何共恐縮之至に奉存候、此段御再問ニ付、事實明白奉言上候間、此上者可然樣御上裁奉仰候、誠恐誠惶謹白、

兩島公文中

明治三年庚午八月　(連　判)

御出張　御中

(西郷町松浦高輔氏所藏文書)

奉申上候事

當村地藏院之儀者、元祿元年百姓某と申者靈夢を蒙り候とて、村民を誘ひ、峰之土中より地藏之石佛六軀を掘出し、茅葺之堂を造り安置し、剃髮して淨入と改名し、猶又地藏大權現と可奉崇、再三靈夢有之、萬民之諸願成就無疑者也と、土人惑(マヽ)はし、海上安全之守札安產守札等を出し、兩部之如く相成申候、元來詐術より出候石佛に候處、御神體御神前抔と唱候而、御酒(マヽ)備、幟を立て、注連金幣を飾り候次第に御座

候、祭主者是迄俗人相勤候節も有之、又僧を居る相節も有之申候、去己夏迄勸應と
申僧相勤居候處、妻子を引入、不如法千萬之事共御座候故、村方不歸依に相成、無餘
儀歸俗願出候に付、歡造と爲致改名申候、寺領ハ無御座、寄附之畑相讓り、又寺邊之
畑不殘一代限爲作取、其外諸道具一切相讓、夫々相當之與物にて渡世致居候、右六
地藏佛之儀ハ、右次第御一新之御時節神社に紛敷候に付、壯士共申合相廢し申候、
以上、

明治三年午六月

宇屋村

年寄

藤田波太郎

公文

松浦繁太郎

濱田縣

御出張所御中

(同上)

同四年正月に、島民は佛教を改めて神道に歸することゝなり、公文所に血判狀を出
した、これは固より一方より强制したものであるが、實際の狀況が知らるゝのであ

る、血判等は次の如くである、

今般宗門御改革に相成、產土神社之帳付ニ相成候上ハ、向後只管產神を尊敬可仕候、且又葬法祭儀等御規定之通、堅相守可申候、若違背仕候ハヽ、可奉蒙神罰者也、仍而誓旨血判仕處如件、

明治四辛未年正月

勘次郞(血判)

作　吉(同　)

金兵衛母親せ　い(同　)

(以下略之)

右之通一統血判誓約仕候處相違無御座候、依而請印如件、

組頭

嶺　造　(印)

年寄

高梨平左(印)

公文

松浦繁太郎（印）

（同上）

昨年より國中宗門改之義、神社改に相成候上者、別而神祇を崇敬し、祭禮等無怠慢可執行之處、一昨年紛擾以來、何と無く神社疎かに相成、下々甚敷ニ至候而者、神佛共被廢候樣相心得候者も有之候哉に相聞、以之外事に候、右者全く心得違に候間、此間已後格別に諸神社を尊敬し、祭禮等可執行、尤此節至而困窮に（のカ）央に候得共、祭式を略候等之事ハ、神主を始村方申合可爲勝手候、元來神祇御尊敬之儀者、御一新後別而重き御執扱ニ候間、此旨篤と相心得、神祭禮宗門改幷葬祭式等ニ至る迄、急ニ一同申合可致取締者也、

六月十六日　　出張所

神主
祠官
幣頭

別紙之通、神主共にも布令いたし置候間、村々下々ニ至迄、心得違無之樣可申付者

也、

六月十六日　　　　　　　出張所

嶋後村々公文中　　　　　（同上）

佛教の僧侶は、皆强制的に俗人にした、僧侶で俗人にならない者は、强制的に追放した、つまり隱岐には一人の僧侶も置かないことゝしたのである、

然るに、明治四年十一月に、濱田縣は佛教排擊の實行の狀況を調査し、横地官三郎を徒刑一ヶ年半、忌部正弘を自宅謹愼一ヶ年、他九名を杖百の刑に處した、

各寺院には、いづれも境內地があり、所領の山林田園もあつた、僧侶の俗人となつた者には、五反步を給與した、然し大部分の處置に關しては、大に評議せられたもので、所謂正義派の壯士等は政府に納付することを主張した、一時その主張の如く實行せられたのであつたが、後に政府から還附せられた、明治十二年、周吉郡長高島士駿の奔走により、完全に隱岐總町村組合所有財產となつた、金高十萬餘圓ある、主として敎育交通の事に使用することゝなつた、卽ち各町村の小學校は、その金で寺院の跡に建築することゝなり、汽船第一隱岐丸を購入することゝなつた、これは隱岐に於ける特異の事實である、

四　佛教の再興

全島の佛教の圖像堂舍等は、悉く破壞せられたれども、島民の佛教を信仰する者が、全く絶滅したものでない、殊に島前には佛教を信仰する者が多かつた、彼等は一時一部の人等の暴行を恐れて、信仰を表明するを憚つてゐた、漸く年月を經るに隨ひ、佛教の再興を經營することゝなつた、しかし彼等はいづれも大に困苦したものである、

然るに他國より佛教の僧侶が隱岐に入り來り、佛教の再興を謀らんとした者もあつたが、隱岐の公文所は、極力これを阻止したもので、數々迫害を被つた者があつた、當時公文所から各村に送つた廻狀がある、實際の狀況が判知せらるゝのである、

態与申觸候、他國之僧共推而渡海致し、島中愚昧之細民を誑惑致し、佛教を再興致し候、種々奸計を廻し候風聞ニ有之候條、決而乘歸り不申候樣、津々浦々舟手之者に嚴可被相達候、若心得違、佛法乘せ渡り候者有之候はゝ、其品取糺之上御所置振可有之候也、

(明治四年)
辛未六月廿八日　　公文詰所

八尾目貫字屋東郷順々

(西郷町松浦高輔氏所藏文書)

明治五年に島前の知々井の人若林幾三郎、藤井甚四郎、小井新四郎三人が主となり、先祖以來歸依してゐた眞言宗の寺院を再興せんとし、隱岐縣に出願した、然るに隱岐縣の大屬官宇野守信がこれを峻拒し、三人を捕縛して牢獄に繫ぐに至つた、三人は牢獄にあつて大に困苦しながら、佛教の信仰を堅持してゐた、後牢獄を出されて、再び經營を繼續してゐた、明治十二年三月に京都の本願寺の使僧が窃に島後に這入つた時、若林幾三郎は病床にありて傳聞し、佛教の再興の氣運が來りたるを喜び、漸く吾積年の志願が達せらるゝことゝなつたと言ひ、終に死去したと云ふ、若林幾三郎等は、始終を通じて佛教を信仰したもので、全島の佛教の圖像堂舍の破壞は、必ず島民が責罰を受けねばならぬと云ひ、大に恐れてゐたと云ふ、此一條知々井の助役若林大藏氏の談なり、大藏氏は幾三郎氏の嗣子なり、

明治十二年三月に、西本願寺の使僧香川嘿識、菅龍貫の二氏來り、同年五月に東本願寺の使僧北方融應來る、いづれも變裝をなして、西鄕港に上陸し、窃に佛教を信仰する者を搜索したのであるが、郡長高嶋士駿等はこれを聞いて、全島の諸人を督し、彼等の事業を阻止せんとした、

然るに同年六月に京都東寺の末寺であつた島後の國分寺島前黑木の長福寺、同浦

の郷の常福寺の堂舍が、その地方の眞言宗の信徒の經營によつて、再興せられたことは驚くべきことであつた、

翌十三年三月に至り、河內交野郡燈油村淨土宗正緣寺住職冲惠隆が來りて、淨土宗の弘傳に努力した、三十一年に至り、淨土宗の本山は伯耆の境港の光祐寺住職菅慶禪を派遣して、大に經營したのである、その結果島後周吉郡大久村に專稱寺、島前知夫郡浦の鄉村に專念寺、海士郡に西明寺を建立することゝなつた、尙ほ島前菱浦等に同宗の說敎所を建設することゝなつた、

明治四十四年に、各宗寺院二十二所說敎所數所に至つた、

一時佛敎の廢滅の後に、黑住敎等が弘傳せられたれども、著しい勢力をなさなかつた、人狐と云ふ一種の愚昧な迷信が盛行した、今も尙ほ一分の勢力があると云はれてゐる、

右大正十二年八月鳥取縣ニ旅行ノ次、隱岐ニ渡リ、數日間島前島後ヲ巡回シテ、調査シタルトコロナリ

鷲尾順敬識ス

隱岐廢佛史料

藤本了泰氏報

〔知恩院書簡留〕

隱岐國諸寺院去辰年廢佛之儀ニ付、當山末寺共ゟ歎願之次第も有之、且舊臘貴院ゟ茂御申立之義も有之候、旁當春早々勸誡師可差向之處、此程防州山口善生寺ゟ申出之義有之候間同寺義早々出國、篤与事情遂伺、歎願等可取計樣申付置候之間、此段御承知置可被下候、右御心得迄可得御意如此御座候、以上、

辛未二月　　知恩院

隱岐國
本常樂寺
慈心院樣

追而別紙之通御進達被下候樣御賴申上候、已上、

其地諸寺院去辰年來廢佛之儀ニ付、兼而歎願之義有之、旁當春勸誡師御差向ニ可相成之處、此程防州山口善生寺ゟ申出候儀有之候ニ付、同寺義早々出國、篤与事情遂伺、

可然義ニ候ハヽ、其御筋へ歎願等取計、盡力可有之候樣申付置候間、此段爲心得可得

其意候、以上、

辛未二月

總本山

役者印

雲州松江ニ而

隱州

善立寺

雲州松江ニ而

月照寺ニ而

淸樂寺

以手紙致啓上候、然者隱岐國諸寺院廢寺一條、御末寺ゟ此程出願ニ付、貴山ゟ當御政

府に御添翰御願出之御運ゟ承居候、彌御願出ニ相成候哉、御文面拜見御同樣之運ニ

取計可申ゟ存候間、御扱振承り合度候、乍御手員、此ものに御酬答御賴申入候、可得御

意如此御座候以上、

二月廿九日

禰田寺

觀智院樣

御役人中

奉願口上書

一、去戊辰年三月中、隱岐國諸宗廢寺之儀有之、先般以來同所末寺之僧侶共難澁歎願申出候ニ付、今般防州山口善生寺江取扱之儀申付度奉存候、就而者隱岐國管廳江、前同寺ゟ願伺等仕度候間、別紙之通申立度与奉存候、此段御聞屆御添翰被成下候樣奉懇願候、以上、

辛未三月十四日　　知恩院役僧
　　　　　　　　　　天隨　印

京都
　御政府

（別紙者當二月隱岐國縣令所役人中江差出候書面寫取差出之、依而留略之、都合四通可差出樣との沙汰に付出之、）

先般及達置候、隱岐國廢寺事件ニ付、同所縣廳江歎願等之節、御當山管轄御添翰無之候而者、不都合之趣可有之、依之、願立候處、速ニ別紙從京都府御下渡ニ相成候、就而者慈心院師其他江下向之趣通達ニ付、御賴之儀ニ相成候間、同院ゟ落手之上、可然取計精々盡力有之度候、以上、

三月十七日　　總本山
　　　　　　　　役者印

防州山口
　善生寺

追而慈心院師峯寺師と茂、次第ニ寄示談可然存候、已上、

土佐に於ける神佛分離

中城直正氏
北川茂躬氏 報

一、神佛分離發令當時に於ける狀況一斑幷分離實行の顚末
神佛分離の發令ある、國民皆其趣旨を遵奉し、誰一人不平を唱ふる者なく、當時有謗階級卽ち士族に在りては、人々競ひて父祖の祭儀を神式となせり、又僧侶と雖、廢寺と共に神道に歸する者多く、土佐郡潮江村眞如寺(禪宗にして山内家の菩提寺所謂七伽籃の一なり)和尙は還俗し、井上壽櫟と稱し、神職となり敎導職を勤め、長岡郡五臺山中の坊住持は、是亦還俗して、常石堅扶と稱し、土佐神社の主典となり、同郡吸江寺待月庵(禪宗)の住持は還俗して、加藤待月と稱し、神職となり、高岡郡佐川町東光寺住持亦還俗して、下元開と稱して神道敎導職となり、布敎に從事したり、其の外還俗して神職となり、又小學校敎師となる者頗る多し、僧侶にして此の如くなれは、神佛分離當時の狀況察すへきなり、

神佛分離の發令ありて、神社の別當を廢する藩廳の命に依り、器具帳簿の類は神職僧侶協議にて之か區別をなし、其の上藩廳の指揮を受けて、佛式に屬するものは之を僧侶に與へ、神道に屬するものは之を神社に納めたり、今其の一例を擧けんに、香美郡美良布村美良布神社に銅鐸あり、僧侶は之を梵鐘として、寺に納めんとせしが、時の社寺掛北川茂長(茂躬の父)は平田篤胤の弘仁曆運記考に據りて、神式に屬するものとなし、之を美良布神社に留め置かしめたるが如き是なり、又神社にして、佛名を負ふものは、之を國名に改めしめ、祭神等の分明ならざるものを明了ならしめたり、此の時高知より以東は、少屬近重八潮彥巡回して神社を見分し、(此の時諸社に奏せし祝詞現存せるが今之を省く)高知より以西は、濱田八束巡回して指示する所ありたり、當時僧侶より申出に對し、明治二年十月社寺方より上司に差出たる草案に、

諸山鎭守社の義に付、別紙之通、五臺山より歎願申出候處、於佛門には其旨趣尤成事に御坐候、殊に祿所の職掌難相立被存候得共、嚴命を重んじ早速佛體取除、將又御國命本山之命共、乍二難和背進退當惑、此上御詮議に難被及候はゞ、住職役寺共辭退之覺悟、其心中被察、畢竟佛門宗法相守候より、如此可有御坐候得共、

兎角居り達と奉存候、抑朝廷大政之所出、天下一度御布告を拜承仕候ては、何國か二念可有御坐、然るに御室御所より御沙汰に相成候趣は、御領主又官府より御沙汰に相成候共、先其儘に致置候樣、御觸達之趣、元より御室御所之命不容易譯に御坐候得共、都て右等太政官より御沙汰も無之候に、右御所より寺院へ御觸達に相成、若此旨可守者に候得者、天下之太政二道に分れ、御双方の命令行違、國家不治方向を失候本に御坐候、奉推量候に御室御所の意味は、只其内向一山之心得にて、決て表通り朝命を取奉候御領主之御下知をも、其儘に致し置可申との義にては無之道理に御坐候、若右等歎願に依て、御政令朝夕に變遷いたし候時は、依之亦意外之申出は、必然之事に御坐候、扨又佛經所說之神に候得ば、外々へ關係仕譯無之、神とさへ申せは、顯然佛教所說之神にても僧侶取扱一切御禁止被成候ては、朝議にも相叶間敷哉との申分、是等は大に間違候事に御坐候、何ぞ佛門より佛神のみ勸請にて、皇國神明に不預義に候得ば、元より其儘佛家へ御返御當然之事に御坐候得共、此度御取分之妙見社、又別紙に申出候山王宮に於ては、既に地中氏宮と奉齋、年來神祭仕候以上は、所謂佛の神之見付無之、則妙見と申は佛門において星の神の佛號、山王と申は日吉神社へ奉負候佛家之

所名に御坐候、若佛門よりの建立にて、佛經所說之分は皇國の神明にて無之との事に候得ば、凡そ祇園牛頭天王、金毘羅宮又は何々大明神何々權現と奉唱候神號、皆佛經所說に御坐候得ば、是等も皆佛の神といたし候所存に候哉、凡そ祇園社と奉申候は、素盞男命、金毘羅宮は大巳貴命、又寒川大明神と奉申候は應神天皇、大鳥大明神は日本武命、嚴島大明神は市杵島姫命にましまして、此外大明神の御社號夥敷有之、又白山權現と奉申候は伊弉冊命、藏王權現は安閑天皇、談山權現は鎌足公にましまして、此外權現と申社、是又數々有之候、是皆我　皇國の神明へ佛號を奉負候事、明々照々たる事に御坐候、若し右等の分も佛敎所說の名號は、盡く佛家へ令歸んと致し候覺悟に候哉、左樣相成候時は、神佛御取分と申は御無用之事に相成可申、都て右之通に御坐候得ば、山主申出之通には不相成譯に可有御坐哉奉伺候、

社寺方

月　日

次の書類は引續き北寺へ照會の草案なり、

王政復古第一に神祇官御興隆被遊、且つ神佛御取分之御沙汰、既に滿天下に御

布告に相成、則於御國にも、端々其手を下候事に御坐候、然に此度御室御所より一山鎮守且つ佛經所說之神に於ては、寺僧の勸請云云、神佛不混樣云々、依之朝廷へ御伺に相成候義に付、猶豫之義被仰下候處、正敷神明を奉齋、地中氏宮と相立居候分、右等御手戾に相成候而は、唯御國のみならず、天下必爭論を生じ、國家益〻多事に可至、且つ朝廷より今に其御沙汰無之、中々今更六十餘州へ右等御手戾は無之御事と奉存候、抑御政令或は二途に出、或は朝に令して夕に改候樣相成候而は、天下其方向を失ひ、國家不治本に御坐候勿論、右等之義は於右御所にも、常々御深慮被爲在候御事と恐察仕候得者、右彼是其院より御答可申候事、

巳ノ十月　　　　土州　社寺方

北　寺

一、神佛分離以前、神社に於ける佛教關係の(又は佛寺に於ける神社關係の)建築物の種類、沿革、及び分離當時に於ける其處置

神佛分離以前に於ける佛教關係の建物は、土佐には稀有にして、大川上美良布神社に佛堂二閣と、土佐神社に鐘樓仁王門の二ッあるのみ、尤も高知本丁筋二丁目に惠美須神社あり、是は山伏の所管にして、庚申堂と稱し、權現造なりしが、今は佐

田神社と稱し、神社造となし、屋根のみは瓦葺となせり、而して土佐神社の鐘樓は之を取り毀ち、仁王は之を安藝郡室戸崎なる東寺に送り、其跡に舍人の像を据置きたり、美良布神社の佛堂は、神社係少屬近重八潮彥巡回の祝詞に、皇神乃御社内奈留佛堂二閣乎遠久退離智とあり、又佛寺に於ける神社は、長岡郡五臺山竹林寺に春日神社あり、土佐郡常通寺に天滿宮ありしが、神佛分離の際、天滿宮は今の同郡旭村玉水新地觀音堂跡に之を遷したれども、近頃同村石立八幡宮の社内に合祭せり、竹林寺春日神社は他所に移轉したれども、今其所在詳ならず、而して幡多郡足摺寺には、不開堂と稱して、白皇神を祭りたれども、分離と共に他所に遷し、白皇神社と稱し、今尙ほ之を祀れり、但し白皇は白王とも書して、龍神の佛號なれども、今尙ほ白皇と稱するは、神佛改正の遺漏ならんか、

一、神佛分離以前佛敎關係の（又は佛寺に於ける神社關係の）圖像（垂跡神體、本地佛、其他附屬の圖像類）の種類及び分離當時に於ける其處置

本地佛は所謂別當寺の本尊にして、大日如來とか阿彌陀佛とかの類なり、垂跡神體は奉齋諸神の神體にして、大概劍鏡なり、中には偶々木像の神體あり、土佐郡小高坂村若一王子神體二體なりと聞きたり、蓋し伊邪那岐伊邪那美二神ならん、分

離後と雖、神體は依然として異ることなく、本地は寺院に歸せり、然るに其後大概廢寺となりて、今何處に往くを詳にせず、而して垂跡神の圖像に至りては、佛像と違ひ保存せらるゝを聞かず、

一、神佛分離以前佛敎關係の(又は佛寺に於ける神社關係の)器具粧飾の種類及ひ分離當時に於ける其處置

佛敎關係の器具粧飾は、今其種類を詳にせすと雖、分離の際佛敎に關するものは寺院に歸し、神道に關するものは神社に納めたれは、佛敎に關するものにして、神社に留るものあるは、蓋し分離の遺漏なるへし、現に土佐郡郡頭神社に白銅の掛佛、高岡郡佐川町松尾山八幡宮に本地佛の掛佛ありと云ふ、

一、神佛分離以前佛敎關係の(又は佛寺に於ける神社關係の)官職位階及び其變遷

神職の位階は、吉田家の執成にて、京都より之を與へ、僧侶の位階は本山より之を與ふ、其神職となり別當となるは、藩廳より之を命したり、而して土佐に在りては、別に神佛相關聯する官職位階ありしを聞かす、

一、神佛分離以前佛敎關係の(又は佛寺に於ける神社關係の)祭禮、行事、儀式、作法及び其變遷、

佛教關係の儀式に於ては、神社に別當職あれは、隨て佛教關係の儀式是れあるは當然なれとも、不文の中に例ありて行はれたるものなれは、今一々之を詳にすることを得す、獨り其一例を擧けんに、高岡郡日下村式外小村神社の祭典は、九月十五日にして、仁淀磧に神行あり、其前日十四日に試樂と稱して神樂をなせり、禰宜別當職(神宮寺住職)を助けて、鏡餅を供へ奉り、別當祝詞を奏し、畢て當屋四人取次にて、內障に納む、神主之を受取り、中臣祓を唱へ、神前に供へ奉り、夫より神樂をなす、十五日朝禰宜を當屋(行事所)に遣はして、行司を迎ふ(行司は土佐獨特の儀式にして、幼者を以て之に充て、神行に隨はしむ、行司は神職の祈念と共に睡眠して人事不省となる、神輿還御あれは、祈念と共に覺醒す、維新後阿片藥を飮ましむる疑ありて之を止む、然れとも實は催眠術の應用にして、決して阿片藥の効用にはあらす、)夫より神主禰宜等供奉して、仁淀磧に渡御ありて、神饌を供へ、神樂を奏し、還御あれは、別當祝詞を奏し、畢て行司と盃し、是にて祭典畢る、他も亦大概類を以て推すへきか、

こゝに又一宮土佐神社に於て、千部經轉讀の供養といふは、土佐國に於ける有名なる大祭なり、其の初め長宗我部元親戰場に忠死の輩を始め、一門の人々滅後追

善の爲め、毎年諸宗の寺々に於て、二夜三日の法事を行はしめたりしが、後改めて長岡郡國分寺に於て、毎年十月六日より同十二日迄、國中の僧侶を聚めて、法華經千部の供養をなせり、其の後長宗我部沒落して、慶長六年山内一豐入國に及びて曰く、我は長宗我部の亡者を弔ふ謂なし、孔子も非其鬼而祭之諂也といへり、今より改めて一宮高鴨大明神(土佐神社)の宮中に於て、國家安全萬民快樂武運長久家門繁昌の祈念をなさんとて、同年十月六日より同十二日まで、國中諸宗の僧侶を聚めて、法華經千部の供養をなせり、之を土佐にては一宮の千部と稱して、桑門の盛事となせり、是より恒例として維新の時まで行はれたり、而して之に參加する僧侶は、駕子に乘り、荷物は番所送りにて悉皆藩費を以て支辨せり、又梵唄に巧ならさる僧侶は、たとへ巨刹の和尙と雖、發聲するを許さすと云へり、惜むらくは其の儀式の詳なることは、今より之を知るを得さるを、
佛寺に在りし神社は、僧侶の供養のみにして、神職として之に與りしことを聞かず、

一、神佛分離以前佛教關係の(又は佛寺に於ける神社關係の)文書記録の種類、及び分離當時に於ける其處置、

神佛分離の際神道に屬するものは、神社に納め、佛教に屬するものは寺院に與へ、神佛兩道によりて書類を分付せしことは、猶ほ器具粧飾に於けるが如し、然れども其書類は廢寺と共に散逸して今存するもの殆ど稀なり、

一、社人社僧の狀況(所屬宗派及末寺其人數等)日常生活、社僧と神官との關係及び維新當事に於ける社僧の實況

社人社僧の狀況は、大社は神職の外に別當と稱して僧侶を附したれとも、格別の規定もなく、只慣例を以て勤めたるものゝ如し、就中土佐神社は社人二十名、社僧二ケ寺ありて、一を善樂寺といひ、二を神宮寺といへり、是皆眞言宗にして、常通寺末なり、常通寺は長宗我部の菩提寺にして、七伽藍の一なり、(土佐郡小高坂村師範學校は其跡)而して社人社僧共に、藩廳より支給せり、職務上の區別は、今より之を知るへからすと雖、神官は京都に於て任官し、社人社僧は藩廳より任命したれは、自ら其位置に高下あるを察するに足れり、又吾川郡長濱村若宮八幡宮の宮記に曰く、慶長五年山內一豐公、當國入部以後、社領壹町餘、祭典米三石(例祭一度分)を被附、社人六名(神主一名禰宜二名佾二名常使一名)社僧一名にして、社殿祭具等(其他社人社僧居宅に至るまで藩費を以て修繕)一切官費たりと見えたり、而して維新

當時に在りては別に取立てゝ擧くへきものなし、

一、維新時代の地方當局の役人及び直接關係者の氏名經歷特に分離に關する行蹟」

明治維新の際神佛分離に付、其事に預りし者數多しと雖、多く事に當りしは北川茂長なり、當事北川茂長は社寺係なれとも、特に改正係と稱して、權大屬北川茂長、少屬濱田八束、近重八潮彥等を共の事に預らしむ、

北川茂長は初め岡本退藏に就き、漢學を學ひ、傍ら皇學を研究し、本居宣長、平田篤胤の學說を信せり、明治二年六月執政に付、下役社事掛を命せられ、同年十一月第七等官從事となる、同三年七月第五等官大從事社寺副參務となり、同年八月第□等官權大屬社寺係を命せられ、同年十一月爾來の官を被免、

濱田八束は平田鐵胤の門人にして、神佛取分の際少屬となり、神祇改正掛を命せられ、西郡を巡回して功あり、後大藏省に出仕し、轉じて地方官(職名詳ならず)となり、國に歸りて土佐神社宮司となる、

近重八潮彥は土方坦藏に就き、萬葉集を研究し、又本居宣長の學說を研修し、濱田八束と共に少屬となり、神祇改正掛として、東郡に出張せり、其時各社に奏せし祝詞現存せり、後出でゝ判事となる、京都帝國大學敎授理學博士近重眞澄の父なり、

一、神佛分離に對する當時民心の傾向、幷に分離以前以後に於ける信仰狀態の變遷」

土佐國は國宰野中良繼(兼山)南學の傳統を承けて、儒を尙ひ、佛說を排けし結果、有諦階級卽ち士族は佛を信ずること甚だ薄く、只德川政府佛法宗門の制度によりて、佛式を以て祖先を祭るに過ぎざりしが、神佛分離に至りて、神祇崇敬の念厚く、各家先を爭ひて祖先の祭式を神式となし、神道に違はんことを恐れたるものゝ如かりき、然れども徒らに私福を祈るか如きは、下等老女の行爲として之を恥ちたり、而して今は卽ち之に異り、神道各派の教會は、各地に起り、佛寺は漸次再興し、耶蘇教會は各處に設立せらるゝと雖、氏神の祭典寂寞として參拜する者日に減少せり、

一、神佛分離說の由來淵源に就ての故老の意見

土佐國人は佛教を信ぜざりしのみならず、古來神道家其の人に乏しからず、其著しき者は谷丹三郎重遠、戶部助五郎良煕、田内喜三次眞鋤等にして、皆各々著述ありて、國内の人を指導せしかば、國體を重んじ敬神の道も亦厚くなれり、加之維新の際に至り、水戶派の學大に行はれ、迪彝篇、草偃和言等の書は、勤王有志の間に大に行はれ、諸生は會澤の新論、藤田の弘道館記述義を研修せり、此の間に在りて平

田篤胤の學說も亦大に行はれたり、先輩諸家の說に曰く、佛教は外國の一說にして、神道は我が祖宗の大道なり、而して久しく佛說の爲めに、我が祖宗の大道を惑亂せらると雖、今や天運循環して、王政復古の時に會せり、此の時に際して、佛說を斥け、祖宗の大道を發揮するは、固より其所なりと、萬人一齊何人も亦異說を唱ふる者なきは、有識階級の一齊に祖先祭を神式に改め、出家にして還俗して神官となる者多きを見て知るべきなり、

一、排佛毀釋の狀況(寺院建築、佛菩薩の圖像、經卷、佛具、梵鐘等の處置、寺領、寺院境內地に及ぼしたる影響並僧俗等)

元來土佐國の寺院は、信徒の寄附によりて成る者は甚だ少く、小寺は格別、少しく大なる寺に至りては、造營は藩廳よりせられ、寺領寺床も皆之を給せられたり、然るに廢藩置縣となるに及んで、寺領は廢せられ、造營は止りたるを以て、最早寺院を維持すべき途なく、一般の人心も大に神道に傾き、僧侶と雖、續々還俗して神職となる者多きを見て、當時の狀勢を察すべきなり、只獨り眞宗のみは依然として存在し、他宗の廢寺によりて、檀徒は眞宗に聚り來りたるを以て、從來の維持に窮したるものと雖、挽回に赴きたり、然るに他宗は之に異り、寺領は廢せられ、造營は

止まり、寺地は取上けられ、僧侶は時勢に刺激せられて、還俗する者多く、佛像を最寄の寺に送らんとすれとも、其寺甚少く、其處置に窮し、或は村内小堂に納めたる者もあり、現に高岡郡日下村小村神社の別當寺は、神宮寺と稱し、眞言宗にて、常通寺末なるが、廢寺となりて、村民其の所置に窮し、同村江尻山なる小堂に納め、數年の後朽腐に任せ、今は完全なる佛體甚だ少しと云ふ、或は又圖像佛具等は、窃に之を賣り拂ひ、還俗の資に供せし者もありとか、實に慘狀目も當てられさる狀況なりき、而して梵鐘のみは、安政元年十二月二十三日、太政官符に諸國寺院之梵鐘除古來名器及報時之鐘、其他悉可鑄換大砲との命により、寺院より梵鐘を徴發して、土佐郡旭村石立の鑄造場に於て、之を鑄潰したれは、廢寺の時は幾何も無かりき、此時土佐郡潮江村妙國寺梵鐘は、呂律に協ふと云ふを以て、其の厄を免かるゝを得たりしは、機智に富めりと云ふへきか、

上述の如く、僧侶は寺領廢せられ、時勢に刺激せられ、還俗するもの多かりき、此の時社寺係北川茂長は、僧侶にして還俗するは、職を失ふにより、同情すべきものあり、相當資祿を與へて、其堵に安んせしめんとの議を建てたりしも行はれさりしと云ふ、

〔高知縣史要〕第四編事物志　第二章　神社及宗敎　第一節　神社

神峯神社　安藝郡安田村唐濱

祭神　大山祇命

この社、昔は全く兩部にして、神峯寺と稱す、平城天皇大同年中、空海草創の靈場にして、海岸より北里許の山上に在り、往時は夫より尙二十五町許の山奥にありて、現にその礎石を存すと云ふ、その祭祀を奉する者、別當職或は寺持となり、應仁亂の少しく前までは、確かに兩部たり、元和年中野火の爲炎上し、舊記寶物等燒失す、後神峯寺は廢するも、觀音堂獨り存し、神峯觀音と稱し、西國靈場二十七番の札所たりき、明治維新の後、合祀するところの觀音を金剛頂寺に移し、明治五年縣社に列す、

第二節　宗敎

一、佛敎

(上畧)維新後、一般に舊物打破の傾向を呈し、加ふるに明治四年神佛分離の發令あるや、士民皆その趣旨を遵奉し、殊に士格の輩は、父祖の祭儀を神式に更め、僧侶は廢寺

と共に神道に歸依する者多かりき、由來土佐の寺院は、信徒の喜捨によりて維持せらるゝものは、甚だ尠く、小寺は格別なれども、大寺に至りては寺領を給せられ、藩廳より造營したりしを以て、廢佛毀釋の令出づるに及んでは、維持の困難を感ずるのみならず、本縣は他縣に比し、法令嚴刻に勵行せられしかば、寺院の廢滅に歸したるもの甚多く、維新前の寺院六百十五の内四百三十九は廢寺となりたりしも、人心の歸向するところ、再び一般の信仰を喚起し、明治十三年、天台三十九、眞言二十四、淨土五、臨濟九、曹洞九、日蓮十八、眞宗七十三、總計百七十ヶ寺なりしもの、或は再興せられ、或は縣外より移轉して、大正九年には六十八ヶ寺を增加し、天台三十九、眞言三十九、淨土十六、臨濟二十九、曹洞二十四、日蓮卄、眞宗七十八、總計二百四十五ヶ寺となれり、

地藏院　安藝郡安田村唐濱海岸を距る里餘の山上に在り、もと神峯寺と稱し、應仁亂前までは、神峯神社と兩部たり、本尊は十一面觀音正觀音の二軀にして、十一面觀音は行基の作、神峯寺廢頽後、獨り存したる觀音堂の本尊にて、神峯觀音は昔より、地藏院の本尊たりしものなり、觀音堂の創立は、初め行基、神峯山を剏め、延暦年中空海掛錫勤念の際、重修ありし以來、四國靈場として、世に顯る、明治四年神佛分離の時、十一面觀音は金剛頂寺に下附す、二十年舊跡神峰山に還座し、金剛頂寺所轄の下に法

儀を執行せり、これを觀音堂の由緒とす、四十四年十二月、茨城縣より地藏院を觀音堂に移轉併合を出願し、大正元年十月許可せらる、

大日寺　法界山高照院大日寺と稱し、竹林寺の末寺、行基の開基空海の再興にして、本尊は行基作の大日如來なり、往昔は七堂伽藍末寺脇坊ありて、壯觀を極め、慶長以後、寺堂等藩營にかゝれり、明治四年廢寺となり、本堂を大日堂と稱し來りしが、十七年五月再興許可となり、大日堂を本堂とし、今日に至る、國寶二軀あり、

雪蹊寺　もと眞言宗高福寺と稱す、本尊藥師如來なり、後一旦高福山慶雲寺と改めしが、永祿の頃、長宗我部元親、臨濟宗に更む、天正年中元親浦戸移城の後、城下唯一の名伽藍たるを以て、上下の歸依いと深かりき、慶長四年、元親卒するに及び、當寺をその菩提所とし、遺骨を火化し、寺南天甫寺山に葬り、木像を安置し、位牌を立て、法號により寺號を改めて、高福山雪蹊寺、又は少林山雪蹊寺と稱し、僧月峰を以て、中興開山とす、明治初年神佛分離の際より、廢寺となり、元親の木像は別に秦神社の神體としてこれを祭る、十二年十月、再興を許可せられ、四十四年寺地を擴張し、本堂その他の堂宇を再建したり、國寶十六軀の內、木像毘沙門天及脇侍吉祥天、善膩師童子立像三軀中の毘沙門天、左足の內に左の銘ありて、湛慶の作なることを證せらるゝのみな

らず、また極めて優秀を以て聞ゆ、

中尊一體

並吉祥天女

禪尼師童子

以上三尊

法印大和尚湛慶

種間寺　本尾山朱雀院種間寺と號す、往昔胤間寺と記す、本尊藥師如來(國寶)は、百濟佛工の作なり、古へ聖德太子攝津難波に四天王寺草創の際、百濟より佛工を迎へ、造營あり、歸途に就くとき、佛匠等難風に逢ひ、土佐に漂着せしより、海上安全を祈る爲、藥師如來を彫刻し、當寺を建立せりといふ、(用明天皇の朝、)村上天皇の時、藤原信家を勅使として、勅額を賜ふ、爾來幾百年、多少の盛衰あり、正保三年、藩主山內忠義再建ありて、寺領三十石を寄せらる、明治四年、一旦廢寺となり、本尊藥師如來は、秋山村池田觀音堂に移したりしも、十三年再興し、香火絕えざるに至れり、

淸瀧寺　高岡郡高岡町の北方淸瀧山上にあり、醫王山鏡地院(マヽ)淸瀧寺と稱す、本尊は藥師如來(國寶)不動佛十一面觀音にして、空海(或は行基)の開基なり、藩政時代は寺祿を賜

ひ、寺格門頭に列し、屈指の巨刹たり、慶安四年藩主山内忠義、本堂仁王門等を建立し、壯觀を極めしが、寛文八年回祿の災に罹り、緣起及古文書類を烏有に歸せり、明治四年、廢寺となりしも、十三年十一月再興す、二十年頃暴風雨山崩により、寺堂倒壞し衰微を極めしが、近く再建したり、境內西方の山腹密林の中に、高岳親王の古塔あり、古色蒼然として、土佐國中最古の塔と稱せらる、

延光寺　赤龜山寺山院延光寺と稱す、俗に寺山の延光寺といふ、神龜元年行基の開基にして、本尊藥師如來なり、昔日脇坊十二ヶ寺の大伽藍なりしが、長宗我部時代より山內氏入國後、漸次破滅す、藩祖一豐寺領五石を寄附せらる、明治初年廢寺となりしを、二十二年再興の許可を受け、堂宇を建築し今日に及べり、寺寶に延喜十一年鑄銘の彌勒寺鐘あり、古色蒼然頗る雅致に富めり、

福田寺　安藝郡田野村に在り、淨土宗、本尊阿彌陀如來、文治元年の創建にして、僧相尊の開基に係り、正傳寺と號す、元應二年、住侶隆尊二ヶ寺を建立し、一を東光寺、一を西の坊と號し、これを末寺となす、本末屢回祿の災に罹り、維持し難きを以て、三寺を合併し、更に見龍山寶德院福田寺と號す、明治四年廢寺となりしが、十二年再興す、

（下略）

淨貞寺　同郡安藝町黑鳥に在り、曹洞宗なり、元親山淨貞寺と稱す、本尊は釋迦牟尼如來、安藝氏累代菩提寺にして、明應年間、國虎の祖父安藝備後守元親の開基なり、寺內に元親、元泰、國虎三代の墓塔あり、國虎は安藝氏の最後にして、永祿十二年八月十一日、長宗我部勢に攻められ、この寺に自殺するや、家臣皆離散し、獨り老臣有澤石見これに殉す、また老臣黑岩越前は、落城の前、國虎の室一條氏を幡多に送り、事畢りて還り、越て十七日國虎の墓前に殉す、今尙ほ國虎の墓を挾みて、二忠臣の墓並び立てり、當寺は、明治初年、一旦廢寺となりしも、十八年再興せしが、寺道衰へて、滿目荒凉を極め、憑弔の客をして、悽然として轉た懷古の感に堪へざらしむ、

長谷寺　香美郡東川村羽尾の槇寺に在り、眞牧山平等院長谷寺と稱し、臨濟宗にして、本尊十一面觀世音なり、當時は神龜四年聖武天皇の勅願によつて、行基の草創に係り、貞享二年、僧如珊再建し、爾來法燈を傳へて、明治四年に至り、廢寺となり、僅かに本堂を觀音堂として存置せしが、十六年再興し、今日に及べり、展望殊に宜し、寺寶に文明三年鑄造の鐘あり、

豐樂寺 附 藥師堂　長岡郡西豐永村寺內に在り、大田山大願院豐樂寺と稱す、眞言宗、本尊は藥師如來なり、本堂藥師堂は、神龜元年行基の草創にして、仁平元年、佐伯依次、

紀恒忠、八木包相等の本願にて、再興す、その建築様式單純なれども、手法極めて優雅秀美、尤も善く藤原時代の特色を發揮せり、蓋仁平元年修繕の儘保存せしを、元龜年中大風の爲破損せるを以て、天正二年長宗我部元親再興修繕す、山內氏治世中、寺堂の修理渾て官營に屬す、明治四年廢寺となり、本堂は境外佛堂として、藥師堂と公稱し、舊觀を存せり、後十八年豐樂寺を建立再興す、藥師堂は明治三十七年、內務省特別保護の建造物となり、四十三年修繕の大工事あり、堂內本尊藥師如來外二軀の佛像は國寶たり、境內に逆杉の老名木あり、樹齡一千餘年なりといふ、

宗安寺附不動堂　土佐郡十六村宗安寺に在り、臨濟宗、本尊釋迦如來、往昔朝倉城主本山茂宗梅溪の菩提寺にして、構造宏大なりしといふ、天和年間祝融の災に罹り、舊記燒亡す、山內氏入國の後、吸江寺末に屬したりしか、明治初年廢寺となりしも、明治十三年京都妙心寺末となり、再興し小寺を建立す、寺傍不動堂あり、俗に川上不動と稱す、本尊不動明王、脇立增長天持國天を安置す、堂は元祿二年の改築にかゝり、古色蒼然、且境內老樹蓊蔚として、閑寂の趣あり、佛像皆國寶となる、今宗安寺の支配に屬せり、

土佐の廢寺號屆

土佐國廢寺の數は、高知縣史要によれば、四百三十九ヶ寺とあり、南路志翼に廢寺屆を載せたるもの、眞言宗百八十六ヶ寺、曹洞宗九十八ヶ寺、眞宗八ヶ寺、日蓮宗六ヶ寺、禪宗三ヶ寺、總計三百〇一ヶ寺に及べり、左にその全文を掲載す、

〔南路志翼〕九　土佐國諸寺本末調

廢寺號御屆

本山西京岩倉觀勝寺

土佐郡高知小高坂村　常通寺

但西半國談林所惣本寺僧錄所、明治三年五臺山に兼勤、一切御經相成候處、明治七年第一月廢寺號ニ相成候也、

以下常通寺脇坊末寺

同郡同村常通寺脇坊　威德院

明治四年廢

同　福城寺

同		眞樂寺
同		明王院
同		吉祥寺
同		普門寺
同郡廿代町常通寺末寺	明治四年廢	十樂寺
同町	明治二年廢	安養寺
同郡新町	同年廢	金剛院
同郡潮江村	明治四年廢	壽命院
同郡万々村	同年廢	法圓寺
同郡三谷村	同年廢	弘法寺
同郡鰍野村	同年廢	福壽院
吾川郡秋山村	明治三年廢	種間寺
同郡森山村	同年廢	妙見寺
高岡郡新居村	同年廢	池浦寺
吾川郡弘岡上村	同年廢	十輪寺

高岡郡日下村　同年廢　正壽院
同村　同年廢　神宮寺
吾川郡伊野村　同年廢　金蓮寺
土佐郡石原村　同年廢　地福寺
同郡美奈川　同年廢　大谷寺
能津村　同年廢　善住寺
土佐郡去坂村　同年廢　觀正寺
同郡小高坂村　同年廢　法仙寺
同郡福井村　同年廢　五法院
吾川郡仁ノ村　同年廢　別當坊
同郡芳原村　同年廢　柏尾山
土佐郡朝倉村　同年廢　光泉寺
吾川郡內ノ谷村　同年廢　池　寺
土佐郡高知尾戶　同年廢　龍福院

右常通寺本末脇坊共三十二箇寺、

本山西京御室仁和寺末

土佐郡秦善寺村　明治四年廢　樂水寺

本山西京醍醐報恩院末寺

高岡郡宇佐浦　同年廢　福智院

本山西京御室仁和寺末寺

高岡郡久保川　同年廢　岩本寺

右三ヶ寺本寺格

本山西京醍醐報恩院末寺

吾川郡長濱村　明治四年廢　本寺　長樂院

幡多郡伊佐村足摺山脇坊　同年廢　賀寶坊

同　脇坊　同年廢　隆藏院

同　末寺下ノ第村　同年廢　光明寺

同　末寺布村　同年廢　西光寺

同末足摺山奥院　同年廢　白皇山

右足摺山脇坊末寺共五ヶ寺

高岳郡龍村青龍寺脇　同年廢　西之坊
同郡横浪村同寺末　同年廢　源光寺
同郡出見村同（寺カ）　同年廢　千光院
右三箇年青龍寺脇坊末寺
高岡郡佐川乘臺寺末同村　同年廢　東光寺
同郡同村　同年廢　八幡寺
同郡同村　同年廢　宮原寺
同郡同村　同年廢　法輪寺
同郡同村　同年廢　横倉寺
同郡八ッ地村　同年廢　法花寺
同郡片岡村　同年廢　妙福寺
右乘臺寺末寺七箇寺
本山和州小池坊末寺
高岡郡高岡村　明治四年廢　本寺　清瀧寺
同郡戸波村清瀧寺末　同年廢　善福寺

同郡甲原村同寺末　同年廢　來迎寺
同郡北地村同寺末　同年廢　藥王寺
右淸瀧寺本末四箇寺
本山西京醍醐報恩寺末寺
高岡郡須崎村本寺　明治四年廢　大善寺
同郡多野鄕村大善寺末　同年廢　觀音寺
同郡久禮浦　同寺末　同年廢　東林寺
同郡半山鄕　同寺末　同年廢　繁國寺
同郡神田村　同寺末　同年廢　福生寺
同郡土崎村　同寺末　同年廢　眞福寺
同郡須崎浦　同寺末　同年廢　發生寺
同郡吾井鄕　同寺末　同年廢　正善寺
右大善寺本末八箇寺
本山西京醍醐報恩寺末寺
幡多郡安並村本寺　明治四年廢　石見寺

同郡中村　石見寺末　同年廢　大圓寺

同郡田野川村同寺末　同年廢　永安寺

同郡田野浦　同寺末　同年廢　飯積寺

同郡伊田村　同寺末　同年廢　松山寺

同郡蜷川村　同寺末　同年廢　善福寺

同郡山田村　同寺末　同年廢　五法寺

同郡芳奈村　同寺末　同年廢　勝福寺

同郡三原鄉　同寺末　同年廢　興福寺

同郡不破村　同寺末　同年廢　極樂寺

同郡利岡村　同寺末　同年廢　常足院

同郡古津賀村同寺末　同年廢　觀音寺

同郡和田村　同寺末　同年廢　正住寺

同郡有井川村同寺末　同年廢　密嚴寺

同郡伊與木村同寺末　同年廢　隨正寺

同郡寺山　同寺末　同年廢　延光寺

同郡横瀨村　同寺末　同年廢　高尾寺
同郡伊豫野村同寺末　同年廢　瀧嚴寺
同郡入田村　同寺末　同年廢　地藏寺
同郡國見村　同寺末　同年廢　法仙寺
同郡中村　同寺末　同年廢　香山寺
右石見寺本末二十一ヶ寺
長岡郡五臺山脇坊　明治四年廢　中之坊
同　同年廢　妙高寺
同　同年廢　東之坊
同　同年廢　南之坊
同　同年廢　北室院
同郡山田村五臺山末　同年廢　阿彌陀寺
同郡布師田村　同末　同年廢　西山寺
同郡蒲原村　同末　同年廢　延命寺
同郡常通寺嶋　同末　同年廢　西之寺

同郡廿枝村　同末　同年廢　田島寺
同郡笠川村　同末　同年廢　妙樂寺
加賀美郡豐永鄉同末　同年廢　豐樂寺
同郡韮生鄉　同末　同年廢　高照寺
同郡同村　同末　同年廢　寶珠寺
加賀美郡片地村同寺末　同年廢　鹿薗寺
同郡楠目村　同末　同年廢　吉祥寺
長岡郡岩村　同末　同年廢　孝山寺
同郡立田村　同末　同年廢　藏福寺
加賀美郡佐古　同末　同年廢　大日寺
同郡同村　同末　同年廢　月輪寺
同郡山北村　同末　同年廢　恵日寺
同郡同村　同末　同年廢　金水寺
同郡山南村　同末　同年廢　地藏院
同郡王子村　同末　同年廢　西光寺

同郡岸本浦	同末	同年廢	常樂寺
同郡夜須村	同末	同年廢	觀音寺
安喜郡西分村	同末	同年廢	永正寺
同郡和食村	同末	同年廢	蘭城寺
同郡赤野村	同末	同年廢	常願寺
長岡郡吉原村	同末	同年廢	修善寺
同郡片山村	同末	同年廢	藥師院
同郡大埇村	同末	同年廢	大德寺
同郡野田村	同末	同年廢	瑞松寺
同郡篠原村	同末	同年廢	民樂寺
同郡大津村	同末	同年廢	妙音寺
同郡介良村	同末	同年廢	西養寺
土佐郡本山鄉	同末	同年廢	東光寺
同郡同鄉	同末	同年廢	觀音寺
長岡郡佐比谷村	同末	同年廢	佐比谷寺

同郡一宮村　同末　同年廢　善樂寺
同郡同村　同末　同年廢　神宮寺
加賀美郡夜須村　同末　同年廢　常住寺
同郡深淵村　同末　同年廢　壽福寺
右竹林寺脇坊末寺共四十三箇寺
安喜郡津呂村東寺脇坊　明治四年廢　塔之坊
同郡同村　同脇坊　同年廢　上之坊
同郡室津浦　同末寺　同年廢　津寺
同郡佐喜濱　同末　同年廢　大日寺
同郡椎名浦　同末　同年廢　蓮福寺
同郡三津浦　同末　同年廢　皆圓寺
同郡入木浦　同末　同年廢　安勝寺
同郡甲浦　同末　同年廢　千光寺
同郡野根　同末　同年廢　密藏院
同郡津呂浦　同末　同年廢　西光寺

同郡室津　同末　同年廢　地藏院
同郡野根　同末　同年廢　觀音寺
右東寺脇坊末寺十二箇寺
同郡黑耳村西寺脇坊　同年廢　延壽院
同郡同村　同脇坊　同年廢　池之坊
同郡奈半利　同末寺　同年廢　正覺寺
同郡同村　同末　同年廢　神宮寺
同郡同村　同末　同年廢　極樂寺
同郡馬路村　同末　同年廢　金輪寺
同郡魚梁瀨　同末　同年廢　城福寺
同郡吉良川　同末　同年廢　神宮寺
同郡安田村　同末　同年廢　北寺
同郡田野浦　同末　同年廢　西福寺
右西寺脇坊末寺十箇寺
長岡郡國分村國分寺脇坊右同年廢　北之坊

同郡同村　同脇　同年廢　西之坊
同　同脇　同年廢　寶勝院
同　同脇　同年廢　一和尚
同　同脇　同年廢　別當坊
同郡新改村　同末寺　同年廢　長久寺
同郡甫喜山　同末　同年廢　釋尊寺
同郡久禮田　同末　同年廢　在天寺

右國分寺脇坊末寺八ヶ寺

同郡十市峯寺　脇坊　同年廢　光明院
同　脇坊　同年廢　北之坊
同郡同村　末寺　同年廢　吉田寺
同郡同村　同末　同年廢　光目寺
同　同村　同末　同年廢　別當坊
同郡池村　同末　同年廢　慶安寺
同郡仁井田村　同末　同年廢　清導寺

同郡改田村　同末　同年廢　興善寺
同郡同村　同末　同年廢　観音寺
同郡同郡(マヽ)　同末　同年廢　圓福寺
右十市峯寺末十ヶ寺
本山西京醍醐報恩院末寺
長岡郡前濱本寺　明治四年廢　正興寺
同郡下ノ田村正興寺末寺　同年廢　本堂坊
同郡物部村　同末　同年廢　眞福寺
同郡久枝村　同末　同年廢　寶積坊
同郡立田村　同末　同年廢　金田寺
右正興寺本末共五箇年(寺カ)
本山西京御室仁和寺末寺
安喜郡川北村　本寺　明治四年廢　清水寺
同郡同村清水寺末寺　同年廢　観音寺
同郡同村　同末　同年廢　長正寺

同郡安喜浦　同末　同年廢　靜觀寺
同郡同浦　同末　同年廢　觀念寺
同郡同浦　同末　同年廢　寶生寺
同郡伊男木村　同末　圓城寺
同郡畑山村　同末　同年廢　田岸寺
同郡奈比川村　同末　同年廢　聖德寺
右清水寺本末九ヶ寺
本山西京醍醐報恩院末寺
加賀美郡赤岡町　明治四年廢　與樂寺
同郡同町與樂寺末寺　同年廢　正福寺
同郡同町　同末　同年廢　大龍寺
同郡香宗村　同末　同年廢　與雲寺
同郡兎田村　同末　同年廢　金剛寺
右與樂本末五箇寺
惣〆百八十六ヶ寺

右眞言宗本末廢寺號之寺院如此、尤區々月日難相分候、此段御届申候也、

長岡郡第九區五臺山村　竹林寺住職

明治八年三月卅日　北岡了阿㊞

庶務課御中

存在寺御届之事

安喜郡黒耳村西寺脇坊

延壽院

右廢寺ニ相成候段、此間御届申候處、追々詮儀（議）仕候處、存在仕候間、此段御届申候也、

長岡郡第九區五臺山村　竹林寺住職

明治八年四月　北岡了阿㊞

庶務課御中

御届之事

安藝郡第九區羽根村
舊吸江寺末存在　智泉寺

同郡同區同村 舊吸江寺末存在　歡喜寺

同郡同區羽根浦 舊吸江寺末明治四未ノ三月廢絶　大泉寺

安藝郡第八區吉良川鄉北村 智泉寺末明治四未ノ三月廢絶　慶林寺

同郡同區同鄉脇ノ內村 智泉寺末明治四未ノ三月廢絶　延命寺

右之通御届申上候也

明治八乙亥年第四月

安藝郡第九區羽根村 歡喜寺住職　大方慈圓　印

同郡同區同村 智泉寺住職　橋本桃榮　印

高知縣令岩崎長武殿

曹洞宗廢立寺院御届之事

現存御届之事

越前國永平寺末

高知縣下土佐國長岡郡第十六區比江村

曹洞宗

永源寺

右之通現存仕候間御届申上候也

永源寺住職

明治八年四月二日　　山崎碩宗㊞

高知縣權令岩崎長武殿

廢寺御届之事

駿州山脇長源院末

高知縣下土佐國土佐郡潮江　明治四年八月廢寺　小本寺　眞如寺

同所　明治四年五月廢寺　右眞如寺塔頭　般舟院

同所　同曆　五月同　同　香積院

同所　同曆　五月同　同　龍昌寺

同所　同曆　五月廢寺　同末　江林寺

同森　同　三月同　同　鏡峯寺

同縣幡多郡宿毛　同曆　三月同　同　東福寺

同　二ノ宮　同　三月同　同寺末東福寺支配　壽福院
同　柏嶋　同　三月同　同　禪昌寺
同　大嶋　同　三月同　同　洞仙寺
同　押野川　同　三月同　同　桂昌庵
同　大深　同　三月同　同　安養寺
同　宇須々木　同　三月同　同　圓覺寺
同　橋上　同　三月同　同　清學(マヽ)寺
同　福良　同　三月同　同　福泉寺
同　春遠　同　三月同　同　極樂寺
同　伊豫野　同　三月同　同　永昌寺
同　內ノ浦　同　三月同　同　宗樂寺
同　中村　同　三月同　豐後國横手泉福寺末小本寺　大用寺
同　大宮　同　三月同　右大用寺末　溪福寺
同　奥屋內　同　三月同　同　高運寺
同　藤野川　同　三月同　同　長明寺

同田出川	同	三月同	同	妙林寺
同窪川	同	三月同	同	宗福寺
同津野川	同	三月同	同	龍泉寺
同勝間	同	三月同	同	隨願寺
同鵜ノ江	同	三月同	同	地福寺
同田野々	同	二月同	豫州宇和島龍澤寺末 小本寺	五松寺
同江川	同	二月同	右五松寺末	長善寺
同大用	同	二月同	同	大安寺
同江師	同	二月同	同	極樂寺
同北ノ川	同	三月同	同	歡喜寺
同大井川	同	三月同	同	宗福寺
同小野	同	三月同	同	願成寺
同十川	同	三月同	同	眞光寺
同縣高岡郡須崎	同	三月同	豫州宇和島龍澤寺末 小本寺	元亨院
同郡大野見	同	三月同	元亨院末	天祐寺

同	中津川	同	三月同	同	青蓮寺
同	平田	同	三月同	同（マゝ）小本寺	藤林寺
同	郡貝ノ川	同	三月同	右藤林寺末	定福寺
同	才角	同	三月同	同	正福寺
同	姫之井	同	三月同	同	圓福寺
同	弘見	同	二月同	同	金積寺
同	小蔦目	同	三月同	同	林泉寺
同	橘村	同	三月同	同	大行寺
同	芳澤	同	三月同	同	宗源寺
同	周防形	同	三月同	同	眞法寺
同	樫浦	同	三月同	同	西福寺
同	西泊	同	三月同	同	觀音寺
同	黑川	同	三月同	同	喜運寺
同	天地	同	三月同	同	妙吉寺
同	有永	同	三月同	同	佛願寺

同縣土佐郡江ノ口	同	八月同	防州鳴瀧泰雲寺末 中本寺	瑞應寺
同所	同	三月同	右瑞應寺塔頭	芳心院
同　高岡郡久禮	同	八月同	同寺末　小本寺	常賢寺
同郡用石	同	三月同	同	妙福寺
同縣香美郡香宗	同	三月同	同	寶鏡寺
同　楠目	同	三月同	同	豫岳寺
同　五百藏	同	二月同	同	報恩寺
同　楮佐古	同	四月同	同	福泉寺
同　岡ノ內	同	三月同	同	誓渡寺
同　久保	同	三月同	同	宗安寺
同縣安喜郡安喜	同	四月同	同　小本寺	淨貞寺
同　柏木	同	二月同	同　小本寺	松林寺
同　野根	同	三月同	同　小本寺	永德寺
同　奈半利	同	四月同	同	大圓寺
同　野友	同	四月同	同	萬福寺

同縣高岡郡上ノ加江	同	二月同	右常賢寺末	禪源寺
同　新在家	同	二月同	同	正法寺
同　久保川	同	三月同	同	東光寺
同　中ノ越	同	二月同	同	西福寺
同　伊豫木	同	四月同	同	壽福寺
同　米ノ川	同	三月同	同	大乘寺
同　西川角	同	三月同	同	法福寺
同　興津	同	三月同	同	圓藏寺
同　宮內	同	三月同	同	大安寺
同　小野川	同	三月同	同	地藏寺
同　川ノ內	同	三月同	同	安樂寺
同　床鍋	同	三月同	同	永林寺
同縣安喜郡安田	同	三月同	右淨貞寺末	常行寺
同　井ノ口	同	三月同	同	閑慶院
同　川北	同	三月同	同	光嚴寺

同　東島　同　三月同　同　西法寺
同　下山　同　三月同　同　長國寺
同　土居　同　三月同　同　廣法寺
同　僧津　同　三月同　同　龍德寺
同　唐ノ濱（濱カ）　同　三月同　同　養心院
同　入川內　同　三月同　同　寶積寺
同　西嶋　同　三月同　同　常安寺
同　井ノ口　同　三月同　同　高臺寺
同郡中嶋　同　三月同　右永德寺末　興禪寺
同　內田　同　三月同　同　了德寺
同　大斗　同　三月同　同　城福寺
同　眞砂瀨　同　三月同　同　玉泉寺
同郡小島　同　三月同　右松林寺末　岡通寺
同　和田　同　三月同　同　歡正寺
同　西谷　同　三月同　同　金龍寺

同　安倉　同　三月同　同　彌陀寺

〆九拾九ヶ寺

內

壹ヶ寺　現存

九拾八ヶ寺　廢寺

右各寺廢寺之義ハ、舊藩改革之節、神式御開ニ付、一圓廢佛之御趣意ニ候、依テハ至急廢寺可願出ト、御教諭相蒙リ、一同奉恐察不得止事ヲ依、願ヲ以廢號相蒙リ候間、右譯上申仕候也、

長岡郡第十六區北江村

曹洞宗永源寺住職

山崎碩宗㊞

明治八年四月二日

高知縣權令岩崎長武殿

末寺御調ニ付御屆之事

西京東本願寺直末眞宗永福寺末寺

濱改田村永勝寺

右末寺長岡郡第六區濱改田村ニ有之候處、明治四年五月十日、社寺方ヨリ永勝寺住職西村實吉長男西村虎猪御呼出ニテ、廢寺廢號還俗之上、士族ニ被差入、神葬式取扱、願之通相蒙候節、廢寺廢號ニ相成候事、

眞宗永福寺末寺

八田村智順

右末寺吾川郡八田村ニ智順道場ト稱シ有之候處、久敷ク無住ニ付、寛保元年十月五日、願濟之上、本寺に寄寺仕來候中、自然廢號ニ相成候、尤廢號之年月不分明ニ候事、

眞宗永福寺末寺

破川村　敎意

右末寺高岡郡破川村ニ有之候得共、在存廢號等之譯相記シ無之候故、年月等不分明ニ候事、

右敎意末寺

久喜村　善京

同村　淸齊

右教意末寺ニテ、兩寺共高岡郡久喜村ニ有之候趣、記錄有之候得共、廢號之年月相分不申候事、

一右之外末寺數々有之候得共、所在地寺號等不分明ニ付、相記不申候事、

右之通ニ付此段御屆仕候也、

土佐郡十二區井口村

七拾四番上屋敷住居

明治八年四月

永福寺住職　河野左門㊞

高知縣權令岩崎長武殿

本末御調ニ付御屆之事

西京東本願寺末

眞宗壽念寺末寺

香川郡第廿八區西諸木村清源寺

右寺慶長年中退轉ニ相成候而、阿彌陀堂一間四方ノ小宇而已右地所ニ現存仕、本尊安置有之候、尤右堂內ニ西諸木村中產土神本地佛合祭ニ相成居申候事、

同郡第廿二區西分村　圓隆

右寺天明七未年ヨリ無住ニ而、本寺境內江引移、小堂相設、本尊安置仕居申候ニ付、明治五申八月、右ノ次第明細帖江相認差出置候處、翌六年一月庶務課ヨリ廢號ノ御沙汰ニ相成候事

右之通ニ付此段御屆仕候也、

明治八年四月

吾川郡第廿八區甲殿村二番屋敷

眞宗壽念寺住職

小島智靜㊞

高知縣權令岩崎長武殿

内務省御達ニ付日蓮宗寺院惣計記

一甲斐國身延山末日蓮宗一致派

高知縣管轄土佐國土佐郡第六區潮江村上町

中本寺　神力山　要法寺

一　本寺境内　養運院

一　本寺境内　本明院

一　本寺境内　壽仙院

一要法寺末同國同郡同村　一要山　妙修寺

一右同末　右同所　圓德山　淨眼寺

一右同末　右同所　華蘭山　善法寺

一右同末　右同所　泰照山　寶藏寺

一右同末　右同國吾川郡秋山村　蓮乘山　池田寺

一右同末　右同國長岡郡後免町　吉祥山　藤棠寺

一山城國妙顯寺末日蓮宗一致派

高知縣下土佐國幡多郡有岡村

中本寺　有岡山　眞靜寺

（頭注）日蓮宗ハ本山ノ直末寺ヲ中本寺ト云、假令ハ要法寺ニ孫末寺アレハ、孫末寺ノ本寺ハ、要法寺ノ末寺ナリ、此本寺ヲ小本寺トイフ、

一眞靜寺末右同國同郡同村　寶珠山　妙藏寺

一右同末　右同國同郡芳名村　壽量山　妙本寺

一甲斐國身延山末　右同國高岡郡佐川本村　本具山　妙像寺
一右同末　右同國幡多郡宥毛村　法雲山　妙榮寺
一山城國本法寺末　右同國安藝郡甲ノ浦　常賢山　萬福寺
一土佐國要法寺末　右同國土佐郡潮江村　高見山　常住菴
一同末　右同國高岡郡宇佐浦　攝心山　妙照菴
　右拾七箇寺ハ要法寺達シ下幷ニ末寺也、
一山城國頂妙寺末日蓮宗一致派
　高知縣下土佐國土佐郡潮江村
中本寺　天高山　妙國寺
一妙國寺末　同國香美郡田村　天高山　細勝寺
一右同末　右同所　若一山　本正寺
一右同末　右同所　天王山　藏福寺
一右同末　右同國同郡王子村　金銀山　大願寺
一右同末　右同國安藝郡浮津村　宮地山　中道寺
　惣計廿四箇寺　現存寺分

已上

廢絶之寺院記

一甲斐國身延山末　土佐國幡多郡中村　妙國寺

右ハ明治四年二月當住神葬式依好、廢寺ノ上還俗、

一山城國妙顯寺末　右同國同郡柏島浦　法蓮寺

右明治五年三月右妙國寺同斷、

一右同末　右同國同郡佐賀村　妙光寺

右明治四年四月右法蓮寺同斷、

一土佐國要法寺末　土佐國安藝郡横山ノ内江川村　最福寺

右明治四年三月領主五藤氏、神祭ニ相改ニ付廢寺トナル、住僧ハ僧道ヲ守立ス、

一土佐國妙國寺末　右同國長岡郡種崎浦　頂本寺

右明治四年二月住僧神葬祭式依好、廢寺之上還俗、

一土佐國眞静寺末　右同國幡多郡森澤村　妙泉寺

右ハ天保年間燒失ニ付、再建志願ノ處、資本金、時之住職所持仕出奔、其後寺號ノミ有ル處、御一新ノ際寺號廢絶、

合六箇寺廢絶

右之通ニ御座候也、
明治八年五月二日
土佐郡第六區潮江村上町
日蓮宗要法寺住職
釋氏日曼印
庶務課
戸籍御係
公文修壽殿

從前ゟ末寺無之して中本寺之格ニテ召之來候分
末寺之儀ニ付御届之事
東本願寺末中本寺　眞宗永福寺末
濱改田村　永勝寺
右末寺長岡郡第六區濱改田村有之候處、明治四年五月十日、社寺方ヨリ永勝寺住職
西村實吉長男西村虎猪御呼出ニテ、廢寺廢號還俗之上、士族ニ被差入、神葬式取扱願

之通相蒙候節、廢寺廢號ニ相成申候事、

眞宗永福寺末寺
八田村　智須

右末寺吾川郡八田村ニ智須道場ト稱シ有之候處、久敷ク無住ニ付、寛保元年十月十日、當寺に寄寺仕來候中、自然廢號ニ相成候、尤寺號之年月不詳候事、

右之外末寺數々有之候趣ニ候得共、所在地寺號等不分明ニ付、相記不申候事、

右之通ニ候間此段御屆仕候也、

土佐郡第十二區井口村七十四番屋敷
眞宗永福寺住職　河野左門

明治八年三月

高知縣權令岩崎長武殿

末寺之儀ニ附御屆之事

東本願寺中本寺眞宗　千蓮寺末寺
井口村善龍寺

右善龍寺儀、土佐郡第十二區井口村草庵有之候處、天保二卯年ヨリ千蓮寺に合寺、其以來兼務仕居申候處、明治二年ノ頃、只今住職一静上京、留守之砌、廢號之御沙汰相蒙候趣ニ御座候、此段御屆仕候也、

土佐郡第十區北奉公人町百七十三番屋舖居住

千蓮寺住職

河野一静㊞

明治八年三月

高知縣權令岩崎長武殿

高知縣下日蓮宗寺院惣計記

一甲斐國身延山末日蓮宗一致派

高知縣管轄土佐國土佐郡第六區潮江村上町

中本寺　神力山要法寺

一　本寺境內　養運院

一　右同斷　本明院

一　右同斷　壽仙院

一要法寺末同國同郡同村　一要山　妙修寺

一右同斷　右同所　圓德山　淨眼寺

一右同斷　右同所　華藏山　善法寺

一右同斷　右同所　泰照山　寶藏寺

一右同斷　同國吾川郡秋山村　蓮乘山　池田寺

一右同斷　同國長岡郡後免町　吉祥山　藤榮寺

一右同斷　同國土佐郡潮江村　高見山　常住菴

一右同斷　同國高岡郡宇佐浦　攝心山　妙照菴

右九ヶ寺院二菴ハ要法寺末寺

一山城國妙顯寺末高知縣管轄土佐國幡多郡有岡村

中本寺　要法寺觸下　有岡山　眞靜寺

一眞靜寺末右同所　寶珠山　妙藏寺

一右同斷　同國同郡芳名村　壽量山　妙本寺

一甲斐國身延山末高知縣管轄土佐國高岡郡佐川村

要法寺觸下　本具山　妙像寺

一右身延山末同國同縣下幡多郡宿毛村

要法寺觸下　法雲山　妙榮寺

一山城國本法寺末同縣下同國安藝郡甲ノ浦
要法寺觸下　常賢山　萬福寺

右六ケ寺ハ要法寺觸下

一山城國頂妙寺末同縣同國土佐郡潮江村
中本寺　天高山　妙國寺

一妙國寺末　同國香美郡田村　天高山　細勝寺

一右同斷　右同所　若一山　本正寺

一右同斷　右同所　天王山　藏福寺

一右同斷　同國同郡王子村　金銀山　大願寺

一右同斷　同國安藝郡浮津浦　宮地山　中道寺

右五ケ寺ハ妙國寺末寺

現存分惣計　廿四ケ寺

廢絕之寺院記

一甲斐國身延寺末同縣同國幡多郡中村　妙國寺

明治四年二月當住神葬式依好、廢寺ノ上士族入還俗願濟、

一山城國妙顯寺末同縣同國同郡佐賀村　妙光寺

明治四年四月右妙國寺同斷

一山城國妙顯寺末同縣同國同郡柏島浦　法蓮寺

明治五年三月右妙光寺同斷

一土佐國妙國寺末同縣同國長岡郡種崎浦　頂本寺

明治四年二月右法蓮寺同斷

一土佐國要法寺末同縣同國安藝郡横山之內江川村　最福寺

明治四年三月領主五藤氏神祭ニ相改ニ付、廢寺トナル、住僧ハ僧道ヲ立ツ、

一土佐國眞靜寺末同縣同國幡多郡森澤村　妙泉寺

天保年中燒失ニテ、再延志願者本金積立ノ處、住僧右金所持出奔、其後寺號ノミ有處、御一新ノ際寺號廢絕、

右六ヶ寺廢寺

右之通ニ御坐候也

明治八年四月七日

土佐郡第六區潮江村
要法寺住職
釋氏日曼印

高知縣權令岩崎長武殿

筥崎宮神佛分離に關する調査

筑紫頼定氏報

第一條　神佛分離發令當時に於ける狀況一般幷に分離實行の顚末

本宮に於ても、廢佛毀釋を唱ふるの徒多く、發令さるゝに及び、社僧より力弱かりし社人の輩は、一時的著しく向上し、佛像佛具等は中に不及、佛教關係の物品は、佛臭とて、箱崎町字箱崎大字鯨須磨に於て燒却す、其中には高僧及び名工の作品多かりしと、甚しきに至りては、內陣に御座相成る木像をも、同地に於て燒却し、石燈籠は臺石蓮花を形作するを以て、放生池に沈め、又境內に埋むる等、又今迄社僧たりし者、發令に及び、地藏尊及同寺本尊等の像を細にてくゝり、町中を引廻し、或は石像木像の首を打落し、寺の位牌經書佛畫をも火に納めたる等の行蹟、幸にして本宮本地佛(八幡本地一體)は火入の難を逃れ給ふ、又五智輪院權少僧都賢秀は、當時還俗せずに、五智輪院菩提寺馬出惠光院に轉住し、殘燒の佛教關係の物品を持來り、幾分なりとも保存されしは、我等の喜ぶ可き事也、(右文中の社僧後年に及當時の事を反省し、後悔し

涙を流したりと、但今其人は死去し、後裔は最早絶家の狀態に在り）

第二條　神佛分離以前神社に於ける佛教關係の建築物及び分離當時に於ける其處置

一、本殿　表九間 入三間　社流破風造　壹宇

沿革

天平寶字三年己亥二月、託宣に依り、始て箱崎の標松の下に社殿を創立すと、緣起に見えたり、四度の祝融に罹り、今の本殿は天文十五年、太宰大貳大內義隆の造營也、明治四十年五月廿七日官報を以て特別保護建造物指定、

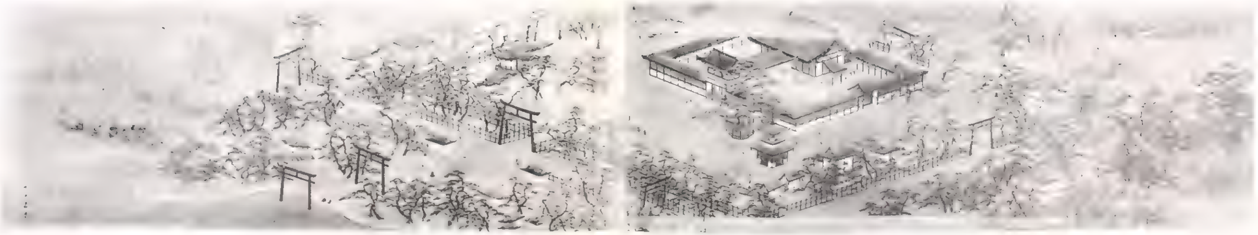
二、拜殿　表三間半 入五間　流破風造　壹宇

沿革

延喜廿一年始めて太宰少貳眞材造立すと、扨て今の拜殿は數度の囘祿に罹り、天文十五年本殿と共に義隆の造立也、但し大正四年五月白蟻の害を受けて改築せり、

三、樓門　表四間 入貳間半　三手先千鳥破風造　壹宇

沿革



長德元年十月太宰大貳藤原有國造立、以後再度の祝融に罹り、此間造營屡あり、今の樓門は、文祿三年十二月小早川左衞門佐隆景の造立也、

明治卅五年四月十七日特別保護建造物に編入、

但し大正六年三月白蟻の害を受け修築したり、

四、廻廊　貳間に廿一間五尺四方　但參門共　大斗肘木化粧屋根造

沿革

樓門の沿革に同じ、

但し白蟻の害を受け、今改築中なり、

五、大渡殿　壹宇

沿革

古來より有來、八月大祭禮の節所用致したるものにして、其造營不詳、但只今は使用せず取除居れり、

六、小渡殿　壹宇

沿革

古來より有來り、德川時代より國主御參詣の時のみ使用致したるものと見ゆ、

七、神前鳥居　間壹丈二尺七寸、高壹丈九尺六寸　壹基
　　　　　　　廻壹丈壹尺四寸

沿革

識者の説多くして、社説に誤りある様申者も有之、此石鳥居は石田三成か小早川隆景此二人の造立説は正説ならんか、石田三成は福岡に於て、天領奉行たりしを以て、八幡宮に鳥居を造立したりと、又一説、小早川は本宮の建築物を全部造營し、此鳥居も隆景の手にて成りしか、今に識者の研究物として、神前に立てり、さて座主坊古文書には、慶長十四年黑田長政建立、鳥居柱銘、筆者は黑田家臣岩崎平兵衞にして、額八幡宮は聖福寺住持九皐和尙之筆とあり、

鳥居柱銘に曰

　豐臣黑田筑前守長政建立

　于時慶長第十四大歲舍已酉季秋中旬

右銘を入れたるは、面白き事なり、

以前より神前に立てるを、長政入國に及び、國主の威光に障るを以て、一度引崩し、以前の銘を削り、右の銘を入れ造立したるものゝ如し、今に銘を削りたる如き所殘れり、

但し共形に於ては、鳥居として、面白きものなり、

八、濱鳥居　間壹丈四尺五寸 高壹丈二尺 廻九尺　石　壹基

沿革

貞享元年黑田光之建立のものなり、

柱銘に筑前國主源姓賜松平氏黑田光之建、貞享元年仲秋望日とあり、

貞享元年黑田光之建立以前は木造の朱塗の鳥居此所に立ち居たりと、

柱銘の筆者は、勅賜萬年崇福禪寺古外和尚也、

額文字は近衞左大臣基凞の筆

九、護摩堂幷佛供屋閼伽井

沿革

寛永十七年黑田忠之建立、分離の際護摩堂は惠光院へ移轉、其他は取除く、

一〇、本地堂幷寶堂門

沿革

古來より有來る、慶安五年國主造立、分離の際取除く、

一一、仲哀殿　五間社流破風造　壹宇

沿革

寬永十四年二月黑田忠之再建

一二、嚴島殿　五間社流破風造　壹宇

沿革

寬永十四年二月黑田忠之再建、明和九年新御建替、

一三、北辰社　壹宇

沿革

安永七年極樂寺町より御引被遊、嚴島殿の側に建繼相成、

一四、若宮殿　三間社流破風造　壹宇

沿革

古來より有來、元和元年黑田長政修築、

一五、住吉殿　一間社流破風造　壹宇

沿革

古來より有之、建築年度及由緒不詳、

一六、若八幡宮　一間社流破風造　壹宇

沿革

往古より有來、元和元年黑田長政修築、

一七、乙子殿　一間社流破風造　壹宇

一八、龍王社　造り前に同じ　壹宇

一九、稻荷社　大斗肘木平屋根造　壹宇

二〇、毘沙門堂　分離の際取除く、　壹宇

二一、荒神堂　壹宇

二二、宇佐殿　大斗肘木流破風造　壹宇

二三、惠比須社　同造　壹宇

二四、相保殿　壹宇

右古來より有來、建築年度及由緒不詳、

二五、燈籠堂　壹宇

沿革

承元二年創立　寛政九年修築、馬出惠光院へ移轉す、

二六、放生堂　壹宇

延喜十九年宮崎宮放生會創められ、池の左に堂を建立、後度々修築、元和年中從神領再建立、

二七、辨財天社（池島殿）一間社流破風造　壹宇

沿革

元和元年三月黒田長政夫人建立、

二八、御旅所　壹宇

沿革

古來より有來、元祿十四年七月黒田綱政再建立、享保十八年故有て解除、享保二十年黒田繼高再建立、

二九、神樂殿　流破風造　壹宇

沿革

往古より有來る、延寶八年國主修築、

三〇、御供屋　平屋根造　壹宇

沿革

往古より有來、明暦二年六月黒田忠之再建、

延寶五年御建替

三一、鐘樓　　　　　　　　　　　　　壹宇

沿革

往古より有來る、明暦二年六月忠之建立、文化四年建替、分離の際解除す、

三二、神厩屋　　　　　　　　　　　　壹宇

沿革

慶安元年八月再建

三三、寶藏　土藏　　　　　　　　　　壹宇

沿革

往古より有之、天和年中再建立、安永十年御建替、

三四、舞臺　　　　　　　　　　　　　壹宇

沿革

慶長十六年二月長政建立

三五、連歌屋　　　　　　　　　　　　壹宇

沿革

往古より有來建築年度及由緒不詳、分離の際取除く、

三六、笆松玉垣　但彩色

沿革

建築年度不詳

三七、涌出石木柵

沿革

內にある涌出石とは大日石とも云ひ、大日經を納むとも、古書に見え、往古よりの遺物也、

三七、走り込井　石造

平一丈四尺三寸

妻七尺五寸

深一丈

欄干高二尺

沿革

火災非常の備に天保十四年信徒より寄附、



五[illegible]勒[illegible]勒[illegible]

[illegible]

彌勒寺
本尊彌勒菩薩、延喜廿一年の託宣に依り造作せられ、後年に及び再作せられ72るもの也、
燈籠堂　慈眼院と號す
十一面觀世音菩薩　承元二年海底出現の像、
右は當時役人の手を逃れて、惠光院に有り、
第三條　神社に於ける佛教關係の圖像の類及び其處置
一、本殿
第三殿　寶滿大菩薩　木像　本地十一面
第二殿　聖母大菩薩　同　同　釋迦
第一殿　八幡大菩薩　同　同　彌陀
二、本地堂
八幡大菩薩本地佛彌陀　脇座二體
右本宮に於ける主要なるものなり、其處置は第四條第三本地堂の處に記す。
第四條　神社に於ける佛教關係の器具粧飾の類及び其處置

一、本殿の分

御簾　但緣赤地金襴金物揚卷共　九枚

御簾　但緣萌黃絹金物揚卷共　九枚

高机　貳脚

柱燈籠　貳拾八

木燭臺　三個

疊　七枚

薄緣　貳枚

中白御幕　片張

巴紋付幕　壹張

二、長講所の分

佛具　惠光院へ持入　壹通

大般若經　但箱入　同　壹部

金燈籠　取除　壹個

三拾三燈明臺　但金物　同　壹個

常香盤　同　壹通
戸帳　但色絹　壹掛
日御供櫃　壹個
半鐘　取除、惠光院へ持入、　壹口
經机　惠光院へ持入　拾脚
壁書板　大小　五枚
釋迦如來尊像　但脇立貳體　壹體
尊像は元瑞應寺本尊なりしも、寛永十年終、長講所へ安置、當時惠光院へ、
疊　拾八枚
脚立　壹個
三、御本地堂之分
阿彌陀如來尊像　黑田忠之寄進　大佛師光慶作　壹體
雨寶童子尊像　同
聖德太子尊像　同
以上三點は當時大濱の町民願ひ受け、同町に安置、今も大濱三丁目に在り、

毘沙門天尊像　傳清賀上人作(等身)　惠光院へ　同

櫃廻

佛具　同　壹面

三方　三膳

拾貳燈明臺　但金物　取除　壹個

疊　但内壹枚ハ半疊　拾八枚

薄緣　壹枚

第五條　神社に於ける佛教關係の官職位階及び其變

座主職　法印權大僧都にして一社中往昔より支配(文政三年辰十月、大宮司被取立、町奉行直支配となる、)

大宮司職　從五位下大和守、石高拾壹石壹斗九升

留守職　河内守、同八石三斗五升

執行職　伊豫介、同八石五升

權大宮司職　九石七斗三升

祝部職　同二石四斗九升

留守職より祝部職までは六位格なり、このことは田村禰宜の談と執行職安部家位牌に前執行正六位上伊豫介包文とあるによる、
油坐職　別に位なし、石高二石二斗四升
傍屋職　同　同壹石六斗三升
神別當職　別に位なし、石高壹石七斗八升
附　座主職仕官次第（仁和寺より御綸旨頂戴）
1. 權律師
2. 權少僧都
3. 權大僧都
4. 法印大和尙位
座主神職に御取立により、大宮司と同席、舊座主と大宮司の二人にて、一社中を支配致樣相成る、
第六條　神社に於ける佛敎關係の祭禮行事儀式作法及び其變遷
祭禮儀式は箱崎社鑑に載す、卽、左の如し、
本社の祭禮神事は、他の社と趣きを殊にし、統て禁裏の祭式に習ひて是を執行す、往

昔は、年中に七十餘度の祭禮神事ありしも、近代は僅に減ぜり、中にも大祭は、正月元日、二月初卯、八月放生會、霜月の初卯、臘月晦日、四極祭、是を年中五度の大祭とそ云ならはせり、正月、四極の祭は、其儀式ひとし、二月、霜月の卯日の二季の祭も、其例異なしと雖も、庭燎の儀式あり、此卯日を八幡大神の祭日に用ゆることは、豐前國宇佐郡菱形の池臺に神と顯れさせ給ふは、卯年の卯日なれば其例によれるなるべし、河內國古市郡の御陵の側に御社を立て、譽田八幡と崇めまつる、欽明天皇の二十年己卯の歳なり、又清和天皇貞觀己卯の歳、山城國男山石淸水に勸請ありき、然れば卯日を八幡宮の祭日とすること、深き理あることとなるべし、（箱崎社鑑）

行事

正月元旦

一、卯上刻に日御供神饌相備後、勤行し、終而當番之殿上役、
　御灯坊幷番僧一番神饌頂戴之事　（廢絕）
一、大般若出仕請定之事　（廢絕）
一、御神饌迎之事　（廢絕）
一、御神事出仕之事　（現存）

同　二日
一、座主坊に上分社人初入事　(廢絶)
同　三日
一、玉取御神事之事　留守請持、(現存)
同　四日
一、座主坊に社僧中初入之事　(廢絶)
一、連歌初御會一巡之事　座主坊請持、(廢絶)
同　九日
一、連歌案內之事　二番請持、(廢絶)
同　十日
一、連歌初御會之事　出席長の下刻、(廢絶)
　但座主坊にて、出席人數は社僧中、其外社家は大宮司、留守、執行、權大宮司迄也、
一、大殿樣星供之事　(廢絶)
同　十一日
一、承天寺勤行之事　(現存)

開山聖一國師の御禮參りに、同寺山中其外法類、辰の上刻集會、拜殿にて勤行、(座主導師)勤行終りて、座主坊に於て御備頂戴有之候事、御禮參の件に就ては、本宮案內記に記載せり、卽左の如し、

悠久なる歲月を經過したる今日に至るまで、年と云ふ年、月の正月十一日、博多承天寺一派の僧侶が、本宮神前に參集して、讀經禮拜の式を執行しない事はない、こは往古同寺の開祖たる有名なる聖一國師が、嘗て唐土より歸朝の際に、會々非常なる風浪に遭遇し、舟將に覆らんとする悲境に陷つた、是に於て、國師は專念一意、遙に本宮の加護を祈願して、無事歸朝する事を得たのである、されば其の奉賽の禮拜として、年々歲々一日の如く、幾百年の今日に至るまで、まだ一回も此の式を怠らないのは、さすがに宗敎家の本領を發揮して、誠に感心の次第である、

其の當時は拜殿に於て、讀經禮拜を禁ぜられしを以て、國道筋一の鳥居前にて、讀經禮拜の式を執行せし由、(座主職被廢てより、惠光院導師となる)然るに數年後以前の通りに復し、現今に及ぶ、

附記　承天寺より參拜の節は、八幡宮へ昆布一折、座主坊へ一束一本(半紙一束扇一本)持參ありし由、只今も、參拜の後、一同筑紫家に於て、點心の後歸山せらる、

同　十三日

一、御本地講請定之事　（廢絶）

同　十四日

一、御備開の事　卯中刻斗　座主坊にて、（廢絶）

一、星供修行の事　北辰社にて修行、（廢絶）

同　十五日

一、御本地講之事　（廢絶）

一、放生會之事　蓮城坊請持（八月のみにて、月次の放生會を廢す、但し、筥崎宮仲秋祭を執行す）

一、長講所節會の事　（廢絶）

同　十八日

一、神前献燈連中家内安全大般若御祈禱之事　（廢絶）

一、鎮氣之事　但初卯より十日前午日迄、御本社幷御末社々僧社家至迄、何も榊を指、神別當迄當日より社僧社家他行を禁の事　（廢絶）

月次の勤行

一、朔日大般若轉讀　八幡宮大廣前にて、（廢絕）
一、十四日　連歌興行（同）
一、十五日　御本地講幷放生會（同）
一、廿八日　不動講（同）
右の外
二季彼岸中勤行（同）
夏中は法華經讀誦（同）
臨時の御祭禮
一、五月十五日騎射　但騎射は途中より致さず、（續行）
一、六月晦日御秡、（同）

第七條　神佛分離以前に於ける慣習の今日に殘存せるもの

社日の汐井取春秋二季
玉取(玉せゝり)正月三日
八月十五日の流鏑馬　等

第八條　佛敎關係の文書記錄の種類及び分離當時に於ける其處置

神社に於ける文書に變化はなけれども、社僧及社人の內癈絕せし處のものは、賣却又は燒却したるを以て、今は僅に田村家と拙家とに殘るのみなり、然して神社に於ける佛敎關係文書の度々福岡地方古本屋の棚中にあるを見付け買取る事あり、

一、田村大宮司家文書

1. 神領

2. 神社關係の書簡

一、筑紫家文書

1. 神社に於ける祈禱文書

2. 社用日誌

3. 神社建築關係文書

4. 社用重要記錄

5. 一社中社僧社人の記錄

6. 仁和寺關係文書

第九條　社人社僧の狀況日常生活、社僧と神官の關係及び維新當時に於ける社僧の實況

1. 社人は大宮司より祝部迄、京都吉田家に於て、官位昇進す、社僧は勸進坊以上は京都仁和寺直末寺にして、座主坊の支配なり、その人數等は箱崎社鑑に見ゆ、卽左の如し、

一、神領五百拾八石三升六合五勺

内

高貳百貳拾壹石八升七合　本社造營料

右は寶暦元年より倉納となる、

同百六石七斗七合四勺　大興山五智輪院彌勒寺當代
座主坊(筑紫賴仝)

同貳拾石三斗貳升六合壹勺　筥陽山金光院寶林寺
赤幡坊(赤幡高麿)

同七石五斗六升　筥陽山寶池院神福寺
蓮城坊(絕　家)

同拾五石四斗七升　筥陽山定禪院景福寺
圓臺坊(絕　家)

同拾壹石壹斗壹升　筥陽山歡喜院道城寺(一乘坊兼帶)
智禪坊(赤幡氏)

同四石八斗五升
同拾四石八斗七升五合
同六石九斗貳升五合
同七石八斗貳升
同八石壹斗三升
同拾壹石壹斗九升
同八石三斗五合
同八石五升
同九石七斗三升
同三石三斗九升
同三石貳升

筥陽山般若院潮音寺（赤幡坊兼帶）
　學頭坊（絕　家）
筥陽山南昌院瑞應寺（座主坊兼帶）
　勸進坊（筑紫氏）
筥陽山大眞院光嚴寺
　一乘坊（絕　家）
筥陽山龍城院金藏寺（蓮城坊兼帶）
　一御灯坊（絕家）
筥陽山寶相院定光寺（圓臺坊兼帶）
　二御灯坊（絕家）
大宮司　田村大和守　田村重次
留守　安部河內守　安部包也
執行　安部伊豫介　阿部（マヽ）包保
權大宮司　大神丹後　大神泰吉
同　仲村若狹　中原定次郎
四ヶ所

同　貳石四斗九升
同　七石貳斗壹升
同　四石五斗九升
同　四石貳斗六升
同　三石貳斗四升
同　壹石六斗三升
同　貳石貳斗貳升
同　壹石三斗
同　壹石五斗五升七合五勺
同　貳石六斗七升
同　壹石五斗七合五勺
同　壹石壹斗三升四合
同　七斗八升
同　壹石三斗壹升壹合
同　貳斗七升四合

祝部　大神多門　大神保幸
壹番　周榮　武內榮太郎
貳番　定意　田代定康
三番　祐誠　穩　猛麿
油坐　奧善吉　印　善吉
餝屋　有馬傳右衛門　有馬松之助
同　柴田吉右衛門（柴田吉右衛門）
同　淸水惣右衛門　（光安市作）
伶人　柴田甚七（川添藤右衛門）
同　柴田久右衛門（柴田市作）
同　荒卷久平　（荒卷光次郎）
權少宮司　柴田與作（西田信次郎）
同　小田利助（柴田利助）
同　柴田與六（柴田幸三郎）
同　西田長次郎（西田作次）

同　貳斗四升四合
同　五斗八升三合
同　六斗四升三合
同　四斗四升一合
同　貳斗四升三合
同　壹石壹斗七升八合
同　四斗三升九合
同　九斗五升九合
同　九斗五升九合
同　九斗五升九合
同　五斗七升壹合
同　五斗七升壹合
同　五斗七升壹合
同　壹石九斗壹升壹合
同　壹石七斗八升

同　西田清吉(西田清六)
同　大神善吉(大神幸次郎)
同　西田仁平(小田七右衛門)
同　柴田茂平(柴田幾次郎)
同　篠崎善次(柴田德作)
同　西田仁助(西田清三郎)
同　西田勘助(東郷貞助)
同　戸簾勝平(戸簾甚平)
同　戸簾伊太夫(戸簾彌三郎)
同　高橋忠太夫(高橋喜平)
同　山口惣右衛門(山口次吉)
同　青木喜平(鶴田善助)
同　古田源之亟(古田惣七)
同　柴田利平(東郷壯次郎)
神別當　戸簾和三大夫(戸簾清七)

同四石八升貳合　　鐘撞音識(絶家)

以上

右の社坊の外無緣寺にて三ヶ寺、

筥陽山　松林寺　荒神堂

補陀落山　觀音寺　慈眼院

瑠璃山　醫王寺　惠光院

あり、座主坊末寺たり、尤慈眼院、惠光院は社中の結緣寺なり、

2. 日常生活とて別に記す事なし、故に茲に其人々の如何にして神社奉仕し居たりしや、その職を記す、

(イ)座主坊　一社中支配(仲哀殿、御本地堂、護摩堂、乙子殿、北辰社毘沙門堂請持、荒神堂支配)

(ロ)赤幡坊　上十日外陣灯明諸勤行

(ハ)蓮城坊　若宮殿上十五日灯明五日番諸勤行

(ニ)圓臺坊　同　下十五日　同

(ホ)智禪坊　御本地講幷連歌

(ヘ)學頭坊　御本地講幷五日番

(ト)勸進坊　彼岸祭御本地講五日番諸勤行
(チ)一乘坊　月次連歌　彼岸祭
(リ)一御灯坊　中十日外陣灯明諸勤行
(ヌ)二御灯坊　下十日外陣灯明諸勤行
(ル)大宮司　奉幣役幷御供取次役
(オ)留守　同上役、初卯御祭禮柱灯籠仕出
(ワ)執行　同上役
(カ)權大宮司　御供取次役
(ヨ)四ヶ所　同上役
(タ)祝部　奉幣役御供取次
(レ)一番　上十日御床灯明日御供
(ソ)二番　中十日同
(ツ)三番　下十日同
(ネ)御油座　初卯御祭禮灯明油役
(ナ)傍座　末社御供取次神輿傍役

(ラ)伶人　樂役
(ム)神別當　御供添役
(ウ)鐘撞
此外社家權小宮司座及び神樂座等あり、
如斯役を以て奉仕し、内には風流なる者あり、音樂又は和歌發句連歌等の會を催したる事あり、然れども社人は社僧より石高少なく、座主より大宮司を始め、社人一同金錢借用に及びたる文書多く存せり、然して當時に於ては知行も減り生活難に陷りたりと、

第十條　廢佛毀釋の狀況(寺院建築、佛菩薩の圖像經卷佛具梵鐘等の處置、寺領寺院境内地等に及ぼしたる影響幷に僧侶の還俗等)

五智輪院　座主坊彌勒寺

一、彌勒堂四間に三間
延喜二十一年の託宣に依り創立せらる、維新當時迄ありしは、享保年中改築したるもの也、(取除)

一、護摩堂

慶安五年黒田忠之再建、（取除）

一、客殿七間に五間半弁玄關

一、唐門一間に五尺（以上二點は保存出來ず取除）

一、表向塀廻り路次（現存）

右寛永年間忠之御再建、

一、仁王門三間に一間半

右寛永年中忠之再建後大破に付、寶暦三年に建替、（保存不出來に依取除）

一、書院

右は慶安五年忠之再建（現存）

一、庫裏九間に八間

往古より有來、小早川及黒田長政等修築、寛政十年四月再建、（明治十三年春三月、那珂郡金平本願寺派大光寺本堂として、金二百六十五圓と米二俵代金六圓にて讓渡す。）

赤幡坊寶林寺

一、護摩堂　一、客殿　一、庫裏

右當時迄ありしは文化二年御建替　（取除）

曼茶羅及佛菩薩の圖像　經卷（經卷の重なるものは大般若經法花經等）佛具類は、座主、赤幡のを主とし、八幡宮内の品を燒却したる時、町民の手に入り居りたるもの等を筑紫郡馬出惠光院に保存す、

梵鐘は賣却したりといふ（賣却先不明、或は先方にて鑄潰せしならん、）

寺領は座主、赤幡、惠光院、學頭坊の外は悉皆召上られ、境内も上地となり、故に末寺の社僧は座主より僅少の金子を受取、商人となり、或は郷里に歸り農民と相成、座主法印權大僧都賢存は、

今般依

朝命社僧被廢候に付、是迄之格祿被召上、新に神職御取立、五十石被下、獨禮被仰付、

御社役筋申合、入念可相勤候事、

八月

右明治元年八月十四日藩廳に於て、當時家老小河民部より口達あり、國命により、院號を廢し、還俗し、筑紫大學と改め神職となる、

黑田長知家督の際、明治二年已被相渡、

田村備後守
筑紫大學
一社中

御代替リ毎ニ御判物頂戴被仰付候御先例ニ候ヘ𪜈、當御代ヨリ、諸社寺同樣改メ、頂戴不被仰付候條、毎事御先代之通相心得可申候事、

四月

此節御一新に付、座主坊新に神に御取立被仰付候條、以來御寄附山之儀は、貴殿共兩人に而被致支配候樣、內膳殿被仰聞候條、前書之通可被相心得候、依而奥繼如件、

濱　新五兵衞　判

明治二年巳七月

惣郡令主宰兼帶
小河織右衞門　判
同　村山角右衞門　判

田村備後守殿
筑紫　大學殿

明治維新神佛分離史料　卷上終

大正十五年三月十五日印刷
大正十五年三月二十日發行

明治維新神佛分離史料奥附

定價 金參拾六圓
全三卷

編者 村上專精
辻善之助
鷲尾順敬

發行者 東京市下谷區上野櫻木町五番地
株式會社東方書院
右代表 三井晶史

印刷者 東京市京橋區南水谷町七番地
長尾文雄

發行所 東京市下谷區上野櫻木町五番地
電話淺草四二九二
振替東京六八六壹壹
株式會社 東方書院

（日進舍印刷・眞貝製本）